

令和 7 年 11 月 27 日 開会
令和 7 年 12 月 12 日 閉会

第 441 回

長野県議会（定例会）

会 議 録

第441回長野県議会（定例会）会議録目次

11月27日（木曜日）

応招議員及び不応招議員の席次及び氏名	1
開 会 午後1時	
会議録署名議員決定の件	5
新任理事者の紹介	
教育委員会委員 伴 美佐子 君	6
諸般の報告	6
説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	
令和6年度長野県内部統制評価報告書について	
令和7年度定期監査の結果に関する報告について	
現金出納検査結果	
職員の給与等に関する報告及び勧告について	
会期決定の件	6
知事提出議案の報告	6
第1号より第44号まで及び報第1号より報第16号まで	
提出議案の説明	
知 事 阿 部 守 一 君	9
延 会 午後1時27分	

12月2日（火曜日）

開 議 午前10時	
諸般の報告	19
人事委員会意見回答	
知事提出議案の報告	19
第45号	
行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑	
林 和 明 君	20
奥 村 健 仁 君	31
共 田 武 史 君	38
休 憩 午前11時53分	

再　　開　午後１時	
荒　井　武　志　君	51
大　井　岳　夫　君	61
小　林　陽　子　君	71
休　　憩　午後２時56分	
再　　開　午後３時12分	
加　藤　康　治　君	82
グレート無茶　君	90
小　林　君　男　君	99
延　　会　午後４時38分	

12月３日（水曜日）

開　　議　午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

両　角　友　成　君	109
竹　内　正　美　君	116
小　山　仁　志　君	130
休　　憩　午前11時53分	
再　　開　午後１時	
宮　下　克　彦　君	140
向　山　賢　悟　君	154
休　　憩　午後２時18分	
再　　開　午後２時34分	
和　田　明　子　君	160
早　川　大　地　君	170
延　　会　午後３時47分	

12月４日（木曜日）

開　　議　午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

川　上　信　彦　君	185
丸　山　寿　子　君	193

垣内将邦君	201
休憩 午前11時31分	
再開 午後1時	
勝野智行君	210
竹村直子君	216
佐藤千枝君	223
休憩 午後2時26分	
再開 午後2時42分	
花岡賢一君	233
望月義寿君	242
延会 午後3時34分	

12月5日（金曜日）

応招議員の席次及び氏名	249
開議 午前10時	
行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑	
勝山秀夫君	251
毛利栄子君	257
青木 崇君	266
休憩 午前11時37分	
再開 午後1時	
寺沢功希君	279
清水正康君	295
休憩 午後2時29分	
再開 午後2時45分	
宮澤敏文君	306
知事提出議案委員会付託	312
第1号より第44号まで	
請願・陳情提出報告、委員会付託	312
請願（請第15号）	
陳情（陳第570号より陳第594号まで、陳第596号より陳第720号まで、 陳第722号より陳第729号まで、陳第731号及び陳第732号）	

陳情取下げの件	313
議員提出議案の報告	313
議第1号より議第13号まで	
提出議案（議第7号）の説明	
小林陽子君	325
散会 午後3時18分	

12月12日（金曜日）

開議 午前11時	
諸般の報告	331
説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	
知事提出議案の報告	331
第46号	
提出議案の説明	
知事阿部守一君	332
休憩 午前11時6分	
再開 午後1時	
知事提出議案に対する質疑	
寺沢功希君	334
続木幹夫君	339
奥村健仁君	344
加藤康治君	348
山口典久君	352
知事提出議案委員会付託	356
第46号	
休憩 午後2時23分	
再開 午後4時25分	
委員会審査報告書提出報告	357
決算特別委員長報告	
委員長花岡賢一君	357
県民文化健康福祉委員長報告	
委員長清水正康君	359

環境文教委員長報告	
委員長 百瀬 智之 君	360
危機管理建設委員長報告	
委員長 竹内 正美 君	362
産業観光企業委員長報告	
委員長 丸茂 岳人 君	363
農政林務委員長報告	
委員長 埋橋 茂人 君	364
総務企画警察委員長報告	
委員長 大畑 俊隆 君	366
第24号に対する討論	
藤岡 義英 君	367
閉会中継続審査及び調査の申し出	369
閉 会 午後5時3分	

令和 7 年 11 月 27 日

長野県議会（定例会）会議録

第 1 号

令和 7 年 11 月

第441回長野県議会(定例会)会議録(第1号)

令和7年11月27日(木曜日)

応招議員の席次及び氏名

1 番	飯	田	市	竹	村	直	子
2 番	安	曇	野	小	林	陽	子
3 番	上	田	市	林		和	明
4 番	長	野	市	勝	山	秀	夫
5 番	長	野	市	グ	レ	ー	ト
6 番	大	町	市	奥	村	健	仁
7 番	松	本	市	青	木		崇
8 番	上	伊	那	垣	内	将	邦
9 番	飯	田	市	早	川	大	地
10 番	東	御	市	佐	藤	千	枝
11 番	塩	尻	市	丸	山	寿	子
12 番	須	坂	市	小	林	君	男
13 番	松	本	市	勝	野	智	行
14 番	長	野	市	加	藤	康	治
15 番	松	本	市	小	林	あ	や
16 番	上	伊	那	清	水	正	康
17 番	伊	那	市	向	山	賢	悟
18 番	上	田	市	山	田	英	喜
19 番	佐	久	市	大	井	岳	夫
20 番	茅	野	市	丸	茂	岳	人
21 番	佐	久	市	花	岡	賢	一
22 番	長	野	市	望	月	義	寿
23 番	長	野	市	山	口	典	久
24 番	佐	久	市	藤	岡	義	英
25 番	下	伊	那	川	上	信	彦
27 番	佐	久	市	小	山	仁	志

28 番	千	曲	市	竹	内	正	美
29 番	諏	訪	市	宮	下	克	彦
30 番	木 曾 郡 木 曾 町			大	畑	俊	隆
31 番	安 曇 野 市			寺	沢	功	希
32 番	岡 谷 市			共	田	武	史
33 番	長 野 市			高	島	陽	子
34 番	千 曲 市			荒	井	武	志
35 番	長 野 市			埋	橋	茂	人
36 番	塩 尻 市			続	木	幹	夫
37 番	松 本 市			中	川	博	司
38 番	松 本 市			両	角	友	成
39 番	上 田 市			清	水	純	子
40 番	諏 訪 郡 富 士 見 町			小	池	久	長
41 番	伊 那 市			酒	井		茂
42 番	須 坂 市			堀	内	孝	人
43 番	南 佐 久 郡 小 海 町			依	田	明	善
44 番	小 諸 市			山	岸	喜	昭
45 番	中 野 市			小	林	東 一	郎
47 番	岡 谷 市			毛	利	栄	子
48 番	長 野 市			和	田	明	子
49 番	北 安 曇 郡 池 田 町			宮	澤	敏	文
50 番	中 野 市			丸	山	栄	一
51 番	飯 田 市			小	池		清
52 番	飯 山 市			宮	本	衡	司
53 番	長 野 市			西	沢	正	隆
54 番	長 野 市			風	間	辰	一
55 番	駒 ケ 根 市			佐 々 木	原	祥	二
56 番	松 本 市			萩	部		清
57 番	上 水 内 郡 信 濃 町			服	部	宏	昭

不応招議員の席次及び氏名

26 番	東 筑 摩 郡 山 形 村	百 瀬 智 之

欠員（1名）

出席議員（55名）

1 番	竹 村 直 子	28 番	竹 内 正 美
2 番	小 林 陽 子	29 番	宮 下 克 彦
3 番	林 和 明	30 番	大 畑 俊 隆
4 番	勝 山 秀 夫	31 番	寺 沢 功 希
5 番	グ レ ー ト 無 茶	32 番	共 田 武 史
6 番	奥 村 健 仁	33 番	高 島 陽 子
7 番	青 木 崇	34 番	荒 井 武 志
8 番	垣 内 将 邦	35 番	埋 橋 茂 人
9 番	早 川 大 地	36 番	続 木 幹 夫
10 番	佐 藤 千 枝	37 番	中 川 博 司
11 番	丸 山 寿 子	38 番	両 角 友 成
12 番	小 林 君 男	39 番	清 水 純 子
13 番	勝 野 智 行	40 番	小 池 久 長
14 番	加 藤 康 治	41 番	酒 井 茂
15 番	小 林 あ や	42 番	堀 内 孝 人
16 番	清 水 正 康	43 番	依 田 明 善
17 番	向 山 賢 悟	44 番	山 岸 喜 昭
18 番	山 田 英 喜	45 番	小 林 東 一 郎
19 番	大 井 岳 夫	47 番	毛 利 栄 子
20 番	丸 茂 岳 人	48 番	和 田 明 子
21 番	花 岡 賢 一	49 番	宮 澤 敏 文
22 番	望 月 義 寿	50 番	丸 山 栄 一
23 番	山 口 典 久	51 番	小 池 清
24 番	藤 岡 義 英	52 番	宮 本 衡 司
25 番	川 上 信 彦	53 番	西 沢 正 隆
27 番	小 山 仁 志	54 番	風 間 辰 一

55 番	佐々木 祥 二
56 番	萩 原 清

57 番	服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

26 番	百 瀬 智 之

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇一郎
副 知 事	新 田 恭 士
危機管理部長	渡 邊 卓 志
企画振興部長	中 村 徹
総 務 部 長	須 藤 俊 一
県民文化部長	直 江 崇
健康福祉部長	笹 渕 美 香
環 境 部 長	小 林 真 人
産 業 政 策 監	田 中 達 也
産業労働部長	米 沢 一 馬
観光スポーツ部長	高 橋 寿 明
農 政 部 長	村 山 一 善

林 務 部 長	根 橋 幸 夫
建 設 部 長	栗 林 一 彦
会計管理者兼 会 計 局 長	柳 沢 由 里
公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正
財 政 課 長	塚 本 滉 己
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	松 本 順 子
教 育 次 長	清 水 寛
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
警 務 部 長	長 瀬 悠
監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉
議 事 課 長	小 山 雅 史
議事課企画幹兼 課 長 補 佐	山 本 千鶴子

議事課担当係長	萩 原 晴 香
議 事 課 主 事	片 桐 美代子
総 務 課 主 査	東 方 啓 太

午後 1 時開会

○議長（依田明善君）ただいまから第441回県議会を開会いたします。

知事から招集の挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本日ここに11月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案につきましては後刻御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

令和 7 年11月27日（木曜日）議事日程

会議録署名議員決定の件

会期決定の件

知事提出議案

本日の会議に付した事件等

会議録署名議員決定の件

新任理事者の紹介

諸般の報告

会期決定の件

知事提出議案

午後 1 時 1 分開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議録署名議員決定の件、会期決定の件及び知事提出議案であります。

●会議録署名議員決定の件

○議長（依田明善君）次に、会議録署名議員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名議員は議長指名により決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議ありませんので、両角友成議員、清水純子議員、小池久長議員を

指名いたします。

●新任理事者の紹介

○議長（依田明善君）次に、新任の県理事者を紹介いたします。

伴美佐子教育委員会委員。

〔教育委員会委員伴美佐子君登壇〕

○教育委員会委員（伴美佐子君）去る10月12日付で教育委員会委員に任命されました伴美佐子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

○議長（依田明善君）次に、百瀬智之議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●会期決定の件

○議長（依田明善君）次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の意見を徴した結果、本日から12月12日までの16日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和7年11月27日

長野県議会議長 依田明善様

長野県知事 阿部守一

令和7年11月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案
- 第 2 号 令和 7 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 3 号 令和 7 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 1 号）案
- 第 4 号 令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 第 5 号 令和 7 年度長野県電気事業会計補正予算（第 1 号）案
- 第 6 号 令和 7 年度長野県水道事業会計補正予算（第 1 号）案
- 第 7 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 号 一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 10 号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 11 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 12 号 長野県都市公園条例の一部を改正する条例案
- 第 13 号 長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 14 号 高等学校設置条例の一部を改正する条例案
- 第 15 号 木曽広域連合規約の変更に関する協議について
- 第 16 号 当せん金付証票の発売額について
- 第 17 号 県庁災害対策用発電設備工事変更請負契約の締結について
- 第 18 号 飯田警察署庁舎ほか建築工事請負契約の締結について
- 第 19 号 飯田警察署庁舎ほか電力設備工事請負契約の締結について
- 第 20 号 飯田警察署庁舎ほか空調設備工事請負契約の締結について
- 第 21 号 交通事故に係る損害賠償について
- 第 22 号 交通事故に係る損害賠償について
- 第 23 号 指定管理者の指定について
- 第 24 号 指定管理者の指定について
- 第 25 号 入院措置事務に係る損害賠償について
- 第 26 号 指定管理者の指定について
- 第 27 号 指定管理者の指定について
- 第 28 号 県営かんがい排水事業小田切地区水路トンネル補強工事請負契約の締結について
- 第 29 号 県営かんがい排水事業菅平地区ダム取水設備更新工事変更請負契約の締結について
- 第 30 号 道路上の事故に係る損害賠償について
- 第 31 号 一般国道361号道路改築工事（姥神峠道路 0 号橋）請負契約の締結について

- 第 32 号 一般国道141号道路改築工事（平原大橋）変更請負契約の締結について
- 第 33 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋）変更請負契約の締結について
- 第 34 号 一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）変更請負契約の締結について
- 第 35 号 一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について
- 第 36 号 松本平広域公園陸上競技場建築工事変更請負契約の締結について
- 第 37 号 松本平広域公園陸上競技場電気設備工事変更請負契約の締結について
- 第 38 号 松本平広域公園陸上競技場競技施設整備工事変更請負契約の締結について
- 第 39 号 松本平広域公園陸上競技場衛生設備工事変更請負契約の締結について
- 第 40 号 指定管理者の指定について
- 第 41 号 情報通信機器の購入について
- 第 42 号 松本美須々ヶ丘高等学校普通教室棟改修工事変更請負契約の締結について
- 第 43 号 小諸義塾高等学校（仮称）新棟ほか建築工事変更請負契約の締結について
- 第 44 号 小諸義塾高等学校（仮称）大体育館ほか建設工事変更請負契約の締結について
- 報第 1 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第 2 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第 3 号 証拠物保管中の事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第 4 号 拾得物保管事務に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第 5 号 交通取締り中の事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第 6 号 雑踏警備中の事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第 7 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第 8 号 入院措置事務に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第 9 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第10号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第11号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第12号 河川隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第13号 急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告
- 報第14号 訴えの提起の専決処分報告
- 報第15号 訴えの提起の専決処分報告
- 報第16号 高等学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の

規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）ただいま報告いたしました知事提出議案を一括して議題といたします。
提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました議案の説明に先立ち、当面の県政課題について御説明を申し上げます。

今月21日、「生活の安全保障・物価高への対応」、「危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」、「防衛力と外交力の強化」を三つの柱とする総合経済対策が閣議決定されました。本県としても、現下の物価高等に的確に対応するため、現在の「長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージ2.0」に更に子育て支援や防災・減災対策、未来に向けた投資の拡大などの観点を加え、新たな経済対策を策定することといたしました。明日取りまとめられる予定の国の補正予算案を踏まえ、県としても経済対策の策定と補正予算案の編成作業を精力的に進めてまいります。重点支援地方交付金などを積極的に活用し、県民の皆様に政策効果を早期に実感いただけるよう取り組んでまいります。

昨日、高市総理も出席した政府主催全国都道府県知事会議の冒頭挨拶で、全国知事会会長として、日本の輝かしい未来を切り拓き、将来世代への責任を果たすためには、人口減少対策、ジェンダー平等の推進、脱炭素社会への移行など中長期的課題への対応が不可欠であり、そのためにも、国と地方の役割分担の改革や地方財政の充実・強化が重要であることを訴えさせていただきました。国民・住民のため、政府とも緊密に連携しつつ、諸課題の解決に全力で取り組んでまいります。

国交正常化60周年という日韓両国にとっての意義深い年に当たり、今月10日から13日にかけて、長野県知事として、また全国知事会会長として韓国を訪問いたしました。

まず、長野県議会日韓親善促進議員連盟や民団長野県地方本部の皆様とともに江原特別自治道を訪問し、金鎭台知事と観光・文化・スポーツなどの分野での交流拡大の重要性を共有し、「交流協力拡大共同宣言」を行いました。来年は友好交流協約締結から10周年を迎えることから、実務レベルで協議を進め、未来志向での協約更新を目指して取り組んでまいります。

全国知事会会長としては、海外プロモーション、国務総理への表敬、そして日韓知事会議に臨みました。小都市への観光誘客を狙ったプロモーションには多くのメディアや観光関係者等

に参加していただき、日本各地への訪問促進につながる手応えを得ることができました。金民錫國務総理には、地方交流を通じて両国の友好と繁栄に貢献していく旨をお伝えし、國務総理からも地方政府間の交流を両国関係の発展につなげてほしいとの御発言がありました。第8回となる日韓知事会議では、「人口減少」と「経済の活性化」をテーマに率直な意見交換を行い、市道知事協議会の劉正福会長との間で、共通する課題に関する経験を共有し、協力を継続することの必要性を確認いたしました。

先月は関副知事を団長とする訪問団が北米を訪問し、県産品PRのためのレセプションや観光セミナー、商談会を開催いたしました。ハワイやカナダのトロントでも経済関係者と交流し、本県の魅力を発信したところです。

今後も、長野県の持続的発展のため、海外との連携を一層深め、観光誘客、輸出促進、人材交流などを力強く推進するとともに、人口減少や気候変動など地球規模の課題にも国際協力のもとで取り組んでまいります。

昨日、公正取引委員会は、本県におけるガソリン価格のカルテル事案について、長野県石油商業組合北信支部が独占禁止法に定める「事業者団体の禁止行為」に該当する行為を行っていたとして、排除措置命令を発出しました。あわせて、同支部に加盟する一部の事業者に対しては「不当な取引制限の禁止」に該当する行為が認定され、課徴金納付命令が行われるとともに、県石油商業組合に対しては申入れが行われたところであります。

これらの行為は、公正な競争を阻害し、県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼすものであり、県民の信頼を著しく損なう許しがたい行為です。また、組合本部が北信支部における不適切な価格調整行為を把握しながら、必要な是正措置を講じなかったことは、組織運営におけるガバナンスの欠如を示すものであり、こうした事態に至ったことは誠に遺憾であります。県石油商業組合は、この状況を重く受け止め、組織としての健全性と透明性を確保するよう取り組むことが必要であり、同時に県民に対して、説明責任を果たし、信頼を回復することが極めて重要です。県としては、今回の排除措置命令等の内容を踏まえ、組織運営が適正になされ、法令遵守が徹底されるよう、厳正に対処してまいります。

全国的にクマの出没と人身被害が相次ぐ中、本県でも既に昨年度を上回る15名の方が被害を受けています。例年10月には目撃件数が減少に転じますが、今年は人の日常生活圏での目撃が219件と9月を上回り、前年同月比約3倍に達するなど、深刻な状況にあります。

このため、今月14日、私を本部長とする「ツキノワグマ対策本部」を設置し、「人身被害ゼロ」を目標に、ツキノワグマ対策総合パッケージ1.0を取りまとめました。「棲み分けの徹底、出没防止策の推進」、「人の日常生活圏に侵入したクマの捕獲の強化」、「緊急対応体制の強化」、「人材の確保・育成と広域連携」、「情報発信・普及啓発と行政体制の強化」の五つの柱のもと、

地域振興局を含む関係部局が一体となって対策を推進してまいります。特に堅果類の不作に伴う出没増加を見据え、捕獲上限をこれまでの2倍の675頭に引き上げ、学習放獣の一時休止を含む確実な捕獲対策を講じます。また、緊急時に備え、県独自マニュアルを活用した訓練を実施し、現場対応力を高めてまいります。

今後ともできる限りの対策を講じるとともに、市町村や関係団体と連携し、県民の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいります。

県立木曽病院が来年4月から分娩受入れを休止する方針を踏まえ、木曽地域の妊産婦の皆様への支援策を検討してまいりました。町村や住民の皆様との協議等を重ね、木曽郡6町村及び木曽広域連合とともに、木曽地域妊産婦支援パッケージを取りまとめました。

妊娠中期までの健診は木曽病院、それ以降の健診と分娩は分娩医療機関が担う体制を前提に、交通費や宿泊費の支援、陣痛タクシーの導入支援、医療機関間の遠隔モニタリング体制整備などを行ってまいります。同様に、二次医療圏内に分娩医療機関が存在しない大北地域についても、今後市町村との協議を進め、必要な支援策を取りまとめてまいります。

出生数が減少する一方で、ハイリスク分娩が増える中、安全・安心の確保を最優先に、将来の周産期医療体制の姿を明確にしていくことが重要です。県では、医師、助産師による「周産期ワーキンググループ」を設置し、地域間・病院間の役割分担や連携の在り方を含め、持続可能な体制構築に向けた議論を進めています。検討結果は来年度の保健医療計画の中間見直しに反映し、確実な実現を図ってまいります。

県立高校における学習環境の質を一層高めるため、施設・設備の改善を着実に進めてまいります。空調整備については、平成24年度の保健室への導入を皮切りに、普通教室や特別教室へ順次拡大してまいりました。近年の猛暑を踏まえ、生徒と教職員の健康を守るため、令和9年度までに夏季に使用する全ての教室等への空調整備を完了させる方針のもと、速やかに整備を進めてまいります。調理室など衛生面の配慮を要する教室、実習機器による室温上昇が著しい教室などを優先的に整備し、設計業務を要さない教室等は、来夏から使用できるようにいたします。また、洋式化や臭気対策、設備更新への要望が多いトイレについても、総合的な整備方針を策定の上、来年度当初予算以降、計画的かつ早期の改善を進めてまいります。

生物多様性は人類の生命と暮らしを支える基盤であり、その損失を防ぎ回復を図ることは、豊かな自然を誇る本県のみならず、国際社会にとっても極めて重要な課題です。

このため、本年4月に施行された地域生物多様性増進法に基づき、来月、「長野県生物多様性センター」を新設いたします。センターでは、環境保全研究所など専門機関の知見を結集し、相談等への助言や環境保全活動の支援、県民の行動変容を促す情報発信などを行います。今後は市町村とも連携し、体制の充実を図りながら、生物多様性の増進に積極的に取り組んでまい

ります。

雄大な山並みや穏やかな田園風景など、美しい景観は本県のかげがえのない財産です。この景観を広域的観点から育成し、磨き上げていく必要があると考え、令和5年8月、長野県景観育成計画の改定について景観審議会に諮問いたしました。

2年以上にわたる審議の末、先月の答申では、県と市町村が方向性を共有するための景観育成ビジョン策定、地域特性を踏まえた広域景観アセスメント制度の導入、景観特性に優れた重点地域の追加指定などについて提言をいただき、現在、その具体化に向けた作業を進めているところです。

信州の景観価値を一層高め、確かな形で守り継ぐため、来年の2月定例会への景観条例改正案の提出も視野に入れ、庁内検討を深めるとともに、市町村等との調整を進めてまいります。

多様な人材が力を発揮でき、働き手の確保や生産性の向上等にもつながる「誰もが働きやすい環境づくり」を力強く進めてまいります。

2030年に目指す旗として信州未来共創戦略で掲げている都道府県版ジェンダー・ギャップ指数の改善に向け、男女間の賃金格差の是正や企業・法人における役員・管理職の男女比改善などに、経済団体等の皆様と連携して取り組んでまいります。

近年、社会問題化しているカスタマーハラスメントは、働く方の心身の健康と組織の生産性を脅かす重大な労働問題です。今年6月に公布された労働施策総合推進法等の一部を改正する法律により、相談体制の整備や発生後の適切な措置など、必要な対応が全ての事業主に義務付けられました。こうした状況を踏まえ、先月30日には、長野労働局や経済・労働団体等と「長野県カスハラゼロ共同宣言」を行い、相談体制の充実や職場環境の改善に向け、関係団体と一体となって取り組む決意を共有したところです。

県組織においても、新たにカスタマーハラスメント対策要綱を制定し、職員の健康と安全を守る体制を強化します。一方で、問い合わせ対応の利便性向上や申請手続のオンライン化、接遇向上のための研修充実など、県民サービスの向上にも努めてまいります。

急速な人口減少の下、地方自治体では専門職員等の不足が深刻化しており、特に小規模町村が多い本県において、必要な行政サービスを持続的に提供するためには、県と市町村が連携して行政体制の最適化を図ることが重要です。

このため、今月開催した「県と市町村との協議の場」では、行政体制や役割分担等を検討するプロジェクトチームと、土木職員の確保など差し迫った課題に対応する三つのワーキンググループの設置について、市長会、町村会と合意いたしました。また、行政体制最適化の一環として、木曽広域連合規約の変更案を今定例会に提出しております。将来人口の減少率が県内で最も大きく、中心市を持たない木曽地域において、県が木曽広域連合に参画し、地域公共交通

や広域観光の分野で県と町村とが一体的に取り組むことを通じて、より効果的・効率的な施策推進を図ってまいります。

現在の長野県が誕生してから150周年となる意義深い2026年が迫っています。県民が一体となって本県の価値や魅力を再発見し、共有し、磨き上げる一年とすべく、長野県150周年記念事業を多面的に展開してまいります。

年内には、事業のコンセプトや県の歩み、関連イベント、記念商品などの情報を集約した特設サイトを開設し、150年の歴史を振り返り未来を展望するショートムービーを公開します。年明けには、県民の皆様は自然、食、文化、産業技術など多彩な価値を再発見し体験いただくため、投稿キャンペーンや県内を巡るデジタルスタンプラリーなどを、プレＤＣとも連携して実施いたします。とりわけ未来を担う子ども・若者世代に向け、学校との連携による探究学習の推進や、若手クリエイターによるポスター制作など、地域への理解と愛着を育む取組を進めてまいります。

長野県誕生の記念日である8月21日には、「つながる長野県」をテーマに記念式典を開催いたします。メイン会場を松本市に設け、県内各地を中継でつなぎ、誰もが関わり参加できるインクルーシブな式典とすることにより、地域や世代などを越えた県民の一体感を創出してまいります。

県民、市町村、企業、各種団体の皆様と力を合わせ、この150周年イヤーが、本県の明るい未来につながる一年となるよう取り組んでまいります。

令和8年度の当初予算編成にあたっては、県民起点・現場重視で、確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を創るとの強い決意で取り組んでまいります。

今回の予算編成方針では、産業競争力の強化、家計可処分所得の向上、持続可能な農業や観光立県の実現といった経済・産業施策に加え、教育・子育て支援の充実、安心・安全な医療提供体制の構築、移動利便性の向上などの暮らしを支える施策、更には脱炭素社会の実現、伝わる広報への転換など、時代の大転換期にあたり特に力点を置くべきテーマを重点項目として掲げました。限られた財源と人的資源をこれらの分野に集中的に投入し、「しあわせ信州創造プラン3.0」の着実な推進を図ってまいります。事業構築にあたっては、データや政策評価を踏まえ、ジェンダー主流化の視点、ＡＩ・デジタル技術の活用、賃金・物価上昇の適切な反映などを徹底します。

来年度の県財政は、社会保障関係費に加え、人件費や公債費の増加等により、厳しい状況が続く見込みです。事務・事業の徹底した見直しによる選択と集中、業務の集約化・外部化などを推進し、メリハリのある予算となるよう取り組んでまいります。

さて、今定例会に提出いたしました一般会計補正予算案その他の案件につきまして、その概

要を御説明申し上げます。

補正予算案は、一般会計64億9,358万6千円、特別会計36万9千円、企業特別会計6,624万1千円であります。

一般会計補正予算案には、これまで述べた施策に加え、医療・介護等提供体制の整備、教育環境の整備、原料米価格高騰への対応、県民生活の安全・安心の確保などに要する経費を計上しました。

医療・介護等提供体制の整備では、介護ロボットやＩＣＴ機器の導入支援により介護施設の生産性向上を後押しするとともに、災害拠点福祉施設の資機材整備等を助成し、ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）の体制強化を図ります。教育環境の整備では、清泉大学農学部（仮称）の新設に伴う施設・設備整備を支援します。原料米価格の高騰に対しては、経営改善に取り組む県内食品製造事業者が県産の酒米や加工用米を購入する経費を緊急的に助成します。また、県民生活の安全・安心を確保するため、春・夏の観光シーズンに向けた道路舗装の修繕や、除雪等により不鮮明となった道路区画線の塗り替えなどを行うための債務負担行為を設定しました。

この補正予算案の財源として、地方交付税47億3,042万7千円、国庫支出金9億7,815万6千円、その他県債など7億8,500万3千円を見込み、計上しました。今年度の一般会計予算は、今回の補正を加えますと1兆311億8,341万6千円となります。

特別会計の補正予算案は、県営林経営費特別会計であります。企業特別会計の補正予算案は、総合リハビリテーション事業など4会計であります。

条例案は、若年層に重点を置いた給与の引上げ改定等を行うための「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」など、一部改正条例案8件であります。

事件案は、飯田警察署庁舎ほか建築工事請負契約の締結についてなど30件であります。

専決処分報告は、道路上の事故の専決処分報告など16件であります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（依田明善君）以上であります。

これらの議案は、来る12月2日から行う質疑の対象に供します。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、来る12月2日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後1時27分延会

令和 7 年 12 月 2 日

長野県議会（定例会）会議録

第 2 号

令和 7 年 11 月

第441回長野県議会(定例会)会議録(第2号)

令和7年12月2日(火曜日)

出席議員(55名)

1 番	竹 村 直 子	28 番	竹 内 正 美
2 番	小 林 陽 子	29 番	宮 下 克 彦
3 番	林 和 明	30 番	大 畑 俊 隆
4 番	勝 山 秀 夫	31 番	寺 沢 功 希
5 番	グ レ ー ト 無 茶	32 番	共 田 武 史
6 番	奥 村 健 仁	33 番	高 島 陽 子
7 番	青 木 崇	34 番	荒 井 武 志
8 番	垣 内 将 邦	35 番	埋 橋 茂 人
9 番	早 川 大 地	36 番	続 木 幹 夫
10 番	佐 藤 千 枝	37 番	中 川 博 司
11 番	丸 山 寿 子	38 番	両 角 友 成
12 番	小 林 君 男	39 番	清 水 純 子
13 番	勝 野 智 行	40 番	小 池 久 長
14 番	加 藤 康 治	41 番	酒 井 茂 人
15 番	小 林 あ や	42 番	堀 内 孝 人
16 番	清 水 正 康	43 番	依 田 明 善
17 番	向 山 賢 悟	44 番	山 岸 喜 昭
18 番	山 田 英 喜	45 番	小 林 東 一 郎
19 番	大 井 岳 夫	47 番	毛 利 栄 子
20 番	丸 茂 岳 人	48 番	和 田 明 子
21 番	花 岡 賢 一	49 番	宮 澤 敏 文
22 番	望 月 義 寿	50 番	丸 山 栄 一
23 番	山 口 典 久	51 番	小 池 清
24 番	藤 岡 義 英	52 番	宮 本 衡 司
25 番	川 上 信 彦	53 番	西 沢 正 隆
27 番	小 山 仁 志	54 番	風 間 辰 一

55 番 佐々木 祥 二
56 番 萩 原 清

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

26 番 百 瀬 智 之

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産 業 労 働 部 長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長
農 政 部 長
林 務 部 長
建 設 部 長
建 設 部
リニア整備推進局長
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長
公 営 企 業 管 理 者
企 業 局 長 事 務 取 扱
財 政 課 長
教 育 長
教 育 次 長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
警 務 部 長
監 査 委 員

北 島 隆 英
村 山 一 善
根 橋 幸 夫
栗 林 一 彦
室 賀 莊 一 郎
柳 沢 由 里
吉 沢 正
塚 本 滉 己
武 田 育 夫
松 本 順 子
清 水 寛
阿 部 文 彦
長 瀬 悠
増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴 子

議事課委員会係長
議事課担当係長
総 務 課 主 査
総 務 課 主 任

風 間 真 楠
萩 原 晴 香
東 方 啓 太
木 下 裕 介

令和 7 年12月 2 日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

知事提出議案

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

○議長（依田明善君）次に、百瀬智之議員から本日及び明日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和 7 年12月 2 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和 7 年11月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第 45 号 人事委員会委員の選任について

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）本件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は提出者の説明を省略することに決定いたしました。

本議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、林和明議員。

〔3 番林和明君登壇〕

○3 番（林和明君）おはようございます。上田・小県地域選出の改革信州の林です。本定例会最初の一般質問の機会をいただきまして感謝を申し上げます。

私は、本県が直面する、まさに持続可能性を揺るがす二つの大きな危機について質問いたします。一つは、県民の命と健康を守る最後のとりでである地域医療の崩壊の危機、もう一つは、県内経済と社会基盤を支える深刻な人材不足です。この2点は、人口減少・少子高齢化が加速する長野県において待ったなしの課題であります。以下、通告に従い順次質問いたします。

まず大きな1点目、健康福祉部所管事項の公立・公的病院の課題について伺います。

現在、全国的に医療機関の経営が悪化しておりますが、とりわけ本県においても、公立・公的病院の経営状況は極めて深刻な事態に陥っていると認識しております。物価高騰による光熱費や資材費の上昇、コロナ禍以降の患者数の戻り鈍化、さらには賃上げへの対応など、病院経営を取り巻く環境は三重苦、四重苦とも言える状況です。

しかし、公的・公立病院は、不採算であっても、地域に必要な医療、すなわち緊急医療、周

産期医療、僻地医療といった政策医療を担う使命を持っています。赤字だからといって撤退することは許されません。そこで、県内の公立・公的病院における深刻な財政赤字の現状について、県はどのように詳細を把握し、その危機感を共有しているのか。認識を伺います。

次に、支援策についてです。

不採算の政策医療を提供し続ける以上、診療報酬という全国一律の公定価格のみに依存した経営には限界があります。国の交付税措置等がありますが、それだけでは賄い切れない構造的な赤字が存在します。地域医療を守るためには、外部環境の変化に左右されにくい安定した経営基盤が必要です。県として、国の対策を待つだけでなく、県独自の財政支援策をより踏み込んで講じていく必要があると思いますが、見解を伺います。

続いて、将来を見据えた医療提供体制の在り方について伺います。

いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据え、国は地域医療構想の策定を進めています。人口減少に伴い、医療需要が変化する中、現状のままの体制を維持することは困難です。特に、従来の2次医療圏といった構想区域の枠組み自体が、生活圏の実態や患者の流入、医師の偏在状況と合わなくなってきている地域があります。

2040年頃を見据えた新たな地域医療構想では、持続可能な医療提供体制の構築に向けて、構想区域の見直しが避けられない課題であると認識していますが、県の見解を伺います。

また、ハード面だけではなく、機能面での再編も急務です。全ての病院がフルセットの機能を持つ時代は終わりました。急性期、回復期、慢性期といった機能分化を明確にし、限られた医療資源を集約・重点化しなければ、共倒れになりかねません。

しかし、病院の再編統合は、地域住民の不安を招きやすく、非常にデリケートな問題です。地域の医療需要を慎重に考慮した上で、病院の再編統合や連携強化を促すため、病院の機能分化を今後どのように進めていくか、県の考えを伺います。

次に、中山間地域等の医療確保についてです。

再編統合の議論が進む中で、地域住民が最も恐れているのは、近くの病院がなくなり、医療空白地帯になることです。僻地等において、医療機関の撤退や縮小は死活問題です。こうした地域では、医師が巡回して診療を行う体制やデジタル技術を活用した遠隔診療が命綱となります。

僻地等において医療空白を生まないための具体的な対策として、巡回診療の充実、遠隔診療の導入推進をどのように進めているのか。また、それらを支える僻地医療拠点病院への支援状況、併せて緊急搬送の要であるドクターヘリの活用について県の見解を伺います。

次に、医療を支える人、医師確保対策について伺います。

地域の医師不足は、依然として解消されていません。特に、地方の公的病院では、大学医局

からの派遣医師に頼らざるを得ないのが実情ですが、大学側も医師不足であり、引揚げの話も耳にします。

大学病院からの医師の派遣は、現時点で地域偏在の解消に十分つながっていると評価をしているのでしょうか。また、特に医師が不足している地域や特定の病院に対し、県として派遣要請の取組をさらに強化するべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、県は、これまで、地域枠医学生への修学資金貸与など長期的な医師育成に取り組んでこられました。しかし、重要なのは義務年限が終わった後です。義務が明けた途端に都市部へ流出してしまつては、地域の医療基盤は定着しません。地域枠や奨学金制度を利用した卒業生について、義務年限終了後も県内にとどまっていただくため、定着率を向上させるためのキャリア形成支援や環境整備などどのような取組を行っているか、伺います。

そして、医師・看護師の働き方改革も待ったなしです。今年4月から医師の時間外労働規制が適用されました。過重労働が常態化している現場では、労働環境の改善なくして人材の確保はあり得ません。しかし、現場からは、人がいないのに休みなど取れないという悲鳴も聞こえます。医師や看護師の働き方改革を推進することは、法令遵守のみならず、医師確保の観点からも重要です。夜間・休日の負担軽減や医師の業務を他職種へ移管するタスクシフト・シェアなど、県内病院における取組状況と県の支援について伺います。

最後に、女性医師や子育て世帯への支援です。

医学部入学者に占める女性の割合が増加する中、出産・育児とキャリアの両立は喫緊の課題です。院内保育所の未整備や短時間勤務制度の不備が原因で優秀な医師が離職してしまうのは県民にとっても大きな損失です。女性医師や子育ての医療従事者が働き続けられるよう、院内保育の拡充や短時間正規雇用制度などを積極的に導入すべきと考えますが、県の取組状況を伺い、これまでの質問を笹渕健康福祉部長に一括して伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には9点お尋ねがございました。

初めに、公立・公的病院の財政赤字の状況と県の認識についてでございます。

令和6年度の公立・公的病院の決算状況を見ると、約7割の病院で赤字を計上しており、前年度と比較しても悪化している状況でございます。赤字の主な要因としては、物価の上昇や人件費の高騰など社会経済情勢の変化が考えられ、診療報酬という公定価格により運営される病院を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にあると認識しております。

次に、不採算な政策医療を提供する公立・公的病院に対する財政支援策についてでございます。

公立・公的病院は、救急医療や周産期医療など県民の生命に直結する医療を担い、地域の医

療提供体制を維持する上で大変重要な役割を果たしているものと認識しております。

一方で、近年の物価や人件費の高騰により、厳しい経営環境に置かれる中、こうした採算性の低い政策医療を担う病院を支えていくことは県として重要であると考えております。このため、来年度当初予算に向けて、救急や周産期医療など、不採算でありながら県民生活に不可欠な医療を提供する病院に対し、国の動向を踏まえつつ、県として必要な支援策の検討を進めてまいります。

三つ目に、新たな地域医療構想の構想区域の見直しについてでございます。

新たな地域医療構想の策定に当たっては、人口減少が進む中においても、地域ごとに異なる医療需要や医療資源を踏まえ、持続可能な医療提供体制を確保することが重要であり、こうした課題に的確に対応するため、構想区域の見直しを検討していく必要があるものと考えております。

そのため、本県では、令和8年度の新たな地域医療構想の本格策定に先立ち、十分かつ慎重な議論を行うため、本年度より有識者との懇談会を開催しているところでございます。本懇談会では、構想区域の見直しを検討するに当たり、2040年を見据えた人口規模や患者の受療動向、交通事情など様々な条件を踏まえ、どのような視点から検討を進めるべきかについて意見交換を行っております。来年度には、本懇談会で出された意見や国の次期構想策定ガイドラインの内容も踏まえ、構想区域の見直しも含めた新たな地域医療構想の検討を進めてまいりたいと考えております。

四つ目に、病院の機能分化を今後どのように進めていくかについてでございます。

県では、人口減少や高齢化により、地域の医療ニーズが急速に変化する中、限られた医療資源を最大限有効に活用し将来にわたり地域医療を確保するためのビジョンとして、医療提供体制のグランドデザインを昨年3月に策定したところでございます。このグランドデザインでは、広域型病院と地域型病院の機能を提示し、それぞれの病院がどういう立ち位置にあるのかを確認することにより医療機関の役割分担と連携を進めることを目指しております。

県としては、自院の立ち位置の見直しやグランドデザインの具体化に向けた議論が一層進むよう、診療報酬データに基づく受療動向の分析結果等を活用し、地域医療構想調整会議等の場で積極的に議論を主導するとともに、医療機関の主体的な取組を、財政的、技術的な面から支援してまいります。具体的には、医療コンサルタントを活用した機能変更の検討や機能変更の際の施設・設備整備、医療機関間の連携推進や地域住民に対する自院の果たす役割発信といった検討、機能変更、連携、発信の四つの局面での支援により、地域における医療機関の役割分担と連携が円滑に進むようしっかりと取り組んでまいります。

五つ目に、僻地医療対策についてでございます。

医療資源に限られる僻地においても継続して医療サービスを受けられる体制を構築するため、県では、僻地診療所及びこれらの診療所を支援するへき地医療拠点病院を指定し、その活動を支援しております。

特に、へき地医療拠点病院に対しては、医師派遣や無医地区等への巡回診療等に要する運営経費の補助に加え、施設整備等への支援も行っております。また、対面診療を補完できるオンライン診療は、僻地における医療アクセスの観点から有効な手段と考えており、先行事例の紹介や設備整備への助成を通じ引き続き導入を積極的に支援してまいります。

次に、ドクターヘリについてでございます。

ドクターヘリは、現在、佐久医療センターと信州大学医学部附属病院の2機体制で運航しております。道路状況等に左右されず、迅速に駆けつけ、医師による初期治療を開始できるドクターヘリは、県土が広く僻地も多い本県では極めて重要な役割を担っており、特に高度医療を担う病院まで距離がある地域で有効に活用されております。

運航に当たっては、県、基地病院及び運航会社等で構成する運航調整委員会を設置し、要請基準の策定や事後検証を行うなど、安全かつ適正な運航管理に努めております。今後も、本委員会において搬送事例の検証や課題検討を行い、僻地を含めてドクターヘリがより効果的に運用できるよう、継続的な改善に努めてまいります。

六つ目に、大学病院等からの医師派遣についてでございます。

県内の医師派遣については、大学病院やその他中核的病院から各地域の医療機関に行われているほか、県においても、修学資金貸与医師や自治医科大学卒業医師を僻地や医師が不足している医療機関に派遣しております。中でも、本県唯一の医師養成機関である信州大学は、県内の医師少数区域をはじめ全域に派遣を行っており、本県の医師の偏在の是正に大きく寄与しているものと認識しております。

一方で、県内の医療機関からは、大学や県に対して医師派遣の要望が数多く寄せられておりますが、大学病院では、昨今の厳しい経営状況などから、派遣する医師の確保が難しくなっていることが課題となっております。このため、現在行っている医師少数区域での医師確保の取組を継続しつつ、大学病院等が地域に必要な医師を派遣できるよう今後支援策を検討するとともに、国に対して医師確保に係る制度的な政策誘導や医師偏在対策の効果的な実行について引き続き要望してまいります。

七つ目に、地域枠等卒業生の義務年限後の定着についてでございます。

医学生修学資金貸与医師の県内定着率は、令和7年度当初で84.5%となっております。県内定着の促進に向けて、在学中及び義務年限中では、信州医師確保総合支援センターによる定期的な個別面談やセミナーの開催等を通じ、県内の医療関係者とのつながりづくりを支援してお

ります。

また、義務年限終了後には、産科における分娩手当の支援、院内保育所の運営補助、さらにはタスクシフトの推進など、勤務環境改善に向けた取組も進めております。今後も、県内定着がさらに進むよう、医師のキャリア形成やライフプランを踏まえ、こうした施策を着実に推進してまいります。

八つ目に、働き方改革の取組状況についてでございます。

地域の医療を支えている医療従事者が安心して勤務が続けられるために働く環境を整備することは、医療人材の確保や地域医療提供体制を維持する観点からも大変重要であると認識しております。

令和6年度から始まった医師の時間外労働規制に対応するために、県では、地域の医療提供体制を確保するため、長時間労働を余儀なくされている医療機関として七つの病院を特定労務管理対象機関に指定いたしました。これらの病院では、医師労働時間短縮計画を策定し、時間外労働の特例適用の解消に向けてタスクシフトや業務の見直し等に取り組んでおります。

このほかの病院につきましては、100の病院が労働基準監督署から宿日直の許可を得る等の取組を進めているほか、県が行った看護職の調査において回答のあった70病院のうち、65病院がA I ・ I C T技術の活用や勤務環境の整備等に取り組んでいるところでございます。

県としては、このような取組を行う医療機関に対し、労働局等と連携しながら働く環境の整備に関する相談や支援を引き続き行ってまいります。

最後に、院内保育の拡充等の取組状況についてでございます。

女性医師や子育て中の医療従事者が働き続けやすい環境を整えることは、医療従事者を確保する上でも大変重要であると認識しております。このため、県では、院内保育所の運営や女性医師復職のための研修の実施、タスクシフト・シェアに資する研修の実施、職場環境の整備や職員の処遇改善等に取り組む医療機関に対して財政的な支援を行っております。

今後も、さらなる働きやすい環境整備に向けてこれらの取組を着実に進めるとともに、近年の女性医師の増加や働き方改革の推進を踏まえ、雇用形態を含めた施策の充実を検討してまいります。

以上でございます。

〔3 番林和明君登壇〕

○3 番（林和明君）それぞれ答弁をいただきました。次の質問に移ります。大きな2点目の人材不足対策について伺っていきます。

人口減少が進む本県において、あらゆる産業で人手不足がボトルネックとなり、事業継続すら危ぶまれるケースが散見されます。もはや国内の人材だけでは現状のニーズに見合った労働

力を賄うことは困難であり、外国人材の活躍、そして、女性や障がい者、シニアなど多様な人材が活躍できる環境整備が不可欠です。

まずは県民文化部へ外国人県民との共生について伺います。

地域社会で暮らす外国人は、単なる労働力ではなく、共に地域をつくる生活者、すなわち隣人です。しかし、言葉の壁や生活習慣の違いから、孤立したり、トラブルになったりするケースも少なくありません。

外国人労働者を含む外国人県民が地域社会の一員として安心して生活できるよう、日本語教育や生活習慣等を学ぶ機会を、市町村やボランティア団体と密接に連携して、質、量ともに拡充するべきと考えますが、見解を伺います。

また、外国人が直面する問題は、在留資格、医療、教育、子育てなど多岐にわたります。縦割りの窓口では、たらい回しにされかねません。外国人県民が抱える様々な問題にワンストップで対応するため、県、市町村、そして関係機関の多言語相談窓口の連携を一層強化するべきと考えますが、いかがでしょうか。それぞれ直江県民文化部長に伺います。

ここからは、産業労働部へ労働施策の観点から伺います。

外国人人材に選ばれる長野県であるためには、働きやすさの整備が欠かせません。職場でのトラブルや雇用関係の不明瞭さは、外国人人材の定着を阻害します。外国人労働者が安心して働けるよう、労働問題に特化した専門的な多言語対応の窓口の設置はいかがでしょうか。また、現状における外国人労働者からの相談状況や警告について伺います。

また、受け入れる企業側の体制整備も重要です。中小企業の中には、受け入れたい気持ちはあっても、ノウハウがない、あるいは文化的な摩擦への対処法が分からないという声があります。外国人労働者が定着して能力を発揮して活躍するためには、企業における適正な受入れ環境の整備が必要不可欠です。県として、セミナーの開催やアドバイザー派遣など、どのような具体的な取組を行っているか、伺います。

次に、国内の潜在的な労働力の活用についてです。

子育て中の女性や家族の介護を担っている方々の中には、フルタイムは無理だが柔軟な働き方ができるなら働きたいという意欲を持つ方が大勢いらっしゃると思います。こうした方々の力を生かすには、短時間正社員制度やフレックスタイム制、テレワークなど柔軟な勤務形態の普及が鍵となります。

子育て中の女性や介護を担う方々が再就職やキャリアアップしやすい環境を整えることは重要です。短時間正社員制度や柔軟な勤務形態を導入しようとしている県内企業に対して県としてどのように支援していくのか、伺います。

次に、障がい者の雇用についてです。

障がいのある方が地域で独立して生活するためには、就労の場が必要です。本年から法定雇用率が引き上げられましたが、中小企業にとってはハードルが高い側面もあります。しかし、業務の切り出しや環境調整を行えば、貴重な戦力となります。県内民間企業における障害者法定雇用率達成に向けた取組の状況はいかがでしょうか。また、マッチング支援や定着支援など障がい者の就業促進に向けた県の取組状況について伺います。

最後に、技能継承についてです。

本県のものづくり産業を支えてきた熟練技術者の高齢化が進み、引退の時期を迎えています。彼らが持ったくみの技や暗黙知は、一度失われれば取り返しがつきません。デジタル技術の活用を含め、次世代への継承が急務です。熟練技能者の技能や知識を円滑に継承し、本県の産業競争力を維持発展させるための県の取組について、以上を米沢産業労働部長に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には2点御質問を頂戴しております。

まず、外国人県民が日本語や習慣等を学ぶ機会の拡充についてのお尋ねでございます。

県では、これまで、外国人県民が日本語や生活習慣を学び、地域住民との交流ができる人材連携型の日本語教室を市町村と連携して実施し、市町村やボランティア団体が開設いたします地域日本語教室への経費補助、また、既存教室への助言や人材発掘を担う地域日本語教育コーディネーターの配置などの取組を進めてまいりました。加えて、今年度から、新たに、県内どこに住んでいても参加でき、県民との交流を通じて日本語や日本文化、生活習慣を学べるオンライン日本語教室を実施し、日本語や習慣を学ぶ機会の拡充を図ってきたところでございます。また、今年度設置した長野県外国人政策検討懇談会においても、外国人県民が日本語や文化、生活習慣を学べる場の整備が今後ますます重要となるといった御意見をいただいております。

地域において日本語や生活習慣等を学ぶことができる機会や場の提供は、外国人県民の生活支援はもとより、全ての県民にとって暮らしやすい地域社会づくりにも寄与するものと考えておりますので、これらの一層の充実に努めてまいります。

続きまして、多言語相談窓口の連携強化についてのお尋ねでございます。

外国人県民が生活する上で困り事を抱えた場合、言語や在留資格などの違いから、そもそもどこに相談すればよいのか分からないという課題があると認識しております。そのため、ワンストップで多言語による相談が可能な窓口を設置することは、外国人県民が安心して暮らせる環境を整える上で重要であると考えております。

現在、県内には、多言語で一元的に相談を受け付ける主な窓口として、県が設置いたします長野県多文化共生相談センターのほか、22の市町村において外国人住民のための相談窓口が設けられております。また、このような一元的な相談窓口のほか、社会福祉協議会やハローワー

クなどの関係機関においても外国人県民からの相談を広く受け付けております。

県では、こうした外国人県民からの相談を扱う窓口や関係機関を対象といたしまして、職員の資質向上、対応力強化を目的とした外国人相談対応研修会を今年度3回開催いたしましたほか、情報共有や連携強化を目的とした多文化共生推進連絡会議を今後開催する予定としております。

こうした研修会や連絡会議で寄せられました意見や要望に加え、今年度実施いたします外国人を含む県民を対象としたアンケート調査の結果も踏まえ、実施内容を工夫することなどによりまして、外国人県民が安心して相談できる体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には5問質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、外国人労働者の労働相談専門の多言語対応窓口の設置と相談状況についての御質問です。

外国人労働者が安心して働ける環境の整備は、地域の活力維持と共生社会の実現に不可欠であり、その中でも、言語の壁を越えて相談できる体制の充実は重要な課題と認識しております。このため、県内4か所の労政事務所では、昨年度から、先ほど県民文化部長から答弁がございました長野県多文化共生相談センターとの連携により、多言語での相談を受け入れる環境を整え、言語問題で外国人の皆様が相談をちゅうちょしたり、相談内容を的確に伝えられないなどの課題を解決した上で、労働問題の専門相談窓口としての対応を行う体制を構築いたしました。

次に、相談状況についてです。

労政事務所における令和6年度の外国人労働者に関する相談件数は13件でした。事業所内における処遇や労働災害、社宅の費用負担や社会保険料の納付等、様々な相談が寄せられましたが、多文化共生相談センターとの連携で、相談者の意向に寄り添った対応を行うことができました。今後も、県民文化部や関係機関と連携し、外国人労働者が安心して相談できる体制の充実に努めてまいります。

次に、外国人労働者の企業の適正な受入れ環境整備に係る県の取組についての御質問です。

県では、外国人労働者の適正な雇用管理推進のため、外国人材受入企業マッチング支援デスクを設置し、外国人労働者の雇用を希望する企業の相談に対応するとともに、外国人労働者を雇用する際に留意すべき労働関係法令をはじめ、日本とは異なる文化や習慣の理解、コミュニケーションの留意点などをテーマにしたセミナーなどを開催しております。

また、行政書士会への委託により設置した外国人材受入企業サポートセンターにおいては、

行政書士の専門的知見を生かし、在留資格に関する手続など外国人材を受け入れる企業の実情に応じて具体的なアドバイスを行ってきております。

信州未来共創戦略では、2050年に向けて、外国人を含め、国内外から信州に来る方々が積極的に受け入れられ、地域社会の一員として安心して暮らし、働ける環境を目指すことを掲げています。この「ありたい姿」の実現に向け、県が設置する相談機関の周知に努めるとともに、引き続き労働局、市町村、関係団体と緊密に連携し、外国人労働者の適正な受入れ環境の整備に取り組んでまいります。

次に、柔軟な勤務形態を導入しようとしている県内企業に対する支援についてです。

県では、職場環境改善アドバイザーが企業を訪問し、短時間正社員制度やテレワークなど、多様で柔軟な勤務形態の導入のサポートや、介護離職防止などに取り組む企業に対する助成金の周知などを行っております。

また、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証要件として、女性のキャリア形成に関する研修の実施や多様な働き方の導入などを位置づけ、認証に向けた事業者の取組を職場環境改善アドバイザーによる支援などで促しております。これらの取組を通じ、引き続き、誰もが働きやすく自らの能力を最大限発揮できる、生き生きと活躍できる職場環境づくりを支援してまいります。

次に、障がい者の法定雇用率達成の状況と就業促進に向けた取組についてです。

県内民間企業における令和6年6月の障がい者実雇用率は2.47%、雇用されている障がい者数は8,026人といずれも過去最高を記録しましたが、議員御指摘のとおり、同年4月に法定雇用率が2.3%から2.5%へ引き上げられたことにより、法定雇用率は僅かに達成していない状況です。

法定雇用率の達成に向けては、企業の理解促進と雇用に向けた取組の強化に加え、障がい者御本人の希望や適性に応じた就業機会の確保が重要であると認識しております。このため、県では、企業に対し、障がい者雇用に関する理解を深めるセミナーや受入れ体制構築のための出前講座を開催するとともに、県内4地域に配置したコーディネーターが、企業ごとの課題に応じた相談支援や業務の切り出しなど個別具体的なサポートを実施しております。

また、従業員100人以下の企業が新たに障がい者を雇用し、3か月継続した場合に50万円を助成する障がい者雇用はじめの一步応援助成金を交付するなど、経済的な支援も行っているところです。加えて、専門サイト「ながの障がい者雇用ポータル」を通じて、国、県による各種支援制度等の情報発信を行い、企業の障がい者雇用に対する取組の後押しをしております。こうした取組の結果、県内の法定雇用率達成企業の割合は54.7%であり、全国平均の46%を大きく上回っている状況です。

一方、障がい者の就業促進については、地域就労支援センター「j o bサポ」において、障がい者本人の希望を尊重したマッチング支援や就職後の定着支援など伴走型の支援を行っているほか、工科短期大学校や技術専門校においては、I T分野をはじめ、製造・加工業や農業など幅広い分野の職業訓練を民間事業者等への委託により実施し、障がい者のスキル習得を支援しております。この結果、令和6年度は、j o bサポ登録者108名のうち38名の方が就業し、また、職業訓練修了者100名のうち48名の方が習得したスキルを生かして就業することができました。

最後に、熟練技能者の技能継承についてです。

熟練した技能者が持つ高度な技能や知識は、県内産業を支える貴重な財産であり、これを次世代へ円滑に継承していくことは、地域のものづくり力を維持発展させる上で極めて重要であると認識しております。このため、県では、卓越した技能を有し、その分野で県内第一人者とされる方を信州の名工として表彰し、優れた技能を広く顕彰しております。

また、優れた技能を有し後進育成に強い熱意を持つ方を信州ものづくりマイスターとして認定し、企業等からの依頼に応じて若年技能者への実技指導を行うほか、各種学校に出向いて児童生徒に対して専門分野で働く魅力を伝えるなど、将来の担い手育成にも取り組んでいただいております。

さらに、県では、労働局とも連携し、企業に対して70歳までの就業機会の確保に向け働きかけを行っており、これにより、熟練技能者等が、優れた技能を、例えばデジタル等を活用してマニュアル化するなど、後進に伝承できる機会の創出にもつながるものと考えております。

今後も、こうした優れた技能と指導力を有する方々の顕彰や活動の場の創出を通じて、熟練技能者の長期的な活躍を支援するとともに、若年技能者への技能や知識の継承を一層推進してまいります。

以上でございます。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ答弁をいただきました。以上、地域医療の持続可能性と本県の活力を支える人材確保について質問いたしました。

医療においては、赤字や医師不足という厳しい現実を直視しつつ、県民の命を守るための攻めの支援と賢い再編が必要になります。また、人材対策においては、外国人を含めた多様な人々が、長野県で働きたい、住みたいと思える包摂的な社会づくりこそが最善の経済対策であると確信しております。それぞれの所管における課題に対し、現場の実情に即した前向きかつ具体的な施策を実行するようにお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、奥村健仁議員。

〔6 番奥村健仁君登壇〕

○6 番（奥村健仁君）大町市選出の奥村健仁でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

長野県における人口減少と高齢化の進行は、これまで地域社会を支えてきたコミュニティの基盤を大きく揺るがしております。自治会や町内会、消防団、そして祭礼や伝統行事など、地域住民の協働を前提として成立してきた仕組みが、担い手不足と世代交代の難しさにより、維持が困難になる地域が増えております。かつては集落ごとに自然と形成されていた顔の見える関係が弱まり、地域の結束や相互扶助の力は確実に低下しつつあります。

全国的に自治会加入率が低下する中、長野県でも、都市部を中心に加入率は下がり、地方部では高齢化に伴う役員の固定化が深刻化しております。祭りや伝統行事の縮小・休止、消防団員の減少、防災訓練参加者減少など、地域力の低下は様々な形で顕在化しております。これは、地域活動の衰退にとどまらず、防災、福祉、教育など行政が単独では成し得ない分野にも大きな影響を与える問題であります。

今、地域コミュニティの維持強化は、県政全体に直結する重要課題の一つと言える状況にあると思います。県は、これまで、元気づくり支援金やNPO団体の支援、国では集落支援員や地域おこし協力隊など多様な施策を講じてきました。しかし、人口減少・高齢化のスピードは、これらの取組を上回り、地域自身の努力だけでは現状を維持することが難しくなっています。

地域コミュニティは、県民生活を支える不可欠な基盤として、生活インフラであるという視点が必要ではないかと考えます。例えば、防災において、自治会のネットワークが避難行動要支援者の確認・誘導に大きな役割を果たします。福祉では、地域の見守りが高齢者の孤立を防ぎますし、子育てでは、地域のつながりが親同士の支えとなり、虐待や孤立育児の予防にも寄与いたします。これらの機能は、行政サービスの外側にあるものではなく、行政が果たすべき施策の土台を支えるものであると思っております。

そこで、お伺いいたします。

地域コミュニティは、行政だけでは代替できない暮らしのセーフティーネットとしての役割を担っております。この地域コミュニティを、道路、医療、交通と同様に生活インフラと捉え、県として地域コミュニティを地域の不可欠な基盤として支える体制を構築すべきと考えますが、知事の見解をお伺いしたいと思います。

次に、多くの自治会長の皆様から、役員負担が大きく引受手がない。回覧、会計、名簿管理に膨大な時間がかかることをはじめ、役回りの偏り、事務負担の増大を訴えており、一方で、

若い世代は、仕事や子育てとの両立、ライフスタイルの多様化により参加しづらい状況にあります。こうした中、自治会の会計、名簿管理、回覧などの事務作業をデジタル化することは、担い手の負担を大幅に軽減できる有効な手段であります。また、移住者や転入者を含め、若者・子育て世代が参加しやすい仕組みづくりも不可欠と考えます。

県は、地域の担い手不足に対応するため、事務負担の軽減や若者・子育て世代の参加促進を含め、今後どのような支援策を講じていくのか。今後の方針を中村企画振興部長にお伺いいたします。

次に、文化財指定の有無にかかわらず、地域にとって重要な行事は数多くあります。地域コミュニティの象徴である祭りや伝統行事は、地域の歴史をつなぎ、世代を超えた交流を生み出し、地域のアイデンティティを形成する重要な文化資源であります。しかし、県内でも、神楽や獅子舞の継承者不足など、祭礼の縮小・休止が相次いでおります。

祭りは、地域の魅力の発信だけでなく、にぎわいの創出、高齢者の生きがい、子供の地域理解、移住者のコミュニティ参加促進にもつながります。祭りを地域福祉、教育、観光と横断的に生かす政策展開が地域活動のモチベーションにつながると考えます。県として、地域の祭りの継承に向けて、後継者育成、学校教育との連携、専門家派遣など、文化財の枠を超えた支援にどのように取り組むのか。所見を直江県民文化部長にお尋ねいたします。

次に、近年、豪雨災害、土砂災害、地震、雪害など長野県の災害リスクは間違いなく高まっています。先月の大分市佐賀関の大火、11年前の白馬村での神城断層地震などに見られるように、住民同士のつながりは、生命を守る最後のとりでであります。避難行動要支援者の名簿管理、避難誘導、安否確認、避難所運営など、地域力が機能しなければ、行政の計画は実行性を持ちません。しかし、自治会ごとの防災体制には地域差が大きく、また、高齢化が進む地域ほど人的負担が重くなっています。

そこで、お伺いいたします。

防災・減災の観点から、県として地域コミュニティの育成を進めるため、人的支援や研修、専門家派遣、情報共有体制の強化をどのように図っていくのか。方針を渡邉危機管理部長にお尋ねいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 地域コミュニティについて、地域の不可欠な基盤として位置づけ、支援していく必要があるのではないかという御質問でございます。

私も、地域コミュニティは、これからの自治の在り方、地域社会の在り方を考えていく上で極めて重要なものだというふうに思っております。

御質問の中にも神城断層地震のお話がありましたが、発災直後に地域の皆様方に救助・救出

に駆けつけていただいたということで、本当に犠牲、被害を最小限に食い止めることができたというふうに思っております。当時、全国メディアでは「白馬の奇跡」というふうに言われましたが、私は、いろいろなところで、奇跡ではなくてコミュニティーの力だというふうに申し上げてきています。大都市ではもう既に失われてしまっているコミュニティーの力というのは、ある意味、長野県の基盤を支えていただいているものというふうに思っております。

ただ一方、この人口減少や年齢構成の高齢化に伴って、やはりコミュニティーの力が相対的に弱まってきているということは私も問題意識を共有するところでございます。

これまで、県としては、例えば政策ごとに、消防団を支援するための消防団活動協力事業所応援減税、移動の足を確保するための公共ライドシェアについて地域の移動を住民自ら担う場合に対する支援、さらには、御質問でも触れていただいた元気づくり支援金等による支援といったようなことで対応してきています。

ただ、一方、総合的にどうコミュニティーを位置づけていくかということは、やはり市町村の皆様方にしっかり考えていただくことが重要だと。地域によって、地域コミュニティーの在り方、成り立ち、行政との関係は必ずしも画一的なものではないというふうに思っておりますので、ぜひこの点については基礎自治体である市町村がまず正面から対応を考えていただきたいというふうに思っております。

一方、県としても、今申し上げたような支援をこれまでも行ってきたところでありますので、市町村とも十分に協力しながら、コミュニティーの支援や活性化に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には地域コミュニティーの再生に向けた県の支援について御質問をいただきました。

自治会等は地域コミュニティーの基盤であり、住民同士のつながりや、防災・福祉など暮らしを支える重要な役割を担っております。

自治会等の活動のデジタル化は、担い手の負担を軽減し、活動の持続可能性を高める有効な手段と考えております。具体例として、県内においてスマートフォンを活用した災害時の安否確認などの取組が進められていますが、県でもこうした動きを後押しするため、本年、総務省が作成した「自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブック」を市町村を通じて自治会等に情報提供しているところです。

また、移住者や若者・子育て世代の参画については、地域ごとのルールや魅力を明文化する「地域の教科書」の作成を支援しています。これは、作成の過程で自治会等が自分たちのルー

ルを見直すきっかけとなる効果も有しており、今年度は、伴走支援をする市町村向けの研修会を開催するほか、希望する市町村と共に教科書のひな形を作成する予定です。

このような取組を通じて、今後とも市町村と連携しながら地域コミュニティの維持や再生に取り組んでまいります。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には地域の祭りの継承に向けた県の支援についてのお尋ねを頂戴いたしております。

地域コミュニティの活力を維持するためには祭りなどの伝統文化の力を生かすことも重要と認識しておりまして、こうした観点からの取組に対して、県では、これまで、信州アーツカウンシルを通じて伝統文化の継承などに関する相談に応じますとともに、能や狂言など地域に伝わる文化資源の復興に取り組む団体等への助成支援などを行ってまいりました。

また、伝統文化の継承においては、担い手の確保が切実な課題となっておりますことから、来月、県文化振興事業団等との共催によりまして、伝統文化の継承と地域コミュニティの現状を共有するシンポジウムを開催し、企業・団体の協力を得て民俗芸能の保存に取り組む南信州地域の事例など、先進的な取組等を関係者間で共有することとしております。

加えて、次の世代への継承には子供や若者へのアプローチが重要でありますことから、伝統芸能の保存に向けた地域と中学校との連携事例なども踏まえつつ、中学校の部活動の地域展開も見据えて、県立文化施設の人的資源等を活用した支援策の検討など、学校教育と地域の文化活動をつなぐ取組を進めてまいります。地域文化の継承と地域コミュニティの維持は密接に関連いたしますことから、引き続き関係部局とも連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には災害に強い地域コミュニティの再構築についてという御質問をいただきました。

過去の災害では、自治体職員自身の被災や避難所にたどり着けないなどの事情により避難所の開設が遅れ、避難者が長時間屋外に待たされるといった事例がありました。そのような中、地域の助け合いによりスムーズに避難や秩序ある避難所運営に効果を発揮した事例、先ほどの神城断層地震もそうかもしれませんが、そういった事例が多くあることから、地震防災対策強化アクションプランでは、自助・公助とともに、地域住民による共助についても初動対応のレベルアップを図ることとしております。

共助の中核を担う組織の一つとして、議員御指摘のとおり、おおむね自治会等の単位で構成

されている自主防災組織があり、各地域での防災マップ作成や避難訓練など地域防災力の要となる組織であると認識しております。

県では、こうした自主防災組織や消防団を対象に、県政出前講座や土砂災害に関する防災教育で使っております赤牛先生といった形での講師派遣により、防災に関する研修や訓練実施の支援を行っております。

加えて、近年県内において資格取得者が増えている防災士を活用し、専門的見地からの支援や連携を進めるなど、様々な手法により防災・減災分野における地域コミュニティのレベルアップを図ってまいります。

以上です。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

知事が言われたように、市町村でやるべしということも、私もそこが第一義だというふうには思っておりますが、なかなか市町村で手が回らない、なかなかそこまで至らないということが多く見られるというふうに思っております。

今御答弁にありましたように、デジタル化や祭りの伝統などにやはり県からの資金的な援助というものは必要ではないかなというふうに思っております。住民の皆さんがここに住んでよかったと思える地域づくりに向けて寄り添って施策を進めていただければというふうに思うところでございます。

次の質問に移ります。

近年、国際情勢が大きく揺れ動く中で、中国は、外交上の対立や政治判断を背景に、特定国や特定地域の産品に対して突然の輸入停止や検疫強化といった事実上の経済制裁とも言える措置を講じております。

2011年に、福島第1原発事故直後から、長野県を含む12都県からの食品・食用農産物及び飼料の輸入が停止され、今も長野県を含む10都県からの輸入停止は続いております。また、2023年には日本産の水産物が全面的に輸入停止となり、漁業者や関連産業に深刻な影響が及んだことは記憶に新しいところであります。

また、今回、首相発言をきっかけに、中国がさらなる対抗措置を取る可能性が指摘される中で、農産品、海産物、工業製品、観光、大学・研究機関の交流、そして製造業のサプライチェーンなど、影響が多岐にわたることが懸念されています。

こうした国際環境の変化は、農林業、観光、精密機械産業を主要産業とする長野県にとってもその影響は深刻であり、仮に中国側の判断によって長野県の主要産品が制裁対象となった場合、県内の観光需要の変動、さらに精密機械産業の原材料・部品供給網に至るまで、地域経済

の基盤を大きく揺るがす事態となり得ます。特に、原材料の調達や完成品の輸出が滞れば、生産計画そのものが破綻しかねません。

また、観光についても、これまで中国からのインバウンドが一定の割合を占め、地域の宿泊業、飲食業を支えてきた事実があります。さらに、学術交流や技術協力が制限される事態となれば、大学や研究機関、さらには県内産業の技術発展にも長期的な影響が及びます。

そこで、お伺いします。

長野県では、中国からのインバウンド需要がある中でありますが、特に北アルプス地域・白馬エリアでは、冬季観光の一定のウエートを占めております。過去に外交関係が悪化した際には、中国からの団体旅行が急減し、観光地が大きな影響を受けた経験があります。県として中国からの観光客減少リスクについてどのように認識されているのか、お伺いします。

また、過去の経験を踏まえ、誘客市場の多角化、欧米豪市場の開拓など県としてどのような方針で取り組んでいるのか、併せて高橋観光スポーツ部長にお尋ねいたします。

次に、長野県は、精密機械、電子部品、輸送機器部品など全国でも優秀な製造県であります。こうした産業は、中国の原材料・部材への依存度が高いと同時に、中国市場が主要販売先になっている企業も多いのが実情であります。県内の中小製造業に深刻な影響が広がることが懸念されます。県は、県内主要産業の中国依存度をどの程度把握しているのか。そして、今後どのような対策を進めていくのか。米沢産業労働部長にお尋ねいたします。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には日中関係の悪化に伴うインバウンド誘客への影響と今後の対応について御質問をいただきました。

中国政府が日本への渡航自粛を呼びかけ、香港当局も渡航の際は警戒を強めるよう注意喚起をしていることで航空便の減便など具体的な影響も生じてきていると承知しております。

こうした状況を受けまして、県内の宿泊事業者などからヒアリングを実施しておりますが、現時点では急激な予約キャンセルなどの深刻な事態は報告されておられません。これは、今回と同じような事態が生じた平成24年と比べまして、中国からの訪日旅行は団体旅行の割合が大きく減少し、個人旅行がほとんどを占めるようになったことや、本県の中国・香港からの宿泊者数が外国人宿泊者数全体のうち2割程度と、全国の都道府県の中では比較的低い状況にあることなどが要因と考えられます。

また、インバウンドは国際情勢の影響を大きく受け、特定の地域に偏った誘客にはリスクがあることから、県内の事業者も、過去の経験を踏まえ、多様な市場からの誘客に取り組んでいるところであります。県としても、これまでの欧米豪の高付加価値旅行市場の開拓を進めるとともに、今年度は、今後著しく成長が見込まれる東南アジアで現地プロモーションを実施

する予定としております。今後とも、今回の事態の影響も注視しつつ、こうした様々な地域からの誘客の拡大につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には中国の対応に関する影響について御質問をいただきました。

まず、県内産業の中国依存度の把握についてです。

県が実施した令和5年の輸出生産実態調査によると、中国向けの輸出額は1,935億円で全体の16.7%を占め、アメリカに次ぐ第2位の輸出先となっております。一方、輸入に関する県別の統計はありませんが、日本全体では約4分の1を占める最大の輸入相手国となっており、議員御指摘のとおり、県内企業においても原材料等の中国からの輸入依存度が高いものと考えております。このため、日中関係の悪化が県内企業に与える影響は決して小さくないと認識しております。

ただし、現時点では、輸出規制や関税措置など経済的な制約は設けられておらず、県上海事務所や県内経済団体への聞き取り等においても直接的な影響は報告されていないのが現状でございます。引き続き影響の把握と情報収集に努めてまいります。

次に、今後の対策についてです。

近年、中国では景気減速や人件費の高騰、米国との対立などが顕在化して、県内製造業においてもサプライチェーンや販路の見直し、いわゆるチャイナ・プラスワンの動きが進んでおります。

県としては、こうした動きを後押しするため、物価高騰・米国関税措置支援パッケージで取りまとめた新たな海外販路の開拓支援や専門家派遣による経営課題の解決支援などを通じて、企業の持続的な国際競争力の強化を支援してまいります。今後も、こうした支援策を広く事業者にも周知し、積極的な活用を促すとともに、地域経済への影響を注視し、必要な対策を機動的に講じてまいります。

以上です。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）中国との関係によって観光やものづくりに思わぬ影響が出るかもしれない、そう不安を抱える県内で暮らす皆さんもいらっしゃいます。だからこそ、しっかりと状況を見極めて備えておくことが大事ななというふうに思います。

今、御答弁の中で、観光客の皆さんは個人のお客さんが多いということでございますので、そんなに大きな影響はないというふうには思いますが、そうはいつでもそういう相手国でござ

いますので、いろいろとその時々の方策を考えていただければと思うところもございます。

また、やはり製造業ではいろいろな企業で取引が行われているということでございますので、しっかりとその体制を強めていただいて、いざというときにどうするかをしっかりと今から考えていただき、備えを進めておくことをお願い申し上げまして、私からの質問とさせていただきます。

○議長（依田明善君）次に、共田武史議員。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）自由民主党県議団、共田武史です。本日は福祉医療費給付事業と大地創造の物語についての質問をします。大地創造の物語については、後からやられるグレート無茶議員の提案しているそば県と私の提案している大地創造の物語の対決になるような気がします。

福祉医療費給付事業の充実について。

県の福祉医療費給付事業は、子育て世帯や障がい者等の医療費負担を軽減し福祉の増進を図るとともに、県内市町村が実施主体となる支援策の格差是正という観点からも重要な制度です。

自由民主党県議団では、これまで一貫して制度の充実を訴え、先日行いました令和8年度県施策・予算要望においても、子供医療費の窓口負担完全無料化や精神障がい者の入院医療費助成への対象拡大などさらなる充実を求めています。

こうした要望の背景は、県が進める子供を産み育てる世代の安心と幸せの実現や、障がい者を含む全ての県民の人権がより尊重される社会の実現といった社会的要請です。県が行う市町村の子供医療費助成への支援につきましては、令和6年度から通院医療費の補助対象が小学校3年生までから中学校3年生までに拡大されました。これは、子育て世代の負担軽減に寄与するものであり、自民党県議団としても高く評価しています。しかしながら、窓口負担の完全無料化については市町村ごとに対応が異なっており、一部負担金を残す場合があると聞いています。

まず、笹渕健康福祉部長に伺います。

令和6年度からの県事業の対象拡大に伴い、市町村事業の実施状況がどのようになっているか。また、子供医療費の窓口負担完全無料化に向けた県内市町村の対応状況について伺います。

次に、精神障がい者の入院医療費助成についてです。

現行制度では、精神障害者保健福祉手帳所持者への入院医療費助成は県補助対象となっておりはならず、身体障がいや知的障がいをお持ちの方との格差が生じているとの指摘があり、自民党県議団は、さきの令和8年度県予算要望において新たに早期の対象拡大を求めたところです。

新聞報道によれば、県がこの部分の対象拡大の検討に着手したとされておりますが、令和8年度当初予算での対応など、可能な限り早期の実現に向けた対応が必要と考えますが、笹渕健

康福祉部長の所見を伺います。

精神障がいと他の障がいの格差に関する指摘は、現在県で検討が進められている人権尊重の社会づくり条例（仮称）の制定とも深く関わるものと考えております。福祉医療費給付事業における精神障がい者の入院費への補助拡大は、人権条例における障がいを理由とした不当な差別の禁止といった観点からも直ちに実施すべきものと考えますが、阿部知事の御所見を伺います。

次に、地形、自然史を背景とした自然のストーリーを長野県ブランドの核にすることについて。

日本列島は、四つのプレートが衝突し重なり合う造山活動によって形成された世界でも極めて特異な地域であります。その中で、長野県は、フォッサマグナと二つの大構造線、中央構造線、糸魚川－静岡構造線が交差する唯一の県であり、さらに、伊豆半島の衝突によって隆起した日本アルプス三山脈、北・中央・南アルプスが全て存在する日本でも唯一の地域であります。

こうした地球規模の造山活動は、本県独自の地形、気候、文化、歴史、産業、農業、漁業を形づくり、県民の暮らしと精神文化の礎となってきました。私は、これらを総称して、「大地創造の物語」として提案してきました。長野県が持つこの自然史という資産を観光、産業、農業、教育、移住促進など県政横断で生かすことで、新たなブランド価値が生まれると確信しております。本日はこの視点から幾つか質問いたします。

長野県は世界水準の山岳高原観光地を目指していますが、国際観光の潮流は、単に高い山や美しい景観だけでは評価されない時代となっております。海外の旅行者は、その土地がどのように生まれ、どんな文化や暮らしを育んできたのかという背景を求めています。本県の地形の成り立ちや造山活動、そこから生まれた文化、生活様式を自然のストーリーとして示すことで、観光地としての国際競争力を高めることができます。また、県が描く大きなストーリーの上に市町村が固有の歴史や風土を重ねることで、地域の魅力に厚みが増すことと考えます。

自然のストーリーについて、DMOや市町村とも連携したブランディングを行い、県全体で統一的に発信していくことが効果的で、インバウンド向けにも、「地形×歴史×文化」を一体で語る観光地は国際競争力が高いと考えます。自然のストーリーを観光資源として活用する可能性について高橋観光スポーツ部長に伺います。

長野県の農産物は、豊かな水、標高差、冷涼な気候など、他県にはない自然条件に支えられています。これらの条件は、プレート運動や造山活動が形づくった地球史の産物です。世界の農業地帯では、土壌や地形の成り立ちを物語化するテロワールが付加価値の源となっています。本県においても、地球史的なストーリーを農産物ブランドに組み込むことで、より高い価値を生み出せると考えます。農産物ブランドにおいて、土壌、地形、気候を生んだ地球史的背景を

物語化することは付加価値向上につながると考えますが、村山農政部長の見解を伺います。

長野県の産業は、冷涼な気候、豊富な水資源、急峻な地形、内陸という立地条件など、本県独自の自然環境と密接に結びつき、発展してきました。諏訪の精密、上田の機械、松本の工芸など、各地域の産業には、長野県で育った必然性が存在します。世界的にも、産業の背景にある自然史や地域性を示すことでブランド価値や企業価値を高める事例が増えております。本県でも、産業の成り立ちを自然史の視点から整理することは、商品開発やブランディングにおいて大きな力となります。地域産業や製造業がなぜ長野県で育ったのかを説明するものとして、地形、自然史を背景とした自然のストーリーを生かすことについてどう考えているのでしょうか。また、県内企業の商品開発やブランディングに寄与する可能性について米沢産業労働部長はどう認識しているのでしょうか。

長野県の強みは、豊かな自然環境に加え、その自然がどのように形成され、それが文化、産業、生活をどう形づくってきたかという背景にあります。地形と自然史を基盤としたストーリーは、観光だけでなく、移住、企業誘致、地域振興など多分野で共通して活用できる資源です。観光、移住、企業誘致など幅広い分野で横断的に地形、自然史を背景とした自然のストーリーを活用する可能性について、中村企画振興部長に伺います。

長野県の魅力は、個々の観光地や特産品ではなく、それらを生み出した自然の成り立ちにあります。国内外の地域ブランド戦略では、一つの大きなストーリーに商品、観光、産業を載せて発信することで認知度が高まるとされています。

本県においても、自然史に裏づけられた自然のストーリーを軸に据えることで、県全体のブランド価値を一段高いレベルに引き上げることができると考えます。長野県のブランド価値向上において地形、自然史を背景とした自然のストーリーを生かす必要性と可能性について、田中営業局長の考えを伺います。

長野県の地形、気候、文化、産業は、いずれも長い自然史の上に成り立っています。土地の成り立ちを知ることは、子供たちに郷土への誇りや愛着を育む上で大変重要です。地学、歴史、総合学習と結びつけて風土の物語を学ぶことは、未来の地域の担い手を育てる教育にもつながると考えます。地学、歴史、総合学習などと連動させ、風土の物語を教育に取り入れる考えはあるのか、武田教育長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には福祉医療費給付事業について2点お尋ねがございました。

初めに、子供医療費の県事業拡大に伴う市町村の福祉医療費給付事業の実施状況についてでございます。

令和6年度から県の補助対象の範囲を中学校3年生までに大幅に拡大したことに伴い、令和

6年8月までには、県内77全ての市町村において高校3年生までの子供に対して医療費助成を実施しております。

また、子供医療費の窓口負担無料化実施市町村数につきましては、令和5年4月時点の18から、今年10月時点で50市町村にまで増加しております。県の事業拡大により生じた財源を活用する形で、窓口無料化が一定程度進んだものと認識しております。しかしながら、制度の持続可能性の観点から慎重な検討が必要という市町村も一定数あり、県としては、現時点では引き続き受給者負担を維持することが適当と考えているところでございます。

医療費助成制度は全国の自治体で行われているところですが、自治体の財政力により事業に格差が生じている現状等を踏まえると、長野県としては、社会保障の一環として国の責任において一律に行われるべきと考えております。今後も、国に対して制度創設を要望しつつ、県の補助制度の在り方については、事業の実施主体である市町村と十分に協議をし、検討を継続してまいります。

次に、精神障がい者の入院医療費の対象拡大に係る検討についてでございます。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の入院医療費助成への補助については、他の障がいとの均衡を踏まえると、県としても解消すべき課題であるものと認識しております。

これまで、長野県市長会や町村会など事業の実施主体である市町村からも要望をいただいております。報道にもありましたように、精神障がい者への入院医療費助成を県補助の対象とすることについて市町村の意向を確認するなど、検討に着手いたしました。議員御指摘のとおり、県としても、より早期の実現が望ましいと考えているところですので、市町村の意見を十分にお伺いしつつ、よりよい事業の在り方について検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にも福祉医療費に関連して精神障がい者への入院医療費助成の在り方について御質問をいただきました。

今、健康福祉部長から御答弁申し上げたところでありますが、この問題については、市長会、町村会をはじめ様々な団体の皆様方からもこれまで御要請をいただいているところでございます。

県としては、これまで、精神障がい者の地域移行を妨げ、長期入院の助長とならないよう慎重に検討する必要があるという姿勢を取ってまいりました。しかしながら、地域移行促進のためのグループホームの整備が進んできたこと、関係者が連携したチームによる支援体制の構築ができてきたこと、こうしたことに加えて、国においても診療報酬での地域移行支援の評価等がなされるようになってきております。また、精神病床の入院患者数の減少や入院期間の短縮

も確実に進んでいるという状況でございます。こうしたことから、この精神障がい者を取り巻く状況は大分変わってきているというふうに思っております。

私としても、精神障がい者の入院医療費のみが福祉医療の対象外になっているという現在の状況については、他の障がいとの均衡を踏まえても解消すべき課題だというふうに考えております。こうしたことから、この福祉医療費における精神障がい者の入院医療費に対する対象の拡大につきましては、来年度から制度化できるよう、早急に検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には自然のストーリーを観光資源として活用する可能性について御質問をいただきました。

議員のお話にありましたように、長野県では、中央構造線とフォッサマグナ等の太古の地殻変動により山岳や湖が形成され、川沿いの谷には街道ができ、盆地には宿場町や城下町が発展するなど、それぞれの地域で独自性ある文化が育まれてきました。こうした歴史的背景が本県の多様な観光資源を生み出したものと承知しております。

長野県の雄大な自然環境に加え、その背景にあるこうしたストーリーを組み合わせることは、訪れる方々の知的好奇心を刺激し、長野県観光の魅力をさらに高めるものと認識しておりまして、議員の御指摘にもありましたインバウンドへの訴求力も生かしつつ、地域でのストーリーや県全体での発信を効果的に行っていくことが必要と考えております。

これまでもこうした自然と歴史文化を組み合わせた様々な体験や学びの取組が各地域で実施されておりまして、具体的には、インバウンドをターゲットとした街道トレッキングや山岳信仰を組み合わせたツアー、志賀高原ユネスコエコパークや南アルプスジオパークにおけるネイチャーガイドツアーのほか、中央構造線を見学する信州の地質紀行ガイドツアー、信州の山々の魅力を地質学からひも解くフィールドワークなど多くの取組が行われているところであります。今回の信州デスティネーションキャンペーンも契機として、こうした各地域の取組も含め、県全体での発信や各地域の周遊テーマの中で観光資源を自然、歴史文化と組み合わせながら積極的にPRしていけるように検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には地形等を背景とした農産物の付加価値向上に対する見解について御質問をいただきました。

本県では、標高が高く昼夜の寒暖差が大きいことや、内陸性の気候で降水量が少なく、日照

時間が長いことなどにより、高品質なレタス、白菜などの葉物野菜や、リンゴ、ブドウなどの果物のそれぞれ特徴を持った産地が形成されております。また、信州の伝統野菜は、中山間地域など複雑な地形や土壌の下で栽培され、地域で守られてきたという固有の物語を付加価値として消費者へ発信し、生産者の所得向上につながるよう取り組んでいるところでございます。

こうした土壌、地形、気候は本県の強みであり、消費者へ本県固有の物語として確実に伝えていくことは、県産農畜産物の付加価値向上に効果的であると考えております。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には地場産業、製造業での自然のストーリーの活用について御質問をいただきました。

地形や気候など本県独自の自然環境は、県内の地場産業や製造業の形成に大きな影響を与えてきたと認識しております。

かつて国内有数の産地であった養蚕業、製糸業では、盆地特有の少雨、乾燥など内陸性の気候、桑の栽培に適した地形、豊富な水資源が生かされたと認識しております。製糸産業の衰退後も、疎開企業の技術力と県内地場企業との連携により、製糸業で培った技術、施設、人材、そして湿度の低い気候が生かされ、諏訪地域には、カメラ、腕時計、オルゴールなどの精密機械工業が集積し、東洋のスイスと呼ばれる地域へと発展しました。

現在では、内陸部という地勢的な運送事情もあり、県内各地域に小型で機能性の高い精密機械部品、電子部品、情報通信機器、さらにはその生産機械や検査機器がつくられ、製造品出荷額でも情報通信機器が全国第1位、電子部品が全国第3位となるなど、精密技術の集積地として本県は全国的に広く認知されております。また、地場産業においても、冷涼で乾燥した内陸性の気候や、山岳地帯からの豊富な水や木材などの自然資源、伝統文化を生かした食品産業や伝統的工芸品が全国と比較しても数多く存在しています。

このように、地域の気候・自然を背景とした産業の隆盛をストーリーとして活用することは大変大きな意義があるものと認識しております。このため、これらの多くの県独自の製品をその土地の気候や文化とともに物語として発信し、国内外の消費者に差別化を図っていくため、信州ブランド戦略では、五つのコアバリューを位置づけ、「山々と育むすこやかな国」をキーコンセプトに、ブランド化を図っております。

加えて、県民の皆様にも県内製品のよさを知っていただき、消費につなげていくため、しあわせバイ信州運動の活動を通じ、地域のよさを再認識していただきながら、地域の物語を意識して地産地消を進めていただく取組を進めております。今後も、長野県の特性を生かした産業振興を進めてまいります。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には幅広い分野で横断的に自然のストーリーを活用する可能性について御質問をいただきました。

しあわせ信州創造プラン3.0では、策定の際に議員から御意見をいただき、全ての政策の構築・推進に当たって共通して持つべき視点として、本県の特徴ある地形・地質や豊かな自然環境、その中で培われてきた歴史、風土や伝統文化など信州の強みや地域の個性を意識し、その価値を高めつつ施策への活用を図ることを掲げております。

例えば、移住においては、今年度、本県の豊かな自然環境を生かした信州やまほいくの施策を県広報パートナーであるインフルエンサーにSNS発信をしてもらったところ、移住情報サイトを通じた資料請求数が大幅に増加しました。今回の成功例のキーポイントは、共感だと考えております。インフルエンサーの方々は、共感をつくるプロフェッショナルです。やまほいくという長野県の魅力が、インフルエンサーの手で共感を生む動画、すなわち、短いですが一種のストーリーにまとめられ、発信を見た方々の資料請求という実際の行動に結びついたわけでありです。

観光、移住、企業誘致等様々な分野でユーザーの共感を引き起こすためには、単に断片的な情報だけではなく、自然も含めたストーリーを持って働きかけていくことが重要であると考えております。ただ、施策の分野ごとにメインターゲットのユーザーの性質は異なり、親和性の高いストーリーも変わってくるため、共感を生むためどのような方法が現実的なのか、引き続き考えていきたいと思っております。

以上です。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君）私には長野県のブランド価値向上における自然のストーリーの活用について御質問をいただきました。

長野県は、日本列島の屋根とも称される三つのアルプスが集中し、多様な標高帯が短い距離の中に連続する希少な地域でございます。この複雑な地形は、多様な気候や独自の生態系、文化の形成を促し、他地域には代替できない唯一性を生み出しているものと認識しております。

長野県のブランド価値向上を目指して策定した信州ブランド戦略において、信州ならではの自然、環境を、その形成された経過を包含して「信州の誇り」と表現しております。信州の誇るべき自然、環境は、産業、観光、地域文化等を横断的に結びつける共通の土台であり、その地形史的、自然史的な成り立ちを掘り下げ、発信することは、信州ブランドのストーリーに厚みを加え、信州ブランドへの人々の理解をより深めるということにおいて意義があると考えて

おります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）風土の物語を教育に取り入れることについてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、日本列島は世界的にも珍しい地形を有しており、その中でも長野県は二つの構造線が交差する希有な地形であります。この地形が、水資源や標高差による多様な気候・生態系を生み出し、そこで生活する人々が、本県ならではの歴史を築いてきたものと認識しております。

こうした特徴的な地形や環境については、小学校では現場教員が作成した副教材「のびゆく郷土」で、高等学校では「信州学」のテキストを通じて学んでいるところでございますが、小中高を通じた一貫した学びという点では課題があると思っております。

一方、二つの構造線という日本列島を代表する大断層が交差する地域であることから、大規模地震や土砂災害、火山災害等のリスクがあることも事実であり、防災教育の充実も重要であろうと思います。

いずれにいたしましても、風土の物語を含め、子供たちが長野県の特徴をより深く理解した上で郷土に愛着を持ち、誇りに思えるような教育を進めるよう研究をしてみたいと考えております。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）歴史を調べることの大切さ、そして、歴史の中で自分たちがどのようにこの地で生きてきて、どのような可能性があるかを表現できるのは、この大地創造の物語だと思えます。それぞれ各部へ自然のストーリーの可能性について質問しましたが、どの方からも前向きな必要性、意義、そういったものがあるという答弁をいただきました。

そんな中で、長野県では、現在、しあわせ信州を旗印としたブランド戦略を進めており、自然、文化、暮らし、産業、コミュニティといった県の魅力を包括的に整理する取組が進んでいます。ロゴやコアバリューを定め、県としての発信の枠組みが整いつつあることは大きな前進であると評価しております。

しかし、一方で、県のブランド戦略の検証報告でも示されているように、長野県のブランド価値とは何か、信州らしさの根源はどこにあるのかといったブランドの中身は依然として十分に定義されていないようにも感じます。自然が美しい、文化が豊かだ、暮らしやすい、こうした魅力を掲げる自治体は全国に数多くあります。本当に唯一の存在として本県が輝くためには、なぜ長野県がその魅力を持つのかという背景、理由、必然性を明確に語る軸が必要だと考えます。

そして、その核心こそが、フォッサマグナ、二つの大構造線、日本アルプス三山脈、世界的にも特異な地質・地形の成り立ちを起点とする大地創造の物語だと思います。この自然史に裏づけられたストーリーこそが、しあわせ信州が掲げる五つのコアバリュー、自然・環境、風土・文化、県民性とコミュニティ、学びの伝統、産業の変遷、全ての根っことなる基盤であり、ブランドの深みの唯一性の形をつくるものだと思います。

150周年という節目に、この大地創造の物語、自然のストーリーを県として正式に定め、文化、教育、観光、産業の共通基盤となるブランドの核として据える絶好の機会であると考えます。来年の長野県150周年を契機に、県として地形・自然史を背景とした自然のストーリーを正式なストーリーとして定め、文化、教育、観光、産業の共通基盤となるブランドを図る考えがあるのか、阿部知事に伺います。

続きまして、諏訪湖を中心とする諏訪地域の物語化について。

諏訪地域は、長野県の中でもとりわけ物語性の濃い地域であります。中央構造線、糸魚川－静岡構造線が交差する地点に形成された諏訪湖は、地球規模の造山活動が生み出した、まさに構造線の交差点に生まれた湖であります。

この特異な地形の上に、御柱祭や古層の文化、水と温泉に根差した暮らし、シルク、精密産業を育んだ技術の蓄積、湖と共に生きてきた地域の精神文化が重層的に育まれてきました。諏訪湖の自然史、産業史、文化史は、いずれも諏訪という土地から必然的に生まれた物語であり、自然のストーリーを最も象徴的に体現する地域の一つであると考えます。

こうした背景を踏まえ、諏訪地域をモデルとして物語化を進めることは、県全体のブランド戦略にとっても大きな意義があると考えます。県として、諏訪地域の地形・自然史を背景とした自然のストーリーのモデル地域として、物語化、ブランド化を進める可能性をどう考えるか、中村企画振興部長に伺います。

2027年の連続テレビ小説「巡るスワン」の舞台として諏訪地域、諏訪湖が選ばれたことは、本県にとっても諏訪地域にとっても極めて大きな機会であります。この舞台は、長年にわたる水質改善や湖畔整備が進んだ結果でもあり、長野県をはじめ、関係市町村、関係団体、地域住民の皆様が諏訪湖再生に向けて積み重ねられてこられた努力に改めて敬意と感謝を申し上げます。

連続テレビ小説は、全国的な発信力が非常に高く、出演地に大きな経済効果とブランド向上をもたらしてきました。諏訪を舞台とする今回の朝ドラも、諏訪湖の自然史と文化の奥行きを全国に広げる絶好の契機となることを期待しております。

以下2点、高橋観光スポーツ部長に伺います。

諏訪地域、諏訪湖を舞台とする朝ドラが放送されることで、多くの観光客が訪れると思いま

すが、県として朝ドラの決定をどのように受け止めているのでしょうか。そして、朝ドラの撮影、放送に合わせて、観光客の誘客、周遊促進や地域の物語、文化発信などを行い、全国的に魅力をPRすべきと考えますが、現時点の取組の方向性を伺います。

諏訪地域は、自然史、文化、産業が密接に結びつき、本県の中でも極めて多層的な物語が形成されてきた地域です。構造線の交差点に生まれた諏訪湖、御柱祭に象徴される歴史文化、そして精密電子産業を代表する高度なものづくり、これらが一体となって諏訪という地域の価値をつくり上げてきました。

再来年度の連続テレビ小説「巡るスワン」の放送決定は、この諏訪地域が持つ自然、歴史、産業の背景を全国へ発信するまたとない機会です。この機会を単なる観光誘客だけで終わらせるのではなく、地域のストーリーを再整理し、将来のまちづくり、産業振興、移住促進など幅広い施策へ波及させる視点が重要であると考えます。

諏訪湖の自然史プラス文化プラス産業という背景を生かし、朝ドラをきっかけとした地域活性化に向けた方策について検討していただきたいと思いますが、中村企画振興部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には自然のストーリーを長野県ブランドの核にしていってはどうかという御質問をいただきました。

今年は戦後80年、来年は長野県が今の形になって150周年と、大変節目の年でありますので、こういう節目の年に当たって、過去を振り返って我々の立ち位置を確認して未来につなげるということは非常に重要なことだというふうに思っています。

私は、最近、ビッグヒストリーというものに関心を持っております。これは、138億年前のビッグバンから説き起こして、これまでの人類の歩み、地球の歴史、そうしたものを分野横断的に学問として研究していこうというものであります。

ビッグヒストリープロジェクトは、ビル・ゲイツが牽引して、世界の教育機関にこうしたものを学ぶオンライン講座の提供等を行っているわけでありますけれども、まさに今、気候変動の問題をはじめ、かつてないほど人類の活動が地球そのものに影響を与える時代になっています。また一方で、AIの急速な発展によって、そもそも人間というのは何なのかということが問い直されなければいけない時代になっているというふうに思っています。

そういう中で、宇宙の誕生まで遡って我々人類とは何かということを考えるということは非常に意義深いものだというふうに思っています。翻って、今共田議員から御質問がありましたように、まず、そもそも信州らしさの根源は何なのか。これも我々がしっかり理解をして未来につなげていくという観点では同様に重要な視点ではないかというふうに思っております。

中央日本四県サミットということで、新潟県、山梨県、静岡県と長野県の4県の知事で毎年

会合を行っていますけれども、この4県はフォッサマグナでつながっているということは糸魚川のフォッサマグナミュージアムで確認いたしました。やはり共通するものがあるというふうに思っていますし、また、先日ある方とお話ししたところ、長野県の縄文文化はエジプトと同じようにかなり早い段階から人類が定住した歴史として世界的にも非常に意義があるのではないかと御指摘もいただきました。

また、私から申し上げるまでもなく、縄文のビーナスをはじめとする縄文文化、あるいは信州産黒曜石は、ある意味で縄文時代のレアアースであり、また、かつての信州ブランドを代表するものだったというふうに思います。

そうしたことを考えると、今回、150周年を契機としていろいろなものを再発見していこうと思っていますが、もちろん、今の長野県になってからの歴史ということもしっかり振り返る必要がありますが、そもそも私たちの長野県はどういう県なのか、美しさの根源、あるいは文化の起点は一体どういうものなのかということを考えていくということも重要ではないかというふうに思っています。

ただ、この歴史を、先ほど申し上げたように、例えばビッグヒストリーを経年的に整理するのは膨大な知識人の力が必要とされますし、長野県においてもしっかりとしたものをまとめていくというのは非常に力業が必要になってきます。私としては、今申し上げたような長野県の150周年をさらに遡って、我々の長野県とは一体どういう県だったのかということをもう少しトピックで整理をして、そうしたものを県民の皆様と共有しつつ、御指摘にありましたように、いろいろな観光や産業、我々の文化にそうしたものが息づいているということを共有できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

150周年でいろいろな取組を進めなければいけないというふうに思いますが、先ほど申し上げたように、まさに今、人類とは何なのかということが改めて問われている状況の中で、やはり私たち長野県は一体何なのかということも併せて考えられるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には2点御質問をいただきました。

まず、自然のストーリーによる諏訪地域のブランド化の可能性についてです。

地域の自然、地形、歴史などのストーリーを背景にブランド化を進めることは、地域の魅力づくりや効果的な発信に向けた有効な手段であると考えております。

特に、諏訪地域は、議員御指摘のとおり、糸魚川―静岡構造線と中央構造線が交わる地質的にも大変特色ある地域で、諏訪湖や八ヶ岳の自然を背景として、製糸業や精密機械工業といっ

た産業が発展してきた地域です。また、文化の面でも、諏訪大社の信仰は山岳や水と結びついていきますし、諏訪湖の全面結氷による御神渡りや諏訪湖を背景とした人形浄瑠璃など、自然と強く文化が結びついております。

これらの地域の営みを一番理解しているのは、地元である市町村です。県としても、地域資源のストーリー化について促進できることはないか、市町村との対話を通じて意識していきたいと考えております。

次に、朝ドラを契機とした地域活性化の方策についてです。

諏訪地域は、諏訪湖、八ヶ岳を擁する豊かな自然環境とともに、縄文遺跡や御柱祭をはじめとした歴史と伝統文化が息づく魅力あふれる地域であると認識しております。この諏訪地域が全国的に注目の集まる朝の連続ドラマの舞台となることは、地域の魅力を全国にアピールする絶好の機会であり、一過性ではない持続的な地域活性化に結びつけていくことが重要だと考えております。

ドラマの舞台等が発表されたところですので、今後、ロケ地等の情報等を踏まえ、広報も含めて効果的なタイアップの仕方を関係市町村と一緒に検討していきたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私は２点御質問をいただきました。

諏訪地域が朝ドラに決定したことへの受け止めでございます。

今回、NHK連続テレビ小説朝ドラ「巡るスワン」の舞台として長野県の諏訪地域が選ばれたことは、大変うれしいことだと思っております。諏訪の地を舞台にどのようなストーリーが展開されるか今から非常に楽しみにしておりますし、この機会に多くの方々に県内を訪れていただくことを期待しております。

諏訪地域は、諏訪湖や八ヶ岳を中心としたすばらしい自然景観を有するとともに、縄文遺跡や諏訪大社、産業遺産など、古代から現代に至るまで様々な文化が組み合わさった観光資源も豊富な魅力あふれる地域でありまして、これまでも多くの映画のロケ地として諏訪地域が選ばれてきましたが、これは、地域の持つ自然景観や文化の魅力はもちろんでございますが、フィルムコミッションをはじめとした地元の皆様の熱心な取組が大きく評価されているものと感じております。今後も、こうした地域の皆様や県フィルムコミッションネットワークとも協力をして、ロケ地の掘り起こしなど撮影の協力や、聖地巡礼として全国から訪れる方々の受入れなどの取組と一緒に進めてまいりたいと考えております。

次に、朝ドラの撮影、放送を契機としたPRの方向性についてであります。

「巡るスワン」の撮影は来年秋から始まり、放送開始が令和９年４月からと発表されてお

まして、こうしたタイミングを捉えて地域の魅力を全国に発信していくことが重要です。令和9年の春には善光寺御開帳、夏には信州デスティネーションキャンペーンも開催され、全国の多くの方々に長野県を訪れていただける絶好の機会でもありますので、これらと併せてより効果的なプロモーションができるよう取り組んでまいります。

過去に朝ドラの舞台となった自治体では、特設ホームページを開設してロケ地の周遊を促したり、ドラマとのタイアップイベントの開催などの取組が実施されておりますので、こうした事例も踏まえ、地域の皆様とも相談しながら取組内容を検討していきたいと考えております。

さらに、ドラマを見て諏訪地域を訪れる多くの皆様に様々な場所を訪れていただけるように、自然、歴史や文化を結びつけた発信や、それに基づく周遊ルートの構築、受入れ環境の整備やおもてなしの対応など、デスティネーションキャンペーンと併せて市町村や地域のDMO、観光協会等の皆様と一体となって準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔32番 共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君） 3～4年くらい大地創造の物語を提案してきました。今日、阿部知事からは、評価はするけれどもやるには難しいというような答弁をいただいたと思います。

実際、私からすると、何が難しいのかなと。科学的に本当に歴史をまとめてやるなら大分難しいものだと思います。ただ、県民の皆様が理解するレベルの話だったら、そこまで難しい話ではないんじゃないのかなと思っています。

3年前、阿部知事と沖縄に行きました。阿部知事が経済界の方々に挨拶した際に、首長さんたちとも挨拶をして、経済界の方々から山とリンゴの話が出て、青森県との比較をされました。確かに山とリンゴの共通点はあります。ただ、私たちの長野県には、比較にならないほど雄大な自然があります。それを伝えなければ長野県のブランドは高まらない、世界には伝わらないと思い、この大地創造の物語を調べることから始めました。この150周年にかかわらず、ぜひこうした長野県の自然史、そしてその可能性を探りつつ、長野県のブランド向上に寄与していただければと思います。

○議長（依田明善君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

荒井武志議員。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君）皆さん、こんにちは。千曲市・埴科郡区選出、改革信州の荒井武志でございます。

初めに、農業、そして水産業振興についてであります。

昨年の夏、いわゆる令和の米騒動が発生しましたが、農林水産省は、米は足りている、流通に目詰まりが生じているといった主張を繰り返し、米不足への対応が大幅に遅れ、需給調整の不安定化が進む事態となりました。

私は、昨年の9月定例会で米不足問題について質問させていただきました。米不足と米価格上昇に対する県の認識について、民間在庫が最も少なくなる端境期において、南海トラフ地震や台風への備えとして一時的に購入量が増加するなどが重なり、生じたもの。現在価格は上昇しているが、コロナ前と同等の水準となっており、生産者と消費者の双方にとって納得のいく価格帯で流通が安定していくことが望ましいとの答弁でしたが、その後、石破前政権が増産方針を打ち出す中で米生産が進められたことを受け、取り組まれた令和7年産主食用米の生産量は、品質、作柄とも良好で、新米の収穫量が増え、需要に対し米が余る見通しと報道されているところですが、米価格は高水準で推移すると見られております。高市政権に替わるや、石破前政権が掲げた増産方針を一転させ、価格維持を優先する姿勢を鮮明にしているとも報じられています。

また、水産業振興についてですが、令和7年度予算に係る事業改善シートによると、信州ブランド魚の生産量は令和6年度に年間400トンとなり、7年度目標の450トンを目指し、稚魚を生産し、県内養殖業者に供給されておられます。

一方で、河川・湖沼漁業では、外来魚等の食害防止に対する支援に取り組んでおられますが、漁業協同組合関係者からは、なかなか個体数が減少せず、対応に苦慮しているともお聞きしており、千曲川堤防道路を通過する際には、カワウの群れを散見することがしばしばある状況であります。

そこで伺います。

まずは米問題について、高市政権になり、減産にかじを切ったと報道されていますが、実情と国の方針に対する県の認識はいかがか、村山農政部長に伺います。

二つに、少なくとも米の消費水準に係る国の需要見極めが的確なのかどうかを含め、県内の需要動向を把握しつつ生産を進めるべきと思いますが、見解はいかがでしょうか。加えて、全国知事会長として安定的な米生産ができるよう国へ改めて要請すべきと思いますが、いかがでしょうか。阿部知事にお伺いいたします。

三つに、食料自給率向上に向けた県の取組状況はいかがですか。また、食料生産の中核を担

う基幹的農業従事者の減少が進む中で、今後県としてどのように取り組んでいくのか。阿部知事にお伺いいたします。

四つに、県オリジナル品種、信州サーモン、信州大王イワナのさらなる普及拡大に向けてどのように取り組んでいかれるのか。村山農政部長に伺います。

五つに、アユやニジマス、マゴイ等の水産資源維持の観点から、カワウ等の野鳥やブラックバス等の外来魚の駆除は重要であると思っておりますが、現状とさらなる改善策を村山農政部長に伺います。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には米と水産に関して3点御質問をいただきました。

まず、国の米生産見通しの実情と県の認識についてでございます。

国で設定した令和8年産の米の生産見通し711万トンについては、豊作だった本年産の実績748万トンと比較して減産と報道されておりますが、748万トンを平年並みの作柄等に換算した場合712万トンとなることから、来年産は本年産と同程度の生産見通しとなります。

また、直近の作柄や需要動向の状況などを踏まえ、より詳細に算定した需要を694万トンから711万トンと見通し、余裕を持った生産見通しとして、需給見通しの最大値に合わせて設定したものでございます。

なお、国では、本年4月に策定した食料・農業・農村基本計画において、2030年に輸出用米等を含む米全体の生産量を818万トンまで増産する方針を掲げ、需要に応じた生産をしていくこととしております。県としましては、新たな国の算定により需要に応じた生産を行うという国のこの方針は、米の安定的な生産・流通に資するものと認識しております。

次に、信州サーモン、信州大王イワナの普及拡大についてでございます。

県では、第4期長野県食と農業農村振興計画において、信州ブランド魚の生産量を令和9年度に485トンとすることを目標に掲げ、稚魚の安定供給や養殖業者と連携した需要の拡大を図っているところでございます。

現在、コロナ禍からの観光需要の回復やサーモン需要の増加の中で急速に引き合いが高まっており、生産の拡大が期待されています。県としては、引き続き水産試験場において稚魚の安定供給と養殖業者の歩留り向上等の技術指導を行うほか、より早く成長する系統の開発などにより生産拡大を図ってまいります。また、さらなる認知度向上と消費拡大のため、県内外の高級ホテル等の信州フェアにおいてメニュー食材として活用いただくなど、信州ブランド魚の魅力をより一層PRしてまいります。

最後に、カワウや外来魚等の駆除についてでございます。

カワウ等の鳥類及びブラックバス等の外来魚による食害は、水産資源維持の観点から重要な

課題と認識しております。現在、漁業協同組合において、カワウ等に対する銃器等による駆除及び花火等による追い払い、外来魚に対する釣り、電気ショッカー及び産卵場所の除去等による駆除など漁業被害防止対策に取り組んでおり、県では、水産試験場が技術指導を行うとともに、その経費を助成しているところでございます。

一方で、カワウの生息は依然として確認されておりまして、外来魚も根絶は困難なことから、さらなる被害防止技術の開発と普及が求められています。これらの被害防止対策は継続して行うことが効果的であり、これまでの取組を引き続き進めるとともに、ドローンを用いたドライアイスの投下によるカワウの繁殖抑制や、光を使ったトラップによるブラックバスの稚魚の一斉捕獲など、最新技術の研究と普及を進め、漁業被害の低減に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、米の生産について安定的な米生産ができるよう国に要請すべきと、それから、県内の需要動向を把握しつつ生産を進めていくという御質問でございます。

まず、県内の状況であります。県としては、昨年末のような状況を繰り返すことがないよう県産米を確保し、県民にしっかり届ける仕組みを構築するということが重要と考え、長野県産米生産・流通・消費等検討会議を設置し、関係者と議論を深めてきているところでございます。

こうした検討を行う中で、令和6年産の生産量約18万トンにさらに備蓄米約2,000トンが流通することで県内の米不足が解消したことがデータとして明らかとなりました。このため、長野県農業再生協議会におきましては、令和8年産米については、安定的に供給できる規模として、本年と同水準の約18万2,000トンを生産する目安値として設定したところでございます。

全国知事会についてでございますが、全国知事会といたしましては、まず8月の段階で「米の安定的な供給と適正な価格形成に向けた緊急提言」を国に対して行わせていただいております。さらに、先日、11月26日の全国知事会議におきましては、我が国の安定的な食料確保に向けて中長期的な視点を持ち、食料安全保障の観点で水田政策及び関連施策の充実・強化を図ることが重要であるということから、「食料安定供給の確保に向けた水田政策等の充実・強化に関する提言」を取りまとめさせていただいたところでございます。今後とも、国民、県民の暮らしに大変重要なこの食料の安定供給がしっかりと図られるよう国に対して現場の視点からの問題提起を行っていきたいと考えております。

続きまして、食料自給率の向上に向けた取組についての御質問でございます。

食料自給率向上に向けましては、本県としては、まず安定生産の取組を進めることが重要と

いうふうに考えております。農畜産物の総合供給産地として全国に安定的に食料を供給していくという考え方の下、主食であります米の適正生産、気候変動に対応した新品種や栽培技術の開発、海外依存度が高い小麦や大豆、家畜飼料の県内産への置き換え、こうしたことを通じて食料自給率の向上に貢献すべく取り組んできたところでございます。

今後とも、総合供給産地としての責任を果たすため、さらなる農地の集積・集約化やスマート農業の推進による生産性の向上、企業参入など多様な担い手の参入の促進、こうしたことを通じて食料自給率の向上にも貢献をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君） 答弁をいただきました。米のほうは、生産が安定すれば、売価といいますか、米の価格もある程度落ち着くのではないかと私は思うところでありまして、しっかり生産を調整しつつ取り組んでほしいと、こういうふうに思うところでございます。

次に、林業振興についてであります。

長野県の民有林人工林の8割が50年生を超えており、森林の若返りを進めることが必要になっていることは言うまでもありません。

県は、森林づくり県民税を活用して計画的な主伐・再造林を進めていますが、令和6年度予算実施事業分の事業改善シートでは、森林整備面積の目標値が9,500ヘクタールなのに対し、6年度の実績は5,645ヘクタールであり、1年間で目標達成ができるとは到底考えられません。

過日、会派改革信州では、長野県の信州ウッドコーディネーターをお務めいただいている鈴木信哉さんが理事長の岩手県のノースジャパン素材流通協同組合と岩手県森林組合連合会を調査してきました。

ノースジャパン素材流通協同組合は、平成15年に岩手県内の素材生産業者・団体等が構成員となり、少量分散的に生産されている素材、丸太を取りまとめて合板工場に供給するため、岩手県素材流通協同組合を設立。平成20年には、事業区域を北海道、青森県、秋田県、宮城県まで拡大し、現在の名称に改め、組合員数は設立当初の24名から、本年9月末現在で249名に拡大したと伺いました。

令和6年度の取扱量は57万立方メートルで、素材は山元から工場に直送し、流通コストの削減を図り、国産材を安定的に供給しているとのことであります。

あわせて、調査、説明をいただいた岩手県森林組合連合会盛岡木材流通センターでは、職員数が作業職員4名を含め17人で、令和6年の年間取扱量は3万2,689立方メートル、取扱金額が9億6,908万8,000円で、取扱量が減少傾向にありながらも取扱金額が増加しており、要因としては、広葉樹の平均単価が立方メートル当たり3万6,199円と針葉樹に比べ2.7倍余りである

とのことでありました。

一方で、県内の伐期適齢期を迎えた森林は、育てる時代から利用する時代に入っており、主伐の推進や県産材供給体制の整備等を進めるためには、林業就業者の確保と育成が重要になっています。

そこで、以下伺ってまいります。

一つに、森林づくり県民税を活用した主伐・再造林は目標に届いていないと思いますが、現状をどのように認識していますか。アカマツの利用推進を含め、主伐・再造林事業をどのように展開していくのでしょうか。根橋林務部長に伺います。

二つに、再造林面積の増加に伴い、県内産のカラマツ苗木の安定供給に向けた増産への取組を進めるべきと考えますが、根橋林務部長に見解を伺います。

三つに、減少傾向であった松くい虫被害は、令和4年度から微増傾向と認識しており、私の住む千曲市でも、赤茶けたアカマツが一面を覆ってしまっているという状況です。守るべき森林対策とともに、被害の先端地域をいかに止めるのが最重要と考えます。ナラ枯れも急増しており、松枯れ、ナラ枯れの現状と対策を根橋林務部長に伺います。

四つに、県産材の利用促進のためには、比較的高値で取引される広葉樹の活用を含めた木材流通の改善と販路拡大が必要と考えますが、どのように取り組んでいくのでしょうか。お考えを根橋林務部長に伺います。

五つに、確かな林業県とするためには、造林保育の人材確保が重要であると考えます。どのように取り組んでいかれるのか、阿部知事にお伺いいたします。

次に、熊対策についてであります。

知事の議案説明で明らかなおと、全国的に熊の出没と人身被害が相次いでおり、長野県においても昨年度を上回る15名の方が被害に遭われ、例年なら目撃件数が減少に転ずるはずの10月の日常生活圏における目撃は219件に及び、9月を上回り、前年同月比ではおおよそ3倍に達したとされました。

このため、11月14日には、知事が本部長となるツキノワグマ対策本部が設置され、この9月に施行となった改正鳥獣保護管理法により、人の日常生活圏に熊等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟が可能とされたことを含め、人身被害ゼロを目標に、すみ分けの徹底や出没防止策の推進、緊急対応体制の強化などの五つを柱とする「県民の命と暮らしを守るツキノワグマ対策」総合パッケージ1.0を取りまとめ、対策を強化していくとされたことは、大いに評価するところであります。

私は、ここ20年来、地域の皆さんと小学生が遠足で利用される五里ヶ峯や、戦国武将村上義清が構えた葛尾城跡への登山道の整備をしていますが、人家から僅か上がった栗の木に熊の爪

痕があり、枝分かれのところには、折った枝が敷かれたいわゆる熊棚が1本の木に3か所もあるのを見かけたことがありました。以来、鈴をつけ、1人では登らないように気を配りながら、声をかけ合い、登山道整備に取り組んでいます。

今年は、春先に、登山道入り口から少し上方のお休み所に、登山する人たちに楽しく登ってもらえるよう、「楽登の鐘」と命名し、登山者が誰でも鳴らせる鐘を設置したところであります。この登山道の両側は、針葉樹とともにナラやクヌギなどの広葉樹が繁茂し、幹丈は10メートルから15メートルにも達し、根回りも直径30センチを優に超えるものが林立している状況であります。これでは熊も登り切れないのではないかと察します。

また、緩衝帯の整備をこれまで県も取り組んでこられましたが、いかがだったのでしょうか。今回の補正予算では、ツキノワグマゾーニング管理導入事業が盛り込まれましたが、いかに実効を上げていくのが問われると考えます。

一方で、県内の銃猟免許交付数は、全国同様に新規参入者が大きく減少し続け、結果として狩猟者全体の減少と高齢者比率が増加してきているものと認識しています。加えて、総務省からは、改めて熊被害対策の取組が示されるとともに、11月14日付で「鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する際の留意事項について（通知）」が発出されたと伺いました。

そこで、以下伺います。

初めに、熊の生息域管理をする上で緩衝帯の整備は重要と考えますが、取組状況はどのようなのでしょうか。また、熊が食べるドングリ等の木の実が高木にしかない現状もあり、林材活用と生息域の観点から、人の日常生活圏と接する山林の整備も併せて重要と考えます。見解を根橋林務部長に伺います。

二つに、若年狩猟従事者の発掘・育成は急務であると思います。どのように取り組んでいくのか、根橋林務部長に伺います。

三つに、緊急銃猟制度の実効性を高めるため、市町村体制整備への支援がぜひとも必要です。広域連携の推進とともに、クマ対策員の活用が重要になると考えますが、どのように連携を図りながら実効性を高めていくのか。また、クマ対策員は少なくとも10圏域に配置すべきと考えますが、阿部知事に見解をお伺いいたします。

四つに、このほど総務省における熊被害対策の取組が示されましたが、自治体職員として緊急的に人材確保ができること、特殊勤務手当が支給できることなどを有効活用し、「鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する際の留意事項について（通知）」に配慮しつつ、県として積極的に取り組むとともに、市町村に対しては、周知と実効性が上がる取組となるよう助言、連携を図っていただきたいが、阿部知事に御所見を伺います。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君） 林業振興と熊対策について御質問を頂戴いたしました。

まず、主伐・再造林事業の今後の展開についてでございます。

森林づくり県民税を活用いたしました主伐・再造林の遅れにつきましては、森林県から林業県への転換を進めております本県にとりまして極めて重要な課題だと受け止めております。この遅れは、急峻な地形や伐採樹種による収益性の違いに加えまして、林業事業体が間伐中心から主伐へ移行する過程でノウハウ不足によります不安が影響しているものと考えております。

こうした課題の解消に向けましては、主伐・再造林の事例集を作成いたしまして、林業普及指導員による指導を強化するとともに、現場での技術的助言や実務研修など具体的な支援を進めてまいりたいと考えております。

さらに、伐採樹種による収益性の差を改善するため、現在アカマツ材の生産・流通・利用状況を調査しておりまして、その結果を踏まえまして商品開発や販売促進を支援し、信州産アカマツの市場拡大と付加価値向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、苗木の安定供給に向けました増産への取組についてでございます。

カラマツの苗木は、現在一部を県外から輸入しているものの、生産者の積極的なお取組によりまして必要量は確保できております。しかし、今後、再造林面積の拡大に伴い、苗木需要は増加し、特に植栽樹種の約4分の3を占めますカラマツ苗木の需要は大幅に増える見込みでございます。

このため、県では、苗木生産者が行いますコンテナ苗を生産するための施設整備に対しまして支援を行うとともに、生産技術の向上と生産拡大を目的といたしまして、事業者団体と連携した実践的な講習会を開催しております。加えまして、優良苗木の生産に不可欠な種子の安定確保に向けましては、県が管理いたします採種園の整備を計画的に進めてまいります。

続きまして、松枯れ、ナラ枯れの現状と対策についてでございますが、まずは松枯れでございます。

本県の松くい虫被害は、令和4年度以降微増傾向にございまして、令和6年度は約6万立方メートルと高止まりの状況でございます。その要因は、温暖化等の影響によりまして高標高地域で被害が拡大するとともに、急傾斜地などで伐倒駆除が困難になっていることが挙げられます。

このため、被害が拡大傾向にある地域や守るべき松林の周辺など、対策効果の高い箇所へ選択と集中を図ることが重要だと考えております。県では、被害状況を可視化いたしました松くい虫被害レベルマップを活用いたしまして、市町村の計画策定を支援するとともに、対策経費の助成を行っているところでございます。

続きまして、ナラ枯れについてでございます。

ナラ枯れ被害は、平成22年度にピークを迎えた後減少いたしました。令和2年度以降再び増加に転じております。この要因といたしましては、やはり温暖化によりまして、ナラ枯れを引き起こす菌を運びますカシノナガキクイムシの活動期間が長期化していることが挙げられます。

この対策といたしましては、被害木の伐倒駆除に加えまして、被害を受けやすい高齢木を事前に伐採して活用することで森林の若返りを図ることが有効でございます。県では、市町村が実施いたします伐倒駆除を支援するとともに、被害木周辺の樹木を一体的に伐採する予防対策を推進しております。

続きまして、広葉樹の活用を含めた木材流通の改善と販路拡大についてでございます。

良質な広葉樹材は、県内の木材市場でも高値で取引されておりますが、その多くはカラマツや杉の伐採に伴って生産されるものでございまして、広葉樹主体の生産事例は限られております。現在、国内の家具メーカーでは国産の広葉樹材を使用する動きがみられ、県産材の引き合いもあることから、今後は関係者と連携いたしまして、樹種ごとの特徴ですとか価格を含めた需要情報を生産者の皆様に的確に共有するとともに、需要者が求める良質な木材を安定的に供給できる仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

県では、これまで、広葉樹材等の木製品の開発や展示会の開催等を支援してまいりましたが、引き続き付加価値の高い製品の普及啓発や魅力発信を強化いたしまして、広葉樹を含めました県産材の利用促進と販路拡大に取り組んでまいります。

続きまして、熊対策についてでございますが、緩衝帯整備と里山整備についてでございます。

近年、熊の人里への出没が増加している要因といたしまして、人の日常生活圏と接する山林、いわゆる里山でございますが、里山の手入れ不足により熊の生息域が生活圏に近づいていること。さらに、本年は堅果類の凶作によりまして、餌を求めた熊の移動が活発化していることが挙げられます。

こうした状況を踏まえ、県では、「県民の命と暮らしを守るツキノワグマ対策」総合パッケージ1.0を策定いたしました。このパッケージでは、ゾーニング管理の導入を加速することを重点施策として位置づけておりまして、その推進を図るため、市町村の取組を支援いたします補正予算案を本定例会に提出させていただいております。

また、森林づくり県民税を活用した緩衝帯の整備につきましては、市町村の要望に基づきまして、令和5年度は13の市町村、令和6年度は23の市町村で実施しております。今後は、里山整備と一体的に高木化した広葉樹を伐採し、家具やまきとしての活用を進めるなど、より効果的な手法を検討してまいります。

最後でございます。若年狩猟従事者の発掘・育成についてでございます。

捕獲の担い手確保は喫緊の課題でございますけれども、現状では、狩猟免許保持者の約半数が60歳以上となっており、若年層は極めて少ない状況でございます。このままでは地域における持続的な捕獲活動が困難となるおそれがあるため、県では、若年狩猟者の発掘・育成に向けた取組を進めております。

具体的には、本年6月ですが、林業大学校におきまして、猟友会と連携いたしまして銃猟シミュレーション体験やジビエ活用などを学べる授業を実施させていただいたり、来年2月には、狩猟免許の取得を目指す方に向けまして、狩猟の始め方や先輩ハンターとの座談会、また、ニホンジカの解体実習などを行う予定としております。

これらの取組によりまして若年層の参入を促すとともに、捕獲技術と狩猟文化の継承を図り、持続可能な鳥獣被害対策を確立してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 林業振興と熊対策について3点御質問をいただきました。

まず、造林・保育の人材確保についての御質問でございます。

本県の林業就業者は大変長い間減少傾向が続いておりましたが、令和元年度の1,446人を底に増加に転じ、令和6年度現在1,538人ということで、令和元年以降少しずつ着実に増加してきているという状況であります。

これは、様々な支援施策を講じてきたことが結果として現れてきているのではないかとこのように思いますが、特に、令和5年度予算におきましては、全国トップクラスの働きやすい林業県づくりということを掲げて、林業労働力関連予算を倍増させていただきました。令和5年、それから6年の新規就業者数を見ますと264人ということで、最近の状況を見る中では、この2年間の数字は大変増えてきているという状況であります。

こうした取組は、例えば林業に従事する移住者に対する最大100万円の支援金の支給であったり、他産業から転職される方々の転職の促進、さらには、新規就業に必要な安全装備の準備であったり資格の取得に向けた補助、こうしたものに加えて、専用のポータルサイト、あるいはセミナー等で魅力の発信、情報提供をさせていただいていることで徐々に成果が上がってきているのではないかと思いますので、引き続きこうした取組を確実に進めていきたいというふうに思います。

あわせて、木曽谷・伊那谷フォレストバレーを核にしまして、森林・林業人材の育成をしっかりと進めていきたいというふうに思っております。地域と連携した人材育成の仕組みも強化するなど、未来を担う林業人材の確保に県としてしっかり取り組んでいきたいと考えており

ます。

続きまして、熊対策で、市町村の体制整備への支援、クマ対策員の広域連携の推進、クマ対策員の配置について御質問をいただきました。

緊急銃猟制度の実効性を高めるためには、市町村が平時から迅速かつ安全に対応できるような体制整備が必要というふうに考えております。

県としては、現場での適切かつ迅速な判断に必要なツキノワグマ出没時対応マニュアルを策定いたしました。これに加えて、9月の定例県議会で資機材整備等の予算をお認めいただいたところでもありますので、こうしたものでしっかり応援していきたいというふうに思います。また、今後市町村の関係者を対象として緊急出没訓練を実施していきたいと思います。こうしたことを通じて市町村の体制強化を積極的に支援していきたいと思っております。

一方、本県の場合は、小規模自治体が多く、ハンターも地域的に偏在しているという状況でございます。単独市町村で対応していくことには一定の限界もあることから、広域連携を進めていくことが御指摘のとおり重要だというふうに思っております。

この広域連携、熊対策というのは、ある意味危険を伴う対策になりますので、捕獲者の皆様方同士の信頼関係を構築していくこと等を含めて、やはりしっかり慎重に進めていかなければいけないというふうに思います。

まず先駆的、先進的な地域において、モデル的に県と市町村、猟友会によります広域協議会を結成させていただき、課題の洗い出しや協定の締結に向けた合意形成、運用マニュアルの整備や訓練の実施等を行い、実効性のある体制の構築を進めていきたいと考えております。

また、長野県独自の制度でありますクマ対策員として、熊の行動や生態に精通した方を任用しております。我々に対して、あるいは市町村に対して指導・助言を行っていただいているわけではありますが、このクマ対策員にやっていただくことは、どちらかという広域圏ごとというよりは全県的な活躍を期待しているところでございます。麻酔銃によります捕獲技術を持った方、あるいはベアドックによる熊の追い払い技術を持った方、様々な幅広い専門知識と技術を持っておられます。そういう意味では、圏域ごとではなくて、やはり全県的な立場で指導・助言をいただくことが基本というふうに考えておりまして、現在11名となっております。今後、地域の偏在等も念頭に置きながら人材の確保に努めていきたいと考えております。

それから、最後に、総務省の通知を受けた対応と市町村への助言、連携という御質問でございます。

今回の総務省からの通知は、県・市町村の熊対策に関連して、従事する職員の採用や特殊勤務手当の支給、狩猟免許を有する職員への協力の呼びかけなど、柔軟に対応できることを幅広く明示したものというふうに考えております。

一方、今般の国の補正予算においては、自治体が雇用するいわゆるガバメントハンターの人件費の支援制度が創設されています。県においては、鳥獣に関する専門的な知識や経験を有し、広域的な鳥獣の管理を担う者、市町村においては、緊急銃猟をはじめとした捕獲等に従事する者といった職員の雇用に活用可能というふうにされております。

本県においても、さらなる外部人材の活用が必要ではないかというふうに考えておりますので、この通知も踏まえながら任用、処遇の在り方等を検討していきたいというふうに考えております。

あわせて、市町村においてもぜひこうした制度を十分活用して捕獲体制の充実に努めていただきたいというふうに考えております。したがって、県としては、この通知も踏まえながら必要な助言を行って、市町村と連携を図っていききたいと考えております。

以上です。

〔34番荒井武志君登壇〕

○34番（荒井武志君）それぞれ答弁いただきました。今、林業振興は、知事が言っているとおり、森林県から林業県へということですので、材を使いながらお金を回す仕組みをこれからもしっかりやっていってほしいと、こういうことをお願いしたいと思います。

熊対策につきましては、市町村ではやはり人的になかなか厳しいところもあると思いますので、そういう皆さんへの支援をしっかりと県が差し伸べられるように、こんなことを申し上げて私の質問とします。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、大井岳夫議員。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）自民党県議団、大井岳夫です。通告に従い順次質問いたします。

本年は、例年に増して、北海道、東北をはじめ全国で熊による被害が相次ぎ、4月以降の全国の死傷者数は200人を超え、統計を取り始めた2006年度以降最悪となっています。

本県においても、熊により複数の人命が失われ、食べ物を求めてか、善光寺前の防犯カメラでも熊が確認されるなど、生息域は市街地にも広がっており、その不安から、日常生活、経済活動にも影響が及んでいます。

そこで、本県として、熊の実態や傾向をどのように捉え、緊急的、中長期的にどのような対策を講じていくか。また、駆除だけでなく、ゾーニング管理等の対策により保護管理をどのように進め、共生を図っていくかという観点より、以下8項目について、荒井議員と一部重複する部分もありますが、熊対策について順次質問してまいります。

1として、熊による本年度の人の日常生活圏における目撃件数、人身被害及び近年の農林業等の被害状況、傾向についてどのように変わったのか、伺います。

2として、熊等の特に危険な野生生物が人の日常生活圏に出没した際に、自治体の判断で迅速に銃を使用して駆除する緊急銃猟が本年9月に創設されました。緊急銃猟の主体は市町村とされていますが、県内において緊急銃猟におけるマニュアル整備の体制が整っている市町村の割合について伺います。

また、ハンターが発砲に伴う刑事・行政責任を問われるとの懸念の払拭に国が取り組んでいますが、県における取組について考えを伺います。

3として、山中で仕事を行うことが多い林業従事者においては、熊と遭遇しないための熊笛、万が一遭遇した際のために熊撃退スプレーなどを装備しているとのことですが、チェーンソーや重機など大きな音が発生しない植林業務従事者からは不安の声も聞こえてきます。林業従事者の安全確保のため、県としてどのような支援を講じているか。以上3項目を林務部長に伺います。

4として、国家公安委員会規則の改正により、11月13日より警察官がライフル銃を使って熊を駆除することが可能となりましたが、どのような要請や状況において出動するのか。また、要請に対応するため、どのような訓練や準備を進めていくのか。警察本部長に伺います。

5として、県のクマ対策員や市町村における捕獲技術者など、いわゆるガバメントハンターと呼ばれる専門人材の活動状況について伺います。

また、専門人材の育成には一定の時間を要することから、短期的には高度な技術を有し経験のある方を職員として採用することが効果的だと考えますが、専門人材の育成・採用についてどのように取り組んでいくか、伺います。

6として、県内の狩猟者数は減少傾向にあり、高齢化が進んでいることから、活動に一層の支援が必要と考えます。本日も、県内19市のうち9市が昨年以降に狩猟者への支援策の引上げを実施しまして、6市が見直しを検討しているとの新聞報道がなされたところです。現在、県においては、通常1万6,500円の狩猟税を非課税にするほか、事故防止用具購入などの支援策を設けていますが、現行の支援制度の拡充施策について伺います。

7として、熊による被害を減らすには、人里、里山に熊を誘引する原因を取り除くこと、人と熊の生活域、生息域の境界を明確にすることが肝要です。ゾーニング管理に向けた施策展開について伺います。

8として、AIカメラやドローン等の先端技術を活用した熊の生息域調査や、ベアドッグによる熊の追い払いなどに取り組むNPO法人等も存在しています。こうした先進的な取組を行う民間団体との連携が必要と考えますが、5から8の4項目を林務部長に伺います。

次に、地域ブランドを毀損しない秩序ある民泊事業について質問します。

我が国においては、訪日外国人観光客の増加に伴う宿泊施設の不足を受け、2015年に特区民

泊制度が導入され、2018年には住宅宿泊事業法が施行され、民泊は法的に制度化されてきました。

しかしながら、我が国、そして本県を代表する国際的なリゾート観光地であり別荘地でもある軽井沢町においては、民泊業をめぐり、バーベキュー等による騒音、煙、臭いへの苦情、ごみの片づけを行わないことによる野生有害鳥獣被害、宿泊者による別荘敷地内への無断侵入や排せつ行為などのトラブルが続出し、光の害も含め、安全などへの不安や懸念の声が広がっています。

また、外国人観光客に人気の県内の他の観光地においても同様のトラブル、また、隠れ民泊等につきまして実態把握を求める声があることから、1として、旅館業法や住宅宿泊事業法の許可を得ずに営業するようないわゆる隠れ民泊の実態についてどのように受け止め、県としてどのような対策を講じているのか、伺います。

2として、県が許可している簡易宿泊所のうち、軽井沢町の条例を守らない業者があるとの指摘があります。こうした状況を踏まえ、県が旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づく許可等の判断を行う際、業者に対して県の意向をどのように尊重し、条例遵守を働きかけていくのか、伺います。

3として、いわゆる民泊施設において騒音やトラブル発生の際、県はどのような指導を行っているのでしょうか。また、インバウンドも増加する中で、民泊施設及び周辺生活衛生の住環境を維持するため、どのように対策を講じていくのか、伺います。

4として、先月11月11日に軽井沢町は宿泊施設周辺の生活環境保全を目的とした民泊事業に関する要望書を県に提出しました。内容は大きく3項目で、1として、条例によるゼロ日規制を認めるケースを緩和するよう国に働きかけること。2として、旅館業施設へ営業時間中に営業従事者が駐在するよう条例で義務づけること。3として、引き続き民泊サービス施設への監視・検査の強化を図ることです。以上触れました軽井沢町からの要望に対する県としての受け止めについて、健康福祉部長に伺います。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私には熊対策につきまして七つの質問を頂戴いたしました。順次お答え申し上げます。

まず、今年度の熊の目撃件数、人的被害及び農林業被害についてでございます。

まず目撃件数でございますが、令和5年度1,406件、令和6年度1,430件、今年度は11月28日現在で1,239件と、過去10年平均の960件を大きく超えております。人的被害は、令和5年度12名、6年度13名、今年度は既に15名に達し、過去10年平均9名を上回っております。農林業被害額は、令和5年度が約1億2,617万円、6年度が約1億3,791万円と高水準で推移しておりま

す。

傾向といたしましては、例年は8月をピークに減少する目撃件数が、今年度は11月も前年同月比約3倍に達するなど、熊の活動期間の長期化が見られます。また、例年熊の出没が少ない4月に飯山市、木島平村で相次いで人身被害が発生し、6月には大町市で死亡事例も確認されるなど、従来の傾向とは異なる事態となっておりまして、憂慮すべき状況と考えております。

続きまして、市町村における緊急銃猟マニュアルの整備状況についてでございます。

現在、16市町村、割合ですと21%になりますが、マニュアルを作成済みでございまして、残る61市町村につきましても順次整備を進めるとしてしております。これによりまして、県内全ての市町村でマニュアルが整備される見込みとなっております。県といたしましては、緊急銃猟制度の的確かつ迅速な運用に向けまして、県策定の対応マニュアルの積極的な活用を改めて周知するとともに、市町村の体制整備を引き続き支援してまいります。

発砲に伴う責任への対応についてでございますが、捕獲従事者の皆様が安心して緊急銃猟に臨んでいただくためには、やはり発砲に伴う責任の明確化が極めて重要だというふうに考えております。この点につきましては、やはり国におきまして統一的な見解を示す必要があるものと認識しております。国のクマ被害対策パッケージでは、民事、刑事、行政処分の考え方を丁寧周知することが明記されております。県といたしましては、国の統一的な見解を踏まえまして、捕獲従事者の皆様の不安解消に向けて周知啓発を徹底してまいります。

続きまして、林業従事者への熊対策支援についてでございます。

県では、林業従事者の安全確保を最優先に熊対策の支援を進めておりまして、ヘルメットや熊撃退スプレーなど遭遇時の防御に必要な安全装備導入を支援しております。今年度は長野市で林業労働災害レスキュー講習会を開催し、熊との遭遇回避でありますとか、防御姿勢、止血方法、けが人搬送など緊急時対応を確認したところでございまして、来年度につきましても中信地区を対象に同様の講習会を開催する計画としております。

続きまして、専門人材の活動状況と育成、採用についてでございます。

県では、10月にクマ対策員8名を特別職の非常勤職員として任用いたしまして、人身被害等発生現場での調査でございますとか被害防除対策に係る実地指導等を行っております。また、小諸市や大町市をはじめ15の市町村では狩猟免許を有する正規職員が配置されまして、地域の鳥獣対策の中心的な役割を担っていると承知しております。

県といたしましては、熊対策の充実を図ってきている中で、やはり鳥獣に関する専門的な知識や経験を有する人員の強化が必要であろうというふうに考えておりまして、任用形態でありますとか処遇の在り方など様々な課題について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、中長期的には、狩猟者を目指す方のための研修会でありますとか、初心者のためのハンターデビュー講座、また、銃やわなによる捕獲技術向上のための研修会の開催などを通じまして担い手の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、捕獲者への支援についてでございます。

県では、鳥獣被害防止特別措置法に基づきまして、有害鳥獣の捕獲に従事する方に対しまして狩猟税を非課税としておりまして、通常1万6,500円の負担を免除しております。加えまして、捕獲従事者や新規銃猟者に対しまして、技術向上や安全確保を目的とした射撃講習、事故防止用具の購入、傷害保険料、さらに新規の銃猟者につきましては銃砲所持許可の取得に必要な医師の診断書などの経費について補助を行っております。

今後は、国の制度も活用しつつ、熊の捕獲に対する市町村の報奨金制度への補助を検討するなど、捕獲者支援の拡充を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ゾーニング管理の推進についてでございますが、県では、本年3月に、長野県ツキノワグマゾーニング管理導入マニュアルを策定いたしまして、全77市町村での導入を目指しております。現在11市町村で導入済みでございますが、残り57市町村では導入を検討している状況でございます。

今定例会には、森林GIS等を活用いたしまして、人の日常生活圏、緩衝地帯、熊の生息域の3区分によります広域ゾーニング案を県が作成いたしまして、市町村を対象とした研修会を開催するための経費を補正予算案に計上させていただいております。これによりまして、全市町村での導入を加速させたいというふうに考えております。また、国の補正予算を活用し、緩衝帯整備、放任果樹の除去など、人の日常生活圏と熊の生息域の境界を明確化する具体的な取組を一層推進してまいります。

最後でございます。民間団体との連携についてでございますが、議員御指摘のとおり、県内のNPO法人による先進的な取組は、熊との適切な距離を保ち、人身被害や農林業被害の抑制に大きく寄与するものとして全国的にも高く評価されております。

県といたしましては、こうしたNPO法人や民間団体との連携を一層強化するとともに、専門的知見や先端技術を生かしました取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君） 警察官によるライフル銃を使用した熊の駆除についてお答えいたします。

県警察では、熊が市街地等に出没した場合、これまでも、県や市町村をはじめとする関係機関・団体と連携しつつ、安全確保の呼びかけや避難誘導、警戒活動、市町村長が実施する緊急

銃猟への協力など、地域住民の安全確保を最優先とした対応を行ってきたところであります。

市町村が実施する緊急銃猟に加え、追加的、緊急的な対応として、市街地等において熊による人身被害が生じ、または生じるおそれのある事案を警察が認知した場合には、関係機関・団体と連携しつつ、警察官がライフル銃を使用して熊の駆除の任務に当たることとなります。

県警察における警察官によるライフル銃を使用した熊の駆除につきましては、今後の県内の熊による人身被害の状況や地域のニーズ等を踏まえ、個々の場面に応じて適切に対処してまいります。そのため、平素からの準備として、関係機関等との連携・協力体制の構築、対処訓練の実施、教養の実施、装備資機材の準備などを進めているところであります。また、自治体や猟友会等と連携しながら熊の生態や急所についての教養や射撃訓練を実施することとしております。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には4点お尋ねがございました。

初めに、いわゆる隠れ民泊への対策についてでございます。

旅館業法や住宅宿泊事業法に基づく手続を行わずに宿泊営業を行う施設、いわゆる隠れ民泊については、衛生管理が担保されないことや、利用者が感染症に罹患した際に実態を把握できない等公衆衛生上のリスクがあり、看過できないものと考えております。

これまで、県では、住民や事業者からの通報等によっていわゆる隠れ民泊を探知した場合、その都度建物の所有者等に対し営業の中止や許可の取得等を指導してきたところでございます。加えて、インターネット上で宿泊者を募っている施設をAIを活用して把握し、営業許可の有無を確認する事業を年内に開始いたします。様々な手段を用いていわゆる隠れ民泊を探知し、今後も指導等の対応に取り組んでまいります。

次に、町の条例等を守らない業者への対応についてでございます。

県では、旅館業法に基づく申請への許可や住宅宿泊事業法に基づく届出の受理に際し、各法及び各法に基づいて制定された県の条例が規定する基準により審査を行っております。

一方で、町の条例は、その地域の実情を踏まえて制定されたものと認識しており、県としても尊重すべきものであると考えているところでございます。したがって、町が条例等により独自の規制を行っている場合については、申請等を受けた保健所においてその規制の趣旨を申請者に伝えとともに、町の担当窓口を案内する等の働きかけを行い、条例等の遵守を促しております。

三つ目に、いわゆる民泊施設とその周辺の住環境の維持についてでございます。

保健所が管轄内のいわゆる民泊施設において騒音やトラブルの情報を得た際には、事業者に対して状況確認を行い、その状況に応じて規定の遵守や周辺の住環境への配慮等の指導等を行っ

ております。事案によっては保健所の所管法令では対応できない場合もあるため、対応法令を所管する部署や市町村の担当者等と連携し、共同して実態把握を行う事案もあるところです。

旅行者が多くなる中でも民泊施設及びその周辺の生活環境が守られるということは重要でありますので、県としても、事業者には住宅宿泊事業法や旅館業法の遵守はもちろんのこと、住環境維持に必要なその他法令の遵守についても関係機関と連携して改めて指導を行ってまいります。そして、今後も引き続き市町村等と連携して事案へ対応するとともに、事業者の法令違反に対しては厳正に対処してまいります。

最後に、軽井沢町の要望に対する県の受け止めについてでございます。

このたび、町から、お話にもありましたとおり、県条例による民泊事業のゼロ日規制を可能とする国への働きかけと、旅館業施設の営業時間中に従事者を常駐させることの県条例での義務づけ、そして、問題施設に対する住民からの通報の情報共有と実態把握、監視や検査の強化の3点について御要望をいただいたところでございます。

これらは、宿泊施設周辺の騒音やごみの片づけ等のトラブル事案を踏まえた町の切実な御要望と受け止めております。県といたしましては、まずは問題施設への対応が第一であると考え、町をはじめとした関係機関と協力して、実態調査から監視・指導を行い、対応の強化を図っているところでございます。

また、民泊事業のゼロ日規制を可能とすることや、旅館業施設の従事者常駐の義務づけといった御要望につきましては、国の考え方や法令等との整合性、観光振興の観点等を総合的に勘案し、今後町などの関係者と相談しながら方策について検討してまいります。

以上でございます。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

熊対策に係る質問におきましては様々な答弁をいただきましたが、昨日夕方のニュース報道で須坂市の民間企業の取組が紹介されていました。強い電流が流れるマットや犬の鳴き声など大きな音が出るスピーカーの製造など、現場の声を聞き、狩猟者とお互いに知恵を出し合いながら製造している、そんな民間企業もあります。熊対策は今後も中長期的になされていくところではありますが、熊対策におきましては、県内の民間企業が開発した製品を積極的に購入いただきたいと要望させていただきます。

また、民泊事業についてでありますけれども、静かで安心して暮らせる環境を求めて本県に移住された方も多いと思いますが、ある日突然その環境が奪われることは、筆舌に尽くし難い苦痛であると思います。本県のブランドイメージを守る観点においても、踏み込んだ検討、対応を期待するものであります。

続きまして、定価での図書調達などによる書店支援について質問します。

本年6月定例会の一般質問で垣内将邦議員も書店の実態に触れ、支援策について質問されましたが、全国の書店は、これまでも利益率が低い言わば薄利多売という形式ながらも、地域における知識や情報の拠点、コミュニティーの核として、知恵を絞りながら経営を続けられています。年代を問わない読書離れやネットでの書籍購入、少子化が進んだこと等による教科書販売の減少などを背景に、近年廃業が相次ぎ、県内77市町村においては、本年5月時点で書店のない自治体が42と半数を超え、54.5%という割合は全国ワースト2であります。

このような状況を背景に地域の書店を支え、支援する体制、意識を醸成すべきとの視点より、以下質問します。

1として、出版再販研究委員会、これは、日本書籍出版協会、日本雑誌協会、そして日本出版取次協会、日本書店商業組合連合会で構成されていますが、本年5月1日、再販売価格維持契約書から、これまで官公庁、自治体、公共・学校図書割引販売の根拠となっていました「官公庁等の入札に応じて納入する場合については定価販売規定は適用しない」という記述を削除しました。本県においても、委員会は、知事や市町村長に対して、図書調達に当たっては定価購入を前提としていただくよう理解を得たいとしています。

これまでの県の図書調達においては定価を予定価格として設定してきたと受け止めていますが、今後も継続して行っていく方針か、会計局長に伺います。

2として、図書調達の際に保護フィルムがけなどの装備を求められ、書店側の大きな負担となっているケースもあると聞いていることから、県立長野図書館における対応について伺います。また、図書調達においては地元資本の書店より優先的に購入すべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

次に、政府関係機関の誘致について質問します。

政府が2026年度、来年度の設置を目指す災害対策の司令塔となる防災庁を誘致する動きが活発化しています。新たな動きとして、昨日、政府は、来年11月を念頭に設置を目指すとの方針を明らかにしました。地方拠点については、日本海溝・千島海溝地震と南海トラフ巨大地震の被害が想定される対策推進地域に1か所ずつ設置する方向です。

阿部知事は、全国知事会長として「現場から、日本を動かす。」を掲げ、東京一極集中是正に力を入れた活動、提言をされています。東京一極集中の是正を図るという観点からも、本県において防災庁地方拠点を含めた政府関係機関の誘致を進めていくべきと考えますが、県内市町村の意向などを踏まえ、県としてどのように進めていくか、知事に伺います。

最後に、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働方針を受けた本県の対策について質問します。

先月、柏崎刈羽原子力発電所が再稼働方針であることが新潟県知事より示されました。今後

再稼働が決定された際は、原子力発電所からおおむね30キロメートル圏内において、これは原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づいていますが、原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画の策定が進み、併せて原子力発電所30キロメートル圏内、新潟県では9市町村において国の広域避難計画に基づき避難道路の整備が進んでいくことになります。

一方、本県の飯山市、野沢温泉村、栄村の3市村の一部は、30キロメートル圏内には位置していませんが、かつて被曝対策を取る放射性ヨウ素防護地域とされていた50キロメートル圏内にあることから、2015年に規定は廃止されたわけですが、有事に備え、避難道路整備や連絡体制の構築、ヨウ素剤の備蓄等を求める声があります。これらの声に県としてどのように応えていくのか、危機管理部長に伺います。

〔会計管理者兼会計局長柳沢由里君登壇〕

○会計管理者兼会計局長（柳沢由里君） 私には図書の調達における予定価格の設定について御質問をいただきました。

物品の購入に当たっては、地方自治法及び県の財務規則に基づき、一般競争入札または随意契約により競争性を確保し、購入しているところですが、市場価格が一定している図書や雑誌などの随意契約の場合には1社からの見積書徴取による購入を可能としています。

図書については、同一品質・規格のものが至るところで販売され、どこで購入しても値段に差異がないため、市場価格である定価を予定価格としています。今後も、図書の調達に際しては予定価格は定価とすることを原則とし、運用等についてより明確にし、県の発注機関へ周知してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には県立図書館における図書調達についてのお尋ねでございます。

県立長野図書館の図書調達に際して、長野県に関する地域資料は地元書店から購入しており、保護フィルム等の装備は求めてはおりません。なお、全国に流通する一般図書等は、地元書店団体を通じて県外の大手事業所から調達しており、県外事業者が保護フィルム等の装備つきで納入しているところでございます。

令和6年度の県立長野図書館における図書の調達割合は、金額ベースで、県外業者が約51%、地元書店が約17%、その他出版社などが約32%となっております。県外業者からの調達が多い状況となっているものの、多様な県民ニーズに対応していくため、限られた予算と人員体制の中で、現在の調達方法は合理的な方法であると認識しているところでございます。

県内の公立図書館においては、読書文化の興隆と地元経済への還元を目的として、保護フィルムの装備等を福祉施設に委託する地元書店から直接図書を購入する事例もございます。今後

は、こうした事例を参考に、効率性を維持しつつ、地域振興の観点から調達方法について研究していくとともに、県内で事例を広く共有する場を設けてまいりたいと考えております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）政府関係機関の誘致についての考え方、進め方について御質問をいただきました。

人口減少に適応した持続可能な社会を構築していくためには、今の過度な東京一極集中に歯止めをかけるということが重要だというふうに考えております。企業、大学や政府関係機関を分散化していくことは有効な手段だというふうに考えております。

また、近年の気候変動等による災害の多発化や巨大地震の発生リスクを踏まえますと、政府機関については、一定の地域だけではなく、地方に移転して、分散型の社会をつくっていただくということが必要だと思っております。先日の全国知事会議におきましても、実効性を伴った政府関係機関等の地方への移転の推進など、大都市部への偏在是正を求める提言を取りまとめさせていただいたところであり、こうした問題提起を地方の側から国に対して継続的に行っていくことが必要だというふうに考えております。

本県としても、防災庁をはじめ省庁や研究機関の地方部の移転につきましてはこれまでも国に対して要望してきているところでございます。引き続き政府関係機関の移転に関する情報の積極的な把握等に努め、県内市町村ともしっかりと連携して対応していきたいと考えております。

以上です。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には柏崎刈羽原子力発電所の再稼働方針を受けた本県の対策について質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、かつては国の原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針におきまして、放射性物質の影響を避けるため、おおむね50キロの範囲を屋内退避等の防護措置を実施する区域、P P Aとして暫定的に設定されました。

その後、平成27年4月に原子力災害対策指針が改正され、国際原子力機関、I A E Aによる国際的な基準では、50キロ圏内での防護措置区域、P P Aは設定されていないということ、地震、津波の評価の厳格化や設備の多重化など原子力発電所設備の新たな安全基準が定められたことから、あらかじめ避難や防護の準備が必要な原子力災害対策を重点的に実施すべき区域は原子力発電所から30キロ圏内とされ、本県はその区域には該当していません。

また、新潟県による被曝線量シミュレーションでは、想定される最大事故の場合においても、防護措置が必要な基準に達するのは原子力発電所から4.5キロまでの地点とされていることも

踏まえ、本県では広域避難計画の策定や安定ヨウ素剤の備蓄は現在しておりません。

一方で、東日本大震災において放射性物質が広範囲に拡散した事実を踏まえ、本県では、万が一の事態に備えまして、地域防災計画における原子力災害対策編の作成、県内7か所のモニタリングポストによる平時からの放射線量の測定、東京電力との覚書に基づく連絡体制の構築、東京電力や原発立地県である新潟県との情報伝達訓練の実施などの対応を行っているところでございます。

さらに、住民の方の声に対しましては、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策、新潟県のシミュレーションなど、東京電力や新潟県が提供している情報につきまして、市町村とともに住民の皆様へしっかり周知してまいりたいと考えております。

以上です。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。書店支援に係る質問についてもそれぞれ答弁をいただいたわけですが、図書購入におきまして、県外資本の書店からの購入割合のほうが大きいということでありましたけれども、地元の書店を守る意義というものにつきましては共通の理解をしていただいたかというふうに思います。これから県内資本の書店からの調達の在り方についても研究していくということですが、このウエートがより高まるように研究、そして速やかに実行に移していただくことを期待いたします。

さらに、教育長に要望で申し上げますが、全国学校図書館協議会による第69回学校読書調査では、高校生の48%、2人に1人は1か月に一冊も本を読まないとされており、文化庁が16歳以上を対象に実施した令和5年度国語に関する世論調査においては、62.6%が1か月に一冊も本を読まないと回答しています。さらに、先ほども触れましたが、書店のない自治体には図書館がないこともあります。時代の流れだから仕方がないではなくて、図書離れ、読書離れを食い止めるという観点からも、小学生の頃から読書習慣をしっかりと身につける信州教育の推進を求めまして、一切の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）皆様、こんにちは。安曇野市区選出の改革信州、小林陽子です。

初めに、未来の社会を担う子供たちへの長野県教育について質問いたします。

全国で不登校の児童生徒は増えており、令和6年度は約35万4,000人と12年連続で増加し、過去最多を記録しました。本県でも、小中学生の不登校児童生徒は令和6年度過去最多の7,248人となり、中でも小学生は10年前の5.6倍になっています。不登校の要因としては、不安や無気力、いじめや人間関係のトラブル、学業のストレス、家庭環境、起立性調節障害、発達

障がいに関する事等様々な要因が考えられています。

2016年には、文部科学省が全国の小中学校、高等学校に宛てた通知で、不登校は問題行動ではないという方針を打ち出し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策に取り組んでいます。長野県では、フリースクール認証制度やウェルビーイング実践校T O C O - T O N（トコトン）等の様々な施策に取り組んでいると承知しております。

低学年のうちに不登校になると、その後も長期間にわたり不登校になりがちになることから、特に不登校の低年齢化への対策が必要です。幼稚園、保育園の遊び中心から小学校の学習中心への移行につまずくいわゆる幼保小ギャップは、幼稚園、保育園では年長者だったのに、小学生になった途端小さな子扱いをされて自尊心が傷ついたり、核家族化や親の共働きで小学校の学習へのフォローが間に合わないなども要因と考えられます。自然の中での遊びから既存カリキュラムに沿った学習への壁もありそうです。幼保小ギャップにつまずく子供が多くいる中で、幼稚園、保育園から小学校への移行を円滑にするためにどのような取組をしているのでしょうか。武田教育長に伺います。

2023年に発足したこども家庭庁は、5歳児健診を推奨し、5歳児健診を行う自治体は国庫補助金を利用することができます。5歳児健診とは、就学前に実施されている就学前健診とは別に、就学の約1年前に子供の身体的・社会的発達状況を観察し、その結果に応じて療育的な支援も含めフォローをするための健診で、就学への円滑化を図るために有効であると考えます。

先月、会派改革信州で現地調査をしました秋田県では、25市町村のうち5市町村が実施しており、令和11年までに全市町村で実施を目指すとのことです。そこで、県内自治体の5歳児健診の現状と、今後推進していく上での取組について笹渕健康福祉部長に伺います。

長野県は、信州型フリースクール認証制度という独自の認証制度を2024年度に全国で初めて導入し、居場所支援型と学び支援型の二つの類型で現在40のフリースクールを認証しています。保護者や地域の期待は高く、児童生徒がどこにいても支援が届くべく、在籍校との連携の状況について伺います。

フリースクールごとの方針の違いから利用料が異なることや、遠距離で交通費がかかるなど保護者の負担感についての声もあります。児童生徒の安全確保も気になることです。こうした利用者の費用負担への対応やフリースクールの質を担保するための取組について酒井こども若者局長に伺います。

不登校児童生徒の保護者支援について、以下2点、質問いたします。

児童生徒が抱える問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う専門職であるスクールソーシャルワーカーは、国家資格の社会福祉士、精神保健福祉士等が担い、複雑化する問題を解決するコーディネーター的な役割も担っており、保護者への

支援としてもその役割は大きいと考えます。県内のスクールソーシャルワーカーの活動状況について伺います。

仕事をしている保護者の時間に合わせて夕方から活動が本格化することや、保護者や関係者との人間関係を築くため時間が必要なのに、ほとんどが会計年度任用職員として活動時間が制限されたり、また、単独行動が原則なため、同僚や先輩の様子を見て経験を積む機会に乏しいなど、働く環境は厳しいと思われます。こうした不断の努力をされている専門職として、スクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員ではなく常勤雇用すべきと考えますが、いかがでしょうか。武田教育長に伺います。

子供の不登校をきっかけに、親が子供をケアするため仕事を辞める不登校離職は、親にとってキャリア上の損失であると同時に、企業にとっても貴重な人材の流出となる社会的課題です。不登校支援等に取り組むNPO法人が不登校のお子さんを持つ保護者を対象に行ったアンケートによると、4人に1人が離職か休職に至り、約4割の家庭で収入が減り、家計が不安定とのこと。小学校低学年のお子さんを家に1人きりでいさせられないのは当然のこと、高学年でも親がケアを行えるよう、企業が柔軟な働き方の制度を採用するなどの対策が必要と思われます。不登校離職についてどのように考えるのか、米沢産業労働部長に伺います。

学びたいと思ったときに学べる環境があることが大事であり、多様な学びの実現も必要であると考えます。ICTの活用は日本でも進んできましたが、アメリカで行われているホームスクーリングは、家庭の力を借りて義務教育が保障される制度であり、子供に合った学びができるようにするためにそのような制度があったらよいという声も聞いておりますが、学びの保障についてはどのようなお考えでしょうか。武田教育長にお尋ねします。

子供たちに自己発見の機会を提供する学校外や地域での活動は大事です。とりわけ海外での経験は大きな学びを得る機会となると考えます。海外で言葉や文化の違いを肌で感じ、乗り越える経験を通して、実践的な問題解決能力や新しいことに挑戦する意欲が育まれ、国際感覚の育成にも大いに役立ちます。

本県では、高校生の留学を支援する県独自の制度、信州つばさプロジェクトがあり、令和9年度までに高校生の2%が海外を経験することを目標に掲げていますが、その取組状況について伺います。また、小中学生が海外を経験できる取組についてはいかがでしょうか。現状を伺います。

子供たちが通いやすい学校とは、一貫して子供たちの意思を尊重する教育を行う学校であると考えます。子供たちが後に社会の主役として活躍するため、リーダーシップや社会参画意識を醸成する教育が必要と考えます。例えば、中高生が校則や服装について自分たちで考え、答えを出すことなどが考えられますが、御見解を伺います。

教師が負担になっていることとして、保護者への対応が上位に挙がっています。本来、子供たちへの指導など教育へ向き合うべき教師において、構造的な負担の原因を解消しない限り教師の働き方改革は絵に描いた餅に終わってしまいます。こうした点も踏まえ、県内の保護者対応への取組状況について、以上を武田教育長に伺います。

10月18日に開催された信州みらいフェスでは若者の社会参画促進がテーマとして取り上げられており、北九州市のZ世代課の取組などが紹介され、子供・若者が社会参画していくことに知事も大変前向きな御発言をされていましたが、若者の社会参画についてどのように進めていくのか、阿部知事に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には6点質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、幼稚園、保育園から小学校への移行を円滑に行うための取組ということでございますが、幼稚園、保育園での遊びや体験が小学校での学びに円滑に生かされていくことが、子供が安心して学校生活を楽しむことにつながると考えております。しかし、現状においては、小学校において、学びは教室で行われるものという意識が依然として強く、また、1年生にはしつめの指導が多く、こうした幼児期の学び方とのギャップが子供のつまずきにつながっている面もあると認識しております。

これまで、県教育委員会では、学校に対して幼保小接続カリキュラムの開発を支援するとともに、各種研修会を通じて具体的な実践事例を共有してきているところであります。今後につきましては、ウェルビーイング実践校T O C O - T O N（トコトン）を中心に、信州やまほいく等自然体験を重ねてきた子供たちの小学校への円滑な接続に向けた取組を進めていく予定でございます。

さらには、来年度は、オンラインを活用して、県内全ての公立小学校1年生の担任を対象に、幼児期の育ちを踏まえた指導の在り方等情報共有の機会を定期的に行う予定であり、こうした取組を通じて幼保小の円滑な接続を図ってまいりたい所存でございます。

続きまして、スクールソーシャルワーカーの活動状況や雇用形態についてでございます。

現在、県内の五つの教育事務所に42名のスクールソーシャルワーカーを配置しており、この数はこの10年で30人ほど増員してきており、高まるニーズに対応しているところでございます。

主な活動としては、家庭訪問や相談対応、市町村の福祉担当課や医療機関等との連携による生活面の課題調整を行い学校と家庭をつなぐことなどで、昨年度は1,200名の児童生徒に関わる案件の支援を行ったところでございます。

さらに、令和7年度より、全県を統括するフルタイムのスクールソーシャルワーカーが全県の支援状況の把握や個別ケースへの指導・助言を行うなど、支援の質の向上に努めているとこ

ろでございます。

また、スクールソーシャルワーカーの雇用形態につきましては、勤務の特殊性に鑑みた柔軟な対応が可能となるよう、また、それぞれの事情にも配慮しながら、引き続き安心して働ける環境づくりを検討してまいりる予定でございます。

続きまして、多様な学びを実現するための学びの保障についてでございます。

学びたいときに学ぶことができる環境を整えることは、全ての子供に学びの機会を保障する上で極めて重要であると認識しております。そのため、教育委員会では、これまで、子供一人一人の状況や願いに応じて学び方の選択肢を広げるよう学校現場に働きかけてきているところでもあります。例えば、子供がやりたいことを追求できる時間を日課に設ける。放課後に登校した子供のための学習時間を確保する。不登校や病気などで登校できない子供にオンライン授業やICTを活用した学習支援を行うなどでございます。

今後は、教育課程や授業時間等を柔軟に編成できる学びの多様化学校の設置を市町村教育委員会とともに推進することも含め、どの子にも学びを保障できる仕組みについて引き続き取り組んでまいります。

続きまして、子供たちの海外での学びについてでございます。

信州つばさプロジェクトは、平成30年から実施し、令和7年度までで455名の高校生を支援しているところでございます。そのうち、3か月以内の短期留学は451名、1年程度の長期留学は4名となっております。

本プロジェクトは、高校生の学びや進路選択に大きな影響を与えてきているところと承知しておりまして、例えば、現地の高校生との交流で相手の英語力に圧倒されたことを契機に、同じ高校生なのになぜこんなに英語が流暢なのかという問いが生まれ、英語教育に興味を深め、現在は県内の高校で英語教員として活躍しているという例もございます。

また、義務教育段階においては、今年度、小学生高学年から中学生を対象に、地域や国内外での体験を通じて児童生徒の課題発見・解決力やグローバルな視野を育むことを目的に、産学官が連携して「We Are Astra!～長野県の明日を切り拓くトラベラーズ～」の実行委員会を立ち上げ、取組を進めているところでございます。

続きまして、リーダーシップや社会参画意識を醸成する教育についてでございます。

子供たちが社会の主役として活躍するためには、子供の意見を尊重し、学校づくりに子供が参画していくような取組が重要だと認識しております。この理念は、子どもの権利条約にも示されており、県教育委員会としても子供の権利を尊重する学校づくりをより一層進めてまいります。

その上で、今後は、子供たちが自分の生き方を考え、社会との関わりを主体的に選択できる

ようにするため、中学校で生き方教育を普及していきたいと考えております。具体的には、世の中のリアルな仕組みを学び、社会参画に必要な力を育むカリキュラムを構築し、県内の学校でモデル実践を行う予定でございます。

また、高校では、総合的な探究の時間を活用し、地域課題の解決等をテーマにしたプロジェクト型学習を進める学校が増えてきておりまして、今後、こういった探究的な学びを広げ、地域や企業との連携をさらに深め、実社会と結びついた学びを推進してまいります。こうした取組を通じて、子供たちが自らの意思を持って社会に参画し、リーダーシップを発揮できる資質・能力を育成してまいります。

最後に、保護者対応への取組についてでございます。

県教育委員会が行った令和6年度業務改善調査では、「教員が負担に感じていること」の質問に対して、小学校は65%、中学校は55%の教員が保護者対応と答えており、多くの教員が保護者対応に負担感を持っていると認識しております。

県教育委員会では、令和6年度より、過剰な要求等に対して市町村教育委員会が法律相談できる長野県スクールロイヤー制度を導入しております。利用した6件の市町村からは、専門家の意見を聞き、過度な要求に自信を持って対応することができたなどの声が寄せられています。

また、行政、教育、学校、産業、大学、保護者、地域等、多様な立場の関係者で構成する子どもの学びをトコトン支える県民の会との協働により、暴言や長時間の拘束など教職員への行き過ぎた行為が軽減されるようポスターを作成し、各学校に配付したところでございます。引き続き教師の負担軽減に向け、市町村教育委員会のほか、弁護士、カウンセラーなど専門家と連携して保護者対応についての取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には5歳児健診の現状と県の取組についてのお尋ねでございます。

5歳児健診は、議員御指摘のとおり、就学前の子供の心身の健康と発達状況を総合的に確認し、必要な支援につなげることを目的としており、健診結果を基に、医療、福祉、教育機関等と連携し、円滑な就学準備を進めるために重要なものと認識しております。

県内では、現在、5町村が5歳児健診を実施しているほか、39市町村において保育士や保健師等による面談を行い、必要に応じて医療機関へつなぐ5歳児相談という5歳児健診に準じた取組を行うなど、各市町村の状況に応じた早期発見、支援体制を整備しております。

県といたしましては、全ての市町村での5歳児健診、またはそれに代わる相談支援体制の構築が必要であると考えており、未整備の市町村に対する支援が重要であると認識しております。

今後も、信州母子保健推進センターを通じて、市町村の体制整備のための専門研修会や個別支援、情報発信を行い、地域の実情に応じた早期発見、支援体制の構築に向けて支援を行ってまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には信州型フリースクールにおける在籍校連携や利用者の費用負担への対応及び質の担保について御質問をいただきました。

まず在籍校等との連携ですが、信州型フリースクール認証制度につきましては現在43か所を認証しておりますが、認証基準の一つに、在籍校との連携協力がございます。具体的には、利用する児童生徒の出席状況や学びの様子の定期的な共有など、在籍校と連携協力関係を築いていることを求めています。

また、不登校支援機関連携推進員を各教育事務所に配置し、在籍校や教育委員会との連携状況の確認や継続的なフォローを行っております。連携状況として、例えば諏訪地域では、市町村教育委員会や学校長、フリースクールや居場所の代表者等が参加する連絡会を定期的に開催し、関係者間の連携を深める取組が進められております。県ではこうした取組が他の地域でも行われるように周知等に努めてまいります。

次に、利用者の費用負担への対応についてですが、フリースクールは市町村を越えての利用が多いため、運営費については広域的な観点から県で支援する一方で、利用料等の保護者負担の軽減については、利用者のほとんどが義務教育年齢であるため、市町村に支援していただくといった両方で連携した支援を行ってまいりたいと考えております。

こうした考え方は、これまでも、市長会、町村会の総会など様々な場面で説明し、本年度は18市町村で利用料等の支援を実施していただいております。また、現在フリースクールを利用されている児童生徒が在住する市町村のうち約6割の市町村が支援策を実施あるいは検討中という状況でございます。

最後に、フリースクールの質の担保については、認証審査時に現地訪問も行い、安全確保の状況等を含む運営実態を把握したり、不登校支援機関連携推進員が日頃からの支援、助言等を行っております。また、運営スタッフ向けのオンライン動画を中心とした全17講座の研修を実施しております。今年度は、CAP講習や救急救命講習を実施いたしました。今後もこうした取組を進め、子供への安全・安心で適切な対応が担保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には不登校離職について御質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、不登校離職は、個人のキャリアの断絶であると同時に、人手不足が深刻化する中、企業にとっても貴重な人材の流出であり、ひいては県経済全体の停滞を招く課題であると認識しております。

このため、県では、子供の不登校に限らず、育児や介護など様々な事情に対応しながら仕事と両立できる職場環境づくりを支援しております。具体的には、職場環境改善アドバイザーが企業を訪問し、フレックスタイム制や時差勤務など多様で柔軟な勤務形態の導入のサポートや、従業員に実際にこうした制度を利用してもらうためのアドバイスを行っております。

また、職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度では、認証項目として、今申し上げた多様な働き方制度とともに、半日や時間単位での有給休暇取得を可能とする柔軟な有給休暇取得制度を設けており、いずれも、制度の導入のみならず、直近1年間の従業員の利用実績を求めることで、導入するだけでなく実際の活用を企業に促しております。こうした取組により、不登校の子供を持つ親の急な早退や在宅での見守りといった日常的なニーズに対応できる企業が増えるよう、引き続き働きやすい職場環境づくりを支援してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には若者の社会参画をどう進めていくのかという御質問をいただきました。

様々な考え方があると思いますが、大きく分けて二つのアプローチかと。一つは、我々政治・行政の政策決定プロセスに若者の参加を促していくということ、もう一つは、若い人たちの主体的な活動を応援していくということだと思っています。

前段の政策決定プロセスへの参加については、本県は審議会等におおむね30代までの若者を原則1名以上登用するという方針を定めております。11月末現在で若い世代の委員が登用されている審議会等の割合は約3割ということで、今年の年度初めに比べますと約倍に増えてきています。引き続きこうした取組を進めていきたいと思っています。

また、私が全国知事会の会長に就任する際に、地方自治・民主主義のアップデートということとを主なテーマとして掲げておりますが、それを受けて、地方自治・民主主義の確立に向けた研究会を有識者の方にも御参画いただいて全国知事会で設置いたしております。1回目の研究会を開きましたが、テーマが幾つかありまして、その一つは被選挙権年齢の在り方であります。ほとんどの有識者の方は被選挙権年齢の引下げを行うべきという方向性でありました。今後まだ議論を続けまされども、こうした方向性を踏まえて知事会としての考え方を整理した上で、国に対しても問題提起をしていきたいというふうに思っております。

それから、若者の主体的な活動を応援するという観点では、これまでもユースセンター、高

校生等の居場所などの設置の促進に努めてきておりますが、もう一方で、来年度の信州若者みらい会議においては、いわゆるユースカウンスル、若者主体で政策形成等に取り組んでいく組織の設立準備を活動のテーマにしていくということも現在検討されているところであります。こうした組織ができると、若者が主体的に社会的な問題にコミットすることができる形になってくると思いますので、ぜひ若い人たちのこうした動きを県としてもしっかりと応援していきたいというふうに思っております。

こうしたことを通じて、若い人たちの意見が社会や行政の意思決定に十分反映されるとともに、若者が主体的に問題提起や行動ができる、そうした長野県になるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔2 番小林陽子君登壇〕

○2 番（小林陽子君）それぞれ御答弁をいただきました。

不登校離職の対策についてですけれども、介護や育児と同様にとのことですが、これもお母さんのほうが離職する割合が高いかと思いますので、ぜひ周知からしっかり取り組んでいただければと思います。

信州みらいフェスですけれども、私も見せていただきました。大変よい取組だなと思いました。若者が政策決定をしていく。政策について提案をする。そして、それに知事も反応して生かしていきたいというようなお話でございました。ただ、もう少し多くの方に共有できればよかったのかなというふうに思いました。子供の成長段階を追って、子供や若い人たちが政治や政策などにも興味を持って社会参画ができるように引き続き取組をいただきたいと思います。

次の質問に移ります。就農支援と農村生活マイスターについてです。

就農には、農地の取得・賃借以外に、機械や園芸施設、住居、倉庫の取得・賃借などの課題があり、ハードルが高いと言われます。農地の近くに住居が見つからない。空き家があっても貸してもらえるものが少ないなどの声も寄せられていると聞きますが、就農者を増やすために県としてどのような取組を行っているのでしょうか。

農村の女性リーダーである農村生活マイスターは、30年以上にわたり、伝統食の継承、農村における人と人とのつながりづくり、農村での女性グループ運営、女性の自立等大きな役割を果たしてきました。

近年では、農業従事者が減少する一方で、移住者の田園志向、教育旅行やインバウンドのアドベンチャーツーリズムなど農村生活の価値として伝統食や収穫体験等が見直されており、農村生活の中核的存在として期待がますます高まっています。

しかし、農村生活マイスターの方からは、何でもかんでも声がかかり、自宅の営農もやりな

がボランティア的に活動するのは限界との声や、研修への支援があると活動しやすいという声を伺っています。農村生活マイスターの認定状況や認定後の支援の状況はいかがでしょうか。以上2点を村山農政部長に伺います。

最後に、県内の景気と来年度予算について質問いたします。

日本銀行松本支店による11月の県内景気判断が19か月ぶりに引下げとなりました。人手不足や賃上げへの対応、インフレなどにより、苦境の続く企業も多いと推察される状況の中、県においては長野県経済の動向をどう分析しているのかを米沢産業労働部長に伺います。

県財政は110億円を超える収支差となっており、国による地方財政対策の動向によってはさらに厳しい財政運営となることも考えられますが、歳入確保及び歳出削減の取組について伺います。また、その上で、来年度予算編成に向けて重点的に取り組む分野をどのように考えているのかを須藤総務部長にお尋ねいたします。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）2点御質問をいただきました。

まず、新規就農者の増加に向けた取組についてでございます。

県では、市町村、JAなど関係機関と連携し、就農希望者それぞれの思いに寄り添いながら、相談から体験、研修、就農、経営の安定・発展に至るまで一貫したきめ細かな支援に努めているところでございます。農業経営に必要な農業機械や園芸施設の確保については、初期投資を抑えるため、国、県の補助事業を活用し、導入を支援しているところでございます。

また、移住者が就農する際には、住居はもとより、農機具を保管する格納庫や収穫した農産物を出荷に向けて調整等を行う作業小屋の確保が必須であり、まずはこれらの情報提供が重要と認識しております。このため、市町村、JA等有する情報を一元化し、県の就農支援ウェブサイト「デジタル農活信州」において発信しているところでございます。県としては、こうした取組を十分に活用してもらえよう、農業農村支援センター等を通じて周知に努めるとともに、引き続き就農希望者からの相談に耳を傾けながら様々な課題の解決に努めてまいります。

次に、長野県農村生活マイスターの認定及び支援の状況についてでございます。

本制度は、農業・農村の活性化に向けて農業経営と農家生活の向上に意欲的に取り組む女性農業者を実践的リーダーとして知事が認定するもので、平成4年の制度発足以来1,200名を超える方々を認定し、現在は約700名の方に地域で御活躍いただいております。

農村女性の社会参画の促進に向け、農村生活マイスターの重要性はますます高まっており、現在、第4期長野県食と農業農村振興計画に掲げる年間15名のマイスター認定の目標に対し、昨年度は25名、今年度は27名と、目標を上回る認定状況となっております。

農村生活マイスターは、県が進める施策、例えば、地域固有の伝統料理等の次世代への伝承

や地元農産物を活用した地産地消などを推進する重要な役割を担っていただいていることから、県では、これまで、マイスター同士の相互研さんのための学習会や食育活動などの取組への支援を実施しているところでございます。

農業・農村をめぐる状況は、制度創設以降大きく変化していることから、今後もマイスターの皆様からの御意見を伺いながら、県として必要な支援を講じてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には長野県経済の動向分析について御質問をいただきました。

日本銀行松本支店の11月の金融経済動向によると、「長野県経済は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している」とされ、議員御指摘のとおり、前回10月の「持ち直している」から引き下げられているところです。

本県経済は、設備投資は本年度計画が前年度を上回るなど堅調に推移、生産は横ばい圏内の動き、業種に偏りはあるものの雇用・所得は改善と、全体としては持ち直していますが、今回日本銀行松本支店が一部に弱めの動きとした主な要因は、自動車の新車登録台数や宿泊客の減少に、物価上昇の影響もあり、個人消費の頭打ち感から判断を引き下げたものと承知しております。

県内経済全体を俯瞰しますと、基幹産業の製造業のうち半導体関連企業で、A I 向け半導体の需要拡大に伴い受注・生産が増加、情報サービス業では、D X や省力化等の設備投資に前向きな企業が多いことから好調が継続などポジティブな動きがうかがえる一方で、全国の状況と同様に原材料価格の高騰や賃上げ原資確保による経費増加と企業収益の縮小、米国関税措置の影響を受けているまたは懸念しているとする企業が増加しているものの、サプライチェーンの再構築や国内産原料にシフトする等戦略を前向きに立て直す動きも見られる。依然高い水準にある人手不足感と、それに伴う建設業や飲食業など一部業種での受注機会や売上機会の損失など、本県経済の下押しリスクに十分注意を払う必要があるとも考えております。

今後、県として、継続する物価上昇が個人消費や企業活動に及ぼす影響、さらに、海外経済の動向変化等を適時適切に把握、分析し、短期、中長期の対策に機動的に取り組んでまいります。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には来年度予算編成における歳入確保及び歳出削減の取組、重点的に取り組む分野について御質問を頂戴いたしました。

来年度の県財政は、社会保障関係費の増嵩に加え、経済情勢の変化等による人件費や公債費

の増加などもあり、厳しい状況が続く見込みでございます。

予算編成に当たりましては、国庫補助金や交付税措置のある地方債など活用可能な財源を最大限活用し歳入確保に努めるとともに、事業構築の際は、政策評価や事業実績等を踏まえ、関連事業を含めた見直しを行うなど、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、選択と集中の強化により歳出の削減を進め、収支差の圧縮に努めてまいります。

その上で、当初予算で特に力点を置くべき重点項目といたしましては、産業競争力の強化、家計可処分所得の向上、持続可能な農業や観光立県の実現といった経済産業施策、教育、子育て支援の充実、安心・安全な医療提供体制の構築、移動利便性の向上などの暮らしを支える施策、さらに、脱炭素社会の実現、「伝わる広報」への転換を位置づけております。これらの施策に財源を重点配分し、めり張りのある予算となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）農業は本県の基盤産業であり、農村は本県の大切な財産であります。就農や農村づくりの支援にきめ細やかな支援施策を引き続きお願いいたします。

来年度予算に関してお聞きしました。地域が元気になる来年度の重点事業に期待しますけれども、税収も上がって県の財政も充実していくという好循環のイメージを描きながら、その実現に向け、我々も一丸となって頑張ってまいりましょう。

これで私の一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後3時12分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

加藤康治議員。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）公明党長野県議団、加藤康治です。今回は、10月に県議団として阿部知事に行わせていただきました来年度予算に向けての要望項目の中から、幾つかの点について伺いさせていただきます。

初めに、奨学金返還支援について伺います。

文部科学省や日本学生支援機構の調査によりますと、日本の大学や短大、専門学校などの高等教育機関への進学率は約87%となっておりまして、昼間の大学に通う学生全体の約55%が奨

学金を受給しています。

卒業した後の奨学金の返済額が毎月1万5,000円以上となっている方もいらっしゃる、就職後の限られたお給料の中での奨学金の返済が若者に重くのしかかっています。奨学金を活用されている方は、借金をしてでも大学などで学びたいという意欲を持った方が多く、そのような方を積極的に支援していく必要があります。

公明党では、さきの参議院選挙での重点政策で、奨学金の返済額に応じた所得税減税を提案いたしました。実現に向け、今後政策に賛同していただける政党と協議を行うこととしています。

県では、企業が従業員を経由せずに日本学生支援機構に直接返還する代理返還制度や、手当の支給により奨学金の返還を支援した場合に補助を行う奨学金返還支援制度導入企業サポート事業を行っています。全国でもトップクラスの補助の内容となっておりまして、現在行われている臨時国会の参議院の代表質問の中で、我が党の西田幹事長から長野県の取組を紹介させていただきました。

そこで、県が行っている奨学金返還支援制度導入企業サポート事業の実施状況について伺います。また、企業による奨学金返還支援の取組を促すために代理返還制度を含め周知を進めていただきたいが、県の状況はいかがか。以上を産業労働部長に伺います。

一方で、この奨学金返還支援制度ですが、個人事業主やフリーランスの方は対象にはなっていません。そのような方への支援も検討する必要があると考えます。若者の奨学金返還支援策として、奨学金返済額の一定割合についての減税や給付など奨学金返還に係る負担軽減をさらに推進すべきと考えますが、こども若者局長に伺います。

次に、学生パスの創設について伺います。

高校生を中心に、学校へ通学する際のバスや電車などの通学費が重くのしかかかっていて、これを何とかしてほしいという切実なお声をお聞きします。特に、中山間地域から通学する御家庭にとっては深刻な課題となっています。現在、市町村を中心に、高齢者の移動手段を支援するため、公共交通に定額で利用できるシルバーパス事業が行われていますが、高校生や大学生についても同様の仕組みで支援を行う必要があると考えます。

鳥取県では、令和2年から、市町村と連携して、一月に7,000円を超える部分の高校生の通学費について助成する事業を行っています。通学費の助成を行うことにより、子育て支援にもつながると思います。

そこで、若者の公共交通の利用促進策の一つとして、高校生、大学生などがバスや電車などの公共交通を定額で利用できる学生パスのような支援制度を市町村と連携して創設すべきと考えますが、交通政策局長に御所見を伺います。

次に、予防医療の推進について伺います。

いつまでも健康で長生きしたいということは多くの方が願われていることではないかと思えます。そこで重要になってくるのが予防医療です。予防医療には、一般的に、病気にならないようにする1次予防、病気を早期発見・治療する2次予防、病気の悪化を防ぎ社会復帰を目指す3次予防の考え方があり、これを全般的に進めることが重要です。予防医療を進めることは、結果的に医療費の削減にもつながるものであり、県においても予防医療に積極的に取り組むべきと考えます。

国においても、地方自治体等が民間事業に委託する事業で解決すべき社会課題に対応した成果指標を設定し、成果指標の改善状況に応じて委託費の支払額を連動させる成果連動型民間委託契約方式の仕組みによる支援を行っています。地方自治体にとっては、従来の委託事業よりも成果指標の達成に主眼が置かれるため、社会課題の解決や将来の行政コストの削減につながるなどのメリットがあります。

県では、平均寿命が男女ともに全国トップレベルの健康長寿をさらに前進させ、一人一人が生きがいを持ち、健やかで幸せに暮らせるしあわせ健康県づくりを進めるため、県民の健康増進を図る信州ACEプロジェクトを行っていますが、プロジェクトにおける予防医療の位置づけや取組の状況について伺うとともに、介護予防や健康づくりを目的とした成果連動型民間委託契約方式等による予防医療を推進すべきと考えますが、健康福祉部長に伺います。

次に、子どもベーシックサービスの推進について伺います。

日本は、少子高齢化や人口減少による厳しい状況が予測されています。2040年過ぎに高齢者人口はピークに達し、15歳から64歳までの生産年齢人口が大幅に減少します。2040年へ向けて少子化の流れを抑制しつつ、互いの支え合いを基盤にした新しい社会の構築へどのように踏み出すか。これから先はまさに正念場の15年となります。

この問題に対処するため、公明党では、昨年、社会保障を中心に日本が目指すべき将来像を示した2040ビジョンの中間取りまとめを公表しました。このビジョンは、人々のつながりや支え合いを幾重にもつくり上げ、全ての人の尊厳を守るとともに、それぞれの自己実現に最適な環境を提供できる社会として創造的福祉社会の構築を目指すものです。

具体的な制度の構築に際しては、医療や介護、福祉、教育など人間が生きていく上で不可欠な公的サービスに関して、所得制限なく無償化し、全ての人が利用できるようにする、いわゆるベーシックサービスの考え方を踏まえて取り組みます。特に、教育や子育て、若者支援は、生きていく上で最重要のベーシックサービスであり、若者に選ばれる長野県を目指すためには、これらの分野に対し、ほかの自治体にはない大胆な政策の実行による言わば子供ベーシックサービスを推進していく必要があります。

この子供ベーシックサービスの推進に当たっての課題について今日は2点申し上げたいと思います。

一つは、ゼロから2歳児の保育利用料です。長野県では、ゼロから2歳児の保育利用料について国の制度に上乗せして補助を行っていただいておりますけれども、まだ全ての方の無償化には至っていない状況です。そしてもう一つは、高校生に対する授業料以外の教育費の負担を軽減する奨学給付金制度です。国では、中間所得層への拡充を検討しておりまして、これが実現しますと現在県が負担している財源が浮いてきますので、さらなる拡充ができるようになります。このような状況を踏まえ、子供ベーシックサービスの実現に近づけていくべきと考えます。そこで、子供ベーシックサービスについての御所見をお伺いいたします。

また、安心して子育てができる長野県を目指し、子供・子育てに関する基本的なサービスの無償化により子供ベーシックサービスを推進するなど、ほかの自治体にはない取組を行うべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

最後に、財源をつくる取組の推進について伺います。

ここまで様々な提案をさせていただきましたけれども、政策を行うには、財源の確保が課題となります。長野県財政は、県税や地方交付税、地方債などにより歳入が確保されていますが、来年度当初予算の編成方針の中でも110億円を超える収支の差が生じる試算となっている現状を踏まえますと、財源確保に向けて新たな発想に立つ必要があると考えます。

公明党では、参議院選挙の重点政策に政府系ファンドの創設を掲げました。これは、我が国が持っている様々な金融資産を安定的、効率的に運用し、その運用から得た果実で国民が期待するような政策に使っていく制度でありまして、ノルウェーやシンガポールなど多くの国で活用されています。臨時国会の予算委員会の質疑の中で、高市総理もこの政府系ファンドについて協力する姿勢を示されました。そこで、県の予算においても政府系ファンドのような財源をつくるという考え方を検討し、推進すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には奨学金返還支援について2問御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、奨学金返還支援制度導入企業サポート事業の実施状況についてのお尋ねです。

本事業は、従業員の奨学金返還を支援し、若年人材の県内中小企業への就職・定着を後押しするために令和5年度に創設した事業です。補助上限額と補助率については、より多くの企業に制度を導入していただくことを目的に今年度拡充を行い、補助率は10分の10、従業員1人当たり年額上限12万円、1企業当たり各年度最大5人まで補助しており、議員御指摘のとおり全国トップクラスの内容になっております。

その結果、令和6年度の支援数は14社、36名だったものが、今年度は、現時点で既に昨年度の2倍となる28社、72名に交付決定を行っており、事業開始以来の支援数は、延べ48社、121名に上っております。

次に、企業による奨学金返還支援の取組を促すための県の周知の取組状況についてのお尋ねです。

企業による奨学金返還支援の取組を促進するため、より多くの企業に制度を知っていただくとともに、事業内容の導入のメリットを理解した上で導入の手続きを進めていただけるよう、県では様々なチャネルを活用し、周知を行っております。

具体的には、委託事業者による企業への直接訪問による相談と導入支援、経済団体、社会保険労務士会、金融機関や関係部局を通じた関係団体へのリーフレット配付等による周知、新聞・ラジオ広告、県内金融機関のインターネットバナー広告の活用、県公式LINEや公式Xを活用したプッシュ型情報発信、専用ウェブサイトでの案内、経済団体、金融機関が主催するセミナー等に出向いての説明、企業向け導入に向けたセミナーの開催などを実施しております。

また、代理返還制度につきましても、県補助金の活用を前提に導入の提案や支援を行っております。具体的には、就業規則への組み込み方法などの制度構築に向けたアドバイスを行うほか、企業イメージの向上や損金算入が可能となる税制上の優遇措置など導入に係るメリットを周知いたしております。

こうした取組の結果、代理返還制度を含む奨学金返還支援制度を導入した企業数は、事業開始初年度末に26社でありましたが、今年11月末時点で約4倍の118社に増加しており、企業の関心が高まっていると認識しております。

今後も、より多くの企業が従業員の奨学金返還を支援し、県補助金を活用していただくことは、県内企業における人材確保の一環としても重要であり、利用企業の増加に向けて、経済団体、金融機関等と連携し、今年度実施した支援内容の拡充などをよりしっかりと周知してまいりたいと考えております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には若者の奨学金返還に関する負担の軽減を推進することについてお尋ねをいただきました。

奨学金返還の負担軽減は、若者の生活設計や結婚、子育てにも影響する重要な課題と認識しております。これまで産業労働部で行っている取組のほか、多くの市町村で移住・定住等を目的とした返還支援が行われております。加えて、こども若者局でも、令和5年度から、長野県大学生等奨学金事業により、大学生等の修学を支援するための奨学金の給付を行っているところ

ろです。

一方で、奨学金の返還額の一定割合についての減税や給付制度など広く若者を対象とした支援の仕組みは、国が責任を持って制度設計すべき分野かと考えております。県では、こうした取組を国に要望するとともに、御提案の趣旨も踏まえ、関係部局とも連携しながら若者の経済的負担の軽減に向けた支援について研究をしてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）私には市町村と連携した学生パスの創設についてお尋ねをいただきました。

高校生などの通学費の負担軽減や公共交通の利用促進策として、バスや電車を定額で利用できる学生パスの創設は有効な手法の一つと考えられます。県内でも、市町村単位の取組にはありますが、須坂市におきまして、今年10月から、小学生から大学生までの学生が市内バス全路線を乗り放題で利用できるサービスが行われている事例があることも承知しております。

一方で、交通事業者からは、定期券利用者が低額なサービスに移行することによる経営悪化のおそれであるとか、朝夕の時間帯の利用者が増加した際に運転手不足によりバスの供給量が確保できない可能性などの課題についても御意見をいただいているところです。

また、公共交通が利用しづらい地域もありますことから、全県または生活圈単位など、学生パスの実施に適した地域の設定や、県をまたぐ移動の場合の取扱いなどについても十分な議論が必要と認識しているところでございます。

学生パスなどの運賃施策につきましては、事業者任せではなく、行政も積極的に関与して実現可能性を探っていくことが重要と考えております。広域的な取組につきましては、国の協力を求めることなども含めまして、どのようなやり方が考えられるか引き続き研究してまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には、予防医療の推進に関連して、ACEプロジェクトにおける予防医療の位置づけや取組についてのお尋ねでございます。

信州ACEプロジェクトには平成26年度から健康づくり県民運動として取り組んでまいりました。その中で、ACEのうち「A」のアクションと「E」のイートでは、1次予防として運動習慣の定着や食生活の改善、「C」のチェックでは、2次予防として特定健診の受診率の向上といった取組を行ってまいりました。多くの関係者や県民の皆さんの健康づくりの取組もあり、現在、要介護度を基にした健康寿命は全国1位を維持し、健診の受診率や野菜の摂取量も

全国トップレベルとなっております。

そして、ACEのほかにも、県では、3次予防である病気の悪化を防ぐ取組として、糖尿病性腎症の重症化予防なども行っております。

議員御提案の成果連動型民間委託契約方式は、健康づくりを含めて様々な分野で活用の可能性のある手法と考えております。県としては、引き続きそういった先進自治体の取組も参考にしながら総合的な予防医療の推進に努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には大きく二つ御質問を頂戴いたしました。

まず、子どもベーシックサービスの推進についてということで、これについての所見と長野県としての独自の取組を進めるべきという御質問をいただきました。

まず、子供ベーシックサービスという考え方そのものについては、子供・子育てに係るサービスを行政がしっかり提供していこう、無償で提供しようというものであるというふうに認識しております。そういう意味では、社会全体で子育てを支援していこうという今の少子化における対策・対応として考えられる選択肢の一つだというふうに考えております。

ただ、今、全国知事会をはじめ全国の都道府県、市町村が問題意識、危機感を持っているものの一つが、財政力の格差によって子供・子育てに係るサービスの差が大きく出過ぎているのではないかというところでありまして、とりわけ東京都がある意味非常に先駆的な取組をされる一方、他の自治体はとても同じような取組はできないという状況の中で、国においても税源の偏在是正等についても御議論いただいているところであります。

また一方で、全国知事会としては、いわゆるナショナルスタンダードと考えられるような仕事については本来国がやるべきではないかと。子供医療費であったり、保育料の負担軽減であったり、そうしたものは、長野県に住んでいればこうだけれども隣の県ではこうだというようなことなく、子供がどこに住んでいても同じにする必要があるのではないかとということで、この点は国に強く問題提起をさせていただいているところであります。

仮にこの子供ベーシックサービスを行うということであれば、国が全面的に責任を持ってやっていただくということが必要だと思いますし、そのための国民的な合意形成、議論が前提として極めて重要ではないかというふうに思っております。

ただ、一方で、我々長野県としても、御質問でも触れていただいたように、3歳未満児の保育料に対する支援をはじめ、市町村と連携して様々な子育て支援に取り組んできたところであります。今後ともこうした支援については引き続き充実できるように取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、先ほど申し上げたように、今の実情を見ていると、国と地方の抜

本的な役割分担の見直しや地方税財源について偏在性が少ない安定的な税体系をしっかりと構築していただくといったようなことが重要だというふうに思いますので、こうしたことについては、全国知事会を通じて引き続き国にしっかりと求めていきたいと思っております。

それから、財源をつくる取組ということで、政府系ファンドのような財源をつくるという考え方を検討し、推進すべきと考えるがどうかという御質問でございます。

来年度の予算編成に向けて我々が相当意識しなければいけないと思っておりますのは、失われた30年と言われているように、経済もあまり成長しない、物価も上がらない、賃金も上がらないという時代から大きく変わってきていますので、そうした時代の変化に合わせた予算編成、財政運営をしていくことが必要だというふうに思います。そうした観点で考えますと、まさに御指摘いただいたような点は極めて重要ではないかなというふうに思っております。

政府系ファンドは、国が保有する資金を計画的に運用して収益を得ることで財源確保を図っていこうという考え方だというふうに承知しておりますが、県としても、持続可能な財政基盤の構築に向けては、保有する基金を一層有効に活用していくという視点が重要だと考えております。特に、これからは金利上昇局面にあります。今まではほとんど金利のない世界でありましたので、基金等があってもその運用益を期待するということはほとんどなかった状況であります。これからは、やはり資金運用でどうやって収益を上げることができるかということについてもこれまで以上に我々もしっかり考えていくということが重要だと思っております。

現在、基金については各所管課で管理・運用しているわけですが、私としては、この点は今後見直していく必要があるのではないかなというふうに思っております。先日の定期監査の結果報告におきましても、監査委員の皆様方からは、基金の一括運用の検討を進めることを期待しますということで問題提起をいただいております。ぜひこの基金の一括運用をしっかりと検討させていただき、効率的、効果的な運用方法について、あるいは資金の有効な活用の在り方について検討し、具体化していきたいというふうに思っております。

以上です。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）奨学金返還支援制度の周知については、様々なチャネルを活用して取り組まれているという答弁がありました。ぜひ引き続き積極的な周知を行っていただき、少なくとも企業において、制度は知っているよという状況になるように引き続きお取組をお願いしたいというふうに思います。

また、今回、奨学金減税や学生パス、子供ベーシックサービスということで、新しい提案もさせていただきました。いずれも、様々な課題、財源も含めて課題もあるということで、すぐに取り組めますということにはならないというふうには思いますけれども、問題意識は共有さ

せていただけたかなというふうに思いますので、ぜひ長期的な視点に立っていただきましてお取組をいただければというふうに思います。

また、財源をつくるということについても提案をさせていただきました。基金の運用については知事からも前向きな御答弁がありましたけれども、ぜひ財源をつくるというこれまでにない観点に立って引き続きお取組をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

若者に選ばれる長野県を目指すためには、ほかの都道府県にはない大胆な政策を実行する必要があります。知事を先頭に、今後も知恵を絞っていただきながら、お取組をいただくことをお願いいたしまして、一切の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、グレート無茶議員。

〔５番グレート無茶君登壇〕

○５番（グレート無茶君）グレート無茶でございます。最初に、県内のこどもカフェ、いわゆるこども食堂への支援の在り方について質問をいたします。

先日、長野県社会福祉協議会の方と意見交換をさせていただき、その中で印象的だったのは、長野県が実施するこどもカフェへの支援である信州こどもカフェ運営支援事業の現状です。この制度は、年間15万円を90団体に最大３年間で限度として助成する仕組みとなっております。しかし、３年間で過ぎると支援が途切れ、以降は自主努力で継続してくださいという案内になっているとのことでした。

こどもカフェは、単なる食事提供の場ではなく、地域の居場所づくり、学習支援、孤立防止、そして家庭、学校、地域の間に生まれた隙間を温かく埋める存在です。県としてこどもカフェへの支援をしているのには、支援が必要な子供たちが確かにこの県に存在しているからだと思います。であるならば、最初の３年間だけ頑張ってくださいという支援の形で本当に地域の実態に合っているのでしょうか。支援の３年が終わった途端に困難が解決し、支援が不要になるわけではありません。むしろ、信頼関係が深まり、子供たちの成長が見え始めるのは３年目以降であることが多いと現場から伺っております。実際に、３年経過後にやむなくやめざるを得なくなっているカフェが幾つもあると聞いています。

こどもカフェを救うための支援ではなく、こどもカフェを必要とする子供を生み出さない社会づくり、将来的なこどもカフェへの期待などを県の政策の全体の中にどのように位置づけているのかという視点で、３点の質問です。

一つ目。信州こどもカフェ運営支援事業は、助成が３年間で終了してしまいます。こどもカフェの継続性確保に向け、現行の助成期間終了後の資金的空白をどう認識しているのでしょうか。

二つ目。地域のセーフティーネットとして安定的に続けるためには、これまでの事業や支援を再構築する必要があると考えますが、県は今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

三つ目。困窮や孤立など様々な困難を抱えている子供がいなくなり、こどもカフェが必要とされなくなる社会を目指すため、長期的な貧困対策、子育て支援、教育支援、孤立防止など、部局横断の連携を今後どのように進めようとしているのか。以上3点を酒井こども若者局長にお伺いします。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には信州こどもカフェに関して3点御質問をいただきました。

まず、信州こどもカフェ運営支援事業の助成期間に対する認識についてでございます。

信州こどもカフェは、様々な子供を対象に、食事の提供、学習支援、相談支援等を個人や民間団体等が行う子供の居場所づくりの取組として大切な役割を果たしており、その継続性を確保することは大変重要であると認識しております。

県による信州こどもカフェ運営費支援につきましては、令和元年度から民間企業からの寄附金を財源にスタートし、こどもカフェの開催頻度等により、今年度は1団体当たり4万円から20万円の助成を計80のこどもカフェに対して行っております。この支援は、財源に限りもある中で、1団体当たり最初の3年間とさせていただいておりますが、近年、物価の高騰や寄附の確保が困難となる中、助成期間終了後の運営団体における資金確保が大きな課題となっていると認識しており、関係者とともに支援の強化に向けた検討を行う必要があると考えております。

続きまして、信州こどもカフェによる支援の再構築についてでございます。

信州こどもカフェは、地域のセーフティーネットとして全ての地域で安定的に運営されることが重要ですが、財源、スタッフ、食料品等の安定的な確保、関係者連携による効果的な運営、地域偏在の解消などに課題があると認識しております。

現在、各地域振興局に信州こどもカフェ推進地域プラットフォームを設置し、地域の実情に応じた関係者連携による食料配布や研修会の開催などに取り組んでおりますが、より安定的かつ効果的に運営するためには、現在の課題を踏まえた全県レベルでの持続可能な仕組みづくりが必要と認識しております。

具体的には、こどもカフェ運営団体への情報提供や相談支援の充実、企業等からの寄附金やクラウドファンディングによる資金の確保、フードバンク団体の体制強化による安定的な食料の確保などの取組を関係者連携で進めていく必要があると考えております。

県では、こうした取組を県内関係者で連携して推進するため、フードバンク団体を含めた地域ネットワークの構築等を担う新たな体制づくりの検討を行い、子供たちの居場所が充実され

るよう取り組んでまいります。

最後に、困難を抱える子供の部局連携による支援についてでございます。

経済的な事情、家庭や地域の養育力の低下などにより様々な困難を抱える子供が増加する中、こどもカフェは、地域の誰もが安心して集える居場所や多世代交流の場として、孤立防止や地域とのつながりづくりに大きな役割を果たしており、予防や早期支援の観点からもその必要性は高まっていると考えております。

一方で、困難を抱える子供がいない社会を目指すことは何より重要であると認識しております。様々な困難を抱える子供に関しては、居場所に関する支援、子育て家庭等への経済的な支援、学びの支援、家庭養育の補完などの幅広い取組による予防や支援が不可欠です。

県では、これまで、信州こどもカフェへの支援のほか、医療費や保育料等の負担軽減に関する支援、授業料等の負担軽減の支援、児童相談所による里親など家庭的養育の促進等に取り組んでまいったところでございます。

こども若者局では、虐待、若者のひきこもり、ヤングケアラーなどの課題に対して、児童相談所をはじめとする多くの支援機関等による支援を行っておりますが、より効果的に推進するために、例えば学校現場等と連携した早期発見や早期支援、医療や福祉分野の相談支援機関との専門性に関する連携、産業分野と連携した就労支援などが重要であると考えております。このため、教育委員会や健康福祉部、産業労働部など関係部局との連携を一層密にして、困難を抱える子供や若者に関する課題に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔5 番グレート無茶君登壇〕

○5 番（グレート無茶君）子供たちの安全、安心、未来は、自治体の最も根幹となる責任の一つだと考えます。現場の使命感と善意だけに頼り続けるのではなく、きちんと制度として支え、継続させ、最後はこどもカフェがなくてもよい社会、どこにでも居場所がある社会に到達する、その道筋を明確に示していただき、実行していただきたいと思っております。

次の質問は、来年度に迎える長野県誕生150周年記念事業についてです。

来年、長野県は、旧長野県と旧筑摩県が合併し現在の形となってから150周年という大きな節目を迎えます。歴史的にも極めて重要な年であり、県政として県民の記憶に残る事業をする絶好の機会であると考えます。

この150年という節目に、私たち今生きている県民がこのタイミングを共有できること自体が奇跡であります。であれば、この事業は全県民が参加できる記念事業にするべきではないかと考えます。長野県民である誇りを醸成し、この事業が未来につながる投資になることが重要だと考えます。

そこで、県は、約4,000万円の予算を計上していますが、この規模で果たして多いのか、少ないのか。何よりも、やるなら死に金にしてはならないという強い思いがあります。お金をかけるならぜひ結果を出してもらいたい。

まず、伺います。本記念事業の主な発信対象は誰になりますか。県外に向けた発信なのか、それとも県内県民への発信なのか。私は、県内外どちらに対してもしっかりと発信していくべきだと思いますが、直江県民文化部長に伺います。

県は、来年8月21日に記念式典の開催を予定し、県内を中継でつなぎ、誰もが参加できるインクルーシブな式典とするなどイベントへの方針を示していますが、150周年にふさわしい事業とするためには、もっと県民がわくわくし、皆さんが積極的に参加したくなる仕掛けづくりが必要であると考えます。

実際には、私の周りでも、来年150周年を知っている人は皆無です。これからどのように150周年を広く県民に周知させていくのでしょうか。従来の広報、仕掛けがいつものパターンでは、いつもと同じ人にしか届きません。特に、県は女性・若者から選ばれる県を目指しているわけですから、ぜひとも女性・若者が積極的に関心を持つ事業を考え、そして、県外へ出て行った長野県出身者も大いに巻き込む必要があると考えます。少子化や東京一極集中など長野県が抱える地方の問題点に少しでも解決の糸口となるような事業にすべきです。なので、真面目なイベントだけでは若者には届きません。真面目な仕掛けでは届きません。積極的な参加を促す事業であることが大事だと思います。

そこで、過去のストーリー性を考慮した150周年事業の提案があります。長野県と筑摩県が一つになって150年であれば、一つになって何かをやりましょう。それは誰もが参加できる、そして信州人だからこそ参加できるイベントにするべきです。

かつて、昭和23年、県庁の一部が火災で焼失した際、長野市を中心とする北部と松本市を中心とする南部の根強い対立の分県論争が起こりました。県議会では意見が真っ二つ。特別委員会で分県案が採決され、いよいよ本会議の採決。そこで、傍聴席から分県を反対する1,000人による「信濃の国」の大合唱が突如起こり、県議たちは、「信濃は一つ」という意識が思い起こされ、皆心が一つになり、分県は否決になったという逸話があるわけです。この逸話で、「信濃の国」が、単なる唱歌ではなく、長野県民のアイデンティティーや郷土愛の象徴であることが分かります。

そこで、北部地域を代表して、若者を中心に超人気の有名アーティスト、長野市出身のMrs. GREEN APPLEさん、南部地域の代表は伊那市出身のKing Gnuさん、豊丘村、飯田市出身のGLIM SPANKYさん。北と南の若者に絶大な人気を誇るアーティストが過去の地縁を超えて一つになる象徴的な合同ステージイベントを実施してはいかがでしょ

うか。

そのステージで行うことは、長野県民ならほぼ誰もが歌える信濃の国をアーティストと一緒に歌うイベント。しかも、歌詞カードを見ずに信濃の国を2番まで歌い上げるというイベントです。そんな光景は、間違いなく全国から注目され、長野県民の誇りと一体感を最大限に示すものとなると考えます。その会場は、あえて東京ドームなど県外での開催。参加できるのは長野県出身者のみ。県外に出て行った県民に集まってもらい、長野県民としての一体感や郷土愛が改めて構築され、長野県民の元気を生み出すきっかけになるのではないのでしょうか。

そして、さらに全国の各地の会場でも同様に長野県出身の有名アーティスト中心に集まっていただき、全国と県内のメイン会場をオンラインでつなぎ、同時刻に全員で信濃の国を2番まで歌詞カードなく歌い上げるという壮大なイベントを仕掛けたらどうでしょうか。おなじみの前奏が鳴った瞬間に鳥肌が立つと思います。信濃の国の歌詞には、長野県のストーリーの全てが詰まっています。こうしたことが若者の郷土愛を育て、県外の若者のUターン意欲を高めるきっかけにもなるのではないのでしょうか。

全国の方が「長野県民ってすごい」となりませんか。参加した人がSNSで発信するだけで相当な長野県の宣伝になると思います。もちろん、参加しなかった他県の人もうらやましいと発信するのではないかと思います。このような思い切った心が躍る企画を検討いただけないか、県のお考えを伺います。直江県民文化部長にお伺いいたします。

また、150周年は、行政主導のイベントだけではなく、県民、企業、地域団体、学校、飲食店、観光事業者、クリエイターなど多くの方が主体的に関われる仕組みが不可欠と考えます。こうなったら県民や企業が記念事業に参画しやすくするための制度が必要ではないのでしょうか。

元気づくり支援金のように、一定の審査基準を設けた上で、独自のわくわくする記念イベント、150周年メニューや商品の開発、商店街の装飾やキャンペーンなど、150周年の記念をみんなで祝いたいと心から思う方の取組に助成金を交付する制度を設けてみるのはいかがでしょうか。

こうした制度であれば、民間事業者や団体、有志は積極的に企画に挑戦し、県民の参加機会は一気に広がります。そして、結果的に、今まで県の広報が届かなかった層にも関わった人が増えることにより、情報が自然に広がります。県の情報アプリの登録者増にもつながるはずです。細かいことですが、150周年のロゴも、面倒なことを言わずに申請なしで自由に使ってもらってもいいのではないのでしょうか。

そこで、伺います。150周年を県民総参加型の事業とするため、そして県民、企業、団体の主体的な取組を後押しするために、元気づくり支援金のような新しい条件付助成金制度を創設する考えはないか。県の見解を直江県民文化部長にお伺いいたします。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には長野県150周年記念事業に関しまして3点お尋ねを頂戴いたしました。順次お答え申し上げます。

まず、150周年記念事業の発信対象についてのお尋ねでございます。

記念事業は、県民の皆様が150年の歩みを振り返り、自然、文化、産業技術、人々のつながりなど本県の多様な魅力を再発見、体験することで郷土への愛着や誇りを持ち、県全体の一体感を醸成することを目的としております。この目的の達成に向け、「自らを知り 互いを知り 高め合おう「私たちの長野県」」というコンセプトを掲げ、県民に向けた事業を推進しているところでございます。

本県は、南北に広く、地域ごとに気候や文化が大きく異なりますため、同じ県内に暮らしていてもまだ味わったことのない食材、出会ったことのない風景など、未知なる魅力が数多くあるものと思われれます。この150周年の機会に、多くの県民の皆様が県内を巡り、その魅力に触れていただけるよう、プレＤＣとも連携し、事業を展開してまいります。本県の様々な魅力が磨き上げられ、県民の誇りとなって浸透し、県外からも多くの人を引きつける価値となっていくよう取り組んでまいります。

続きまして、150周年記念式典についてのお尋ねでございます。

記念式典は、単なるセレモニーにとどまらず、参加する皆様が地域の魅力を再発見し、未来への可能性を感じることができる場にしたいと考えております。そのため、メイン会場と県内数か所のサテライト会場を中継でつなぎ、県内各地で行われる文化芸術や若者の創造的な活動を体験し、県の一体感が生み出されるプログラムを検討しております。

当日は、若い世代が気軽に参加できるよう、ユーチューブやケーブルテレビなどのオンライン配信を活用しますとともに、セイジ・オザワ松本フェスティバル、OMFの会期中でありますことから、OMFと連携した音楽の演出についても調整を進めているところでございます。

御提案いただきました人気アーティストの出演につきましては、議員がおっしゃるように、若者の郷土愛、そしてUターン意欲を高める効果が期待できるものと考えておりますので、その可能性は探ってまいりたいと考えております。この記念式典が長野県150周年を多くの県民の皆さんと共に祝えるもの、そして次の時代につながるものとなるよう創意工夫を重ねて取り組んでまいります。

3点目の150周年のPRにつながる新たな助成制度の創設についてのお尋ねについてお答えします。

記念事業は、県が単独で行うだけでは県全体の一体感の醸成にはつながり得ないと考えておりまして、市町村、企業・団体など多様な主体に自発的に取り組んでいただくことが重要であ

り、それによって県全体の魅力が底上げされ、より意義のあるものとなると考えております。そのため、企業・団体の皆様を中心に精力的に協力を呼びかけてまいりましたところ、既に数多くの企業等において記念商品や冠イベントの計画なども進んでおります。この動きを加速させるようさらなる働きかけを行い、各種事業での連携や集中的な情報発信などによりまして様々な主体による取組を支援してまいります。

また、元気づくり支援金では、今年度から、新基準として、広域的な連携事業や人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業を掲げておりまして、この趣旨に沿います150周年の関連事業も対象に含まれます。150周年と、翌年以降に続きます善光寺御開帳ですとか国スポ・全障スポなどのビッグイベントを契機といたしまして一過性ではない持続可能な活動が続くことが重要と考えておりまして、そうした活動を後押しする元気づくり支援金の積極的な活用を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ありがとうございます。部長の回答に若者のテンションがかなり上がったのではないかとというふうに思います。150周年は、県民の誇りと連帯感を育て、長野県の未来を切り開く起点の年へのチャンスだと思っております。

最後の質問は、そば県についてです。

今年3月に信州「そば県」推進協議会が発足いたしました。多くの県民、事業者、自治体関係者が待ち望んできた取組がようやく一つの形になったわけですが、発足から現在までの流れ、具体的な事業の進行状況、課題、そして今後の展望について丁寧な説明が必要だと感じております。現時点でどのような進捗なのか。目指す方向は定まったのか。田中営業局長にお伺いいたします。

実は、今回、一般質問で毎回そばの話はいいかげんくどいのでやめておこうかと思っておったのですが、しかし、そうはいかない結果が現場から出たのです。現在、県内に約55名の長野県を「そば県」にする議員の会の議員がおります。そして、今回、みんなで協力して独自のアンケートを実施しました。現在も収集中ですが、現時点で65名の方からアンケートが集まっております。

この調査は、誘導的ではなく、より自然な県民、来訪者の長野県の食への認識が浮き彫りになるように設計したため、アンケートの表面は「長野県の食に関するアンケートです」と、あって「そば」と書かない形式で実施いたしました。

複数回答可能の自由回答方式で、「長野県に来て食べたいものは」という質問を設けました。その結果、驚く結果が出ました。長野県に来て食べたいもの第3位、6票、リンゴ、そして第

2位、8票、おやき、そして、第1位はそば、ぶっちぎりの46票獲得です。

そして、表面を答えていただいた後に、裏面で初めて「これ以降はそばについての質問です」と明かす形にしました。幾つか項目がありますが、その中で、「長野県イコールそばというイメージを持っていますか」という問いに対し、「思わない」が1票、「あまり思わない」が3票、「そう思う」が28票、「強くそう思う」が33票、つまり極めて高い割合で長野県イコールそばというイメージが既に確立していることが確認できました。

さらに、「長野県イコールそば県というイメージに賛成ですか」というずばりストレートな質問項目では、「どちらでもない」が5票、「反対」が1票、ただしこの方は賛成にもチェックが入っていました。そして、「賛成」が59票。この調査結果から見えてくるのは、長野県はそばの県であるという県民の確信、県外の方の認識、そしてそのブランドの発信を望む声が圧倒的に存在しているということです。にもかかわらず、そば県の論議が前に進まないままでは、県民の期待、産業の期待には応えられません。

来年、長野県は誕生150周年という節目の年を迎えます。記念事業のコンセプトは「自らを知り 互いを知り 高め合おう『私たちの長野県』」とあります。県内を一つにする象徴、県外への強力なブランド発信、そして国内外の観光需要の呼び水となる旗印。あれ、そばってこれにぴったり当てはまりませんか。

150周年でそば県宣言は、まさに機は熟したと考えています。アンケートの結果を見ても、県民の思いは明確です。長野県はそば県である。これは、無理につくるブランドではなく、長野県が長年育ててきた既に存在しているブランドを県として正式に宣言できるこれ以上ないタイミングが来ているのは、誰が見ても明らかではないでしょうか。

近年、県内外のメディアやSNSでも、そば県の機運が高まっているのではないかと感じませんか。150周年という歴史的タイミングで長野県はそば県であることを正式にブランドとして宣言し、これをきっかけに、県民、企業、観光、農業を横断するブランディングを構築すべきではないでしょうか。将来的な観光、産業振興を見据えた長期戦略としても極めて有効だと思います。改めて阿部知事のお考えを伺います。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君）私には信州「そば県」推進協議会の進捗状況について御質問をいただきました。

協議会では、本年3月の設立以降、10月までに役員会を2回開催し、取組方針に係る検討の進め方や部会構成等について協議を行ってきました。11月25日には、品質おもてなし向上検討部会、情報発信部会、後継者育成部会の3部会合同により長野市内で第1回の部会を開催し、今後の取組の方向性について具体的な議論をスタートしたところでございます。

第1回の部会では、5年後に目指す姿や、強み・弱みなどのSWOT分析、また、目指す姿実現のための具体的取組について、総勢21名が三つの部会に分かれ、ワークショップ形式で検討が実施されました。この中では、そば事業者の目線から、生産から販売、発信に至る様々なアイデアが出されたところでございます。

協議会では、今後、そばに関して専門的知識を持ち、全国的に知名度の高いアドバイザーの助言もいただきながら、内容をさらにブラッシュアップしつつ議論を加速し、今年度末を目途に取組方針や取組案を取りまとめて公表する予定としております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には長野県150周年というタイミングで長野県はそば県であるということ宣言をしてはどうかという御質問でございます。

これまでも御答弁させていただいておりますように、こうした宣言、あるいは県としてこれにがんを取り組むぞということを行うに当たっては、やはりその内実を整え、関係者の皆様方とも問題意識、方向性を共有して行うということが重要だと思っております。

信州「そば県」推進協議会の皆様方におかれては、先ほど答弁がありましたように、三つの部会、品質おもてなし、後継者育成、情報発信で検討が始まったところというふうに伺っております。

まさにこの中でも情報発信についてテーマとして御議論されるという形になっておりますので、その取組状況やお考えをお伺いさせていただいた上で、長野県としての発信の在り方について考えていきたいと考えております。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）協議会では、ぜひ消費者の話、意見を聞いていただければいいなというふうに思います。2年半前、私は福井県がそば県を名のるということを聞いて、「いや、知事、それは長野県が先じゃないですか」というところから始まった議論がこんなに長く続くとは思っていませんでした。

実際に私が懸念しているのは、本当に福井がそば県を宣言してしまったら一体どうなるのだろうと考えたら、もう夜も眠れません。実際に、確かに宣言するのは大変かと思いますが、先ほど共田さんが言った自然ストーリー県、そしてそば県、これはそんなにむちゃなお願いではないと思います。この二つが共倒れにならないようにしていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（依田明善君）次に、小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）2050ゼロカーボンの実現を目指し、2030年度までの具体的なアクションとして、ゼロカーボン戦略に県は取り組んでいます。この戦略の中で、運輸部門の電気自動車、E Vの普及は中心的な取組の一つとして位置づけられているものの、24年度末時点でのE V導入台数は5,291台にとどまっており、目標とされる10万台には遠く及ばない状況となっています。

こうした現状を踏まえ、E V普及に向けた課題と今後の取組について環境部長にまず伺います。

1、E Vの普及が進まない要因としては、航続距離や充電インフラの不足、車体の高価格と車種の選択肢の少なさ、今後のガソリン税の暫定税率廃止による鈍化の懸念などが挙げられますが、県としてはこうしたE V普及の停滞要因についてどのように認識していますか。また、他県との比較でも人口1万人当たりのE V・P H E Vの普及台数は20位であり、この実態をどう捉えていますか。見解を伺います。

2、普及に向けた取組の中でも充電インフラの整備は重要な課題であり、県としては充電インフラ整備の目標をどう考え、実現に向けてどのように取り組んでいけますか。

3、普及促進では車両購入に係る初期費用が大きな課題となっています。一方で、E Vは、購入は割高だがランニングコストが低いという特性を持っており、こうした点について県民への十分な周知が必要です。

また、購入の補助制度は居住地によって大きな差があり、県民の購入意欲に大きな影響を与えています。そこで、県として、県民への情報提供の在り方や県独自の補助政策の方向性をどう考えていますか。

4、具体的な促進策として、1、E V体験乗車の機会を拡充し県民が直接体感できる場を増やすこと。2、軽自動車、四輪駆動、寒冷地仕様など多様な車種の充実、充電時間の短縮、充電規格の統一、さらには充電カード会費の割高感やモバイルアプリの操作性の複雑さなどについてメーカーに対して改善を要望していくこと。3、税金の軽減措置、有料道路の無料化などE V優遇策の拡充などが求められます。県として今後どのように取り組んでいけますか。

5、県が率先してE Vを導入し、モデルケースとなることが普及を図るために大変重要です。公用車のE V化を一層進めるための方針について伺います。

6、最後に知事に伺います。県のゼロカーボン戦略が掲げる排出量の削減目標は、達成困難と環境審議会では明らかにされていますが、この遅れをどのように捉えていますか。そして、審議会からの答申を受け、今後の2030年度目標達成に向けてのシミュレーションをどのように考えておられますか。見解を伺います。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私にはＥＶ普及に関して御質問を頂戴しました。

まず、ＥＶ普及の停滞要因と他県との比較による現状の認識についてでございます。

ＥＶ普及の停滞要因については複数考えられるところでございますが、令和６年度に実施した共創拠点「くらしふと信州」の会員向けアンケートでは、車両価格の高さ、外出先での充電、あるいは航続距離への不安を挙げる県民が多く、コストメリットや充電インフラの整備に対する懸念があるものと承知しております。

また、2024年における我が国のＥＶ販売比率は約１％にとどまる一方で、世界全体では約15％に達している状況でございまして、これは、ＥＵや米国のカリフォルニア州などにおいて将来的なガソリン車の廃止方針が示されるとともに、自動車関係税の免除、ＥＶへの大胆な優遇策の実施などが行われており、これが大きく影響しているものと考えられるところでございます。

次に、他県との比較についてでございますが、人口１万人当たりのＥＶ・ＰＨＥＶ普及台数で比べた場合、議員御指摘のとおり、本県は20位と中位に位置しておりまして、さらなる取組が必要な状況でございます。

この都道府県比較につきまして、人口当たりではなく乗用車保有台数当たりのＥＶの保有割合を算出したデータから見ますと、東京都、神奈川県など大都市部で高く、長野県など自動車への依存度が高い地方部ほど低い傾向があることが分かりまして、その都道府県の自動車への依存度の大きさがＥＶの普及状況に影響していると考えられ、その背景には、さきの航続距離や充電インフラへの不安などがあると想像されるところでございます。こうしたことから、本県においては、こうした不安の解消が重要ではないかと考えているところでございます。

次に、充電インフラ整備の目標と取組についてでございます。

ガソリン車からＥＶへの転換を促進するためには、ＥＶを利用しやすい環境の整備が不可欠であり、中でも充電インフラの整備は極めて重要な取組の一つであると認識しているところでございます。

そのため、県では、令和４年５月に長野県次世代自動車インフラ整備ビジョンを改定しまして、2030年までに急速充電器700基、普通充電器3,200基の整備を目標に、未設置区間ゼロ、電池切れゼロの充電インフラ整備を促進し、誰もが安心して利用できる充電環境の整備を進めているところでございます。

具体的には、多くの方が利用する道の駅や主要道路沿いの施設、観光地等への充電設備の設置に対し、国の補助に加えまして、県独自の上乗せ補助を実施しているところでございます。また、県内で充電設備の設置を検討する充電インフラ事業者と設置を希望する市町村等との

マッチングも行っているところでございます。こうした取組を通じて、引き続き様々な手段によりインフラ網の整備を進めてまいりたいと考えております。

それから、県民への情報提供の在り方や県独自の補助政策の方向性についてでございます。

E V車両購入に係る初期費用は、依然として高い状況にはございます。ただ、環境省の試算によりますと、年間1万キロ走行した場合、ガソリン車と比較しまして、E Vの充電費用はガソリン代の約3分の1と、ランニングコストについては低いということが示されているところでございます。県としましては、このような経済的メリットを客観的に示すことがE Vの普及に重要であると考えておりまして、業界団体あるいは民間事業者等と連携し、県民にこうしたメリットをしっかりと説明していくことが重要と考えております。

また、県独自の補助政策としては、蓄電池でもあるE Vと屋根ソーラーの組合せによる利用を促進するため、E Vと住宅との双方向の充電・給電設備でございますV2Hに対して補助を実施しているところでございます。

一方、財源に恵まれている都道府県が国のE V車両への補助に独自に上乗せ補助を行うことでその普及率に差異が生じている面もあると考えておりますことから、全国一律で普及が進みますよう、県としては、国に対して補助上限額の引上げなど制度の充実を引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、E V普及促進に向けた今後の取組についてでございます。

県では、これまで業界団体や民間事業者と連携しまして、セミナーや試乗会、給電体験会などを実施してきたところでございますが、今後は、こうした機会をさらに増やし、県民の皆様がE Vの性能や快適性を直接体感できる場を広げてまいりたいと考えております。

また、車種の多様化、充電時間の短縮については、自動車メーカーが参加しております長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会などの場を活用しまして要望を行うとともに、国内の統一規格と異なります輸入車の充電規格の問題や、充電カード、あるいは充電のためのアプリなどのサービスの改善については充電インフラ事業者に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

さらに、E Vの普及が進む北欧を中心としたヨーロッパなどでは、自動車に関する税の減免や高速道路料金の無料化といった手厚い優遇策が実施されていることから、国や高速道路会社など関係機関に対し、税や高速道路料金に対する優遇策の拡充も要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、公用車のE V化についてでございます。

県では、令和3年度に2050ゼロカーボン達成のための第6次長野県職員率先実行計画を策定しまして、公用車の更新時には原則として全てE Vへ転換し、特殊車両等を除きまして電動化

を推進する方針でございます。現在、松本合同庁舎をはじめとします現地機関で先行的にEV化が進められており、今後は、佐久合同庁舎や伊那合同庁舎においても大規模な導入が予定されているところでございます。

今後、県内におけるEVの普及をさらに促進するため、引き続き各施設の管理部署や総務部と連携しまして公用車のEV化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはゼロカーボン戦略の遅れと2030年の目標達成に向けたシミュレーションをどう考えているのかという御質問でございます。

このゼロカーボン戦略は、ほかの行政の計画以上にこの目標へのコミットメントが非常に重要な計画だというふうに思っております。昨今の世界のニュースを見ると、東南アジアでは大変な豪雨に襲われて多くの方が被災していると。気候変動が世界各地を襲っているという状況の中で、もう待ったなしで対応が迫られている課題だというふうに思います。

ただ、その一方で、国際社会においては、どうもそうしたものをあまり積極的に進めなくてもいいのではないかという意見も出てきている中で、私としては非常に危機感を持っているという状況でございます。

そういう中、本県のゼロカーボン戦略の目標は極めて高い野心的な目標として設定しておりますが、目標を調整するのではなく、どうすれば目標が達成できるかという観点で進めていくということが大変重要だというふうに思っております。

これまでも、長野県はいろいろな努力をしてきました。新築住宅のZEH率が約7割という状況の中で、今後県議会の皆様方の御理解をいただき、条例改正でのZEH水準の適合義務化を行っていくべく取り組んでいるところであります。

また、屋根ソーラーについては、設備導入率が世帯当たり全国2位という状況で、非常に高い普及率であります。さらに進めるため、今年からは信州ゼロ円ソーラーをスタートさせていただいております。

加えて、ポテンシャルを生かすという観点で水力発電所の建設も企業局で鋭意進めていただいておりますし、また、事業者に対する収益納付型補助金などの支援をすることによって小水力発電の導入件数は都道府県別では全国1位という状況であります。

ただ、御指摘がありましたように、今のままでは2030年度に6割減という目標には到達できないという現状がありますので、これまで以上に危機感を持って取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

ゼロカーボン戦略は、県の環境審議会ですらいろいろ御議論いただいた中で、幾つか課題、ボト

ルネックを御指摘いただいております。今御指摘いただいたような運輸部門は、やはりどうしても都会と違って自家用車の利便性が高過ぎるということで、公共交通への転換が進んでいかないという状況であります。これは、公共交通政策をより充実するということをもっともっと進めなければいけないというふうに思いますし、また、県民の皆様方にも、今の大量消費、大量廃棄型は、ある意味便利な生活ではありますが、子供たち、孫たちの世代を考えて、本当にこのままでいいのかということを皆さん一人一人に考えていただくようなことも重要だというふうに思っています。

また、産業部門においては、やはり、どうしても企業の皆様方は利潤を求めて活動をするという形になりますので、脱炭素を進めるということによる経済的なメリットの可視化をもっと進めてまいりたいというふうに思っています。こうしたことを通じてぜひ県民の皆様方と思いを共有しながら取り組んでいきたいと考えております。

今後の2030年の目標達成に向けたシミュレーションということですが、今般、環境審議会から答申を受けて、これから強化拡充すべき具体策をしっかりと検討していきたいというふうに思っております。そうした中で、運輸部門であったり、家庭部門であったり、それぞれの部門ごとに目標の達成ができるようにしっかりと道筋をつけ、新しい戦略を策定していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君） 気候変動が危機的な状況の中で、県民一人一人の皆さんが自分の命は自分で守るという機運をぜひとも図っていただくことをお願い申し上げて、次のバス運転手不足の解消の質問に移りたいと思います。

長野や北信地域で路線・貸切り・高速バスの事業を行っているバス会社が、運輸事業を展開する親会社からバス部門を分社化し、会社を設立して今年で30年を迎えました。1990年代半ば、バス事業の需給調整規制の撤廃などを見据え、金融機関からの指導もあり、人件費の削減を中心にバス部門の分社化が実施されました。当初は、親会社からの出向者と全く労働条件の違う直接雇用者の従業員構成でありましたが、分社化15年ほどで250名ほどの全てのバス運転手が直接雇用者となりました。分社化以前は年収1,000万円を超える貸切りバス運転手が存在していましたが、分社化後、需給調整規制の緩和の進行とともに、出向者の賃金制度も大幅に改定するとともに、それまで年間5か月を超えていた一時金も2か月を維持することすら困難な状況となり、大きく人件費の削減が図られてきました。

しかし、貸切りなどの収益の高い事業展開が思うようにはいかず、事業存続の困難さは今もなお深まるばかりとなっています。現在、この会社のバス運転手の基本給は20万2,500円であ

り、2割ほどの指導的運転手には4万6,500円の上乗せがあるものの、時間外でようやく350万円ほどの年収となっており、年間休日数も104日のままです。

これらの実態は一つの例ですが、県内の路線バス事業を展開しているバス会社は、おおむねこのような状況となっています。この実態から見て、まさにバス運転手の犠牲の下で路線バスが維持されてきたと言っても過言ではありません。担い手不足の象徴とも言えるバス運転手の育成は、行政が大きく関与しなければ、路線バスの維持はますます困難となってきています。

そこで、交通政策局長に質問します。

1、事業関係者からも大きな期待を寄せられている信州型広域バス路線支援制度については、運行経費の半分に加え、運転手の処遇改善も支援するなどしていますが、制度の概要や開始時期などを具体的に説明してください。

2、バス運転手の賃金・労働条件の改善は長期的な課題と推測されます。この制度において、運転手の処遇改善加算は魅力ですが、加算額をどう妥当性を持って見積もるのか、実際の賃上げが見込めるのか、ほかの従業員との整合性など、課題は多くあります。それらの課題の解決策を説明してください。

3、冒頭述べた会社の中心的な営業所では、現在、1日のダイヤ数が65に対して12名の運転手が不足しており、休日出勤などで協力し合い、ダイヤを維持しています。企業も県も努力されていますが、安全運行のためにも、より有効な対策でバス運転手をすぐに増やしていくことが求められます。見解を伺います。

知事に伺います。

広域路線だけでなく、各市町村のフィーダー系統バスにも同様の支援が求められます。また、長期にわたって制度の維持が必要です。そして、これらの制度の拡充を図っていかなければ、バス路線は守れません。所見を伺います。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君）私には3点質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、1点目の信州型広域バス路線支援制度の概要や開始時期についてのお尋ねであります。

交通体系の中で、広域的な移動軸については、県の主体的な関与の下、維持確保していくべきと考えておまして、今般新たな支援策として信州型広域バス路線支援制度を創設したところでございます。この制度は、路線見直しを行い最適な交通ネットワークを構築するということを条件に、運行経費の半分に加えまして、サービスの向上や運転手の処遇改善に必要な経費の一部も県が独自に支援することとしております。バス事業者の経営基盤を強化し、持続可能な運行を目指すものであります。

バスの事業年度は10月から翌年9月までの1年間となっております。現時点では本年10月から運行を開始している木曽地域のバス路線の一部や長野地域の乗合タクシー牟礼線が当該支援制度の対象となりまして、補助金の交付は来年10月以降を見込んでいます。

次に、信州型広域バス路線支援制度における処遇改善加算についてのお尋ねであります。

信州型広域バス路線支援制度では、支援単価を算出するに当たりまして、運行経費の2分の1に加え、処遇改善に要する経費を加算することとしております。処遇改善加算は、運行経費のうち人件費について直近2か年分の賃上げ率を反映することとしておりまして、事業者にとっては賃上げを行う動機づけにもなると認識しております。また、この計算に当たりましては、運転手以外も含む全従業員の給与総額を2年前と比較することとしているため、他従業員との整合性についても問題ないものと考えております。

3点目の効果的な運転手確保策についてであります。

県では、乗合バスの運転手不足を解消するため、第二種免許取得経費の支援や運輸業界専門の相談窓口の設置に加えまして、昨年度からは、県外から移住し県内で運転手業務に従事される方に対する移住支援金の支給などの取組を進めてきたところであります。

一方で、昨年度においても乗合バスの運転手は減少しておりまして、さらなる取組が不可欠と認識しております。新たな施策の構築に当たりましては、バス事業者との意見交換等により検討を進めているところでありまして、事業者からは、移住支援金に加えて住居に対する支援が必要という声や、求人サイト掲載費などの採用活動費に対する支援、また、バス運転手という職業の魅力発信等が必要という御意見を頂戴しているところであります。

バス運転手の確保は喫緊の課題でありますため、こうした事業者の御意見を踏まえて、来年度予算に向け、より効果的な取組を検討してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、広域路線だけではなく、バス路線の支援制度全体の長期的な維持と拡充を図っていく必要があるのではないかという御質問でございます。

県民の皆様方の移動の足を確保していくためには、御指摘のとおり、広域的な幹線バス路線だけではなく、市町村あるいは事業者の皆さんに頑張ってもらっていただいております市町村域内の移動手段も重要だというふうに考えております。

このため、県、市町村、事業者等で策定した長野県地域公共交通計画におきましては、通院、通学、観光の移動保証ということを定めさせていただいております。それぞれの責任においてしっかり取り組んでいこうという方向を確認しているところでございます。

市町村においては、これまでも公共交通の確保に鋭意お取組をいただいているところでござ

いますが、今回信州型広域バス路線支援制度を創設することに伴いまして、従来市町村が補助していた路線に県も県費を投入するという形になりますので、地域によっては一定程度財源も生み出されることにつながります。こうした財源も活用していただいて、ぜひ地域内の移動の確保、利便性の向上に、より積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

ただ、それではただの市町村任せという話になりますので、我々県としても、10広域圏ごとに、幹線、支線を含めた最適な交通ネットワークの構築に向けて市町村と一緒に取り組んでいる状況です。専門家の派遣等を通じて市町村の地域公共交通計画等の策定も支援していきたいというふうに思っています。

いずれにしても、この公共交通分野については、今まで利用者が負担する料金で事業が営まれるというのが原則であったわけですが、今回の信州型広域バス路線支援制度は、その発想を変えているつもりであります。本来、全国的にもこうした発想の転換をぜひしていただきたいというふうに思っておりますし、何よりも国における公共交通予算があまりにも少な過ぎるというふうに思っております。引き続き国に対してはこの予算の大幅な増額、あるいは発想の転換を強く求めていきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）信州型広域バス路線支援制度は生まれたばかりで、まだこんなにちっちゃいですが、でも、これは県として大きな努力での大きな一歩だと私も実感しております。知事がおっしゃるように、国にもしっかりと、それから市町村にもしっかりと支援制度を設けていただく、このことをやらないと、バス路線はもう守れません。このことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明3日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時38分延会

令和 7 年 12 月 3 日

長野県議会（定例会）会議録

第 3 号

令和 7 年 11 月

第441回長野県議会(定例会)会議録(第3号)

令和7年12月3日(水曜日)

出席議員(55名)

1 番	竹 村 直 子	28 番	竹 内 正 美
2 番	小 林 陽 子	29 番	宮 下 克 彦
3 番	林 和 明	30 番	大 畑 俊 隆
4 番	勝 山 秀 夫	31 番	寺 沢 功 希
5 番	グ レ ー ト 無 茶	32 番	共 田 武 史
6 番	奥 村 健 仁	33 番	高 島 陽 子
7 番	青 木 崇	34 番	荒 井 武 志
8 番	垣 内 将 邦	35 番	埋 橋 茂 人
9 番	早 川 大 地	36 番	続 木 幹 夫
10 番	佐 藤 千 枝	37 番	中 川 博 司
11 番	丸 山 寿 子	38 番	両 角 友 成
12 番	小 林 君 男	39 番	清 水 純 子
13 番	勝 野 智 行	40 番	小 池 久 長
14 番	加 藤 康 治	41 番	酒 井 茂 人
15 番	小 林 あ や	42 番	堀 内 孝 人
16 番	清 水 正 康	43 番	依 田 明 善
17 番	向 山 賢 悟	44 番	山 岸 喜 昭
18 番	山 田 英 喜	45 番	小 林 東 一 郎
19 番	大 井 岳 夫	47 番	毛 利 栄 子
20 番	丸 茂 岳 人	48 番	和 田 明 子
21 番	花 岡 賢 一	49 番	宮 澤 敏 文
22 番	望 月 義 寿	50 番	丸 山 栄 一
23 番	山 口 典 久	51 番	小 池 清
24 番	藤 岡 義 英	52 番	宮 本 衡 司
25 番	川 上 信 彦	53 番	西 沢 正 隆
27 番	小 山 仁 志	54 番	風 間 辰 一

55 番 佐々木 祥 二
56 番 萩 原 清

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

26 番 百 瀬 智 之

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長
農 政 部 長
林 務 部 長
建 設 部 長
建 設 部
リニア整備推進局長
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長
公 営 企 業 管 理 者
企 業 局 長 事 務 取 扱
財 政 課 長
教 育 長
教 育 次 長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
警 務 部 長
監 査 委 員

北 島 隆 英
村 山 一 善
根 橋 幸 夫
栗 林 一 彦
室 賀 莊 一 郎
柳 沢 由 里
吉 沢 正
塚 本 滉 己
武 田 育 夫
松 本 順 子
清 水 寛
阿 部 文 彦
長 瀬 悠
増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴 子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議 事 課 主 事
総務課庶務係長
総 務 課 主 査
総 務 課 主 査

片 桐 美 代 子
村 田 吉 弘
池 田 光
東 方 啓 太

令和 7 年12月 3 日（水曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、両角友成議員。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）おはようございます。日本共産党県議団の両角友成です。私は発言通告に沿って一般質問を行います。

まず初めの質問項目は、米の増産についてであります。

昨年来の米不足、米価高騰が続く中、高市政権は、2026年の主食用米の生産量を、25年産748万トンから5%減の711万トンに抑えようとしています。鈴木農水大臣が10月24日の自民党農業構造転換推進委員会で表明しました。米の増産が求められるにもかかわらず、逆行する事態です。

米不足と価格高騰は、自民党農政が価格と流通を市場任せにし、農家に減産を強いる事実上の減反政策を続け、生産基盤を弱体化させ、毎年需要量ぎりぎりの量に生産量を抑えてきたために起こってしまったことです。

今年8月5日、当時の石破茂首相を議長とする米の安定供給に関する関係閣僚会議は、生産量不足が米不足、価格高騰につながったことを認め、米の増産に転じる方針を決めました。しかし、その具体策は、農地の集約や大区画化、スマート農業の推進といった旧来と何ら変わらないもので、増産は当然ですが、中身が従来型で残念でありました。県内農家からは、現状を、

自分たちの家の周りの農地が耕作放棄地になったのは、国が減反を押しつけたツケだと思う。無責任な農政が自給率を低下させていることに怒りを覚える。また、一条刈りのバインダーで刈り取り、はぜかけ。あと何年できるだろうか。大変な重労働で、米の大切さを感じます。自分たちの主食、お米を守りたい。こんな声が上がる県内中山間地をどうするのか。長野県にとっては重要な課題です。

高市政権の今回の方針は、石破政権の増産方針を覆し、従来どおりの自民党農政に逆戻りするものです。25年産の新米の店頭価格も5キロで4,000円を超える高止まりが続き、家計を圧迫する中、減産すれば来年以降も価格の高止まりを招く恐れがあります。

鈴木農水相は、石破前首相が5月に米の店頭価格を3,000円台でなければならないとした発言についても、10月27日の民放番組で、首相が発言すべきでないと批判しています。農水省の生え抜きと自称する大臣ですが、米価高騰による国民の苦しみを顧みないものです。

また、鈴木農水相は、減産は需要に応じた生産量にするためと述べていますが、米不足と価格高騰を引き起こさないためには余裕を持った生産が必要です。備蓄米も、民間在庫とか言い出しましたが、国が、安全とされる200万トンに増やすなど、そのためには農水予算を抜本的に増額し、以前からの繰り返しになりますが、価格保障と農家が安心して増産できるための所得補償が必要です。

現在、政府備蓄米は30万トン程度とのことです。25年度産主食米は農家の努力により増産となりましたが、飼料米や加工米の振り替えが主です。今年はたまたま作柄がよかったが、凶作だったらどうなっていたか。県は、国の言うとおりにしてきました。そんな経過がありますが、令和の米騒動を踏まえ、県として増産にどのように取り組むのか、また、中山間地を含めた生産基盤の維持強化についてどのように考えるのか、農政部長に見解を伺います。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私にはいわゆる令和の米騒動を踏まえた米の生産についての御質問をいただきました。

本県では、来年、令和8年産の生産数量の目安値につきまして、需要量を的確に見極めた上で、6年ぶりに増産といたしました本年、令和7年産と同程度の生産規模に設定したところでございます。

主食である米の生産においては、生産者、消費者双方が納得できる価格で安定的に供給していくことが重要であると考えておりまして、高温条件下でも品質、収量性の優れる品種の開発、導入及び安定生産に向けた技術指導の徹底、地域計画を踏まえた農地集積・集約やスマート農業技術の活用による低コスト化、さらには、価格の下落時等におけるセーフティーネット対策としての農業保険への加入促進など、生産者の経営安定、基盤整備や生産性向上に取り組んで

いるところでございます。

また、県産米の生産量を確保するためには、生産量の約3割を担っている中山間地域での生産を維持していくことも必要です。農地の大規模化が困難で担い手不足が顕著な条件不利地においては、集落営農の推進や農地を保全する交付金を活用し地域全体で支える生産体制を整えるなど、地域の実情に合わせた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）米問題を知事にも伺います。

食料安全保障の第一人者と言われる東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授の鈴木宣弘さんは、こう指摘しています。

高市首相は、所信表明で、食料自給率100%を目指すと掲げた。自給率を上げると言いながら生産調整するのは、大きな矛盾がある。石破政権下で米が足りないと認めて増産方針を出したのに、また抑制に戻す。これは朝令暮改もいいところだ。結果的に輸入米が増え、自給率が下がってしまう。

こうした矛盾の背景には、財政の壁があるという。高市首相は積極財政を掲げていますが、増産すれば米価が下がる。その価格差を本来は財政で埋めるべきところを、財務省が難色を示した。つまり、金を出したくないから生産を抑制する方向に戻したのです。結局、積極財政どころか緊縮財政ですよ。

今回の米不足の原因も、長年の生産調整、つまり減反政策に原因がある。消費量が毎年減るからといって生産をぎりぎりまで抑え過ぎた。そこに猛暑が重なり、米が足りなくなったにもかかわらず、また暗に作るなでは、同じ過ちを繰り返すだけ。政府が増産を後押ししなければ米騒動は収まりません。

鈴木農相は、就任直後の10月22日に、財務の壁を乗り越えよう。全責任は私が負いますと職員に向けて訓示しました。ならば、言葉どおり有言実行してほしい。生産抑制ではなく、増産と財政支援で米騒動を根本から終わらせるべきです。

まさにこのとおりではないでしょうか。全国に影響力を持つ知事は、この問題を広い視野でどのように考えているのか、見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）米の政策について、今の課題、問題をどのように考えているのかという御質問でございます。

米不足、価格高騰は、今年非常に大きな課題になったわけでありますけれども、米の需給見通しを国が誤ったこと、複雑な流通機構など、様々な問題が重なって需給バランスが崩れたた

めに発生したものというふうに受け止めています。生産される方も消費者の皆さんも納得できる価格で安定的に供給、消費されるよう対応していくということが重要だと考えております。

このため、県では、長野県産米生産・流通・消費等検討会議ということで、生産される方と、流通、消費など米に関わる全ての皆さんに御参画いただく検討会議を設置しました。いろいろな課題も見えてきておりますので、生産者にとっても望ましい、消費者にとっても納得できる、そうした仕組みをしっかりと考えていかなければいけないというふうに思っておりますが、まずはこの検討会議での議論等も踏まえて、データに基づいて県産米の来年度の生産量を設定したところでございます。

全国の生産現場においては、担い手の減少が顕著になっているという状況であります。本県においても、担い手がどんどん少なくなっていく。10年後の農地は3分の1以上が担い手がいなくなるという見通しの中で、相当危機感を持って対応しなければいけないというふうに思います。まさに知事会からも提言しているように、中長期的な観点でこの食料安全保障の観点も持ちながら抜本的な改革を進めてもらうということが極めて重要だというふうに思っております。

一方、私は、知事の立場で、いつも国に何かと言っていて自分でも反省するところがありますが、まず我々がもっとしっかり考えなければいけない部分もあるんじゃないかというふうに思っております。

来年度の県の予算編成方針の中の大きな柱に、農地、人材等の総合的な改革による持続可能な農業の実現というふうにあえてこの農業を重要な項目として立てさせていただいています。先ほどの生産者の思いと消費者の観点というのとは違うわけですが、それをやはり総合的に調整していかないことには最適解は出てこないというふうに思います。

総合行政を担っている我々県行政だからこそできることもあるというふうに思っておりますので、今年顕在化した様々な課題、そして検討会議で出されている様々な視点、そうしたものも踏まえながら、長野県としてどのような対応ができるのか、来年度予算に向けてしっかり検討を深めていきたいというふうに思いますし、そうした中で出てくる重要な課題については、国の制度改革も含めて、引き続き強く求めていきたいと考えております。

以上です。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君） せめて主食の米は100%自給を貫くべきと申し上げ、次の質問に移ります。

次の質問項目は、小水力発電の地域に根差したエネルギー源としての可能性についてであります。

一発逆転はないと言われる今の地球温暖化、異常気象の中、拍車をかけるように、地球上では大規模火災や農地の拡張、木材利用などで森林破壊が進み、昨年だけで世界中で810万ヘクタールが失われたとの報道もあります。

私たちは、確認ですが、太陽光、風力、地熱などとともに、小水力発電を地域に固有のエネルギー源と位置づけています。これは、地域の中小企業の仕事や雇用を創出し、発電で得られた電気を販売することで、地域に新たな収入をもたらすことを目指すものです。

小水力発電は、CO₂排出量が最も少ないクリーンエネルギーとして注目されており、気候変動対策に貢献すると考えられています。また、天候に左右されやすい太陽光発電などとは異なり、昼夜を問わず安定した電力を供給できるという利点も強調されています。長野県を含め、日本は地域的に小水力発電に適した条件を備えており、日本の風土に適した小水力発電システムの実用化も進んでいます。農林水産省も農業施設を活用した小水力発電の導入を推進しており、地域のインフラを活用する動きが見られます。長野県内各地で地域が廃れる一方だとの話をよく聞きます。地域に新たな活力を与える一つとして、小水力発電に県として今まで以上に力を入れるべきと考えます。

そんな折、長野地域振興局内の芋川発電所が発電を開始したとの発信がありました。その中身は、長野県が発注した県営かんがい排水事業で、芋川用水トンネル出口付近から小水力発電の取水を行い、約10メートルの落差を利用して発電。既存のかんがい用水利権に加えて、非かんがい期の発電用水利権を新たに取得し、24時間365日発電で、年間発電量26万キロワットアワー、CO₂削減量は年間178トン相当になり、ゼロカーボンの達成にも貢献。

この水力発電所は、信州大学と県内企業が共同研究開発をした新型クロスフロー水車を県内企業が製作を行い、建設は同じく県内企業が担いました。また、発電所の運営は飯綱町が行う、信州産地産地消を実現した発電所です。地産地消という面は、SDGsの達成にも向けた具体的なアクションとして非常に有効であると考えられます。地域の貴重な資源である「水」を活用することで、持続可能な社会の実現に貢献することができますとの報告です。時節にかなった事業だと思います。

私は、この場で幾つかの先進事例を紹介、提案してきましたが、地域の雇用創出や収入確保にもつながることから、県として導入促進に一層の力を入れるべきであります。今後の可能性を含め、小水力発電に対する県の見解を環境部長に伺います。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）小水力発電に対する県の見解についてのお尋ねでございます。

本県は、豊富な水資源や急峻な地形などを背景に、小水力発電の適地を多く有することから、これまで、収益納付型補助金による資金調達や、部局横断による小水力発電キャラバン隊によ

る許認可手続のサポートなどの事業者の支援、それから企業局による発電所建設により普及に取り組んでまいったところでございます。

こうした取組によりまして2023年度までに県内に導入された発電設備容量は99.6万キロワットに上っておりまして、固定価格買取制度を活用した小水力発電の設置件数は99件と、全国1位となっているところでございます。また、環境省が調査を行った2019年度時点では、なおも約31万キロワットの残存ポテンシャルがあるということが見込まれておりまして、さらに開発する余地があると考えているところでございます。さらに、先月の県環境審議会によりますゼロカーボン戦略の中間見直しに係る答申におきましては、再生可能エネルギーの地消地産による地域内経済循環に資する取組の必要性などが指摘されているところでございます。

そうした一方で、小水力発電の普及に当たりましては、水利権等各種許認可に係る手続の負担、あるいは地元理解の醸成、設備の設置に係る初期投資、設置後の維持管理などが課題となっているところでございます。加えまして、エネルギーの地消地産の観点から、発電された電気を大手電力会社に売電するのではなく、オフサイトPPA等により地域の需要家に供給するという場合には、その採算性の確保も大きな課題となるところだと考えております。

こうした点を踏まえまして、県としましては、従来の取組に加えて、新たに発電事業者間の懇話会を設立したいと考えておりまして、地元調整や水利権申請等の手続に関する検討や、情報共有、地域内経済循環に資する優良モデルの創出に取り組んでまいるとともに、県内各地で地域エネルギー事業者が設立され、経営安定が図られることを目指すなど、小水力発電の普及に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君） 設置が全国一と、夢が広がる答弁だったと思います。廃れる一方とする地域に一つの光をと申し上げ、次の質問に移ります。

次の質問項目は、医師不足解消についてであります。

国は、医師は足りていると言っていますが、現場からは、絶対的医師不足は深刻だ。医師の働き方を見ても、過労死ラインの2倍の働き方を認めている。このことは、医師が足りていないということではないかの主張であります。

こんな中、阿部知事を含む12名の「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」に注目しました。令和2年1月31日付の設立趣意書を見ますと、冒頭で、「医療は、国民の生活に欠くべからざるものであり、誰もが地域で必要な医療を受けられるとともに、地域の医療従事者が働きがいのある医療環境を作る必要がある。今日我が国の地域医療の現場では、医師の絶対数の不足や地域間、診療科間の偏在が極めて顕著となり、言わば地域医療崩壊の危機的状況にあ

る」としています。既に設立から5年ほど経過していますが、現状に合わない診療報酬も相まって、現在も医療現場は大変な状況が続いています。

本年8月4日、知事の会は、医師不足や地域間偏在の根本的な解消に向けた実効性のある施策を求めると、国に対する提言を発表しました。提言の中で私が共感したのは、「医師の養成・確保」で、地域の医療を安定的に確保するとともに、新興感染症等の発生時にも、医療現場の崩壊を招くことなく、適切な医療を提供するためには、医師の絶対数を増やすことが必要である。こうしたことから、大学が、医師が不足する地域に必要な医師を育成・派遣する役割を積極的に果たすことができるようにすること、この部分であります。医師数の増加と大学による育成・派遣強化を求めています。

実際、長野県の現場からの訴えには、医師補充のため、医師紹介会社に依頼をかけ、病院に就職してもらうのに多額の予算が必要で、病院経営を圧迫している。また、これは長野県がやっている基金ですが、医学生修学資金貸与制度は、公的・公立病院だけを対象にするのではなく、民間医療機関にも広げてほしいと私たちは要望し、令和6年実施されましたが、いまだ実績はゼロで、周知徹底を図るべきではないか。困難を抱える医療機関に救いの手だてが必要であります。

県内、木曽をはじめとする地域で医師不足の問題が解決されず、多くの県民の生命や健康を守る医師の確保が不可欠な状況にあります。医師不足地域を含めた本県の医師確保についてどのような対策を講じるのか、伺います。また、当面多くの医師を派遣している信州大学医学部附属病院に対し医師派遣を一層強く求めていただきたいが、併せて見解を、医師でもある健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には医師不足解消についてのお尋ねがございました。

初めに、県内の医師確保対策についてでございます。

本県は、医師数が徐々に増加はしているものの、医師少数県に位置づけられており、地域や診療科の偏在が大きな課題となっております。また、医療機関の経営状況が厳しい昨今は、県の行う医師確保が今まで以上に重要になってくると考えております。

県では、第8次長野県医師確保計画に基づいて医学生修学資金の貸与や医師を派遣する医療機関への支援等を実施するとともに、医師少数区域等に対しては、医学生修学資金貸与医師等の優先的配置や僻地等の病院に勤務する医師の研修費用の助成などに取り組んでおります。

今後も、これらの取組を着実に実施するとともに、昨年国が示した医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの進展に合わせ、医師派遣に係る新たな支援についても検討してまいります。

次に、信州大学医学部附属病院の医師派遣についてでございます。

信州大学医学部附属病院による県内医療機関への医師派遣は、医師の偏在解消や本県の医療提供体制のグランドデザインの実現に向けて欠くことのできない重要なものと認識しております。

一方、大学病院では、厳しい経営状況や医局の入局者の減少などから、派遣する医師の確保が難しい状況にあり、まずは大学病院の経営基盤も含めた医師の派遣体制の強化が必要であると考えております。このため、国の医師偏在是正に係るパッケージを踏まえ、大学病院と県との連携をさらに強化するとともに、大学病院が行う医師派遣に対する支援策を今後具体的に検討してまいります。また、国に対し、大学病院が持続的に医師派遣を行えるよう、医師派遣に係る財政支援や国立大学法人運営費交付金の拡充などについて引き続き要望してまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君） 続きは委員会だと申し上げておきます。

突然地域から病院がなくなる。こんなことが起こり得る状況が続いています。まずは診療報酬の大幅な引上げを実現させること。そして、ドクター1人を育てるのに、6年、10年かかります。今できることは何でも取り組むべきです。

誰もが安心して医療にかかれるようにする。田中角栄さんの総理大臣の時代、全国に革新自治体が広がり、70歳になったら医療費は無料でありました。やればできるのです。これからの医療が国民の望む方向になるよう一つ一つ力を尽くしましょうと申し上げ、質問といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君） 次に、竹内正美議員。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君） 自由民主党県議団、千曲市・埴科郡区選出の竹内正美でございます。四つの項目について一括質問いたします。

最初に、県民のウェルビーイングについて伺ってまいります。

ウェルビーイングとは、単に病気がない、お金があるという状態ではなく、心身の健康、地域とのつながり、生きがい、人生の満足感を含む幸福な状態を意味します。

長野県は、平均寿命、健康寿命共に全国上位という誇るべき成果を上げています。しかし、一方で、若者の幸福感の低下、地域間の格差、孤独・孤立の問題など、数字では見えにくい課題もあります。これからの長野県づくりには、健康長寿県からさらに一歩進め、県民一人一人が幸せを実感できる県、「ウェルビーイング県ながの」を目指す姿勢が必要と考えます。

そこで、健康福祉部長に2点伺います。

健康、医療、福祉に関して、身体的、精神的、社会的な健康を推進するために県としてどのような目標や評価指標を設定しているのか、伺います。

また、健康長寿の要因である地域の健康ボランティア、食と運動の習慣、地域包括支援ネットワークなどの強みを県全体でどう生かし、地域で支え合う社会的ウェルビーイングを推進していくのか、伺います。

次に、教育長に2点質問します。

本県では、第4次長野県教育振興基本計画において、教育の在り方を、「個人と社会のウェルビーイングの実現 一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求する「探究県」長野の学び」と位置づけています。

私は、地元姨捨の棚田で、お米づくりと、希少野生動物回復事業としてオオルリシジミという青いチョウの復活活動に取り組んでおりますが、お米づくりでは屋代高校附属中学、オオルリシジミ保存会では更級農業高校の生徒さんたちが地域との協働で大活躍している姿を間近で見ており、その自信に満ちあふれた姿にいつも大変感心しています。

そこで、第4次長野県教育振興基本計画の実施状況について、探究的な学びを地域と連携し、どのように推進しているのか。成果と課題も含め、伺います。また、自己肯定感や幸福実感をどのような指標で把握し、どのように捉えているのか、伺います。

学校と地域との連携によって、子供の学びを地域づくり、社会参加につなげるためにどのように取り組んでいくのか、伺います。また、教育委員会として、単に知識、技能を育むだけでなく、子供が自分らしく生き、社会に貢献したいと感じられる教育をどう展開するのか、併せて伺います。

次に、企画振興部長に質問します。地域住民の幸福実感を高めるために、県として地域コミュニティの再生、支え合い活動、多世代交流、移住・定住促進などをどのように支援していくのか、伺います。

次に、知事に質問します。次期総合計画に、県民の幸福感、生活満足度、地域のつながりを可視化する長野県版ウェルビーイング指標を導入し、施策立案や成果評価に反映していくべきと考えますが、御所見を伺います。

二つ目の項目に移ります。長野県警の人材確保について質問します。

県民の安心・安全を守る警察官の働きは、社会インフラそのものです。しかし、近年、全国的に警察官の確保が難しくなり、長野県も例外ではありません。少子化に伴う採用競争、若手の職業観の変化、そして女性警察官の活躍推進の必要性など、構造的な課題が重なり、県警の現場では、人員不足が業務負担の増加や若手の離職リスクにつながるとの声も聞いています。

そこで、県警本部長に6点質問します。

最初に、警察官の増員について、今後の県警の方針について伺います。次に、近年の採用試験の状況、採用後5年以内の離職率、交番・駐在所の体制確保が困難になっている地区の有無について伺います。人口減少等、人材確保が困難となる中、県警としての課題と方針について伺います。

ストーカー対策、性犯罪被害者支援など、女性警察官が不可欠な業務は年々増えています。人材不足の中、経験のある女性警察官が復職しやすい環境を整えることも県警にとって極めて合理的かつ必要な取組であると考えます。

そこで、質問します。産休・育休後に職場復帰する女性警察官を対象に、復職に向けた相談窓口や支援策はあるのか。また、休業中の研修、フォローアップについて伺います。

また、復職後の勤務形態について、時短勤務や柔軟な配置転換などキャリア継続が可能な配慮はどう進めているのか、伺います。

少子化が進む中、正規採用だけで人材不足を補うのでは限界が訪れます。一度退職した人材が戻りやすい再採用や復職の強化は全国で徐々に広がりつつあります。警視庁では、再採用選考において、従来あった退職して10年以内であることという要件を廃止しました。千葉県警では、結婚、出産、育児、介護等を理由に退職した方を対象に、警察官として再び採用する再採用選考を年間を通して随時実施しています。

長野県警にも、やむを得ない事情で一度職を離れた方が再び復帰できる再採用制度があると承知しています。しかし、現状では、退職から15年以上経過すると再採用の対象外になるという運用があると聞きました。お子さんが複数いらっしゃる方などは、特に子育てが一段落するまで15年以上かかるケースは珍しくありません。この15年ルールが、特に女性警察官の復帰を妨げているのではないかと指摘があります。あわせて、再採用の制度を知らなかった、事前に知っていれば人生設計も変わっていたとの女性警察官の声も聞かれます。

そこで、質問します。

やむを得ない事情で一度職を離れた方を対象とした再採用制度があり、再採用の対象となるには一定の要件があると聞きますが、この内容を改める余地や今後の充実についてどのように考えているのか、伺います。

次の項目に移ります。ユニバーサルツーリズムについて質問してまいります。

長野県を訪れる観光客の多様化が進む中で、年齢、障がいの有無などにかかわらず全ての人が安心して旅を楽しめるユニバーサルツーリズムの推進は、これからの観光立県長野にとって重要なテーマです。昨年は、ユニバーサルツーリズムの魅力を発信する動画が県観光機構によって作成され、関心が高まっていると感じています。

しかし、障がいを持つ方やその御家族にとって、観光はいまだ高いハードルがあります。先

日、車椅子利用の方が長野駅最寄りの観光案内所で相談したところ、対応できる宿は知りません。タクシーも分かりません。飲食店の情報ありませんと言われたとのこと。大変残念に思います。

私の夫は、右足がない身体障がい者です。家族旅行に行くときは、事前に宿泊先施設についてバリアフリー情報を調べてから予約をしているつもりですが、現地に行ってみると戸惑うことが多々あります。先日県内で宿泊した施設では、駐車場から部屋までつり橋を渡って長い階段を上り下りしなければたどり着けない部屋で、一苦労しました。また、ビュッフェ方式のレストランは足が不自由では利用困難ですし、入浴施設も手すりがないと危険です。電車移動時、駅にエレベーターがあると表示されていても、実際は時間の制約で使えないことがありました。

全国には、ユニバーサルツーリズムセンターやバリアフリーツアーセンターが約50か所ありますが、自治体を超えてセンター間でバリアフリー情報が共有されています。しかし、残念ながら長野県にはありません。

また、国土交通省バリアフリーアドバイザーの上原大祐さんによると、長野県の観光アクティビティーについてはバリアフリー化が進んできたと評価できるが、情報共有やバリアフリー施設の開拓などの観光に関するバリアフリー化が他県よりも遅れている面があるとのこと。当県では、国スポ・全障スポの開催も控えており、障がいのある方や御高齢の方など誰もが気兼ねなく参加できる旅行、つまりユニバーサルツーリズムのさらなる普及と定着が重要と考えます。

そこで、質問します。

長野県では信州ユニバーサルツーリズムを推進していますが、現状の取組状況について観光スポーツ部長に伺います。

県内の宿泊施設や観光地からは、バリアフリー化したいがどこから手をつけたらいいか分からない。改修費用が大きく、とても踏み出せないといった声も聞かれます。観光事業者のバリアフリー改修、情報発信への支援を県としてどのように強化していくのか、今後の方針を観光スポーツ部長に伺います。

ユニバーサルツーリズムの基盤は、情報の分かりやすさです。バリアフリー対応の有無が事前に分かれば安心して旅の計画を立てることができます。長野県公式観光サイト「Go NAGANO」などにおける観光地のバリアフリー対応などアクセシビリティ情報の発信や、県内市町村との情報連携についての見解を観光スポーツ部長に伺います。

県として観光地へ移動するための公共交通のバリアフリー化をどのように進めていくのか。今後の具体的方針を交通政策局長に伺います。

障がいのある方や高齢者など、当事者の声を施策づくりに生かすための場を県としてどのよ

うに確保していくのか。お考えを観光スポーツ部長に伺います。

最後の項目になります。教員採用選考と教員の資質向上について質問します。

全国で教員志望者が減少し、とりわけ小学校で深刻な状況が続いています。本県においても例外ではなく、教育の質の維持に大きな影響が懸念されます。

そこで、5点、教育長に質問いたします。

全国的に教員採用選考の合格後辞退が増えており、四国のある県では、小学校教員280名の合格のうち約7割が辞退したと報じられ、採用時期の前倒しや都市部での試験開催といった工夫も実を結びませんでした。

そこで、伺います。辞退の傾向は、採用計画の精度や志願者確保の戦略に直結します。本県における採用選考の辞退者は何名か。また、辞退の理由について県としてどのように把握しているか、伺います。

過去3年間の小学校教員志願倍率を見ると、北信、中信、東信はいずれも2倍から3倍台ですが、南信は1.61倍から2.1倍と常に県内最低水準であります。高校は5倍、中学校も4から5倍ある中、小学校だけが際立って低く、特に南信では2倍を切る年が複数あります。

私は、民間企業で人事部門の経験が長いのですが、一般的に、採用試験においては、定員の3倍程度の受験者が確保されないと十分な選抜幅が確保できず、結果として優秀な人材の確保が難しくなるとの指摘もあります。そうした観点からも、南信地区の状況は看過できない状況であると懸念しています。

そこで、伺います。南信ブロックの志願倍率が極端に低い理由をどのように分析しているか。また、県教育委員会としてどのような課題認識を持っているか、伺います。

昨年度の異動方針では、南信ブロックのみ新規採用者は2期目以降も引き続き南信と明記されており、南信では若い教員が長期にわたり同一地域に滞留する仕組みになっていることがうかがえます。志願者が少ない地域において異動の幅が狭まることは、多様な校種、地域経験が積みにくく、地域間で教育力の格差が生まれるのではないかとといった懸念を抱かせるものです。

そこで、伺います。南信ブロックの教員の力量向上、資質確保をどのように図っていくのか。また、研修体制や異動方針の観点から改善の方向性があるのか、伺います。

現場の声として、採用地を一度選ぶと変更が非常に難しいと聞きました。人事異動方針には、採用地変更の可否について明記がありません。郷里で働きたいという理由で、一度退職して、再度長野県の採用試験や郷里に近い他県の採用試験を受け直す事例があるとも聞いています。地域偏在の解消という目的は理解しますが、一度合格した者が退職し、再び採用試験を受け直すという制度運用は、効率性の観点からも課題があると考えます。

そこで、伺います。採用地ブロックの変更は制度上可能なのか。また、再受験者はどの程度

いるのか。あわせて、この制度運用の合理性について所見を伺います。

最後に、教職員の異動を左右するブロック区分について伺います。

権兵衛峠道路の無料化により伊那と木曾が近くなり、白馬有料道路の無料化により北信と中信の移動が容易になるなど、県内の交通事情は大きく改善しています。これらを踏まえると、従来の固定的なブロック区分が実態に合わなくなりつつあるのではないかという疑問があります。交通事情の改善を踏まえ、ブロック区分や異動方針の見直しを検討すべきと考えますが、御所見を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私にはウェルビーイングに関して2点お尋ねがございました。

初めに、健康長寿の推進に向けた評価指標などの設定についてでございます。

本県では、信州保健医療総合計画で「〔健康長寿〕世界一」をスローガンに掲げており、運動習慣や食生活改善のほか、要介護度を基にした健康寿命などを評価指標として設定しております。主な指標としている健康寿命については、公表が開始された平成28年以降、女性は8年連続、男性は令和2年を除く7年で全国1位となっており、一定の成果が表れているものと認識しております。

一方で、議員御指摘のとおり、ウェルビーイングの向上には、身体的な健康のみでなく、生きがいや社会的なつながりなどの精神的・社会的な健康の増進が不可欠と認識しており、このような視点から、第3期信州保健医療総合計画ではボランティア活動をしている者の割合を評価指標とするほか、第9期長野県高齢者プランでは主観的幸福感や趣味や生きがいがある高齢者の割合などを設定し、市町村単位で評価しております。

次に、本県の強みを生かした県民のウェルビーイングの推進についてでございます。

本県では、これまで、保健補導員や食生活改善推進員などによる健康ボランティアの活動や、医師や保健師など多職種連携による地域包括支援ネットワークが互いに連携、補完し合い、健康長寿日本一を支えてきたと認識しております。

こうした活動により培われた本県の強みである地域活動への積極的な参加や、社会課題に対する意識の高さなどを県民のウェルビーイングの推進に生かしていくためには、より一層多くの県民が世代を超えて地域活動に参加できる環境を整えることが必要でございます。

若者からも、多世代交流ができる場や孤立しない場所の必要性を指摘いただいていることから、誰にでも居場所と出番があり、人や地域とのつながりを感じ、安心感を持てる社会環境を整えてまいります。

具体的には、現在、市町村において、世代や属性を超えた交流の場の整備や、住民同士が緩やかに見守り合える地域づくりを進めるため、重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、県

としても取組が着実に進められるよう市町村に対して必要な支援を行っているところでございます。

これらの取組を通じて、誰もが健康で生きがいを持ち、また安心してつながりを持って暮らすことのできる社会の実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には7点の質問をいただきました。

まず、地域と連携した探究的な学びの推進についてでございます。

長野県における探究的な学びは各校で実践が広がっており、小中高を通じて地域と連携した取組が行われているところでございます。例えば、諏訪市内の全小学校では、6年生が、「相手意識に立つものづくり科」として市内の精密機械企業と連携し、ものづくりを体験的に学んでおります。また、塩尻市の榑川小中学校では、模擬会社を運営し、地域の人の協力で、子供たち自らが制作した漆器の受注販売を行っております。また、南安曇農業高校では、県の環境部や安曇野市の方々と協働し、下水汚泥肥料の利用、普及に向けた研究に取り組んでいるところでございます。

一方、こうした地域と連携した学びをさらに充実させるためには、児童生徒や学校職員が地域をより深く理解し、つながりを深めることが重要であり、そのためには、小中高等学校における教育課程の柔軟な編成が必要であると認識しております。

自己肯定感や幸福実感の把握についてでございますが、探究的な学びによる自己肯定感や幸福実感については、全国学力・学習状況調査の「自分には、よいところがあると思う」という質問や、高等学校の学校満足度調査の学校生活に関する満足度を指標の一つとしております。これらの指標からは、肯定的回答の割合が上昇していることがうかがわれておりますが、あくまで一面的であり、自己肯定感や幸福実感を測る指標については今後さらに研究が必要であると認識をしております。

続きまして、学校と地域との連携により、学びを地域づくり、社会参加につなげる取組についてでございます。

子供たちが生きる力を身につけ、健やかに育つためには、地域の大人との豊かな関わりが重要であります。例えば、大町市立美麻小中学校では、総合的な学習の時間の一環として、生徒が地域住民や地域団体の協力を得て美麻地区の古民家活用を目的とした希望者向けのツアーを企画、実施するなど地域課題の解決に取り組んでおり、学びが深まっていると聞いております。

今後も、学校と地域をつなぐコーディネーターの資質向上を図る研修会の実施、学校へのアドバイザー派遣や指導主事による訪問などの伴走支援を通じて、このような取組を県下に広げ

てまいりたいと考えております。

また、自分らしく生き、社会に貢献したいと感じられる教育についてでございますが、子供たちが社会の中で役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するためには、子供を一人の人格を持った存在として認め、子供の権利を尊重した教育を進めていくことが重要であると考えております。また、意見が尊重され、自らが学校行事を企画・運営するなどの経験を重ねることが社会に貢献する力を育むことになるかと認識しております。

県教育委員会といたしましては、こうした取組を取り入れた新たな学校づくりをウェルビーイング実践校T O C O - T O N（トコトン）で推進しており、今後その取組を県内の学校に広げることで、目指す個人と社会のウェルビーイングの実現を図ってまいります。

続きまして、教員採用選考と教員の資質向上について5点質問をいただきました。

まず、合格の辞退者数と辞退理由についてでございます。

本県における昨年度の辞退者数は、小中特別支援学校合わせて44名であります。本年度も、現時点では昨年度と同程度でございます。辞退理由につきましては、約8割が他自治体への採用試験の合格によるものであり、その他は一般企業への就職内定等でございます。

続きまして、南信ブロックの志願倍率が低い理由と課題認識についてでございますが、今年度、小学校の教員採用選考において、南信ブロックの志願倍率は1.61倍であり、議員御指摘のとおり、全体の志願倍率2.26倍と比べて低い状況でございます。この要因の一つとしては、ブロックごとの年齢構成のアンバランスを是正するため、南信ブロックの採用数を他のブロックより多く設定していることが挙げられます。

また、南信ブロックを希望する受験生が少ない背景には、交通網の発達状況や生活の利便性、さらには教員養成系大学が存在しないことなどが考えられます。県教育委員会といたしましては、ブロック間で倍率に差が生じることは地域間の教育力の偏りにつながると認識しており、信州U I J ターン秋選考で南信ブロックの募集を行うなど、受験生増加に向けた対策を進めているところでございます。

続きまして、南信ブロックの教員の資質向上と改善の方向性についてでございます。

県教育委員会といたしましては、教育会や同好会等自主的な研修団体との連携を強化し、共催による研修会を開催するなど、教員が自ら学ぶという長野県教育界のよさを生かして、教員の力量向上に向けた取組を進めることが必要であると考えております。

また、南信ブロックの教員を含め、各ブロック内で広域に異動し、それぞれの地域で学ぶとともに、他ブロックへの異動や他校種間の人事交流を推進することで幅広い経験を積めるようにしていくことが重要と認識しているところでございます。

採用地ブロックの変更と採用地ブロック制度の合理性についてのお尋ねでございます。

ブロックごとに採用数を設定した現行の採用制度では、各ブロックにおける教員の正規率や年齢構成の均衡を保つことを目的としており、採用地ブロックの変更は、結婚を理由とする場合を除き、現在は原則として認めていない状況でございます。そのため、個人の抱える事情の変化に伴い、採用地ブロックを変更するために再受験する者が毎年4から5名おり、多様な働き方を推進する観点からも改善が必要であると認識しております。

最後に、採用地ブロックや人事異動方針の見直しについてでございます。

長野県における地域の区分分けは、東信、南信、中信、北信の4区分で定着しており、教員採用選考におけるブロックの区分も同様に定めているところでございます。このブロック区分にした人事異動方針は令和7年度から適用しており、議員御指摘のとおり、交通事情の改善によりブロック間の移動が容易になっていることから、今後はその成果と課題を踏まえ、適宜見直しを図ってまいります。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には、地域コミュニティの再生、支え合い活動、多世代交流、移住・定住などへの支援、ウェルビーイングの実現に向けて御質問をいただきました。

ウェルビーイング、幸福実感の向上には、地域において人のつながりが感じられることが重要と考えております。県では、元気づくり支援金により、公共的団体が行う地域づくりなどの取組を支援しています。今年度からは、青少年の居場所であり、多世代と関わり、自己実現を助けるユースセンターの設置や、人々の交流拠点の設置に関する取組等を重点支援対象事業とし、補助率をかさ上げしています。これらは、地域コミュニティの再生、支え合い活動、多世代交流に直結するものです。

移住の分野でも、単に人を呼び込むのではなく、移住者、地域双方の納得感を高めるため、地域のルールなどを文字化した「地域の教科書」づくりや、首都圏の方が県内の方々のストーリーを発信するプロジェクトなど、幸福実感を意識した取組を進めております。

地域において人のつながりを維持するには、地域活動や地域の魅力の確保が重要と考えております。具体的に私が見てきた例で申しますと、川中島の山本勘助の墓や坂城の村上義清の居城跡のような歴史的な資源の保存。また、根羽の森や、稲倉や姨捨の棚田のような自然環境に根差した地域資源の保存。私も参加しておりますが、子供のおやじの会のような子育て、また、南木曾の江戸時代の風俗を再現した行列のような祭りの保存、これらの目的があると、地域のつながりというのは強くなりやすいと感じております。

県としても、住民の方々が自らの地域に価値を見いだして活動し、幸福実感を高められるよう、市町村とともに支援してまいりたいと考えております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、長野県版ウェルビーイング指標を導入して政策立案、政策評価に反映していくべきではないかという御質問でございます。

次期計画へということでございますが、次期総合計画については、まだ今の計画を鋭意実行している段階でありますので言及する状況ではありませんが、今後策定していく場合には、御指摘のとおり、このウェルビーイング指標、国もこうした指標を出していますが、そうしたものも参考にしながら長野県らしい独自の指標を考えていくということも必要だというふうに思っております。

今のしあわせ信州創造プラン3.0の策定に当たりまして、国でつくっておりますウェルビーイング指標がございまして、それを部局長と共有して、根底にはこのウェルビーイングの考え方もしっかり置きながら今回の総合計画を策定させていただいたところであります。そうしたことから、今回のしあわせ信州創造プラン3.0の中にも、「豊かな社会をつくる」という中でウェルビーイングを追求していくという方向性を出させていただいておりますし、また、東京大学の神野直彦名誉教授には、そうした点について様々御提言をいただいておりますところでございます。

国の指標があり、またいろいろな県でも同じような指標を設けてきておりますので、こうしたものもしっかり参考にしながら、長野県としてどういう目標がいいのか、どういう指標がいいのか、そうしたことについては、今後総合計画を策定するに当たって十分念頭に置いて対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君） 県民の安全・安心を守る警察の人材確保等につきまして6点御質問をいただきました。

1点目は、警察官の増員についてであります。

県警では、県議会をはじめ、県知事、その他関係各位の御理解と御支援をいただきながら国に対し地方警察官の増員の働きかけを行ってきましたところ、結果、令和7年度は警察官10人の増員を実現することができました。

しかしながら、本年4月1日時点における警察官1人当たりの人口負担率は全国7位と、依然として高負担な状況が続いております。他方、県内情勢を見ますと、匿名・流動型犯罪グループの取締りや電話でお金詐欺被害の防止対策、高齢者等の交通事故防止対策、さらには令和10年に本県で開催が予定されている国スポ・全障スポに向けた諸対策など、対処すべき治安課題が山積しております。現在の体制は必ずしも十分でないと認識しているところであります。

そこで、こうした諸課題に的確に対応し、県民の安全・安心を確保していくため、まずは業務の合理化・効率化やリソースの再配分等の取組を強力に推し進めていくとともに、現在国の警察庁におきまして令和8年度予算概算要求に地方警察官475人の増員を盛り込んでいると承知しておりますので、その要求が認められた場合には当県にも増員措置がなされるよう、引き続き国に対して働きかけを行ってまいります。

2点目の採用試験の状況、採用後5年以内の離職率、交番・駐在所の体制確保が困難となっている地域の有無についてお答えいたします。

本県警察における過去10年間の警察官採用試験の競争倍率は、令和元年度の4.9倍をピークに、以降低下傾向にあり、令和7年度は2.8倍で、前年比マイナス0.3ポイント、受験者数は471人で、前年比マイナス56人でありました。

他方、若手警察官の離職率につきましては、近年、職員一人一人の声を吸い上げ、服務規律の見直しなどに取り組んできましたことから、過去5年間で見ますと低下傾向になっております。令和6年度における警察官拝命後5年以内の離職率は約1%となっております。

続きまして、交番・駐在所の体制についてであります。厳しい採用情勢の中におきましても、これまでのところ必要な人員を確保することができておりますので、欠員が生じるなど必要な体制が確保できていない交番・駐在所はございません。

3点目の人口減少等を踏まえた課題と方針についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、このまま少子化等が進み就職適齢人口の減少が続いていった場合に、誇りと使命感を持った優秀な人材の確保が一層困難になるものと考えております。

昨今の厳しい治安情勢に的確に対処し続けていくためには、県警といたしましては、組織を挙げて採用募集活動を強化し、優秀な人材の確保に努めるとともに、部内における教養訓練を充実させ、人材の効果的な育成を図ることなどにより人的基盤の充実強化を推進していくことが必要であると考えております。

4点目の女性警察官の復職に向けた相談窓口、研修等についてお答えします。

県警では、女性の力を組織運営に最大限に生かすことは、社会情勢の変容に伴って複雑化する治安課題への的確に対処する上で非常に重要であるとの基本認識の下、これまでも計画的に女性警察官を採用してきており、令和7年4月1日時点で本県警察における女性警察官の割合は約13.6%と、全国平均の約12%を上回っているところであります。

育児休業を取得し、その後職場復帰する女性警察官に対する取組についてであります。出産や育児等に伴う休業を機に、女性警察官が経験不足となり、組織への帰属意識の低下や業務への不安感等から職場復帰をちゅうちょしたり、あるいは昇任意欲の低下を招くことがないようにする必要があると考えております。

このため、各所属の次席を支援責任者に指定した上で、支援相談員等を置いて、対象となる女性警察官とは定期的に連絡を取って、業務、妊娠、出産、育児等に関する相談に応じるという対応をしてきているところであります。

また、育児休業が終了するおおむね1か月前には支援責任者が個別面談を行い、復帰後の勤務希望や配慮してほしい事項等を聴取したり、警察本部主催で職場復帰支援研修会を開催するなどの取組を行っているところであります。

5点目の復職後の勤務形態等についてお答えいたします。

県警では、長野県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画を策定し、その中で子育てや介護と仕事を両立する職員への支援等を掲げ、育児休業から復帰した職員など個々の事情に応じた勤務ができるような勤務環境づくりに取り組んでいるところであります。

具体的には、夜間・休日における出勤などの不規則な勤務が少ないポストを抽出し、育児休業から復帰した女性警察官を優先的に配置するよう努めているほか、育児短時間勤務、部分休業、時差勤務、さらにはフレックスタイム制を導入するなど、個々の事情に応じた柔軟な働き方を推進しているところであります。

最後に、再採用制度についてお答えいたします。

県警では、人材の有効活用の観点から、一度離職された方を再び採用するいわゆる再採用制度を設けております。議員御指摘のとおり、再採用の対象になるには一定の要件がございますが、今後、受験者の裾野が広がるよう、社会の変化や地域の実情を踏まえながら随時その要件を見直してまいりたいと考えております。また、本制度の周知も図ってまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私にはユニバーサルツーリズムにつきまして4点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、信州ユニバーサルツーリズムの取組状況についてのお尋ねでございます。

本県では、年齢や障がいの有無にかかわらず信州の美しい自然を楽しむことができる信州ユニバーサルツーリズムを推進するため、専門人材の育成や機器の導入支援、情報の発信に取り組んでまいります。

具体的には、大学と連携し、障がいがあっても自然体験できるプログラムを専門機材と組み合わせ企画等ができる人材の養成講座を開催するほか、観光事業者やDMOが行うアウトドア用車椅子や着座型スキーなどの専門機材の導入経費への支援、そして、県ホームページや県公式観光サイト「Go NAGANO」での各地域の先進的な取組や体験プログラムの情報発

信などを行っております。

あわせて、こうした取組状況を紹介し、ユニバーサルツーリズムに取り組む観光地を拡大するためのセミナーを県下各地で開催しておりまして、車椅子や御高齢の方でも信州の自然や温泉観光地を楽しめる環境づくりが進むように取り組んできているところであります。

次に、観光事業者のバリアフリー改修、情報発信への支援についてのお尋ねでございます。

まず、宿泊事業者をはじめとした観光事業者のバリアフリー改修につきましては、観光庁の補助事業により、施設の段差解消や幅員の確保に向けた改修、そして、貸出用車椅子や電動ベッドなどの購入に対する支援制度が設けられておりまして、今年度は県内で12施設が採択されたところであります。

県といたしましても、先日公表した宿泊税活用計画（仮称）骨子に、ユニバーサル対応を含めた宿泊施設の滞在環境の向上を盛り込んだところでありまして、具体的な支援策について検討してまいりたいと考えております。

また、こうした施設や設備のバリアフリー改修を支援することに加えまして、積極的に取り組む施設の情報発信を支援することも重要と考えておりまして、このため、観光庁で職員の教育訓練を実施するとともに、バリアフリー対応状況を積極的に情報発信する観光施設を認定する心のバリアフリー認定制度を設け、高齢の方や障がいのある方がより安全で快適な旅行をするための環境整備を進めております。

令和2年に認定制度が始まりましたが、本県の認定数は今年10月末で166施設と着実に増加しておりまして、今後も県内事業者の認定取得が促進されるよう市町村やDMO等と連携して取り組んでまいります。

続きまして、「G o N A G A N O」などにおける発信や県内市町村との情報連携についてお答えいたします。

県では、ホームページや公式観光サイト「G o N A G A N O」におきまして、アウトドア用の車椅子を活用した山岳観光や入浴介助サービスを受けられる温泉地など、障がいのある方や高齢者でも体験できる観光コンテンツを持った地域の魅力や取組の発信に取り組んでまいります。

また、各宿泊施設、観光施設のバリアフリー対応の情報につきましては、例えば、諏訪観光協会では介助入浴が可能な宿泊施設等の紹介を、それから、阿智昼神観光局では車椅子対応客室の有無や客室から大浴場までの段差の大小などの宿泊施設ごとのバリアフリー対応の状況につきまして情報発信を行っていただいているところであります。

県としては、こうした地域のバリアフリー情報の集約・発信に係る先進事例をほかの地域に横展開するとともに、県のホームページや「G o N A G A N O」での掲載情報との相互連携

を進め、旅行者が一元的にたどり着ける分かりやすい情報発信の仕組みを検討してまいりたいと考えております。

最後に、当事者の声を施策づくりに生かす場の確保についてお答えいたします。

ユニバーサルツーリズムの推進に当たっては、当事者となる障がいのある方や高齢者の方々、またその介助などに接する福祉関係者などの意見を取り入れていくことが重要と認識しております。諏訪エリアでは、介護や福祉に携わる方が受入れ側として参加され、当事者となる方々の意見を取り入れながら旅行中や温泉入浴のサポートを行うなど、介護福祉人材の目線やノウハウの活用が進んでおります。県においても、こうした取組の拡大に向けたセミナーを開催し、福祉関係者を含めた様々な方々の御意見をお聞きしているところであります。

また、本年9月に開催しました長野、新潟、山梨、静岡の中央日本4県知事サミットにおきまして、本県からユニバーサルツーリズムの受入れ体制の強化や情報発信の協力を提案し、4県が連携して取り組むことを確認したところであります。

こうしたことも踏まえまして、来年度、県内外の観光や福祉の関係者、関係機関などを対象に、優れた取組事例の共有や意見交換を行うとともに、相互の連携協力を促進する場を設けまして、ユニバーサルツーリズムのさらなる推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） 私には公共交通のバリアフリー化の具体的方針についてお尋ねをいただきました。

昨年6月に策定いたしました長野県地域公共交通計画では、自家用車に頼らなくても大きな不便を感じずに誰もが安心して暮らせる持続可能な社会を「目指す将来像」に掲げまして、通院・通学とともに観光についても保証すべき移動の一つとしているところでございます。

また、この計画の中では、利用しやすい地域公共交通の実現に取り組む施策に掲げまして、それを実現するための事業の中にバリアフリー化の推進を位置づけております。観光目的の移動に限るものではございませんが、公共交通のバリアフリー化に関しましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づく基本方針に沿いまして官民連携の取組を進めてきたところです。施設整備等の主体は事業者とされておりますが、県としても、これまで、鉄道駅におけるエレベーター等の整備に対する支援や、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入に対する支援などによりまして事業者と共にバリアフリー化を推進してきたところです。

現在把握できる最新のデータによりますと、鉄道については、基本方針において整備が求められている全ての駅でエレベーター等の設置が完了しておりますほか、バスについては、ノン

ステップバスなどの低床バス車両の普及率が過去５年間で10%以上増加しまして67%に到達するなど、着実に整備が進んでいるところです。県としては、引き続きバリアフリーに取り組む事業者への支援を行うことで、観光地への移動を含めた公共交通のバリアフリー化を進めてまいります。

以上です。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）それぞれ御答弁をいただきました。

ウェルビーイングというのは、簡単に説明すると、私の幸せ、あなたの幸せ、みんなの幸せというふうに表現するのだそうです。先ほど知事もおっしゃったように、県のあらゆる施策の根幹になるテーマではないかなと思っています。将来的には、部門横断的にウェルビーイング推進戦略を行えるような体制がつけられることを希望いたします。

警察官、教員の人材確保についても、長野県の幸せな未来をつくるための重要な課題だと改めて実感しています。

ユニバーサルツーリズムですが、ある車椅子利用の方がおっしゃった言葉ですけれども、皆さんは車椅子と言うけれども、これは私たちにとっては椅子車である。ただの移動の道具。レストランでは本当は私たちもふかふかの椅子に座らせてほしいという御意見を聞いたことがありました。こうした当事者の声を丁寧に実際に聞くことを大切にして観光を充実していきたいと思います。

以上御期待申し上げまして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）本年１月、八潮市で発生した道路陥没事故は、インフラメンテナンスをめぐる課題を改めて社会に突きつけました。現在使われている道路や橋梁、下水道など、全国津々浦々と張り巡らされてきた膨大なインフラの維持管理、メンテナンスの先行きには大きな不安を感じます。

適切なメンテナンスのためには、現場の状況を点検・診断し、計画を担うことができる技術的人材が不可欠です。一方、地方公務員の採用試験受験者数は年々減少しており、人口の急減により深刻な職員不足に陥る自治体も出てくる可能性も見込まれ、土木技術職をはじめ専門職の確保についても心配は及びます。本県において、土木技術系職員の確保の状況と年齢構成とともに、持続可能な体制が取られているのか、伺います。

また、総務省の調査では、全体の約４分の１に当たる449市町村で土木技術系職員が一人もいないということです。県内小規模市町村の状況についても気になりますが、どのような状況

と把握しているのか、伺います。

また、技術職員の不足が原因で橋梁点検や道路維持管理計画などのマネジメント業務が進まない自治体も生じているとお聞きしますが、県としての現状認識とともに、市町村から県に対し求められているニーズをどのように整理されているのか、伺います。

今後も技術系職員の不足は大きな課題として自治体にのしかかることが見込まれます。インフラは国土形成の基本であり、国民の命や生活、社会活動にも直結します。インフラの適正なメンテナンスの欠陥は、様々な事故やライフラインの断絶を引き起こす可能性を高め、災害時の影響も大きくなります。

しかしながら、インフラメンテナンスマネジメント人材の課題は、財源も含め、根本的に未解決のままであり、より効率的、効果的な対策を講じていくことがおのずと必要とされます。こうした中で、広域的で多分野のインフラを一まとまりの群として捉え、既存の行政区域を越えて効率的、効果的にインフラメンテナンスのマネジメントをしていく地域インフラ群再生戦略マネジメントを国土交通省が提唱し、推進しています。

インフラメンテナンスには、正確な判断力や適切な対応が必要とされます。技術系職員の横の連携をつくることで、質的にも量的にもパワーアップしていこうとするものがインフラ群マネジメントの目指すところになります。こうした連携をつくっていくため、県が牽引、旗振り役を担っていくような制度構築が必要とされていると考えますが、県の見解について。以上、これまでを建設部長に伺います。

急速に進む人口減少下において、公共サービスを支える自治体職員の確保についての課題は、専門職員に限らず、さらに深刻化していくことが見込まれます。それは、限られていく資源で社会的共通資本をいかにして維持発展させていくかも問われているものと考えます。

こうした視点も含め、小規模な自治体を多く抱える本県におきまして、県も含めた連携、業務共同化の取組は、一層加速化が求められます。県では、市町村との協議の場で、行政体制最適化に向けたプロジェクトチーム、3分野にわたるワーキンググループを設置するとしています。この体制で目指していく最適な行政体制をどのように描いているのか、企画振興部長に伺います。

日本語指導が必要な児童生徒について伺います。

外国人住民の増加に伴い、日本語指導を必要とする児童生徒も増加しています。言葉の壁を乗り越えて学びの機会を保障することは、単に教育支援にとどまらず、多文化共生社会の実現への基盤となるものです。

文部科学省の調査によりますと、日本語指導が必要な児童生徒が1名のみ在籍している学校が最も多く、2名、3名と少数の児童生徒のみ在籍している状況を広げて考えますと、少人数

でまばらに在籍している状況が浮き彫りになっています。

少子化の著しい山間地も多い本県におきましては、こうした傾向が顕著であることが推察されます。まとまった人数を基準要件とする教室設置や教員加配ではカバーし切れません。山間地や少人数校において、人材の確保は容易ではなく、担任が兼務するケースも多く見られます。また、塩尻市におきましては、民間の塾への委託等の取組も行われているということです。

日本語指導が必要な児童生徒への対応に地域間や学校間の格差が生じる可能性が高いものと感じますが、実態をどのように認識されているでしょうか。また、市町村からはどのような課題やニーズが県教育委員会に寄せられているのでしょうか。

また、都市部と山間地、少子化地域での日本語教育支援体制の格差を是正するため、専門教員を配置できない地域に対し、巡回指導員やＩＣＴの活用、地域を横断する連携等、県が中核となって仕組みづくり等も強化していくことが必要と考えます。どのように教育委員会では対策を講じていくのでしょうか。

また、県が実施主体となる国の帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細やかな支援事業を積極的に活用していくことも求められると考えます。教育委員会の今後の活用に対する考えについて、以上を教育長に伺います。

日本語指導が必要な児童生徒が増加する中で、その文化的背景も多様化しています。今後さらに増加すると考えられる母語の多言語化への対策も必要です。県の多文化共生指針では、外国人県民を地域社会の一員として支えていくことが基本理念として掲げられています。学校における教育委員会の対応のみならず、外国人保護者や地域住民の理解促進、地域日本語教室やボランティアなど、地域ぐるみで支援体制を構築していくための取組も不可欠です。学校内部にとどまらず、地域社会が学びの支え手となるような仕組みづくりに、県として、教育委員会と連携し、どのように取り組んでいくお考えか、県民文化部長に伺います。

私立の通信制高等学校の質の確保向上について伺います。

文部科学省から公表されました「令和６年度小・中学校における不登校の状況について」によりますと、長野県の１,０００人当たりの不登校児童生徒数は４８.６人、全国で３番目に高く、増加傾向にあります。小中学校を経た後も、いかにして子供の多様な事情やニーズを尊重した支援と学びの保障をしていくかは私たちの大きな責任であると考えます。

近年、通信制高等学校、また、そのキャンパス化等による広域化等が増加し、多様化する学びのニーズに応えるための重要な役割を果たしていただいています。不登校経験のある生徒や個々の特性に応じて柔軟に学びたい生徒にとって、新たな目標や可能性の発見など、人生の大切な時期に未来への希望も見いだしていく大切なステージとなっています。

一方で、ここ数年の私立学校審議会における私立通信制高等学校やそれらに関する施設の申

請件数は増加傾向にありますが、教育の質や生徒の支援体制が十分に担保されているのか、また、許認可、指導監督の仕組みが時代の変化に対応しているのか、憂慮する声も寄せられています。

また、学びの多様化、選択肢拡大の大きな特徴として、サテライト校など形態の多様化や広域化があります。したがって、申請内容に対する審査につきましては、教育の質の確保のため、高度な専門性も必要とされるのではないかと感じます。

しかし、これらの審査の実務を担うのは、知事部局の限られた職員数での対応となっています。書類審査や聞き取り等が中心となり、形式的な要件のみで審査や認可が進められ、教育の質が担保できるのか、危惧いたします。そこで、まず、設置認可、審査等の問題点や課題に対し、県民文化部長に以下4点を伺います。

まず、本県では、広域の通信制の課程に係る面接指導等実施施設の認可等に際し、実態審査を行わず、契約等を証明する資料の提出や提示もなく、申請者による説明や写真、図面等の確認のみで私立学校審議会に諮問をしています。つまり、安全面や衛生面、ソフト面など、申請側の申立てだけで認可に至っています。どこまで客観的な根拠となるものをそろえるのか、確認するかは明確な基準がなく、都道府県によっても差が生じています。担当者の意識や裁量によっても大きく異なってしまう可能性もあり、適切な審査と言えるのか憂慮いたします。さらなる審査基準の明確化が必要と考えますが、見解を求めます。

2点目として、国の行政評価や専門家の指摘では、書面審査では実態が把握できないとしています。また、実態審査を行わず認可した学校において不適正が生じた事例もあり、複数の都道府県監査委員からも、実地確認不足が指摘されています。もし設置認可後に重大な不適切が発生した場合、実地検査が行われなかった行政の審査過程が問われますが、そのリスクをどう認識しているのか、伺います。

3点目として、私立通信制高等学校の広域的なキャンパス展開が広がる中で、認可後のフォローアップが形骸化してしまうリスクもあります。認可後の生徒の通学またはスクーリングや進路指導の状況、中退された生徒数をどのように把握されているのか、伺います。

4点目として、県では、通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準を本年4月1日に改正しています。様々な項目が加筆されていますが、例えば面接指導等実施施設の施設・設備、指導体制につきましては要件が変更されています。したがって、昨年度、令和6年度までに認可された施設とはその水準に大きな差異が生じてしまいます。改正前に認可された施設については、現在の基準に基づき、どのように指導助言を行っていくのか、伺います。

私立通信制高等学校は、特色ある教育を自主的に展開されています。探究県長野を標榜する

本県にとって、その多様性は存在感を増しています。担当する県民の学び支援課が所轄する私立の幼稚園や小中学校、義務教育学校や高校、専修学校等は248校にも及んでいます。その認可や指導監督など業務のボリュームや負担も高まっており、子供や学生の学びの質を確保していくためにも担当課の人員体制の強化拡充は急務と考えますが、知事の所感を伺います。

また、単なる形式的な要件のみでの認可や審査にとどまらず、県の目指す教育や学びの理念も共有しながら各学校の主体性、自立性を支援していくことが重要と考えます。個々の子供の特性に応じた学びの実現、充実や、学びの権利を保障するため、私立通信制高等学校においてどのような教育の在り方が望ましいと考えるのか、知事に伺います。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には土木技術職員の人材不足について4点質問をいただきました。

まず、1点目の本県の土木技術職員の確保についてです。

本県の土木技術職員の採用状況は、募集人員に対する採用充足率が直近5年間で7割程度にとどまっておりまして、土木技術職員の数は減少傾向にあります。また、この土木技術職員の年齢構成は、50歳以上が57%、40代が11%、30代が17%、30歳未満が15%と50歳以上に偏っており、今後多くの退職者が見込まれる状況でございます。

こうした状況において持続可能な体制を整備するには、職員の確保と組織の生産性向上が必要と考えております。職員確保の取組といたしましては、採用試験の内容見直しや大学の理工系学部への訪問などを通じ受験者数の拡大を図るとともに、社会人経験者を積極的に採用し、年齢構成の平準化にも取り組んでいるところでございます。

また、組織の生産性向上の取組としては、アウトソーシングやDXの活用、人材育成の強化などを進めております。こうした取組を通じまして、土木技術職員の確保をはじめとした持続可能な体制の整備に引き続き努めてまいります。

次に、県内市町村の土木技術職員の状況についてのお尋ねです。

総務省が公表した調査結果によりますと、令和6年4月1日現在の長野県内市町村の土木技術職員は、市では19市全てで配置されているものの、町村では58町村中50町村、割合にして約86%で不在となっております。10年前と比較しますと、不在の市町村数は大きく変化しておりませんが、職員の高齢化やインフラの老朽化は着実に進行しており、小規模市町村における土木技術職員の確保は、適切なインフラメンテナンスの観点から重要な課題であると認識しております。

三つ目の市町村の土木技術職員の不足に対する認識についてでございます。

市町村においては、土木技術職員の不足に対応するため、複数市町村の橋梁点検を広域連合や長野県建設技術センターが一括して発注するなど、事務の効率化に向け、行政区域を越えた

取組が進んでおります。

また、県では、市町村管理の橋梁点検において、公学民の連携の下、信州橋梁メンテナンス支援協議会を設立し、橋梁MAE養成講座などの技術的支援により、市町村における点検の効率化、技術者の養成などに取り組んでおります。

今年9月に市町村に対して実施した人口減少下における課題に関する意向調査では、具体的な検討を進めるべき分野を、公共インフラの維持管理、土木職員の確保とする回答が多くを占めております。このことから、技術的支援や助言に加え、さらなる効率的な実施体制、手法の検討などが市町村のニーズとして大きいものと捉えております。

四つ目は、土木技術職員の横の連携についてのお尋ねです。

地域インフラ群再生戦略マネジメント、いわゆる群マネは、技術職員に限られる中での確かなインフラメンテナンスを確保するため、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを群として捉えることで、効率的、効果的にマネジメントしていく取組であります。

今年10月に国土交通省から公表された群マネの手引には、議員御指摘の土木技術職員の横の連携、いわゆる人の群マネについてもその重要性が記載されておまして、県としても主体的に取り組んでいく必要があると考えております。

今後は、さらなる横の連携強化に向け、県と市町村のみならず、建設産業に関わるあらゆる主体が連携協働できるプラットフォームの立ち上げや、技術の研さんと情報交換を兼ねた官民協働の講習会、現場研修会の開催などに取り組んでまいります。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には目指していく最適な行政体制について御質問をいただきました。

人口減少が急速に進展する中で、自治体職員の確保は今後さらに困難になっていくことが想定され、小規模自治体の多い本県では、行政サービスを持続可能なものとする体制づくりが喫緊の課題となっております。最適な行政体制とは、総論としては、市町村同士、あるいは県、市町村が連携協働して限られた行政のリソースを最大限効率的に活用する体制であります、行政分野ごとの課題、また、長野県は地域ごとの特性がかなり異なり、地域ごとの置かれている状況も異なるため、一概にこれが最適と言えるものはございません。

こうしたことから、分野ごとの実情に応じて課題に沿う形でよりよい方策を検討するため、先月開催した県と市町村との協議の場において、県、市町村の役割分担をアドホックに話し合う場として県・市町村の行政体制最適化推進PTを置くとともに、その中でまず優先的に取り組むと決めた土木、保健、専門事務の3分野についてワーキンググループを設置することとし

たところ。今後設置するPTにおいて、追加の施策の有無も含めて議論を進めてまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）日本語指導が必要な児童生徒について2点質問をいただきました。

令和7年度の5月1日現在、県内で日本語指導が必要な外国籍児童生徒数は、小学校で286人、中学校で139人となっており、今後外国人住民の増加が見込まれる中、外国籍児童生徒の指導のニーズは高まっていくものと考えております。

現在、日本語指導が必要な外国籍及び外国由来の児童生徒が6人以上在籍する学校に対して教員を加配し、日本語指導教室を開設するなどの指導に当たっているところでございます。一方で、外国籍児童生徒は在籍するが、教員が加配できない学校も一定数あり、学級担任や近隣の学校間での兼務により対応している状況でございます。こうした学校間での対応の差が地域間の格差にもつながる可能性があるかと認識しているところでございます。

市町村からは、日本語指導が必要な外国籍及び外国由来の児童生徒が6人に満たない場合においても指導できる教員の配置を可能とすることや、指導体制の構築への支援、さらには多様な国籍に対応できる人材の確保といった要望が寄せられているところでございます。

次に、日本語指導教員を配置できない地域に対する対応策でございます。

外国籍の児童生徒への支援を充実させていくためには、学校だけの対応には限界があることから、まずは市町村の外国人共生担当課と協力連携する仕組みをつくることが重要であると認識しております。あわせて、学校への伴走支援を強化していくため、指導主事の専門性を高めるとともに、ICTを活用した遠隔指導や地域間連携の仕組みについて研究を進める必要があります。

さらに、来日直後の児童生徒に対して基本的な生活習慣や日本語指導等を集中的に行い、日本の学校生活に円滑に適用できるような初期指導体制の構築を現在検討しているところでございます。

今後、こうした取組を推進していくために、議員から御提案のあった国の補助事業の活用についても併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には2項目につきまして計5点の御質問を頂戴しております。

まず、日本語指導が必要な児童生徒の支援に係る教育委員会との連携についてのお尋ねでございます。

日本語指導が必要な児童生徒への学習指導は、主に学校での授業を通じて行われております。しかしながら、日本語指導に対応できる教員の不足などによりまして、学校だけでは十分な対応が難しい状況にあるものと認識しております。

県では、公益財団法人長野県国際化協会の外国籍児童就学支援事業、通称サンタ・プロジェクトでございますが、こちらの費用の一部を負担することによりまして、日本語学習コーディネーター5名の学校への派遣や高等学校進学に向けたガイダンスの開催を支援しております。

あわせて、児童生徒を含む外国人県民が地域で日本語を学ぶことができる環境を整備するために地域日本語教育コーディネーターを4名配置して、市町村などの相談に応じながら、地域における日本語教室の拡充や相互連携の強化に努めております。

県といたしましては、これらの取組を着実に進めますとともに、本年7月に設置した長野県多文化共生推進本部において県教育委員会と課題を共有し、全国の先進事例も参考にしながら、学校と地域の連携の強化に一体となって取り組んでまいります。

続きまして、私立通信制高等学校の質の確保向上につきまして4点のお尋ねを頂戴しておりますので、順次お答え申し上げます。

1点目の私立通信制高等学校の設置に関わります審査基準の明確化についてでございます。

私立通信制高等学校の設置認可につきましては、学校教育法や私立学校法等の法令に加えまして、県独自で設定しております私立学校等の設置等に関する審査基準や、通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準に沿って審査を行っており、本年4月にも改正を行うなど、社会情勢や教育ニーズの変化に応じて適宜見直しを重ねているところでございます。

認可審査に当たりましては、県の内部審査に加え、教育に関する学識経験者等で構成いたします私立学校審議会の意見を必ず聴取する仕組みが設けられており、個々の担当者の裁量に過度に依存することのないよう、複数の視点から総合的に判断する体制を整えております。

一方で、審査基準の解釈や運用においては判断に一定の幅が生じる可能性が避けられないことから、基準のさらなる明確化、具体化に向けて、国のガイドラインや他県における審査基準も参考にしながら、引き続き基準の標準化、客観性の確保に努めてまいります。

2点目の設置認可後の不適正事項に対する県の認識についてでございます。

私立通信制高等学校の設置認可に当たっては、私立学校法や私立学校等の設置等に関する審査基準等に基づき、施設・設備、財務状況、教育計画等について審査を行っておりまして、施設や設備については申請者から提供された図面や写真によって現状を確認しておるところでございます。

一方で、認可時点での審査は、原則申請者による提出書類に基づき実施されておりましたた

め、将来の運営リスクを完全に排除することは困難であると考えております。そのため、県では、認可後もおおむね3年ごとに設置学校に対して現地調査を行っておりまして、学校運営や財務状況について法令違反や著しい不適正事例がないか、随時確認を行っております。

私立学校においては、私学の自主性を尊重する趣旨から、公立学校に比べて所管庁の関与は限定されておりますが、設置後に重大な不適正が発生した場合は、私立学校法により、県は報告徴収や立入検査を通じて事実確認を行い、必要な改善指導や措置命令を行うことが可能となっております。県といたしましては、私立学校の公共性を確保しつつ、所管庁として必要な監督権限を適切に行使し、重大な不適正の未然防止と早期是正に努めてまいります。

3点目、生徒の通学やスクーリング状況の把握方法についてでございます。

県では、毎年度実施されております国における学校の実態調査や、おおむね3年ごとに行っております県による現地調査等を通じて、各学校における在籍者数、通学、スクーリングの実施状況、進路指導の取組、中退者数などの情報を把握しているところでございます。

また、教育の質を確保する観点から、進路指導や生徒支援に関する取組状況についても各種調査を通じて情報を収集し、課題が認められる場合には改善を行うよう指導し、改善状況について報告を行うよう求めています。

今後、こうした私立学校からの報告や県としての調査を適切に活用しながら、必要に応じて指導助言を行うことで、生徒の学びの保障に努めてまいります。

最後に、審査基準改正後における既存施設への指導助言についてでございます。

本年4月1日に行いました審査基準の改正は、教育環境の質を一層向上させることを目的としており、備えるべき施設・設備や指導体制などの水準を明確化したものでございます。そのため、県といたしましては、今般の改正前に認可した学校等につきましても、県の現地調査や私立学校からの報告を通じて現状を把握することで改正後の基準と乖離が大きい状況が確認できた場合は、基準に適合するよう改善を促すなど、適正な教育環境の整備に向けて指導助言を行ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には私立通信制高校の質の確保向上に関連して2点御質問をいただきました。

まず、担当課における人員体制の強化拡充の必要性についてという御質問でございます。

御指摘のとおり、私立学校の設置認可や指導監督の業務は、教育の質を確保する上で極めて重要だというふうに考えております。

一方、近年、業務量、専門性の負担が増している状況でございます。県としては、設置認可

や指導監督を担当する職員の業務負担を軽減するため、新たな業務が生じた際には必要な増員を行うなど、随時業務遂行体制を整備してきたところでございます。

一方、人員体制の強化や拡充につきましては、今後の少子化、人口減少下での県内私立学校の動向も踏まえ、慎重に検討していくことが必要というふうに考えております。

今後は、さらなるデジタル技術の活用や業務プロセスの改善を図りながら、限られた人員で最大の効果を発揮できるよう、必要な体制の在り方について検討していきたいと考えております。

もう一点は、私立通信制高校における教育の在り方はどのような在り方が望ましいと考えているかという御質問でございます。

通信制高等学校は、中学卒業時に全日制高校に入学できない生徒や、全日制高校を中退して編入する生徒を受け入れるという場面もあります。こうしたことから、個々の生徒の学びの機会を保障し、その特性に応じた教育を実現する上で重要な役割を担っているというふうに考えております。

そのため、時間や場所の制約なく学びを提供する体制の構築や、生徒個々人の学びへの興味関心や目的に合った科目選択が可能なカリキュラム編成など、教育の質をまずしっかり担保することが重要だというふうに考えております。

また、多様な事情を抱える生徒が在籍する傾向が高いということから、スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーターの配置など伴走型の支援体制を構築し、学びを断念しない仕組みを整えていく必要があるというふうに考えております。

県としては、今後とも、今申し上げたような視点も持ちながら指導助言を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）インフラメンテナンスを担う土木技術職員の関係、また、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育、教員の状況について質問いたしました。

今後必要性が高まっていくことが予測される一方で、その人材の確保は一層深刻化していくことが見込まれます。そのことを前提とした仕組みづくりが急務であるというふうに私は考えます。しっかりとした対策を講じていただくことをお願いしたいと思います。

そして、私立の通信制高等学校についてでございますが、近年いわゆるサテライト施設を広範にわたって展開する学校が急増しています。本県におきましても、令和元年以降、本年11月までに新設認可された面接指導等実施施設は93施設となっています。

これらの施設において、生徒の社会的自立に必要な資質・能力を身につけていただくための

教育の質の確保や、多様性への対応の充実がしっかりと実現されているのか、所管庁である県の指導監督には大きな責任があると私は考えます。

適宜状況に応じて、あるいはいろいろな技術で効率化を図りながらという答弁がありました。責任をしっかりと果たしていただくために必要な体制の構築について随時改善を図っていくことをお願いさせていただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

宮下克彦議員。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）諏訪市区選出の自民党県議団、宮下克彦でございます。

まず最初に、過日長野県政に多大なる御貢献を残して急逝されました元長野県副知事の太田寛安曇野市長に心からの哀悼の意を表し、始めさせていただきます。

最初の質問でございます。11月補正予算案と令和8年度当初予算の方向性についてお聞きします。

今回の11月補正は64億9,000万円余で、国は、年内成立を目指す補正予算で総合経済対策を実施していく予定であり、政府として積極財政で公共事業等の規模も増加させていくと聞いております。ただし、マーケットの反応、円安など、プライマリーバランスのコントロールは必要な状況であると考えます。県民生活はさらなる円安の中で厳しい物価高にさらされ、一刻も早い対策が必要な状況にあると考えます。

県内の中小企業に対しましては、温暖化防止への設備投資や賃金対策、酒米高騰への支援策などの対策が必要になっていると思いますが、県独自のさらなる補正や令和8年度当初予算での公共事業など、非常に期待をするものでございます。

そこで、お聞きしてまいります。田中産業政策監にお聞きします。国の「強い経済」を実現する総合経済対策を踏まえた県の経済対策策定の観点、考え方について伺います。

続いて、長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージ1.0及び2.0における事業者支援の取組状況と今後の取組について田中産業政策監に併せて伺います。

先般、県民文化健康福祉委員会の県外視察で静岡県のがんセンターを視察しまして、併設されているファルマバレーセンター、これは、医療機器関係についてシリコンバレーのような集

積地を目指しているというふうにお聞きしておりますけれども、地理的にも近い諏訪地域のものづくり産業とも連携を進めたいということでありました。

そこで、米沢産業労働部長に伺います。長野県の医療機器産業振興の取組状況と静岡県との連携について伺います。

続きまして、酒米の高騰について、購入価格に対する今回の補正での県としての対応を米沢産業労働部長に伺います。

次に、公共事業について栗林建設部長にお聞きします。

令和7年6月に第1次国土強靱化実施中期計画が閣議決定されまして、今国会の総合経済対策にも強靱化予算が盛り込まれ、事業の推進がさらに期待されます。

例えば、諏訪湖スマートインターチェンジのアクセス道路2期工事は、上伊那方面から本年7月に開設した諏訪湖スマートインターチェンジへのアクセスを担う重要な道路であり、道路利用者の地元からの期待は大きいところでございますが、なかなか進んでいない。その現在の進捗状況と今後の見込みについて栗林建設部長に伺います。

次に、高橋観光スポーツ部長にお聞きします。宿泊税が来年6月から始まりますが、システム改修などの準備状況や用途の検討状況について伺います。

国の総合経済対策の重点支援地方交付金の有効な活用、また、当初予算も含めた国土強靱化実施中期計画に沿った公共事業の予算規模の予定が増加するのか、非常に気になるところでございます。ぜひ須藤総務部長にその辺をお聞きしたいと存じます。政府の経済政策を受けて、今年度の補正予算も含め、来年度予算については積極財政になると考えますが、来年度当初予算の方向性や予算編成の方針の要点について伺います。

次の質問に移ります。介護福祉士、看護師、保育士等の若手専門人材の養成の充実についてお聞きします。

先日、諏訪赤十字病院の看護専門学校の戴帽式に出席しました。非常に厳粛な雰囲気の中でナイチンゲールの崇高で優しい使命感を伝える式典でございました。若き専門人材が育ち行く姿に感動を覚えたところでございます。

経済産業省の今後の戦略をお聞きしました。これからのエッセンシャルワーク、これをDX、GXの変革によりまして効率化して、生産効率と就業人口の拡大、この構造改革を進める方針とお聞きしました。

そこで、まず、笹渕健康福祉部長にお聞きします。県内の担い手不足の現状に鑑みて、介護福祉士、看護師の学校等における養成の現況や課題、支援策はいかがでしょうか。

続いて、酒井こども若者局長にお聞きします。保育士について、高校生の生徒数自体の減少や保育士を目指す高校生の減少などの課題をどう認識し、どう取り組んでいるか、伺います。

また、長野県内に就職して長く活躍してもらうためにどのように取り組んでいるかも併せて伺います。

両部局を併せまして、阿部知事に伺います。本県におきまして、保育士や介護福祉士の養成を担う福祉大学校は、福祉人材確保の中核的な役割を果たしています。入学者の確保や人材育成に関する課題解決に向けまして、健康福祉部と県民文化部が一層緊密に連携して取り組むことが重要と考えますが、御所見を伺います。

〔産業政策監田中達也君登壇〕

○産業政策監（田中達也君）私には経済対策について2点御質問をいただきました。

まず、1点目の県の総合経済対策策定の観点、考え方についてでございます。

先月21日には、国におきまして、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化、これを三つの柱とします総合経済対策が示され、28日には補正予算案が閣議決定されたところでございます。

現在、県では、長野県物価高騰・米国関税措置支援パッケージの枠組みの中で、特に産業分野におきまして、先行きが不透明な厳しい経済状況下にある中小企業等の皆様の持続的な経営を支えるため、賃上げ環境の整備や価格転嫁の促進など切れ目ない支援を続けているところでございます。

今般の国の動きを確実に捉えながら、本県の今置かれている社会経済の実情を踏まえ、現在の物価高騰対策を中心とした支援パッケージ2.0に、子育て支援や防災・減災対策、未来に向けた投資の拡大など新たな観点を加え、総合的な視野に基づく経済対策を取りまとめてまいります。こうした観点を踏まえながら、県民の皆様には政策効果を早期に実感いただけるよう迅速に対策を進めてまいります。

次に、物価高騰・米国関税措置支援パッケージに係る事業者支援の取組状況と今後の取組についてでございます。

本年6月に支援パッケージ1.0を策定し、8月には最低賃金の答申、9月には米国関税措置の合意に基づく関税率が適用されるなど、社会変化を踏まえ、パッケージ2.0へ改定する中で、厳しい経済状況下にある中小企業者向けの支援を実施しております。

具体的な事業者支援の取組として、例えば、中小企業への経営支援として、関税の影響を受けた中小企業への融資制度を拡充し、6月以降、54件、約22億円の融資を実施しております。また、価格転嫁を促進するため、9月には長野県価格転嫁サポーター制度を創設し、11月末時点で金融機関等の職員など367名を認定する中で、事業者に直接訪問するなど価格転嫁を後押ししております。

さらに、持続可能な賃上げ環境の整備に向け、生産性向上に資する設備投資や人材育成等を

行う中小企業を支援する事業を開始し、経営指導員などを通じた周知や活用促進に取り組んでおります。

加えて、県産米の安定供給と適正な価格形成に向け、長野県産米生産・流通・消費等検討会議をこれまで3回開催し、先般、今後の大きな方向性を中間的に取りまとめたところでございます。こうして、各部局におきまして鋭意その取組を進めているところでございます。

今後につきましては、まずは現在実施しております施策の効果が上がるよう着実にこの取組を進めるとともに、今般の国の総合経済対策を最大限に生かしながら、喫緊の物価対策と中長期的観点に基づく持続可能な成長につながる経済構造の転換に資する取組を一層推進してまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には2問御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、医療機器産業振興の取組状況と静岡県との連携の可能性についての御質問です。

県では、今後成長が期待される産業分野として健康医療を位置づけ、平成31年に長野県医療機器産業振興ビジョンを策定いたしました。これに基づき、産業振興機構や信州大学と連携し、県内企業による製品開発や販路開拓、人材育成などを支援し、医療機器産業の集積を進めてまいりました。

こうした取組の結果、医療機器製造に携わる県内事業所数は、ビジョン策定時の127事業所から令和6年度には280事業所へと増加し、医療機器生産金額も230億円から563億円と大きく伸びているところでございます。

さらに、今年度、国内唯一の医療機器展示会、メドテックジャパンにおいて、諏訪広域圏の企業が開発した外科手術に必要な回転型手術器具が革新的医療機器としてメドテックイノベーション大賞を受賞するなど、県内企業の技術力も着実に向上しています。加えて、先月ドイツで開催された世界最大級の医療展示会であるMEDICA／COMPAMEDに県内の事業者の皆様と私が視察させていただきました。欧州市場への進出の可能性について事業者の皆様と体感させていただいたところです。

一方、静岡県では医療機器・健康産業の振興を図るファルマバレープロジェクトを推進し、日本有数の医療機器産業集積地である静岡県と連携を進めることは、本県の医療機器産業にとって大変有益であると考えております。これまで、静岡県の連携実績としては、信州大学と浜松医科大学が中心となって平成23年から毎年開催している信州・浜松拠点間交流会議において、両県の産学官関係者が医療機器開発をテーマに意見交換を実施、また、信州大学と静岡県、

諏訪地域企業による治療機器関連の共同研究の実施。N I C Eによる静岡県の手医療機器メーカーへの県内企業の新技術・新工法等を提案する商談会の開催や、諏訪圏ものづくり推進機構による静岡県企業との企業間交流会の開催などがございます。

静岡県は、山梨県と共同でふじのくに先端医療総合特区を推進するなど、広域連携による医療健康産業クラスターの形成を進めております。当県としても、県内企業の意向を踏まえながら、こうした取組との連携強化について検討を進めてまいります。

次に、県産加工用米等価格高騰対策事業について、酒米の支援についてのお尋ねです。

県産酒米の価格高騰への対応につきましては、6月補正予算において県産酒米価格高騰対策事業を計上し、補助対象品種を長野県奨励品種4品種に限定した上で、その購入費用の一部を補助することで酒米の作付維持を図ることといたしました。

しかし、その後8月下旬に公表された酒米価格は、6月補正時点の想定を大きく上回り、さらに加工用米の価格も大幅に高騰しました。この結果、これらを原材料とする事業者への影響は極めて大きく、経営を下支えするため、今回追加の支援が必要であると判断し、予算案に計上させていただきました。

今回の支援では、令和7年度産の酒米及び加工米を購入する事業者を対象とし、高コスト環境下でも事業者自身の経営努力で乗り切れるよう、企業の体質強化を目的に、製造の効率化や販路拡大などの取組、さらに経営改善計画の策定を補助要件として設定させていただきました。

今後は、事業者と農業関係団体等が課題や目標を共有する場を設けるよう働きかけ、県産酒米等の安定的な需給体制の構築に取り組むとともに、高コスト環境下でも安定した事業経営が可能となるよう、引き続き高付加価値化、新たな販路開拓、効率化等に取り組む事業者を支援してまいります。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には諏訪湖スマートインターチェンジアクセス道路について御質問をいただきました。

本年7月に開通した諏訪湖スマートインターのアクセス道路となる県道諏訪辰野線のバイパスは、岡谷側へ接続する1.4キロの1期工事についてスマートインターと同時に供用を開始したところであります。

一方、上伊那側へ接続する約1キロの2期工事は、現在整備中のため、上伊那方面の利用者は線形が悪い県道を遠回りしてアクセスしている状況であり、県土強靱化の観点からも早期整備が求められております。

この2期工事は、令和3年度から事業に着手し、昨年度までに、地元区、対策委員、地権者に対してルート案等の説明を行い、計画について了解いただきました。この計画には、地質が

脆弱な地山を掘削するトンネルを含むことから、今年度はその詳細な地質調査を行った上で、来年度以降詳細設計に着手する予定であります。

また、バイパス本線工事に伴い、高速道路沿いの市道を工事用道路や迂回路として利用するため、現在その詳細設計も実施しているところであります。２期工事は、難易度が高く、事業費も多額となることから、強靱化予算を積極的に活用し、引き続き早期完成を目指して事業を推進してまいります。

以上です。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には宿泊税に係る準備・検討状況について御質問をいただきました。

長野県宿泊税については、先月11日の総務大臣同意を受けまして、制度の開始を令和８年６月１日と正式に決定して公表したところであります。

制度開始に向けて、納税者となる宿泊者の皆様に制度を御理解いただくとともに、宿泊事業者の皆様が円滑に徴収事務を行っていただけるよう、庁内でも連携して取り組んでいく必要があると考えております。

このため、先月17日から県内10地域で宿泊事業者を対象とした説明会を開催しているところでありますが、今後も、地域などの要望にお応えしてきめ細かく説明の機会を設けるなど、より多くの皆様に事務手続の理解を深めていただけるよう努めてまいります。

また、会計、納税等の手続の軽減を図るための宿泊事業者の会計システムの改修支援については、事業者からの要望などにお応えして再募集をすることとしたいと考えておりまして、必要となる補正予算案を今11月定例会に提出しているところです。

さらに、宿泊者への周知広報といたしましては、ポスターやリーフレットなどの広報資材について年末から掲示、配布をしていくほか、県内外の主要駅でのデジタル広告やウェブ広告等についても、来年２月から制度開始までの間、集中的に取り組んでまいりたいと考えております。

そして、宿泊税の使途につきましては、10月から11月の間に実施いたしました長野県宿泊税活用計画（仮称）骨子に係るパブリックコメントでの御意見なども踏まえまして、令和８年度当初予算とともに検討を進め、宿泊税の導入で長野県の観光が変わったと関係者の皆様に実感いただけるよう取り組んでまいります。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）来年度当初予算の方向性と編成方針の要点についてお答えいたしま

す。

まず、現下の課題であります物価高への対応として、県民や事業者を支援するため、国の経済対策に基づく補正予算を最大限活用し、県としても速やかな予算化を検討してまいります。

その上で、来年度の予算編成では、人口減少など社会構造が変化し、行政課題が多様化する中で、特に力点を置くべき重点項目として、生産性向上、人材確保等を通じた産業競争力の強化、家計可処分所得の向上、農地、人材等の総合的な改革による持続可能な農業や観光立県の実現といった経済産業政策、一人一人に合った学びの実現など教育・子育て支援の充実、安心・安全な医療提供体制の構築、公共交通の維持・発展と公共ライドシェア等を活用した移動利便性の向上などの暮らしを支える施策、さらには脱炭素社会の実現等を位置づけております。

事業構築に当たりましては、データや政策評価等を踏まえるとともに、ジェンダー主流化の視点、A I・デジタル技術の活用などを徹底してまいります。また、賃金、物価の上昇を適切に予算額に反映し、公共調達における価格転嫁を図ってまいります。

一方で、歳入確保や選択と集中による歳出のめり張りづけ、将来世代への過度な負担の抑制などにも取り組み、持続可能な財政基盤の確保も重視しながら進めてまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には介護福祉士・看護師養成の現状や課題、支援策についてのお尋ねでございます。

初めに、介護福祉士の養成についてでございます。

県内の介護福祉士養成施設では、介護職に関心のある若い世代の減少などにより、養成施設数及び入学者数は減少傾向にある一方で、近年は外国人介護人材の受入れが進んできていることから、養成施設においても外国人留学生が増加しており、今後も増加が見込まれるところで

す。

介護に関する専門的な知識、技術を体系的に学ぶことができる養成施設には引き続き重要な役割を担っていただきたいと考えており、入学者数減少という課題に対して、県では、入学者への修学資金の貸与や外国人留学生への奨学金等への支援、オープンキャンパス等PR経費への支援や小中学生等へ介護の仕事の魅力をPRする訪問講座や介護の職場体験などを実施しております。

続いて、看護師の養成についてでございます。

看護専門学校等の入学者数も同様に減少傾向にあります。県内の看護職員が不足している現状を踏まえ、看護専門学校等の学生確保に向けては、さらなる看護の魅力発信、学習環境の整備等が必要と認識しております。

県では、看護専門学校等への就学促進や就業後の職場定着に向けて、高校生向けパンフレッ

トの全校配付や進路指導者との情報交換、看護専門学校の運営費補助金への学生確保・職場定着等の加算措置など様々な取組を行っているところです。

今後は、SNSを活用した看護の魅力PRや、看護専門学校等への支援の拡充について国の動向を踏まえ検討してまいります。引き続き、介護福祉士、看護師ともに若手専門人材の養成確保にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には保育士を目指す高校生等の減少などの課題認識と対応及び保育士として長く活躍いただくための県の取組について御質問をいただきました。

保育士を目指す高校生等の減少については、少子化や4年制大学への進学志向の高まり等により県内養成校への進学者が減少していることに加え、責任あるやりがいのある仕事である一方、処遇や職場環境がよくないというイメージ等が要因と考えており、現在の保育士不足を解消する上でも大きな課題であると認識しております。

このため、県では、保育の魅力を広く発信する動画の作成や高校生等が保育士の仕事のやりがいを体感できるバスツアーの開催等により、保育現場のイメージアップを図っております。

また、信州やまほいくの推進を通じ、豊かな自然環境の中で子供の成長に携われる魅力的な職業であることをPRするなど、養成校への進学促進や県内での就職につなげる取組を行っております。

さらに、県内に就職した保育士に継続して勤務していただけるよう、返済免除型の保育士修学資金の貸付け、保育士加配支援事業による業務負担の軽減、施設長等を対象とした職場マネジメント研修の実施による風通しがよく働きやすい職場づくりの推進等に取り組んでおります。

今後は、養成校とも連携して、高校生等だけでなく、保護者、進路指導担当者まで含めた保育現場のイメージアップに取り組むとともに、様々な広報媒体を通じて信州で保育士として働く魅力を広く発信し、県内養成校への進学や保育士の確保定着に向けた取組を強化してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、福祉大学校に関連して、健康福祉部と県民文化部の一層の連携の必要性について御質問をいただきました。

福祉大学校は、資格取得に向けた専門的な教育を行うことで、卒業生の皆さんは、県内各地の福祉現場において、乳幼児から高齢者まで幅広い分野の福祉を支える即戦力の人材として高

い評価を得ているところでございます。しかし、若い人たちが減少する中、入学者の確保をはじめ、専門性の高い人材をどう育成していくかなど課題も多いところでございます。そのため、これまでも、健康福祉部と県民文化部が連携して、高校生向け説明会やバスツアー、オープンキャンパスの協力開催、県独自制度による授業料の減免、修学資金貸付制度等の周知などの取組を進めてきたところでございます。

今後は、さらに、より若い世代であります小中学生に向けた説明会の開催、SNS等を活用した広報の強化、入学試験の実施時期や試験科目の見直しなどを通じて、健康福祉部と県民文化部が一層緊密に連携して、県内福祉人材の安定的な確保育成に向けて役割を果たしていきたいと考えております。

以上です。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君） 御答弁ありがとうございました。

予算につきましては、この機会にぜひ積極的な予算になるように伸ばしていただきたということ。それと、専門人材養成につきましては、両部局が連携するということで、同じような取組をやられているので、パンフレットをつくったり、バスツアーも考えてその場所へ行ってもらっているのですけれども、そういったところを一緒にやることでさらに効率的で無駄がない。そんな協力が円滑にできるようになっていただくと、さらにさらに高校生が目指してくれるような福祉大学校をつくっていただけるんじゃないかなというふうに考えます。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、三つ目の質問に入ります。長野県150周年記念事業につきましてお聞きします。

昨日グレート無茶議員にも大分盛り上げていただきましたけれども、今回の11月補正で2,778万9,000円、2か年にわたる債務負担行為を設定する案を出していただきまして、150周年記念事業を行うということです。

県歌「信濃の国」につきましては、県民文化委員会でも何回か質問をさせていただいて、地道に検討してもらうことを積み重ねてまいりました。長野県民なら、小学校の頃から音楽の授業でも教えられまして、誰でも歌えるという全国的にも貴重な宝であると考えます。

まず、直江県民文化部長にお聞きします。来年1月から本格的に始まる県150周年記念事業はどのように展開されるのか。他部局や市町村との連携も含めて伺います。

次に、武田教育長にお聞きします。教育委員会で今までの県の成り立ちを考えまして、県歌「信濃の国」について再度教えることなどはこの機会にしないか、考えを伺います。

信濃の国につきましては、つくられた明治時代、また歌の分野について地域の偏りがありまして、上田地域などはなかなか記載される部分が少ないというような声も聞きます。その辺を

踏まえまして質問させていただきます。

これからの未来の長野県を県民参加型で考えるためにも、新しい時代の私の「信濃の国」第7番、これを県民から広く募集して記念式典で表彰することで県民の一体感の醸成につながると思いますが、いかがでしょうか。直江県民文化部長にお聞きします。

最後の質問になります。長野県の目指す地方創生策についてお聞きします。

先日、諏訪湖畔のコンビニエンスストアで、外国人のカップルとイートインのスペースでコーヒーを飲みながら話をしたのですが、どこから来られたかという会話になりまして、彼女はフランスから来られたと、彼はハワイから来たということで、諏訪の観光もなかなか国際化が進まず中国人の皆さんだけかなという感じだったのですが、いよいよ流動化して国際的な方向に変わってきたなということを実感したわけであります。国際的な観光振興面からも地域のさらなる振興が必要と考えます。

東京一極集中を分散して、中央官庁であります防災庁をつくって地方へ設置する案が高市内閣においても着実に進んでいるということで、どの地方のどこへ来るか、長野県のどこが手を挙げていくのか、大変気になるところでございます。

また、新田副知事を中心に県が進めるグランドデザインの策定をしてもらっているのですが、人口減少の中で地方が生き残るためには、振興策で地域を盛り立てるだけでなく、適応策として、人口減少社会を効率化・コンパクト化して共に地道に支えるということも考えなければいけないということだと伺いました。地に足をつけて地道に考えるグランドデザイン、そういったものもぜひしっかりと考えていただきたいというところでございます。

そこで、長野県の地方振興策についてお聞きしてまいります。

まず、中村企画振興部長に伺います。人口減少が進む中で、長野県が持つ魅力を最大限に生かして、地域の活力が失われないよう、様々な角度から地方創生に取り組むことが必要と考えますが、県の総合計画でありますしあわせ信州創造プラン3.0におきまして地方創生はどのような位置づけでいるのか、そこを伺います。

次に、北島国スポ・全障スポ大会局長に伺います。県下での全国級、国際級のスポーツ競技会の開催は、地方創生の効果があると考えますが、信州やまなみ国スポ・全障スポは地方創生につながるか、御所見を伺います。

次に、長野県が東京一極集中を解消して地方創生を進める一つの有効な方策として、冬季オリンピックが有効と考えますが、どうか。高橋観光スポーツ部長に伺います。

最後に、知事にお聞きします。長野県でしかできない地方創生策として、冬季オリンピックの開催は非常に効果的であり、計り知れない可能性があると考えますが、長野県の目指す地方創生を総合的にどう考えるか、御所見を伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には長野県150周年記念事業に関しまして2点質問を頂戴しております。

まず、記念事業の展開についてのお尋ねでございます。

記念事業につきましては、1年間を通じて多面的な取組を展開する予定でございます。年明けからは、各種メディアやSNSを活用し、150周年イヤーの幕開けを力強く発信してまいります。また、春以降は、投稿キャンペーンやデジタルスタンプラリー、地域の魅力を紹介するポスター展など県民参加型の企画を順次実施いたします。

現在の長野県誕生の記念日であります8月21日には、「つながる長野県」をテーマに記念式典を開催いたします。松本市のメイン会場と県内各地を中継で結び、オンライン配信も行うことで、県内各地から幅広い県民の皆様に御参加いただける形にしたいと考えております。

他部局との連携につきましては、全庁を挙げて全部局で150周年に関連づけた事業を検討しているところでございますが、特に、未来を担う子供たちに向け、教育委員会と150周年をテーマとした学校での探究学習を、また、県内周遊を促す観点からプレDCと連携した企画などを観光スポーツ部と検討しております。また、市町村とは、現時点で27市町村の74事業との連携を検討しておりまして、全県での盛り上がりにつなげてまいります。このほか、民間企業・団体との連携も進めており、現在31件の認定事業やロゴ使用申請をいただいております。今後とも積極的な協力を呼びかけてまいります。

これらの取組を通じて、広く県民の皆様に本県の魅力を再発見、体験いただき、その価値をさらに高めるとともに、県民の一体感を醸成する1年としてまいります。

次に、信濃の国第7番の県民からの募集についてのお尋ねでございます。

県歌「信濃の国」について、一昨年 of 民間調査では、1番を歌える県民が76%に上ることが示されておりまして、長野県に関する共通理解の形成や郷土愛の醸成に大きく寄与していると考えております。

長年にわたって県民に親しまれて完成された形の現県歌に7番を加えますことは、著作権法上の観点からも慎重であるべきですが、一方で、信濃の国が作詞されたのは126年前の明治32年でありまして、その後、長野オリンピック・パラリンピックの開催をはじめ、新しい歴史や価値観も数多く生まれてきております。こうした背景を踏まえ、県民の皆様に、私なら今こう歌いたいというそれぞれの信濃の国を考えていただくことは、県への愛着を深め、県の未来に思いをはせることへつながると考えております。そのため、記念事業の一環として実施いたします投稿キャンペーンにおいて、県歌「信濃の国」部門を設けまして県民の皆様からの歌詞を募集し、記念式典会場や特設サイトで紹介することを検討いたします。

県民が身近にある多様な魅力を再発見し、広く発信することで、県歌「信濃の国」をより親しみやすいものとし、県民の一体感を一層高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）県歌「信濃の国」を改めて学校で扱うことについての御質問でございます。

県歌「信濃の国」は、子供たちが歌えるようにと信濃教育会が長野師範学校に依頼してつくった曲でございます。

そんな関係で、信濃教育会に在職していた２年前に、私は、テレビ番組「秘密のケンミンSHOW」にビデオ出演し、県歌「信濃の国」についての話をいたしました。番組では、信濃の国は全200万人県民心の歌であるとして紹介され、子供から大人まで広く県民に浸透している点で全国的に見ても希有な県歌であるとして紹介されておりました。

番組の中で、私は、昨日グレート無茶議員が紹介された、昭和23年、長野県、筑摩県の２県に分ける分県論が浮上した際の信濃の国の大合唱について紹介いたしました。このエピソードについては、番組を視聴した県民からも反響がございましたが、その際、県歌「信濃の国」の歴史や逸話は十分に知られていない状況であることを改めて認識したところでございます。

県歌「信濃の国」は、単に長野県民が口ずさめる歌であるだけでなく、本県の歴史と密接に関わる存在であります。県教育委員会といたしましては、長野県150周年記念事業の機会に併せて県歌「信濃の国」を歴史を含めて改めて学校で扱うことで、子供たちが歴史について学び、誇りを持って信濃の国を歌い継いでいけるよう学校現場に働きかけてまいりたいと考えております。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私にはしあわせ信州創造プラン3.0における地方創生の位置づけについて御質問をいただきました。

本県では、しあわせ信州創造プラン3.0をまち・ひと・しごと創生法に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置づけており、しあわせ信州創造プラン3.0は本県の総合計画であると同時に、地方創生の取組の方向性を示すものでもあります。本県は、プラン3.0にも記載しているとおり、学びの風土と自主自立の県民性、自立分散型の県土、変化に富んだ豊かな自然環境、多様な文化と豊かな交流などの強みや特徴を有しております。

こうした本県の強みや特徴を生かしてプラン3.0に掲げた施策の総合的展開や新時代創造プロジェクトを推進し、様々な角度から人口減少下でも活力ある社会の構築に取り組んでいるところでございます。

〔観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長北島隆英君登壇〕

○観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局長（北島隆英君）私には信州やまなみ国スポ・全障スポが地方創生につながるかについて御質問をいただきました。

国スポ・全障スポは、国内最大規模のスポーツの祭典であり、その開催は、議員御指摘のとおり、本県の地方創生に多岐にわたり寄与するものと認識しております。両大会の開催は、県民のスポーツへの関心を高め、本県のスポーツ振興はもとより、スポーツを通じた地域の一体感の醸成やスポーツを生かした健康増進の取組、障がい者スポーツへの理解促進による共生社会の実現、さらには競技施設等の整備を通じて将来にわたりスポーツに親しめる環境づくりの推進など様々な面で元気な活力ある地域づくりに資するものと考えております。

また、両大会には、選手や監督、観覧者など延べ約60万人の方の来訪が見込まれ、宿泊・観光輸送需要などによる経済効果が期待され、地域の観光資源や特産品など本県の多彩な魅力を発信する絶好の機会となり、交流人口の拡大にもつながると考えております。

両大会の開催を通じまして、スポーツが持つ力を多面的に活用し、県民のスポーツ文化の創造や地域振興などに総合的に取り組むことで、単にスポーツの祭典の開催にとどまらず、地方創生を力強く後押しする大会になるよう取り組んでまいります。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には地方創生の方策としての冬季オリンピックの有効性について御質問をいただきました。

オリンピックは世界的なスポーツイベントであり、スポーツ振興や観光誘客に大きく寄与するとともに、地域の魅力を国際的に発信する絶好の機会となります。また、それに伴ったインフラ等の整備を通じて地域の利便性向上にもつながるものと考えております。

1998年に開催された長野冬季オリンピックでも、競技場への入場者のほか、表彰式会場なども含め、延べ約230万人もの方々が訪れたと推計されているほか、関連施設の建設など大会の開催のために様々な投資も行われたと承知しております。

こうした面から言えば、地方創生を進める上でも、観光誘客やにぎわいづくり、地域の活性化という観点で効果があるものと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、長野県が目指す地方創生策という観点で、冬季オリンピックの開催が効果的と考えるが、本県の目指す地方創生をどう考えるかという御質問でございます。

1998年に開催された長野冬季オリンピック・パラリンピック、まさにこれを契機に本県の交通網整備は進み、競技施設をはじめとするインフラ整備も進んだところでございます。また、

長野県の知名度の向上や国際交流の進展、さらにはシビックプライドの醸成にも様々な効果があったというふうに思っております。

私も、海外を訪問した際には、やはり長野というふうに申し上げると、冬季オリンピックを開催したところですねということをおっしゃっていただく場面が多いわけでありまして、そういう意味では、海外に向けての発信力は非常に大きなものがあったというふうに思っております。

本県の地方創生は、今、若者・女性から選ばれる県づくりという視点が大変重要なものだという事で取り組ませていただいているわけでありますけれども、こうした女性・若者から選ばれる県をつくっていくためにも、やはりスポーツであったり、文化芸術であったり、こうしたものに関連する取組やイベントも重要な要素であるというふうに考えております。

こうした観点から、先ほど北島局長から信州やまなみ国スポ・全障スポについて御答弁を申し上げたところでありますけれども、まず、我々としては、大きなスポーツイベントとしてこの国スポ・全障スポに向けて全力を傾けていきたいというふうに思っています。多くの皆さんにスポーツを通じて地域の活性化が図られたというふうに実感を持っていただけるようにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）御答弁ありがとうございました。

まず、150周年につきましては、私の信濃の国第7番を投稿部門で扱っていただくというようなことをぜひしっかりと検討していただくようよろしくお願いいたします。学校におきましても、今までの経過も含めて、改めて子供たちに教えていただければ大きな効果が出るのではないかなというふうに期待しているところでございます。

地方創生策につきましては、ぜひ前向きに考えていただきまして、いよいよ冬が来て、ミラノ・コルティナ冬季オリンピック大会が始まってまいります。長野県の選手も、スケート部門で諏訪から3選手が今出場予定線上で戦っている途中でございます。

先日、高校の同窓会で、長野五輪にも出場され、世界選手権でも3位ということで活躍していた上原三枝さん、今は結婚されて野明三枝さんは、スケートの指導などをされているのですが、[夢への過程をつくる]という題で、その過程が大事だというお話をいただいたところです。

上原さんは、現在、オリンピック選手だった野明さんと結婚されて、お嬢様が3人いらっしゃるんですけども、3人ともスケート選手で、今、長女がオリンピック候補選手ということで、次女もインターハイで活躍しています。

来年の1月25日に高校生のスケート部の皆さん、福祉大学の学生さん、また、看護学校の学生さん、若者を集めまして、市長や国会議員も交えて意見交換会を行っていく予定です。

さて、ジャパンアルプスオリンピックがやってくるのでしょうかというようなことで、夢をかなえようとするその過程が大事だということで、必ず何かを残してくれるという上原さんの話がありました。本日の県議会の部長や知事の御答弁を交えて、これからの県政について語り合います。若者たちがどういう意見を言ってくれるか非常に楽しみです。ぜひ興味のある皆さんは諏訪に来ていただきたいと思います。

長野県の経済政策、また、当初予算編成に大きな期待をしまして、私の一切の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。それでは、通告に従い、信州ブランド戦略の新たな展開について4点、交番・駐在所再編と県民に見える安心の確保について3点、一括にて質問させていただきます。

本年度は、長野県が推進してきた信州ブランド戦略にとって新たな段階を迎える節目の年です。平成25年の初策定以来、しあわせ信州の理念の下、観光、産業、教育、文化など多様な分野で信州らしさを発信してきました。そして、昨年度、このブランド戦略は、「山々と育むすこやかな国」という新たなタグラインの下に再定義され、自然と人、地域社会と産業が調和する信州の未来像が明確に示されたわけであります。

新戦略の柱となるのは、自然を守り共に生きる、多彩な風土で魅力を育む、みんなに居場所と出番をつくる、一人ひとりの学びたいを叶える、確かな技で世界を変える、この五つのコアバリューであります。これは、単なる観光スローガンではなく、県民が誇りを持って共有すべき価値観であり、行政、企業、住民が一体となって実践していくべき方向性を示すものであります。

しかしながら、この理念はどのように地域の現場で具現化し、県民が実感できるかという点では、課題が残されていると受け止めております。営業局の報告資料でも、ロゴやキャッチコピーの周知は進んだけれども、ブランド価値への共感の深化や経済的な波及には十分結びついていないという指摘があります。これからは、知っているブランドから、感じ、行動するブランドへの進化が求められております。

私の地元、伊那、上伊那・伊那谷地域は、まさにこの信州ブランドの理念を具体的に体現できる地域であると考えています。中央アルプスと南アルプスに抱かれたこの地域は、「山々と育むすこやかな国」を象徴する自然環境に恵まれた森林や水資源、学びの文化、勤勉な人々、

農業やものづくりに支えられた確かな産業基盤があります。一方で、人口減少や後継者不足、情報発信の弱さといった現実的な課題を抱えていることも事実であります。こうした地域だからこそ、信州ブランドの理念を、暮らしと経済の両面を生かせる実践のフィールドとなり、県全体のモデルとなり得ると考えています。

また、令和7年度の当初予算に計上されている信州ブランド普及・発信事業及び共創・発信強化事業は、県の理念を広く浸透させ、県民と企業、地域が共創を進める重要な取組であると承知しています。しかし、行政主導のPRや県外向けの発信に偏る傾向も見受けられ、地域発信の情報発信や県民が主体的に関わる仕組みが十分と言えないと感じております。

長野県内には、地域社会に密着した情報ネットワークや地域メディアなど、地域の声を直接届ける発信基盤が多数存在しています。こうした地域の様々な発信力を生かし、県民一人一人が信州の語り手となり、参加できる環境を整えることが、次の段階におけるブランド戦略の鍵になると考えています。

加えて、令和9年度には、長野県の魅力を全国に発信する信州デスティネーションキャンペーンが予定、計画されております。この取組は、信州ブランド戦略で培ってきた理念や価値を広く共有し、県民が誇りを持って参画する契機となるものであり、営業局が進めるブランド発信の取組とも密接に関わるものであります。

さらに、県の公式キャラクターアルクマは、長年にわたり信州ブランドの象徴として県民に親しまれてきました。昨年度、誕生15周年という節目を迎え、これまでの歩みを振り返るとともに、次の成長段階へと展開が期待されています。今後は、観光の枠を超え、教育、産業、地域づくりなど幅広い分野で県民の共感と発信を促す存在としてさらに進化させることが求められていると思います。

そこで、田中営業局長に次の4点について伺いをいたします。

1点目として、信州ブランド戦略では、「山々と育むすこやかな国」の理念の下、地域の自然や文化、産業を生かした発信が進められています。上伊那・伊那谷地域は、森林、農業、ものづくり、教育といった信州らしさを体現する地域であり、ブランド実践のモデルとなり得ます。今後、こうした地域資源を生かしたブランド展開や地域連携を県としてどのように推進していくのか、お考えをお伺いいたします。

2点目として、令和7年度において、信州ブランド普及・発信事業や共創・発信強化事業を通じて、県内外での発信力の強化や販路拡大の取組が進められています。一方で、地域の事業者や発信主体がこうした取組に十分関わっていないという現状も見受けられます。地域に根差した地域メディアや情報ネットワーク、事業者の知恵を生かし、より効果的な発信と県民に身近なブランドづくりを進めるため、営業局として地域連携をどのように進化させていくのか、

お考えをお伺いいたします。

3点目として、令和9年度に予定されている信州デスティネーションキャンペーンは、長野県の魅力を全国に発信する大きなチャンス、機会であります。この取組を観光誘客にとどめることなく、県全体のブランド価値向上につなげるためには、営業局が進める信州ブランド戦略との連携が大変重要になります。営業局として、信州デスティネーションキャンペーンを契機に、信州ブランドの発信力をどのように高め、地域や県民と連携した取組を進めていくのか、お伺いいたします。

4点目として、アルクマは、信州ブランドの理念を親しみやすく伝える存在として、多くの県民に愛されております。昨年度誕生15周年という節目を迎えたことを一つの契機として、これまで築いてきた県民の共感をさらなる発信力へと高めていくことが期待されています。今後は、観光だけではなく、産業、教育、地域活動など幅広い分野で発信に活用し、ブランドの成長を後押しするため、県としてどのように位置づけ、展開していくのかをお伺いいたします。

続いて、交番・駐在所再編と県民に見える安心の確保についてであります。

地域の安全を守る最前線として、交番や駐在所は県民が最も身近に警察を感じられる拠点であります。警察官が日常的に地域を巡回し、住民の相談に応じ、防犯や交通安全に取り組むことで、人と人との信頼が築かれ、地域の安心感が保たれてきました。まさに顔の見える警察、見える安心を支える存在であります。

しかしながら、近年は、社会環境の変化、人口減少、働き方改革、そして治安情勢の多様化により、交番や駐在所の在り方が大きく問われていると思います。長野県内でも、施設の老朽化や警察官の適正配置といった課題が進む中、交番・駐在所の再編整備が段階的に進められています。

伊那警察署管内では、令和9年3月頃を目途に、富県駐在所と東春近駐在所を統合して竜東地域に新たな交番を設置するとともに、西春近駐在所を伊那市駅前交番へ、美篤駐在所を高遠町交番へそれぞれ統合する計画が示されております。この計画については、伊那警察署協議会において丁寧な説明が行われ、伊那市とも連携しながら地域住民への告知も進められております。

しかし、その一方で、一部の住民の方からは、やはり身近な駐在所がなくなるのは少し不安であると、こういった声も少なからず寄せられています。地域の安全を守る警察活動をどのように見える形で維持強化をしていくのかが今まさに問われているわけであります。

全国の先行事例として、宮城県警察は交番・駐在所の適正化方針を掲げ、複数勤務体制の確立や通勤制駐在所の導入、勤務形態の柔軟化を進めています。また、再編に伴い、移動交番車や警察署連絡所を設け、地域住民が引き続き警察の存在を身近に感じられる仕組みづくりを進

めています。

一方、三重県警察では、老朽化した駐在所を統合して2名勤務の新交番へ転換をし、巡回や見守り活動を強化しています。再編後も旧駐在所区域を担当する警察官を明確にし、地域行事や防犯活動を継続することで、住民の不安解消に努めていると聞いております。

こうした事例に共通するのは、施設数を減らしても「警察が見える」ことを重視している点であります。効率化の名の下に拠点を整理しても、地域の安心は体感として失われてはならないわけであります。大切なのは、住民にとって警察の存在をどう維持し、信頼をどうつないでいくのかということでもあります。

長野県でも、広い県土と地域特性を踏まえ、再編整備と地域密着の両立をどう図るかが重要になります。交番・駐在所の再編を進める中で、住民の安心を守る「見える警察活動」をどう確保していくのかといった観点から、阿部警察本部長に3点お伺いいたします。

まずは、現在の交番・駐在所の配置や運用体制が地域の実情にどのように対応しているのかについてであります。人口減少、交通環境の変化、勤務員確保の難しさといった課題の中で、現行の体制が抱える主な問題点や改善の方向性を警察本部としてどのように認識しているのか、お伺いいたします。

次に、交番・駐在所の再編整備を進める上での基本的な考え方と判断基準についてであります。人口動態、事件発生件数、施設の老朽化度合い、地形や交通事情など、どのような指標を基に配置や統合を検討しているのか。また、都市部と中山間地で異なる運用方針をどのように整理しているのか、お伺いいたします。

最後に、交番・駐在所の再編整備後も住民が警察の存在が見える形で実感できるようにするための取組です。移動交番車や警察署連絡所の設置、地域担当警察官の明確化、巡回・防犯活動の強化など、住民の安心感を維持するための具体的な方策や今後の取組方針についてお伺いいたします。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君）私には信州ブランド戦略について4点御質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、地域資源を生かしたブランド展開と地域連携の推進についてでございます。

本県が目指す信州ブランドは、風土、文化、歴史、食などあらゆる側面を包含した本県独自のイメージにより県全体のプレゼンスを高めるものでございます。このイメージを分かりやすく伝えるためには、言語等による周知・広報と併せ、ブランドの理念を体現し、想起させるような取組を掘り起こし、ロゴマーク等と関連づけて発信することが有効と考えております。

営業局では、これまでも、例えば、通常廃棄されてしまう特産の農産物を活用した新商品の

開発など、本県の地域資源を生かした付加価値の高い取組について生産者や企業と合同で記者発表を行うなどの発信にも取り組んでまいりました。

議員御指摘のとおり、上伊那・伊那谷地域をはじめとする県内各地域には、地域の風土や歴史文化に根差した魅力ある地域資源やそれを生かした特色ある取組があふれております。今後、こうした各地域における取組の発掘を進め、県民や事業者の皆様との共創により磨き上げ、しあわせ信州のロゴマークとともに発信するといった事例を積み重ねながら信州ブランドのイメージの確立や浸透を図ってまいりたいと考えております。

次に、効果的な発信と県民に身近なブランドづくりのための地域連携についてでございます。

地域の多様な主体を巻き込みながら信州ブランドの発信を効果的に進めるためには、地域振興局との連携が非常に重要と考えております。各地域振興局では、地域での魅力ある様々な取組について情報収集し、年間350万アクセスを誇る人気ブログ「長野県魅力発信ブログ」で随時発信を行うなど、地域における高いアンテナと市町村や企業・団体等との地域密着のパイプを持っています。

営業局と地域振興局が互いのチャンネルを生かし、信州ブランドのイメージを体現するような地域発の取組を発掘し、関係する住民や事業者、地元メディア等多様な主体の参画の下で効果的に発信できるよう、地域との連携を強化してまいり所存でございます。

次に、信州デスティネーションキャンペーンを契機とした信州ブランドの発信についてでございます。

信州デスティネーションキャンペーンは、J R グループをはじめとする各団体と連携した大規模な観光誘客キャンペーンであり、信州ブランドを広く発信する絶好の機会と捉えております。

現時点で、営業本部といたしましては、交通事業者や宿泊施設、市町村観光協会などと連携し、しあわせ信州のロゴマークの車両ラッピングや各種パンフレット等への掲載、それから、SNS キャンペーンによる県内外の SNS ユーザーからの情報発信、また、地域職員による「長野県魅力発信ブログ」等を活用した魅力発信の強化等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。先ほど答弁いたしました各地域の多様な主体の参画も進めながら、3 年間にわたる長期キャンペーンを通じ、県内外で信州ブランドの浸透を図ってまいります。

最後に、ブランドの成長に向けたアルクマの展開についてでございます。

アルクマは、長野県 P R キャラクターとして、観光をはじめとする産業、健康福祉、教育、地域活動などにおいて幅広く活躍し、県内外の誰もが認める長野県 P R の顔として定着しているものと認識しております。

今年度は、こうした全国的な知名度を生かし、初めての他県バージョンの企画として、沖縄

県の伝統的な守り神であるシーサーとコラボレーションしたデザインのアルクマを作成し、長野県と沖縄県との交流の取組に活用するなど、その活躍の場をさらに広げているところでございます。

アルクマの胸には、しあわせ信州のシンボルマーク、信州ハートを大きく掲げております。今後も全国をくまなく歩く信州ブランドの発信役として、本県ブランドの価値向上にも貢献できるよう、場面や方法等を工夫しながら効果的な活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）私には交番・駐在所再編と県民に見える安心の確保について3点御質問をいただきました。

1点目の交番・駐在所の体制が抱える問題点と改善の方向性についてお答えいたします。

国民生活や経済活動の24時間化が進み、警察官の臨場や相談等を求める住民のニーズが多様化しているほか、近年全国的に交番・駐在所が襲撃される事案が続発しており、警察官が1人で勤務する駐在所等ではこういった多様化した住民のニーズや襲撃のリスクに即応することが困難になりつつあります。そこで、交番・駐在所の要員を集約し、1か所に複数の警察官を配置することで、現場における十分な執行力の確保と交番等の安全確保を図っていく必要があると認識しているところであります。

2点目の交番・駐在所の配置や統合の指標と、都市部と中山間地における運用方針についてお答えいたします。

交番・駐在所の再編整備を進めるに当たっては、当該施設の老朽化の状況を踏まえつつ、管轄区域の人口、世帯数の推移、繁華街や幹線道路等の状況、事件・事故の発生件数、周辺の警察施設との距離などを総合的に勘案し、原則として都市部に置かれる交番については集約して大型化を、それ以外の中山間地等に置かれる駐在所については集約して複数の警察官の配置を、それぞれ可能な限り実現できるよう統廃合を進めることとしております。その際、県土が広く起伏の激しい本県におきましては、地理的特殊性や地域の実情を十分考慮した柔軟な対応を心がけているところであります。

3点目の住民の安心感を維持するための具体的方策と今後の取組方針についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、統廃合後も住民の方に安心感を持っていただくことはとても大切なことであると考えております。

そこで、再編整備により統合された交番や駐在所には、原則として廃止した駐在所の勤務員を引き続き受け持ち警察官として勤務させ、当該地域の住民の方々との関係を継続させるとと

もに、当該地域についてはパトカーによる警戒・警らや防犯活動を重点的に行うこととしております。

また、特に警戒力を必要とする地域やイベント等の開催時には移動交番車を派遣して運用することとしているほか、季節や状況に応じて、観光地等には臨時警備派出所を開設するなどしております。

さらに、勤務員が不在時の交番における来訪者の安全対策と利便性の向上を目的として、全国に先駆けて本県で整備を進めている交番ネットワークカメラを効果的に活用するなど、先端技術も利用しながら、交番・駐在所の統廃合後も地域住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）それぞれ御答弁をいただきました。

信州ブランド戦略を次の段階へ進めるには、やはり理念の共有にとどまらず、県民一人一人がその価値を実感し、主体的に発信に関わる環境づくりが不可欠であると考えます。

営業局には、地域の力を最大限に引き出し、共感と発信の輪を広げていただくことを願いますとともに、信州デスティネーションキャンペーンやアルクマの活用を通じて、信州全体、そして上伊那・伊那谷からすこやかな国を共に築いていくことを期待したいと思います。

また、県警察本部には、引き続き地域の安全と安心を守るために、交番・駐在所の再編を地域の実情に応じて着実に進めていただきたいと思います。交番・駐在所の再編は、県民に身近な警察の在り方に直結する大変重要な課題であります。特に、伊那警察署管内においては現在進行中ということもあり、地域の皆様の声にしっかりと耳を傾け、皆さんが警察の存在を見える形で実感できるよう、丁寧で分かりやすいプロセスの下、安心につながる再編を進めていただくことを切にお願いして、一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時34分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

和田明子議員。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）日本共産党県議団、和田明子です。

11月7日、衆議院予算委員会において、台湾有事は存立危機事態になり得るとの高市首相の国会答弁に中国が反発を強め、日中関係が極度に悪化しています。観光や留学といった民間レベルでの往来や交流への影響が懸念されています。さらに、日本産水産物の輸入手続停止などの事態による経済への影響が懸念されます。

日中友好協会は、今回の事態を受け、積み重ねてきた民間交流が台なしになってしまう。このままでは日中友好は大きく後退するだけでなく断交しかねないと政府に早期の関係改善を求めています。

長野県は、県内企業の海外市場開拓やインバウンドなどを効果的に支援する海外駐在員を1995年に上海に開設して、大変重視してまいりました。今回の事態によって、観光客の減少や中国との輸出入など様々な影響が懸念されます。どのような状況が生じているか、把握している現状と対応状況について、観光での訪日客の減少や宿泊事業者への影響を観光スポーツ部長に伺います。

産業分野における貿易取引、輸出入への影響について産業労働部長に伺います。

歴代政府は、台湾有事と存立危機事態の関係について、特定の地域を明らかにするのを避けるのが従来の方針でした。高市首相の答弁は、従来の政府方針を逸脱したもので、石破前首相は、存立危機事態で集団的自衛権を発動するのは交戦状態になるということだ。公の場で言うことか。歴代政権はそれをしないできたと苦言を呈しています。高市首相は、具体的な事例を挙げて聞かれたので答えたとか開き直り、自身の答弁を撤回しません。

日本共産党は、唯一の解決方法として、今からでも発言を撤回することだと繰り返し求めています。また、中国側も、事実に基づかない主張や対立をあおる言動は慎むべきと、冷静で理性的な対応を求めているところです。

事態は深刻な外交問題化していますが、私自身も、11月に日韓親善促進議員連盟の訪韓に参加する中で、顔を合わせる交流の重要性を実感してまいりました。阿部知事も、中国や韓国など様々な国々との交流に取り組んでおられます。その意義をどのように考えているのか、伺います。

長年にわたり日中友好に努めている皆さんをはじめ、多くの県民が友好交流の継続発展を望んでいます。今回の事態の発端になった高市首相発言の撤回を政府に求めていると思います。知事の見解を伺います。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には日中関係の悪化に伴う観光分野への影響について御質問をいただきました。

日本への渡航自粛の呼びかけにより航空便も減便となっている現状を踏まえ、中国人観光客

が比較的多いエリアの宿泊施設等の観光事業者から情報収集をしています。現時点では急激なキャンセルなど深刻な事態は報告されておりません。

これから本格化するスノーシーズンや、年明けの春節といったハイシーズンを迎えることとなりますが、引き続き、今後の影響を注視しつつ、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私にも中国との貿易取引の影響について御質問をいただきました。

県にとってはアメリカに次ぐ2番目の輸出相手国である中国、そして、輸入の統計は県においてはありますが、日本にとって一番の輸入相手国である中国の与える影響は決して小さくないものと認識していますが、現時点では、輸出規制や関税措置などの経済的な制約は設けられておらず、県の上海事務所や県内経済団体への聞き取りでも直接的な影響は報告されておりません。上海に配置した駐在員等の情報収集を強化するなど、引き続き影響の把握と情報収集に努めてまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には中国や韓国などとの交流の意義、それから高市総理の発言撤回を求めるべきだと思うがどうかという御質問をいただきました。

まず、交流の意義でございますが、海外の国や地域と交流する意義は様々あるというふうに思っています。例えば、青少年交流をはじめとする様々な人の往来、交流を通じて相互理解を促進して平和の基盤をつくっていくということにもつながりますし、また、輸出の促進やインバウンドの誘致、産業面や地域の活性化という側面からも重要だというふうに思っています。

また、先ほども冬季オリンピックの話がございましたけれども、スポーツや文化の交流を通じて相互の魅力を知り合い、世界的な地域のブランド化を進めていくということも可能になってきます。

また、先般、韓国で日韓知事会議を開催いたしましたけれども、人口減少は、韓国においても、日本においても、同じ問題意識で取り組んでいるということを痛切に感じました。気候変動をはじめとする世界共通の課題についてお互いに学び合うことで、政策の質を高めていくということにもつながるというふうに思っております。海外との交流は非常に意義がありますので、これからも長野県として様々な国や地域との友好交流をしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

そうした中で、高市首相の発言撤回を求めるべきという御質問であります。安全保障や外

交問題は国の専管事項でございます。私としては、日中双方の冷静な外交努力によって事態が鎮静化していくことを強く願っているところでございます。

以上です。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君） 冷静な外交努力は私たちも求めるところでございます。

それでは、次の質問に移ります。

長野県の文化芸術の振興を担っている県立施設でありながら、駐車場に課題があり、何とかならないかという要望をいただいておりますので、以下、二つの施設の駐車場について質問してまいります。

一つ目は、ホクト文化ホール、長野県県民文化会館です。ホクト文化ホールは、大中小の各ホールがあり、合わせて3,255席の施設にもかかわらず、駐車場の収容台数は普通車で210台しかありません。そのため、多くの人が集まるコンサートや大きなイベントがあると駐車場が満車になってしまいます。周辺の有料駐車場などに車を移動している間に公演が始まって間に合わなかったなど、苦情が寄せられています。また、周辺道路の渋滞の原因になることもあります。

この課題については、既に6月議会前に共産党県議団からの要望として対策を求めたところです。その際、県民文化部からは、利用者の利便性の確保や交通安全対策の面からも重要な課題と認識している。具体的に対策をすると言われました。その後の対策の進捗状況をお聞きます。

ホクト文化ホールの南側駐車場は、長野市若里公園と一体で、文化会館への来館者は駐車できません。北側は210台分しかなく、駐車場の収容台数は絶対的に不足しています。例えば、立体駐車場とか地下駐車場など抜本的な対策も検討していただきたいと思います。県民文化部長に伺います。

二つ目は、長野県立美術館です。2021年春、旧信濃美術館から全面改築して長野県立美術館がオープンして5年目を迎え、本館と東山魁夷館と合わせて年間60万人から90万人が来場しています。大きな展示スペースがつけられたことで、以前は展示できなかった作品の企画展もあり、県下各地、県外からも大勢の来場者が訪れる美術館です。

県立美術館が改築オープン当時は無料だった長野市の城山公園駐車場は、2023年12月25日から有料化になりました。また、以前は東山魁夷館北側駐車場が利用できたではないかという方もいます。しかし、現在は、県立美術館には一般来館者のための駐車場はありません。併設の東山魁夷館北側の駐車場は大型バスと障がいのある方などのパーキングパーミット制度のため、一般の車両を止めることができません。美術館に着いてから一般車両の駐車場がないことが分

かり、周辺の有料駐車場に止めたという方から、なぜ美術館に駐車場がないのかと苦情のような電話をいただいたところであります。

インターネットで美術館のアクセスを検索すると、一般の方は近隣の有料駐車場を御利用ください。城山公園有料駐車場の場合は有料料金の割引があると案内があります。そして、公共交通でのアクセスも分かりやすいです。ただし、インターネットで検索しない方にとっては、企画展の広報などで駐車場の情報を併せて周知する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

県立施設なのに駐車場がないことについて、例えば、長野市が管理する城山公園第3駐車場を県立美術館の駐車場として使用できるように関係機関と協議することなどを検討していただきたいと考えます。県民文化部長に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には、県立施設の駐車場につきまして計4点の質問を頂戴しております。

まず、ホクト文化ホールの駐車場に係ります対応状況についてでございます。

ホクト文化ホールの駐車場につきましては、大規模イベント開催時における収容台数の不足等に関する御意見を頂戴しておりまして、これまでも指定管理者である県文化振興事業団におきましてホームページ等を通じて公共交通機関や周辺の民間駐車場の利用を御案内するとともに、混雑予想時には誘導員を出入口に配置するなど、必要な対策を講じてきたところでございます。

こうした対策に加えて、今年度は、8月から、利用者がリアルタイムで状況を確認できますよう、混雑が見込まれるイベント等における駐車場のカメラ映像のホームページ上での配信を開始したところでございます。また、来年2月を目途に、入り口付近に満車の状況を表示する電子看板を設置する予定でございます。県としては、引き続き県文化振興事業団と連携して、これらの対策の効果も十分に踏まえながら利用者の利便性の確保に努めてまいります。

続きまして、ホクト文化ホールの駐車場に係る対策の検討についてでございます。

ホクト文化ホールについては、JR長野駅から徒歩10分ほどの市街地に立地いたします都市型の文化施設でございます。交通アクセスに関しては、自家用車による御利用のほか、公共交通機関の利用、そして長野駅の周辺地域との回遊性の確保なども含めて総合的な観点で対応する必要があると認識しております。

また、駐車場の状況を大幅に改善するためには、ハード面の対応も想定されますが、3,000席を超えます利用者の需要を満たす収容台数を確保するためには相当な規模の施設整備が必要であり、多額の財政負担が見込まれることなどから、慎重な検討が必要と考えております。県

としては、先ほど申し上げましたとおり、今年度新たな対応策として、混雑状況の映像配信、あるいは屋外への電子看板の設置を実施いたしますことから、こうした対策の効果を十分に見極めながら施設を御利用いただきやすい環境の整備に努めてまいります。

続きまして、県立美術館への来館方法に係る周知でございます。

来館方法については、現在、美術館のホームページでの御案内に加え、施設のパンフレットやイベント情報などの紙媒体、企画展開催時のチラシや新聞広告等で公共交通機関や近隣駐車場の御利用を呼びかけているところでございます。引き続きあらゆる機会を捉えて美術館への来館方法の周知に努めてまいります。

最後に、県立美術館の駐車場に係る検討でございます。

県立美術館は、善光寺や長野市が管理いたします城山公園など、周辺環境と調和した美術館をコンセプトとしております。施設自体が城山公園と一体的な位置づけでありますことから、美術館を御利用いただく際には、議員から御指摘がありましたように、第3駐車場を含む城山公園の駐車場を一般利用駐車場として御案内してまいりまして、美術館の有料観覧者には駐車料金を100円割引とする取扱いを併せて行っております。

美術館の運営に当たりましては、地元の自治会、善光寺、学識経験者などで構成いたします長野県立美術館協議会で御意見を伺うなど運営の改善に努めており、交通アクセスに関する課題につきましても、駐車場の在り方にとどまらず、公共交通機関の利用も含めて、美術館の利用促進や利便性向上など総合的な観点から関係機関と連携して改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）県立美術館の駐車場については、あらかじめ知っていればそこまでお怒りにはならないのですけれども、行ってみて、ないということでお叱りの電話をいただくことがあるので、紙媒体も含めてやっておられるようですが、やはり事前の周知をさらにお進めいただきますようお願いしておきたいと思います。

それでは、最後にジェンダーギャップについてお伺いしてまいります。

昨年12月に出されました信州未来共創戦略の「性別による固定的役割や格差をなくそう」では、冒頭に、「「男は仕事、女は家庭」といった考え方は、地域や職場での女性の活躍や男性の育児参画を妨げており、いまだに、家事・育児時間の男女格差は4.2倍（2021年）」と書かれております。この家事・育児時間の男女格差4.2倍は、2021年の社会生活基本調査の結果から導き出されております。

実は、調査結果から見たことについて、私は、男性は長時間労働のせいで家事・育児をやりたくてもできないという話は本当かと皆様に疑問を投げかけたいのであります。社会生活基

本調査では、6歳未満の子供がいる夫婦の夫の仕事時間が最も長い県の山形県では、仕事時間は501分、家事・育児時間は81分、夫の仕事時間が最も短い県の福井県では、仕事時間は331分、家事・育児時間は117分、仕事時間は2時間48分も違うのに、家事・育児時間はたった36分しか差がないことを見ると、家事・育児をやりたくてもできないのは長時間労働のせいとは言い切れないと思います。ちなみに、長野県の夫の家事・育児時間は123分、妻の家事・育児時間は521分。男女格差は先ほど言った4.2倍となります。ジェンダーギャップがとても大きいわけです。

11月議会の議案説明で、阿部知事が、ジェンダー平等の推進、さらに都道府県版ジェンダーギャップ指数の改善と言われたことに期待をして質問してまいります。

男性の育児参加について伺います。

今年3月に公表された都道府県版ジェンダーギャップ指数では、長野県の県庁における男性職員の育休取得率は伸びているが、行政分野は全国的に改善が進んでいるため、昨年と同じ22位です。これは、令和5年にこども未来戦略方針により公務員男性の育休休業取得率の政府目標を引き上げたことを受けて、県は、令和5年9月、「男性の育児参加が当たり前」の県組織を目指すと行動宣言を発出し、男性の育休休業等取得率について、令和5年度に1週間以上100%、令和7年度までに1か月以上100%を目標にしています。

令和5年の行動宣言の発出の前と後の男性と女性のそれぞれの育休休業の取得率と平均取得日数を、知事部局は総務部長、教育委員会は教育長、警察職員・警察官については警察本部長に伺います。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）知事部局におきます育休休業の取得率、それから平均取得日数についてのお尋ねでございます。

知事部局における育休休業の取得率は、行動宣言発出前の令和4年度は、男性が39.1%、女性が100%、令和6年度は、男性が94.5%、女性が98.1%となっております。女性の取得率が100%を下回ったのは、育休休業の取得が次年度になった職員がいたことが要因でございます。また、育休休業の平均取得日数は、令和4年度は、男性が71.6日、女性が640日、令和6年度は、男性が101.6日、女性が608.8日となっております。

男性の育休取得促進に向けましては、これまで、男性職員の子育て計画書の作成を徹底することにより、育休の取得推進に加えて、業務の分担の調整など職場環境の整備にも取り組んでまいりました。今後も、男性職員の育児参加が当たり前となる組織づくりを目指して必要な取組を進めてまいります。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）教育委員会における育児休業取得率と平均取得日数についてのお尋ねでございます。

教育委員会における育児休業取得率は、男性については、令和４年度が15.0%、令和６年度は39.7%に増加したところです。女性については、令和４年度、令和６年度とも100%でございます。平均取得日数は、男性については、令和４年度は184.7日、令和６年度は145.6日、女性については、令和４年度は832.5日、令和６年度は803.0日でございます。

学校現場特有の事情もございますが、引き続き男性職員の子育て計画書の提出などを通じ、仕事と育児が両立できる職場環境の整備に取り組んでまいります。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）警察職員・警察官の育児休業取得率と平均取得日数についてお答えいたします。

県警察における育児休業の取得率は、令和４年度は、男性が34.8%、女性が100%、令和６年度は、男性が52.7%、女性が100%となっております。また、育児休業の平均取得日数は、令和４年度は、男性が7.1日、女性が952.7日、令和６年度は、男性が30.2日、女性が889.6日となっております。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）それぞれ御答弁ありがとうございました。

教育委員会は、やはり教職員の足りなさも含めて取りづらさがあるのではないかとかがうことができますので、ぜひ改善をしていただけるように、申告しやすくすることも含めて改善をお願いしたいと思います。

日本のジェンダーギャップ指数は148か国中118位と世界的に低く、中でも政治・経済分野が遅れており、G7では最下位です。さらに、都道府県版ジェンダーギャップ指数で、長野県はフルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差は45位、企業や法人の役員・管理職の男女比は46位と全国では最低レベルと知り、私も正直なところ衝撃を受けました。知事はこの状況をどのように考えるのか、見解を伺います。

先ほども触れましたが、議案説明で、「[2030年に目指す旗]として信州未来共創戦略で掲げている都道府県版ジェンダーギャップ指数の改善に向け、男女間の賃金格差の是正や企業・法人における役員・管理職の男女比改善などに、経済団体等の皆様と連携して取り組んでまいります」と明言されました。

とはいえ、民間企業の賃金格差の是正や役員・管理職への女性の登用の促進は、県が要望したることができるというものではありません。一方、現状このまま手をこまねているわけにはいきません。県内企業・経済団体等と連携しながら具体的にどのような施策を推進していくのか、

知事に伺います。

また、県内企業・法人に改善を求める上で、県としても取り組んでこそと思います。まず、県職員の給与において男女間の給与格差がどの程度あるのか、お聞きします。また、県職員の男女間の給与格差の是正に向け、女性管理職の登用を積極的に進める必要があると考えます。総務部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、ジェンダーギャップに関連して２点御質問をいただきました。

まず、全国に比べて長野県が遅れている現状についてどう考えているのかという御質問でございます。

都道府県版ジェンダーギャップ指数において、本県の男女間の賃金格差、あるいは企業や法人の役員・管理職の男女比、この順位が低い背景には、まず産業構造がどうしても製造業が多いという特徴がありますし、また、これまでの企業風土を引きずっている企業がまだ多く存在しているんじゃないかというふうに思います。

また、そうしたものの背景には、さらに社会であったり、家庭内であったり、こうしたところにおける固定的な性別役割分担意識が大都市部等と比べるとまだまだ依然として根強く存在しているんじゃないかというふうに思っています。こうしたことを考えますと、企業の取組を促すだけではなくて、やはり社会全体の意識を変えていくということも併せて取り組んでいくことが重要だというふうに考えております。

現在策定中の第６次男女共同参画計画におきましては、大きな柱として、ジェンダー主流化を掲げることを検討しております。産業分野に限らず、県の施策全体にジェンダー平等の視点を組み込んでまいりたいと考えております。

ジェンダーギャップ指数の順位は相対的なものでございますので、他の都道府県、他の地域がどんどん頑張れば、幾ら我々が頑張っても順位は上昇しませんので、他の都道府県を上回る取組を危機感を持って進めていきたいと考えております。

続いて、男女間の賃金格差の是正や役員・管理職の男女比改善の具体的施策という御質問でございます。

御指摘のとおり、この賃金格差、あるいは役員・管理職比率が改善されていくためには、企業の努力が必要だというふうに思いますが、ただ、我々もそれを見ているだけではいけないというふうに思っております。そういう意味では、まず見える化していくことが重要だと思います。

企業が自社の現状を対外的に公表し、見える化していくということの観点から、まず女性活躍推進法に基づく企業データベースへの登録、そして、職場いきいきアドバンスカンパニー認

証取得企業の情報開示、こうしたものを促進して、企業の努力を見える化していくように取り組んでいきたいというふうに思います。

また、女性の役員・管理職の育成・登用を進めていくことが重要であります。県の一般行政職はなかなか飛び級というのは難しいわけです。ただ、審議会の女性比率や各種行政委員会の委員の皆さんは、私が任命するという行為の中でかなり女性の比率を上げることができます。これは、企業も同じでありますので、そういう意味で、従業員だけではなく、役員の比率をまず高めていただきたいということで、女性役員の外部人材とのマッチングをする仕組みをつくってきたいというふうに思っております。

また、自社での育成がなかなか難しい中小企業の皆さんを対象にして、女性管理職の育成講座というものも開催するように検討していきたいと思っています。

加えて、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会がございますので、そもそもここに参加いただく経営トップはそれなりの意識を持たれているわけでありますけれども、こうした会に集うメンバーをもっともっと増やして経営層の意識改革も促していきたいというふうに思っております。

こうした様々な取組を進めていくわけでありますが、政労使のトップが一堂に会する長野県人材確保・生産性向上連携会議を10月に開催させていただき、こうした認識を共有させていただいたところでございます。賃金格差をはじめとするジェンダーギャップの解消に向けて、企業・経済団体と一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には県組織の男女間の格差、それから女性管理職の登用について御質問を頂戴いたしました。

まず、県組織における男女間の給与の現状でございます。

令和6年度におきます任期の定めのない常勤の女性職員の給与は、男性職員の給与の88.7%という状況でございます。差違が生じております主な要因といたしましては、扶養手当をはじめとした諸手当を受給している男性の割合が高いことや、女性の管理職の割合が男性より低いことが挙げられます。

次に、県組織における女性管理職の登用についてでございます。

本県の女性職員の管理職への登用につきましては、10年前の平成27年4月1日時点と本年4月1日時点と比較いたしますと、部長相当職では1.4%の1人から13.0%の10人へ、課長相当職では5.2%の31人から16.4%の96人へということで、登用を着実に進めてきておるところでございます。

引き続き、キャリアアップへの不安を解消し、リーダーへステップアップする意欲を醸成するため、女性職員キャリアビジョン研修を実施するとともに、多様な職務経験を積んでいただくため、中央省庁、民間企業、市町村など他組織への派遣、また、県の政策形成部門への配置によりキャリア形成を支援するなど、女性職員の積極的な育成に取り組み、登用の拡大につなげてまいります。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）県職員においても、男女間の給与格差は、やはり女性の管理職の登用に遅れがあることが反映されているということが御答弁の中でも一部明らかになりまして、この10年間で前進はしたものの、正直まだまだというふうに言わざるを得ません。

長野県の女性の就業率は、令和2年の国勢調査では全国6位です。近年は、子育て期と言われる30歳から39歳の就業率が上昇しています。これだけ働いている女性が多いのに、フルタイムで働く男女の賃金格差が45位、明らかに女性の賃金が低いわけです。賃金が低いということは、高い賃金が得られる地位が女性には与えられていない。性別による固定的役割や格差をなくそう。男は仕事、女は家庭ではなく、今は、男は仕事、女は仕事と家庭です。男性より家事・育児時間を4.2倍こなし、懸命に仕事をして、自分の時間を持てない。その上に、女性が仕事や家事で正しい評価をされていない。それに見合う対価、賃金を得られていません。これは、本当に女性にとっても男性にとっても不幸なことと言わざるを得ません。知事と同様ジェンダー視点で改善をしていく。私たちも声を上げ続けていきたいと思います。引き続きこの問題にはまた取り組ませていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、早川大地議員。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）飯田市・下伊那郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問いたします。

11月は、我が飯田市にとっては飯田焼肉月間として、「クイズラリー飯田焼肉検定」、「飯田焼肉してまっぷ 焼肉ひとこと選手権」、保育園、学校の給食に焼き肉を提供、約140人の大出前焼肉大会、さらには日本縦断焼肉連携協議会による三大焼肉聖地である北海道北見市、沖縄県石垣市、長野県飯田市をつなぐ総移動距離2,900キロメートル超の壮大なスタンプラリーを展開しており、今年も大盛り上がりでした。阿部知事におかれましては、三遠南信サミット in 南信州で飯田焼き肉を堪能していただき、感謝いたします。

さて、多くの焼き肉ファンから毎回質問を受けるのは、松本の食肉加工処理施設です。我々自由民主党県議団政調会は、本年7月、長野県食肉公社を現地調査いたしました。また、同日

に綿半ウッドパワーも訪問し、たくさんの気づきがあり、今回、綿半ウッドパワーの教訓を踏まえたいと思います。

本年4月、ソヤノウッドパワーの発電事業を綿半ウッドパワーが継承して以来、大幅に業績が回復し、稼働率は9割を超えております。過去、稼働率が上がらなかったソヤノウッドパワー側の理由は、全国的に木質バイオ発電施設の稼働が増えたことに伴う燃料材の需要の増加や、製紙用などほかの用途向けの需要との競合で、燃料材価格の上昇等、外的要因の影響を大きく受けたと聞いております。しかし、外的要因がほぼ同じ条件の中、なぜ綿半ウッドパワーが大きく稼働率を上げることができたのでしょうか。私は、綿半ウッドパワーの親会社、綿半ホールディングスの経験と実力によるものと考えます。

僭越ながら、私の十数年のサラリーマン生活の中で学んだ事業投資において最も大切なことは、いかなるパートナーと組み、どのようにマーケットを開拓し、つくり上げていくかだと思います。信頼のおけるパートナーがいなければ、マーケットをつくり上げることはできません。綿半ホールディングスは、業態が多岐にわたり、ビジネスにおける川上、川中、川下を熟知しており、資材調達において様々なソースを活用し、圧倒的な価格交渉力、調達能力があるものと考えます。綿半だからこそ、ソヤノウッドパワーでは事業規模が大き過ぎる状況においても9割以上の稼働を実現しました。

つまり、大切なことは、デューデリジェンスのプロセスにおいて、目の前のパートナーやコンサルタントの声を基に、一般的な手法やディスカウントキャッシュフロー法やマルチプル法等を活用したばら色の事業計画だけを信じ切ってははいけません。財務状況や価格交渉力を含めた実業におけるパートナーの実力、つまり本来の企業価値を適切に判断し、そしていかにマーケットを見極め、つくり上げていくのか、丁寧に検証し、判断することです。そのような意味において、今回の綿半ウッドパワーの事業継承により、我が長野県は多くのことを学ばなければなりません。

改めて食品加工処理施設について問いたいと思います。

10月23日の定例会見で、阿部知事は、今の局面において、現段階では食肉処理施設の新設は採算が取れず持続可能性がないと発言されましたが、もう一度、県として市場動向を精査の上、シミュレーションを丁寧に行うことはできないでしょうか。

まず、食品加工処理の設備は、国内の主要な業者より見積りを入手していると理解しておりますが、ほかの国内メーカーや欧州メーカーの見積りはいかがでしょうか。その上で、需要に合わせ、設備を縮小した場合、もともとの設備金額と変わらないと言い切るのではなく、メーカー側と粘り強く交渉し、初期投資を抑えることが可能か検証してはいかがでしょうか。

現在の屠畜実績は1日300～400頭ですが、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金の獲

得に向け、処理頭数を1日700頭に拡大できるよう、市場開拓すべく、調査することは可能でしょうか。さらに、補助率アップや市場拡大に向けて、ハラル対応の検討は可能でしょうか。

一方、市場拡大が難しい場合も念頭に、1日300～400頭規模でも健全経営をすることは可能でしょうか。また、1頭当たりの加工処理費用を見直し、経営改善につなげることは可能でしょうか。以上、村山農政部長に伺います。

現在、長野県など関係者でつくる畜産経営支援検討会議（仮称）は、松本食肉加工処理施設の閉鎖に伴い、県外への輸送におけるコスト支援や輸送する車の設備の補助を検討する等、主に短期的な課題解決に向けて動いていると理解しております。一方、本会議には中長期的な課題も挙がっておりますが、まだまだ前向きな議論に発展するには難しい状況であることは重々承知しております。

ゆえに、本会議の分科会または新たな検討協議会を創設し、現在所属していない食品加工処理に対し強い思いを持つ民間企業や団体を新たに加えた上で、中長期的に、新設に向け、今まで質問した内容も含め新たにシミュレーションをし、議論を行うことは可能でしょうか。以上、阿部知事に伺います。

次に、防災庁について質問いたします。

12月1日の報道では、政府は防災庁の本庁は2026年11月1日に設置予定で、南海トラフ巨大地震と日本海溝・千島海溝地震の被害が想定される各地域に1か所ずつ地方拠点をつくる方向です。年内に防災立国の推進に向けた基本方針をまとめ、年明けの通常国会に防災庁設置関連法案を提出予定です。

本年3月31日に政府の中央防災会議が公表した南海トラフ巨大地震の被害は、死者数は最大29万8,000人で、最も被害を受ける隣県の静岡県は約10万3,000人と予想されております。さらに、経済損失は、隣県の愛知県が最大の被害を受け、直接的被害は約14兆円、間接的被害は約3兆円に上ります。人的被害が最も大きい静岡県、経済的損失が最も大きい愛知県を真っ先に救助、支援できるのは、長野県と山梨県だと思います。そのためにも、三遠南信自動車道や中部横断自動車道の存在が非常に重要になります。

また、日本海溝地震で約31兆円、千島海溝地震で約17兆円の被害額が推計されており、北海道から千葉県まで大きな損害が想定されております。長野県は、縦に長い地理的条件から、被害リスクを分散でき、さらには本州中央部にあるため、東西への物資供給等、交通上のハブとれます。つまりは、南海トラフでは東海地区を、日本海溝・千島海溝地震では関東・東北地区を迅速に救助、支援できるのは、長野県であると確信しております。

長野県は、6月23日、政府に防災庁誘致を要望しておりますが、改めて長野県への防災庁誘致に向けた阿部知事の意気込みを伺います。

次に、こども誰でも通園制度について質問いたします。

こども誰でも通園制度とは、保護者の就労要件を満たさなくても保育園を利用できる制度で、対象は生後6か月から3歳未満の未就園児で、試行的事業では、利用時間は月10時間まで国が補助し、保護者の利用料は1時間300円を標準とするとされています。

2026年度の全国一斉スタート前に、我が長野県では、2024年度より試行的事業が開始され、長野市、松本市、飯田市、御代田町と、独自設計の辰野町、箕輪町、高山村の7市町村で取り組んでおり、塩尻市と一時休止の須坂市も本年度中に開始予定です。

地元新聞社による県内77市町村のアンケートでは、国の方針や制度設計を評価すると回答した市町村は20、評価しないと回答した市町村は57に上り、人材不足や一時預かりとのすみ分けに苦慮する状況が鮮明となりました。

実際に、試行的事業を行い、分かったことは、都市部と中山間地で実情やニーズが異なることです。都市部では、核家族化が進む中、育児の孤立を防ぐべく、保護者の支援につながり、また未就園児の家庭状況の把握もでき、多くのメリットを感じました。

一方、保育現場は、月10時間の上限の中、慣れない子供がクラスに入るため、もともとの在園児がいつも以上に泣いてしまったり、新たに加わった園児のアレルギー等の特別な対応にも追われます。園にもよりますが、こども誰でも通園制度の園児が入る場合、そのクラスにベテラン職員を配置する等、混乱しないよう丁寧に進めております。

さて、先進的に取り組んでいる福岡市は、福岡市型こども誰でも通園制度として、利用時間を国の上限の4倍の月40時間までとし、約40園で実施しております。国基準を大幅に超えるため、福岡市独自で約4.9億円の予算づけをしております。福岡市の保護者の評価は本当に高いと聞いております。

それでは、質問いたします。

現在、試行的事業を行っていない自治体を含め、今後こども誰でも通園制度の本格スタートに当たり、先行実施している市町村での課題等を踏まえ、長野県はどのように市町村や実施する園を支援していくのか。また、試行的事業では保護者負担が1時間300円を標準としていますが、子育て支援の観点から、保護者負担の軽減を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、こども家庭庁は、全国展開を始める2026年度も利用時間を月10時間で検討中ですが、ニーズが高い地域に限り、福岡市のように国の上限時間を超える取組を行う場合、長野県は市町村への財政支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。酒井こども若者局長の所見を伺います。

次に移ります。11月10日から13日にかけて、長野県議会日韓親善促進議員連盟として、萩原清会長をはじめ多くの議員で江原特別自治道とソウル市を訪問しました。江原特別自治道庁の

所在地、春川市では、いいだ人形劇フェスタの前身の人形劇カーニバル飯田をモデルに、1989年、春川人形劇祭がスタートし、世界的に人形劇が盛んな都市となりました。

今年は、ユネスコ傘下の国際人形劇連盟ウニマによる4年に1度の総会が春川市で開催され、また、春川世界人形劇祭も開かれ、約60か国、1,000人余りの芸術家や関係者が参加しました。いいだ人形劇フェスタに参加している春川市の人形劇団の皆さんより、飯田市に対し、春川人形劇祭創設のきっかけから始まり、長年にわたる両県道・両都市の文化交流等、感謝の言葉をたくさんいただきました。海外でこれほど飯田市と長野県に感謝し、評価していただいたことは正直初めてで、心からうれしく思います。

春川市と飯田市の人形劇を通した文化交流は、両都市の子供たちやスタッフを含め、コロナ後、活発化しておりますが、一層の促進のため、双方の文化交流の場をさらに創出する必要があります。長野県は、2018年の平昌冬季オリンピックをきっかけに、江原特別自治道と友好交流協約を結び、県レベルで交流していますが、市町村レベルでも交流を活発化すべく、春川市と飯田市の人形劇の交流への支援を含め、今後どのように取り組んでいくのか。中村企画振興部長の所見を伺います。

また、議員連盟は、韓国の航空会社のエアロKの幹部と面談し、萩原会長から知事の親書をお渡しし、意見交換を行いました。エアロKは、本年9月に松本空港と韓国を結ぶ国際チャーター便を運航し、松本青年会議所は、本チャーター便を活用し、現地交流を行いました。エアロKとの意見交換では、今後の松本空港へのチャーター便の運航について前向きな姿勢が示され、私も大いに期待を持ちました。そこで、松本空港における韓国との国際チャーター便就航に向けた取組の状況と今後の見通しを村井交通政策局長に伺います。

次に、宿泊税について質問します。

11月20日に、長野県宿泊税の制度開始日が令和8年6月1日と決定しました。ここまでの歩みは、一言では表せない本当に大変な道のりだったと思います。私自身も、自由民主党県議団政調会として、長野県旅館ホテル組合会、また同会の青年部、さらには地元組合の皆さんの声を多数聞かせていただきました。

阿部知事におかれましては、昨年12月の第1回知事南信州執務週間で、急遽、飯田・下伊那の宿泊事業者とランチミーティングを行っていただきました。多くの声を踏まえ、免税点を6,000円まで引上げ、定額制300円を制度開始3年間は200円と柔軟な対応をしていただき、心より感謝いたします。

さて、今後最も注目すべき点は、宿泊税の使途です。当然ながら、納税者も観光からビジネス利用など様々で、それぞれの立場に配慮し、納得を得られなければ長続きしません。長野県宿泊税活用部会での議論を経て、県より宿泊税活用計画の骨子が示されました。今後5年間で

取り組む県の施策として、自然公園など長野県らしい観光コンテンツの充実、観光客の受入環境整備、観光振興体制の充実、そして市町村交付金などが挙げられております。

長野県内には、まだまだ伸び代のある地域が数多くあります。今後、宿泊事業者などの様々な意見を取り入れ、地域バランスにも配慮し、宿泊税の使途の検討を進めるべきと考えますが、高橋観光スポーツ部長の所見を伺います。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には食肉施設に関して5点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

初めに、食肉施設の整備に係る初期投資の負担抑制についてでございます。

松本食肉施設整備支援検討会において、JAグループに対して複数の事業者から見積りを聴取して費用低減を図るべきとの意見があり、海外製品を輸入販売している事業者も含めた3社から見積りを聴取しております。また、JAグループ内の設計部門も関与する中で、施設の仕様を検討し、初期投資の低減を図ってきたところでございます。

なお、食肉施設の建設に当たっては、特に食肉プラント部分については取扱業者が少なく、全国における導入事例を見ましても対応できる事業者は限られている状況だと認識しております。

次に、交付金の活用に向けた市場開拓調査についてでございます。

松本食肉施設の検討においては、生産者へのアンケートに基づき、若手生産者の規模拡大の意向など最大限の処理頭数の増加を見込んで試算がなされました。しかし、それでも交付金の補助要件には満たなかったことから、近隣県から集荷ができないか調整を行いました。県外の各施設も処理頭数の確保が課題となっている状況もあり、県外から荷を集めるまでには至りませんでした。

次に、ハラール対応の可能性についてでございます。

食肉施設がハラール認証を取得する場合、施設をはじめ、全ての処理工程において牛を豚と厳格に分離する必要があります。県内の食肉施設では豚も処理することから、ハラール認証の取得は困難であると判断したところでございます。

次に、小規模施設の健全経営の可能性についてでございます。

今回の検討では、1日の処理頭数を豚換算で430頭と設定して試算が行われました。この規模の場合、食肉プラント関係の機械の規模が大規模施設とあまり変わらず、また、衛生面から作業人数を削減することもできないことから、処理頭数に比例してコストを大幅に下げることが難しいところでございます。このため、小規模な施設にしても健全な経営を行うことは困難であると考えております。

最後に、屠畜料の見直しによる経営改善についてでございます。

屠畜処理のみを行う食肉施設においては、屠畜料が主な収入源となります。松本食肉施設の検討では、屠畜料の値上げを見込んで試算が行われましたが、既に他県の施設と比較しても高い料金水準にある施設であることから、生産者の負担増を考えると、施設の経営改善につながるような大幅な値上げは現実的でないと考えます。

このように、事業主体であるＪＡグループが慎重に検討を重ねた結果、移転新設が断念されたものであり、県が見ても、シミュレーションを含め、この判断は妥当なものだと受け止めているところでございます。このため、現段階において、県が改めて検討を行ったとしても結果は変わらないものと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 食肉施設に関連して、中長期的な新設に向けた議論を行うことは可能かという御質問でございます。

基本的に先ほど農政部長が答弁したとおりであります。検討を重ねた結果、現状見込める最大限の処理頭数の規模で新たな施設を整備したとしても、建設費の回収はもとより、赤字がかさみ負債が固定化するという見込みのため、断念されたものでございます。仮に新たな施設を整備したとしても、経常的な赤字経営になった場合には、中長期的に見た場合、かえって本県畜産業の弱体化につながるおそれもございます。これは、屠畜料の引上げ等をしていかないと、もう採算が成り立たなくなってしまうこともありますので、そうしたことを考えれば、本県としては、県内畜産農家を守る観点から、将来にわたり畜産業が持続的に発展していけるよう、規模拡大や生産性向上に資する生産基盤の強化に対する支援、消費拡大、ブランド価値の向上など畜産農家の所得向上につながる取組を積極的に行ってまいりたいと考えております。

新たなシミュレーションや議論の可能性についてというお尋ねでございますが、もとより民間企業や団体から採算が見込める運営システムの具体的な御提案があれば、当然我々がお話を伺うことはやぶさかではございません。しかしながら、今申し上げたとおり、まさに県として取り組まなければいけないことは、松本の施設がなくなる中で、畜産農家が将来に希望を持って営農できるよう、競争力の強化を通じた経営の持続的な発展を図ることでありまして、そのことにしっかりと全力を注いでいきたいと考えております。

続いて、防災庁誘致に向けた意気込みについてという御質問でございます。

世界有数の災害大国であります我が国において、南海トラフや首都直下地震、富士山噴火など様々な大規模災害の発生が言われる中、行政機能をはじめとする様々な機能が東京に集中し過ぎているということは非常にリスクが高いというふうに考えております。リスク分散

が必要だと思っております。

先月26日に開催いたしました政府主催の全国都道府県知事会議におきましては、知事会として、改めて国に対して専任の大臣の下で災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を指導する防災庁を設置して、防災・減災対策と国土強靱化を強力に推進することを求めたところでございます。

令和元年東日本台風災害や御嶽山噴火災害といった様々な大規模災害の経験を有し、消防団の活動も盛んである本県に防災庁の地方拠点を設け、国と地方が連携して災害対応の機能を発揮することは、本県のみならず、全国における災害対応において大きな役割を果たし得るというふうに考えております。

今回の報道にありましたが、地方拠点が具体的にどういう役割を果たすものか、まだ判然としていないというところがございます。今後、この地方拠点の役割等を早く明らかにすることを国に求めているというふうに思いますし、その内容をよく吟味した上で誘致に向けた取組を着実に進めていきたいと考えております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には3点御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、こども誰でも通園制度の本格実施に向けた市町村等への支援についてでございます。

こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無にかかわらず、子供の成長への支援や保護者の育児負担の軽減を図るため、来年度から全国一律で実施されるものですが、県内市町村からは、保育士の確保やこれまでの保育制度との違いなどに対する不安の声が寄せられております。このため、県では、全ての市町村で円滑に事業を開始できるよう、今年8月に説明会を開催し、先行実施している市に実施状況や課題を発表いただいたり、不安を抱えている市町村等に対して必要な助言等の支援を行っております。また、子供を受け入れる園へは、市町村を通じて制度内容の情報提供等を行っております。

さらに、受入れ対応をする保育士を確保するため、復職する際の保育料や就職準備金の貸付けによる潜在保育士の掘り起こしや、移住セミナーの開催による県外保育士の確保支援を行うとともに、国に対して財源確保や地域の実情に応じた柔軟な運営に関する要望も行ってきました。今後も、国の動向を注視しつつ、速やかな情報提供に努めるとともに、慣れない子供を受け入れるに当たって必要となる保育士への研修も実施するなどにより、来年度から全ての市町村で円滑に制度が実施されるよう必要な支援を行ってまいります。

次に、保護者負担の軽減に関する県の考え方についてでございます。

子供の発達支援や保護者の負担感軽減を目的とする本制度については、必要とする全ての家庭で広く活用いただくためにも、保護者の経済的負担の軽減は重要であると考えております。本格実施する際の保護者負担の在り方の詳細は現在国で検討中ですが、今後とも国の動向に十分に注視しつつ、必要に応じて国に対して保護者負担の軽減についても要望を行ってまいりたいと考えております。

また、現在、県では、未就学児を育てる家庭を対象に、市町村が独自に取り組む経済的負担軽減策を応援する子ども・子育て応援市町村交付金事業を実施しており、本事業を活用して保護者負担の軽減を図っていただくことが可能であるため、この点についても改めて周知してまいりたいと考えております。

最後に、国の上限時間を超えて取り組む市町村への財政的支援についてでございます。

国は、来年度からの本格実施に当たり、保育士等の確保状況や対象となる全ての子供が等しく利用できる体制確保の観点から、利用時間の上限を月10時間とする方向で検討しているものと承知しております。一方で、関係者からは、市町村や地域の実情を踏まえ、利用時間を柔軟に設定できるようにしてほしいとの御要望が多くあることも認識しております。県としては、実施主体である市町村の主体的な判断を尊重するとともに、地域の実情により国が示す上限を超えて実施する市町村に対しては、国が責任を持って財源措置を行う必要があると考えております。

県では、これまで、本制度の本格実施に向け、保育士の確保に関する支援や関係機関への情報提供などに取り組むとともに、国への要望も行っていました。今後とも必要な支援を行うとともに、市町村や実施園における御意見や実態を十分に踏まえ、本制度が地域の実情に応じた柔軟な仕組みとなるよう、あらゆる機会を通じて国に対して働きかけてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には江原特別自治道との今後の取組について御質問をいただきました。

先日の江原特別自治道における両知事の懇談においては、観光、文化、スポーツなどの分野での交流拡大の重要性を共有し、交流協力拡大共同宣言を行ったところです。

江原特別自治道とは今年度から大学生の相互訪問をスタートしたところですが、今後、青少年交流をより活性化させるとともに、冬季オリンピック開催地同士として、スポーツ振興や観光面での協力、様々な分野での産業連携など、お互いの共通点や強みを生かした協力連携が考えられます。来年は友好交流協約締結から10周年を迎えることから、未来志向での内容の更新に向けて、今後実務レベルでの協議を進めてまいります。

議員から御紹介いただいた春川市と飯田市との人形劇を通じた交流は、両地域に共通する文化的な財産を活用した好事例と認識しております。こうした市町村をはじめ様々な主体による交流の促進や各分野の交流に対する県としての関わり方等についても、今後の協議に併せて検討してまいります。

〔企画振興部交通政策局長村井昌久君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（村井昌久君） 私には韓国との国際チャーター便就航に向けた取組と今後の見通しについて御質問を頂戴いたしました。

韓国との国際チャーター便につきましては、本年9月に韓国のエアロK航空により6年3か月ぶりに就航が実現しまして、信州まつもと空港と清州国際空港との間で2往復4便、延べ273名の方に御利用いただいたところです。

こうした中、先月11月12日、ソウル特別市におきまして、県議会日韓親善促進議員連盟、在日本大韓民国民団長野県地方本部の皆様とエアロK航空の幹部等との懇談が行われまして、私も同席いたしました。この懇談では、空港の施設面での課題や、地上支援、グランドハンドリングの重要性などについて活発な意見交換が行われまして、同社からは、今後の就航拡充に向け具体的かつ建設的な提案が示されたことから、手応えを感じたところです。

その後も、旅行商品を造成する県内旅行会社と共に具体的な調整を進めてきました結果、来年3月に信州まつもと空港と清州国際空港を結ぶ4往復8便のチャーター便の運航が内定したところです。今後は、同チャーター便の円滑な就航に向けまして空港の受入れ体制等を整えるとともに、旅行商品のPR等に努めてまいりたいと考えております。

県としては、今後ともチャーター便の実績を着実に積み上げ、一定期間に連続して運航するプログラムチャーターへと発展させ、さらには定期便、季節便化につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私には今後の宿泊税の使途の検討について御質問をいただきました。

宿泊税の使途につきましては、宿泊税活用計画（仮称）においてお示しすることとしておりますが、この計画の骨子について、宿泊事業者や市町村の代表者、観光事業者などが参画する宿泊税活用部会での審議を経た上で取りまとめを行い、パブリックコメントなども踏まえまして、現在、宿泊税を活用する事業の検討を鋭意進めているところであります。

宿泊税の活用に当たりましては、暮らす人も訪問される人も税導入の効果を実感いただけるよう取り組む必要があると考えております。このため、県で実施する事業につきましては、施

策や地域をできる限り重点化して実施することとしておりまして、観光コンテンツの整備や宿泊施設の滞在環境の向上、宿泊施設の集積エリアの観光まちづくり支援などについて意欲ある事業者や地域に対して支援を行うことを検討しております。

一方、地域の独自性を発揮した取組を促進するための市町村交付金につきましては、その算定に当たり、市町村との意見交換も踏まえまして、一般交付金では、宿泊数を基本としながら、県全体の観光振興の底上げを図るために50万円の均等割を一律に設定したほか、重点交付金では、宿泊数のほか、宿泊地以外での滞在数も加味するなど、宿泊の少ない観光地にも配慮する制度といたしました。

宿泊税活用計画や令和8年度当初予算の取りまとめに当たりましては、引き続き関係者との意見交換を行いながら、議員御指摘の点も踏まえ、検討を進めてまいります。

以上です。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）全ての執行部の方より御答弁をいただきました。

11月は、秋のこどもまんなか月間でした。高市早苗総裁をはじめ閣僚の皆さんは全員オレンジリボンを身に着けており、政府として子供に対する意識の高さを感じました。

今回取り上げた食肉加工処理施設、日韓交流、こども誰でも通園制度、信州の観光業、宿泊税等全てにおいて、信州の子供たちの未来にとってとても大切な課題です。

食肉施設に関しては、先ほど様々な質問に対して御答弁いただきました。正直心が折れかけましたけれども、私は諦めたくないと思っております。JAグループや流通業者の回答を農政部としては受け止めるということなのですが、農政部としても、どこまで専門的知識があるのか分かりませんが、もう少し主体的に自らチェックしてほしい、シミュレーションをしてほしいなと心から思います。

ただ、一つヒントがあったのは、阿部知事より、民間より新たに提案があった場合、聞くことはできるというお話をいただきましたので、ぜひとも前向きに何かしらの打開策を探してみたいなと思います。

短期的な輸送支援というのは、中長期的に考えると、輸送コストは膨らんでしまうことも想像されます。初期投資との折り合いで難しいとの考えもあるのかもしれませんが、いろいろなバランスを考えて、これからもまだまだ考え続けていきたいなと思います。

信州の子供たちの健やかな成長を願い、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明４日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後３時47分延会

令和 7 年 12 月 4 日

長野県議会（定例会）会議録

第 4 号

令和 7 年 11 月

第441回長野県議会(定例会)会議録(第4号)

令和7年12月4日(木曜日)

出席議員(55名)

1 番	竹 村 直 子	28 番	竹 内 正 美
2 番	小 林 陽 子	29 番	宮 下 克 彦
3 番	林 和 明	30 番	大 畑 俊 隆
4 番	勝 山 秀 夫	31 番	寺 沢 功 希
5 番	グ レ ー ト 無 茶	32 番	共 田 武 史
6 番	奥 村 健 仁	33 番	高 島 陽 子
7 番	青 木 崇	34 番	荒 井 武 志
8 番	垣 内 将 邦	35 番	埋 橋 茂 人
9 番	早 川 大 地	36 番	続 木 幹 夫
10 番	佐 藤 千 枝	37 番	中 川 博 司
11 番	丸 山 寿 子	38 番	両 角 友 成
12 番	小 林 君 男	39 番	清 水 純 子
13 番	勝 野 智 行	40 番	小 池 久 長
14 番	加 藤 康 治	41 番	酒 井 茂 人
15 番	小 林 あ や	42 番	堀 内 孝 人
16 番	清 水 正 康	43 番	依 田 明 善
17 番	向 山 賢 悟	44 番	山 岸 喜 昭
18 番	山 田 英 喜	45 番	小 林 東 一 郎
19 番	大 井 岳 夫	47 番	毛 利 栄 子
20 番	丸 茂 岳 人	48 番	和 田 明 子
21 番	花 岡 賢 一	49 番	宮 澤 敏 文
22 番	望 月 義 寿	50 番	丸 山 栄 一
23 番	山 口 典 久	51 番	小 池 清
24 番	藤 岡 義 英	52 番	宮 本 衡 司
25 番	川 上 信 彦	53 番	西 沢 正 隆
27 番	小 山 仁 志	54 番	風 間 辰 一

55 番 佐々木 祥 二
56 番 萩 原 清

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

26 番 百 瀬 智 之

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大会 局 長
農 政 部 長
林 務 部 長
建 設 部 長
建 設 部
リニア整備推進局長
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長
公営企業管理者
企業局長事務取扱
財 政 課 長
教 育 長
教 育 次 長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
警 務 部 長
監 査 委 員
選挙管理委員会
委 員 長

北 島 隆 英
村 山 一 善
根 橋 幸 夫
栗 林 一 彦
室 賀 莊 一 郎
柳 沢 由 里
吉 沢 正
塚 本 滉 己
武 田 育 夫
松 本 順 子
清 水 寛
阿 部 文 彦
長 瀬 悠
増 田 隆 志
丸 山 昇 一

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴 子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議事課担当係長
総務課庶務係長
総 務 課 主 査
総 務 課 主 任

山 田 淳 貴
村 田 吉 弘
東 方 啓 太
木 下 裕 介

令和 7 年12月 4 日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、百瀬智之議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、川上信彦議員。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）おはようございます。ツキノワグマ対策について伺います。

東北地方で起きている深刻な事態を長野県において未然に防ぎつつ、県民の命と暮らしを守るために、保護から科学的な根拠に基づく管理と共存への転換を確かなものにするよう質問を行います。

初めに、ツキノワグマの推定生息数と保護管理計画について伺います。

本県では、2001年度から第1期保護管理計画をスタートし、現在は第5期計画の下、5年ごとに科学的手法を用いた推定生息数を調査しております。推定生息数は、中央値で、2001年度は1,913頭、以降右肩上がりが増加傾向が続いており、2020年度は7,270頭とされています。

一方で、東北地方の一部では、調査手法の違いなどから過小評価ではないかとの指摘もあり、長野県の保護管理ユニットは県境をまたいで存在していることから、国主導での統一的な調査手法、評価の必要性が指摘されております。そこで、本県として、直近の調査結果をどのように評価し、現在の生息実態をどのように見ているのか、伺います。

次に、東北地方における深刻な人身被害と本県のリスク認識について伺います。

岩手、秋田など東北各県では、今年、出没件数、人身被害がかつてない規模で発生し、特に秋田県では人身被害が50名規模に達しています。背景としては、東北地方では今年ブナの結実が大凶作であると森林管理局が公表していること、また、これまで鹿、猿、イノシシ等による農林被害が少なく、侵入防止柵など物理的な対策が長野県ほど進んでいなかったことが指摘されております。

一方、本県では、平成19年度に農林業被害額が17.4億円に達した後、侵入防止柵が延長2,200キロを超えるまで整備され、現在の被害額は7～8億円程度まで減少しています。しかし、人身被害件数は近年2桁で推移し、今年も10件15名と、東北ほどではありませんが、決して少なくはない状況です。さらに、北部ではブナの凶作の影響があり、10月以降の目撃件数が昨年の3倍超、本来減少すべき11月に入っても高止まりしており、冬眠しない熊の増加や活動期間の長期化が懸念されております。

そこで、東北各県で発生している深刻な人身被害を県としてどのように捉え、本県における将来のリスクをどのように認識しているのか、伺います。

次に、ゾーニング管理と人と熊のすみ分けの徹底について伺います。

本県は、鹿、猿、イノシシを含む鳥獣被害対策を長年進めてきた結果として、熊についても山際の侵入防止柵、緩衝帯の整備、放置果樹・誘因物の除去等により農林業被害を大きく抑制してきました。今回の県民の命と暮らしを守るツキノワグマ対策では、ゾーニング管理の導入加速、緩衝帯のやぶ化を防ぎ、熊を緩衝帯より奥へ押し込む明確な線引きが柱として掲げられております。

そこで、延長2,200キロを超える侵入防止柵の老朽化に伴う維持管理が必要と考えますが、更新、補修を実施するための支援をどのように行うのか、伺います。

次に、捕獲体制の強化と人材確保、広域連携の在り方について伺います。

本県では、環境省ガイドラインを踏まえた第5期保護管理計画に基づき、年間捕獲上限を337頭から675頭へと2倍に引き上げました。一方で、猟友会は、高齢化、担い手不足が深刻化し、緊急銃猟に際しての責任の所在や補償への不安、山中だけでなく緩衝帯や集落周辺での対応の難しさなど、多くの課題を抱えております。

そこで、捕獲上限を337頭から675頭に引き上げたことについて、どのような科学的根拠とリスク評価に基づくものか。生息数を増やさない適正に管理するフェーズへの政策転換点をどう位置づけているのかを伺います。また、緊急対応体制について、市町村と県及び県警の役割と相互連携をどのように構築していく予定か、伺います。

また、猟友会の広域連携について、小規模町村が単独で対応困難な地域において県が仲介して協定等を結ぶ仕組みを含め、いつどのような枠組みで広域連携体制を構築していくのか、伺

います。

次に、情報発信・普及啓発と出没情報の共有の在り方について伺います。

今回、県内の様々な方々からお話を伺ったところ、熊と出会ったときの行動などごく基本的な知識が県民に十分に浸透していないこと。出没情報が市町村への通報に依存しているため、実態より少なく集計されている可能性があること。新たに運用を開始した出没情報アプリ「けものおと」について、位置情報は分かるが詳細情報が少なく、行動の参考になりにくいとの話を伺いました。

そこで、熊と遭遇した際の基本行動や熊撃退スプレーの正しい使い方など命を守るための最低限の知識について、来春までにどのような手段、スケジュールで県民に周知していくのか。ターゲット別に、保育園、学校、観光客、高齢者等の具体的な展開方針を伺います。

また、住民から市町村に寄せられている熊の目撃情報は重要であります、県ではこれらの情報をどのように収集し、今後の対策にどのように活用する予定か、伺います。

また、出没情報アプリ「けものおと」について、位置情報だけでなく、時間帯、状況、対応結果などの詳細情報をひもづける改善、動画や注意喚起コンテンツとの連携、連動について。以上9点について林務部長に伺います。

次に、長野県版明るい逆参勤交代の推進について伺います。

先月、長野県地方自治政策課題研修会において、松田智生氏を講師に招き、「長野版逆参勤交代で拓く地方創生の未来」と題して講演を行っていただきました。

コロナ禍を経て、働き方は大きく変化しました。一時はテレワークが普及し、地方回帰の動きも見られましたが、近年は東京圏への転入超過が再び加速しております。特に、若い世代の都市集中が顕著で、地方における担い手不足はますます深刻な状況にあります。

その一方で、働く場所や時間にとらわれない新しい働き方が広がり、都市部で働く人材が一定期間地域に滞在しながら仕事をする取組も注目を集めております。地方にとっては移住に頼らない新しい人材確保のチャンスであり、都市部の企業にとっても、人材育成や新たなビジネスチャンスの創出に資する取組として期待されております。

本県では、信州リゾートテレワークやおためしナガノ、チャレンジナガノなど、都市部で働く人材や企業に長野県へ来ていただき、地域との関わりを深める多様な取組を継続してきました。おためしナガノは平成27年から、信州リゾートテレワークは平成30年から、いずれもコロナ前から継続的に取り組まれており、全国的にも先駆的な事業であります。

そこで、これらの事業についてこれまでの実績と成果について伺うとともに、都市部からのIT人材誘致や関係人口の創出、さらには企業立地につながる施策として今後どのように取り組んでいくのか、産業労働部長に伺います。

これらの事業は、かつて江戸と地方を往来した参勤交代を、現代版、自発的双方の形にアップデートした言わば長野県版の明るい逆参勤交代とも言えるものであり、企業、個人の働き方改革と地域貢献、そして関係人口の創出につながる好循環を生み出しつつあると受け止めております。

企業の規模にかかわらず、長野県に愛着を持った都市部の企業が、本拠地を移さずに県内で地域貢献をしたいという思いを持って何度も来ていただく、そうした明るい逆参勤交代は、ひいては地域でのビジネスを生み出します。明るい逆参勤交代の取組を積極的に行っていくことが東京一極集中の緩和にもつながり、ひいては新たな企業誘致の方向性の一つとなると考えますが、知事のお考えを伺います。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私にはツキノワグマ対策につきまして九つの質問を頂戴いたしました。順次お答え申し上げます。

まず、生息状況調査の結果についてでございますが、本県における直近の調査結果は、DNA分析や統計モデルを用いた科学的手法に基づくものでございまして、現時点では妥当なものと評価をしております。また、最新の状況を把握するため、本年度生息状況調査を実施しております。結果は年度内に公表する予定でございます。

一方で、県境をまたぐ個体群の管理には課題があるというふうに認識しておりまして、国主導による統一的な調査手法の確立が不可欠と認識しており、先般国に要請を行ったところでございます。

続きまして、将来のリスクへの対応についてでございます。

東北地方で熊による人身被害が過去最多となるなど、極めて深刻な事態にあることを重く受け止めております。こうした事態は、本県においても決して無縁ではないものというふうに考えております。

本県では、侵入防止柵の整備によりまして、農林業被害額は一定程度抑えられてまいりましたが、人身被害は今年度既に16名に上っておりまして、さらに、県北部では、ブナの凶作の影響で11月の目撃件数が昨年比3倍を超えるなど、御指摘のとおり、やはり熊の活動期間の長期化も懸念されております。

東北地方の事態を対岸の火事とせず、その教訓を踏まえまして、全庁一丸となって迅速かつ的確な対応体制を整備するとともに、市町村と連携いたしまして現場対応力を強化してまいりたいと考えております。

続きまして、侵入防止柵の老朽化、維持管理についてでございます。

侵入防止柵につきましては、柵の老朽化に加えまして、集落の構成員の高齢化や過疎化によ

りまして従来の維持管理が困難となるなど、新たな課題が生じているというふうに考えております。このため、老朽化が著しい箇所への新たな侵入防止柵の設置を支援するとともに、市町村が補修を行った場合に特別交付税が措置されることを改めて周知してまいります。また、維持管理の効率化を図るため、地面に接している部分の補強支援やＩＣＴ機器の活用を推進してまいりたいと考えているところでございます。

地域ぐるみでの柵の維持管理体制を強化するため、被害集落に対しまして正しい柵の設置方法等に関する技術指導を引き続き行い、地域住民の皆様の理解と協力を促すことで侵入防止柵の機能を確保してまいります。

続きまして、個体数管理への政策転換についてでございます。

捕獲上限の引上げは、長野県第二種特定鳥獣管理計画に基づきまして、堅果類の不作や出沒予測、目撃件数などの科学的データを踏まえて設定したものでございます。引上げ後の数値は、環境省ガイドラインに基づきまして、県内の個体群の安定維持に支障がない範囲で設定させていただいております。

このほど策定されました国のクマ被害対策パッケージでは、人の生活圏から熊を排除し、周辺地域での捕獲を強化することで、増え過ぎた個体数の削減管理を徹底する方針が示されております。

今後、国では、特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）を改定する予定としておりまして、個体数の抑制、削減に向けた目標設定の考え方を明確化するとしております。県といたしましては、こうした国の方針と最新の生息数などの科学的根拠を踏まえまして、県民の命と暮らしを守るため、今後につきましては、個体群の維持から適正な管理へと政策を転換することが重要だと認識しております。

続きまして、市町村の体制整備への支援についてでございますが、県では、ツキノワグマ出沒時対応マニュアルを策定し、３者が協議して対策方針を決定する仕組みを明確化いたしました。これにより、市町村の現場指揮官が判断に迷うことのないよう支援体制を強化しております。

また、長野地域振興局では、林務課職員が管内の全市町村を訪問し、対応体制や連絡体制を再点検するとともに、関係者を参集いたしまして出沒を想定した机上訓練の実施を予定しており、警察や捕獲者を含めた顔の見える関係づくりを進めております。今後は、こうした取組を全ての地域振興局に展開し、市町村の緊急対応体制の整備を積極的に支援してまいります。

続きまして、広域連携体制の整備についてでございます。

本県は、小規模町村が多く、ハンターの偏在という現状がある中で、有害鳥獣の捕獲活動を持続的に進めるためには、広域連携の推進は不可欠です。一方で、有害鳥獣駆除は危険を伴う

ため、捕獲者同士の信頼関係の構築が必要なことや、地形等を熟知していない場所での活動には慎重さが求められるなど、広域連携がすぐには進まない課題があることも事実でございます。

そこで、まずは来年度、先進的に取り組む地域におきまして広域連携を検討いたしまして、その成果を検証した上で段階的に全県的な体制へと広げたいと考えております。こうした取組によりまして、市町村を越えた出動への心理的ハードルを下げ、緊急対応を強化してまいりたいと考えております。

続きまして、ターゲット別の情報発信、普及啓発の展開方針についてでございます。

来春に向け、命を守るための正しい知識を広く分かりやすく周知するため、様々な媒体を活用して広報を展開してまいります。

教育委員会や観光スポーツ部などと連携いたしまして、子供向けには、小中学生にはハンドブック、幼児向けには紙芝居を配付いたします。学校や保育施設の安全管理者向けには、登下校時の安全確保のための動画を作成させていただきたいと考えております。

観光客向けには、この春先に北陸新幹線の飯山駅などに設置いたしました目につきやすく伝わりやすい熊の等身大パネル、このパネルには出没情報アプリの登録を促すQRコードをつける予定としておりますが、このパネルを全県の主要観光地や駅などに設置するとともに、多言語チラシを配布してまいりたいと考えております。

一般県民の皆様向けには、県ホームページや公式LINEで遭遇時の行動や熊撃退スプレーの使い方を解説する動画なども配信するとともに、市町村の御協力を得まして、市町村掲示板や広報紙で注意喚起を行ってまいりたいと思っております。

こうした取組によりまして、正しく恐れ、正しく備える意識を醸成し、人身被害ゼロを目指してまいります。

続きまして、目撃情報への的確な対応についてでございます。

住民による熊の目撃情報は、警察や市町村などに届けられますが、本県では、県、市町村、警察が連携して対応に当たってきた経緯から、目撃情報は市町村に共有されております。県では、こうした情報を市町村の協力を得てアプリで収集し、迅速に公表しております。収集した情報は、出没が繰り返される地域を分析いたしまして、クマ対策員など専門家の助言を踏まえ、有害個体の行動特性を把握しながら、市町村や警察と連携し、捕獲に向けた対策を講じております。今後も、情報を正確かつ迅速に活用し、人身被害の防止と地域の安全確保に取り組んでまいります。

続きまして、最後でございますが、出没情報アプリの改善についてでございます。

県では、熊との不意の遭遇による人身被害を防ぐため、目撃情報を確認できるアプリ「けものおと」を運用しております。このアプリは、県内の目撃地点を地図上で確認できるほか、日

時、場所などの詳細情報、アラート通知を備えております。

これまでも、表示情報や視認性の改善などアップデートを重ねてまいりましたが、引き続き改善を進めるとともに、遭遇時の対応を解説する動画や注意喚起コンテンツと連携、連動させる仕組みを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には信州リゾートテレワーク、おためしナガノ、チャレンジナガノの成果と今後の取組についてお尋ねをいただきました。

ふだんの職場や居住地から離れ、信州の魅力あふれる地域に滞在しながら仕事をしていただく信州リゾートテレワークは、平成30年度の事業開始以来、県内拠点は127か所に拡大し、令和6年度の実施者数は5,973人に達するなど、全国でもトップクラスの成果を上げています。

次に、都市部のIT人材に対し最大半年間県内に住んで仕事をする機会を提供するおためしナガノは、平成27年度の事業開始から昨年度までに150組238名が参加し、そのうち7割に当たる105組がその後も県内に拠点を維持したいとの意向を示していただいています。

次に、地域課題を抱える市町村と課題解決に取り組む企業をマッチングし、地域と関わりを深めながら最終的に企業立地を目指すチャレンジナガノ2.0については、令和3年度の開始以降、市町村から提示された41のテーマに対し、延べ311社、779提案をマッチングするとともに、これまでに9社が本県に立地していただいております。

これらの取組により、県外からの人材、企業の呼び込みや、コワーキングスペースの整備が進み、参加者のウェルビーイングや生産性向上に寄与するとともに、地域においても経済活性化や新たなビジネス創出の機会が生まれるなど、参加者、受入れ地域、双方に一定の成果があったと認識しております。

今後も、引き続き市町村や地元企業等と連携し、リゾートテレワーク、おためしナガノ、チャレンジナガノなどの周知をしっかりと行うことにより、都市部人材と地域を結びつける機会をより一層創出するとともに、参加者の定着に向けて地域との関わりをさらに深める取組を進め、関係人口の増加、定着、ひいては企業立地につながる流れを創出してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には明るい逆参勤交代の取組を積極的に行っていくことが新たな企業誘致の方向性の一つになるのではないかと御質問でございます。

逆参勤交代は、私は十分そしゃくし切れていない概念ではありますが、都市部生活者の地方への期間限定型リモートワークで、個人のワーク・ライフ・バランス、地域の担い手不足解消、

企業のビジネスチャンス、三方一両得を目指すアイデアであるというふうに思っております。

長野県は、移住したい県ということで、移住政策も積極的に進めてきましたし、これまで、企業誘致、いわゆる本社機能の移転も、ほかの県に比べると比較的進んでいる地域でありますし、先ほど御紹介いただきましたように、信州リゾートテレワーク、おためしナガノ、チャレンジナガノをはじめ、様々な都市との交流施策を積極的に進めてきて、一定の成果を上げてきているというふうに思っています。

一方、まだまだ長野県の優位性を生かすことができるのではないかとというふうに私も思っております。これまで移住施策中心だったものが、どちらかというと地域間の人の取り合いではなく、関係人口、つながり人口を重視するというふうに変わってきたように、これからも企業誘致は一定程度必要な部分ではありますが、従来型の企業誘致をしても、雇用の確保をする、雇用の創出をするという役割がほとんどなくなっている中で、だんだん従来型の企業誘致の意義が下がってきているというふうに思っています。

それよりも、むしろ大都市の企業とつながって、そこで働いている人、あるいは働いていた人、こうした方たちを我々の地域とつないでいただくことに企業の力を借りることが大変重要になってきているというふうに思っています。

こうした観点で見ると、例えば、いわゆるリゾートオフィスを長野県に構えていただく企業も出てきております。こうした企業に勤めていらっしゃる方は、大都市と地方を行き来して活動されていますので、まさに参勤交代的な行動をされていらっしゃる方々であります。それから、総務省に地域活性化起業人制度というものがあります。これは、企業の人材を地方公共団体が雇用して活躍してもらうという制度であります。こうしたものを参考に、我々県としても大都市部の企業としっかりつながることによって、そこにいる人材にリゾートテレワーク、あるいは今申し上げたように地域の活性化に一役買っていただくと、こうした取組をもっともっと進めていくことが重要だというふうに考えております。

国の概念、あるいは他者がつくり上げた概念に単に依存するだけではなくて、長野県はこうした取組に最も優位性のある地域だと思いますので、我々独自の考え方、概念もしっかり構築しながら、大都市の活力が長野県の活力にしっかりつながるように、そして、長野県で働く皆さん、ほかの地域と行き来して働く皆さんが本当に幸せを感じていただけるような長野県を目指して取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）それぞれ御答弁をいただきました。ツキノワグマ対策については、県民の理解と協力が不可欠であります。科学的な根拠に基づき、保護から管理、また確保へ、市町

村と連携し、的確な情報提供と実効性の高い対策の推進を希望いたします。

また、明るい逆参勤交代については、人口減少時代の地域戦略であり、長野県でわくわくしながら働き、新たな価値と産業を生み出す。そんな長野県モデルの創出をしていただくことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、丸山寿子議員。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）皆様、おはようございます。一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。通告に従って進めてまいります。

1、長野県産ワインの県内における消費拡大について。

最初に、G I 長野についてお伺いします。長野県のワインは、平成14年度（2002年度）に創設された長野県原産地呼称管理制度により、着実にレベルアップしてきました。平成15年（2003年）より山梨県を会場に開催されてきた国産ワインコンクール、現在の日本ワインコンクールですが、長野県産のワインは常に上位に入賞しており、本年度も金賞が11点で最多となっています。

令和3年度（2021年度）にG I 長野に制度移行されていますが、聞くところによりますと、審査の方法は変わらずに、厳しい官能審査に合格したもののみがG I 長野を名のることができることで、長野県産のワインや日本酒のブランド価値を守り、また、消費者の購買意欲を高めることにつながっていると考えられます。

しかしながら、制度移行したばかりでなじみがない名称であり、まだよさが理解できていないとの声を聞きます。ワインのことをよく知らなくても安心して買えるように、この制度をより多くの一般県民に知ってもらえる仕組みが必要だと思います。例えば、ワインや日本酒の売場にG I 制度の解説やG I 認定商品の紹介を置くなど、具体的な普及に向けた取組をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目として、長野県産ワインについては、県外または海外への販路拡大も重要とは思いますが、県内での消費拡大にしっかりと力を入れるべきと考えます。長野県の気候を現地で感じながら、県内の豊かな地元食材と県産ワインを楽しむ、いわゆるマリアージュの拡大が県産ワインの価値確立につながると思います。県内での県産ワインの消費拡大に向けた県の取組と今後の具体的な施策についてお伺いします。

三つ目として、県内産のワインの価値を伝えられる人材の確保がこれらの取組の拡大には重要ですが、現状をどのように捉えているのか。以上3点を米沢産業労働部長にお伺いします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私にはワインの関係で3点御質問をいただきました。順次お答

いたします。

まず、県内におけるG I 長野認定酒の普及に向けた取組についてです。

県では、県産ワインと日本酒が令和3年6月にG I 長野の指定を受けて以来、制度の認知度向上とブランド価値の発信に取り組んでまいりました。

これまで、消費者向けの取組として、制度の紹介パンフレットを酒販店や飲食店等に配付し、ワインなどの購入者や飲食客に制度の説明を行っていただいております。また、長野県酒造組合や長野県ワイン協会が開催する試飲イベントでG I 制度のPRブースを設置するなど、G I 長野認定酒の魅力を直接来場者に発信してまいりました。さらに、今年度は、消費者への情報発信を強化するため、G I 長野を分かりやすく紹介する動画を制作し、イベントでの放映やSNSでの発信に加え、小売店の店頭での活用を予定しております。

一方、業界関係者向けには、各団体の会合で認定基準等を紹介するとともに、官能審査会を県内各地で開催する方式に変更し、多くの関係者に審査の様子を見ていただくなど、制度の理解、浸透を図っています。

今後も、消費者や業界関係者がG I 長野マークに触れる機会を増やし、制度への関心を高めるとともに、正しい理解を通じて商品購入につなげる取組を進めてまいります。

次に、県産ワインの消費拡大に向けた取組と今後の具体的な施策についてのお尋ねです。

令和5年3月に策定した信州ワインバレー構想2.0では、ワイン関係者や多くの方々の参加でワイン振興を図ることとしており、特に、ナガノワインの消費拡大に向け、主要な取組項目として地域食材とのマリアージュを推進し、ワインの楽しみ方を広げることを位置づけております。

ワインの魅力は、その土地ならではの食材と組み合わせることで一層引き立ちます。本年7月から9月にかけて一般社団法人発酵バレーNAGANOとしなの鉄道のコラボレーションによる企画列車が運行され、乗客はナガノワインと発酵食品のマリアージュを楽しみ、大変好評を博したと伺っております。県としても、しあわせバイ信州運動の取組と併せ、宿泊施設や飲食店において各ワインバレーの特色を生かしたワインと地元食材のマリアージュを提案するなど、地域におけるワイン振興をさらに進めてまいります。

また、多くの方々にナガノワインに触れていただく機会を創出することも重要であると考えており、本年7月には、県も運営に参画し、県内約30のワイナリーが参加するG I 長野ワインフェス2025 in 信州パリ祭が長野市で開催され、多くの方々にナガノワインのすばらしさを体感していただきました。今後も、こうしたイベントを通じ、さらなるナガノワインの消費拡大に向けた取組を実施してまいります。

最後に、県産ワインの価値を伝える人材の確保についてです。

ナガノワインは、日本ワインコンクールにおいて都道府県別金賞受賞数が4年連続1位となるなど、その品質の高さは広く認知されております。一方で、販売量の伸び悩みを課題とするワイナリーも存在しており、このため、ナガノワインの価値や魅力を県内外の消費者や観光客に的確に伝え、消費拡大につなげるための人材育成確保が重要であると考えております。

具体的には、ワインの専門家でもあるG I 長野ワイン審査委員であるソムリエやワイナリー関係者の皆様に積極的にナガノワインの価値や魅力をSNS等で発信していただくとともに、食に造詣が深い玉村豊男氏などを県のおいしい信州ふード（風土）名誉大使として任命し、ナガノワインを含む信州の食のPRを広く行っております。

また、ワイナリー経営者の方々に加え、長野県ワイン協会が設置した公認アンバサダー2名の方々によって、県のイベント等で醸造へのこだわりやワイン銘柄の特徴を分かりやすく伝える説明者となっていただく取組も進めております。さらに、令和6年度からは、発酵食品伝手育成事業を開始し、ナガノワインを含めた発酵食品の魅力を発信できる人材の育成にも取り組んでおります。引き続き生産者、観光事業者、行政が一体となり、ナガノワインの魅力発信と人材の育成確保を進めることで、そのすばらしさを県内外に広く浸透させ、消費拡大につなげてまいります。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）お答えをいただきました。長野県産ワインの価値が分かり、また、長野県のおいしい信州ふード（風土）や発酵食品、地元の食材とも併せて、県民の皆さんからも県内外に発信していってもらえるような仕組みづくりをぜひお願いしまして、次に進みます。

2、ひきこもり対策について。

長野県では、平成22年にひきこもり支援センターを設置し、相談支援、相談業務を担う人材の教育研修、ひきこもり理解に関する普及啓発など情報発信の事業を行っていますが、センターにおける相談件数及びひきこもり支援の実施状況についてお伺いします。

次に、相談に訪れるのは、様々な事情により、本人だけでなく家族や保護者が訪れることも多いと聞きますが、実際はどうでしょうか。また、相談に来る家族等は多くの不安を抱えていると考えられますが、県としてそういった方々へどういった支援をしているのかをお伺いします。

次に、県外の事例を参考にお聞きします。

私たち改革信州は、会派視察で、秋田県藤里町社会福祉協議会で行っているひきこもり支援について視察をしてきました。ひきこもりについては、大きな問題であるにもかかわらず、どの自治体でも実態把握がなかなか困難になっていますが、藤里町は、当時の人口4,000人の町にひきこもり者が100人という状況を明らかにしました。アウトリーチ型のニーズ把握と言わ

れる方法で、様々なネットワークを活用しての訪問を徹底して、実態の把握とニーズを掘り起こしました。

また、支援される人も支援する側になれるという信念から、参加者に役割のある居場所づくりをしています。デイサービスのボランティアや独り暮らしのお年寄りとの交流会、また、資格取得講座の案内をしたところ、思いのほか若い人たちの参加があったとのことでした。そうした数々の取組をチラシにして当事者宅を訪問して配付し、すぐには家から出られなくても、人それぞれの状況で、行ってみようという気持ちになったときに出てこられるようにと働きかけ続けて活動の参加者を増やしたことをお聞きしました。

このような藤里町でのアウトリーチ等の取組や、あるいは長野県内外での先進事例を県内の市町村や社会福祉協議会に広く紹介し情報共有を促進することで、市町村でのひきこもり支援の取組が一層進み、アウトリーチによる取組ができるよう、県として積極的に支援していただきたいと思います。以上3点の御所見を笹渕健康福祉部長にお伺いします。

次に進みます。3、ジェンダー平等な社会の推進について。

ジェンダー平等とは、性別にかかわらず誰もが平等な権利、責任、機会を分かち合い、互いの個性と能力を最大限に発揮できる社会を目指す考え方ですが、SDGsの目標5のジェンダー平等の実現をはじめ、世界各国でも取組が進められています。

男女の格差を可視化するためにジェンダーギャップ指数がありますが、政治、経済、教育、健康の4部門に分けて評価し、総合順位を出しています。日本においては、本年2025年は148か国中118位であり、昨年と同様にG7での順位は最下位です。世界経済フォーラムが公表を始めた2006年には79位だったので、変わることなく足踏みをしている間に他国が努力をしているため、順位が落ちている状況です。

また、国レベルではなく、都道府県別のジェンダーギャップ指数もつくられ、2002年から毎年3月8日の国際女性デーに合わせて公表されています。こちらは、政治、経済、行政、教育の4分野で計30の指標があり、総合順位はつけてはありませんが、強みと課題を知ることができ、すぐに着手できるものから取り組むことができます。

男女の平等とは、性別に関わりなく個性と能力を発揮できることであると考え、長野県内の状況を知るために質問をさせていただきます。

最初に、県内企業における従業員の育児休業、介護休業の取得状況はどうか。また、育児や介護と仕事の両立支援について県としてどのように取り組み、周知を行っているのかを米沢産業労働部長にお伺いします。

二つ目として、女性が抱える問題や男女間の格差等が見える化した上でジェンダー平等社会の実現に向けた取組を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。直江県民文化部長にお伺

いします。

三つ目として、性別による固定的役割分担意識解消に向け、男性の生きづらさ解消も含め、どのように啓発を行っていくのか、直江県民文化部長にお伺いをします。

最後に、阿部知事にお伺いします。

「信州からジェンダー平等を 2025ともにあたらしく」をテーマとしたシンポジウムが本年9月21日に開かれました。阿部知事も参加され、県の取組報告の中で、都道府県版ジェンダーギャップ指数が2030年に政治、行政、教育、経済の4分野全てで上位10位以内になるよう目指しているとの説明がありました。ぜひ長野県から改革し、全国知事会長としても取組を広げていただくことで日本全体が変わることを望むものですが、御所見をお伺いします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私にはひきこもり対策に関して3点お尋ねがございました。

初めに、ひきこもり支援センターにおける支援実施状況についてでございます。

ひきこもり支援センターは、相談事業の実施、関係機関との連携、情報発信や啓発を目的に設置され、ひきこもり状態にある御本人やその御家族が身近な支援機関に相談でき、必要な支援につながる環境を整える役割を担っております。

センターでは、御本人や御家族からの電話や面接での相談に対応しており、令和6年度の実績は、電話相談が延べ291人、面接相談が延べ269人でいずれも減少傾向にあるものの、面接相談の実人数は43人で横ばいとなっております。

また、地域支援の主体となる市町村職員などの支援関係者を対象に研修会を開催しており、令和6年度には4回実施し、延べ500人以上の方に参加いただくなど、支援者の資質向上に取り組んでいるところでございます。

次に、不安を抱える家族に対する県の支援についてでございます。

議員御指摘のとおり、大半が御家族からの相談であり、その多くが、本人との接し方が分からない。子供の将来が不安。自立や就労をしてほしいといった御家族にとって切実で差し迫った相談内容となっております。

県では、御家族を対象に、ひきこもりに関する正しい知識や適切な対応について理解を深め、御本人との円滑なコミュニケーションや良好な関係性を築く機会とするため、ひきこもり支援センターにおいてひきこもり家族教室を開催しているところでございます。

最後に、ひきこもり支援に関する先進事例の共有など県内市町村への支援についてでございます。

議員御指摘のとおり、県としても、藤里町の取組など地域に根差した支援モデルの事例を県内市町村に広く共有し、横展開を図ることは、ひきこもり支援を進める上で非常に有効である

と認識しております。

これまでも、支援者や当事者御家族のほか、広く一般県民を対象にひきこもり支援フォーラムを開催し、全国の優良事例を紹介するなど、支援への理解促進や共に支え合う機運の醸成に努めてまいりました。来年2月には、県ひきこもり支援センターにおいて、市町村担当者向けに先進事例の紹介を含めた研修会を実施する予定でございます。加えて、県的生活就労支援センター「まいさぼ」に配置する伴走支援コーディネーターが町村の職員と一緒に支援を必要とする家庭を訪問し、当事者や御家族との信頼関係を築きながら地域の支援ネットワークにつなげるための取組を進めているところでございます。

今後とも、当事者に寄り添った切れ目のない支援が地域に根づくよう、市町村の取組を積極的に支援してまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 県内企業における育児休業、介護休業の取得状況と、育児や介護と仕事の両立支援の県の取組や周知についてお尋ねをいただきました。

育児休業について、令和6年度に県が実施した雇用環境等実態調査によると、県内事業所における育児休業取得対象者のうち、男性の取得率は44.6%、女性は95.1%となっております。一方、介護休業については、令和4年度に国が実施した就業構造基本調査によると、県内事業所における介護休業等制度を利用した割合は、男性10.3%、女性12.7%となっております。

県では、ワーク・ライフ・バランスの実現、労働力確保、ジェンダー平等などの観点から、育児や介護など様々な制約を抱える誰もが仕事と両立しながら生き生きと安心して働ける職場環境づくりを支援しております。

具体的な取組としては、職場環境改善アドバイザーによる年間約2,500社の企業訪問を通じ、多様で柔軟な働き方制度の導入支援や、県、国の各種制度の周知、また、職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度による多様な働き方制度の導入促進、さらに、女性に偏りがちな育児の負担を是正する観点から、男性従業員の育児休業取得を企業に促すパパ育休応援奨励金の支給などを行っております。

また、県のポータルサイト「ながのけん社員応援企業のさいと」では、取組を始めている企業への呼び水として、アドバンス認証取得企業の好事例等を発信し、導入促進を呼びかけております。

今後も、こうした導入支援や情報発信を通じて育児や介護と仕事を両立できる職場環境づくりを促進し、誰もがライフイベントを理由にキャリアを諦めない職場の実現を目指してまいります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私にはジェンダー平等な社会の推進について2点お尋ねを頂戴しております。

まず、男女間の格差等の見える化によるジェンダー平等社会の実現に向けた取組についてお答え申し上げます。

昨年12月に策定された信州未来共創戦略では、都道府県版ジェンダーギャップ指数において、2030年に政治、行政、教育、経済の四つの分野全てで全国10位以内を目指すことを旗に掲げ、経済界や市町村等と共通の認識を持ち、取組を進めております。

県では、令和8年度当初予算編成方針の基本姿勢に、ジェンダー主流化の視点を幅広い事業で反映することを掲げており、あらゆる施策でジェンダー平等を考慮すべきとの認識の下、各部局の施策におけるジェンダーギャップを見える化するとともに、その改善策の整理を進めているところでございます。また、市町村の取組を促進するため、市町村ごとのジェンダーギャップの状況の提示や先進事例の共有により、市町村がジェンダー平等を実現する上での強みや課題を把握して、各団体の実情に即した取組が進められるよう支援をしております。

こうした見える化の取組を含め、ジェンダーギャップの解消を総合的に推進するため、現在策定中の第6次長野県男女共同参画計画では、県の施策にジェンダー主流化を取り入れることを強く打ち出し、あらゆる分野でジェンダー平等が進むよう取組を進めてまいります。

次に、性別による固定的役割分担意識解消に向けた啓発についてお答え申し上げます。

令和6年度に県が実施した男女共同参画に関する県民意識調査では、性別によって役割を固定する考え方が根強く残ることが確認されているところでございます。こうした性別による固定的役割分担意識の解消を図るため、長野県男女共同参画センターにおいてセミナーや出前講座を実施しております。

また、先ほど申し上げたジェンダー主流化の県組織への浸透を図るため、本年10月に県の幹部職員を対象とした研修会を開催するとともに、今年度中に全職員向けの研修を実施する予定でございます。

県民の皆様に向けては、今月から開催する人権フェスティバルにおいて、ジェンダー主流化の考え方を解説する動画をインターネットで配信いたします。加えて、多様な性の在り方にも配慮しながら、男性らしさや女性らしさに縛られない柔軟な価値観を共有することの大切さをお伝えする啓発にも取り組んでおります。また、悩みや困難を抱えている男性に対して、男女共同参画センターにおいて男性の抱える問題の解決に向けた相談を実施しております。

引き続き、性別にかかわらず誰もが個人として尊重されるジェンダー平等社会の実現に向け、取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはジェンダー平等な社会の実現に向けて、ぜひ長野県から改革をして、日本全体にも広げていっていただきたいという御質問をいただきました。

信州未来共創戦略におきましては、御質問にもありましたように、「2030年に目指す旗」として、ジェンダーギャップ指数上位10位以内という大変高い目標が掲げられているところでございます。他の都道府県を上回る取組をしっかりと行うことによって、ぜひこの目標達成に向けて全力を傾けていきたいというふうに思います。

県組織としては、まず率先垂範ということで、男性の育休取得率の向上や管理職に占める女性割合の向上に努めていきたいというふうに思っております。また、県の政策におきましてもジェンダー主流化の視点を取り入れて、あらゆる分野でジェンダー平等を進められるように取り組んでいきたいと思っております。また、経済界あるいは市町村の皆様方とも問題意識や方向感を共有しながら、オール信州での取組として進めていきたいと思っております。

全国知事会の会長に就任したときの記者会見で四つの重点テーマを掲げましたが、その中の一つに「ジェンダー平等の推進」を掲げております。男女共同参画推進本部を知事会として新しく設置して、山形県の吉村知事に本部長に就任していただきました。さきの全国知事会議においても、吉村知事から今後の活動に向けての報告がありました。政府への提言は行いますが、そうしたものに加えて、我々自らが率先して取り組んでいくための率先行動案のようなものをつくっていきたいということで本部長から御報告がありました。知事会全体で問題意識を共有して、このジェンダー平等の推進をしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれお答えをいただきました。ひきこもりについては、日本は特殊で、該当者が一番多いのが40代から50代というところが特徴的であると言われております。その理由としては、高度経済成長期の成功モデル、昭和的企業、また、恥の文化があること、家制度の三つの要素が挙げられています。意識を変えていくことの必要性を強く思うところです。

ジェンダーの言葉が日本に入ってきたのは1980年代後半で、1994年には高校の家庭科が男女共修となり、以降、多くの高校教科書で取り上げられるようになりました。男性の育児休暇等今後ますます生き方が変わってくるのではないかと、期待するところであります。

日本は、いまだ男女平等の先進国には遠く及びませんが、仕事も子育ても介護も男女ともに分担することで、リスクを減らし、さらに、長時間労働をなくしつつ生産性を高めていかれたらと強く思うところです。

阿部知事には力強いメッセージをいただきました。心豊かで暮らしやすい長野県、日本にしていられるよう、皆で共に頑張っていきたいと思えます。

以上で一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、垣内将邦議員。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従い順次質問いたします。

防災・減災の推進、そして将来世代に安心を引き継ぐ社会基盤整備の在り方について伺います。

高市総理は、防災体制の抜本的強化を図るべく、来年度の防災庁の設立に向け準備を加速すると述べ、国としても、防災・減災、国土強靱化を最重点課題として位置づけています。国においては、国土強靱化の実施中期計画が策定され、今後5年間で約20兆円強の事業規模が閣議決定されました。

本県としても、この追い風を確実に捉え、国土強靱化予算の確保に向けて引き続き国へ働きかけを強くし、長野県としても、国土強靱化を見据えた総合的な防災・減災対策を一層強化していくことが求められています。

本県は、この広大な県土と急峻な地形、そして脆弱な地質により、自然災害に対するリスクが高い地域であります。令和元年東日本台風による甚大な被害をはじめ、毎年豪雨による被害が発生し、多くの地域に深刻な影響をもたらしています。加えて、道路や河川堤防など社会インフラの老朽化も進み、災害時の機能維持が懸念されています。さらに、資材価格の高騰、燃料費の上昇、そして酷暑化に伴う作業環境の悪化など、現場を取り巻く状況は年々厳しさを増しています。

こうした中、公共事業や社会資本整備を確実に進めていくためには、長期的かつ安定的な国の支援と国土強靱化計画に基づく予算の拡充が不可欠であります。福祉や教育拡充をされても、災害によって地域の基盤そのものが失われてしまつては、その努力が生かせません。安心して暮らせる地域づくりこそが全ての政策の土台であり、未来への投資であると考えます。

平成中期、長野県の当初予算規模は一時1兆円を超えたものの、20年ほど前、公共投資の規模をそれまでと比較して抑制する政策転換がありました。その結果、県の社会基盤整備を停滞させることになった面もあることは否めません。このことは、道路改良率の他県との比較でもうかがえます。その後、国庫の配分拡大に向けた歴代の県政、行政職員、そして建設業界の皆様の粘り強い働きかけにより、公共投資を過剰抑制した以前の水準に回復してきたものと見受けられます。この経緯は、県民生活と県土を守るための社会資本整備に係る予算を安易に削減

してしまうとどうなるかを改めて示した結果であると推察されます。

しかし、今後の激甚化する自然災害や社会インフラの老朽化への対応を考えれば、依然として十分とは言えません。防災・減災、国土強靱化のための確かな投資に結びつけることが重要であり、そのための予算をしっかりと確保していくことが今まさに県政の最優先課題であると考えます。

先日、地元上伊那で行われた権兵衛トンネル開通20周年記念事業の基調講演で、国土交通省沓掛敏夫道路局長から、EUやアメリカでは公共事業が積極的に進められ、道路ネットワークにおいて格段の差があることが紹介され、まだまだ日本の道路ネットワークの促進の必要性を感じた次第であります。

その中で紹介されたドイツとデンマークを結ぶフェーマルン・ベルトトンネルは、全長17.6キロメートルに及ぶ世界最長の沈埋式海底トンネルで、4車線の高速道路と複線の鉄道が併設された巨大プロジェクトであります。また、オーストリアとイタリアのアルプス山脈を貫通するブレンナーベーストンネルは全長56キロメートルに達し、交通渋滞の解消と環境負荷低減を目的とした大規模国家事業です。このような例を見ると、欧州諸国がいかに関の発展に向けてインフラ整備を強力に推進しているかが分かります。

また、ドイツとの比較では、1時間当たりの移動距離が、日本は61キロメートル、ドイツは84キロメートルと明確な差があるとのことであり、移動効率が高くなるほど商圏は広がり、人流、物流の活性化が進み、地域経済の成長につながります。

中山間地域の多い長野県において、道路網、交通網の整備は、阿部知事が進める世界有数の山岳高原観光県の実現には不可欠であります。気候、自然、食、文化という観光の4要素がそろっている長野県をさらに経済発展していくための起爆剤は、道路をはじめとしたインフラ整備であることと確信しております。

こうした視点を踏まえ、以下、防災・減災、国土強靱化、そして建設業の担い手確保について伺います。

まず、昨年度、県は緊急輸送道路の見直しを行いました。災害時に人命を守る命の道路として、その整備は欠かせません。そこで、現在の県内の整備状況を伺います。

中山間地域が多い本県では、一本の道路が生活、物流、医療搬送を兼ねる重要な役割を担っています。災害時の緊急輸送道路や代替路の確保は重要であることから、中長期的な視点での計画的な道路整備を地域の実情を踏まえてどのように進めていくか、方針を伺います。

次に、激甚化する土砂災害から県民の命を守るため、砂防堰堤等の整備は喫緊の課題です。今後どのように進めていくのか、その方針を伺うとともに、これまで整備した施設の修繕、改築の方針についても併せて伺います。

気候変動の影響により水災害が激甚化する中、河川施設の老朽化により災害をさらに拡大させるおそれがありますが、今後老朽化対策をどのように進めていくのか、その方針を伺います。以上4点を栗林建設部長に伺います。

そして、長野県強靱化計画や令和7年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画を踏まえ、今後、県として、防災・減災、そして国土強靱化に関する公共工事の予算をどのように確保、拡充していくのか。阿部知事にその方針を伺います。

さらに、建設業は地域の安全、経済、暮らしを支える地域の守り手でありながら、担い手不足は深刻です。人口減少が続く中、本県が今後も社会基盤整備を維持し続ける上で、人材確保は最重要課題であります。令和5年7月に改定された長野県就業促進・働き方改革基本方針には、建設分野における様々な人材確保に関する取組が示されています。これらの取組のうち、特に若者や女性の建設業への就労促進に向けた広報活動や、教育委員会や関係団体と連携し職業体験等を通じた人材確保育成を強化していく必要があると考えますが、現状と今後の展開について伺います。

また、熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から増加傾向にあり、その対策は急務です。国は、令和7年6月から労働安全衛生規則を改正し、事業者による熱中症対策を義務化しました。

建設現場では、作業員の命を守るため、小まめな休憩、日陰の確保、ミストや送風機の設置など多くの対策を講じています。しかし、その結果、実質作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少しているのが現状です。県においては、国に準じて工期の延長、現場管理費の補正、熱中症対策費用の積み上げなど既に対応いただいていることは承知しています。しかし、今後、地球温暖化、言わば沸騰化がさらに進むと予測される中、より一層の対策費用の支援、工期への配慮が不可欠であります。

そこで、事業者で義務化された熱中症対策に関する県内建設業者の取組状況と、事業者が行う熱中症対策への支援として県としてどのような施策を講じるのか。以上2点を栗林建設部長に伺います。

次に、県内における歯科衛生士の現状と課題について伺います。

私は、県民の健康寿命の延伸のためには、口腔の健康を守ることが欠かせないと考えております。近年、口腔の健康状態が全身の健康に深く関連するというエビデンスは確立されており、誤嚥性肺炎、糖尿病、認知症などの発生予防、さらにはフレイル予防の観点からも、日常的な口腔ケアが大きな効果を持つことが明らかになっています。この流れは、国の骨太の方針2025にも明記され、国民医療費の抑制を視野に入れた歯科保健対策の強化が国家戦略として位置づけられているところであります。

本県においても、長野県歯科口腔保健推進条例の下で県全体の歯科保健活動が進められています。私の地元、上伊那地域では、この条例を契機に、上伊那地区歯科口腔保健推進計画連絡協議会が設置され、8市町村が連携し、お互いの取組を共有しながら地域全体で口腔保健の底上げを図ってきました。今年で21回目を迎えるこの協議会は、市町村間での取組格差を減らし、住民が等しく口腔保健サービスを受けられる環境づくりに大きく寄与してきたと感じております。

しかし、この活動を重ねることで、より明確になってきた課題もあります。それは、市町村に歯科衛生士を配置している自治体とそうでない自治体の間で、歯科口腔保健活動に大きな差が生じているという点であります。

歯科衛生士という専門職が存在することで、乳幼児から高齢者まで切れ目のない保健指導、健康教育、在宅訪問、介護施設支援などがスムーズに進み、行政と地域歯科医師会との連携も格段に深まります。さらに、歯科衛生士の配置は地域包括ケアの基盤であり、地域に根差した健康づくりの要であります。第3期信州保健医療総合計画でも、市町村歯科衛生士の配置について明確な数値目標が挙げられています。現状では13市2町1村ですが、2029年度には19市2町以上、特に人口2万人規模の市町での配置を目標としています。これは、本県の口腔保健を維持可能なものとする上で極めて重要な政策目標であります。

また、上伊那地域には上伊那口腔保健センターが設置され、自治体の依頼に対して歯科衛生士を派遣し、年間約500件、延べ800人に上る支援を行っております。センター機能がある地域では一定の支援体制が整いつつありますが、一方で、センターのない地域では、人材確保そのものが依然として大きな課題です。このことを踏まえると、各市町村が自前で歯科衛生士を配置し、人材を育て、定着させることは、今後ますます重要になると考えます。

また、本県では、県内唯一の公立養成校である長野県公衆衛生専門学校をはじめ、歯科衛生士の養成体制が地域医療を支える基盤であります。しかし、定員充足率や卒業後の県内就業率の把握と向上、さらに、県庁本庁や推進センターで働く歯科衛生士の専門性をどう生かしていくかも今後の大きな課題であります。加えて、災害や感染症の発生時には、避難所での口腔ケア不足が重大な健康被害に結びつくことが過去の災害で明らかになっており、こうした危機のときに対応できる歯科衛生士の確保、研修体制の整備も急務であります。

こうした課題を踏まえ、県として歯科衛生士の養成、確保、育成、さらには県全体の口腔保健体制をどのように強化していくか、順次伺ってまいります。

まず、県内の歯科衛生士養成校は4校ありますが、定員充足率や卒業後の県内就業率はどのような状況か、伺います。

次に、長野県歯科口腔保健推進センターの活動状況と、配置されている歯科衛生士の役割に

ついて伺います。

本庁で歯科口腔保健の推進に当たっている歯科衛生士は会計年度任用職員とのことですが、口腔保健の重要性を県全体に示すためにも、歯科衛生士を正規職員として採用、配置すべきと考えます。県でもその方向で検討していると聞いておりますが、現状はいかがか。

そして、市町村に歯科衛生士がいる自治体とそうでない自治体との間に生じている歯科口腔保健活動の差について県としてどのように認識しているか、伺います。

さらに、市町村歯科衛生士について、市町村や学校、関係団体と連携しながら、人材確保、育成、定着に向けた包括的な戦略を考えるべきではないかと考えますが、いかがか。

また、災害や感染症流行時に対応できる歯科衛生士の確保、研修体制はどのように整備されているのか、現状と今後の課題を伺います。

最後に、長野県唯一の公立歯科衛生士養成校である長野県公衆衛生専門学校について伺います。

私自身、この公衆衛生専門学校を実際に見学し、教育現場を拝見する機会をいただきました。その際、設備面では実習に必要な機器が十分に整備されていること、また、多様な専門分野の指導者の皆様が丁寧かつ質の高い教育を行っていることを確認いたしました。さらに、学生の皆様の学びに対する姿勢ややる気に満ちた表情を直接感じ、地域にとって重要な人材を輩出するすばらしい学校であるという確信を強めたところであります。また、定員20名という少人数制の強みを生かし、きめ細やかな指導が可能であり、卒業後は即戦力として地域医療に貢献できる教育環境が整っていると感じました。

このように優れた公立の養成校が県内に存在することは、歯科衛生士の安定的な人材確保にとって大変大きな意義があります。しかし、その魅力が十分に県内外の若者に伝わっていない現状もあるように感じています。こうした点を踏まえ、県内唯一の公立の歯科衛生士養成校である長野県公衆衛生専門学校について魅力をもっと発信してほしいと考えるが、いかがか。以上、全ての質問を笹渕健康福祉部長に伺います。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には国土強靱化に関する質問が4点、建設業の人材確保に関する質問を2点頂戴いたしました。順次回答してまいります。

まず、国土強靱化に関する質問で、緊急輸送道路の整備状況についてのお尋ねでございます。

緊急輸送道路は、災害時に緊急車両や物資の輸送を円滑に行うために指定し、災害時に通行不能となった際は最優先で啓開される道路であります。

令和6年能登半島地震を踏まえまして、より実効性の高い道路啓開を行う観点から、本年3月に緊急輸送道路のネットワークを見直しました。見直し後の延長は、527路線、2,422.3キロ

メートル、このうち県管理道路は201路線、1532.3キロメートルであります。

整備状況として、車道が2車線以上確保されている道路の占める割合は全体で95.6%、このうち県管理道路では93.3%です。一方で、2車線が確保されていても急勾配や線形不良、落石のおそれがある区間等もあることから、引き続き緊急輸送道路の整備に取り組む必要があると認識しております。

続いて、中長期的な視点での道路整備の在り方についての質問でございます。

災害に備えた道路ネットワークの機能強化に当たっては、しあわせ信州創造プラン3.0の施策、「災害に強い県づくりの推進」の中で、緊急輸送道路の防災対策強化や災害時における道路の迂回機能強化を主要事業として位置づけ、重点的な取組を進めているところでございます。

具体的には、緊急輸送道路に指定されている国道153号において伊那バイパスや伊駒アルプスロードの整備を進めるとともに、冬期通行に支障のある善知鳥峠のバイパス計画の検討など地域の課題に即した取組を進めております。県土の強靱化に緊急輸送道路の整備は必要不可欠であり、引き続きその整備と迂回機能の強化を重点的に進め、災害に備えた道路ネットワークの強化に努めてまいります。

次に、砂防堰堤等の整備方針及び修繕、改築の方針についてのお尋ねでございます。

まず、砂防堰堤の整備については、二つの基本的な考え方に基づいて進めております。

一つ目は、再度災害防止のための整備です。これは、辰野町の大沢川など土砂災害が発生した箇所について、同様の被害を繰り返さないよう最優先で対応しております。二つ目は、事前防災、すなわち予防的な整備です。土砂災害発生時に甚大な被害が想定される箇所、具体的には福祉施設などの要配慮者利用施設や、役場、病院など基礎的インフラなどがある箇所の整備を優先的に進めております。また、砂防堰堤等の修繕、改築につきましては、点検を踏まえて県が策定した砂防関係施設長寿命化計画に基づき、施設の劣化度や重要度に応じて計画的に修繕を進めております。

続いて、河川管理施設の老朽化対策の進め方についてのお尋ねです。

河川管理施設のうち、施設の老朽化により甚大な被害が発生するおそれのある17の県管理ダムと83ある水門、排水機場等の施設については、砂防施設同様、定期点検を踏まえて県が策定した河川管理施設長寿命化計画に基づき、国の補助事業を活用して計画的に進めているところであります。また、老朽化した護岸につきましては、国土強靱化予算等を活用し、優先度の高い箇所から順次積替え等の施設更新を行っているところであります。今後も、引き続き、先ほどの砂防施設を含め、計画的かつ着実に老朽化対策を進めてまいります。

続いて、建設業における人材確保についてのお尋ねです。

建設産業は、担い手の減少や高齢化が進行しており、担い手の中長期的な確保育成は不可欠

です。そのため、県では、建設産業の魅力ややりがいが高く県民に認識され、県内の建設産業を就職先として選択してもらえるよう、あらゆる世代に向けた取組を実施しております。

若者や女性に向けましては、小中学生とその保護者を対象とした現場見学会や、移住を希望する首都圏在住女性との座談会を開催いたしました。また、親子で楽しめる体験型イベントの開催や、女性の活躍が期待される建設ディレクターの取組紹介なども予定しております。

教育委員会や関係団体との連携といたしましては、中高生を対象とした防災学習などの出前講座や、建設系学科高校生への実践的な学びの場の提供と資格取得の支援などを実施しております。

これらの取組は、参加者や業界から高い評価をいただいております。今後も継続して行うとともに、建設産業に関わる各主体と連携協働し、効果的な人材確保育成の取組を展開してまいります。

6点目、建設業における熱中症対策についてのお尋ねであります。

熱中症対策は、労働環境の改善を通じて、働き方改革や担い手確保、建設産業の持続的な発展につながる重要な取組であります。

建設現場では、適切な休憩時間の確保や、早朝の涼しい時間帯に工事を進めるほか、空調服や熱中症対策ウオッチの着用など様々な対策に取り組まれています。県では、これら取組を事例集として取りまとめ、熱中症対策の参考となるよう広く受注者へ情報発信しているほか、施工時期に配慮をした発注や工期延長にも柔軟に対応しております。

議員御指摘のとおり、猛暑時には作業効率が低下するといった現状がございます。工事費用の積算基準は標準的な条件下での施工量を前提としているため、県としても、工事費の積算基準の見直しについてあらゆる機会を捉えて引き続き国へ要望してまいります。現場における熱中症対策が確実に実施されますよう、今後も必要な支援を継続し、受注者と一体となって取り組んでまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には国土強靱化関連予算の確保、拡充についてという観点で御質問をいただきました。

令和8年度予算編成方針におきましては、頻発、激甚化する自然災害を踏まえ、社会インフラにつきましては防災・減災事業に重点を置くことといたしております。そのための財源確保は大変重要だというふうに考えております。

このため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく関係予算について、予算編成過程で資材価格の高騰等の影響を適切に反映し、通常の公共事業予算とは別枠で必要な予算を確保するこ

となどについてこれまで国に対して強く求めてきているところでございます。

一方、防災・減災対策の強化に伴う建設事業債残高の増加により財政構造が硬直化することがないよう、新規事業箇所の厳選や建設事業債の発行の抑制、交付税措置のある県債の活用にも意を用いていかなければいけないというふうに考えております。

国土強靱化実施中期計画予算につきましては、今回の補正予算案に計上されており、これを有効に活用し、県土の強靱化を強力かつ計画的に進めていきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には歯科衛生士に関して7点お尋ねがございました。

初めに、歯科衛生士養成校の定員充足率、県内就職率についてでございます。

現在、歯科衛生士養成校は県内に4校あり、令和7年度の入学者は、合計で、定員178人に対し128人で、定員充足率は71.9%、令和6年度卒業生の県内就職率は全体で75.0%となっております。なお、県立の養成校である公衆衛生専門学校の県内就職率は過去5年平均で93.1%と、他の養成校と比べて高い値になっております。

次に、歯科口腔保健推進センターの歯科衛生士の活動状況と役割についてでございます。

長野県歯科口腔保健推進センターは、県内の歯科口腔保健施策を総合的、計画的に展開するため、お口の健康に関する普及啓発や人材育成、医療提供体制の整備、情報収集や分析、市町村支援などに取り組んでおります。

特に、今年度は、小中学生、高校生に向けた歯科専門職の魅力を紹介する冊子の作成を通じた人材確保に力を入れるとともに、病院等医療機関への歯科医師派遣事業や、市町村が行う歯科口腔保健事業の実施状況の調査を行っているところでございます。同センター配置の歯科衛生士は、これらの事業の企画立案に携わるとともに、事業実施に当たり関係団体との調整役も担っております。

三つ目に、歯科衛生士の採用についてでございます。

県として歯科口腔保健を一層推進していくためには、議員御指摘のとおり、歯科衛生士を本庁の正規職員として配置することは重要な視点であると考えております。このため、県では、令和8年度からの採用に向けた選考を行い、現在手続を進めているところでございます。歯科衛生士の専門的な知見、経験を生かし、関係団体や歯科医療機関、市町村等と連携を密にしながら、歯科口腔保健の充実にに向けた取組を着実に進めてまいります。

四つ目に、県内市町村における歯科口腔保健事業の実施状況についてでございます。

令和7年4月現在、県内市町村において、歯科衛生士は13市2町1村で配置されております。歯科衛生士が配置されている市町村では、要介護高齢者等を対象とした歯科口腔保健事業が実

施されるなど、歯科口腔保健活動の充実に歯科衛生士が一定の役割を果たしていると認識しております。

五つ目に、市町村歯科衛生士の人材確保等に向けた施策についてでございます。

歯科口腔の健康は、全身の健康と密着に関わるとされていることから、市町村が事業を企画する上で、保健師等の多様な専門職の一員として歯科衛生士が関わるのが重要と認識しております。

一方で、職員採用は、それぞれの市町村において様々な課題に対する優先度等を考慮して行われることから、現在、県内で行政職として歯科衛生士を雇用している市町村は16市町村にとどまっております。

県では、まずは歯科衛生士が事業に関わることの効果や有用性を市町村に実感していただくために、未配置の市町村に歯科衛生士を派遣する事業や、市町村担当者連絡会等の場を活用して市町村歯科衛生士が携わった事業に関しての情報提供等を行っております。引き続き歯科衛生士の専門性を活用して、歯科口腔保健事業を含めた健康づくりの取組が市町村で推進されるよう県としても支援してまいります。

六つ目に、災害時等における歯科衛生士の確保、研修体制についてでございます。

災害時、歯科衛生士は、歯科医師の救急対応等の補助を行うとともに、感染症予防も含めた歯科口腔保健活動により被災者の健康を支える役割を担っております。災害や感染症への対応力の向上を図るため、県では、地域医療介護総合確保基金を活用して、長野県歯科衛生士会が実施している研修に支援を行っており、令和3年度からこれまでに延べ145名が受講している状況です。

一方、現在の災害協定では、避難所等における歯科口腔保健活動が明確化されていないため、今年度、歯科衛生士の活動も踏まえた新たな協定を締結する予定でございます。県としては、災害時や感染症流行時においても県民が適切な歯科口腔保健医療サービスを受けられるよう、引き続き歯科衛生士の育成や体制の整備に努めてまいります。

最後に、長野県公衆衛生専門学校の魅力発信についてでございます。

公衆衛生専門学校は、県が伊那市に設置している歯科衛生士養成校で、創立から50年を超え、専門性の高い授業、実習を行い、多くの歯科衛生士を輩出してまいりました。卒業生の多くが南信地域を中心とした様々な歯科保健医療現場に即戦力として迎えられており、地域の歯科保健医療提供体制を支える重要な学校と認識しております。少人数制を生かしたきめ細やかな支援が魅力の一つであり、高い国家試験合格率も維持しているところでございます。

今年度は、例年実施している高校生を対象とした体験入学に加えて、新たに中学生向けの体験入学も実施いたしました。今後も様々な機会を通じ、伝統ある学校の魅力発信に取り組んで

まいります。

以上でございます。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。防災・減災、国土強靱化の予算をこれからもしっかりと国に働きかけていただき、県民の安心・安全、そして快適な暮らしのために引き続き阿部知事を先頭に力を注いでほしいと思います。

また、口腔ケアの重要性を県民の皆様にしっかりと周知し、健康寿命の延伸のために歯科衛生士の様々な課題解決策を講じていただくようお願い申し上げ、私の全ての質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

次は勝野智行議員であります。同議員の質問事項中、選挙管理委員会の所管に属する事項が通告されておりますので、これに対する答弁のため丸山昇一選挙管理委員会委員長の出席を求めましたので、報告いたします。

勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区選出の勝野智行でございます。通告に従い、私見を交え、今回一括で質問をさせていただきます。

まず、障がい者等への支援拡充について。

昨日12月3日は国際障害者デーでした。全ての人に幸福になる権利がある。垣根なく支え合う社会へ向け、自らも一層取り組もうと再確認いたしました。

本県では、しあわせ信州創造プラン3.0とともに昨年3月に策定した長野県障がい者プラン2024において、障がい児者への様々な施策、方向性について示され、取組を進めていただいております。その上で、以下何点か確認と提案をさせていただきます。

現在、全国の自治体で投票所のバリアフリー化が進んでおります。本県においても、車椅子の対応や投票所役員による様々な障がい者に対する投票の手助けなど、感謝するところであります。

投票支援グッズの一つに、投票用紙記入補助具というものがあります。これは、弱視や視覚

障がい者が自ら投票用紙に候補者名や政党名を書けるようにする補助具です。点字が達者な方は点字投票ができますが、中途失明など点字が使えない方などの場合、投票所の係の方に代筆してもらう必要があり、その際、代筆した人とは別の係の方が投票用紙の記入内容を確認する方法として声に出すことも行われております。これが当事者には心理的負担となっております。

長野市では、本年10月26日に行われた長野市長選挙及び長野市議会議員補欠選挙から、期日前投票所を含む全投票所に、投票用紙記入補助具と同様に使用できる市独自の投票用紙記入補助シートを導入いたしました。全投票所に都道府県単位で一斉に導入した自治体はありませんが、長野県として、全国で初めて県としての導入を提案いたしますが、選挙管理委員会委員長に御見解をお伺いいたします。

次に、障がいがある方の口腔ケアについて。

午前も垣内議員から口腔ケアの質問がありました。障がいのある方については、障がいの程度や特性により、口腔内の状況が把握しづらかったり、歯磨きに強い拒否感を持つ方もいるなど、口腔ケアが不十分になりやすく、歯科疾患の発症や重症化するリスクが高くなります。歯科疾患が進行すると、歯科医療がより困難になり、全身麻酔による治療が必要となる場合もあるなど、障がいのある方やその御家族にとって身体的、心理的な負担は相当なものになります。

口腔の健康は全身の健康にも深く関わっていると言われており、障がいのある方が生涯を通じて健康状態を維持し、生活の質を確保するためには、地域において定期的な歯科健診や歯科治療等を受けられる環境が求められており、障がいのある方の口腔の健康保持に対する取組が大変重要と考えます。

そこで、県内における福祉施設と歯科医療機関との連携はどのような状況でしょうか。また、治療だけでなく、予防に努めることも必要と考えます。知的・発達障がいのある方への口腔ケアには、歯磨きや歯科健診の前段階における不安軽減のための心理的な準備が必要とされております。県としてこのことについての認識と取組について伺います。

以上の事柄を加味し、障がいのある方の口腔の健康保持について、市町村との連携を含め、県の取組を健康福祉部長にお伺いいたします。

本県では、平成28年4月20日から信州パーキング・パーミット制度が開始されました。利用者の皆様には大変喜んでいただいております。この制度は、妊産婦も利用できますが、有効期間が出産後2年となっております。当事者の方より期間延長の声をいただきました。駐車スペースが広ければベビーカーを置く場所が確保でき、子供たちの乗り降りがスムーズにできます。特に、多胎児、双子や三つ子の育児は通常の育児よりもさらに多くの困難を伴います。できるだけ負担を軽減し、安全に乗り降りできるように配慮が必要です。

岡山県では、有効期限を基本産後2年としつつ、多胎児の場合は産後3年としております。

本県としても、岡山県と同様の有効期間とすべきと考えますが、健康福祉部長に御見解をお伺いいたします。

次に、2件目の行政手続におけるキャッシュレス化について。

県行政として、本年3月、3か年の長野県DXアクションプランを策定し、行政サービスのデジタル化に一層取り組まれていますことについては評価するところです。現在、県税や様々な手数料の納付についてデジタル化が徐々に進みつつあり、一部の手続についてはながの電子申請サービスによるオンライン決済が可能で、クレジットカード決済やスマホ決済の対応をさせていただいております。

その一方で、利用者が現金の代わりに収入証紙を購入し、それを運転免許証の更新やパスポートの窓口申請、県立高等学校の入学料などの各種行政手続の申請書類に貼って手数料などの支払いを行う収入証紙制度が現在も多くの手続で利用されております。個人的に調べたところ、各部局において本当に多くの申請手続が同制度で実施されており、驚いてしまいました。

同制度では、収入証紙を購入できる場所や時間が売りさばき所の所在地や営業時間に左右されるといった利用者の利便性の面などで課題があります。近年、電子マネーやインターネットバンキングなどの普及が進む中、収入証紙を申請書類に貼り付けるというアナログな事務作業が必要であることに違和感を覚えます。行政事務のデジタル化が進む中、県民の利便性や経費の面からも、収入証紙による手数料などの支払いは早期に廃止すべきではないかと考えます。

一昨年、林議員から同様の質問がなされましたが、会計管理者は、着実にステップを踏んで収入証紙の廃止に結びつけていきたい旨、御答弁されております。県の手数料などの納付に係る現時点でのデジタル化の進捗状況並びに証紙廃止に向けた今後の計画などを会計管理者にお伺いいたします。

また、長野県DXアクションプランの期間が終了する2027年度に長野県として収入証紙を廃止するとするなど、廃止時期を明確にすべきと考えますが、知事の御見解をお伺いいたします。

次に、3件目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について。

今定例会における冒頭の知事からの提出議案説明において、一般会計補正予算案に原料米価格高騰への対応として、経営改善に取り組む県内食品製造事業者が県産の酒米や加工用米を購入する経費を緊急的に助成する事業として2億9,000万円余を計上との説明とともに、現在国会で審議入りした国の補正予算案を踏まえ、県としても重点支援地方交付金などを積極的に活用し、県民の皆様に政策効果を早期に実感いただけるよう取り組んでいく旨の説明がありました。

11月21日に閣議決定した政府の総合経済対策では3本の柱が掲げられ、その第1は、生活の安全保障・物価高への対応であります。物価高で特に影響を受けている子育て家庭への支援策

として子供1人に2万円を児童手当に上乗せする事業、また、重点支援地方交付金を拡充し、生活者・事業者向けの従来の取組を継続しつつ、食料品の物価高騰等に対するさらなる取組を進めることや、賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者をはじめとする企業の賃上げ環境の整備を進めることなど、公明党が政府に提案していた内容のほとんどが含まれております。

本県においては、国の補正予算成立後、速やかに県としても補正予算案を県議会に示していただき、事業内容についても、これまでも実施していただいたLPガス使用世帯支援や特別高圧受電施設支援、中小企業・小規模事業者の産業生産性と賃上げ環境向上のための支援とともに、今回政府が新たに推奨メニューに挙げた水道料金の負担軽減の支援も市町村と連携して新たに実施していただきたいと考えます。

本県の令和6年度1月補正予算においては、国からの重点支援地方交付金50億円余りを活用し、令和7年度にかけて物価高から県民・県内事業者の暮らし・産業を守るため等の事業を実施していましたが、先週閣議決定された国の補正予算案における重点支援地方交付金は2兆円と、昨年度の2倍あり、本県への交付は100億円を超えると見込まれます。知事が述べられたとおり、本交付金を積極的に活用し、実感できる即効性のある支援策も最大限盛り込んで県民の暮らしを守っていただきたいと考えます。この重点支援地方交付金の活用方針と支援策について知事にお伺いいたします。

〔選挙管理委員会委員長丸山昇一君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（丸山昇一君）投票用紙記入補助具の導入についての御質問でございます。

選挙権は国民一人一人に与えられた基本的権利ですので、有権者の皆様に行使していただけるよう、選挙時における障がい者の方々の円滑な投票に関する環境整備は重要であると認識いたしております。投票用紙記入補助具や長野市の投票用紙記入補助シートなど具体的な取組につきましては、県民の皆様が参加できるフォーラムや市町村職員向けの実務研修会における事例発表などで共有を図ってまいります。

選挙管理委員会としましては、市町村選挙管理委員会の状況をお聞きしながら、投票用紙記入補助具の導入の研究も含め、障がい者の方々の投票環境の整備向上に努めてまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には4点お尋ねがございました。

初めに、福祉施設と歯科医療機関との連携についてでございます。

障がい児、障がい者の入所施設においては、入所者の歯科口腔の健康を維持するため、県条

例により、あらかじめ歯科医療機関と協力を得よう努めるとされております。令和４年度に県が実施した調査によりますと、入所施設の91.0%において協力歯科医による入所者への歯科健診が行われております。福祉施設が歯科医療機関と連携することにより、施設職員の口腔ケアへの理解が深まり、入所者の口腔機能の維持改善が期待できるものと考えております。

次に、知的・発達障がいのある方への口腔ケアに対する認識と取組についてでございます。

議員御指摘のとおり、知的・発達障がいのある方が効果的な口腔ケアを受けるためには、事前に不安を取り除いて、できる限り口腔ケアへの理解を得ることや、特性に応じた環境整備が重要であると認識しております。県では、歯科口腔保健推進センターの歯科衛生士が、音や光に配慮してリラックスできる雰囲気づくりの大切さや、絵や模型などを使って視覚的に分かりやすく伝えることの効果などについて、個別の事例に合わせて施設職員等に助言を行っております。

三つ目に、障がいのある方に対する歯科口腔保健の取組についてでございます。

障がいのある方は、その程度や特性によって集合形式による歯科健診を受けることが難しい場合があります。県では、そのような方々にも歯科健診や歯科保健指導を受けていただくため、歯科関係者の御協力の下、訪問による歯科健診事業を実施しております。この事業は、市町村を通じてニーズを把握した上でケースに応じた健診等を行い、その後の治療につなげるもので、昨年度は70名の方に御活用いただいたところでございます。こうした取組を活用していただけるよう、今後も市町村と連携して事業の周知に努め、障がいのある方の口腔の健康保持に取り組んでまいります。

最後に、信州パーキング・パーミット制度における利用証の有効期間についてでございます。

議員御指摘のとおり、パーキング・パーミット制度において、育児の負担軽減や車の安全な乗り降りの観点から妊産婦に配慮するということは、女性・若者から選ばれる長野県を推進する上で極めて大切であると認識しております。

特に、御質問にありました多胎児を育てている御家庭など育児や移動に大きな負担を抱える方々に対しては、駐車スペースの確保や制度の利用期間の柔軟な設定など、支援の充実が図られるべきではないかと考えております。

多胎児家庭に配慮し、利用証の有効期間を産後３年まで延長している他県の事例等も参考にしながら、本県においても、利用者のニーズや御意見を踏まえ、より使いやすい制度になるよう適切な制度の見直しについて今後検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔会計管理者兼会計局長柳沢由里君登壇〕

○会計管理者兼会計局長（柳沢由里君） 私には手数料等納付のデジタル化の進捗状況と収入証

紙廃止の今後の計画についてお尋ねをいただきました。

県では、県民の利便性向上と行政事務の効率化を図ることを目的に、社会の変化に応じた多様な収納方法の導入について検討を進めてまいりました。令和6年2月からは、ながの電子申請サービスの改修により、一部の行政手続においてクレジットカードやスマートフォンアプリなどによる決済を導入し、その後順次拡大してきております。

収入証紙により手数料等を納付する手続は知事部局で259あり、現時点でのオンライン決済の導入率は27.4%ですが、一部の手続を除き、原則として全ての手続への導入を鋭意進めておりまして、来年度中には導入率が約9割となる見込みでございます。

収入証紙廃止に向けた今後の計画としましては、着実にオンライン決済の導入を進めながら、運転免許など対面での申請が必要な手続やオンライン決済が困難な方に向けては、申請窓口で現金やクレジットカード等により納入ができる環境整備も併せて進めてまいります。これらの取組によりまして、収入証紙に代わる納付手段の見通しを立てた上で、来年度中には廃止の手続に着手したいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2問御質問を頂戴いたしました。

まず、収入証紙の廃止時期を明確にすべきではないかという御質問でございます。

社会全体にキャッシュレス決済が急速に浸透する中、しあわせ信州創造プラン3.0やDXアクションプランに基づいて公金収納におけるキャッシュレス決済の導入等、収納方法の多様化を進めてまいりました。また、併せて収入証紙の廃止についても検討を進めてきたところでございます。

収入証紙を廃止するに当たりましては、手数料等のオンライン決済や窓口におけるキャッシュレス決済など代替手段の環境整備が必要であり、現在全庁を挙げて鋭意取り組んでいるところでございます。

収入証紙は、長野県収入証紙条例に基づく制度であり、廃止するためには廃止条例が必要となります。先ほど会計管理者が答弁申し上げたとおり、来年度には条例案を上程し、十分な周知期間を確保した上で、DXアクションプランの最終年度である令和9年度中に廃止することを目指して取り組んでまいります。

続きまして、重点支援地方交付金の活用方針と支援策についてという御質問でございます。

重点支援地方交付金は、地方の実情に応じた物価高対策に活用できるものでありますので、県としても最大限これを活用して、県民の皆様や事業者に対する支援を積極的に行っていくと考えております。

また、今回の交付金には、食料品の物価高騰に対応するため、市町村向けの特別加算が措置されております。こうしたことから、市町村の皆さんとも役割分担をしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

活用に当たりましては、まず足元の物価高によりまして生活にお困りの方、また、影響が出ている事業者などに対しまして支援を行っていきたいと考えております。加えて、物価上昇が継続する中であっても、県民の皆様方の暮らしを守り、産業を維持発展させていくということが我々の使命でありますので、エネルギーコストの削減をはじめとする構造転換を促すための取組についても検討していきたいと考えております。

物価高騰の影響を受ける方々に政策効果を早期に実感いただくことができるよう、可能なものにつきましては今定例会の会期内に予算化できるよう検討していきたいと思っております。

以上です。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁をいただきました。

障がいがある方の口腔ケアについてはさらにお取組を進めていただきたいと要望しておきます。

また、収入証紙の廃止については、令和9年度の廃止を目指すという答弁をいただきました。ぜひよろしくお願いいたします。

また、重点支援交付金の活用についても、今定例会に出されるということでございます。成立後速やかに執行いただきますよう要望し、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、竹村直子議員。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）改革信州、竹村直子です。一般質問を始めます。よろしくお願いします。

脱炭素社会の実現についてです。

地球温暖化と言われるようになってから、もう30年近くなるのでしょうか。温暖化の影響による気候変動は、大きな災害をもたらすほどになり、このままではいけないと多くの人が思っているはずなのに、なかなか地球環境によい行動をすることは難しいようです。

長野県世論調査協会の「環境と暮らし2025」のアンケートでは、ゼロカーボンについての認識はあるものの、実際に行動に移す人が少ないという結果となりました。この結果を踏まえ、県民に行動変容を促すため、県としてどのように取り組んでいくのでしょうか。

長野県ゼロカーボン戦略の中の重点方針の一つに、エネルギー自立地域づくりで地域内経済循環を創出することを掲げており、2030年までにエネルギー自立地域を10か所以上とする目標

を立てています。自治体や地域で使うエネルギーが自然由来になれば、大きな一歩となります。どの地域でも取り組むことが可能な立付けとなっているのでしょうか。1か所につき5年で最大1億円の県費を投入できるという県のエネルギー自立地域創出支援事業において、地域の選定や認定の基準はどのようなになっているのでしょうか。

エネルギーの自立は、ゼロカーボン戦略としての取組も大切ですが、送電網が寸断されるような大規模災害が発生したときに大きな力となります。災害時に孤立したとしても、エネルギーが自立できていれば二次的な被害を防ぐことができます。各家庭が自立し、自治体が自立し、そして長野県が自立できることが理想ですが、県が目指すエネルギー自立地域はどのようなのでしょうか。以上3点を小林環境部長にお聞きします。

次に、若年性認知症についてです。

皆さん、想像してみてください。仕事に一生懸命取り組んで毎日を過ごしていたところ、働き盛りの自分が認知症だと言われました。とても不安になると思います。当初は本人が気づけないこともあります。妙なことを言うなとか、頼んだことを忘れているのかなど、周囲が変わったと思ったり、当惑したりして、そのうちに孤立感、孤独感が強まっていくのです。高齢者の認知症もそうですが、認知症になりたくてなる人はいないと思います。周りの優しい気持ちで見守る寛容さがあれば、当事者も安心して暮らせると思います。

高齢者の認知症については県民にも広く知られていますが、65歳未満で発症する若年性認知症に関わることにについてはあまり認識されていないのではないのでしょうか。当事者が感じる孤独や生活に対する不安などの悩みに対し適切な対応が取られているのでしょうか。一気に何もかも忘れてしまうようなことはないですから、職場の理解度によって仕事の内容を変えながら働き続けることができる人もいるでしょう。周囲の理解を得て、認知症の症状がありながらも、地域や職場で役割を持って生きていくことができる、そんな社会にすることが必要だと考えます。

そこで、若年性認知症の現状と相談体制支援について、笹渕健康福祉部長に伺います。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）脱炭素社会の実現につきまして3点の御質問を頂戴しました。

まず、県民等の行動変容の促進についてでございます。

議員お話の世論調査の結果を見ますと、夏の猛暑や豪雨災害の頻発などにより、脱炭素化の重要性については一定程度県民の皆さんに浸透してきていると考えられるものの、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会の中で、その便利さに慣れ、節電、省エネの励行、公共交通機関の利用など実際の行動変容にはなかなかつながっていないということを改めて認識するところでございます。

また、県ゼロカーボン戦略の中間見直しに係ります県環境審議会の答申におきましては、脱炭素の課題以上に直面する物価高騰等が優先的課題として捉えられている昨今の状況や、排出量の小さな長野県が脱炭素化に取り組むことに疑問を抱く者もいるということなどが挙げられておりまして、県民と脱炭素化に取り組む理念を改めて共有する必要が指摘されているところでございます。

こうしたことから、今後は、改めて脱炭素化の意義や理念の共有に努めるとともに、物価高の状況だからこそ、節電など環境対策に取り組むことが結果的に経済的なメリットがあるということをしかり可視化して、繰り返し説明していくことが効果的ではないかと考えているところでございます。

また、信州の自然や環境に根差した昔ながらの省エネ型のライフスタイルの提案など県民の行動変容につながるような多様なアプローチについても検討を行ってまいりたいと考えている所存でございます。

次に、エネルギー自立地域創出支援事業の認定要件についてでございます。

エネルギー自立地域創出支援事業は、市町村が提案する計画を県が認定し、財政支援を行う制度でございます。計画の認定に当たりましては、行政区、中心市街地、集落など地域の特性を踏まえた一定のまとまりのある地域において、事業開始から5年程度で、対象地域内において生産される再生可能エネルギー由来の電気量が対象地域内の民生部門の電力需要量と同量かそれ以上となることを求めるとともに、地域内の雇用拡大など地域内経済循環等に資する取組を実施することを認定要件としているところでございます。

なお、地域内で生産された再生可能エネルギーを地域内で消費することを必須の条件とはしておりませんで、固定価格買取制度などで売電することも許容しているところでございます。

3点目でございますが、長野県が目指すエネルギー自立地域についてでございます。

一般的に、エネルギー自立地域とは、地域資源でございます再生可能エネルギーを地域内で用いることで、これまでエネルギーの対価として地域外に流出していた資金を地域内にとどめ、地域内の経済循環を創出することで大手電力会社等外部へのエネルギー依存度を大幅に低減させた地域であると考えております。

こうした地域の創出に向けた試みはヨーロッパなどで先進的に行われていると承知しているところでございます。しかしながら、この場合、再生可能エネルギーを地域内で消費することになり、大手電力会社への売電を行わないことになることから、発電事業者が安定した売電収入を得られず、経営が不安定化し、持続的経営に困難が生じるなどの課題もあると考えているところでございます。

こうしたことから、本県では、さきに説明しました支援事業のスキームのとおり、エネル

ギーの地域内供給までに至らずとも、少なくとも売電収入を地域に還元することにより経済循環が行われているものをエネルギー自立地域と捉えまして、その実現を目指していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には若年性認知症の現状と相談体制、認知症の方への支援についてのお尋ねでございます。

65歳未満で発症する若年性認知症の県内の有病者数は、全国の推計有病率を基に試算いたしますと、約520人と推計されます。若年性認知症は、いわゆる現役世代で発症することにより、周囲の理解不足や就労継続が困難となることによる経済的負担、仕事と育児を担う世代が多く家族への負担が大きいなど、高齢者の認知症とは異なる課題を抱えているため、その特性に配慮し、本人や家族の視点に立った支援を推進する必要があると認識しております。

若年性認知症も含めた認知症施策について、県では、第9期長野県高齢者プランとそれに含まれる認知症施策推進計画に基づき、専門相談窓口である若年性認知症コールセンターや認知症専門医療機関である認知症疾患医療センターの設置、若年性認知症支援コーディネーターによる当事者、家族等への相談対応や支援制度の紹介、労働局等とも連携した就労支援などに取り組んでいるところでございます。引き続き県民等に対し認知症に関する正しい理解の促進を図るとともに、コーディネーターの支援力の強化や相談窓口等の周知を行うなど、認知症を発症しても、できることを続けながら希望を持って暮らすことができるよう支援してまいります。

以上でございます。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）私は、子供たちが小さいときから、地球温暖化を止めたいという思いからいろいろな対策に取り組んできました。夏は、車に乗ってもエアコンのスイッチは入れず、窓全開で乗り切る。急ぐとき以外はできるだけ穏やかな運転をする。グリーンカーテンや遮光カーテンで光による熱を避ける。洗濯はお風呂の残り湯でやって使い切る。トイレは洗濯のすすぎの水とお風呂の残り湯等で流す。買物にはレジ袋を持参。ごみ分別はきちんとする。家にはエアコンはなし。太陽光発電を設置。以上のようなことをかなり徹底してやってきましたが、子供たちが大人になった今では、交代勤務で働く者のために家にエアコンを設置しました。そして、車の中でもエアコンを使っています。

子供たちとの30年間で頑張ってはみたものの、気温上昇は確かに進んでいて、むなしさを感じながら猛暑の季節を乗り越えるために四苦八苦する現実です。車をハイブリッド車に買い替

えようか、家に蓄電池を設置しようかとも考えますが、大きな費用となるので、気軽にはできません。県民の皆さんも同じだと思います。

また、車をハイブリッドや電気自動車に替えたとしても、たくさん乗ってしまえば炭素排出量が増えることもあるでしょう。家電を省エネのものに変えたとしても、使用頻度が高ければ本当に省エネになっているのか分かりません。そう考えると、発電装置の切替えが一番効果を生むものと言えるので、各家庭や地域での自然エネルギーによる発電をもっと推進することが重要と考えます。しっかりと旗振りと支援をお願いいたします。

11月中旬、会派改革信州で、ひきこもり支援として始めた秋田県藤里町社協の事業を視察しました。それは、単にひきこもりの方をお世話するのではなく、人生に迷っている人、高齢でできることはないと思われている人、障がいを持った人たち、それぞれができることをやって、相互に支援し合う居場所づくりを社協が中心になって行っているものでした。誰でも人の役に立てるという実感、役割があるということが、毎日を生きる原動力になるのです。

そして、認知症になったとしても、年を取ったとしても、人のためにできることは必ずあると私は信じています。人生最期のときまで生きがいを持って充実した気持ちで生きられる社会にしたいと思います。どうかそのような温かな長野県となるよう取り組んでいただけるようお願いします。

次に、県職員の負担軽減と働きやすい職場環境づくりについて質問します。

日々県民のために働いていただいている県の職員の皆さんには、敬意を表します。職員の皆さんは、1年から3年ほどでいろいろな職場を異動して経験と年を重ね、県職員として成長され、広い県土に暮らす県民のため、日々お勤めいただいています。

異動先が現在と異なる地域に決まると、家族との調整や、時にはライフプランの変更も余儀なくされることもあるでしょう。引っ越しは、やはり土日を中心となるので、内示が出た後、引っ越し業者を見つけるのも大変だと聞いています。内示が3月に入ってからでは、民間借り上げ住宅を退去する際の届出が間に合わず、4月分の家賃を余分に負担せざるを得ない職員もいたようです。

さらに、職員宿舎の場合、引っ越し期間が極めて短いため、入居する個室の掃除も十分にできず、落ち着いた環境で新生活を始められないという声もあります。子供の卒業や新入学などイベントも重なる時期であり、巻き込まれる家族の調整が大変なのではないでしょうか。

このように、異動の内示が3月になることで、家族の職場、学校等の調整や引っ越しの対応など、職員への負担が大きくなっています。異動の内示日をもっと早くするべきと考えますが、いかがでしょうか。

近年の夏の暑さは言うまでもなく、エアコンによる温度管理がなければ、たとえ夕方になっ

でも快適とは言えない状況です。地球温暖化が進み、県内でも猛暑日となる日が多くなっている中で、県庁の冷房は、室内の設定温度が高い上に、就業時間終了とともに切れてしまっています。やむを得ず残業してしまう場合もあり、職員の負担軽減のためにも職場環境を整えることが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

日本全体が深刻な人手不足となっている中で、職として長野県職員を選んでもらうためには、ワーク・ライフ・バランスを実現することができる働きやすい職場環境づくりが重要と考えますが、人材を確保するという観点からも、今後どのような取組を行っていくのでしょうか。以上3点を須藤総務部長にお聞きします。

次に、木曽広域連合規約の変更に関する協議についてです。

この11月議会に提出されている議案の中に、「木曽広域連合規約の変更に関する協議について」というものがあります。木曽地域に中核となる市がないために、県が広域連合と一体となり、木曽地域の行政に協力して取り組むためのものですが、議決を経て総務省へ申請をし、総務大臣の許可を得るとのことです。

知事は、全国知事会長に就任された際、「現場から、日本を動かす。」のスローガンの下、人口減少対策、ジェンダー平等の推進、国・地方の役割分担の改革、地方自治・民主主義のアップデートの四つの重点項目に取り組むと言われました。私も知事の考えに大いに賛同するものです。とりわけ、「国と地方の役割分担」や「地方自治」にとっては、地方のことは地方で決めるということがとても重要なことだと思います。今回の木曽地域のことに関して、総務省の許可を得る必要があるなどということは、知事の言われている国と地方の役割分担の改革や本当の地方自治とは相反するものと思いますので、知事が率先して国に法改正を訴えるべきではないでしょうか。阿部知事にお考えをお聞きします。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、異動内示の早期化についてでございます。

4月1日付の人事異動を編成するためには、翌年度の組織体制を固めた上で、全職員数の約3分の1に当たる2,000人規模の職員の異動案を短期間で調整しなくてはならず、一定の作業期間がどうしても必要となってまいります。こうしたことから、これまで、人事異動の内示は、例えば課長補佐級以下の職員に対しましては、発令日の2週間前を目途に実施してきたところでございますが、近年、4月1日付の人事異動の際には引っ越し業者が確保できないなどの理由により、職員の負担が以前よりも増しているものと認識しております。こうした状況を踏まえ、本年4月1日付の人事異動に際しましては、課長補佐級以下の職員への内示は例年よりも1週間早い発令日のおよそ3週間前に行ったところでございます。来年の人事異動に際しまし

ても、職員の負担軽減に留意し、早期に内示できるよう取り組んでまいります。

次に、県庁における冷房の稼働時間等についてでございます。

業務の能率を上げ、県民サービスの向上につなげていくためにも、職場環境の整備と職員の健康管理は大切なものと認識しております。現在実行中のかえるプロジェクトにおきましても、冷房時間の延長を求める声が多数寄せられているところでございます。

このため、ゼロカーボン戦略における職員率先実行計画で定めた室温28℃を目安に稼働している冷房運転を、7月22日から9月30日までの間、午後6時半まで延長する取組を試行いたしました。試行後に行ったアンケート調査では、職務環境が改善し、体への負担が軽減したといった延長の効果を実感する職員が約9割、また、業務の能率が上がったとの回答も約8割を占めたところでございます。今後も、この取組が職員の健康維持増進とともに業務の能率向上に寄与するものとなるよう、引き続き職場の環境整備に努めてまいります。

3点目に、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりについてでございます。

これまで、育児・介護に関する休暇制度の整備、有給休暇の取得やテレワークの推進、時差勤務やフレックスタイム制による柔軟な勤務時間制度、副業制度の活用促進等の取組を進めてまいりました。また、県民に真に役立つ組織づくりを進めるかえるプロジェクトでは、業務の効率化ややりがいの醸成、心理的安全性の高い職場づくりなどに取り組んでいるところでございます。

職員が安心して働ける環境を整えることは、県民サービスの質の向上にも直結するものであり、人材確保の観点からも極めて重要と考えております。こうした取組に加えまして、個々のニーズに応じた、より多様な働き方の実現に向けた検討を進めることなどにより、誰もが働きやすい長野県庁を実現できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には木曽広域連合規約の変更に関連して、国に関与をやめろというふうに働きかけていってはどうかという御質問だと思います。

木曽広域連合規約の変更に関する協議は、議会の御議決をお願いしたいところでありますが、御指摘のとおり、地方自治法第291条の3によりまして総務大臣許可が必要という形になっております。

広域連合は、特別地方公共団体であります。市町村や県から独立した存在として事務を行うという形になりますので、その新設や規約の変更は、地方公共団体そのものの設置や事務に変更が行われるものであります。したがって、私としては、適法性や妥当性を確認するという行為はやはり必要ではないかというふうに思っております。

私は、基本的に地方分権論者ではありますが、広域連合は都道府県や市町村と同じ地方公共団体でありますから、新しい組織ができたり、新しい自治体の権能が増えるということがありますので、一定程度国の関与が必要で、かつ、県が入る広域連合には国からの権限移譲を求めることができるという法律上の規定になっています。総務大臣が許可するときには関係省庁との協議が必要になってくると思いますので、やはりそういう部分も一定程度必要ではないかなというふうに思っています。

とはいえ、全く分権型社会になっていないというのが私の問題意識でありまして、例えば補助金の要件緩和、地方財源の充実強化、こうしたものをもっともっと進めていただくということが必要だというふうに思います。あるいは、法定受託事務でいろいろな仕事をしておりますが、地方にほとんど裁量がないというようなものについては、むしろ国が直接執行してくださいとお願いしていかなければいけません。また、様々な従うべき基準というものも設けられていますが、こうしたものはもう廃止、あるいは参酌基準化ということを求めていく必要があります。これまでも知事会からはそうした要請を提言しているところであります。

社会が大きく変化する中で、今申し上げたような個別のテーマだけではなく、やはりもう一回国と地方の役割分担の在り方を見直すことが必要ではないかというふうに思っております。そういう意味では、地方制度調査会のような場でしっかりとした骨太の議論を行うということが必要だというふうに考えておりまして、このことについては、知事会の地方分権推進特別委員会からも国に対して要請をしておりますし、その実現に向けて知事会長としてもぜひ取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）職場の皆さんが気持ちよく仕事ができる、また、就職の選択肢として迷わず県職を選んでもらえるよう、できることから今後とも取り組んでいただきたいと思います。

国会議員の定数を減らすという議論がされるようですが、地方の声がさらに届かなくなっていると思いますので、知事会を通じて地方への権限移譲と一緒に声を挙げていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、佐藤千枝議員。

〔10 番佐藤千枝君登壇〕

○10 番（佐藤千枝君）引き続き改革信州の佐藤千枝でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、小中学校における主体的・対話的で深い学びの実現について質問いたします。

個人と社会のウェルビーイングの実現に向けた第4次長野県教育振興基本計画は、計画期間の折り返しの時期を迎えています。県内における令和7年全国学力・学習状況調査では、個別最適な学びと協働的な学びの両方に肯定的に回答している児童生徒は、学校に行くのは楽しいと回答している割合が高く、教科の得点も高い傾向にあります。一方、授業時間や時間割を見直す授業間改革、教員研修の質的向上が課題に挙げられています。

そうした中で、子供主体の学びや教員側の変容といった視点で、東御市が令和5年度から取り組む朝鑑賞について御紹介いたします。発案者は、武蔵野美術大学の三澤一実教授です。東御市教育委員会は、朝鑑賞を主体的・対話的で深い学びの実践と位置づけて、全ての小中学校で朝鑑賞を導入しており、関係者の連携や仕組みづくりの観点で全国的にも意欲的な事例として高く評価されています。

朝、10分から15分、本物の絵画やタブレットの絵画を使い、対話鑑賞という手法で、児童生徒が絵を見て思ったこと、感じたことを自由に自分の言葉で伝えること、そして、ほかの子の意見に耳を傾けることを通じてクラス内の対話力、思考力を育てることにつながり、コミュニケーション能力を育むきっかけとなっています。教師側のファシリテーションを育てる効果も期待され、授業づくりやクラス運営の質を高めるきっかけにもなっています。私どもの会派では、一昨年、東御市の学芸員の御指導の下、大人の朝鑑賞を体験いたしました。

そこで、3点、武田教育長に伺います。

現在の対話的学習の取組状況とその評価、また、どのような課題認識があるのかを伺います。

次に、朝鑑賞のような対話を重視した実践モデルを県全体の教員育成と授業改善に位置づけていくことについて御所見を伺います。県教育委員会として、まずは次年度の教育研修に本県初となる朝鑑賞研修を位置づけていくことについて御所見を伺います。

次に、指定難病者の更新手続の簡素化と支援体制の強化について質問いたします。

現在、本県では、国の制度に基づき、指定難病と認定された約1万8,000人に対して医療費助成が行われています。この制度は、患者とその家族にとって大きな支えとなっております。

一方で、更新手続には、主治医による指定難病の診断や、医師が作成する臨床調査個人票の作成、健康保険証や課税証明書の写しの提出など多くの書類準備が必要になります。特に、臨床調査個人票の取得には時間がかかり、通院のタイミングや体調によっては手続が遅れるケースもあります。また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、高齢者やデジタル機器に不慣れな方にとってはさらなる負担となっているのが現状です。なお、今年度、長野県監査委員による定期監査において、指導事項として指定難病助成における不適切な事務処理があったと報告されています。

そこで、以下3点について笹渕健康福祉部長に伺います。

受給者証の更新手続が簡素化されるよう、添付書類については、マイナンバーを用いて、行政内部で情報連携ができる仕組みを導入していただきたく、御所見を伺います。

臨床調査個人票については、医療機関や自治体窓口において紙媒体でのやり取りが続いており、患者や医療機関双方に大きな事務負担となっています。国では、臨床調査個人票のオンライン登録の仕組みが整備されつつありますが、県内ではまだ十分に普及していない現状を踏まえ、県としてオンライン登録の導入促進に積極的に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

国において進められているデジタル化の先行実施事業に長野県として積極的に参加し、患者の利便性と行政効率化の双方に資するものとし、受給者証及び自己負担上限額管理票のデジタル化を進めていただきたく、御所見をお伺いし、1回目の質問といたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）小中学校における主体的・対話的で深い学びの実現について3点御質問をいただきました。

まず、対話的学習の状況とその評価、課題についてでございます。

本年度の全国学力・学習状況調査での話し合い活動を通じて自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づいたりできているかという質問に対し、肯定的に回答した児童生徒の割合は、小学校で83.4%、中学校で84.7%と小中学校とも80%を超えており、対話的な学びは一定程度定着してきていると考えております。

一方で、国語や算数などの教科において授業の内容はよく分かりますかという質問に対し、肯定的に回答した児童生徒の割合が令和6年度より下がっていることから、対話を取り入れた授業実践は行われてきているものの、その質を高め、さらなる改善を進めていくことが課題と認識しております。

続きまして、朝鑑賞の取組を教員育成と授業改善に位置づけることについてでございます。

議員御指摘の東御市が取り組んでいる朝鑑賞は、美術作品を通して、子供と子供、子供と教員が自由に対話を重ねることで、自己表現、他者理解がより深まることにつながる実践であると考えております。子供たちからは、みんなと意見交換ができるから楽しい、みんなの考えを知ることができるから面白いといった声があり、対話の楽しさを感じている様子がございます。また、教員からも、子供たちと本音で話し合える力が磨かれるとの声があり、授業づくりの基盤となる資質の高まりを感じている様子がうかがえるところでございます。

こうした取組は、子供たちの対話的な学びの充実や教員の指導力を向上させていく一つの方法として有効であると認識しており、その効果等を検証しながら教員育成や授業改善への位置づけについて研究をしてまいりたいと考えております。

続きまして、朝鑑賞を教員研修に取り入れることについてでございます。

朝鑑賞のような取組は、教員自身が体験することでその価値を実感し、一人一人の資質向上につながるものと考えております。そのため、来年度実施予定の初任者研修やキャリアアップ研修等の中で、対話型の学びを体験するプログラムの一つとして取り入れる方向で検討してまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には指定難病に関連して3点お尋ねがございました。

初めに、更新手続の簡素化についてでございます。

県としても、患者負担軽減の観点から、更新手続の簡素化は重要な課題であると認識しております。現在、県では、受給者証の申請手続における負担軽減を図るため、マイナンバーを活用し、公的医療保険の資格確認のための書類、住民票及び所得・課税証明書の添付を省略できるよう検討を進めているところでございます。これらのうち、公的医療保険の資格確認のための書類については、令和6年12月に医療保険証の新規発行が終了したことを踏まえ、優先的に添付省略の検討を進めております。

また、今年度からは、公的医療保険の資格確認のための書類の提出が困難な方を対象に、各保健所でマイナンバーを活用し、情報を取得する運用を開始いたしました。今後は、運用結果を検証した上で、令和8年度からの添付省略を目指し、準備を進めてまいります。また、住民票などその他の添付書類につきましても、引き続き省略の検討を進めてまいります。

次に、オンライン登録の導入促進についてでございます。

議員御指摘のとおり、臨床調査個人票のオンライン登録は令和6年4月から可能となり、医師が国のデータベースに直接登録する仕組みで運用されております。オンライン登録により、機械的な審査が行われ、単純な誤りがその場で修正されることから、書類修正の手間が削減されます。その結果、受給者証発行までの期間が短縮され、患者、医療機関、さらには自治体にとってもメリットがあると認識しております。

しかしながら、県内のオンライン登録はまだまだ進んでいない状況にあり、これは、医療機関でのシステム改修やネットワーク環境の整備が必要であること、さらに、長年慣れた運用からの転換に心理的、業務的なハードルがあることが要因と考えられます。

県としては、引き続き医療機関のシステム改修等に必要な経費の一部を支援するとともに、オンライン登録のメリットを改めて医療機関に周知することで導入促進に努めてまいります。

最後に、先行実施事業への参加と受給者証等のデジタル化についてでございます。

国は、医療DX推進施策の一環として、自治体や医療機関等の間で医療費助成等に関する情報を共有するためのシステム、PMH、パブリックメディカルハブを令和5年度に開発し、P

MHに対応するシステム改修を終えた自治体のうち、希望する自治体を対象に、先行実施事業を進めております。このシステムが本格運用されれば、マイナンバーカードを受給者証として利用できるようになるなど、患者の利便性向上や行政事務の効率化が期待されており、県としてもその方向性に賛同しているところでございます。

県としては、まずはPMHに対応するシステム改修を早期に実現し、デジタル化を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。朝鑑賞の取組は、個人と社会のウェルビーイングにもつながるものというふうに捉えております。初の朝鑑賞の取組を研修に位置づけていただけるということで、大変ありがたく思っております。今後とも本県の小中学校で広く活用されることを願います。

それから、指定難病者の更新手続につきましては、申請者において簡素化が図られるとともに、事務負担の軽減にもつながるこのオンライン登録に積極的に取り組むよう、県内関係機関に働きかけをよろしくお願いいたします。

次の質問です。人口減少下における長野県のファシリティーマネジメントについて質問いたします。

長野県でも、人口減少に伴い、今後行政サービスの需要構造は大きく変化していくことが見込まれています。一方、県が保有する公共施設、インフラの多くは、高度経済成長期に整備されたもので、老朽化を踏まえると、保有する県有施設の利活用や処分などの適正運用をどのように図っていくのか、喫緊の課題と考えます。

人口が減っても県民が一定のサービスを受けられるようにすることは行政の役割です。そこで、県として、県民サービスを低下させないためのファシリティーマネジメントについて、須藤総務部長に4点伺います。

県のファシリティーマネジメント基本計画の実績では、県有施設の延べ床面積は、令和5年度までの7年間で約10.9万平方メートル、3%削減されたとのことですが、計画に基づく県有施設の総量縮小の取組状況と今後の県有財産の利活用の考え方について伺います。

次に、計画に基づき未利用となった県有地の売却を進めておりますが、令和7年度の事業改善シートによりますと、売却困難な県有地が増加しているとのこと。売却が困難な県有地の件数や面積とその対策について伺います。

未利用県有地の売却は、現在、競争入札や随意契約により売却されています。売却の進め方についてそのプロセスを伺います。

私の居住地において、過去に県有地がインターネットによる競争入札により売却された事例があります。行政機関がインターネット上で実施する公有財産の売却として、紀尾井町戦略研究所株式会社が運営する官公庁オークションがあり、現在、全国約1,900の行政機関が公有財産等の売却のために参加しているとのこと。不動産や自動車、特殊車両などが数多く出品されているようですが、インターネット入札の活用状況と公有財産の売却実績について伺います。

最後の質問です。地方創生2.0に対する取組についてです。

先月、都道府県議会議員研究交流大会が開催され、地方創生をめぐる最近の動向について、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部、海老原諭氏の講演を聴講いたしました。本年6月に閣議決定された地方創生2.0は、地方の生活環境の創生、新しい地方経済の創生、都市と地方の交流等による創生、新技術の徹底活用、広域リージョン連携の五つの柱を重点に、交付金も大幅に拡充する方針と具体的なパッケージが示されました。

一方、長野県の人口が2024年2月に200万人を下回り、2050年には7割が社会の可能性もあることから、昨年12月に信州未来共創戦略が策定されました。固定的な性別役割分担意識の見直し、若者の社会参加の促進、さらには女性・若者が活躍しやすい職場環境の整備など、若者や女性から選ばれる寛容で多様性を尊重する社会の実現に向け、多くの県民の皆様と力を合わせ、取組を進めていただいているところであります。

そこで、お聞きいたします。

地方創生2.0の視点や政策を今後県政にどのように生かしていくのか、中村企画振興部長に伺います。

また、交付金活用事例として、県内唯一、伊那市では、専用車両に看護師などが同乗し、患者宅に訪問してオンライン診療サービスを行うモバイルクリニックやデマンドタクシー、ドローン輸送などが実施されています。県民が安心して働き、暮らせるために、伊那市の事例を含めた全国の好事例を県内ではどのように進めていくのでしょうか。中村企画振興部長に伺います。

次に、地方創生2.0で示された都道府県域を超えて多様な主体が広域的に連携、面的施策展開による地域経済の発展を図るため、11月26日、中部広域リージョン連携宣言式が開催されました。地域を活性化し、東京一極集中の是正につなげるために、この枠組みによりどのような取組を他県と連携していくのでしょうか。阿部知事に伺います。

今年4月からスタートした信州未来共創戦略にある「明るい未来の実現に向けた取組の方向性」に基づいて、それぞれ県としてどのように取組を進めたのか、中村企画振興部長に伺います。

これまで取り組まれた「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」の実績と課題、評価、今後の取組につきまして阿部知事に伺います。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）私には4点御質問を頂戴いたしました。

まず、県のファシリティーマネジメントについてでございます。

県有施設の総量縮小の取組状況ということでございますが、急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来により、必要とされる県有財産の規模は縮小していくと考えられることから、県のファシリティーマネジメント基本計画では、平成29年度から令和8年度までの10年間で県有施設の総量を平成27年度比で5%縮減することを目指しております。これまで、県立武道館の新築など新しい行政ニーズに対応するための施設整備を行う一方で、部局横断で譲渡や売却等が可能な県有財産の処分について検討し、施設の廃止や移管を進めたことで、令和5年度末時点で3.0%縮減したところでございます。

今後の県有財産の利活用の考え方につきましては、限られた県有財産をより効率的、効果的に活用していくことが必要でありますので、ファシリティーマネジメント基本計画で、例えば庁舎のホール壁面や屋根、空きスペースの貸付けなどにより歳入確保や県の政策実現に向け有効活用をしていくですとか、計画的な修繕や改修を行い施設の長寿命化を推進することなど、幅広く利活用していくことを掲げて取り組んでいるところでございます。今後も、計画に基づき、有効活用を進めてまいります。

次に、売却が困難な未利用県有地の状況とその対策についてでございます。

令和7年12月1日現在で未利用となっている県有地は全県に138件あり、このうち敷地が道路に接していなかったり境界が確定できていないといった理由などで売却が困難となっている物件が49件、総面積は約9万5,000平方メートルあり、令和元年度以降19件増加している状況であります。

売却が困難な物件への対応として、例えば無道路地につきましては隣接者と個別具体的な売却交渉を粘り強く行う。また、境界未確定の物件につきましては、隣接者との継続交渉はもちろん、必要に応じて、法務局が関わって公正に土地の境を特定する筆界特定制度も活用して確定作業を進めるといった対応を行いながら売却に取り組んでいるところでございます。引き続きそれぞれの物件が抱える課題等を丁寧に整理しながら、できる限り売却につなげられるように努めてまいります。

3点目でございます。未利用県有地の売却プロセスについてでございます。

未利用となった県有地は、ファシリティーマネジメント基本計画に基づきまして、まずは県の組織内部で再活用を検討し、次に市町村等の公的機関へ利活用希望があるかといった照会を実

施いたします。それでも利活用の見込みがないものにつきましては、庁内のファシリティマネジメント推進会議などの承認を経て民間に売却しております。

民間への売却につきましては、まず一般競争入札を実施し、落札されなかった物件は先着順で購入希望者を募る随意契約方式へと移行することになりますが、売却に至らなかった場合には翌年度にインターネットを活用した入札を実施しているところでございます。

4点目でございます。公有財産売却におけるインターネット入札の活用と実績でございます。

平成19年度からインターネットを活用した入札を導入しておりまして、これまでの売却実績は、件数が35件、金額は3億6,800万円余となっております。また、不要となった一部の公用車につきましても、平成25年度から、年2回、当該インターネット入札を活用した売却に取り組んでおりまして、これまでに93台、5,500万円余を売却したところでございます。インターネットによる入札は、全国へのPR効果もあり、県外からの問合せや入札が促されるなど一定のメリットもございますことから、引き続き有効に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には地方創生に関連して3点御質問をいただきました。

まず、地方創生2.0の視点や政策の今後の活用についてでございます。

6月に閣議決定された地方創生2.0基本構想では、人口減少が続く事態を正面から受け止め、社会、経済が機能する適応策も講じる、若者や女性に選ばれる地域をつくるなどを掲げており、本県のしあわせ信州創造プラン3.0や信州未来共創戦略と軌を一にしているものと考えます。

今後についてですが、国において地方創生2.0基本構想を踏まえた戦略を年内に策定することとしておりますので、この戦略の内容等を見極め、可能な部分を取り入れつつ、しあわせ信州創造プラン3.0や信州未来共創戦略をしっかりと推進してまいります。

次に、県内における地方創生の好事例の進め方ということで御質問をいただきました。

2014年のまち・ひと・しごと創生法の制定以降、県内自治体においては、国の財政支援も活用しながら創意工夫をし、様々な取組が実施されてきております。議員御紹介の伊那市の事例は、デジタル技術を活用して医療、交通、買物などで地域課題の解決を目指すものであり、地域活性化に資する事例と承知しています。県内では、そのほかにも、廃校となった二つの小学校を交流人口の拡大や新規ビジネスの創出のための複合施設として整備した飯綱町の事例など、成果を上げている事例が多く見られるところです。これらに加えて、全国の事例についても国が事例集をまとめているので、県として折に触れて市町村への周知や適切な助言を図ってまいります。

最後に、信州未来共創戦略に基づく県の取組についてです。

信州未来共創戦略では、四つの取組の方向性を掲げており、県ではこれに基づいて様々な取組を進めているところです。例えば、「若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり」では、信州みらいフェスや信州若者みらい会議の開催による若者の社会参画や交流の促進、ジェンダーギャップ解消に向けた女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会の活動や働く女性の異業種交流会の開催。「信州の強みを活かした移住・関係人口の増加」では、広域的な移住施策の推進を担う信州移住コネクターの県内4地域への配置、暮らしと仕事を一体的に発信する「信州で暮らす働くフェア」の規模拡大。

また、「安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進」では、県土のグランドデザイン策定に向けた幅広い議論を開始するほか、従来の赤字補填にとどまらない信州型広域バス路線支援制度の創設。また、「変革期を乗り越える経営等の革新」では、経営規模の拡大による基盤強化のため、M&A活用セミナーの開催ですとか、今回の議会でも提案させていただいている県の本曽広域連合への参画などに取り組んでいるところです。

もちろん、これだけやれば解決するという簡単なものではございません。しかしながら、まず一歩ずつと考えております。こうした取組を着実に進めて、急激な人口減少を緩和するとともに、人口減少社会に適応し、未来に希望が持てる社会をつくってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には地方創生に関連して2点御質問をいただきました。

まず、中部広域リージョン連携でどのような取組を進めていくのかという御質問でございます。

広域リージョンの取組は、官民が一体となって都道府県の境を越えて協力し合うことで、地域の成長、イノベーションにつなげていこうというものでございます。今回の中部広域リージョンにおきましては、幾つかの取組が候補になっています。例えば、ものづくりを中心とした強固な産業基盤を生かしたスタートアップ支援、各県の観光資源を結びつけた広域周遊ルートの整備、広域的な防災・減災対策の取組、こうした単独では対応が難しい課題、あるいはスケールメリットが生かせそうな課題が候補になっておりますが、今後、中部地域の経済団体、構成団体の皆様方とこの中部地域が有する多彩な資源や強みを生かせる分野は何なのかということをしっかり考えてプロジェクトを具体化させていきたいというふうに考えております。

続きまして、「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」の実績と課題、その活動に対する評価と今後どうしていくのかという御質問でございます。

昨年12月にこの未来のNAGANO創造県民会議が設置されたわけでありまして。設立当初は、団体、個人合わせて93会員でありましたが、直近では200を超えるところまで増加してきています。ただ、県レベルの活動としてはまだまだこれからの部分があるなというふうに思ってお

ります。

そういう中で、この県民会議の取組は大きく三つあるというふうに思っています。一つは、多くの皆さんにこの人口減少の問題について共有していただき、私のアクションということで、それぞれの個人や団体の皆さんが自分で何ができるのかということを考えていただくこと。それから、この県民会議に集うメンバーの中でいろいろな課題を持ち寄っていただいて、具体的なプロジェクトをつくって取組を検討して実行していくこと。

それから、三つ目としては、今、県民会議キャラバンということで県内10地域を回って実施しておりますけれども、各地域でいろいろな問題意識を持って取り組まれている方々が大勢いらっしゃると思いますが、各地域を回ることによってそうした方々同士をつなげる。あるいは、問題を共有して心に火をつけて回るという感覚で動きを県内に拡大していく。そういう取組をこれまでも行ってきていますし、一層具体化させていくことが必要だというふうに思っています。

私のアクションについては、もう少し多くの皆さんに御参加いただき、かつ、いろいろな団体がどんな取組をしようとしているのかということを経後もっともっと共有できるようにしていきたいというふうに思っております。

プロジェクトチームは、今、九つのテーマで活動が行われておりますけれども、こうしたものも具体的な成果につなげると同時に、より具体的なテーマ設定を行って、県民会議の中での具体的な取組、県民会議の活動を我々県もサポートしながら、一緒になって取組を広げていきたいというふうに思っています。

また、今県民会議キャラバンを実行中でありますので、ぜひ多くの皆さんに関心、問題意識を持っていただくことができるように取り組んでいきたいと思っております。例えば、木曽地域では、「きそびと会議」と共催しての会議を行っています。まさにこういう形が地域の皆様方と協働する望ましい事例ではないかというふうに思っています。

この県民会議を核にしながら、各地で問題意識を持って取り組んでいる皆様方と、よりしっかり連携しながら、活動が進んでいくように取り組んでいきたいというふうに思っております。県としてもこうした取組をしっかりサポートすると同時に、ある部分ではしっかりとリードしながら、多くの県民の皆様方と共にこの県民会議の活動がより活性化して、信州未来共創戦略の実現に向けて大きな役割を果たせる組織となるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君） お答えいただきましてありがとうございました。ファシリティマネジメント基本計画は、令和8年度が計画期間の最終年というふうに先ほどお話がありました。将来

を見据えつつ、今後も部局横断の下で計画的に推し進めていただきたく要望いたします。

また、阿部知事から丁寧な説明をいただきました。200を超えたこと、また県レベルではこれからというお話でした。令和6年度、県内150か所を回り、学生、若者、女性、約3,000人の県民と共に将来の信州を考えていろいろな課題解決の下に日本を変えていこうとして立ち上げた未来の創造県民会議です。しかし、県民にはなかなか伝わっていないのかなというふうな感じを持っております。

そうした中で、今行われていることを、どんな話合いをし、どんな意見が出たのか、またこんなことをしていこうというような具体的なことをもっと多くの県民に関心を持っていただけるよう、県民が自分事としてその仲間を広げ、横展開をさせながら、スピード感を持って取り組んでいくことを御期待申し上げまして、私の一切の質問とします。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時42分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

花岡賢一議員。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）休憩前に引き続き、私たちの会派の発言が続きます。一般質問3日目、まだまだ続きますが、皆様方におかれましては、いましばらくお付き合いをいただきます。

また、直接質問には関係がございませんが、議員各位の御協力により第20回長野県地方自治政策課題研修会、11月4日に開催されたものですが、今年度も開催することができました。知事におかれましては、大変お忙しい中お運びをいただきましたこと、実行委員の一人として心より感謝を申し上げます。開催の趣旨でもある県議会全会派参加の実行委員会の主催により、県会議員、県内の市町村長様、市町村議会議員様などを対象に、直面する政策課題について学識経験者等による講演を行うとともに、意見交換を行い、今後の対応に資する、そういったことができたと感じており、私としては大変満足している次第でございます。当日の内容がアーカイブ配信されておりますので、御興味のある方は再度御確認いただけましたら幸いです。

また、議会事務局の皆様の絶大なるバックアップがなければ開催はできませんでした。本当にありがとうございました。

内容につきましては、毎年、講師の選定から始まり、予算との兼ね合いもございますが、御

満足いただけるよう努めてまいりました。皆様におかれましては、今回の三菱総合研究所主席研究員松田智生様の「長野県版逆参勤交代で拓く地方創生の未来」と題しての御講演はいかがだったでしょうか。午前中の川上議員の質問や答弁もございましたが、地方分権や東京一極集中の是正が重要視される中、時局を捉えた内容であったと思っております。そのような全国的な課題を本県に当てはめる形を取りまして、県内における分権の推進についてと質問の項目を立ててきた次第でございます。

私は、まず、前提として、本県におけるさらなる発展は、現地機関を含めた10圏域が十分に機能を発揮してこそ成し得ることであり、本庁は、方針を定め、全県を機能させることであると考えています。地域への財源や権限が確実に存在している状況を構築し、地域特性が十分に発揮される予算編成を行っていただきたいと切に願うものであります。

その中で、市町村や公的団体等を対象に住民が主体となって取り組む事業に対して補助を行う地域発元気づくり支援金については、平成19年の創設から始まり、大きな見直しを経て今日まで展開されております。この本会議場でも多くの方が取り上げられている重要な施策の一つと思うと同時に、地元でも感謝の声を聞くことが多いため、求められている事業であると認識はしております。しかし、例年マイナス5%のシーリングが行われてきたことで、年度ごとに予算額の削減がされている現状があります。このような予算の制約がある中で、これまでの成果を伺うと同時に、今後の展開についてまずお示しいただきます。

また、平成29年に組織改編が行われ、地域振興局が誕生した際に、地域の課題は地域で解決を主眼とした地域振興推進費が1圏域に対して1,000万円程度の配分でスタートいたしました。従来の地方事務所から取って代わって、地域を振興するための局長の誕生とその局長の裁量で事業を展開できる制度の誕生に胸を躍らせていた1期目の私がいたことを思い返しております。

地域振興推進費においても、元気づくり支援金と同様に、毎年のマイナスシーリングがかけられ、現在では当初の4分の3程度の配分にとどまっているのが現状であります。そこで、組織内分権の観点から、増額をして充実を図るべきと考えますが、御所見をお示してください。

また、それぞれの地域振興局の事業を見ると、予算額に対して事業数が多いということを以前より指摘してきた経過がございますが、現在飯田市在住の小島康晴様の「計画的に行政を進める計画行政についてはありだ。だが、計画づくり行政については賛同できません」との指摘はごもっともであると思っております。

計画を作成するにも大変な労力が必要である一方、少ない予算でよくこれだけのことができましたねとなれば、負担は当然職員の皆様に降ってかかってくるわけでございます。あくまでもそれぞれの地域振興局長の裁量であるとは思いますが、重点化をすべきと考えますが、お考えはございますでしょうか。ここまで3点、企画振興部長にお伺いいたします。

加えて、例年行われてきたマイナスシーリングは一律でかけられておりますが、内容によって係数に差をつけてもよいのではないかと私は考えております。特に、先ほどから申し上げております元気づくり支援金や地域振興推進費のような性質のものは、地域に活力を生む予算であり、シーリングからは外すほうがよいのではないのでしょうか。こちらは総務部長にお伺いいたします。

この項目の最後として、先ほどより申し上げている元気づくり支援金や地域振興推進費などの地域振興局が主体となっていく施策が、しあわせ信州創造プラン3.0の地域計画の推進に資するものとなっているのか、知事の御所見をお伺いいたします。

質問を続けます。事の発端は地域案件なのですが、視察等で佐久地域にお越しの皆様でしたら、広く佐久平とは、北に浅間山を仰ぐ地形を容易に想像ができるはずです。また、浅間山に対比して、向かいの蓼科山は豊富な水を平地にもたらし、その水を用いてつくられる五郎兵衛米は地域のブランドとして確立しております。

ちなみに、今年の新語・流行語大賞にノミネートされていた古古古米を我が家では食べておりましたが、五郎兵衛米を私の子供たちに与えたところ、明らかに食べ方が違ったことに驚かされました。

しかし、幾ら作物を育む水、恵みの雨であっても、近年の局所的な降り方によっては災害が発生していることも事実であり、一律で予想や対策を取ることができなくなっている現状もあります。

そんな中、環境部の事業として、地球温暖化適応策推進事業のうち、必要な観測地点の配備がおおむね完了したと。これは、378か所ということでしたけれども、その内容と、地球温暖化を踏まえて、信州気候変動適応センターが気候変動の実態を把握するための気象情報の収集地点を設定してデータの蓄積を行っている内容をお伺いいたしました。配備が完了したということですが、その先の施策をお伺いしたいのですが、蓄積したデータをどのように活用していくのか、環境部長の御所見をお伺いいたします。

また、雨水が流れる側溝の流量に係る排水断面の大きさについては、降雨強度と集水面積、流出係数を用いて算出された雨水流出量に基づき、県内を14の領域として決定されております。近年の局所的な降雨を踏まえ、雨水の流出量の算出に使用する本県における降雨強度式を地域の特性等も考慮して見直す必要があると考えますが、こちらは建設部長の御所見をお伺いいたします。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、地域発元気づくり支援金における成果と今後の展開についてでございます。

元気づくり支援金については、平成19年度の制度創設以来、4,000を超える地域づくり団体の取組を支援し、限られた予算の中でも地域づくりを後押ししてきたものと認識しております。

一方、制度が長期化する中で、補助金終了後の持続性などの課題が出てきていたため、昨年度、市町村と制度の在り方を検討しました。この検討結果を踏まえ、支援対象を広域的な連携事業と持続可能な地域づくりに真に資する事業に重点化するとともに、信州未来共創戦略に基づく取組を重点支援対象事業として補助率をかさ上げするなどの改正を行いました。

今後の展開については、まずは制度見直しの効果も見極めつつ、人口減少下でも持続可能な地域づくりの取組を支援できるよう、必要な予算額の確保と効果的な執行に努めてまいります。

次に、地域振興推進費の増額、充実についてでございます。

地域振興局では、地域や住民に身近な組織として、地域振興推進費、地域発元気づくり支援金、局長による各部局への予算提案などの仕組みを有効に組み合わせて活用し、地域課題の解決や地域の特性、強みを生かした地域振興に取り組んできたところです。

地域振興推進費のような裁量性の高い予算については、幾らあれば十分というものではなく、難しいところだと思います。しかしながら、限られた予算の中でも最大限の効果が得られるよう、効果的な取組事例の情報共有や行政課題に関する意見交換などにより、本庁でも地域振興局の取組をサポートしてまいります。

最後に、地域振興推進費の事業の重点化についてでございます。

地域の課題は様々な分野で多岐にわたりますので、幅広い課題にきめ細やかに対応するために、各地域振興局長の工夫の下、地域振興推進費の事業数が多くなっているものと認識しております。

一方で、各圏域の重要課題の解決に向けた地域振興推進費の活用方法として、重点分野に絞ったり、関連する複数分野を一つにまとめて執行したりするなど、集中的、重点的な事業も有効と考えるところです。

長野県は、各圏域によって様相もかなり異なることから、こういう方向でというふうに旗を振るのが難しく、また、旗を振れない部分にきめ細やかに対応するのが地域振興推進費でもありますので、難しいところでございますが、各地域振興局長との対話の中で、どのような形がよりよいのか、絶えず研究していきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）元気づくり支援金及び地域振興推進費のシーリングの設定についてのお尋ねでございます。

県財政でございますが、社会保障関係費に加え、近年は経済情勢の変化等による人件費や公

債費の増加などもあり、毎年当初予算において100億円を超える財源不足が生じるなど、厳しい状況が続いております。

その中でも多様化、複雑化する行政課題に対応していくためには、スクラップ・アンド・ビルドの取組が不可欠であることから、部局長の裁量により実施している部局長裁量経費にはシーリングを設定しております。地域振興推進費につきましても、地域振興局長の裁量により実施する事業であることから、同様の取扱いとしております。

なお、元気づくり支援金につきましては、昨年度、制度の見直しを行ったため、来年度予算では所要額を要求とし、シーリングは設定しておりません。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、地域発元気づくり支援金や地域振興推進費など地域振興局が主体となって行う施策は、しあわせ信州創造プラン3.0の地域計画推進に資するものとなっているのかという御質問でございます。

地域振興推進費は、地域振興局長がリーダーシップを発揮し、地域課題の解決や地域の活性化等に向けた取組を実施するための予算であります。また、元気づくり支援金は、市町村や公共的団体が住民と共に主体的に取り組む地域づくりを支援するため、地域振興局において支援金を交付するものでございます。どちらも地域振興局が主体となって策定した地域計画の推進に資するものとして、各地域の産業振興や観光地域づくりなどに活用されているところでございます。

例えば、佐久地域においては、地域計画に掲げております日本酒・ワイン振興に資するものとして、今年度、地域振興推進費による東信州特産品PR事業を実施するとともに、元気づくり支援金で小諸ワインブランド化事業を支援しているところでございます。

今後も、地域振興局長を中心に、局の予算を有効に活用して、主体的、積極的に地域課題の解決に向けて取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上です。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私には近年の雨の降り方への対応に係る信州気候変動適応センターにおける気象情報データの活用について御質問を頂戴しました。

信州気候変動適応センターは、平成30年12月に施行されました気候変動適応法に基づきまして、農業、防災、生態系、健康など様々な分野において気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析、技術的助言を行う拠点としまして環境保全研究所と環境政策課で共同設置したものでございます。

アメダスなど気象庁の観測地点をはじめとしまして、県建設部や国土交通省の雨量観測所、環境保全研究所が設置しております山岳地や小学校等の測定機器から気温、降雨量、積雪量等の気象データを収集しまして、長期的な変化傾向を分析しているところでございます。

蓄積されましたデータ等につきましては、適応策の立案や試験研究機関が行う適応技術の開発に係る研究、さらには市町村の気候変動適応に関する取組の技術的支援などに活用しているところでございます。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には長野県の降雨強度式の見直しについてのお尋ねをいただきました。

道路側溝の流量計算に用いる降雨強度式は、降雨データを基に地域ごとの特性を考慮して決定しております。気象庁の資料によれば、時間80ミリ以上の大雨の発生件数は1980年頃と比較して1.7から2.1倍に増加しており、短時間豪雨が頻発している状況がうかがえますことから、降雨強度式の見直しが必要と認識しております。

県では、最新の降雨観測データを用いた分析や確率降雨の再評価を行い、近年の降雨特性を反映した降雨強度式の見直し作業を進めており、来年4月の改定を予定しております。

今後も、降雨データの収集を通じて気候変動による降雨特性の変化を注視し、必要に応じて降雨強度式の見直しなどの対応策を講じてまいります。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）御答弁いただきましたけれども、シーリングに関して、来年度は行わないということを想定している中での質問を申し上げているわけです。その中での答えとすれば、その先も含めてどういった活用をしていくのかということを提言させていただいたわけでありますけれども、御期待申し上げさせていただきたいと思います。

先ほど質問の中で申し上げましたけれども、限られた予算の中で実を得るには事業が多いではないかということを提言させていただいたのですが、お金であったり、権限であったりというものは、地域にきちんと移譲されているかどうか、されていくのかどうなのかということを確認したかったので、お伺いさせていただきました。

そして、その中でもう一つ必要なものがあると思います。それは、間違いなく情報であります。地域振興局は、地域の情報を確実に持っています。企画振興部長から局長との対話の中で進めていくというお答えをいただきましたので、その点も含めて質問を移っていききたいと思います。

また、お米の話から恵みの雨として引用いたしましたが、一たび災害となれば、その対応や

復旧については市町村ごとに異なることを考えると、データは市町村が使いやすいものであることを望むと同時に、御答弁もありましたけれども、適宜の見直しは必要なのかなというふうに思いますので、お願いさせていただいて、質問を移っていきたいと思います。

決算について申し上げます。

まず、6月の議会において決算特別委員会が設置され、委員長の職を私は頂戴したわけですが、今日まで、現地機関の調査の楽しみは昼食のみでしたけれども、ひたすら、ただひたすら缶詰めとなって調査をいただいた本庁調査を終えて、ようやくここまでたどり着いてまいりました。副委員長をお務めいただきました青木崇議員、そして委員の皆様には、大変感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

いよいよあした、提出議案に対する委員会採決と、今定例会最終日の本会議においての委員長報告及び決算認定議案の採決をもって今年度の決算特別委員会は閉じる見込みとなっておりますが、その前にいましばらくお付き合いをいただきます。

まず、議員に感謝を申し上げましたが、御対応いただいた理事者サイドの皆様の御尽力に対しましても感謝を申し上げます。一方で、庁内ではあまり例のない依頼文が11月5日付で会計課長から発出されたことに対しましても、今後のお取組をお願い申し上げます。

回りくどいことを申し上げましたが、我々議会側の努力や改善も当然必要ではありますが、私たちはあくまでも提出されました調書に基づいて調査や審査を行い、決算の認定に向かってまいります。そうすると、決算の重要性は、調書の内容に当然起因してまいります。正確な調書の作成には、膨大な調書の確認作業が必要であり、その作業が会計局に集中することが推察されます。限られた人員の中で会計局は十分に対応ができています、そういった体制であるのか、会計局長にお伺いいたします。

また、決算特別委員会では、委員会中に度々調書の差し替えが行われている現状で、令和6年度決算特別委員会の指摘要望事項を確認すると、決算調書が正確で確実に作成されるよう依頼がされております。しかしながら、今年度も同様に調書の差し替えが発生してしまいました。そこで、この指摘要望事項に対する対応状況と認識について、こちらは会計管理者としてお答えをいただきます。

さらに、職員調書を確認すると、会計局の人員は現員の36名程度に対して、監査委員事務局は現員が16名であります。決算に向かうに当たり、同等の作業が集中する可能性がある監査については、県内の全機関を対象に4人の監査委員で実施されており、それを支える監査委員事務局の職員さんは会計局よりさらに少ない現状で十分な体制となっているのでしょうか。こちらは代表監査委員にお伺いいたします。

最後に、予算編成に当たっては、前年度の決算額を重要な要素として検討されていると認識

はしておりますが、決算額は決算特別委員会の審議を経た上で認定とならなければなりません。知事から、来年度の予算編成が既に始まっている、そういった旨を開会日の議案説明で受けてからの認定となるのが今定例会であります。こうした現状で、決算を踏まえた予算編成に対して知事のお考えをお伺いいたします。

〔会計管理者兼会計局長柳沢由里君登壇〕

○会計管理者兼会計局長（柳沢由里君）私には決算について2点御質問をいただきました。

まず、決算調書の作成に係る会計局の体制についてということでございますが、正確な決算調書の作成は、まずは予算を執行した各部局や現地機関が決算の重要性を十分に認識した上で責任を持って対応すべきものと考えます。

決算事務を総括する会計局といたしましては、正確な決算調書の作成に関する徹底した注意喚起を行い、取りまとめた決算調書の決算数値に誤りがないかという点を重点的に確認しております。

決算調書の取りまとめの時期は一時的に業務量が増えることは確かですが、より精度の高いチェックリストを用いるなど、事務の効率化を図るとともに、必要に応じて柔軟な人員配置を行い、限られた人員体制の中でも正確な決算調書の取りまとめを行うよう取り組んでまいります。

次に、決算特別委員会の指摘要望事項に対する対応と認識についてでございます。

決算特別委員会からの指摘要望事項に対しては、全庁でその内容を共有した上で対応状況を取りまとめ、翌年2月の定例会において議会に報告しております。指摘要望事項は、決算特別委員会において慎重審議いただいた結果として重く受け止めており、各部局へは毎年着実な対応を指示しております。昨年度指摘のありました決算調書の作成についても、細心の注意を払った確実な作成について周知徹底いたしました。が、本年度においても、件数は昨年度より減ったものの、やはり訂正が生じてしまったことはおわびを申し上げます。

決算特別委員会の指摘要望事項に着実に対応することは、適切かつ効率的な予算執行につながると考えておりますので、改めて一層の緊張感を持った対応について各部局へ周知徹底してまいります。

以上でございます。

〔監査委員増田隆志君登壇〕

○監査委員（増田隆志君）私には監査委員事務局の職員体制について御質問をいただきました。

監査委員事務局一体となって仕事を進めておりますけれども、監査委員は、事務局職員の調査を踏まえて決算審査や各種監査等を実施しているなど、事務局は、申し上げるまでもなく、監査の水準確保に大変大きな役割を担っております。

今般報告申し上げました定期監査では、監査を実施した全349機関のうち7割以上に事務局職員が赴いて、実際の帳票類を抽出して確認し、意見交換を行いました。これらを通じて、事務が適正に行われているか、効率的であるかを判断し、また、改善策を提案できるよう努めているところでございます。

こうしたことから、人数が多ければより密度の高い監査を行い得るということは確かですが、現状の体制においても一定水準の役割を果たしていくことは可能と考えており、求められる質を確保できるよう取り組んでいるところでございます。

取組について申し上げます、一つには、監査技術の向上がございました。必要な専門性や知識に係る局内研修、あるいは監査の勘どころといったものの共有に努めるとともに、公認会計士を監査専門委員に委嘱するなど、現体制下での監査の効率と質の向上に努めているところです。

もう一つは、県庁内における関係機関の制度、それと関係機関の機関間の連携、その強化でございます。

監査の大きな役割に、リスクがどこにあるかを明らかにし、不適切事案の防止につなげていくことがございます。これと目的が重なる内部統制制度や会計実地検査等と有機的に連携することにより、それぞれの効果を高めることができます。

こうした取組を重ねながら、県民の利益と信頼にかなう県政運営、職員が安心して業務に従事できる環境整備に資する監査に努めてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には決算を踏まえた予算編成に対する考え方という御質問をいただきました。

現在の議会におけます決算審議の日程は、6月定例会で決算特別委員会が設置され、9月定例会に監査委員の意見を付して決算の認定を事件案として提出し、本庁調査を10月から11月にかけて実施いただいた上で、11月定例会で認定をいただいているところでございます。この間、議会の皆様方に大変な御尽力をいただいておりますこと、心から感謝を申し上げたいと思います。

私ども、当初予算編成につきましては、10月に示す編成方針により開始され、決算特別委員会の本庁調査の時期と重なってはおりますが、編成方針におきましては、政策評価、事業実績、決算等を踏まえた事業の構築と見直しと明記をしております、事業の実施状況や成果、課題等を踏まえた上で次年度の事業を構築することは大変重要だというふうに考えております。

私も、知事の立場で、私が定点でずっと県の仕事を見ておりますので、過去のことをしっかり確認して次の政策を考えてほしいということをいろいろな場面でお話させていただいており

ますし、今回の予算編成方針においてもその旨明記させていただいたところでございます。

議員御指摘の決算についても、前年度の決算額を踏まえて、次年度の予算要求における事業費の積算に適切に反映しますとともに、予算要求後も我々内部でしっかり検討しておりますので、その編成過程の中で、決算特別委員会における御指摘等も踏まえて当初予算案を取りまとめさせていただいているところでございます。

こうした状況でありますので、これからも、我々としては、これまでの取組、政策評価や決算、こうしたものもしっかり踏まえながら次年度の予算、これからの政策づくりに反映していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）お答えをいただきましたけれども、知事がおっしゃるエビデンスに基づいた予算執行というのであれば、決算の認定というものは物すごくでかいエビデンスであると思っています。

また、会計管理者には大変申し訳なかったかなというふうに思うのですけれども、謝っていただきたいわけではなかったのです。ただ、委員長を務めている中で、この状況はまずいんだけれども、何がまずいのか分からなくなってしまったのです。

私はアニメの「銀河英雄伝説」が好きなんですけれども、その中で、政治腐敗というものについて触れられています。政治家が賄賂をもらうことは政治腐敗ではありません。それは個人の腐敗である。それを批判したり、改善していったりできない状況が政治腐敗であると言っています。

また、上級者や技術者は昨日の専門家であるかもしれないが、あしたの専門家であるとは限らない。これは、「坂の上の雲」の中で児玉源太郎がしゃべっていることです。こういった先入観は、変化が激しい世の中に対して後れを取る可能性がある。その危険性も訴えさせていただいて、また、それが基になって、よりよい県政に期待を申し上げさせていただいて、私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、望月義寿議員。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、地域奨励作物支援事業の導入について質問いたします。

我が国は、豊かな大地と恵まれた気候、そして勤勉な農業者の努力と農業技術の進歩により、戦後、素晴らしい農産物を産出してきました。本県においても、果樹をはじめとする園芸作物等高品質の農畜産物を生産し、農業で生活ができていた時代もあり、現在でも利益を確保でき

ている農業者もいます。

しかしながら、国土が狭く急峻な地形が多い我が国においては、米や小麦のような土地利用型作物で採算を取るのはある意味不可能なのです。特に、先進国のように賃金水準が高い国においては、国からの補助金なしには、土地利用型作物を生産しても、勤労者より収入が低くなってしまうため、また、海外との価格競争ができないため、多くの場合赤字になってしまい、結果、農業者の減少に歯止めがかからない状況です。ゆえに、日本以外の先進国は手厚い農業支援を行い、国内農業の維持発展に努めています。

長野市や飯綱町等においては、生産量を増やしたい作物に対して、出荷量に応じた支援金を支給する地域奨励作物支援事業を実施し、生産量増加、遊休農地減少、農業者の所得向上の取組を行っています。

長野市では、小麦、大豆、そば、枝豆を地域奨励作物として、それぞれ1キロ当たり20円、110円、70円、50円を支給しています。中山間地の場合にはそれぞれ倍額の支援をしています。本県においても、生産量確保が必要と考える作物に対して支援金を助成する事業を導入して農業振興を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

米価高騰により、酒米から主食用米に作付転換する事例が増加しています。11月補正予算でも、加工用米等（酒米及び加工用米）の仕入価格の高騰を受け、県産加工用米等の購入費用の一部を補助するため、2億9,052万円の予算を計上していただいておりますが、購入費用への補助では生産に対するイニシアチブにはならないと考えます。酒蔵数全国2位の本県の産業と文化を守る観点から、酒米の生産自体を支援する制度を設けるべきではないでしょうか。

ワイン用ブドウについては、生食用と比較して、単収が極めて低い状況です。自家栽培や契約栽培による原料の確保が行われていますが、信州ワインバレー構想のさらなる発展のためには、ワイン用ブドウも地域奨励作物として生産量を増やす支援が必要と考えます。

また、信州そばは日本三大そばに数えられるほど有名であり、食文化の一つでもあります。観光振興の観点からも、県産そばの生産に対する支援も必要だと考えます。

県が行っている奨励品種への支援のみならず、生産量確保が必要と考える作物に対して、生産量を確保するために、出荷量に応じた支援金を支給する地域奨励作物支援事業を本県においても導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。村山農政部長に御所見を伺います。

次に、熊対策について質問いたします。

令和6年6月定例会における一般質問で、狩猟免許を持つ有害鳥獣対策専門職員の配置を要望させていただきました。その後、全国的に熊による人的被害がさらに多発し、政府は緊急銃猟制度を導入。また、警察庁は、国家公安委員会規則を改正し、警察官によるライフル銃の使用を熊駆除にも使えるようにしました。

富山県上市町では、2010年から公務員ハンターを育成し、現在7名が、通常業務の傍ら、熊出没時には現場に駆けつける体制を整備しているとのこと。岩手県もガバメントハンターの採用を決め、2026年春からの捕獲を目指す方針です。

猟友会と連携を取りつつも、ボランティアである猟友会頼りにせず、行政が責任を持って県民の安全を守るため、今こそガバメントハンターを育成確保すべきと考えますが、いかがでしょうか。根橋林務部長に御所見を伺います。

次に、介護支援専門員の成り手不足について質問いたします。

介護支援専門員、以下、ケアマネジャーとします、は、利用者の希望や課題に基づき、自立した日常生活を送るための最適なケアプランを作成する重要な役割を担っており、サービス事業者や医療機関、市町村と連携、調整も必要な、責任の重い仕事です。それに比して、待遇は介護職員よりはいいものの、看護師よりは低く、決して優遇されているわけでもない状況です。

資格を持ちつつも、従事していないケアマネジャーも多いとのデータもあります。合格率20%程度の難しい試験に合格する必要がある上に、5年に一度の資格更新研修費用も必要で、成り手不足が指摘されているケアマネジャーの確保は喫緊の課題だと考えます。今後、高齢化の進展により、ケアマネジャーのさらなる不足が見込まれる中、人材確保のために処遇改善が必要と考えますが、いかがでしょうか。また、県で定める研修受講料の負担軽減について考えられないか、笹渕健康福祉部長に御所見を伺います。

最後に、寒冷地手当について質問いたします。

県では、国の改定内容に基づいた場合、県内の非支給地域が10市町村から24市町村に広がるとともに、地理的に支給地域と非支給地域の混在が著しくなること等を踏まえ、この11月から寒冷地手当の支給対象を全県とし、支給月額については、国との均衡を考慮し、引下げを行いました。

国の改定内容の基となっている気象データは、気象庁が公表しているメッシュ平年値2020ですが、本県のような山岳地帯が多く標高差が大きい地域においては、1キロメッシュ単位の平年値では局地的な気候特性を十分に反映できないという問題があります。特に、冬季の気温や積雪の推定値は実態との乖離が顕著となっています。

その典型例が中野市であり、このメッシュ平年値では積雪ゼロセンチとの推計にされ、寒冷地手当の対象から外されてしまいました。実際には冬季に相当な積雪があり、住民や職員の生活に大きな負担を与えており、中野市の令和7年度一般会計予算、8款土木費6項除雪費には4億181万円が計上されています。今朝方も大雪が降り、中野市も一面の銀世界であったと小林東一郎代表が言っていました。そのような状況の中で積雪ゼロセンチで計算するのは、どう考えてもおかしいのではないのでしょうか。

また、自治体の特別交付税の算定に当たっては、国の改定内容に準じて支給した場合の支給総額を超えた場合、その超過分に相当する特別交付税が減額されることとなっている課題があります。このような実態とかけ離れたデータが国基準とされ、その基準を超えて寒冷地手当を支給する場合には特別交付税の額にも影響を与えているという課題に対し、県としてはどのように対応し、取り組んでいくのか。須藤総務部長に御所見を伺います。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には地域で奨励する作物を支援する事業の導入についてお尋ねをいただきました。

酒米やワイン用ブドウ、そば等の生産につきましては、酒蔵、ワイナリー、そば店などとの結びつきが強く、地域産業の維持の面からも必要な量を安定的に確保することが重要と認識しております。

議員お話しの事業につきましては、生産者にインセンティブがあり、有益と考えますが、生産環境、奨励品目が県下各地で異なることから、県で一律に実施するよりも、市町村がより地域の実情に応じ実施するのが望ましいと考えます。

このため、県では、穀類等の作付を推進するために栽培の面積に応じて助成する交付金や、果樹の新植、改植を促す事業などにより、生産面積を維持、増加させ、生産量の確保を応援しているところでございます。

県としましては、生産性向上に向けた技術支援も含め、これまでの取組を維持、拡充しつつ、市町村が実施する出荷量に応じた支援金など地域独自の制度とも連携を図りながら、各地域の特徴を生かした品目の生産振興を図ってまいります。

〔林務部長根橋幸夫君登壇〕

○林務部長（根橋幸夫君）私にはガバメントハンターの育成確保についての御質問を頂戴いたしました。

野生鳥獣の捕獲活動は、鳥獣被害防止特別措置法に基づきまして市町村が設置いたします鳥獣被害対策実施隊が担っており、民間の隊員は非常勤公務員として任用されております。実施隊は、令和7年4月現在、県内では76の市町村に設置されまして、隊員数は3,968名、その約8割を猟友会員が占めておりまして、こうした県民の生命財産を守る活動が民間の方の協力に大きく支えられているのが現状でございます。

一方で、国が示しますガバメントハンターは、捕獲活動に対する行政責任を明確化し、専門性を備えた体制で迅速かつ安全な対応を実現するための重要な施策であると認識しております。

今般の国の補正予算では、自治体が雇用する捕獲従事者等、いわゆるガバメントハンター等の人件費を支援する制度が創設され、県では、広域的な鳥獣管理を担う専門人材、市町村では

捕獲業務に従事する人材の雇用に活用できるとされております。県といたしましては、外部人材の任用を含めまして任用の在り方を検討するとともに、市町村においてもこの制度を積極的に取り入れまして、捕獲体制の充実を図っていただきたいと考えておりますので、必要な助言と連携の強化を進めてまいりたいと考えております。

また、捕獲活動従事者の確保育成は、やはり中長期的な課題でございます。県といたしましては、引き続き研修の充実や捕獲技術向上に向けた支援に努めるとともに、国に対しましては人材確保育成の強化や安定的な財政支援を強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には介護支援専門員の成り手不足についてのお尋ねでございます。

高齢化の進展に伴い、高齢者が抱える課題が複雑化、複合化する中、多岐にわたる課題に対応する介護支援専門員、いわゆるケアマネの役割は重要性を増しており、生産年齢人口が減少する中、その確保定着が必要と認識しております。

介護支援専門員の平均給与は、全産業平均と比較して低い状況にあり、また、介護報酬上の処遇改善加算は、介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業所は対象外であるなど、職責に見合った処遇からは程遠い状況にあります。このことから、県や全国知事会では、介護支援専門員を含む介護保険サービスの全ての従事者のさらなる処遇改善を国に対して要望してきたところでございます。

国では、先月閣議決定された総合経済対策において、介護分野の全職種の処遇改善に向けて令和8年度に臨時の介護報酬改定を実施するとともに、臨時改定前の緊急的対応として、介護支援専門員も対象とする賃上げ支援を行うものと承知しております。

次に、研修受講料の負担軽減につきましては、介護支援専門員の負担軽減に向け、5年に1度の資格更新の仕組みを廃止する方向で国の制度改正が検討されているところでございます。

また、本年10月から本県の介護支援専門員に係る初回更新研修などが国の教育訓練給付制度の対象となり、今後研修受講料の一部が受講者に給付金として支給されることから、研修受講生に対して制度利用の周知に努めております。

今後も、引き続き国の動向を注視しつつ、介護支援専門員の確保定着に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）寒冷地手当の課題に対する県の取組についてのお尋ねでございます。

国では、気象庁のデータに基づき寒冷地手当の基準を定めていますが、この気象庁のデータには推計値が含まれているため、生活実態との乖離が指摘されているところでございます。

しかし、県には、気象庁のデータ以外に地域の実情を反映した独自の気象データがないことに加え、地方公務員の給与については国等との均衡を考慮する必要があり、国の基準を超えて支給する場合には財源措置が講じられないものがあるなど、制度設計の自由度が低い状況にございます。

そのため、県では、地域の実情に応じた柔軟な給与制度の構築が必要との認識に立ち、今般、国に対して特別交付税の減額規定の廃止及び地域の実情に合わせた給与制度の容認と必要な法令改正を要望したところでございます。

また、県におきましても、今後、地球温暖化の進行により、国基準による支給地域がさらに減少する可能性を見据え、制度の在り方について引き続き検討していく必要があると考えております。

具体的には、国への要望を継続するとともに、県人事委員会と課題を共有し、気象データや生計費等の客観的データを収集、分析しながら、県民の皆様の理解が得られる本県の特性を踏まえた制度の構築について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）それぞれ御答弁いただきました。

ガバメントハンターに関しましては、やはり早めに育成確保していかないと対応が間に合わないのではないかと思います。ぜひ市町村や警察とも連携を取りながら方向性を決めていただきますよう要望して、質問を終わります。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明5日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時34分延会

令和 7 年 12 月 5 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和 7 年 11 月
第 441 回 長野県議会（定例会）会議録（第 5 号）

令和 7 年 12 月 5 日（金曜日）

応招議員

26 番

東 筑 摩 郡 山 形 村

百 瀬 智 之

出席議員（55名）

1 番

竹 村 直 子

25 番

川 上 信 彦

2 番

小 林 陽 子

26 番

百 瀬 智 之

3 番

林 和 明

27 番

小 山 仁 志

4 番

勝 山 秀 夫

28 番

竹 内 正 美

5 番

グ レ ー ト 無 茶

29 番

宮 下 克 彦

6 番

奥 村 健 仁

30 番

大 畑 俊 隆

7 番

青 木 崇

31 番

寺 沢 功 希

8 番

垣 内 将 邦

33 番

高 島 陽 子

9 番

早 川 大 地

34 番

荒 井 武 志

10 番

佐 藤 千 枝

35 番

埋 橋 茂 人

11 番

丸 山 寿 子

36 番

続 木 幹 夫

12 番

小 林 君 男

37 番

中 川 博 司

13 番

勝 野 智 行

38 番

両 角 友 成

14 番

加 藤 康 治

39 番

清 水 純 子

15 番

小 林 あ や

40 番

小 池 久 長

16 番

清 水 正 康

41 番

酒 井 茂

17 番

向 山 賢 悟

42 番

堀 内 孝 人

18 番

山 田 英 喜

43 番

依 田 明 善

19 番

大 井 岳 夫

44 番

山 岸 喜 昭

20 番

丸 茂 岳 人

45 番

小 林 東 一 郎

21 番

花 岡 賢 一

47 番

毛 利 栄 子

22 番

望 月 義 寿

48 番

和 田 明 子

23 番

山 口 典 久

49 番

宮 澤 敏 文

24 番

藤 岡 義 英

50 番

丸 山 栄 一

51 番	小 池 清
52 番	宮 本 衡 司
53 番	西 沢 正 隆
54 番	風 間 辰 一

55 番	佐々木 祥 二
56 番	萩 原 清
57 番	服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

32 番	共 田 武 史

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
副 知 事	新 田 恭 士
危機管理部長	渡 邊 卓 志
企画振興部長	中 村 徹
企画振興部 交通政策局長	村 井 昌 久
総 務 部 長	須 藤 俊 一
県民文化部長	直 江 崇
県 民 文 化 部 こども若者局長	酒 井 和 幸
健康福祉部長	笹 渕 美 香
環 境 部 長	小 林 真 人
産 業 政 策 監	田 中 達 也
産業労働部長	米 沢 一 馬
産 業 労 働 部 営 業 局 長	田 中 英 児
観光スポーツ部長	高 橋 寿 明

観光スポーツ部 国スポ・全障スポ 大会 局 長
農 政 部 長
林 務 部 長
建 設 部 長
建 設 部 リニア整備推進局長
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長
公営企業管理者 企業局長事務取扱
財 政 課 長
教 育 長
教 育 次 長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
警 務 部 長
監 査 委 員

北 島 隆 英
村 山 一 善
根 橋 幸 夫
栗 林 一 彦
室 賀 莊 一 郎
柳 沢 由 里
吉 沢 正
塚 本 滉 己
武 田 育 夫
松 本 順 子
清 水 寛 彦
阿 部 文 彦
長 瀬 悠 志
増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉
議 事 課 長	小 山 雅 史
議事課企画幹兼 課 長 補 佐	山 本 千 鶴 子
議事課担当係長	萩 原 晴 香

議 事 課 主 事
総務課庶務係長
総 務 課 主 査
総 務 課 主 査

片 桐 美代子
村 田 吉 弘
池 田 光
東 方 啓 太

令和7年12月5日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

陳情取下げの件（日程追加）

議員提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

請願・陳情提出報告、委員会付託

陳情取下げの件

議員提出議案

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、共田武史議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）おはようございます。公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。教育現場でのICTの活用について伺います。

初めに、学校向けオンラインマンツーマン英会話についてです。

英語は、国際的なコミュニケーションの主要言語であり、グローバル化が急速に進展する現代において、世界中の人々とつながるための重要なツールです。英語を習得することは、将来のキャリアの選択肢を広げるだけでなく、異文化理解やコミュニケーション能力の向上にもつながります。このような観点から、長野県の英語教育の一層の充実が必要であると考えております。

また、親の経済力と子供の英語力との間には相関関係があり、塾や留学、英会話教室などに通える子供と通えない子供の間には学習機会の格差が存在し、それが将来的な収入格差へとつながる懸念が指摘されています。教育基本法第4条が掲げる教育の機会均等を実現し、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」を推進するためにも、全ての子供が等しく英語力を育むことのできる環境整備が重要と考えます。

長野県の中高生の英語力の現状ですが、文部科学省の令和6年度「英語教育実施状況調査」によりますと、県内中学生の英語力は、政府が目標とする英語検定3級相当以上の割合が54.7%と全国平均を上回る一方、高校生については、英検準2級相当以上の割合が全国平均を下回っております。特に、大学入試改革やグローバル化の中で重要性が高まる話す力、スピーキングの育成が十分とは言えず、発話量の不足が課題と考えられます。

さらに、本県の英語教育には、地域差や指導体制の課題も指摘されています。ALTによる指導が推進されているものの、各校に潤沢に配置されているとは言えません。また、ALTが対面で指導を行う場合、生徒と1対1でやり取りを行う時間は限られるため、生徒1人当たりの発話時間を十分に確保することができません。

加えて、近年、英語を苦手とする子供が増加していることも大きな課題です。全国学力・学習状況調査によれば、英語が好きという質問に否定的な回答をした児童生徒は一定数いる状況にあります。文科省の分析では、英語を使った言語活動が多い学校ほど英語を好きと答える生徒の割合が高く、英語によるやり取りや書くことによるアウトプット体験が英語の意欲向上に効果的であるとされています。

これらの課題を解決し、英語を好きな生徒を増やす取組として、近年、学校向けオンラインマンツーマン英会話が注目され、全国の中学校、高校で導入が進んでいます。オンラインマンツーマン英会話は、インターネットを介して外国人講師と1対1で英会話を行うもので、生徒はイヤホンを使用し、自分のペースで発話量を確保しながら学習することができます。また、自宅からも受講でき、オフラインの英会話教室と比べて低コストで利用できる点も特色です。

導入が広がっている理由として、ALTと比べて個別対応がしやすく、生徒の発話量が格段に増えること、教員の負担軽減につながることで、学校規模にかかわらずどの学校でも安定的に英語環境が確保できること、不登校児童生徒にも自宅で受講できることなどが挙げられます。

実際に利用した生徒からは、自信を持って話せるようになった、英検の2次試験対策に役立ったなど好意的な声が寄せられています。導入効果として、東京都の中学生向けスピーキングテストでは、受講者のスピーキング能力が受講前より約116%向上したという報告もあります。

オンラインマンツーマン英会話は全国的に普及が進んでいますが、県内の中学校・高校では普及が進んでいない状況です。GIGAスクール構想により生徒1人1台端末が整備された今

こそ、オンラインマンツーマン英会話を本県の英語教育に取り入れる機会が到来しているのではないかと考えます。

そこで、教育長に4点伺います。

一つとして、高校段階で英語力が全国平均を下回る要因、とりわけスピーキング力の課題についてどのように認識しているのか。

二つとして、親の経済力と子供の英語力の相関が指摘される中で、全ての子供が等しく英語力を育める環境整備について本県の現状をどう受け止めているのか。

三つとして、発話量確保や学習効果の観点から、オンラインマンツーマン英会話をどのように評価しているのか。

四つとして、公立中学校・高校で導入が進んでいない現状を踏まえ、県としてモデル校を指定し、試行導入を検討すべきと考えますが、御所見を伺います。

本県は、移住したい県1位を維持しておりますが、首都圏との教育格差は移住の障壁の一つとも言われています。若者から選ばれる長野県を実現するためには、英語でのコミュニケーション力の向上も含めた質の高い教育の実現が欠かせないと考えますが、阿部知事に御所見を伺います。

次に、不登校支援について伺います。

2024年度小中学校の不登校児童生徒数は、過去最多となる35万3,970人に達し、12年連続で増加しています。まさに不登校は喫緊の課題であり、児童生徒の多様なニーズに応じた学びの保障をこれまで以上に強化していく必要があると強く感じております。

千葉県では、不登校の児童生徒に自宅等から安心して学べる機会を提供するため、オンライン授業配信の取組を進めています。スマートフォンやタブレットを利用し、自宅、フリースクール、教育支援センターなどから授業に出席できる仕組みであります。

受講に当たっては、児童生徒が顔や声を出す必要はなく、チャットによる講師とのやり取りや問いかけに対して拍手などのリアクション機能で応答できるなど、心理的負担に配慮された設計となっています。授業は、国語、社会、算数・数学、理科、英語の5教科に加え、年間15回のダンス・ヨガ授業も実施されております。

また、リアルタイムで参加できなかった場合でも、全ての授業を年度内にオンデマンドで視聴できるようになっており、個々のペースに合わせた学びを可能としております。さらに、下の学年の授業も受けたいといった児童生徒からの声も踏まえ、別学年の授業も視聴可能とするなど学び直しのニーズにも丁寧に対応しています。オンライン授業やオンデマンド配信の視聴日数は各市町村教育委員会に報告され、学校長が承認すれば出席扱いとする運用が行われています。実際に参加した児童生徒からは、授業への参加をきっかけに高校入試に挑戦しようと思

えた。校内教育支援センターで勉強してみようと前向きになれたなど、将来につながる大きなモチベーション向上の声も聞かれています。

以上、千葉県の先進的な取組を紹介いたしましたが、不登校支援の在り方は、まさに自治体の姿勢が問われる重要な政策領域であると認識しております。長野県におきましても、不登校児童生徒数は増加しており、不登校の実態やニーズの多様化を踏まえて、支援の選択肢をさらに広げていく必要があると考えます。

特に、千葉県のような５教科プラスアルファのオンライン授業配信や学び直し、オンデマンド学習は、多様なニーズに学びの継続を支える仕組みとして大きな効果を上げており、参考となる点が多いと感じております。

本県における不登校児童生徒の学びの保障について、オンライン学習環境の整備やリアルタイム・オンデマンドによる授業配信などＩＣＴを活用した新たな学習機会の提供をどのように強化していくのか、教育長にお考えを伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 学校向けオンラインマンツーマン英会話についてと不登校支援について御質問をいただきました。

まずは本県の高校生のスピーキング力の課題についてでございます。

本県の高校生の英語力については、議員御指摘のとおり、英語検定準２級相当以上の生徒の割合が全国平均を下回っている状況でございます。一方、生徒が授業の半分以上で話すなどの言語活動を行っている学校の割合が65.9%と全国平均を9.3ポイント上回っており、多くの学校で、ＡＬＴとの対話を含め、授業中に英語を話す機会を確保するよう工夫しているところでございます。

また、本県では、部活動での英語ディベート競技が盛んで、上位大会で優秀な成績を収めるなど、生徒が主体的にスピーキング力をつける取組が行われているところでございます。しかしながら、生徒が直接外国の方と英語を用いてコミュニケーションを図る機会が十分とは言えず、こうした実践的な場の不足がスピーキング力育成における課題の一つであると認識しております。

続きまして、全ての子供が等しく英語力を高めるための環境整備についてでございます。

本県では、英語の授業において、ＡＬＴとの会話に加え、タブレット端末を活用した音声吹き込みによる発音確認、英語によるプレゼンテーションなど多様な言語活動を取り入れております。高校段階で、経済的理由によりタブレット端末を購入できない生徒には県教育委員会が端末を貸与するなど、学習機会の格差が生じないよう環境整備を進めております。

また、高校生の海外留学を支援する「信州つばさプロジェクト」では、奨学給付金受給世帯

の生徒参加について留学費用の全額を支援しており、経済状況にかかわらず国際的な学びの機会を保障しているところであります。

一方で、家庭での自主学習を推進するための取組も重要でございますが、端末を使用する際に通信環境が不十分な家庭があるなどの課題があることも認識しているところでございます。

続きまして、オンラインマンツーマン英会話の評価についてでございます。

オンラインマンツーマン英会話は、外国人との1対1のコミュニケーションにより生徒の発話量を確保し、楽しみながら英語を学ぶことができる点で有効であると認識しております。昨年度試験的に導入した学校からは、英語をもっと使いたいというモチベーションにつながった。スピーキング力の向上に効果があったという声が寄せられており、一定の学習効果が確認されているところでございます。

一方で、学校のカリキュラムに位置づけて実施する場合には、授業で一斉に行う際の日程調整や通信環境の整備が必要であり、さらに、生徒1人当たり年間約8万円程度の費用がかかることから、公立学校での本格的な導入に向けては研究が必要であると考えております。

モデル校の指定、試行導入についてでございます。

長野県では、県外からの観光客が増加しており、外国の方と会話する機会がございます。例えば、観光地で生徒が英語を使ってガイド活動を行っている学校もございます。また、学校において地域の外国人と英語教諭によるチームティーチングの授業や、英語に堪能な地域人材を活用するなど、生徒が対面で英語に触れる機会を確保することも可能でございます。こうした取組を進める中で、生徒が生きた英語に触れる環境をさらに充実させるため、オンラインマンツーマン英会話の活用も含め、研究をしてまいります。

続きまして、本県における不登校児童生徒の学びの保障についてでございます。

議員御指摘のとおり、リアルタイムやオンデマンドによる授業配信を含むICTを活用した学習環境の整備は、不登校児童生徒の学びを保障する上で有効な手段であり、加えて、自己肯定感の維持回復、社会とのつながりの確保、将来の選択肢を広げるという観点からも重要であると認識しております。

現在、県内の学校では、教室での授業をオンライン配信し、不登校児童生徒が自宅や校内の別教室で学習する事例が増えてきておりますが、児童生徒の反応が分かりにくい一方向の配信となることや、実施に関わる教員の負担増など課題もございます。

不登校児童生徒の学びを保障するため、引き続きICTを活用しながらも、教職員と児童生徒による双方向のコミュニケーションを重視した学習、加配教員を活用した放課後の学習活動、仮想空間を利用した学びなど、一人一人に応じた多様な選択肢を提供していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、若者から選ばれる長野県を実現するためには、英語コミュニケーション力の向上も含めた質の高い教育の実現が欠かせないと思うがどうかという御質問であります。

私も、これから地域の魅力を高めていく上では、教育、学びを充実することが大変重要だというふうに思っております。そういう観点で、知事部局側でも信州やまほいくやフリースクール認証制度、こうしたものに取り組んできたわけであります。教育委員会には、今、高校の特色化に取り組んでいただいているところでございます。ぜひ、今御質問いただいているような英語による実践的なコミュニケーション力を高められるような教育や、デジタル社会に適合できる力を育てる教育、こうしたものを長野県の教育のベースとしてしっかり強化していただきたいというふうに考えております。

スイスの語学学校EF、エデュケーションファーストというところが英語能力指数というもののを毎年発表していますが、2025年、我が国は順位を四つ下げて過去最低の96位と、本当に日本人の英語能力は低いと。国内での比較だけではなく、やはり我々は世界の立ち位置をしっかりと認識しながら学びの在り方というものを考えていかなければいけないのではないかというふうに思います。

私は、いろいろなところで海外の方とお話しする機会がありますが、率直に申し上げて、私の英語コミュニケーション能力では満足な会話はできない。私は、学校の英語の成績はそんなに悪いほうではなかったと思いますが、それでもコミュニケーションができないということは、やはり日本の教育の在り方を根本から考えていく必要があるのではないかというふうに率直に感じているところでございます。

こうした問題点については、ぜひ教育委員会ともよく相談して、先ほど御指摘があったように、これは日本全体の英語能力が低いわけですから、そういう中で突出した教育の在り方を模索して実行することができれば、むしろほかの地域との差別化を図ることも十分可能な分野だと思いますので、そうした観点で教育委員会とも協力しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）教育は、全ての子供たちの未来を切り開く最も大切な投資であり、私たち大人の責務でもあります。地域や家庭の状況に左右されず、どの子も安心して学び、挑戦できる長野県を実現したいと思います。

本日の御答弁を踏まえ、英語教育の充実や不登校支援の拡充、ＩＣＴを活用した学びの保障について県としてさらなる取組が進むことを期待して、私の質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、毛利栄子議員。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）宿泊税について観光スポーツ部長に伺います。最初に、使途について伺います。

使途については、この間、宿泊税活用部会での議論を経て、10月21日に宿泊税活用計画（仮称）骨子として示され、パブリックコメントの募集が行われたところです。私どもは、導入先にありきではなく、まず宿泊税の使い道を明確にすることが先決だと申し上げてきましたが、示された活用計画について何点か質問いたします。

宿泊税は、宿泊事業者の徴税経費等を差し引いて、市町村に一般交付金として3分の1、広域連携などの重点交付金に6分の1を交付することになっており、残りは県が活用することになります。総額は、当初3年間の200円徴収の試算で22億円、徴税経費に2億2,000万円を充て、市町村への交付金は5億6,000万円、県は9億5,000万円活用となります。

使い道については、活用部会でも、入湯税などが一般財源化され、使途が明確になっていない状況も現にあり、事業者の中には根強い不信感があるとの指摘も出されました。また、観光というワードに結びつけていたずらに使途を拡大しないでほしいなどの声も宿泊事業者から届いています。

使途は、二次交通や観光M a a Sの実装、交通機関へのキャッシュレス化、自然公園整備、サイクリングロードの環境整備など幅広い事業に活用することなどが示されています。しかし、これらは本来建設部や企画振興部など各部局の一般財源の中で手だてされるべきものであり、むしろ宿泊施設のバリアフリー化やW i - F i環境の整備、観光施設のトイレの洋式化、キャッシュレス決済できる環境整備、案内表示、多言語対応の受入れ環境整備、長野県の食や食文化を生かしたおもてなし支援など、お客様である納税者の満足度の向上に資するものに重点的に使うべきではないかと考えますが、いかがですか。

長野県の場合は、他県と違い、全ての市町村に交付金が支給されることになっており、市町村の取組を支援しようとする姿勢は歓迎しますが、独自に宿泊税を課税しない市町村に交付される一般交付金及び重点交付金はどのような基準や割合で配分されるのでしょうか。

交付額は、観光地とされる市でもそれほど多額にならないと聞いており、単年度では事業費も少ないために、必要な環境整備に使うには基金として積みながら使うことも想定されます。ところが、基金の積立期間は2年間であり、3年目に残れば県に返すという立てつけです。2年間はあまりに短過ぎるのではないのでしょうか。せめて5年くらいは見てほしいという当事者

団体の強い要望がありますが、県は受け入れる考えはないようです。実効性のある事業に使う上でも、基金の積立期間は見直しが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

宿泊税導入の目的や使い道など、県民、事業者、市町村、観光客などに十分説明、周知がされているのでしょうか。宿泊事業者には、税務課からの説明会が11月17日から開催され、12月10日までの日程で県下10か所を会場に行われていますが、内容は申告や納税など実務的な説明が主になっています。実務はもちろん大切なことですが、導入の理由や用途を理解し、納得していただかなければ、負担感しか残りません。宿泊事業者には、帳簿や書類の備えつけが求められ、違反には拘禁刑、罰金刑もあり、宿泊税の申告、納入を毎月やらなければならないことも負担で、面倒なことをやらなければいけないのなら、この機会にやめたいと言っている高齢事業者もいると伺いました。

暮らす人も訪れる人も宿泊税の効果を実感できるよう取り組む観光振興策がスローガンですが、理解と納得が不十分なまま見切り発車されることがあってはなりません。丁寧な広報、周知、説明を求めますが、いかがでしょうか。

さらに、交付金活用の受皿となる市町村へはどのような説明がされているのでしょうか。ある事業者は、いろいろなことはいつも身近な役所に相談に乗ってもらっているが、役所の人に聞いても曖昧で、細かいことは聞いていないとのことで、当てにならず、このまま実施されることは不安と言っています。

宿泊税の施行が令和8年6月からと決定されましたが、現状クリアしなければいけない課題が多く、期限を区切って間に合わせるために推進するのは困難が伴うと思われます。市町村も事業者も理解、納得し、県民にも旅行者にも周知広報が十分できるよう、施行時期は柔軟に考えることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、障がい者施策の推進について健康福祉部長に伺います。

2014年に日本が障害者権利条約を批准し、障害者総合支援法、障害者差別解消法、長野県障がい者共生条例など制定されましたが、障がい者をめぐる施策は、依然として障がい者の人権がきちんと保障されるものになっていません。差別も存在し、家族に責任が押しつけられ、とりわけ母親に介護が集中しています。家族介護を前提とした障がい・介護・医療施策はもはや限界になってきていると思います。

障がいの子供を持つ親御さんは、高齢化し、自分が死んだ後の我が子の将来がどうなるのか不安と、心配を抱えながら暮らされています。全国障害児者の暮らしの場を考える会と研究者が共同で行った調査では、9割の皆さんが親亡き後について心配しているという結果でした。

障がい者の地域移行が進んできてはありますが、多様な生活の場の一つであるグループホームは、希望者に対して整備状況がかなり不足しているのが現実で、希望してもかなわない状況

があります。先日相談いただいた方は、行政の支援も得ながら諏訪の近隣を含め何か所もグループホームを当たってみましたが見目で、結果として山梨県の施設を利用せざるを得ませんでした。本人も納得してくれたようですが、遠くの施設では面会に行くのも大変で、お金も時間もかかり、何でそんな苦勞を強いさせないといけないのかと申し訳ない思いでいっぱいになりました。

そこで、伺います。長野県の障がい者グループホームの整備状況はどうなっているのでしょうか。入居希望者の希望にかなうものになっているのか実態を伺うとともに、新たな整備計画はどうなっているのか、伺います。

2024年度に報酬改定がされましたが、引き下げられた上に、水光熱費や燃料費、食材費など物価高騰が追い打ちをかけ、経営は悪化し、経営困難に陥っている事業所が増えてきています。私がお話を伺った事業所は、グループホーム、生活介護、就労継続支援B型を運営されていますが、令和6年度は累積で1,150万円の赤字となり、これまで努力しながら何とか赤字を出さずにやってきたのに、この先どうやって事業を継続していったらいいかと頭を抱えていました。そこで、県としてこのような実態をどうつかんでいるのか伺うとともに、物価高騰に関わる運営支援を重ねて実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

人手不足も深刻で、特にグループホームは夜勤もあるため、事業を回すのに苦慮しています。県として人材不足への認識を伺うとともに、人材確保に対してどのような対策を取っているのか。また、基本報酬の大幅な引上げが求められていると思いますが、国に対しどのような働きかけを行っているのかについても伺います。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には宿泊税に関して5点御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、宿泊税の使途の考え方についてのお尋ねであります。

宿泊税の使途については、県宿泊税条例において、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に充てると規定しておりまして、納税者である宿泊者のみならず、旅行者の満足度や利便性の向上により税導入の効果を実感できる新規・拡充の取組に充当することとし、施策や地域を極力重点化して取り組みたいと考えております。

こうした考え方を踏まえまして、宿泊施設の高付加価値化やユニバーサル化など宿泊者の滞在環境の向上を支援するほか、旅行者の受入れ環境整備を行うこととしておりまして、議員から御質問がありました二次交通の充実では、従来の生活交通への支援ではなく、観光客が円滑に移動できるように周遊ツアーの造成や、拠点駅と観光地を結ぶ路線等の新設・増便への支援を検討しているほか、サイクリングに関しては、新たな道路整備ではなく、走行環境整備とし

てルート上の看板の新設やサポートステーションの充実を支援、また、観光M a a Sでは、観光地のチケットレスサービスなどの新たなシステムの構築など旅行者の満足度や利便性を向上させる環境整備について検討してまいります。

今後、活用計画の策定や令和8年度当初予算の検討に当たっては、既存の財源により実施してきた施策との相乗効果も図りながら、税導入の効果を最大限発揮させるよう取り組んでまいります。

次に、市町村交付金の配分基準や割合についての御質問です。

税収の一部を交付金として市町村に配分する宿泊税市町村交付金については、市町村との意見交換を行いながら制度検討を進めてまいりまして、先日、令和8年度の交付目安額をお知らせしたところであります。

市町村交付金は、県が徴収する税収のうち、徴税等に係る経費を除いた3分の1を一般交付金として、6分の1を重点交付金として配分します。このうち、観光客の利便性向上に資する新規・拡充事業に活用可能な一般交付金は、市町村における宿泊数を基準として算定することとし、県全体の観光の底上げを図る観点から、市町村に一律50万円交付する均等割も設定いたします。

また、市町村連携など広域的かつ重点的施策に活用可能な重点交付金は、市町村における宿泊数に加え、宿泊の少ない観光地にも配慮するため、宿泊地以外での滞在数も加味し算定することとし、その比率を1対1としております。

続いて、市町村交付金に係る基金の積立期間を見直すべきではないかとお尋ねであります。

この交付金は、県と市町村が一体となって施策を推進するため、市町村に最大限配慮し、県が徴収する宿泊税収入から最大2分の1を交付する制度としておりまして、市町村におかれては、税の趣旨を踏まえて有効に活用いただきたいと考えているところであります。

そして、この交付金の活用に当たっては、計画的な取組の推進と活用残額の有効活用を図る観点から市町村において基金を設置し、積立てを行うことを可能としております。積立期間につきましては、宿泊税の導入効果を早期に発揮させるため、できる限り早期に事業化いただくことが必要であることから、交付年度から2年間とし、積立てを行ってから3年以内に事業化するよう市町村にも説明を行ってきているところであります。こうしたことから、現時点で積立期間の見直しは考えておりません。

4点目の県民や事業者、観光客などへの丁寧な広報、周知、説明についてお答えいたします。

宿泊税の導入趣旨や使途については、現在県内10地域で開催している宿泊事業者向けの説明会のほか、本年10月に実施した宿泊税活用計画（仮称）骨子に係るパブリックコメントなど、これまでも様々な機会を捉え、御説明や意見聴取の機会を設けているところであります。その

上で、納税者となる県内外の宿泊者の皆様に丁寧に広報・周知を行い、御理解いただくことが重要であると認識しております。このため、税の制度や主な用途を記載するポスターやリーフレットなどの広報資材を現在制作中でありまして、年末から順次県内の主要駅や観光施設、宿泊施設での掲載、配布を行うこととしております。

加えまして、首都圏をはじめとする県内外の主要駅や高速道路、宿泊予約サイトなどのインターネットでのデジタルを活用した広告について、来年2月から制度開始まで継続的、集中的に実施してまいりたいと考えております。今後も、様々な機会を通じ、多くの皆様に御理解いただけるように取り組んでまいります。

最後に、市町村への説明状況と施行時期についてのお尋ねであります。

市町村交付金に限らず、県としての宿泊税の活用の考え方については、県と市町村との協議の場や市長会、町村会の会議などにおいて市町村長に直接御説明しているほか、先月には市町村の観光担当者向けの説明会も開催して制度の周知を図っているところであります。

また、施行時期は柔軟に対応すべきとのお話がありましたが、宿泊税の開始日につきましては、先月20日に長野県宿泊税条例の施行期日を定める規則を公布し、制度の開始を令和8年6月1日に正式決定したところであります。

現在、独自に宿泊税を課税する予定の市町村と共に、同日付で制度開始ができるよう、事業者向けの説明会や会計システムの改修支援などを実施しているところでありまして、現時点での施行期日の変更等は準備を進めている関係者に大きな混乱とコストの増加を伴うものと認識しておりまして、宿泊者や関係者の皆様に御理解いただき、令和8年6月1日に円滑に制度が開始できるよう、今後も事業者、市町村向け説明会の開催や、継続的な広報を実施するなど、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には障がい者施策に関連して3点お尋ねがございました。

初めに、障がい者グループホームの整備状況と整備計画についてでございます。

本年4月1日現在のグループホームの整備状況は、共同住居数で732、定員は3,863人で、5年前と比較して、共同住居数で121、定員は675人増加しております。また、本年4月のグループホームの利用者数は3,414人で、利用率は88.4%となっております。

県では、圏域によるグループホームの偏在や手厚い支援を必要とする方に対応できるグループホームが少ないことなどにより、入居希望者のニーズに十分対応できていない状況もあると認識しております。

昨年3月に策定した第7期障害福祉計画において、令和8年度末までに、共同住居数を令和

5年度末より50増加の760とする目標を掲げております。グループホームは、障がいのある方の地域生活を支える重要な基盤であるとの認識の下、施設整備補助金において地域偏在の解消や重度障害者の入居に資する事業を優先的に採択し、計画的な整備を促進してまいります。

次に、障がい福祉サービス事業者の経営実態と物価高騰対策についてでございます。

令和6年度の報酬改定や物価高騰の影響を把握するため、昨年10月に全事業者を対象に実態調査を実施いたしました。

その結果、サービス種別によって異なるものの、全体として対前年度比で増収と回答した事業所は約4割、減収と回答した事業所は約3割でございました。このうち、増収、減収の理由として、報酬改定の影響があると回答した事業所はいずれも約7割となっており、報酬改定によっても物価高騰の影響が改善されないと回答した事業所は約半数という状況でした。

また、先般公表された全国の障害福祉サービス事業所等の経営状況の調査では、赤字と回答した事業所の割合は全サービス平均で報酬改定前と比べて約6ポイント増加しており、厳しい経営環境に置かれた事業所が一定数あるものと認識しております。

そのような中、県では、物価高騰の影響を受けている事業者を支援するため、光熱費、燃料費、食材料費の価格高騰に対する支援を今年度実施したところでございます。人件費や物価の高騰が継続していることを踏まえ、国の動向を注視しつつ、今後必要な支援策を講じてまいります。

最後に、人材不足の認識、人材確保対策、国への働きかけについてでございます。

長野労働局のデータによると、障害福祉分野を含む福祉関連職種の本年10月の有効求人倍率は全産業を上回る2.68倍となっており、人手不足は深刻な状況と認識しております。県では、人材確保や職場環境改善を促進するため、今年度、職員1人当たり5万4,000円相当の助成を行ったほか、職員の給与アップにつながる処遇改善加算の新規取得や、より上位の加算を取得できるよう社会保険労務士等の専門家派遣等による支援を行っております。

加えて、職員の負担軽減や業務効率化を推進するため、昨年6月に生産性向上総合相談センターを設置し、相談支援、研修会の開催、介護ロボット等の貸出しといった支援を行うとともに、介護ロボットやICTの導入費用を助成し、人材の確保定着に取り組んでいるところでございます。

また、県では、賃金水準の低さが人手不足の最大の要因との認識の下、国に対し、前回の報酬改定の効果を十分検証し、基本報酬のさらなる引上げや加算等の充実を要望してきたところでございます。

今後は、国の経済対策に盛り込まれた臨時報酬改定の内容を踏まえ、必要に応じて要望を継続するとともに、人材確保・定着対策を強化し、人手不足の解消に努めてまいります。

以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）長野県の法定外目的税は、森林税に加え、宿泊税が導入されることとなりました。一般財源を補完するものとして安易に運用されるようなことになれば、次々と新たな税金が導入されることになるのではないかと危惧しているわけです。導入の趣旨が事業者、県民、観光客など全ての皆さんに周知されて、観光振興に真に役立つものに使われることを願うところであります。

障がい者のグループホームに関しては、保護者も当事者も安心して暮らせる場を保障することは政治の責任として当然だと思います。人材確保とともにさらなる整備の拡充を求めて次の質問に移ります。

長野県石油商業組合に対する排除措置命令等に係る県の対応について知事に伺います。

物価高で暮らしが苦しい中、長野県のガソリン価格は全国トップレベル状態が続き、県民からどうしてなのかと疑問が出されていきました。党県議団にも、他県と比べてリットル当たり10円も高い理由を説明してほしいと幾つかメールも届いていた矢先、2月5日、長野県石油商業組合北信支部加盟のガソリンスタンド間で店頭表示価格の値上げ幅などを知らせる電話連絡が回っていた疑いが浮上し、口裏を合わせて値段調整をしていたのではないかとの新聞報道があり、怒りと衝撃が広がりました。

公正取引委員会は、11月26日、長野県石油商業組合北信支部に対し独占禁止法に定める排除措置命令を出し、同支部に加盟する一部の事業者17社に対して合計1億1,658万円の課徴金納付を命令し、石油商業組合本部に対して支部の違反行為を事実上容認していたとして異例の法令遵守を申し入れました。その後、資源エネルギー庁は2年間の設備投資支援の補助金交付停止、経済産業省も2ないし4か月間の補助金停止の厳格な措置を取るに至っています。

知事は、提案説明の中で、公正な競争を阻害し、県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼすものであり、県民の信頼を著しく損なう許し難い行為だとして、組合本部が不適切な価格調整行為を把握しながら必要な是正措置をしてこなかったことは、組織運営におけるガバナンスの欠如を示すものであり、組織運営が適正になされ、法令遵守が徹底されるよう厳正に対処すると明言されています。

ところが、マスコミ報道によれば、石商本部の理事長らは、ここに至るも、容認してはいなかった。つまり、本部は関わっていなかったと言い張り、自らの責任を認めようとせず、県民や組合員の反発を招き、あまりにひどいとの声が上がっています。

そこで、知事にお聞きします。

石商本部の責任者のこうした無責任な発言は、誠意も反省もなく、公取の指摘にも真摯に応

えようとしなない許し難い態度だと考えますが、どのように受け止めているのか、見解を伺います。

県は、これまで、何回にもわたり事実関係の報告を求め、第三者委員会報告に関わる報告、中小企業団体の組織に関する法律に基づく報告の徴収などを行って、不明点については聞き取りも実施し、長野県中小企業団体中央会にも指導を依頼するなど、曖昧な回答を重ねる組合に対し重ね重ね対処してきています。しかしながら、これらの経過を見ていると、組織のガバナンスの確立、コンプライアンスの遵守、県民への丁寧な説明、再発防止策などの取組に真摯に向き合っているとは到底言い難い状況ではないでしょうか。そもそも、違法行為を行っていたという認識が乏しく、長年にわたって高いガソリン代に犠牲を強いられてきた県民への謝罪の気持ちもなければ、説明責任を果たす気持ちも感じられません。

県として厳正に対処するとのことですが、行政処分も含め、具体的にどのような対応を講じるのか、伺います。また、厳正に対処するというのであれば、まず本部役員の早急な人事の刷新を求めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）長野県石油商業組合に関する御質問を２点いただきました。

まず、排除措置命令等の受け止めについてという御質問でございます。

公正取引委員会が、今般、長野県石油商業組合北信支部に対して独占禁止法に定める排除措置命令を、そして、同支部に加盟する一部の事業者に対して課徴金納付命令を、併せて、県石油商業組合に対しては、同支部で行われていた販売価格の改定額等の決定、改定の行為を踏まえ、法令遵守を図るよう申し入れを行ったところであります。

こうした行為は、公正な競争を阻害し、県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼすものであり、県民の皆様の信頼を著しく損なう許し難い行為であると、これは提案説明でも申し上げましたし、会見等でもそうした考え方をお伝えさせてきていただいているところであります。

また、県の石油商業組合の本部が北信支部の独占禁止法違反行為を取りやめさせることなく事実上容認していたというふうに指摘されておりますことは、組織全体としてのガバナンスが欠如しているというふうに言わざるを得ないと思っています。

県石油商業組合においては、こうした状況を重く受け止めて、組織としての健全性、透明性を確保するようにしっかり取り組んでいただくということが必要であり、また、かねてから求めていますように、県民の皆様方に対してもしっかりと説明責任を果たして信頼を回復することが重要だというふうに考えています。

続きまして、石商に対する具体的な対応と、本部役員の刷新を求めるべきではないかという御質問でございます。

これまで、県としては、中小企業団体の組織に関する法律に基づいて報告の徴収を行うとともに、中小企業団体中央会とも連携して、第三者委員会の報告で指摘されていることについて真摯に対応することなどを石商に指導してきたところではありますが、現時点で十分な対応がなされているというふうには言い難いと考えております。

今回、公正取引委員会から石商本部に対して、今後の組織運営を適正化する観点でコンプライアンス遵守に関する申入れがなされました。県としては、既に石商に対して事実関係や今後の対応方針について県に報告するよう中小企業団体中央会を通じて求めているところでございます。

先ほど、報道されている役員のコメントについても言及されておりましたが、そうしたことも含めて、石商の考え方について今後直接聴取したいというふうに考えております。石商の組織運営が適正に行われ、ガバナンスを確立し、コンプライアンスを遵守するよう、法令に基づいて業務改善命令も視野に入れて厳正に対処していきたいと考えております。

また、本部役員の人事刷新についてのお尋ねであります。石商に対しては、これまでも県民の皆様方からの信頼回復を求めているところでございます。こうした状況を真摯に受け止めていただき、石商において、組織体制の在り方を含め、まずは自主的、主体的に考えていただくことが必要だというふうに考えています。

以上です。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君） 県石商は、これまで様々な補助金や県の報奨金など多額の税金をつぎ込んできた団体です。県内には、厳しい営業を強いられながら、地域住民の暮らしを支えるためにやめるわけにはいかないと、過疎地で頑張ってくれているスタンドもたくさんあります。

今回の事件を教訓に、しっかり反省し、再発防止に努めながら再生の道を進むよう期待するところでありますけれども、人事の問題につきましては、例えば、一般の企業であるなら、これだけ組織の支部に罰則や課徴金を負わせ、長年にわたって県民に不当な苦難を押しつけてきたのであれば、組織のトップが責任を取って役職を辞すのが当然かと思います。

県とのやり取りの中でも、県には本当に御苦労いただいていると思うんですね。産業労働部の皆さんは、何回にもわたって、第三者委員会の中身に沿いながらいろいろな指導をされています。でも、指導してもそのことをなかなか受け止めようとされなくて、例えば、人事の問題については何とおっしゃっているかといいますと、これから総会、理事会をやって対応していきますと言うけれども、そういう動きというのは県民の目にはほとんど見えないわけです。だから、県民にしてみれば、本当にこれでいいのかということでもますます怒りが高まっているという状況なわけです。

今、知事からは、人事のことも含めて、組織が自主的、主体的にというお話がありましたけれども、もっと強制力を持った県の対応ができないのか。そのことについてお伺いさせていただきます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）石商への対応については、私も、役員の皆さんと直接向き合って、我々に対する報告等が極めて不十分だということでこれまでもかなり厳しく対応させてきていただいているところでございます。

しかしながら、一方で、先ほど御質問の中にもありましたように、多くの事業者、特にＳＳの第一線で働いている皆様方が、本当に厳しい経営環境の中でしっかり頑張っていただいている皆さんも大勢いらっしゃるというふうに思っています。

そういう意味で、私は、まずはというふうに申し上げました。我々県としてどのような措置を講ずるかということについては、石商の会見もしっかり行われるというふうに承知していますので、その中でどういうことが県民の皆様方に対して説明されるのか、そして、先ほど申し上げたように、直接我々も石商に意見を聴取したいというふうに思っています。

そうしたこともしっかり踏まえて、先ほど来申し上げているように、県民の皆様方の思い、本当に許さないという思いを持たれている方も大勢いらっしゃると思います。ただ、その一方で、我々は行政機関でありますので、そうした感情面だけではなく、やはり法令に基づいて冷静に対応していくということも必要だというふうに思っています。知事の立場としては、県民の思いをしっかり受け止めながらも、一方で、法律を執行する立場としては、冷静にこの問題に対処していきたいというふうに思っています。

石商の皆さん、いろいろな関係者の皆さんがいらっしゃいます。この問題を非常に重視されている組合員の方々もいらっしゃるわけですから、まずは石商自らしっかりと向き合っていてもらいたいというふうに考えております。

以上です。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）県として一層厳格な対応をしていただくことを求めながら、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、青木崇議員。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）松本市・東筑摩郡区選出の青木崇です。初めに、今後の産業振興におけるビジョンについてお伺いします。

私が最も関心のあるテーマの一つは、なかなか解消の見通しが立たない少子化問題です。同

世代で働いている方や子育てをされている方からは、日々の生活のゆとりがない、将来の見通しが立たないという声をいつもお聞きします。皆さんと話をしていることは、やはり多くの若い世代が求めているものは選択肢を広げる可処分所得の増加、共働きなどの多様で柔軟な働き方、それらを可能とする安定した雇用・経済環境、そして希望ある将来の見通しであるということです。そのための経済基盤の強化が、今や高いハードルとなってしまった少子化反転の実現にはどうしても必要なのだと改めて感じています。

今、日本経済は大きな転換点を迎えています。10月に誕生した高市政権では、責任ある積極財政を掲げ、日本経済の再起動に挑んでいます。この責任ある積極財政とは、経済成長と財政規律の双方に責任を持つという考え方です。従来の単年度プライマリーバランス重視から、経済成長によって債務対GDP比を引き下げることを目指す財政運営への転換を意味します。

その象徴となるのが、先月閣議決定された21.3兆円規模の総合経済対策です。補正予算の規模は前年度の13.9兆円を上回り、コロナ後最大規模となっています。開会日の知事提案説明において、国の総合経済対策に対応した新たな経済対策を策定し、政策効果を早期に実感していただけるようにすると表明がありました。宮下議員、勝野議員からの質問にもありましたが、今定例会中に対応すると表明されたこともあり、呼応する規模感とスピード感ある対応で物価高騰に直面する県民の暮らしと事業活動の底上げを改めてお願いしたいと思います。

今の財政政策の転換の背景には、日本経済の長期的な停滞があります。高市総理は、所信表明演説で、日本が今行うべきことは、行き過ぎた緊縮財政により国力を衰退させることなく、積極財政により国力を強くすることと表明されています。積極財政には、財政規律悪化やマーケットの信認に関する慎重な意見もありますが、確かな経済成長とワイズスペンディングによって持続可能な経済の好循環につながれるかが今後の鍵となります。

また、注目されるのは、日本成長戦略本部が設定した17の戦略分野です。AI・半導体、造船、航空・宇宙など、今後の国家戦略として重視される分野に集中投資が計画されています。その中で、高市総理は、熊本県のTSMC、北海道のラピダスを地方経済活性化の事例として言及しています。国による先導的投資が関連産業を誘発し、地域経済全体を押し上げる産業クラスターの形成、これを地域未来戦略として全国各地で展開しようとしています。

長野県には、信州ITバレー構想や航空機産業振興など、これまで培ってきた産業政策の基盤があります。これから官民を挙げての投資を取り込むためにも、国の財政政策方針と今後の見通しを捉えて、関係事業者と連携しながら長野県の強みを生かした成長戦略を描くことが求められます。

冒頭の若者の視点に戻りますと、いわゆる幸せに縮んでいく社会の未来像しか描くことができない中で、どう戦略的に生き抜くかを考えた結果が今の若者の選択になっていると感じます。

その未来を変えようと動き出した国の政策動向を踏まえて、長野県の特徴を生かした魅力ある経済環境と若者から選ばれるような希望ある地域の未来を次世代にも示していくことが重要であると考えます。

以上を踏まえて、2点、知事に伺います。

まず、高市政権の掲げる責任ある積極財政と閣議決定されました総合経済対策について、県としての評価と受け止め、今後の対応についての見解をお伺いします。

続いて、国が責任ある積極財政において掲げる危機管理投資・成長投資の戦略分野について、今回の財政出動を逃すことなく、県としてあらかじめ備えておくべきと考えます。また、この機会を捉え、確かな経済成長につなげるためには、戦略分野として挙げられている項目、とりわけ産業分野で本県が培ってきた信州ITバレー構想や航空機産業の振興などの取組も生かすべきと考えます。つきましては、これらの経緯を踏まえ、国の施策を生かし、長野県の産業振興にどのように取り組み、長野県の経済成長を実現するのか、見解をお伺いいたします。

成長戦略の中で注目される分野の一つがデータセンターです。AI技術の進展に伴い、データセンターの重要性が高まっています。データを「21世紀の石油」と表現する見方もあるように、デジタル経済においてデータインフラは基盤的な役割を果たします。長野県は、この分野において、冷涼な気候による冷却コスト削減、再生可能エネルギーのポテンシャル、相対的な災害リスクの低さといった優位性が挙げられます。データセンター誘致とIT企業の集積を戦略的に進めることができれば、地域雇用の創出、IT人材の集積、エネルギー産業との連携など、地域経済に新たな可能性をもたらすことが期待されます。

今年6月定例会の一般質問では、信州ITバレー構想にAIの活用を位置づけるとの答弁をいただいたところでありますが、AIを活用した信州ITバレー構想やデータセンター誘致などの今後の取組についての県の見解を米沢産業労働部長にお伺いいたします。

続いて、未成年者の自殺対策とSNS利用について質問いたします。こちらは、6月定例会にてRAMPSやスクールカウンセラーの対策強化について小山県議が取り上げられておりますが、私からも質問させていただきます。

長野県における未成年者の自殺の状況は、2015年から2023年まで長野県は全国平均を上回り続け、一時は全国ワースト1位という状況にありました。これを受け、平成30年度に知事を座長とする子どもの自殺対策プロジェクトチームを設置し、未成年自殺者数をゼロにすることを目標に掲げて、県を挙げて取り組んでこられました。その取組の結果、昨年の県内未成年者の自殺死亡率は前年より1.75ポイント減少。人口10万人当たり3.56人となり、全国平均である4.03人を単年度で初めて下回ることとなりました。2020年から5年間の平均は4.41人で、5年トレンドでは横ばいの状況ではあるものの、県の取組による一定の抑制効果が表れているもの

と捉えています。

一方で、全国的な傾向を見ると、2024年の小中高生の自殺者数は527人となり、統計開始以来の過去最多を記録しています。全世代の自殺者数は減少しているにもかかわらず子供の自殺だけは増加し続けているというこの状況を、何としても変えなければなりません。

第4次長野県自殺対策推進計画では、2027年までに20歳未満の自殺をゼロにする目標を掲げています。この自殺者ゼロ目標を実現するため、そして長野県モデルとして全国の未成年自殺者数の減少に寄与するために、各関係部局に一層の取組強化を求め、5点についてお伺いします。

まず、長野県としてこれまで未成年自殺対策に取り組まれてきた結果、全国比較では抑制できている状況と報じられています。現在の状況や全国との比較、傾向について見解を伺います。

続いて、県では子供の自殺実態分析を行うこととされていましたが、県内の分析の状況と今後の取組についての見解をお伺いします。

そして、子供たちに支援の手がしっかりと届くように、よりそいホットライン、こころの健康相談統一ダイヤル等の認知率を上げることが重要となります。若者が実際に必要なときにアクセスできるよう、学校、教育現場やSNSプラットフォームと連携した積極的な周知活動が必要と考えますが、県の見解をお伺いします。以上3点は笹渕健康福祉部長にお伺いします。

続いて、様々な困難を抱える子供・若者支援として、総合的な相談体制の充実や全県の支援関係者による連携の強化について、現在の状況と今後の取組を酒井こども若者局長にお伺いします。

そして、5点目として、教育委員会として現状の取組状況と、未成年の自殺者ゼロを目指し、どのように対策強化に取り組んでいくのか。こちらは武田教育長の見解をお伺いします。

今、世界各国が未成年者のSNS利用について警鐘を鳴らし始めています。先月、EU欧州議会は、16歳未満の子供が保護者の許可なしでSNSを利用することを制限するよう求める決議を賛成多数で可決いたしました。13歳未満についてはSNSの利用を禁止すべきとしています。最も踏み込んだのがオーストラリアで、16歳未満のSNS利用を禁じる法律が可決され、今月10日から施行されることとなります。

各国が規制に動く背景には、未成年者のSNS利用に関する科学的見解があります。米国厚生省の調査によりますと、SNSを1日3時間以上利用する若者は鬱病のリスクが倍増することが分かっています。米国の公衆衛生のトップは、10代の若者にとって重大なリスクと警告を發しました。

国立精神・神経医療研究センターの研究では、思春期におけるインターネットの不適切使用が精神病症状やメンタルヘルス不調のリスクを高めることが因果関係として報告されました。

また、発達途上にある子供の脳は刺激に敏感で、自己コントロール力をつかさどる前頭前野がまだ未熟なため、依存しやすい状態にあります。

一方で、SNSには、情報収集、コミュニケーション、学習機会の提供など、若者にとって重要な機会、メリットを提供している面もあり、一律に禁止することについては慎重な議論が必要です。しかし、飲酒、喫煙などには年齢制限がある中で、SNS上では、オーバードーズを助長するような有害コンテンツに触れてしまったり、いじめや依存などのトラブルに遭う可能性もあり、未成年者を保護するための一定の利用適正化策は社会で取られるべきと考えます。

未成年者におけるSNS利用適正化を図るため、長野県でも先進的に啓発や県民運動を展開することが必要な段階にあると考えますが、県におけるSNSの青少年に与える影響について、問題意識と今後の取組の方向性を酒井こども若者局長に伺います。

また、教育委員会として、SNSの青少年に与える影響についての教育長の問題意識と今後の取組の方向性について武田教育長にお伺いいたします。

続いて、下水汚泥の肥料化について伺います。

我が国の食料安全保障を考えると、食料自給率における肥料の輸入依存が問題になります。中でも、リンについては、日本はほぼ全量輸入に依存していて、リン酸アンモニウムのおよそ9割は中国からの輸入に頼っている現状があります。

そこで注目されているのが、私たちの足元にある下水汚泥からのリンの採取です。食料安全保障強化政策大綱では、2030年までに堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、リンベースの肥料の使用量に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大することとしています。

長野県では、犀川安曇野流域下水道事務所において下水汚泥の肥料化の検討が進められてきました。南安曇農業高校との協働により、昨年5月には、流域下水道として県内初の汚泥肥料としてアクアピア1号を肥料登録いたしました。コシヒカリを用いた栽培試験では、汚泥肥料を使用したほうが化学肥料より収量を上回る結果となり、この取組は国土交通大臣賞を受賞するという快挙を成し遂げました。南安曇農業高校の生徒たちは、下水汚泥は資源であるとの認識の下、研究を続けており、彼らの取組は、下水汚泥に対する社会のイメージを大きく変えつつあります。

循環型社会の実現に向けて、以下2点について伺います。

まず、下水汚泥を肥料化するに当たっては、周辺環境に配慮した臭気対策と肥料の質、安全性を高めることも含めた販売先を確保する出口戦略が重要となります。犀川安曇野流域下水道事務所において検討が進められておりますが、今後の検討方針についての見解をお伺いします。

また、南安曇農業高校の取組によって、下水道汚泥肥料のイメージ向上につながっています。

取組の成果と、今後もその成果を生かすことも検討されたいが、県の見解についてお伺いします。以上２点を小林環境部長にお伺いします。

続きまして、サンプロアルウィンの安全対策について伺います。

10月２日、松本市の総合球技場「サンプロアルウィン」で、バックスタンド側の照明用架台から部材の一部が落下し、直下の観客席７席が破損していることが発見されました。不幸中の幸いは、発生時に施設利用がなかったことであります。県では、早急に復旧作業に取りかかっていただき、昨日関係者への進捗状況の公開をしていただいて、Xでもその様子を随時発信していただいているところであります。

アルウィンは竣工から24年が経過していますが、定期点検は実施されており、問題は指摘されていませんでした。検討会では、原因は金属疲労によるものと推定されているところですが、原因究明に基づく再発防止策を検討することが重要であります。

そして、既にこのバックスタンド側で観戦することに抵抗感があるという声が実際に聞かれています。施設利用者の不安やイメージ悪化による来場控えなどにつながらないように、この機会に施設の安全性をしっかりと宣伝できるよう、徹底した安全対策、施設改修を講じていただきたいと考えます。

また、部材の一部落下により施設利用ができなくなった影響として、利用団体の一つであり、アルウィンをホームスタジアムとする松本山雅FCは、以降再開見通しがなかなか立たないまま、残りの試合を順次別会場に移さざるを得ませんでした。報道によりますと、松本山雅FCの運営会社は、チーム強化費用の増加などにより、赤字決算が続いている状況と報じられています。改善に向けて経営努力に取り組まれてきた中で、突然ホームスタジアムである本施設が利用できなくなったことにより、興行収入、広告収入など経営面での影響があったと聞いています。今回のような事例が県内では過去になかったと聞いていますが、県施設利用団体にリスクを負わせることとならないよう、また、地域スポーツの活力維持の観点からも適切な支援策の検討を求めたいと思います。

そこで、３点について伺います。

まず、アルウィンのバックスタンド側照明施設において部材の一部が落下した問題がありましたが、原因の究明と復旧の見通しを栗林建設部長に伺います。

また、アルウィンがより安全で快適に利用できるよう、施設改修や座席改修について対応すべきと考えますが、県の見解についてお伺いします。

松本山雅FCは、残り試合の会場振替を余儀なくされたことにより興行収入に影響が出ているとお聞きしていますが、補償についての県の見解をお伺いいたします。以上３点を栗林建設部長にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には産業振興に関連して2点御質問をいただきました。

まず、高市政権の積極財政と国の総合経済対策に対する評価、受け止め、今後の対応という御質問でございます。

先月21日には「強い経済」を実現する総合経済対策が、そして28日にはその対策を裏づける補正予算案が閣議決定されたところでございます。まずは、現下の経済情勢の中で、高市総理が総理に就任して直ちにこの経済対策の策定を指示されたということについては大変ありがたい、敬意を表したいというふうに思っています。

全国知事会からいろいろな要請をこれまでできておりますが、そうした中で、例えば医療・介護等の経営改善や中小企業等の生産性向上支援、さらには成長分野への投資、こうした分野に地方の声が反映されているということについては評価したいというふうに思っております。また、重点支援地方交付金の拡充や地方交付税の追加等の決定なども、地方財政に配慮していただいているということで大変ありがたいと思っております。

責任ある積極財政につきましては、コストカット型経済から成長型経済へ転換する上では重要な方策と捉えておりますが、一方で、国の総合経済対策でも示されているように、財政の持続可能性に十分配慮しつつ、戦略的に財政出動を行うことが肝要だというふうに考えております。

今後、県としての対応につきましては、国の総合経済対策を最大限生かしていきます。ただ、単に国の言ったとおりということだけではなく、現下の厳しい状況を私どもとしてもしっかりと把握させていただいた上で、県内の市町村とも連携して、物価高騰対策をはじめ、防災・減災対策や子育て支援、未来に向けた成長投資など総合的な観点から経済対策を策定していきたいと考えております。

続きまして、これまでの本県の産業振興の取組に国の政策を生かしたこれからの産業振興についてという御質問でございます。

今回、暮らしの安全・安心ということが総合経済対策で掲げられていますし、また、17の戦略分野、危機管理投資・成長投資ということで、半導体、航空・宇宙、フードテック、こうしたものも掲げられております。こうした方向性は、長野県の産業経済の発展にも大きく役立つ部分があるのではないかとこのように期待しているところでございます。

政府の政策をしっかりと取り入れるということは大変重要だというふうに私も思っておりますが、今注目しておりますのは、いわゆる地域未来戦略でございます。総理の所信表明で言及されておまして、なかなか具体的な中身が見えてこなかったわけですが、昨日、地域未来戦略本部の初会合が総理出席の下で開催されました。地域ごとの産業集積地の形成、地場産

業の付加価値の向上、こうしたものを進めていくという方向性が出されているところであります。

折しも、本日夕刻、私も全国知事会の代表として参加しますが、地方創生に関する地方六団体と政府との意見交換会がございます。まさに地方創生担当と地域未来戦略担当の黄川田大臣が御出席される場でありますので、私のほうからは、このことに対して期待の意を表明していきたいというふうに思っております。あわせて、来年に向けてこの地域未来戦略の政策パッケージを取りまとめるという指示が総理から出されていますので、取りまとめに当たっては、我々地方の声をぜひしっかり聞いていただいて、地域の思い、意見が十分反映されるものになるように要請していきたいと思っております。

引き続き我々も国の動向をしっかり把握し、長野県の産業振興に役立つと思われる施策については積極的に取り入れながら、長野県経済の発展に向けて全力を傾けていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私にはA Iを活用した信州I Tバレー構想やデータセンター誘致などの今後の取組について御質問をいただきました。

県では、次期信州I Tバレー構想におけるA I活用の可能性について、県内外のI T事業者や研究機関、信州I Tバレー構想アンバサダーなどにヒアリングを行うとともに、生成A I時代の展望や製造業におけるA I活用などをテーマに対話型ワークショップを3回開催し、幅広い意見をいただきながら検討を進めているところです。

また、10月27日に開催した長野県産業イノベーション推進本部会議において次期構想の骨子案を協議いただいております。今後、さらに内容を具体化し、来春を目途に信州I Tバレー構想2030の策定を目指してまいります。

また、議員御指摘のとおり、本県産業のI T化を促進する上で重要な要素の一つに、データセンターの誘致が考えられます。本県は、議員が先ほど御指摘したとおり、比較的冷涼な気候や豊富な地下水など立地に有利な条件を備える一方、大規模な集積を目指すには十分な電力や広大な用地の確保といった課題もあります。

こうした状況を踏まえ、生成A Iや高度なデータ解析の普及に伴い、膨大な計算処理を担うデータセンターが社会インフラとして不可欠になりつつある中、県としては、災害リスクの分散や地域資源の活用という観点から、再生可能エネルギーを活用する小規模分散型データセンターの誘致が有効な選択肢となり得るか検討を進めてまいりたいと考えております。

A Iは急速に社会へ浸透し、革新的な技術や活用領域は目覚ましいスピードで進化を遂げて

います。こうした変化を踏まえ、今回策定を目指す信州 I T バレー構想2030において、本県産業でいかに A I を効果的に活用し、その実装を通じて I T 化をさらに進め、地域の発展に結びつけていくかをしっかりと議論してまいりたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には自殺対策に関連して3点お尋ねがございました。

初めに、子供の自殺の状況等についてでございます。

議員御指摘のとおり、令和6年の20歳未満の自殺者数は大幅に減少いたしましたが、こうした値は年ごとの変動が大きいため、県では人口動態統計に基づく5年間の平均を独自に計算し、その傾向を把握しております。

令和6年までの過去5年間の平均では、全国の20歳未満の自殺率は人口10万人当たり3.85で、前の5年間より0.18増加し、依然として増加傾向に歯止めがかかっていない状況でございます。一方、本県は4.42で、前の5年間より0.02減少し、僅かながら改善が認められました。しかしながら、全国平均にはまだ届かず、いまだ対策が必要な状況と認識しております。引き続き、第4次長野県自殺対策推進計画に掲げる子供の自殺ゼロの目標に向け、積極的に取組を進めてまいります。

次に、子供の自殺の実態分析と今後の取組についてでございます。

今年度、過去5年間に子どもの自殺危機対応チームに支援要請のあった案件や、自殺した子供の属性、背景等について比較分析を行い、子どもの自殺対策プロジェクトチーム会議において議論を行いました。傾向として、家庭や学校に何らかの問題を抱えていたケースが多いこと、また、自殺に関する兆候を示していたケースが多いことが確認されたところでございます。

一方で、周囲が自殺リスクを把握できていない、いわゆるノーマークの子供も一定数いることから、子供の精神的な不調や自殺リスクを把握できる R A M P S などのツールを活用して周囲から見えていない高リスクの子供を早期に発見し、速やかに支援に結びつけることの必要性を改めて認識したところでございます。

今後の取組につきましては、第1に、高リスクの子供の早期発見。第2に、リスクが確認された子供を医師や専門職で構成する子どもの自殺危機対応チームなど適切な支援につなぐ。第3に、子供自身や保護者、学校関係者が S O S を発信・受信できるよう普及啓発を強化する。こういった取組を総合的に進め、子供の自殺ゼロを目指してまいります。

最後に、子供の相談ダイヤル等の認知向上についてでございます。

御指摘のとおり、子供たちに支援の手が確実に届くことは極めて重要であると認識しております。そのため、県教育委員会等と連携し、よりそいホットラインやこころの健康相談統一ダ

イヤルの認知度向上に向け、県内の相談窓口を掲載したお守り型のリーフレットを県内の中学1年生全員に配付するなど、学校での啓発や広報活動を進めております。

また、子供や若者が支援を必要とする際に確実にアクセスできるよう、相談窓口をまとめたランディングページへの誘導を図るリスティング広告や、議員御提案のようなLINE等のSNSプラットフォームと連携した情報発信を積極的に実施しているところでございます。

さらに、令和7年度は、これまでのランディングページを「こころのまど信州」として新たに開設し、順調にアクセス数を伸ばしているところであり、こうした取組を通じ、子供や若者が孤立することなく早期に支援につながる環境づくりを強化してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、困難を抱える子供・若者の総合的な相談体制の充実や、全県の支援関係者による連携の強化についてでございます。

ひきこもり、ニート、発達特性、依存症や希死念慮など様々な困難を抱える子供・若者が増加し、その要因、背景の複雑化や支援ニーズの多様化、長期化が進む中、福祉、医療、教育、労働分野等の関係者連携による支援の重要性は高まっているものと認識しております。

これまで、県では、県内4圏域に子供・若者サポートネットを設置し、困難を抱える子供・若者への相談や居場所支援を行ってまいりましたが、本年度からは、これを拡充する形で、支援件数が多い中信・北信地域に子ども・若者総合相談センターを設置しました。具体的には、専門相談員の増員、相談受付時間の延長、メタバースを含むオンライン相談の実施、居場所機能の充実等により支援体制の強化を図りました。

また、本年度新たに全県の支援関係者で事例共有や情報交換を行う長野県子ども・若者サポートネット連携会議を開催し、パネルディスカッションやグループワーク等を行い、日頃各地域で支援の中核を担っている参加者のネットワーク強化に取り組んだところでございます。今後は、子ども・若者総合相談センターの認知度向上や設置圏域拡大の検討を行うとともに、全県連携会議の充実、さらには各圏域の支援体制の見える化、全県支援者が連携するメリットの共通理解等も行いながら全県支援ネットワークを強化して、様々な困難を抱える子供・若者の支援の充実に取り組んでまいります。

続きまして、SNSの青少年に与える影響についての問題意識と今後の取組の方向性についてです。

青少年のインターネット利用につきましては、昨年度の国の調査によると、満10歳から17歳までの利用率が約98%、また、1日の平均利用時間は約5時間と長時間化しております。SN

Sは、親子や友人とのコミュニケーション、情報収集、ゲーム、動画視聴、生成A Iなどで活用されており、日常に深く根づいたものとなっております。

一方で、SNSの匿名性や即時性に起因する誹謗中傷やいじめ、性被害や詐欺などの犯罪リスク、また、長時間利用による生活習慣の乱れやゲーム依存等は、青少年にとって深刻な問題であると認識しております。

県では、平成27年度に官民協働による長野県青少年インターネット適正利用推進協議会を設置して、学校、市町村、PTA、携帯電話事業者、医療・子育て支援関係者等と連携し、保護者アンケートによる実態の把握、情報モラル研修会の開催支援、ネットトラブル相談窓口の設置及び啓発活動など幅広い取組を進めてまいりました。

しかしながら、若者のSNS利用の拡大等で課題はより顕在化し、海外では未成年者の利用規制、国内一部自治体ではスマートフォンの利用規制も見られる状況下におきまして取組を一層強化していく必要があると考えております。

今後は、本協議会で関係者の御意見も伺い、家庭、学校、地域、事業者が連携した県民全体での取組を検討し、青少年が安心してSNSを利用できる社会の構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には2点質問をいただきました。

まず、県教育委員会における自殺対策についてでございます。

子供の自殺は、社会全体で取り組むべき極めて深刻な問題であると認識しており、県教育委員会では、これまで、相談体制の強化と予防教育の充実に努めてまいりました。相談体制につきましては、学校における定期的な個人面談や1人1台端末を活用したオンライン相談の実施、24時間対応の学校生活相談センターやLINE相談窓口を設置し、心理士や専門の相談員による支援など、子供が安心して悩みを打ち明けられる環境を整えてきているところでございます。また、予防教育については、全ての中学校、高等学校で自殺予防に関する研修を実施し、教員が子供の出すサインを見逃さないための理解を深めているところでございます。

しかし、私の教員としての経験から、学校生活の中でその子のSOSのサインを確実に捉えることの難しさを感じてきたところでございます。そのため、家庭を含め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部機関との連携が肝要であると認識しております。今後は、これまでの取組に加え、外部機関を含めた組織的な連携体制を強化し、自殺対策に取り組んでまいりたいと思っています。

続きまして、SNSの青少年に与える影響についての問題意識と今後の取組についてでございます。

令和6年度、県と民間団体で実施したSNSに関するアンケート調査によりますと、県内高校生のスマートフォン所持率は98%を超えており、その約9割がSNSを利用しております。また、高校生の約半数は1日の使用時間が3時間を超えている状況でございます。

こうした中、友人間のトラブルや面識がない人物との安易な接触などによる犯罪リスク、さらには情報の偏りによる考えの固定化などが懸念されるところでございます。これらの課題を踏まえ、情報の真偽を見極める力と、人を傷つけないという人権感覚が重要であると認識しております。こうした力は、人と人が直接関わる体験が重要であることから、学校では子供たちのリアルな交流を重視し、豊かな体験を通じて取り組んできているところでございます。

引き続き、SNSの利用に潜む危険性について児童生徒が正しく理解できるよう、継続的に指導するとともに、SNSの適正利用につきましては、保護者や事業者など子供に関わる様々な関係者と課題意識を共有し、意見交換をしながら取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私には下水汚泥の肥料化について御質問を頂戴しました。

まず、肥料化に関する検討方針についてでございますが、犀川安曇野流域下水道では、下水汚泥の肥料化の検討に当たりまして、これまでに、令和5年度から南安曇農業高校と協働しまして、処理場から発生する消化・脱水汚泥を肥料とした稲の生育試験や汚泥の成分分析、土壌への重金属成分等の蓄積状況の確認など、効果検証試験を継続的に実施してきたところでございます。

現在、汚泥肥料の実用化に向けた検討に当たりましては、南安曇農業高校と共に、地元の農業関係者にも参画いただき、土壌改良材としての堆肥を求める意見を踏まえつつ、臭気対策も考慮しまして、乾燥や炭化、堆肥化などの肥料化の方法について地元の合意形成を図りながら検討を進めているところでございます。

今後、地元農家や南安曇農業高校と協働しまして試験施肥を行い、有効性、安全性を確認していくとともに、JAなどにアドバイスをいただきながら、コスト面や販売先を含め、実用化に向けた検討を加速してまいり所存でございます。

次に、南安曇農業高校の取組の成果と今後もその成果を生かしていくことについての県の見解についてでございます。

議員から既にお話ございましたが、犀川安曇野流域下水道の下水汚泥は、さきに申し上げた南安曇農業高校との協働により効果検証試験を行ってきた結果、肥料としての有効性や安全性が確認され、肥料名「アクアピア1号」として農水省の肥料登録が行われたところであり、肥料化に向けた取組が着実に進んだと考えております。

また、高校生との協働という点で全国的に珍しい取組であることや、高校生の皆さんの積極的な情報発信によりまして、地元の方々をはじめ広く下水道汚泥肥料に対するイメージアップにつながっていることから、この取組が高く評価されまして、先般、令和7年度国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」のイノベーション部門を受賞したところでございます。今後、堆肥化などの肥料化方法の検討を進めていくに当たりまして、これまでの取組成果を生かしまして、高校生の柔軟な発想や行動力を取り入れるなど、引き続き南安曇農業高校との連携によりまして課題解決やPRを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私にはサンプロアルウィンの安全対策について3点御質問をいただきました。

まず、サンプロアルウィンの部材落下の原因究明と復旧の見通しについてのお尋ねです。

部材落下の原因は、これまでに実施した破断面の調査や部材の素材試験の結果を踏まえ、12月下旬に予定している有識者等で構成された検討会にて意見をいただき、特定する予定です。

復旧工事の見通しは、検討会の議論を踏まえて検討した結果、来年1月までかかる見込みであり、芝生の養生期間を考慮すると、使用の再開は例年どおり来年3月となる予定です。使用再開後は、これまで同様安全にアルウィンを使用いただけるよう、復旧工事等に万全を期してまいります。

次に、アルウィンの施設改修についてのお尋ねです。

現在、部材落下の原因究明と併せて、部材の補強や点検方法など、アルウィン safely を使っていくための対策について検討しているところです。今後、検討会の意見を参考にして、より安全となるよう対策を講じてまいります。

また、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に施設の更新等を進めており、昨年度から快適にプレーを観戦できるよう、座席の幅を広げるなど観客席の改修を実施しているところであります。引き続き利用者の意見等をお聞きしながら、アルウィンがより安全で快適に利用いただけるよう、施設改修に取り組んでまいります。

最後に、松本山雅FCへの補償に関する御質問でございます。

松本山雅FCとは、既に使用停止に係る損害について具体的な話し合いを始めており、先方からは、アルウィンの使用停止による入場料収入の減少や他会場での開催に伴う追加費用の発生などのお話を伺っております。現在、先方から伺った事実関係を基に、施設管理者としての補償の範囲などについて検討をしているところです。引き続き松本山雅FCのお話を丁寧に伺いながら協議を進めてまいります。

以上です。

〔7 番青木崇君登壇〕

○7 番（青木崇君）それぞれ御答弁をいただいたところであります。

データセンターも分散型ということで、脱炭素電力を活用したことでお話もありましたし、地方の声をしっかり取り入れた地域未来戦略をとということで見解もいただきました。今回の国の方針にしっかりと私たち地方の声が届くような取組をぜひお願いしたいと思うところであります。

また、SNS 利用についてのお話もありましたが、この SNS 時代の青少年の利用の在り方というものについて、これは長野県から先駆けて全国に示していけるような、そういった取組ができないかということをご検討いただければと思います。

循環型社会の加速化、またアルウインの安全性や山雅との協議についてもそれぞれお話をいただきました。それぞれ誠実に前向きに取り組んでいただいていることに感謝を申し上げます。

今回取り上げた4点については、県としての未来への投資であります。次の世代にも希望を与えられるような、そんな長野県の実現を目指して、私からの一切の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

寺沢功希議員。

〔31 番寺沢功希君登壇〕

○31 番（寺沢功希君）先月28日、太田寛安曇野市長がお亡くなりになりました。あまりにも突然で、あまりにもあつげなく、今でも信じられず、ただただ残念でなりません。副知事時代は、高校の後輩、同じ安曇野ということもあり、初当選当初から本当にかわいがっていただきました。議場で目の前にいらっしゃることが本当に心強かったものです。私は、太田さんの専属運転手と自己紹介するくらい、長野で一緒に会合に出席するたび、私の車で一緒に帰り、いろいろなことを話し、様々なことを教えていただきました。

市長2期目が始まったばかりで、本当に無念だったと思います。働き過ぎでした。頑張り過ぎでした。どうかゆっくりお休みください。御冥福をお祈りし、本日も地域の声の基に質問をさせていただきます。

国では、本年度、高等学校授業料無償化制度の拡充に伴い、臨時的な措置として高校生等臨時支援金により所得制限の一部を事実上撤廃し、世帯年収にかかわらず、授業料相当額を給付しております。

しかしながら、この支援金は、単位制を採用している定時制・通信制課程において年間18単位までの給付が上限となっており、標準年限で卒業するための必要履修単位が上限を超えるため、274人の生徒が授業料の納付が必要となっていました。

この制度の穴については、前回9月定例議会一般質問において竹村直子議員により取り上げられ、議会としても高等学校授業料無償化制度の拡充を求める意見書を全会一致で可決し、国に対して、単位上限の撤廃等、教育の機会均等及び学習権を保障することを強く要請したところであります。

その後の文教委員会において、以前保育の無償化の際に対象外になったお子さんや処遇改善の対象外になった保育士等に対し県単で対応いただいた例を示しながら、今回の影響を受けた274人分、計151万5,000円に対して同様に県単での対応をお願いしたところ、先月18日、県教委の既決予算での独自支援を行うことが発表されました。迅速に御対応いただきましたこと、感謝申し上げます。

しかしながら、本来は国の責任において、また財源において行うべきものであり、先月自民党県議団として党本部に提出した令和8年度国の施策並びに予算に対する要望書の中でも高校無償化の確実な実施を求めたところです。

県教委は、県による支援は本年度限りの措置であると明言されています。これは、国による制度改正が行われるという判断からなののでしょうか。来年度再び一部の生徒に負担が生じた場合において支援をする考えはあるのでしょうか。教育長にお聞きします。

今年度、平成29年以来8年ぶりに決算特別委員として調査を行ってきました。決算調書において、我々委員はどこを見ればよいのか。決算数字であれば、我々は専門家ではないし、会計局で審査済みであり、ましてや手計算ではないので、間違いは考えにくい。事業内容については、我々が審議した上、賛成したものであるため、異議を唱えれば矛盾が生じる。継続事業であれば、調査時点で指摘しても、既に今年度は半年以上が経っている。そもそも調査時点で監査委員から知事に対して監査結果が付されているタイミングでどんな指摘ができるのかと悩ましいところでありました。

一方で、昨日花岡議員からの質問にもありましたが、現地調査、本庁調査を行う中で、説明や答弁に違和感があり、総括質疑において、過度な負担とならない前提で、決算特別委員会に対する意識改善、しっかりとした対応を求めました。この総括質疑をもって審査は終局となりましたが、その後、11月26日に、昨年度、申請書類の未提出により国庫補助金623万2,000円が

交付されず、県費で支出したことが報道されました。残念ながら、決算特別委員会の調査時においてこの件についての説明や資料提供は一切ありませんでした。報道後も説明はなく、こちらから問い合わせ後、正副委員長をはじめ各委員へ説明に回ったという状況でした。県として決算の意義、意味をどう捉えているのでしょうか。また、それを職員の皆さんがしっかり意識していると感じておられますでしょうか。

地方自治法の逐条解説では、決算は議会の認定を経て初めて確定するものとされているが、議会が認定しない場合においては、収支について確認がなかったということにはなるものの、収支の事実についての効力には影響がないという解釈が示されているとのこと。まさに不認定になっても大丈夫。何ら問題ない。調査のときだけ乗り切れればいいだろうというような雰囲気を感じます。県として、議会において決算不認定となることをどう捉えているのか。職員の皆さんがもしこうした感覚を持っているならば、監査委員の言うところの指摘事項や、指導事項が発生する要因の一つと言えるのではないかと考えますが、所見はいかがでしょうか。以上、知事にお聞きします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）高校授業料無償化に伴う県独自の支援についてのお尋ねでございます。

これまで授業料の自己負担が生じていた世帯年収約910万円以上の生徒について、今年度限りの措置である国の高校生等臨時支援金により授業料が無償化されたところでございます。

しかしながら、単位制を採用している定時制・通信制課程の生徒のうち、国の高校生等臨時支援金の対象となる生徒が18単位を超えて履修登録を行った場合、1単位当たり定時制課程で1,620円、通信制課程で220円の自己負担が生じております。

このように、家庭の経済状況や生徒の所属する課程の違いによって支援内容に差が生じることは公平性の観点から好ましくなく、また、高校生等臨時支援金が今年度限りの措置であることから、本県においても、今年度に限り、対象となる274人に独自支援を行うこととしたものでございます。来年度以降の支援につきましては、このような制度間での不公平が生じることがないように国に要望してきたところであり、今後の国の動向を注視してまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には決算特別委員会における対応について何点か御指摘、御質問を頂戴いたしました。

まず、花岡委員長をはじめ決算特別委員会の委員の皆様方には、精力的に御審議をいただきてきておりますことに、深く敬意と感謝を表したいというふうに思います。

まず、決算の意義という御質問でございます。

地方公共団体の決算の意義、これは、改めて申し上げるまでもなく、単なる収入支出の精査

にとどまるものではないというふうに思っております。自治体運営の透明性や説明責任、さらには次年度以降の政策改善に直結する極めて重要なプロセスだというふうに考えております。

また、県議会の皆様方の決算審査は、住民の代表である県議会の皆様方によるチェックでありますので、まさに住民自治の根幹を支えるものというふうに受け止めているところでございます。

また、こうしたことは、行政運営の基本だというふうに私は考えております。職員の意識について言及いただいたわけですが、こうした点については職員も意識をしていると考えてはおりますが、改めて今申し上げたような意義、役割、重要性について徹底してまいりたいと考えております。

また、決算特別委員会における今般の職員の様々な対応において、不十分な答弁や答弁誤り、さらには調書の差し替え等があったという報告を受けているところでございます。加えて、監査の指摘事項となった財務上の不適切事案について説明を申し上げなかったということに対して、大変申し訳なく思っております。組織の長として改めておわびを申し上げます。

また、決算の不認定をどう捉えるかという御質問でございます。決算が不認定になるということは、決算認定は私が地方公共団体の長として、知事としてお願いをしている案件でございますので、私に対するある意味強い警告、言わば不信任にも近い議会としての意思表示になり得るものというふうに認識しているところでございます。それだけ重いものだというふうに受け止めているところでございます。

監査の指摘事項や指導事項との関連についてでございますが、監査の指摘事項、指導事項は、毎年のように同じような御指摘をいただいているということで、私も大変残念でありますし、責任を感じているところでございます。組織としてもしっかりと受け止めなければいけないというふうに思っております。

こうしたことの背景には、基本的なスキルが必ずしも十分ではないのではないか、また、組織的に協力しながら仕事ができる体制になり切れていないんじゃないか、様々な背景があるのではないかというふうに受け止めております。そういう意味では、必ずしも職員が決算や監査を軽視しているものではないというふうに考えております。

しかしながら、様々御指摘をいただいたわけでありますので、今後は政策会議等で決算委員会における課題等をまず全ての部局長としっかりと共有していきたいというふうに思っております。その上で、必要な職員の意識改革であったり、あるいは調書の作成プロセス等の見直しであったり、こうしたものも検討していかなければいけないというふうに思っております。今回の一連の事態を私としてもしっかりと受け止めて、今後の改善につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）県教委におかれましては、今後も生徒に不公平が出ないように対応をお願いします。

また、決算特別委員会では、全ての事業について資料提供、説明があるわけではありません。ほかにもこうしたことがあるのではと考えるようになっては、執行部と議会の信頼関係が壊れてしまいます。一方で、議会側も、決算特別委員会の在り方を考えなければいけないのかもしれないかもしれません。いずれにしても、決して職員の負担にならないよう、次期の予算につながる決算審査を行えるよう、両者でしっかり取り組むことを確認して、次の質問に移ります。

2050年、人口7がけ社会がやってくる。県は、信州未来共創戦略においてこう訴え、価値観を転換し、外国人を含む全ての県民が地域社会の一員として等しく活躍できる社会を目指すと言われています。

県内の在留外国人数は、昨年末時点で4万6,850人、前年比8.4%増。外国人労働者数は、昨年10月時点で2万7,834人、前年比11.8%増という状況であります。

今年8月の民間信用調査会社による県内企業577社を対象としたアンケート結果によりますと、46%に当たる266社から回答があり、27.4%の企業が外国人を雇用しており、昨年調査より3.7%上昇しているとのこと。業種別で見ますと、製造業が37.7%と最も高く、次いでサービス業が36.1%、農林水産業が28.6%となっております。今後、我が国は急速な人口減少の進展により、2040年には1,100万人余りの労働力が不足し、長野県は労働力不足率が全国で3番目に高い状況になるとの研究報告がされています。

こうした背景を受け、外国人材から選ばれる地域づくり、外国人と日本人がよき隣人として共に暮らしやすい地域社会の実現に取り組む長野グローバル共生社会づくり研究会は、先月、外国人労働者の増加が見込まれる県内でも共生について考えようとシンポジウムを開催しました。多くの企業、行政関係者が参加され、特に、今回初めて、経営者協会、中小企業団体中央会、商工会議所連合会、商工会連合会の経済4団体から後援を受け、それぞれの団体からの参加もあり、注目の高さを実感したところであります。

労働力確保の点において、外国人材の受入れは必須であります。一方で、企業は何をしてよいのか分からないといった現状もあります。県として、企業への支援はもちろん、経済団体との連携も重要であります。どのように取り組んでいかれますでしょうか。

昨年5月、知事の親書を持ってベトナムのハノイ市を訪問しました。ベトナム労働副大臣にお会いした際、現在7,000人の労働者が1万人になったら長野県を訪県するとの発言がありました。長野県に対しての期待を実感いたしました。

県は、信州未来共創戦略の中で、「2030年に目指す旗」として、2023年に5,786人であった専門的・技術的分野の高度外国人材を1万人以上とするとされています。一方で、現制度の技能実習生、新制度の育成就労の目標値については触れられておりません。今後は即戦力の受入れへの転換とも受け取られかねませんが、将来に向けた実習生や育成就労が増加することへの考えと取組についてお聞きします。

これまで、多くの企業は、3年間の技能実習後、外国人材が都市部へと出て行ってしまうという課題に悩まされてきました。こうした実情を踏まえ、新制度では、大都市圏に外国人材が集中してしまうという問題に対して制度的にも対応されております。

しかしながら、制度だけではとどめることは難しく、企業の取組も重要と考えますが、どのような取組が有効とお考えか。また、県としてこうした企業に対してどのような支援が有効と考え、サポートをしていくのか。具体的な取組内容をお聞きします。以上、産業労働部長にお聞きします。

前出の研究会は、外国人労働者を、安価な労働力ではなく、よき隣人として迎え、共に暮らし、働き、交流し、楽しむことができる、外国人材から選ばれるグローバル共生社会づくりに取り組まれています。入国後の技能実習生に対し、民生児童委員による講習や、着物を着てお花見をしたりお祭りに参加したりと、地域の文化や歴史、食文化の体験や講習を実施されています。元気づくり支援金も活用されており、地域を挙げての外国人材受入れの体制構築が進み、外国人材の企業への定着状況は大きく改善したと、県の支援、協力に対し非常に感謝しておられました。

外国人材から働きたい、暮らしたいと選ばれるためには、外国人が地域コミュニティにいかに関わるかが課題であります。先ほどの研究会のように民間団体に活動していただいているものの、やはり限界があります。また、市町村の協力が不可欠ですが、現実にはその考え方に温度差があるのが実情です。県として積極的に関わっていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

企業で働くためには、ある程度の日本語力は必要不可欠であります。技能実習生や育成就労制度、特定技能制度では日本語能力試験によるレベル取得が求められておりますが、当然にそれだけでは不足、さらに日本語を学ぶことが必要であります。

長野県の日本語教育の環境を見ますと、日本語教師は、外国人住民との比率で見ると下から1桁位の順位と非常に低い状況です。また、日本語教師は時給も低く、7割近くはボランティアとのことです。県内の46%の市町村は地域日本語教室がない空白地域となっており、この空白地域に住む外国人は5,838人とのことです。外国住民の日本語能力の習得を促進させる上でも、国家資格である登録日本語教員を増やす必要があります。こうした日本語教員の育成につ

いては県が取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。

言葉の壁をなくし、コミュニケーションを円滑にするには、企業や行政、地域といった我々日本人側としても伝える努力が必要であります。阪神・淡路大震災での日本語が話せない外国人の被災を契機に、やさしい日本語への取組が始まりました。やさしい日本語の基本は、はっきり言う、最後まで言う、短く言うの「ハサミの法則」です。外国人に大切なことを伝える場合、質問を受けた場合などは、このやさしい日本語を使う必要があります。トラブルはコミュニケーション不足からということもあり、真意が伝わらないという不安やストレスが解消されることが労災や犯罪の減少にもつながるものと考えますが、やさしい日本語の推進に対しての考えをお聞きします。以上、県民文化部長にお聞きします。

県内の在留外国人のうち、在留資格別で見ますと、永住者が30%、定住者が8%、日本人の配偶者等が7%、合計45%となっており、今後は人数、割合ともに増加していくものと考えられます。

これまでは、外国人労働者はいずれは母国へ帰るものという前提で様々な制度設計がされており、基本的に当面の支援という考え方でありました。人口7がけ社会を迎えるに当たり、今後は定着という考えに切り替えていかなければならないと考えます。既に企業もこうした考えを持っており、先進企業は、外国人労働者を、単なるワーカーではなく人材であると捉え、キャリアパスの明確な設計を行っております。

一方で、地域や自治体は、その方向性をよしとしないところもあります。世論の影響からか、県としての姿勢が、こうした地域や自治体に対して、積極的な「定着」への発信から腰が引けている印象があります。まさにこうした部分の調整は県が担うべきと考えますが、取組状況と今後の方向性について知事にお聞きします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には外国人材に関して2問質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、外国人材の受入れについて、経済団体との連携についてのお尋ねです。

経済団体との連携は、現場実態に即した県の施策構築に欠かせないものと認識しています。これまで、事業者等の現場実態を把握するため、商工会議所連合会及び商工会連合会の協力による外国人材受入れに関する事業所アンケート、中小企業団体中央会の協力による技能実習制度及び育成就労制度に関する監理団体アンケートや監理団体との意見交換などを実施してまいりました。

これらの結果などから、議員御指摘の、外国人材を採用したいが何から始めていいかわからないといった現場の声を把握し、行政書士が専門的知見の下に在留資格等に関する相談に対応

する外国人材受入企業サポートセンターや、初めての外国人材採用を支援する外国人材受入企業マッチング支援デスクの開設に結びつけてまいったところです。

さらに、企業向けの施策を紹介し、活用いただけるよう、事業の開始や県が主催するセミナーの開催に当たっては、経済団体を通じて会員企業へ周知いただくとともに、商工会議所連合会が主催する中小企業相談所長会議などで県施策の説明を行ってきております。

引き続き経済団体との連携をしっかりと行うことによって事業者の実態に即した施策を構築するとともに、必要とする事業者に県事業の情報が確実に届き、活用されるように取り組んでまいります。

次に、技能実習等の外国人が増加することへの考えと取組、県の支援について御質問をいただきました。

新たに創設される育成就労制度は、特定技能制度との連続性を持たせ、長期的に産業を支える人材の確保を目指す制度であり、技能実習と同様に県内産業の基盤を支える存在となることが期待されます。

議員御指摘の共創戦略で掲げた高度外国人材を1万人以上とする目標、旗については、技術・人文知識・国際業務の在留資格を持つ外国人材に加え、技能実習や育成就労などから特定技能へ移行する人材も増加に加えて見据えたものです。

今後も、事業者の意向に沿って県内産業の基盤を支える外国人材の受入れを支援するとともに、その上で、受け入れた外国人材が本県に定着し、育成過程を経て活躍できる環境づくりを企業と共に取り組むことも重要であると考えております。そのためには、企業における適正な労働条件の確保をはじめ、日本語や技能の教育、人事評価やキャリアプランの作成などやりがいを持って働ける体制の構築に加え、外国人材を共に働く仲間として受け入れる企業や従業員の意識醸成も必要であると考えております。

県では、外国人材受入企業サポートセンターや外国人材受入企業マッチング支援デスクにおいて、在留資格制度の理解促進、キャリアプラン作成の必要性、文化習慣の違いや、やさしい日本語を学ぶセミナーの開催など、企業の意識醸成及び環境整備の促進に取り組んでまいります。今後もこうした取組を継続し、外国人材が活躍できる企業環境の整備を支援してまいります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私にはグローバル共生社会について3点お尋ねを頂戴いたしました。

まず、外国人県民が地域に溶け込むための県の関わりについてお答え申し上げます。

県内に暮らす外国人が増加する中、外国人を含む全ての県民が安心して暮らし、働ける環境

をつくるためには、外国人県民が地域に溶け込んでいただくための取組の推進が重要であると考えております。

このため、県では、外国人県民を対象として、生活に必要な日本語、文化、生活習慣等を地域住民との交流を通じて学ぶことができる人材連携型教室の推進や、身近に日本語教室がなくても参加できるオンライン日本語教室の開催、生活相談に多言語で一元的に対応する長野県多文化共生相談センターの設置等に取り組んでおります。加えて、外国人県民を受け入れる日本人の側の共生意識の醸成も重要でありますことから、地域住民を対象として多文化共生MIRAI会議in信州を今年度2回開催し、2050年の地域の未来像について日本人と外国人が一緒に話し合う取組などを行っているところでございます。

今後、県としては、市町村の取組状況や課題を把握するとともに、多文化共生MIRAI会議in信州で出された意見、そして、今年度実施いたします外国人を含む県民アンケートの結果等を市町村と共有し、必要な施策を市町村と共に推進してまいります。

続きまして、登録日本語教員の育成に向けた県の取組についてでございます。

国は、日本語教師の質の向上等を図るため、日本語教師を国家資格とする登録日本語教員の制度を昨年度から開始いたしました。都道府県別での内訳は示されておりませんが、本年10月現在で全国の登録者数は約1万人というふうに承知しております。

県内の地域日本語教室や企業等において学習者のニーズに合った質の高い日本語教育が提供されますためには、登録日本語教員の方に活躍いただく必要があることから、その育成が重要であると考えております。このため、県では、登録日本語教員を目指す方の裾野の拡大を図るため、令和5年度から一般県民の皆様を対象とした日本語の学習支援などについての研修を開催して日本語指導の魅力のPRに努めております。

さらに、登録日本語教員などの日本語教育に携わる方々が県内で活躍する機会を増やすため、令和2年度から日本語人材登録バンクを設けて企業等へ人材を紹介する支援を行っておりますほか、令和6年度から県内の地域日本語教室で指導いただく方の養成研修を開催しております。

また、登録日本語教師の育成に当たっては、地域日本語教室などで安定した処遇で働くことができる環境づくりが重要となりますことから、そのための制度の整備や財源の確保について全国知事会等を通じて引き続き国に要望してまいります。

最後に、やさしい日本語の推進についてのお尋ねでございます。

やさしい日本語は、分かりやすい語彙と単純な構造からつくられた日本語であり、外国人にも理解しやすく、日常生活のみならず、企業内でのコミュニケーションや災害の情報伝達など幅広い場面において有効な手段であると認識しております。また、近年、県内に暮らす外国人の国籍が多様化しておりまして、全ての言語に対応することは限界がありますことから、やさ

しい日本語を推進する必要があると考えております。

これまでの県の取組といたしましては、県総合防災訓練におけるやさしい日本語を使った防災講座の実践、県民や自治体の職員等を対象とした講座の開催、県ホームページにおける啓発などを行ってきております。加えて、今年度は、職場におけるやさしい日本語講座の開催など企業が実施いたします多文化共生の取組に対して試行的に補助金を交付しております。

今後は、企業での取組の効果を長野県外国人政策検討懇談会において検証・研究するとともに、市町村の多文化共生担当課会議などでの啓発を行うことによりまして、やさしい日本語の一層の普及に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、グローバル共生社会に関連して、今後定着という考えに切り替えていかなければいけない中で、外国人材の受入れ、定着に否定的な考えを持つ方たちもいらっしゃる、そうした部分の調整を県が担うべきではないかという御質問でございます。

この問題については、私としては、やはり外国人問題で地域、社会に分断が起きるということがないようにしなければいけないというふうに強く思っております。外国人の方が増えることによって様々な不安や懸念をお持ちの方もいらっしゃるというふうに思いますが、そうした皆さんにもしっかりと情報提供をして、正確な情報の中で外国人との共生社会を目指すようにお願いしていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、この問題は地方だけではできない課題だというふうに思っております。全国知事会議でも外国人問題は様々な角度から議論してきているわけでありますけれども、国境政策、どういう外国人材を受け入れるのか、どういう在留資格を付与するのかということについては国の責任と権限で行われているわけであります。私どもは、地域の住民に対して、やはりしっかりと安心・安全なサービスの提供、希望が持てる社会づくりをしなければいけないと思います。そういう観点で、各都道府県、市町村は、これまでも共生社会づくりにしっかり取り組んできているわけであります。

しかしながら、基本の考え方、方向性が必ずしも明確になっていないところに大きな課題があるのではないかというふうに思っております。

11月26日に開催した全国知事会議におきましては、多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言ということで、国民に対するメッセージを取りまとめさせていただいております。基本的には新たな外国人の受入れに関する基本戦略の取りまとめについては国にしっかりと責任を持ってやってもらいたいという前提の中で、我々地方公共団体としては、多文化共生社会をつくるためにしっかり取り組んでいくというふうに宣言しているわけでありますが、多文化共

生というワードは、どうしても外国人を何でも受け入れればいいという概念というふうに理解されてしまっているところもあるので、あえて、「[多文化共生]は、無秩序な外国人の受入れや外国人の優遇を意味するものではありません」と。これは、当たり前の概念がありますが、当たり前の概念を言わなければいけないような状況だということは大変残念だというふうに思っております。

また、国に対しては、今申し上げたような方針、戦略をしっかりつくってもらいたいということを要請する一方で、外国人が増加するに当たって、やはり国民の皆様方の不安を払拭し、そして、正確な情報に基づく冷静な議論を行うということが何よりも重要だというふうに思っておりますので、国には正確なデータに基づく積極的な情報発信を行うように働きかけていきたいというふうに宣言しているところでございます。こうした考え方は47知事で共有しているところでありますので、今後とも国に対する働きかけを行っていきたいというふうに思っています。

政府においても、外国人との秩序ある共生社会推進担当ということで小野田紀美担当大臣がいらっしゃるわけでありますので、国と地方の協議の場等で地方の考え方をしっかり伝えて、国全体として調和の取れた外国人政策が形成されるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）それぞれ御答弁をいただきました。

大前提として、納税をしていただく、そして法律を守っていただく、ルールを守っていただくというものがあるわけでございます。

ベトナムの送り出し機関で学ぶ若者たちを見てきました。目が輝いて、日本語、日本の歴史、そして文化を学んでおりました。そうした若者たちが日本に来てその目が濁らないように、どうか引き続きの御支援をいただきたいというふうに思いますし、もう既に、日本の建設業や介護施設には送り出しはできないというふうに言われて、まさに選ばれないという部分も出てきているわけですので、どうか引き続きの取組をお願いいたします。

次に、食肉処理施設についてお聞きします。

これまで松本の施設閉鎖、移転新築断念について、地元の青木県議をはじめ多くの議員が取り上げておられます。一昨日も早川議員が質問したところであります。私は早川議員のように心が強くありませんので、答弁によってはこの場で泣いてしまうかもしれません。どうか温かい希望の持てる答弁をお願いいたします。

知事は、会見で、県による食肉処理施設の設置を明確に否定されました。県としては、公設

も含め、あらゆる可能性を排除せずという考えであったと思います。生産者も、あるイベントで知事に会った際、こうした県の考えを聞き、最後のとりでだと期待していたとのことで、生産者の前ではなく記者会見の場で明言されたことを非常に残念に思われていました。松本の施設が移転新築断念をしてから半年も経たないタイミングでの明言に、あまりに早い判断である印象を受けましたが、所感を知事にお聞きします。

また、会見の際、その理由について、持続可能性がないとの発言がありました。生産者からは、「ということは、畜産にも持続可能性がないということか」という声をいただいています。誤解を招きかねない発言ではありますが、改めて知事に真意をお聞きします。

生産者からは、今回の松本食肉施設の検討の基となったとされるアンケート結果やシミュレーションには疑問があるとの声も聞こえます。整備できない裏づけであって、整備に向けた努力が感じられなかったとのことです。例えば、採算が取れるためには処理頭数を現在より何頭まで増やさなくてはいけない、だから生産頭数をこれくらい増やすことは可能か等、具体的な数字の提示や相談などはなかったとのことです。生産者に対して生産増の可能性、飼育頭数増における可能性についての相談がなかったのはなぜなのでしょう。

移転新築断念決定以降、9月初めの説明会が最後で、生産者に対してその後全く説明がなく、情報は報道で知のみだとのことです。もちろん、今回の施設閉鎖、移転新築断念は、公共性が高い施設ではあるものの、事業主体が民間であるため、例えば説明会の開催は県が担うものではありませんし、説明義務は県にはありません。しかしながら、これまでの一連の流れの中で、まさに畜産農家は当事者であるにもかかわらず、JA全農のみが当事者であるような印象があります。

畜産農家への対応状況についてお聞きします。県が農家に対し屠畜場が遠くなることによる輸送費の増加分を補助するとの報道がありました。結果、決定には至っておりませんが、生産者からは、農家に補助と言うが、なぜ輸送費の増加分を農家が負担すると決まったことになっているのかと疑問の声も聞こえます。

また、先ほども言いましたが、あくまでも民民の関係に対し県はどのような立場で支援するのかという疑問もあります。そうした中、個々の農家に対して支援に対する要望事項の聞き取りもあったと聞いております。県としてはどのような支援を考えているのでしょうか。

県が公設で、あるいは新たに民間が施設を整備するというゴールが見えているのなら理解できますが、何も決まっていないうちで補助や支援をしていくとなれば、終わりのないものになってしまう可能性があります。結果として施設整備のほうが安上がりだったとなってしまう本末転倒です。県としての補助や支援に対する考えについてお聞きします。

北アルプスを望む標高800メートルの山中でたっぷりと日光を浴び、自然の風にさらされ、

適度な運動をしながら安曇野の自然に包まれて育った安曇野放牧豚。数多くのテレビ番組でも紹介され、県内はもちろん、東京をはじめ、全国各地の有名レストラン・料理店で提供されているブランド豚です。豚熱発生の際、放牧を続けられない危機に見舞われましたが、全国のファンの運動もあり、直接国に掛け合い、有事の際の豚の避難施設を設けることで継続することができました。

安曇野放牧豚を育てる藤原畜産は、自ら松本食肉施設に持ち込み、JAに出荷しますが、枝肉を自ら引き取りに行き、再び買い取り、直接取扱店に販売しています。こうしたことでブランド力を維持しています。今後は、ほかの豚と混載され、処理場に持ち込まれることが予想されます。また、例えば中野市の施設で屠畜され、枝肉となって佐久の施設に運ばれるとなり、幾つかの施設や輸送を経るとほかと混ざってしまう可能性が高まると、不安を持っていらっしゃると思います。

長野県内では、各地で銘柄豚の生産に力を入れております。長野の施設のみならず、他県で屠畜されると、銘柄豚がほかの豚と混ざってしまう。あるいは、ほかの豚と一緒にされて国産豚として販売されてしまい、ブランド力を損なう可能性もあります。また、内臓についても県内に戻してほしいという意見もありますが、これらに対してどのような対策を考えておられるでしょうか。

ブランド肉の中には、三つ星レストランから肉が評価され、引き合いがあっても、処理施設の環境によって契約に至らないという現状があるそうです。ブランド力の発信や強化には極めてマイナスであり、施設設備や環境は非常に重要です。また、レストランや料理店から畜産農家に皮つき肉や内臓、豚の血といったものが欲しいという問合せもあり、副産物も経営にとっては重要であります。皮つき肉や豚の血を出荷できる処理場は全国でも限られており、付加価値の向上にもつながると考えられます。こうした特殊性を兼ね備えた施設であれば持続可能と考えられるのではないのでしょうか。

また、今後は、施設の老朽化等の課題により、他県でも施設の閉鎖といった問題も起きてくることが予想されます。例えば、長野県としては、山梨県と共同でという可能性も考えられます。県単独での施設整備が難しいとしても、広域的な連携として近隣県と共同で建設することも考えられますが、改めて県としての施設整備の可能性について。以上、農政部長にお聞きします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）食肉処理施設に関連して、まず設置を早い段階で否定していることについての所感と、会見での発言について誤解を招きかねないのではないかとこの御質問でございます。

まず、畜産農家の皆さんをはじめ畜産関係の皆様方が、今回の松本の食肉処理施設の移転新設が断念されたことに関連して大変多くの不安や懸念をお持ちになられているということは、私もしっかり受け止めなければいけないというふうに思っております。我々県としても、松本食肉施設の移転新設については、従来のように県は県でできる範囲で支援するということを踏み越えて、ほとんど公設に近いぐらい行政として資金的な支援をしてでもつくっていく方向で検討していただいたわけですが、それでもやはりなかなか事業が成り立たないということで、ＪＡグループの皆さんが断念された。我々も、その検討の内容等を聞かせていただいて、その上で、これはやはりＪＡグループの皆様方の結論のとおりだなということで、新たに施設を設置していくことは難しい、困難だという判断をさせていただいているところでございます。

私としては、こうした状況の中でまずやらなければいけないことは、松本の食肉施設がなくなる時期が確実に来るわけでありますから、我々もそれに向けてしっかりと支援体制を構築して、畜産農家の皆さんをはじめ関係者の皆様方の思いを踏まえた上で、今後どうやって長野県の畜産振興をしていくのかということをしっかり方向づけしていくということが極めて重要だというふうに考えております。

先ほどの持続可能性がないという発言は、会見を聞いていただいた方には全く誤解がない話だと思いますが、これまでＪＡグループの皆さんが中心になって検討されてきて、施設の在り方について、公設に近い形態で設置したとしても、なかなか経営が難しいという結論が出たわけですし、県もその方向性はそのとおりだと思っています。そういう意味で、今の段階で施設をつくることは採算が取れない、持続可能性がないと思っていますというふうに発言をさせていただいております。畜産業に持続可能性がないということではなく、施設を新たに現時点でつくるということについては持続可能性がないということで発言をさせていただいております。仮にそこに誤解があるとすれば、今はっきり申し上げておきたいというふうに思っております。

私としては、畜産農家の皆様方が将来にわたって希望を持って営農していただくことができるように、これまでの支援策にとどまらず、もっと踏み込んだ支援策を講じなければいけないというふうに考えております。

私のところにも、農家の方から不安の声が聞こえてきております。私どもの考え方がなかなか伝わっていない点、そして、なかなか我々が農家の皆様方の不安に寄り添え切れていない点もあるのではないかとこのように思いますので、私も畜産農家の皆様方の不安や課題を直接お伺いする機会をつくっていききたいというふうに思っています。そうした中で、県としての考え方、方向性を丁寧にお伝えさせていただき、また、畜産農家の皆様方からの不安や懸念もしっかりとお伺いさせていただいた上で、県としてどういう対応ができるのか、より踏み込んだ支援として何をしなければいけないのか、そうしたことについてしっかり考えてまいりたいと

思っております。

以上です。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には食肉処理施設について6点御質問をいただきました。順次回答させていただきます。

初めに、飼養頭数増加の可能性に関する生産者への相談についてでございます。

松本食肉施設の検討に当たりましては、まずは将来的な生産の見通しを把握することが必要であることから、J Aグループと県が連携して、令和6年度に養豚農家全戸を対象に生産見通し等に関するアンケート調査を行ってまいったところでございます。このアンケート結果における生産拡大や飼養頭数の増加を含めた将来的な出荷頭数の意向に基づき、最大限の処理頭数の増加を見込んで今回試算がなされたところでございます。

次に、畜産農家への対応状況についてでございます。

本年8月末から9月にかけてJ Aグループと県が合同で実施した生産者向けの説明会におきまして、J Aグループから、松本食肉施設閉鎖後の新たな出荷先の具体案ができた段階で次回の説明会を開催する旨を御案内してきたところでございます。現在、J Aグループにおいて県内外の食肉施設と屠畜の受入れ調整が進められておりまして、県も食肉処理施設の最大限の活用に向けて関係者と調整するなど、今月24日から順次開催を予定しております説明会に向けて準備を行っているところでございます。

また、前回の説明会では若手農家の発言機会が少なかったことから、県では、将来にわたり生産の大宗を担っていく若手の養豚農家を中心に個別に訪問させていただきまして、意見を伺っているところでございます。

今後の支援策の検討に当たりましては、これまでの説明会や個別訪問などでお聞きした御意見を踏まえるとともに、引き続き畜産農家の御意見を丁寧にお聞きしながら施策に反映してまいります。

次に、生産者支援の内容についてでございます。

県では、松本食肉施設の閉鎖により生産基盤が弱体化することがないように、畜産農家の皆様からの声も踏まえながら支援策を検討しているところでございます。具体的な支援の内容としては、例えば、出荷先の変更に伴う掛かり増し経費、先ほど議員からお話があったところでございますけれども、その低減や、大型車両の導入による運搬の効率の向上など影響緩和への支援に加えまして、機械・施設の整備、スマート農業技術の導入といった持続的な生産強化やコスト低減等に資する生産者の新たなチャレンジへの支援など、この機会に畜産農家が前向きになって経営を継続できるよう、先ほど知事が述べましたとおり、これまでより踏み込んだ

畜産振興を、県、ＪＡグループ、関係市町村が一体となり、実行できるものから順次講じてまいればというふうに考えております。

次に、支援に対する考え方でございます。

松本食肉施設の閉鎖によりまして畜産農家の経営が急激に悪化しないように、新たな環境に適応していくまでの当面の間は掛かり増し経費の低減は必要であるというふうに認識しているところでございます。

一方で、その間に規模拡大や生産性向上に資する生産基盤の強化に対する支援を重点的に行いまして、畜産農家の生産コスト削減や収益性向上を図ることが必要であるというふうに考えております。支援内容の具体化に当たりましては、引き続き畜産農家の御意見を丁寧にお聞きしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、県産畜産物の流通体制の維持についてでございます。

新たな食肉流通体制の構築に当たりましては、お話がありました銘柄豚や内臓などの取扱いに影響が出ないよう屠畜先の選定を進めることが非常に重要であるというふうに考えております。

このため、この考えを基に、ＪＡグループでは、新たな県産食肉流通体制の構築に向けまして、県内外の食肉施設で屠畜された家畜の枝肉や内臓を佐久市など県内の施設へ搬入して加工できるよう屠畜先の調整を行っております。これによりまして、県内で生産された銘柄豚や内臓はこれまでどおり県内で安定的に流通されるものと捉えております。さらには、先ほど議員からもお話がありましたいろいろな不安な声に対して、説明会等で生産者に丁寧に伝えてまいればというふうに考えております。

最後に、施設整備の可能性についてでございます。

松本食肉施設の検討の中で、現状見込める最大限の処理頭数の規模で新たな施設を整備したとしても、建設費の回収はもとより、赤字がかさみ、負債が固定化すると見込まれるため断念されたものでございまして、先ほど知事が述べたとおり、新たに施設整備をすることは難しい状況でございます。

一方で、全国的に、食肉施設の老朽化をはじめ、稼働率や収益性の低さなどが課題となる中で、近隣県においても施設の再編・整備に苦慮しているとお聞きしておりますので、引き続きその動向を注視し、情報の共有に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、具体的に、先日はさいたま市が設置している市場機能を有する屠畜場の移転新設が断念されるなど、多くの県において新たな施設の整備が進んでいない状況にございます。食肉施設の問題は、施設整備や運営面だけでなく、根本的には食肉流通構造を含め全国共通の課題と捉えておりますので、国においてもこれまでより踏み込んだ対応を進めるよう要請してまいり

たいというふうに考えております。

以上でございます。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）御答弁いただきました。

民間は赤字ならやれません。しかし、行政は同じ考えではない部分があると思います。民間が担えないからこそ行政が担わなければいけない。そういった部分もあると思いますので、あらゆる可能性を持って、そして、これから状況が変わるかもしれませんので、引き続きこの問題には取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

安曇野放牧豚は、小布施町と連携して、加工の際に出たこれまで廃棄していた首の皮や身を引き取り、豚に食べさせ、その肉を町で提供する取組を始めるそうです。また、現在も野菜農家が伐採した竹をチップにして敷いて堆肥を返し、それで栽培された野菜を豚肉と一緒にレストランで提供して、調理の際に出た野菜の搾りかすやカット部分を豚に食べさせるといった取組を行っております。まさに循環が出来上がっており、畜産は可能性が大きいとおっしゃっておられました。

食肉施設がなくなることを機に畜産をやめるという農家さんも少なくありません。将来長野県内から食肉施設がなくなり、県内では他県の肉しか食べられないという最悪な事態とならないよう、県におかれましては、引き続き畜産農業の将来をお考えいただき、御支援いただきますことをお願いしまして、私からの一切の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）それでは、質問をさせていただきます。まず、ゼロカーボン戦略について質問します。

先月末、環境審議会から長野県ゼロカーボン戦略中間見直しの答申がありました。内容について、火曜日の小林君男議員への答弁で知事は見解を示されております。昨今の気候変動は待ったなし。ゼロカーボン戦略は、重要な計画、部門ごとに具体策を示すなどの話があり、知事のやる気を感じ、頼もしく思った次第であります。

それを踏まえ、2点、小林環境部長に質問いたします。

基本目標及び全体の数値目標を変更しないと答申のあった長野県ゼロカーボン戦略については、自分事化できていないことが一番の課題と考えます。これまで、様々なイベントで啓発を行い、参加者はそこそこありましたが、参加される方はいつものメンバーといった同じような方が多く、広がっていないのが現状ではないでしょうか。ゼロカーボンへの取組を進めるためにどう自分事化を広げるのか、伺います。

国策によってガソリン価格は少し下がっておりますし、これから総合経済対策により様々な物価高対策が施行されてくると思いますけれども、物価については、家計に重くのしかかる状況は続くと思います。だからこそ、ゼロカーボンの経済的メリットの可視化は大いに意味があると考えます。これまでも可視化については取り組んでおりますけれども、今後についてどう展開するのか、伺います。

続いて、農業施策について質問いたします。

まず、全国知事会長になった知事には、中山間地の農業を守る、農地を守る、そんな視点、立場から国へ訴えて欲しい。改めてお願いをしたいと思います。

さて、今回は2点、村山農政部長に質問いたします。

米価の高騰が続く中で、国は重点支援地方交付金を活用したお米券の推奨をしておりますが、物価高対策とするならばお米だけのお米券では不適切、手間がかかる、経費がかかると批判的な声があります。これらは市町村の判断ということになりますけれども、現在、店舗にお米はあるけれども、高いといった状況があるのも事実であります。

今後最も恐れているのは、米離れが進むことであります。お米の消費が増えるようにすること、特に国産米、県産米の消費が増えるようにすることは、水田の維持、生産基盤の強化につながり、農家の支援になると考えます。ですので、今回のお米券は、様々な批判がありますがけれども、殊お米の消費維持・拡大を促すことが期待できる施策として、つまり、日本の主食であるお米の安定生産・供給のためには重要な施策と捉えることもできると思いますが、県の認識を伺います。

以前から、新規就農者支援については年齢制限を上げてほしいとこの場でも提案、要望してまいりました。今回、国の補正予算において新たに措置される予定の新規就農チャレンジ事業は、年齢制限が65歳まで事業対象になると聞いております。県でも国へ要望していただいた成果と大変喜ばしく思いますが、新規参入者だけでなく、親元就農者への支援も年齢制限を上げてほしいとの要望があります。

そこで確認をしたいと思いますが、今回の事業は親元就農者についても65歳未満まで支援対象となるのでしょうか。また、担い手確保には、既存の担い手育成支援策である就農準備資金や経営開発資金についても年齢制限を引き上げるべきと考えますが、県の見解を伺います。

続いて、デジタル化の推進について中村企画振興部長に2点質問をいたします。

今月から健康保険証がマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に本格的に移行されました。不安な声もあり、メディアでは少し批判的な論調もありますけれども、デジタル化でのメリット、恩恵は、将来的には我々の生活を支える基盤になると確信しておりますので、その効果がなるべく早く国民に返ってくるためにも、早期の浸透を願うばかりであります。また、

物価高に対する給付なども、デジタル化が進んでいけばもっと経費がかからずにスムーズにできるのと思うと、デジタル化が進んでいない我が国の現状が悔やまれます。

国の話になってしまいましたけれども、県への内容で質問をしたいと思います。

人手不足の声があちこちの現場でありますけれども、今後人口減少がさらに進むことを考えると、地域生活の維持や地域の企業が成長するためには、生産性アップ、効率化は目指すところであり、デジタル化はもっと大胆に進めるべきと考えますが、県の現状についての認識を伺います。

GIGAスクール構想、コロナの拡大によって一気に広まった1人1台端末について、9月定例会に、教育長は、トライ・アンド・エラーや即時フィードバック、情報を効果的に収集・整理できる点をメリットとし、対面でのコミュニケーションにより人間関係の機微に触れる経験やじっくり考え判断する機会の減少などはデメリットとしております。しかし、適切な使用方法について注意喚起することでデメリットを抑えることができると評価し、機器の更新を進める旨の話があったと認識しております。児童生徒の全員が機器を持っているからこそ受け取れる大きなメリットがあるわけです。

また、8月に小山議員とお邪魔した立科町では、町内の各戸へタブレット端末を配付し、全体のデジタル化を図っております。プッシュ式で行政情報を発信したり、エリアを限定して地域の情報を発信したり、お悔やみなどの情報も閲覧可能で、今後は高齢者の見守り機能や防災面でも活用したいと拡張性についての話もありました。こういった教育現場や立科町の事例のようにデジタル化を大胆に進めるために、タブレット端末の全戸配付は大いに意味があると考えますけれども、県の認識を伺います。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）私にはゼロカーボンについて御質問を頂戴しました。

まず、ゼロカーボンの自分事化に向けた取組についてでございます。

気候変動対策、脱炭素化の重要性については一定程度県民に浸透してきたと考えているものの、まだまだ実際に取組に参加する者は限られておりまして、自らが取り組むまでに至らない者にどのようにこれを働きかけ、どう自分事化して実際の行動変容につなげていくか、これは大変重要な課題だと思っているところでございます。

気候変動という地球規模の環境問題と県民一人一人の日常生活、一見遠い話でございますが、実は密接につながっているということを日常的に意識してもらうため、今後、新たな省エネ運動の中で、例えば小まめな節電や自転車、バスへの移動手段の転換、あるいは信州古来の暮らし、ライフスタイルへの転換、こうしたものがどの程度具体的にCO₂削減に貢献するか、これを数字で明示していくことなども今後検討しまして、ぜひ皆様方に自分事化してもらえよ

うにしていまいりたいと考えております。

また、そもそも脱炭素そのものに興味を持っていないという方々に対しては、環境対策に取り組むことで経済的メリットがあるんだぞということをしっかり明らかにした上で、様々な機会に繰り返し説明申し上げ、取組の動機づけにしていまいりたいと考えているところでございます。

次に、経済的メリットの可視化の推進についてでございます。

経済的メリットの可視化に関しては、県環境審議会の議論においてもEVの普及や商業施設のZEB化、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、すなわちビルのエネルギー消費量を実質ゼロにするZEB化ですとか、太陽光発電設備の導入など、あらゆる分野において重要であると指摘をいただいているところでございます。

これまで、省エネ家電や太陽光発電設備などについては、導入による経済的メリットを明らかにして、事業者と連携しまして県民に情報提供を図ってきたところでございます。今後、さらに、24時間エネルギーを消費するような病院ですとか介護施設、あるいは商業施設などをZEB化することによるイニシャルコストとその後のランニングコストの見合いを検討しまして、その経済的メリットを明らかにした上で、関係者に対してあらゆる機会を通じて繰り返し説明を行いまして、環境対策に経済的メリットがあることを理解してもらい、実際の対策を講じてもらえるよう取組を展開していまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、お米券に対する認識についてでございます。

県内で安定的に県産米を生産、流通していくためには、消費を喚起し、需要量を確保していくことが重要となります。

お米券は、国の重点支援地方交付金におきまして、市町村向けに措置される食料品の物価高騰に対する特別加算の支援策の例といたしまして明記されておきまして、その活用は市町村の判断によるところではございますけれども、米の価格高騰に伴う買い控えの抑制、消費の喚起に一定の効果があるものというふうに認識しているところでございます。

県としては、現在、長野県の広報パートナーと連携した県産米のPR動画の発信や販売促進フェアなど、米の消費拡大に向けた様々なイベントの開催などを行っているところであり、お米券の活用など関係者それぞれが実施する取組とも連携しながら引き続き消費を拡大し、米の安定生産につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、国の新たな事業における年齢制限等についてでございます。

国の補正予算により新たに措置される予定の新規就農チャレンジ事業につきましては、新規参入者、親元就農ともに市町村から認定新規就農者と認められれば事業の対象者となります。一方、既存の国制度、就農準備資金や経営開始資金は、就農に向けた技術習得研修や就農直後の早期経営確立への支援として重要な役割を果たしておりますが、現段階ではこれまでと同様に事業対象者が50歳未満のままとなっているところでございます。

本県では、就農相談会などに訪れる相談者の年齢は、40歳代に次いで50歳代が多いことなどから、新規就農者を着実に確保するため、本年6月と11月に新規就農者に関する支援事業の対象年齢の引上げを国に要望してきたところでございます。年齢引上げにつきましては、今後も国の動向を注視しつつ、現場の声を伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私にはデジタル化の推進について2点御質問をいただきました。

人口減少や少子高齢化が進展する中で、デジタル化の必要性が高まっております。県では、今年3月にDXアクションプランを策定し、知事がトップの部局横断のDX推進本部を設置、全庁的に取組を進めております。先月には、第2回の推進本部会議を開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、重点的な分野については令和9年度までの工程表を踏まえた実績や予定を明確にしたところです。

重点的な分野の現在の進捗については、例えば、医療のDXでは、オンライン診療を実施するへき地医療拠点病院における実証の支援、産業のDXでは、生産性の向上に資するデジタルツールの導入に向けた情報提供サイトの充実や専門家による伴走支援といった取組が進められているところです。推進本部会議の中では、社会の変化に即応しつつ、工程表にとらわれず一気呵成に進めることなどについて議論がありました。

デジタル技術は、世の中に対応するためのツールですので、例えば熊の出没情報を共有するスマホアプリの導入など、社会情勢に合わせてプランにない新たな取組も実施しておりますし、また、既存の取組の前倒しができるような技術的なブレークスルーがないかなども常に意識して取組を進めてまいります。

次に、県内へのタブレット端末の配付についてでございます。

立科町においては、タブレット端末を全世帯に貸与し、令和5年に情報配信システム「たてしなび」の運用を開始して、広報紙や防災といった情報の発信などに利用していると承知しているところです。また、豊丘村でも希望する高齢者にタブレット端末を貸与し、防災情報を発信しているなどの事例が県内でも見られるところです。

タブレット端末の配付については、端末そのものの費用や通信費、また管理コストの上でも、

アプリのみの提供などのほかの手段との比較検討が必要ですが、一義的には、端末を用いて生活情報の提供や高齢者の見守りなど住民に身近なサービスを提供する市町村において地域の実情を踏まえて御検討いただくものと考えております。

また、県からできる支援として、タブレット端末の共同調達の支援なども考えられるところではあるのですが、市町村ごとに実施したいサービスは異なりますので、用途に応じた性能やセキュリティ要件などが異なり、実際は難しいと考えているところです。県としては、まずは県と全ての市町村が参加する協議会の場も活用し、事例の共有や国の財政措置の周知を行いつつ、県から支援できることがないか、引き続き検討してまいります。

以上です。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）それぞれ御答弁をいただきました。

ゼロカーボンについて、日本が取り組んでも世界的にはあまり意味がないといった、そういったお考え、データ等もあります。しかし、毎年のように日本でも各地で集中的な大雨が観測されたり、近頃はアジアのあちこちで大きな災害をもたらしているというような豪雨もあります。雨による災害は頻発化、激甚化している、これが現状ではないかと思います。もっともこれが激しくなったらどうなるのか。今を生きる者として、子供や孫、未来の人たちに、あのときに気候変動に対してしっかりと取り組んでいてくれたらと思われぬように、今できることを行わなければいけないんじゃないか、そのように思います。

そして、いずれ世界中が気づいたときに、日本はリーダーシップを発揮できる立ち位置にあり、その中心に長野県があったらと思います。県の方針を今後出すと思いますけれども、知事の熱いコメントを期待したいと思います。

続いて、農業の関係ですけれども、新規参入という部分で、県では都度都度国に要望していただいていると、そんなお話があり、そして、それが実を結んだのかなと思います。まだまだ足りない部分はあるのですけれども、今、健康で高齢の方もたくさんいらっしゃいます。農業の平均年齢は高いという話なのですけれども、例えば、定年を迎えて今後どうしようかといったときに、この施策があるから農業をやってみようというような、そんな後押しになるような支援をぜひお願いしたいというふうに思います。

デジタル化についてですけれども、全戸へというのはなかなか難しい部分、また、市町村で考えるものだというようなお話であったというように認識しておりますけれども、やはりみんなが持っているからあるメリットというのが絶対にあるというふうに思います。日本のデジタル化は遅れているという認識の下、県でできることをぜひ引き続き検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。宿泊税を活用した持続可能な観光施策について質問いたします。

宿泊税の活用について、水曜日の早川議員や午前中の毛利議員の答弁で説明がありました。先日、活用計画の骨子案が示されております。宿泊税は、新税という性質上、既存予算の財源の単なる付け替えではなく、新たな展開や充実を図る部分に活用とあり、また、これまでの取組に価値向上を説明できることが条件とされており、単なる維持改修や支援額（補助割合等）の増は充当対象外とされております。ということは、例えば、観光振興の面で要望の多い登山道の整備などは、これまでも実施されており、登山者の安全につながる大事な事業ではありますが、対象外になると見込まれます。これらを踏まえ、宿泊税の使途について、新規事業、拡充事業と既存事業とのすみ分けや活用の考え方について伺います。

事業を行う上で、成果指標を設定することは必要なことであります。今回、宿泊税は5か年計画の中で方向性、KGI、KSF、KPIなどを設定しており、客観的かつ継続的に評価ができることが期待される一方、観光振興の成果については、短期的に成果を評価できる部分と、10年、20年のような長期的に成果を確認し、その上で評価すべき分野があると考えます。成果指標の設定について県の認識を伺います。

活用に当たっては、これは多くの申請で言えることですが、事業計画の提出や事後の報告など煩雑さが懸念されます。手続を簡単にするための配慮について検討状況を伺います。

これからの観光振興について、高付加価値化は目指すべき点であります。コロナの後のインバウンドによる急激な観光客の増加は様々なひずみを生じていると感じている中で、緩やかな観光振興、誘客に対して、高付加価値化による差別化は意義があります。例えば、観光先進国が多いヨーロッパ。高付加価値のガイドとして、山岳、美術、歴史、酒等の専門性の高いカテゴリーや、需要は高いが供給が少ない言語に対応できるガイド等は1日1,000ドル超え、日本円で約15万円というような単価もあり、バルセロナなどの有名な都市の街ガイドでは1日300ドルといったような対価を得ております。これに加えてさらに非課税のチップが入るとこのような状況です。

しかし、日本国内においては、およそ無償の市民ボランティアや安価なガイドに各種のガイドを依存しているエリアがほとんどであります。県内の山岳プロガイドにおいても、複数言語以前に英語での対応ができるガイドも少ないことは明らかで、そもそもコミュニケーションが苦手な方も見受けられる状況です。

こうした背景からも、例えば、長野県において山岳ガイドに代表されるプロガイドたちが複数の言語力を向上させていくことやコミュニケーションスキルを伸ばしていくこと。あるいは、顧客満足度を上げるために各デジタルスキルを向上させていくこと。その結果として、ヨー

ロップレベルに稼げるガイドを県民の中で増やしていくこと。このことは、県の観光戦略的にまず取組を考えるべき要所ではないでしょうか。こうしたプロガイドたちにとって必要不可欠な中長期、継続的な教育に関する投資、これこそが新たな価値向上に資する宿泊税の活用と考えます。

また、関連で、語学が堪能な県民、特に若い世代が必要な専門スキルやコミュニケーションスキルを掛け合わせていくことで、各カテゴリーのプロガイドへと進捗していくキャリア・アクセスが可能になります。そして、そのプロセスでも、ガイドサポートという副業形態も十分に予測ができ、こうしたリスクリング的な視点からも、これら地域人材の育成やスキル向上を図ることができると思います。プロガイド育成と同様に宿泊税の活用として御検討いただけないか、御所見を伺います。以上、高橋観光スポーツ部長に質問をいたします。

さて、しあわせ信州創造プラン3.0の「目指す姿」にもありますが、「世界水準の山岳高原観光地」というスローガンの下、宿泊税の活用によって目指す住む人が誇れる観光地となることは好ましいことではありますが、さらに、住む人が幸せにならないと意味がありません。観光振興によって地域住民が幸せを感じることができるよういかにどのように取り組んでいくのか、阿部知事に伺います。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には宿泊税の活用について4点御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、宿泊税を充当する事業の考え方についてのお尋ねでございます。

宿泊税は、新たな観光の価値向上につなげるために導入する県税であることを踏まえまして、宿泊税活用計画（仮称）の骨子において宿泊税充当の基本的な考え方を整理しております。

まず、新規・拡充の取組など、観光振興のための新税という性質を踏まえたものであること。次に、旅行者の利便性・満足度の向上など旅行者が効果を実感できる取組など、税導入の効果がより発揮されるものであること。そして、県、市町村等の役割を踏まえ、県全体の施策の方向性と一致するものであることとしております。このため、これまで既存財源で取り組んできたことを継続するような事業については宿泊税の充当にはなじまないものと考えております。

その一方で、例えば議員御指摘の登山道などの既存施設の整備であっても、自然公園の魅力さをさらに高めるため、面的に受入れ環境を整備する場合などは、税の趣旨に沿うものと考えておりますので、市町村交付金を活用して実施する事業への充当についても、先ほど申し上げた考え方に基づき、個別の事業内容に応じて検討する必要があるものと考えております。

次に、宿泊税の活用における成果指標の設定の考え方についてのお尋ねであります。

宿泊税を活用して取り組む施策の効果を客観的かつ継続的に評価するため、宿泊税活用計画

において中長期的な視点を持ちながら、短期的には毎年度の到達状況を把握できる成果指標を設定する必要があると考えております。

例えば、観光振興施策の中長期的な到達目標である重要目標達成指標、KGIの一つとして観光消費額を設定し、その目標達成に向けて取り組む施策の方向性を示す重要成功要因、KSFとしては観光コンテンツの充実が必要と整理した上で、その成功要因の実現につながる施策の効果について、重要達成度指標、KPIとして観光消費単価や体験・アクティビティーでの満足度などを設定し、評価することを検討しているところであります。

あわせて、個別の事業ごとにも直接的な成果を把握するための事業目標値を設定して、先ほど申し上げた指標及びこの事業目標値に対する進捗管理を毎年度行うことで事業効果の検証を行っていききたいと考えております。

続いて、交付金、補助金等の手続を簡易にするための配慮についてでございます。

宿泊税は、法定外目的税という特別な税として宿泊者の皆様からお預かりするものであることから、実施事業の効果などについてより一層の説明責任が求められるものと考えております。こうしたことから、事業執行の適正化や事業効果の検証などに必要となる一定の事務負担を市町村や事業者をお願いすることは当然に必要なことと考えております。

一方で、県と市町村との協議の場においても事務負担の軽減を求める御意見があったことを踏まえまして、説明責任とのバランスを取りながら、過大な負担とならないような事務手続を検討してまいりたいと考えております。

最後に、観光ガイドの育成等に宿泊税を活用できないかとの御質問であります。

近年の海外からの旅行者の傾向としては、高付加価値旅行者層を中心に、単に観光地を巡るのではなく、特色ある体験や学びを求める方々が増加しておりまして、世界水準の山岳高原観光地を目指す長野県として、地域の文化や歴史、自然を深く理解し解説できる質の高いガイドの育成確保は、議員から御指摘いただいたように喫緊の課題と認識しております。

県が10月に公表した宿泊税活用計画（仮称）骨子の今後取り組む施策の中にも自然・文化・アクティビティに関するガイドの養成を盛り込みまして、宿泊税の活用を視野に施策の検討を鋭意進めているところでございます。具体的には、一定の語学力や基礎的なガイディングスキルを身につけることに加えまして、例えば、山岳、サイクルなどのアクティビティーや、地域の歴史、文化など特定分野に関する高い専門性を併せ持つガイドを養成し、認定する仕組みづくりを検討していききたいと考えております。

さらに、認定されたガイドの情報を国内外へ積極的に発信し、多くの旅行者に活用いただくことが、新たにガイドを目指そうとする方々の後押しとなることも期待して、今後も取り組んでまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、観光政策に関連して、観光振興によって地域住民が幸せを感じることができるようにどう取り組むのかという御質問でございます。

観点として大きく三つあるのではないかなというふうに思います。まず一つは、暮らす皆さん、県民の皆様方の誇りを高めていくということ。それから、この観光政策と相まって、暮らし、生活の環境改善につなげていくということ。さらには、地域経済の活性化につなげていくこと。こうしたことを通じて県民の皆様方の幸せにも資するような観光政策に取り組んでいきたいと思っています。

誇りを向上させる、高めるという部分については、やはり観光政策を進める上では、地域資源を改めて発見し磨き上げていく、こうしたプロセスが必要になってまいります。そういったことに伴って、住民の皆様方も改めて観光客の視点を通じて自分たちの地域のすばらしさを再発見いただくということにもつながってくると思います。また、観光誘客の取組を通じて各地域が持つ個性やすばらしさを改めて磨き上げ、この地域に対する誇りを高めていただくことができるというふうに思っています。

また、生活環境の向上という観点では、観光政策においても、例えばまちづくりだったり、景観であったり、あるいは公共交通をはじめとする移動手段の確保であったり、こうした部分は、もとより観光政策という観点で取り組むものであっても、一方で地域の皆様方の利便性・快適性にも資するものになるわけであります。そういう意味では、様々な部局の取組を観光の視点で推進するということと併せて、観光政策で取り組む視点もやはり地域の皆様方にとっても便益が向上するようにという視点を持ちながら取り組んでいくことが必要だというふうに思っています。

最後に、地域経済の活性化は、もとより、観光振興に積極的に取り組んでいる大きな要素は、やはり観光消費額を上げていこう、地域にできるだけお金を落としていただき、地域でお金が回るようにしていくということが重要な視点だというふうに思っております。

観光政策は、宿泊、飲食のみならず、非常に裾野が広い経済効果が見込まれる分野だというふうに考えております。観光誘客を通じて、観光消費額を増大させるための様々な仕組み、例えば宿泊施設の上質化やコンテンツの充実などを通じて地域経済の活性化にもつなげるようにしていきたいというふうに思っております。

一方で、御質問の中にもありましたように、全国的に見れば、オーバーツーリズムのように、場合によっては地域住民の皆様方にとって必ずしも好ましくないような状況が見られるケースも出てきております。我々としても、観光客の分散化、通年化、こうしたことも念頭に置きな

がら観光施策を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）御答弁をいただきました。

宿泊税の使い方ですけれども、登山道など既存の事業でも魅力がアップするという付加価値がつく部分において認めるというようなお話がありましたので、安心いたしました。

そして、事業の評価の話になりますけれども、先ほど毛利議員からお話がありましたけれども、やはり基金は2年だとどうしても短期と感じてしまいます。長期的な視点に合った指標というものも持っているというような話だったのですが、殊基金においてはちょっとこれは違うのではないかなというふうに感じたりもしております。額のほうも、最初は大きな額ではないということも踏まえまして、長期的な視点ももっともっと取り入れてほしいなというように思っています。

また、長期的な目線という部分になりますと、満足度みたいなものもやはり大変重要なものかというふうに思います。一気に上がるというのではなく、徐々に徐々に上がっていくというのが緩やかな観光の振興としてふさわしいというようにも思いますので、そういった目線で、成果を求める求めるというような形にならないように。また、宿泊税の使い方として、基準があるのはもちろん大切なのですが、自由度が損なわれないような、そんな形での運用をお願いしたいというように思います。

そして、ガイドについてですけれども、これはぜひそういう方をつくっていく、養成をする、教育をするという部分に力を入れてほしいということがありますし、もう一点は、やはり稼げる職業として確立できるような方向で県のほうで支援をしていただきたい、そのように思います。

そして、最後に知事の思いをいただきました。誇りという部分では気持ち、生活環境という部分ではやはり我々の身の回りのこと、そして、経済性という部分は、やはり継続性かというように思います。そういった形で、地域が持続可能な形で成り立つように長野県の観光が振興されることを期待しております。

もともと、宿泊税は観光振興税という名前でありました。観光を振興していくという中で、最近宿泊という部分に少し重きが置かれているようなイメージがあるのですが、あくまでも観光を振興して、住む者が幸せになる、そんな形で取り組まれていくことを期待したいと思います。

以上で質問を終わりにします。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後 2 時29分休憩

午後 2 時45分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

宮澤敏文議員。

〔49番宮澤敏文君登壇〕

○49番（宮澤敏文君）大勢の子供たちの元気な声がトンネル内にこだまする中で、ドクターヘリが飛行距離の外にあり、地域高規格道路松本系魚川連絡道路を「命を結ぶ道」と呼ぶゆえんである小谷村地域。長きにわたる地域の悲願が、長野県建設部の英知と工夫、事業者の高い技術力で見事に難工事を克服し、地域高規格として初めて雨中・月岡道路が開通いたしました。

未曾有の平成 7 年 7 月の県北部の大災害でずたずたになった当地域。県や村、そして関係者の懸命な御尽力で復興できた大糸線を喜び合う中で、次は地域高規格道路と地域を挙げて願い、平成30年10月、ルートを知事と関係者とで現地確認し、スタートが切られました。

水が多くワサビが生育するほどまれに見る脆弱な雨中の現場を、まずは砂防工事で固め、トンネルを掘削。何十回も現地を歩き、共に汗してきた者として、知事をはじめ関わった全ての人たちに、この本会議場で地元を代表して心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

既に事業化され、小谷村小中学校があり、通学路でもある連続する塩水地域を、平面交差ではない、人と車が分離する、地域高規格にふさわしい道路にと願っておりますが、その方針について伺います。

もう一つの難所である北小谷地域、動くトンネル外沢。冬は凍結で、北陸圏からの大型トラックが何時間も道路を塞ぎ、ドクターヘリは飛ばず、救急車が走行できない状況が毎年数回も発生しています。ダブルウエーの必要性を感じます。地域高規格道路の松系道路の新道路建設区間として本格的に取り組むべきであると考えますが、建設部長に併せてお伺いいたします。

県内各地で評価の高い県警音楽隊の現状について、県警本部長にお伺いいたします。

人手不足は県政最大の課題ですが、民間だけでなく、公務員の人材確保も深刻です。今後、社会情勢の変化により、市町村の事務は拡大し、人手不足から県のサポートを求められると予測しますが、支援についてお伺いをすると同時に、知事は全国に先駆けて県職員の副業化を図られました。人手不足に悩む産業界や地域社会の活性化策と、私は大賛成であります。

秘書課の職員が、信州登山案内人を副業としていて目を輝かせておりました。高齢化が進む分野での新しい活力に目を細めました。地域の活性化のために、市町村職員や J A 職員にも

広げてほしいとの声が寄せられています。副業制度の拡大について知事に併せてお伺いいたします。

平成8年度から高校無償化がされる中で、魅力づくりに積極的に取り組む私学を選択する生徒が増え、不登校生徒だけでなく、大学受験に特化した通信制高校など生徒の選択肢が広がる中で、今後の公立高校の役割をお伺いいたします。

また、企業が卒業生を望み、多くの卒業生が最終の学びとなる専門高校は、公立高校の独壇場であります。専門高校の役割について教育長にお伺いいたします。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には地域高規格道路松本糸魚川連絡道路に関するお尋ねを二ついただきました。

まず、松本糸魚川連絡道路の整備方針についてのお尋ねでございます。

地域高規格道路である松本糸魚川連絡道路は、高速道路を補完し、おおむね時速60キロ以上のサービス速度を確保する規格の高い道路であり、県内道路整備の重要なものの一つとして取り組んでいるところでございます。その整備に向けましては、走行性、定時性、経済性の観点から、バイパス区間と現道活用区間を組み合わせた計画としております。

小谷村塩水地域につきましては、現道活用区間に位置づけており、現在実施中の改築事業は、設計速度、道路線形及び幅員など道路構造について、将来的に地域高規格道路として活用できるように計画しているところであります。現道活用区間の交差部における安全対策は重要と認識しておりますので、地域の状況を踏まえ、人と車の分離など安全性に配慮した道路構造を検討してまいります。

2点目の国道148号外沢トンネルにつきましては、昭和49年に竣工したトンネルでありまして、周辺のトンネルに比べて幅員が狭小で老朽化も進んでおり、改築の必要性は認識しております。

これまでに改築に向けた概略検討を実施しており、バイパス計画も含め、概略ルートの検討を進めてきたところです。当箇所は急峻な地形、かつ、地すべり地帯でもあり、技術的難易度が高く、多額の事業費が想定されることから、引き続き計画熟度を高めるために必要な地質調査などを行い、関係機関と共に検討を深めてまいります。

以上です。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）私には県警音楽隊に関する御質問をいただきました。

県警音楽隊は、職員の士気高揚と警察広報を行う目的で昭和27年11月に発足いたしました。現在は、隊長以下28名の警察官・警察職員で構成され、うち6名はカラーガード隊員となって

おります。これらの隊員は、ふだんは警察本部や警察署で防犯やパトロール等の活動をしながら、必要に応じ警察音楽隊の活動に従事するということになります。

音楽隊は、警察が主催する式典や交通安全、防犯活動などの広報啓発イベント、県、市町村などが主催する行事等において演奏演技を行うことで、力強く頼りがいがあり、また、優しく親しみやすい警察のイメージを演出するという重要な役割を担っており、県民と警察を結ぶ音のかけ橋として警察広報の最前線で活動しております。

本年の活動状況といたしましては、警察本部主催のふれあいコンサートや県庁などでのミニコンサートのほか、自治体などからの派遣依頼により県下各地でのイベントにおいて演奏演技を行っており、出動回数は11月末時点で67回となっております。

また、最近では演奏の合間に詐欺被害防止に関する寸劇を行っているほか、会場にお越しいただけない方のために県警公式のXやYouTubeでの活動状況の配信など、効果的な広報啓発を行っているところであります。

音楽隊の演奏演技は、県民の皆様から一定の評価を得ていると認識しております。引き続きその目的を踏まえつつ、効果的な運用を図ってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には人手不足対策に関連して2点御質問をいただきました。

まず、市町村の人手不足に対応するための連携の方向性についてという御質問でございます。

急激な人口減少の下、各市町村では専門職員等の不足が深刻化している状況にあります。特に、本県は小規模町村が多いという状況の中で、必要な行政サービスを持続的に提供していくためには、市町村間で相互に協力連携していただくということに加えて、我々県も協力して、県と市町村が連携して行政体制の最適化を図っていくことが重要だと思っております。

専門職員の不足については、これまでも県と市町村との協議の場で議論してきたところであります。その結果、今年度からは、県保健師の派遣を行うという形で市町村を応援させていただいております。

また、今定例会に提出していたしております木曽広域連合の規約の変更も、県が木曽広域連合に参画して町村と一体となって施策推進に取り組むことによって、より効果的、効率的な事業執行を図ろうというものでございます。

先月開催いたしました県と市町村との協議の場におきましては、行政体制や役割分担等を検討するプロジェクトチーム、そして、土木職員の確保など差し迫った課題に対応する三つのワーキンググループの設置について市長会、町村会の皆さんと合意したところでございます。今後、各行政分野での具体的な連携策を検討し、具体化していきたいと考えております。

続きまして、副業制度の拡大についてという御質問でございます。

県職員の副業制度につきましては、地域や社会に貢献する活動に積極的に参加する取組を応援しようということで、平成30年度に「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」を創設したところでございます。

これまで、この制度を活用して、多くの職員が社会貢献活動に積極的に取り組んでいただいております。私としては大変うれしく思っております。この制度は、地方公務員法で定めます営利企業従事許可制度に基づくものでありまして、職員の自発的な活動で本来業務に影響を与えないということが原則でございます。市町村やＪＡの業務につきましても、こうした原則に基づいて、補助金や許認可等の利害関係がないことや、営利を主目的としない公益性の高い社会貢献活動であることなど、一定の許可要件を満たす場合には対応が可能というふうに考えております。引き続き社会貢献活動に取り組む県職員を積極的に応援していきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）公立高校と専門高校の役割についてのお尋ねでございます。

公立高校は、どの地域においても、全ての生徒に対して、家庭の経済状況や地域差にかかわらず、進学や就職などの卒業後の進路保障をするため、社会生活に必要な基礎学力を育て、社会の一員としての資質を育む役割があると認識しております。

県立高校では、各地域において、生徒一人一人が自身の希望や進路に応じた学びを選択できるよう各校の魅力づくりに努めているところでございます。専門学科では、農業、工業、商業、家庭に関する専門的な知識と技能を習得するとともに、地域課題等を実践的に学ぶことによって、地域に根差し、地域に開かれた魅力ある学びを推進し、このような学びを通して地域の産業を支える人材を育成することが専門学科を置く公立高校の大事な役割であると認識しているところでございます。

〔49番宮澤敏文君登壇〕

○49番（宮澤敏文君）現在、地域高規格道路では、大町地区、そしてインターの周辺の安曇野地区、そして白馬地区、そして小谷の4キロ、これが新しく道路を建設する区間となっているわけであります。それに併せて、私は、この外沢トンネルのこの部分を、ダブルウエーとして新区間として進めてもらいたい。新田副知事はよく御存じだと思いますけれども、そういうことで今要望をしているわけであります。そこが一番大事なんです。ここのところを十二分によく理解してほしい、こんなふうに思います。

また、本部長から警察音楽隊の話がございました。生の演奏を聞けたということで、市町村の方々が大変喜んでおりました。国体があります。県民を挙げての行事であります。全国植樹祭のときにもそうでありましたが、警察音楽隊が堂々と演奏され、長野県の誇りを醸してくだ

さいました。この国体を前に、警察音楽隊への財政的支援をしっかりとしていただきたい。こんなふうに願います。

阿部知事は、明治大学の小田切教授らと共に、全国の有識者で研究する高校教育改革を実現する会に参加され、地域や産業界と連携し、専門高校の機能性強化・高度化を研究されておられますが、これからの専門高校に何が必要と考えるかお伺いするとともに、長野県教育委員会へ専門高校の機能性の強化、高度化で何を期待するか、お伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）これからの専門高校に何を期待するのか、また、教育委員会に何を期待しているのかという御質問でございます。

まず、議員から御指摘のありました高校教育改革を実現する会、これは、先ほど来御質問いただいております高校無償化の取組の一方で、専門高校をはじめとする公立高校に対する抜本的支援を国に対して求めようというものでございます。

高校無償化が地域の公立高校の機能低下につながってしまうのではないかというふうに多くの皆さんが懸念されている中で、地域社会のしっかりとした担い手を供給している、育てている、そうした公立高校が、これから未来に向けてしっかり発展してもらうということが大変重要だというふうに思っています。

特に、専門高校においては、様々な専門分野、商業、工業、あるいは農業、こうした分野の地域の支え手、担い手を育む大変重要な役割を果たしていただいているわけであります。これから生産年齢人口がどんどん減少し、地域の活力が放っておくと低下してしまうという状況の中で、これまで以上に地域産業を支える人材育成をしっかりと行っていただくということを期待しているところでございます。

また、教育委員会に対する期待ということではありますが、専門高校の機能性強化・高度化に当たりましては、今般の国の補正予算におきましても、都道府県に基金を創設しようという方向になっています。理数系人材の育成支援や多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保支援、こうしたことをしっかり進めていってほしいというふうに思います。

文部科学省が今般示した方向性を踏まえ、地域や産業界の皆様方とも十分連携協働していただいた上で取り組んでいくことを期待しておりますし、私としても教育委員会の取組を支援していきたいと考えております。

以上です。

〔49番宮澤敏文君登壇〕

○49番（宮澤敏文君）人口減少は深刻であります。例えば、農業分野では、2010年、農業者は200万人でありました。15年後の2025年、今年であります、100万人に減りました。これから

15年後の2040年には30万人に減ると言われています。この委員会の小田切教授などは、農業高校の変革を大きく求めているわけであります。知事の答弁にもありましたが、この変化する産業界に対応する専門高校の姿はどうあるべきか。地域産業と連携し、専門高校の機能性強化・高度化の点をどう実現しようとしていくのか、教育長にお伺いいたします。

検討が進む安曇野新校では、授業内容の最終的議論に入っています。2校の関係者から専攻科5年制が強く求められ、対象の3校の生徒代表からも専攻科5年制への期待の意見が相次いで出されました。当然、懇話会の議論を大切にする教育委員会の姿勢から、専攻科5年制の導入を踏まえた授業内容を提案すると思いますが、教育長にお伺いいたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 地域産業と連携した専門高校の機能性強化・高度化の実現についてのお尋ねでございます。

専門高校の機能性強化・高度化を実践していくためには、県教育委員会で昨年策定いたしました県立高校の特色化に関する方針に基づき、地域の産業界から伴走支援を受けながらの取組を進めているところでございます。具体的には、企業での実習と高校での学びを組み合わせるデュアルシステムを一層充実させるとともに、連携コーディネーターの配置をさらに進め、高校と地域との連携協働を進めていこうとしているところでございます。

また、データサイエンスやAIなどデジタル技術の進展に対応するため、国のDXハイスクール予算も活用しながらデジタル環境を整備し、専門高校でデジタル人材の育成を積極的に進めていくことも重要であると考えております。

さらに、専門的な学びを高度化していくため、大学など高等教育機関との連携強化や外部人材の活用、また、専攻科の設置に向けた検討を行うなど、地域産業を支える人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、再編新校においても、学校内に共学共創コンソーシアムを設置し、地元の自治体や産業界との連携をさらに深め、地域の学びの拠点にしようとしているところでございます。

安曇野新校の専攻科の導入についてのお尋ねでございます。

現在、安曇野総合技術新校（仮称）の新校再編実施計画懇話会において新校の学校像や学びのイメージについて議論をしているところでございます。その中で、高校卒業後も、高校3年間の学びを継続し、さらに2年間高度な専門知識や技術を学ぶことができる専攻科の設置を検討いたしました。

議員御指摘のとおり、懇話会において、構成員の生徒からは、公立の専攻科で学べるのであれば、安い授業料で効率がよく、勉強したことを社会に生かすことができる。高校で取り組んでいた研究がさらに続けられたら魅力的で、社会に出ても活躍できる人材になれるのではない

かといった専攻科に期待する意見が出されたところでございます。

引き続き、当該新校の懇話会の場において専攻科の導入に関して検討を進めるとともに、地域の自治体関係者や産業界の意見や願いを大切にしながら、生徒たちによりよい学びの環境を整えてまいりたいと考えております。

〔49番宮澤敏文君登壇〕

○49番（宮澤敏文君）それぞれ知事から、そして教育長から、前向きな検討の答弁がありました。先ほど申しましたように、本当に人手不足、そして、人口減少の時代に入りました。高校教育、特に専門高校の位置づけは地域にとって大きいと考えます。

人口減少の時代、公立高校、とりわけ職業高校が大きく変わらなければならないとき、安曇野だけでなく、地域産業を支えてきた県内の多くの専門高校に専攻科5年制が設置され、地域に根差した生徒の選択肢が広がることを心から念じまして、質問を終わります。

○議長（依田明善君）以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。第45号「人事委員会委員の選任について」は、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件に対して討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり同意することに決定いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（依田明善君）次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●請願・陳情提出報告、委員会付託

○議長（依田明善君）次に、去る９月定例会後、県議会に対して請願及び陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「４ 請願・陳情文書表」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました請願及び陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。
請願・陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情取下げの件

○議長（依田明善君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、陳情の取下願がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました陳情取下げの件を本日の日程に追加いたします。

本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ願い出のとおり取下げを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ願い出のとおり取下げを許可することに決定いたしました。

〔議案等の部「５ 陳情取下願」参照〕

●議員提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第１号

こども誰でも通園制度の安定的な運用の実現を求める意
見書案提出書

令和７年１２月４日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二 小 林 東一郎 小 山 仁 志

清 水 純 子 毛 利 栄 子

賛 成 者

丸山栄一	服部宏昭	萩原清
風間辰一	西沢正隆	宮本衡司
小池清	山岸喜昭	堀内孝人
酒井茂	共田武史	寺沢功希
大畑俊隆	宮下克彦	竹内正美
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜
向山賢悟	早川大地	垣内将邦
青木崇	荒井武志	高島陽子
埋橋茂人	続木幹夫	花岡賢一
望月義寿	佐藤千枝	丸山寿子
竹村直子	小林陽子	林和明
小池久長	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	川上信彦
加藤康治	勝野智行	勝山秀夫
和田明子	両角友成	山口典久
藤岡義英	宮澤敏文	小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

地方大学への財政支援の拡充を求める意見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木祥二	小林東一郎	小山仁志
清水純子	毛利栄子	

賛成者

丸山栄一	服部宏昭	萩原清
風間辰一	西沢正隆	宮本衡司
小池清	山岸喜昭	堀内孝人
酒井茂	共田武史	寺沢功希
大畑俊隆	宮下克彦	竹内正美
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜

向山賢悟	早川大地	垣内将邦
青木崇	荒井武志	高島陽子
埋橋茂人	続木幹夫	花岡賢一
望月義寿	佐藤千枝	丸山寿子
竹村直子	小林陽子	林和明
小池久長	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	川上信彦
加藤康治	勝野智行	勝山秀夫
和田明子	両角友成	山口典久
藤岡義英	宮澤敏文	小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

医師の確保対策の充実を求める意見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木祥二	小林東一郎	小山仁志
清水純子	毛利栄子	

賛成者

丸山栄一	服部宏昭	萩原清
風間辰一	西沢正隆	宮本衡司
小池清	山岸喜昭	堀内孝人
酒井茂	共田武史	寺沢功希
大畑俊隆	宮下克彦	竹内正美
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜
向山賢悟	早川大地	垣内将邦
青木崇	荒井武志	高島陽子
埋橋茂人	続木幹夫	花岡賢一
望月義寿	佐藤千枝	丸山寿子
竹村直子	小林陽子	林和明
小池久長	清水正康	小林あや

奥村健仁	グレート無茶	川上信彦
加藤康治	勝野智行	勝山秀夫
和田明子	両角友成	山口典久
藤岡義英	宮澤敏文	小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

OTC類似薬の患者負担に係る慎重な議論を求める意見

書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木祥二	小林東一郎	小山仁志
清水純子		

賛成者

毛利栄子	服部宏昭	萩原清
風間辰一	西沢正隆	宮本衡司
小池清	丸山栄一	山岸喜昭
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	荒井武志
高島陽子	埋橋茂人	続木幹夫
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子
林和明	小池久長	清水正康
小林あや	奥村健仁	グレート無茶
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	和田明子	両角友成
山口典久	藤岡義英	宮澤敏文
小林君男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

広く国民の意思を反映した衆議院議員選挙制度の実現を
求める意見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志
清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清
風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司
小池 清 山岸 喜昭 堀内 孝人
酒井 茂 共田 武史 寺沢 功希
大畑 俊隆 宮下 克彦 竹内 正美
丸茂 岳人 大井 岳夫 山田 英喜
向山 賢悟 早川 大地 垣内 将邦
青木 崇 荒井 武志 高島 陽子
埋橋 茂人 続木 幹夫 花岡 賢一
望月 義寿 佐藤 千枝 丸山 寿子
竹村 直子 小林 陽子 林 和明
小池 久長 清水 正康 小林 あや
奥村 健仁 グレート無茶 川上 信彦
加藤 康治 勝野 智行 勝山 秀夫
和田 明子 両角 友成 山口 典久
藤岡 義英 宮澤 敏文 小林 君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

暫定税率の廃止に伴う安定的な代替財源の確保を求める
意見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志
清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清
風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司
小池 清 山岸 喜昭 堀内 孝人
酒井 茂 共田 武史 寺沢 功希
大畑 俊隆 宮下 克彦 竹内 正美
丸茂 岳人 大井 岳夫 山田 英喜
向山 賢悟 早川 大地 垣内 将邦
青木 崇 荒井 武志 高島 陽子
埋橋 茂人 続木 幹夫 花岡 賢一
望月 義寿 佐藤 千枝 丸山 寿子
竹村 直子 小林 陽子 林 和明
小池 久長 清水 正康 小林 あや
奥村 健仁 グレート無茶 川上 信彦
加藤 康治 勝野 智行 勝山 秀夫
和田 明子 両角 友成 山口 典久
藤岡 義英 宮澤 敏文 小林 君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

特別支援教育コーディネーター専任化の推進を求める意

見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志
清水 純子 毛利 栄子 小林 陽子

賛成者

丸山栄一	服部宏昭	萩原清
風間辰一	西沢正隆	宮本衡司
小池清	山岸喜昭	堀内孝人
酒井茂	共田武史	寺沢功希
大畑俊隆	宮下克彦	竹内正美
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜
向山賢悟	早川大地	垣内将邦
青木崇	荒井武志	高島陽子
埋橋茂人	続木幹夫	花岡賢一
望月義寿	佐藤千枝	丸山寿子
竹村直子	林和明	小池久長
清水正康	小林あや	奥村健仁
グレート無茶	川上信彦	加藤康治
勝野智行	勝山秀夫	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

地域におけるバス路線の維持・確保に向けた支援の強化
を求める意見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木祥二	小林東一郎	小山仁志
清水純子	毛利栄子	

賛成者

丸山栄一	服部宏昭	萩原清
風間辰一	西沢正隆	宮本衡司
小池清	山岸喜昭	堀内孝人
酒井茂	共田武史	寺沢功希

大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦	竹 内 正 美
丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	山 田 英 喜
向 山 賢 悟	早 川 大 地	垣 内 将 邦
青 木 崇	荒 井 武 志	高 島 陽 子
埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	花 岡 賢 一
望 月 義 寿	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子
竹 村 直 子	小 林 陽 子	林 和 明
小 池 久 長	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	川 上 信 彦
加 藤 康 治	勝 野 智 行	勝 山 秀 夫
和 田 明 子	両 角 友 成	山 口 典 久
藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文	小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

難病医療費助成制度に係る申請手続の簡素化に向けた支
援の強化を求める意見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二	小 林 東一郎	小 山 仁 志
清 水 純 子		

賛 成 者

毛 利 栄 子	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫

花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子
林和明	小池久長	清水正康
小林あや	奥村健仁	グレート無茶
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	和田明子	両角友成
山口典久	藤岡義英	宮澤敏文
小林君男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第10号

多文化共生社会形成に向けた支援の強化を求める意見書
案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木祥二	小林東一郎	小山仁志
清水純子	毛利栄子	

賛成者

丸山栄一	服部宏昭	萩原清
風間辰一	西沢正隆	宮本衡司
小池清	山岸喜昭	堀内孝人
酒井茂	共田武史	寺沢功希
大畑俊隆	宮下克彦	竹内正美
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜
向山賢悟	早川大地	垣内将邦
青木崇	荒井武志	高島陽子
埋橋茂人	続木幹夫	花岡賢一
望月義寿	佐藤千枝	丸山寿子
竹村直子	小林陽子	林和明
小池久長	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	川上信彦

加 藤 康 治 勝 野 智 行 勝 山 秀 夫
和 田 明 子 両 角 友 成 山 口 典 久
藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第11号

オンライン診療の推進に向けた環境整備を求める意見書
案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二 小 林 東一郎 小 山 仁 志
清 水 純 子 毛 利 栄 子

賛 成 者

丸 山 栄 一 服 部 宏 昭 萩 原 清
風 間 辰 一 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司
小 池 清 山 岸 喜 昭 堀 内 孝 人
酒 井 茂 共 田 武 史 寺 沢 功 希
大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦 竹 内 正 美
丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫 山 田 英 喜
向 山 賢 悟 早 川 大 地 垣 内 将 邦
青 木 崇 荒 井 武 志 高 島 陽 子
埋 橋 茂 人 続 木 幹 夫 花 岡 賢 一
望 月 義 寿 佐 藤 千 枝 丸 山 寿 子
竹 村 直 子 小 林 陽 子 林 和 明
小 池 久 長 清 水 正 康 小 林 あ や
奥 村 健 仁 グレート無茶 川 上 信 彦
加 藤 康 治 勝 野 智 行 勝 山 秀 夫
和 田 明 子 両 角 友 成 山 口 典 久
藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第12号

巨大災害発生に対する連携体制の強化を求める意見書案

提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二 小林 東一郎 小山 仁志

清水 純子 毛利 栄子

賛成者

丸山 栄一 服部 宏昭 萩原 清

風間 辰一 西沢 正隆 宮本 衡司

小池 清 山岸 喜昭 堀内 孝人

酒井 茂 共田 武史 寺沢 功希

大畑 俊隆 宮下 克彦 竹内 正美

丸茂 岳人 大井 岳夫 山田 英喜

向山 賢悟 早川 大地 垣内 将邦

青木 崇 荒井 武志 高島 陽子

埋橋 茂人 続木 幹夫 花岡 賢一

望月 義寿 佐藤 千枝 丸山 寿子

竹村 直子 小林 陽子 林 和明

小池 久長 清水 正康 小林 あや

奥村 健仁 グレート無茶 川上 信彦

加藤 康治 勝野 智行 勝山 秀夫

和田 明子 両角 友成 山口 典久

藤岡 義英 宮澤 敏文 小林 君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第13号

重点支援地方交付金の拡充を通じた地方創生の実現を求

める意見書案提出書

令和7年12月4日

長野県議会議長 依田明善様

提 出 者

佐々木 祥 二 小 林 東一郎 小 山 仁 志
清 水 純 子 毛 利 栄 子

賛 成 者

丸 山 栄 一 服 部 宏 昭 萩 原 清
風 間 辰 一 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司
小 池 清 山 岸 喜 昭 堀 内 孝 人
酒 井 茂 共 田 武 史 寺 沢 功 希
大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦 竹 内 正 美
丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫 山 田 英 喜
向 山 賢 悟 早 川 大 地 垣 内 将 邦
青 木 崇 荒 井 武 志 高 島 陽 子
埋 橋 茂 人 続 木 幹 夫 花 岡 賢 一
望 月 義 寿 佐 藤 千 枝 丸 山 寿 子
竹 村 直 子 小 林 陽 子 林 和 明
小 池 久 長 清 水 正 康 小 林 あ や
奥 村 健 仁 グレート無茶 川 上 信 彦
加 藤 康 治 勝 野 智 行 勝 山 秀 夫
和 田 明 子 両 角 友 成 山 口 典 久
藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）最初に、議第1号「こども誰でも通園制度の安定的な運用の実現を求める意見書案」、議第2号「地方大学への財政支援の拡充を求める意見書案」、議第3号「医師の確保対策の充実を求める意見書案」、議第4号「OTC類似薬の患者負担に係る慎重な議論を求める意見書案」、議第5号「広く国民の意思を反映した衆議院議員選挙制度の実現を求める意見書案」、議第6号「暫定税率の廃止に伴う安定的な代替財源の確保を求める意見書案」、議第8号「地域におけるバス路線の維持・確保に向けた支援の強化を求める意見書案」、議第9

号「難病医療費助成制度に係る申請手続の簡素化に向けた支援の強化を求める意見書案」、議第10号「多文化共生社会形成に向けた支援の強化を求める意見書案」、議第11号「オンライン診療の推進に向けた環境整備を求める意見書案」、議第12号「巨大災害発生に対する連携体制の強化を求める意見書案」及び議第13号「重点支援地方交付金の拡充を通じた地方創生の実現を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）次に、議第7号「特別支援教育コーディネーター専任化の推進を求める意見書案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）議第7号「特別支援教育コーディネーター専任化の推進を求める意見書案」の提案説明をさせていただきます。

児童生徒の特別支援とは、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個別の支援を行う教育のことで、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導があります。特に、発達障がいと診断される児童生徒が増加していることから、小中学校における特別支援学級のニーズが高まっています。

県教育委員会の調査によると、本年度、県内の発達障がいの児童生徒は、小中学校で計1万1,356人、高校は2,361人で、過去最多を更新しました。増加の背景としては、早期発見に向けた健診の充実や社会的な認知の広がりによるものが大きく、早期支援を行える支援体制の充実

が求められています。

そして、児童生徒一人一人に合わせた学びの体制を構築する中心的な役割を担っているのが特別支援教育コーディネーターです。各学校で校長が1名以上を指名しますが、特別支援学級の担任教員、教頭、通級指導教室担当教員等が兼任で担っています。

特別支援教育コーディネーターの業務は、児童生徒の実態把握、保護者の相談、担任の相談支援、関係者と連絡調整し支援会議を開催、学習環境の整備等多岐にわたる上、突発的な事案や勤務時間外の対応も発生します。また、多様なケースに対応するため、専門性の蓄積が欠かせません。

県教育委員会では、特別支援学校と小中学校とで毎年数十人ずつ教員の人事交流を行う先進的な取組や、研修、情報交換等の体制づくりに取り組まれています。しかし、特別支援学級担任として授業を行いながらの兼務のため、特別支援教育コーディネーターの教員からは、早朝から夜までひっきりなしに対応しなければならず、自分のことは全て後回しで、食事の時間も取れない。一人一人の子供に対して精神的にもゆとりを持って接する状況ではないという悲痛な声を伺いました。

県教育委員会は、独自に複数配置により支援体制を充実させてきましたが、現在国が定める基準では、小中学校では兼務せざるを得ないため、対応件数の激増に伴い、教員の負担は限界にきております。よって、国の責任において喫緊に特別支援教育コーディネーターの専任化を求めます。

以上のことから、支援を必要とする児童生徒の一人一人の最適な学びが実現されるため、特別支援教育コーディネーターの専任化の推進を強く求めるものです。

皆様の御賛同をお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（依田明善君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（依田明善君）次会は、来る12月12日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時18分散会

令和 7 年 12 月 12 日

長野県議会（定例会）会議録

第 6 号

令和 7 年 11 月
第441回長野県議会(定例会)会議録 (第 6 号)

令和 7 年12月12日 (金曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明
観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大 会 局 長 北 島 隆 英

農 政 部 長 村 山 一 善
林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
建 設 部
リニア整備推進局長 室 賀 荘一郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 寛
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議 事 課 主 事 片 桐 美代子
総務課庶務係長 村 田 吉 弘
総 務 課 主 査 東 方 啓 太

令和 7 年12月12日（金曜日）議事日程

午前11時開議

知事提出議案

各委員長の報告案件

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

知事提出議案

各委員長の報告案件

午前11時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、知事提出議案及び各委員長の報告案件であります。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和 7 年12月12日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和 7 年11月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第 46 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 5 号）案

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条の規定に基づき知事から予算

説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）ただいま報告いたしました知事提出議案を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、総額108億2,045万1千円の令和7年度一般会計補正予算案であります。

先月、国において総合経済対策が策定されたことを受け、本県としても、暮らしと産業を守る物価高騰対策、成長投資等による経済構造の転換、県民生活の安全・安心の確保を大きな柱とする独自の総合経済対策を策定することとし、今般、その骨子をお示しいたしました。今回の補正予算案は、その経済対策の実行に必要な予算の第一弾として取りまとめたものであります。

今後、防災・減災対策や成長投資等に関する国の事業内容が示され次第、県として具体的な事業構築を進めてまいります。そして、年明け早い時期に「長野県総合経済対策」を策定し、第二弾となる補正予算案を議会に提出できるよう、検討を一層加速してまいります。

今回の補正予算案は、物価高騰により生活に困難を抱える県民の皆様や、厳しい経営環境に直面する事業者の皆様に対し、緊急的な支援を行うため、国の重点支援地方交付金や各種補助事業を最大限に活用して編成いたしました。

以下、主な内容について御説明いたします。

まず、国が行う18歳までの子ども一人当たり2万円の支給に加え、経済的困難や養育不安を抱えやすいひとり親世帯をしっかりと支えるため、市との役割分担のもと、町村に居住し児童扶養手当の支給対象となるひとり親世帯に対して、子ども一人当たり1万円を支給します。また、生活就労支援センター「まいさぽ」における生活必需品やLED照明の提供に必要な予算を増額し、困難を抱える方々に寄り添った支援を強化します。さらに、近年の猛暑による熱中症リスクから県民を守るため、生活保護世帯を含む住民税非課税世帯へのエアコン設置を支援する市町村を県として助成します。

食料品に関しては、今回の重点支援地方交付金で市町村向けに特別加算措置が講じられていることを踏まえ、県としては県民への直接給付ではなく、信州こどもカフェに対する緊急的な

運営経費支援を行うほか、長野県フードサポートセンター「ふーさぽ」やフードバンク団体を通じた食料品等の配布を強力に後押ししてまいります。

エネルギー価格の高騰対策としては、国の支援対象外となっているＬＰガス利用者に対して１契約あたり２千円の料金支援を行うとともに、特別高圧電力を使用する事業者等への助成を実施します。さらに、中長期的な視点で家計負担を軽減し、脱炭素化の取組を一層推し進めるため、住宅への太陽光発電設備等の導入に係る補助金の予算額を増額するとともに、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援する「信州省エネ家電等購入応援キャンペーン第３弾」を来年３月から実施いたします。

医療・介護等の分野では、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所等で働く方の賃上げを支援するとともに、物価上昇により増大している診療や介護サービスの提供に不可欠な設備・備品や食料品等の購入費を助成し、県民の暮らしと福祉の基盤を守ってまいります。

今定例会冒頭に提出いたしました補正予算案と併せ、御議決いただいた事業につきましては、県民・事業者の皆様にご政策効果を早期に実感していただけるよう、迅速かつ適切な執行に努めてまいります。

この補正予算案の財源として、国庫支出金１０５億８,７５９万７千円、地方交付税２億３,２８５万４千円を見込み、計上いたしました。

本年度の一般会計予算は、今回の補正を加えますと、１兆４２０億３８６万７千円となります。

以上、追加提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（依田明善君）以上であります。

この際、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時６分休憩

午後１時開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

●知事提出議案に対する質疑

○議長（依田明善君）次に、第４６号「令和７年度長野県一般会計補正予算（第５号）案」につき質疑をいたします。

寺沢功希議員、続木幹夫議員、奥村健仁議員、加藤康治議員、山口典久議員から質疑の通告がありましたので、発言を許可いたします。

最初に、寺沢功希議員。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君） 自由民主党県議団、寺沢功希です。追加議案に対しまして、会派を代表し、質疑を行います。

12月8日に閣議決定され、現在国会において審議中の国の令和7年度補正予算は、一般会計の経済対策関係経費で17.7兆円と、昨年度より3.8兆円増となっているのに加え、2.7兆円の減税を実施するなど、大型補正となっております。生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を三つの柱としており、責任ある積極財政を掲げる政権は、強い経済を実現するための総合経済対策を裏づける補正予算であり、国民の不安を希望に変えるとしています。

知事も、先日の本会議において、全国知事会が要請してきた地方の声が反映されていることを評価すると答弁されており、強い経済が実現され、活力ある長野県となることに向け、補正予算成立を期待するところであります。

こうした国の補正予算に関連して、本日追加の補正予算案が提出されました。先ほどの提案説明では、年明け早いうちに、長野県総合経済対策の策定と第二弾となる補正予算を議会に提出できるよう検討を一層加速化していくと述べられました。いまだ国においては審議中であり、国の補正予算成立を待たずして、また、年明けの第二弾の補正予算を想定してまでも今回追加提案したその思いは、どのようなもののでしょうか。

加えて、このタイミングでの提出は、当然に年内事業実施を想定していると推察しますが、計上された全ての事業において年内に着手可能で、県民の下に支援が届くのでしょうか。

今回、重点支援地方交付金が拡充され、2兆円が計上されております。そのうち4,000億円が食料品の物価高騰に対する特別加算であり、市町村に交付され、残りの1兆6,000億円が都道府県及び市町村に交付されます。

長野県においては、県分が約160億円、市町村分が約150億円、特別加算の市町村分が約60億円とそれぞれ見込まれております。昨年度の補正予算と比べると、県分は2.4倍の額になっている一方、市町村分の75%程度という額であります。こうした状況において、今回の補正予算では県の独自性をどのように反映したのでしょうか。

先日の本会議で、知事は、単に国の言ったとおりということではなく、市町村とも連携して、総合的な観点から経済対策を策定していくとも答弁されております。今回の補正予算には、住民税非課税世帯エアコン設置促進事業という市町村との協調事業が盛り込まれておりますが、今回の補正予算や第二弾も含めて、市町村とはどのように調整や連携を図っていく考えでしょうか。

一昨日、県の総合経済対策の骨子案が示されました。この骨子案と補正予算を見比べますと、

反映されている支援、対策はごく一部であります。また、現下の物価高はほぼ全ての県民の生活に影響を与え、家計を圧迫しております。しかしながら、今回の補正予算では、限られた世帯の支援にとどまっている印象があります。そこで、第二弾の補正予算はどのような内容を想定しているのでしょうか。特に、今回支援対象となっていない幅広い世帯への支援や中小企業・小規模事業者に対する支援を具体的にどのように考えておられるのでしょうか。

「対話と共創に努め、県民起点・現場重視で、確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を創るとの強い意思を持ち、職員相互に協力して」という基本的考えの下、県では現在令和8年度当初予算の編成作業中であります。今回の補正予算から第二弾の補正予算を経て、当初予算にどのようなつながっていくものとなるのでしょうか。以上、知事にお聞きします。

帝国データバンクによる全国調査では、民間病院のうち営業損益で赤字となったのは61%に上り、過去20年で最悪となり、さらに14%が倒産リスクの高まる債務超過に陥っているとのことです。高騰する光熱費の負担を避けられず、民間病院の経営環境は厳しさを増しているようです。

こうした現状を受け、国は、今回の補正予算において、医療・介護等支援パッケージにて緊急措置を行うとともに、重点支援地方交付金の推奨メニューとして支援することを盛り込み、双方の事業の枠組みを活用し、緊急かつ実効性のある支援を強力に進めていくとしています。

こうした方針の下、提出された補正予算には、医療・介護・障害福祉分野賃上げ・物価上昇対応支援事業として56億6,200万円余、介護施設等サービス継続支援事業として14億1,700万円余が計上されております。今回、介護事業所・施設に対してはありますが、医療機関に対しては食料品購入費への補助はありません。また、保険適用される事業所でも、今回対象となっていない分野もあります。また、物価上昇の影響を受けた医療機関の資金繰りの支援も必要であると考えます。こうした支援から外れた部分や資金繰り支援についてどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

予算が成立しますと、対象の従事者とすれば、いつ処遇が改善されるのか、賃金に反映されるのかと期待が膨らむところではありますが、残念ながら、もちろん年内賃上げは難しいと考えます。いつ頃の反映を想定しているのか、具体的な時期をお聞きします。また、確実に賃上げが行われたかの確認をどのように行うのか、お聞きします。

昨年度の介護・障害福祉分野の支援事業において、全国調査の結果、申請をしなかった事業者の中で2割程度が支援事業が実施されていることを知らなかったと回答しております。県内ではこの事業を知らなかったという事業者はいたのでしょうか。また、県内の昨年度の申請状況をお聞きするとともに、今回事業者に確実に活用していただくためにどのような対策を講じられるお考えか、お聞きします。

最後に、今回の支援が来年6月に予定されている診療報酬の改定に向けてどのような効果をもたらし、どのようにつながっていくものと期待していらっしゃいますでしょうか。以上、健康福祉部長にお聞きして、私からの質問の全てといたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には5点御質問を頂戴いたしました。

まず1点目でありますけれども、今回追加提案をした思い、また、計上された事業は年内に着手可能なのかという御質問でございます。

これは、御質問でも触れていただきましたが、全国知事会として求めておりました事業も今回の国の総合経済対策にかなり盛り込んでいただいているところでございます。そのため、私ども長野県としても、物価高騰対策、成長投資等による経済構造の転換、県民生活の安全・安心の確保、こうした観点を柱とする独自の経済対策を策定していこうということで先般骨子を発表させていただいたところであります。

今会期中にあえて補正予算案を追加で提出させていただいたわけでありまして、足元の物価高騰で本当にお困りになっている県民の皆様方や事業者の皆様方に対して可能な限り早期に必要な支援をお届けしたいと、こういう思いでございます。そうしたことから、経済対策の実行に必要な補正予算の第一弾という形で審議をお願いさせていただいているところでございます。

防災・減災対策や成長投資等に関する事業につきましては、今後示される国の具体的な事業内容を踏まえて早急に検討を進め、1月には臨時会を招集させていただき、さらなる補正予算案の御審議をお願いしたいというふうに考えております。

今回計上した事業につきましては、御議決をいただきましたら、全ての事業について、まず年内に着手するべく取り組んでまいりますし、食料品や生活必需品の提供など可能なものについては年内から効果が上がるように実施していきたいというふうに思っております。

続きまして、重点支援地方交付金の活用に当たって県の独自性をどう反映したのかという御質問でございます。

今回、国の補正予算案におきましては、御指摘のとおり重点支援地方交付金2兆円が計上されております。本県に対しても昨年度を上回る配分があるというふうに見込んでいるところでございます。

今回提出した補正予算の編成に当たりましては、まずは今申し上げたように重点的な支援を行おうということで、所得の少ない方、子育て世帯など物価高騰の影響を特に受けている方々への支援に重点を置かせていただき、早期に効果が得られるように留意させていただいているところでございます。

また、近年の猛暑による熱中症リスクの増加を踏まえて、住民税非課税世帯が行うエアコン設置を市町村を通じて支援するというところで、今日的な課題についても念頭に置いて予算編成に当たらせていただいたところでございます。

重点支援地方交付金については、今後なお100億円を上回る規模の活用が可能というふうに考えております。県の総合経済対策をしっかりと策定させていただいた上で、今御指摘いただいたように、国の事業は、そのまま執行することで十分効果が発揮できるものと、やはり長野県の実態に合わせて活用していかなければいけない、政策を組み立てなければいけないものの両面があるというふうに思いますので、後者については県内の実情について十分踏まえながら主体的な事業構築を図っていきたいと考えております。

続きまして、市町村との調整・連携という御質問でございます。

今回の重点支援地方交付金においては、食料品の物価高騰に対応するための特別加算措置が、都道府県ではなく市町村向けに講じられております。したがって、様々な政策を考えるに当たりましては、市町村の皆さんとの役割分担と連携が大変重要だと思っております。このエアコン設置促進事業等については、先般、市長会、町村会の役員の皆さんとオンラインで会議を開いて、意思疎通を図った上で事業構築を行わせていただいたところでございます。

有効な事業構築、予算執行を図っていくためには、住民の皆様方の暮らしを共に支えていただいております市町村の皆さんとの調整や連携が極めて重要だというふうに考えております。今後とも、様々な形で市町村の皆さんと問題意識や方向性を共有しながら取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、第二弾の補正予算で想定している事業内容、それから今回対象になっていない施策はどう考えているかという御質問でございます。

補正予算案の第二弾につきましては、基本的には今般公表させていただいた総合経済対策の骨子を踏まえて今後具体的な検討を行っていきたいと考えております。特に、今回の補正予算案では対応ができておりません成長投資等による経済構造の転換や、防災・減災対策等、県民の皆様方の生活の安心・安全の確保に資する事業についてしっかりと対応していかなければいけないというふうに考えております。

また、幅広い世帯への支援という観点では、今回の補正予算においてもLPガス料金を軽減するための支援のほか、中長期的な視点で家計負担を軽減するため、住宅太陽光発電設備等の導入や省エネ家電等への買換え支援策を計上させていただいているところでございます。さらに、中小・小規模事業者に対する支援につきましては、今回の補正予算においては特別高圧受電事業者への支援を計上させていただいております。

今後は、当面の経営環境の変化への対応として、賃上げ環境の整備、価格転嫁の徹底、経済

構造の転換を図る観点から、農林水産業を含む全ての産業における生産性向上・省力化のための投資の促進、海外展開等の支援による稼ぐ力の強化など、こうした支援策の検討を進めて具体化していきたいというふうに考えております。

最後に、当初予算とのつながりについてという御質問でございます。

今回の補正予算につきましては、現下の厳しい経済情勢の中で、来年度当初予算への橋渡しともなる戦略的な前倒し投資であるというふうに考えております。例えば、重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策は、県民の暮らしや事業活動を当面下支えするものでありまして、来年度当初予算では物価や賃金動向を踏まえた持続可能な支援へと発展的につなげていきたいと考えております。

また、補正予算案の第二弾として現在検討しております成長投資等による経済構造の転換の分野では、まさに信州の未来を形づくる施策に先行的に着手し、新年度予算では本格的かつ複数年にわたる投資パッケージへと引き継いでいきたいと考えております。加えて、県財政の持続可能性を担保するため、今回の補正後予算における財政状況も見極めつつ、来年度当初予算を編成していきたいと考えております。

以上のように、補正予算と当初予算の連携をしっかりと意識しながら県政を着実に推進していきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には医療・介護分野等の賃上げ、物価上昇対応支援に関して4点のお尋ねがございました。

初めに、支援対象から外れた分野や医療機関の資金繰り支援についてでございます。

県では、物価高騰の影響を受けながらも現行の支援対象から外れている医療機関の食材料費や、公定価格で定められた利用料金で運営する事業者等についても支援を行う必要があると考えております。このため、支援対象外となっている部分については、重点支援地方交付金の活用も視野に入れ、今後補正予算の検討を進めてまいります。

また、医療機関の資金繰り支援につきましては、独立行政法人福祉医療機構が行う無利子・無担保の優遇融資等により医療機関を支援する方針が国から示されており、県としてもこうした融資の活用を医師会等の関係団体を通じて周知するなど必要な対応を進めることで、持続可能な医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に、医療・介護分野等の賃上げ・物価上昇対応支援についてでございます。

今回の補正予算案は、物価・賃金上昇の影響を受けた医療機関・介護施設等の厳しい状況を踏まえ、国の総合経済対策に対応できるよう今定例会に追加提案したものでございます。県と

しては、事業所等において速やかに賃上げを行っていただけるよう、今後国から発出される通知等を確認の上、年度内において早期の執行に努めてまいります。なお、国の要綱発出や内示の時期によっては翌年度に繰り越すことも想定されるところでございます。また、賃上げの確認につきましては、事業者には事業の趣旨を十分に理解していただいた上で、国の要綱等に基づき、着実に賃上げ効果が現れるよう確認してまいります。

三つ目に、事業を確実に活用いただくための方策についてでございます。

令和6年度2月補正予算で計上した介護及び福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金については、事業を知らずに申請に至らなかったという県内事業者の声は把握しておりませんが、県指定の全ての介護・障害福祉サービス事業所等に対して郵送やメールで事業を案内するとともに、県ホームページに事業内容を掲載するなど、様々な方法により周知を図りました。

加えて、報酬上の処遇改善加算の取得が補助金の交付条件となっていることから、加算の未取得事業所に対して郵送や電話で加算取得の申請を呼びかける等の対応を行ったことにより、約9割の事業者から申請があったところでございます。

今般計上した補正予算の執行に際しても、各事業者から補助金の申請が確実に行われるよう、これまで同様に丁寧な対応を心がけ、事業の周知に努めてまいります。

最後に、今回の事業効果と診療報酬改定に向けた期待についてでございます。

県内の病院からは、物価の上昇や人件費の高騰などにより、公立、公的、民間を問わず経営状況が厳しいとの声を伺っているところです。今回の支援は、こうした現状を踏まえ、医療機関における従事者の処遇改善や物価高騰への対応を図ることで医療機関の経営を下支えし、継続的な医療サービスの確保に一定の効果があるものと考えております。国においても、今回の経済対策は令和8年度診療報酬改定の効果を前倒しするとの位置づけで進められており、来年度の改定につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（依田明善君）次に、続木幹夫議員。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）改革信州、続木幹夫です。通告に従い11月追加補正予算案について質問いたします。

11月定例県議会閉会日に急遽108億円余もの追加補正予算案が提出され、大変戸惑っております。108億円もの予算案を十分に審議する時間がほぼないまま可決してしまうことについては疑問があります。また、来年1月にはさらに追加補正予算案が提出され、臨時県議会が開かれるやに聞いておりますが、なぜこんなに急ぎ追加補正予算案を提出してきたのか、その意図を知事に伺います。

政府は、11月28日、2025年度の補正予算案を閣議決定いたしました。一般会計の歳出総額は18兆3,034億円で、コロナ禍後最大となります。また、財源の不足分を補うため、新たに国債を11兆6,960億円発行するとのことでありますが、国民民主党と公明党が賛成方針を表明いたしましたので、今月17日にも補正予算が成立する見込みであります。

高市首相は、責任ある積極財政の考えの下、財政の持続可能性に配慮しつつ戦略的に財政出動を行うという方針を示し、プライマリーバランスの黒字化の目標を数年単位でバランスを確認する方向に見直すことを検討しているとし、単年度のプライマリーバランスという考え方を取り下げたと言われています。

あわせて、政府財務残高の対GDP比を引き下げていくとしていますが、東京大学名誉教授の上野千鶴子氏は、今回の補正予算はばらまきであり、補正予算18.3兆円のうち国債という名の借金が11.7兆円となり、高市「亡国」内閣と呼びたいとまでSNSに投稿しています。こうした国の財政規律についてどのように考えていますか。知事に伺います。

また、自治体は来年度の予算編成作業中で、ここに重点支援交付金の事業が追加されることでさらに事務負担が増えることとなり、求められるスピード感のある支援はできないと考えますが、重点支援交付金による支援についてどのように考えていますでしょうか。知事に伺います。

国は、令和2年度以降、コロナ禍や物価高への対応として大型の経済対策を策定してきて、この間、9度に及ぶ補正予算の一般会計の総額は200兆円弱にも達し、その財源の大半は国債発行により賄われてきました。この補正予算により、実質成長率の予測値に対し実績値が上がっていれば経済押し上げ効果があったと言えますが、そのような効果は、この間、見てとれないように思います。また、かつてほど需要不足がない中で、大規模な財政追加は物価高を定着させ、株式、円、債券のトリプル安を招くリスクがあるのではないのでしょうか。

元大蔵官僚の法政大学小黒一正教授は、インフレ加速時に歳出カットや増税といった正攻法を取れないと円の暴落を招くおそれがあるとまで指摘しています。今般の補正予算の経済効果についてどのように認識しているのか、知事に伺います。

次に、追加補正予算案の各事業について伺います。

まず、食料品の価格高騰対策として、フードバンクが緊急的に行う食料品の購入及び配布に必要な経費補助として1億4,000万円余、信州こどもカフェ運営緊急支援として2,767万円余が計上されています。

本年9月定例県議会において、埋橋議員の、こども食堂には行けない、行きにくい子供に対する実態把握が必要ではないか、県は現状を把握しているのかとの質問に対し、こども若者局長は、令和4年度に実施した長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査の中で行ったこども食

堂の利用に関する調査では、こども食堂の認知度や利用経験にばらつきがあり、家庭の事情や人間関係の不安、距離的な問題等が利用の障壁になっていて、経済的に困窮している家庭ほどこども食堂の制度を知らない傾向があるということが分かったと答弁しています。

したがって、フードバンク団体や信州こどもカフェ等へ食料品の価格高騰対策として2億2,000万円ほどの対策費が組まれています。ただ単に団体に対して費用を補助するのではなく、真に経済的に困窮している家庭の子供に対して支援が行き渡るようなように取り組んでいくのか、こども若者局長に伺います。

また、医療・介護・障害福祉分野賃上げ・物価上昇対策支援事業として、追加補正予算案中最も多額の56億6,000万円余の予算が組まれております。確かに、多くの公的医療機関や介護事業所、障害福祉サービス事業所の経営、運営は非常に厳しく、これらの施設の従事者の低賃金は大きな問題となっております。中でも、訪問介護については、昨年の介護報酬の引下げなどもあり、中山間地域の訪問介護事業が人材不足により大変厳しい運営状況となっております。したがって、今回の医療・介護・障害福祉分野賃上げ・物価上昇対策支援については、特に訪問介護事業所に対して重点的に支援すべきと考えますが、健康福祉部長に伺います。

また、介護施設等サービス継続支援事業については灯油などの光熱費についても支援すべきと考えますが、健康福祉部長に伺い、一切の質問を終わります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点御質問を頂戴いたしました。

まず初めに、今回追加で補正予算案を提出した意図についてという御質問でございます。

先ほど寺沢議員の御質問にも御答弁したとおり、今回の補正予算案は、足元の物価高騰により影響を受けている方々に対して可能な限り早期に必要な支援をお届けするとの思いで、経済対策の実行に必要な第一弾の補正予算案として編成いたしましたところでございます。

議員各位には短い期間での御審議をお願いすることとなり、大変心苦しく思っておりますが、今回の補正予算案におきましては、特に緊急性が高い事業を計上させていただいておりますので、御理解をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、国の財政規律についての見解という御質問でございます。

高市総理の就任後、国がスピード感を持って総合経済対策を策定し、またその裏づけとなる予算を国会に提出して、現在審議中という状況であります。先ほど申し上げたように、総合経済対策にも知事会等が求めていることを随分盛り込んでいただいておりますので、地方公共団体の長としては大変ありがたく受け止めているところでございます。戦略的な財政出動を伴う責任ある積極財政は、コストカット型経済から成長型経済への転換を図る上で重要な方策であるというふうに受け止めております。

ただ一方で、今月9日に閣議決定された令和8年度予算編成の基本方針にも示されているように、強い経済の実現と財政健全化の両立をさせていくことが持続可能な財政運営の観点からは極めて重要だというふうに考えております。ぜひ政府においてはこの両面をしっかりと意識して取り組んでいていただきたいというふうに思っております。

続きまして、重点支援地方交付金による支援についての見解という御質問でございます。

重点支援地方交付金は、地方公共団体がそれぞれの実情に応じた物価高騰対策に活用できる大変自由度の高い交付金であるというふうに認識しております。県としても、生活にお困りの方や厳しい経営環境に直面されている事業者の皆様方に対する支援を積極的に行うため、今回当該交付金を積極的に活用した補正予算案を御提案させていただいたところでございます。

今回計上いたしました事業の多くは、まいさぼやフードバンク団体を通じた食料品支援など、これまで実施してきた対策を改めて実施しようというものであり、迅速な事業実施が可能であると考えておりますし、事務処理のノウハウの蓄積もあるというふうに認識しております。予算を御議決いただければ、物価高騰の影響を受ける方々に政策効果を早期に実感いただけるよう速やかな執行に努めてまいります。

最後に、今般の国の補正予算による経済効果についてどう認識しているかという御質問でございます。

今般の国の総合経済対策による経済効果につきましては、内閣府が公表している資料によりますと、経済成長で実質GDPの押し上げ効果として年成長率換算で1.4%程度押し上げ、家計の負担軽減では、消費者物価指数を0.3%押し下げと試算されているところでございます。

現在の経済環境における大規模な財政出動については、物価動向や金融市場に与える影響を慎重に見極める必要があるものというふうに私は受け止めております。一方、今回の国の補正予算におきましては、物価高騰の影響を受ける家計や中小企業への支援、地域経済の下支え、賃上げや投資の後押しにつながる事業が盛り込まれており、県内の消費、雇用、投資の腰折れを防ぐ効果があるものというふうに考えております。

本県としては、国の政策効果を注視しつつ、県民生活と地域経済の安定を最優先に、国の補正予算を積極的に活用して必要な施策を推進してまいります。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には真に経済的に困窮する家庭の子供に食料品の支援が行き渡る取組について御質問をいただきました。

県では、長引く物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対してフードバンク団体や信州こどもカフェを通じた食料支援を行ってまいりましたが、特に経済的に困窮する子育て世帯に支援が

行き届くことは大変重要かと考えております。

今回補正予算をお願いしております子育て世帯食料品等緊急支援事業によるフードバンク団体への支援は、去る6月補正等に続いて切れ目ない支援として実施するものですが、県では、フードバンク団体に対して、食料品配布の計画段階から支援する地域に偏りがないよう幅広く取り組んでいただくことや、SNS等を活用した効果的な周知、さらにはアンケート実施による成果の把握等を要請及び確認を行ってきたところです。加えて、県としても、ホームページや様々な機会を捉えた周知に努めてまいりました。

また、信州こどもカフェ運営緊急支援事業は、信州こどもカフェの一月当たりの開催回数に応じて運営費の助成を行うものですが、昨年度の1月補正で実施した同様の事業においても、県ホームページでの周知や県社会福祉協議会を通じた漏れのない周知を行ってまいりました。今後は、特に支援が必要とされる経済的に厳しい子育て世帯等に確実に支援情報が伝わるよう、市町村の福祉部門の窓口や社会福祉協議会等との連携を強化し、フードバンク団体及び信州こどもカフェの活動内容や利用方法等の周知、さらには申請支援も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には医療・介護分野等の賃上げ・物価上昇対応支援についてのお尋ねでございます。

訪問介護サービスは、在宅生活を支える上でとりわけ重要なサービスの一つであると認識しております。県では、これまで、令和6年度の基本報酬の引下げに伴い、地域の実情に応じた報酬設定、地方への国費の充実、適時適切な報酬改定など、知事が国に直接要望を行ったほか、運営状況が厳しい訪問介護事業所に対し、担い手確保に向けたヘルパー同行支援や経営改善支援、アドバイザー派遣による処遇改善加算の取得促進などに取り組んでいるところでございます。

今回の補正予算案では、国の支援の枠組みに基づき、訪問介護事業所を含む介護従事者に対する賃上げ支援のほか、訪問介護サービスを継続するための支援として、移動経費や熱中症対策用品などの購入費用への支援など、訪問介護の現場の実態を踏まえた支援を行うこととしております。

また、介護施設等に対する光熱費への支援につきましては、重点支援地方交付金の活用も視野に入れ、今後補正予算の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（依田明善君）次に、奥村健仁議員。

〔6 番奥村健仁君登壇〕

○6 番（奥村健仁君）新政策議員団、大町市選出の奥村です。会派を代表し、質問をさせていただきます。先ほどの続木議員と少しかぶるところがありますが、少しそれより突っ込んだ答弁を期待して質問をさせていただきます。

価格高騰対策における効果的な支援の在り方について伺いいたします。

近年続く食料品価格の高騰は、県民生活、とりわけ子育て世帯や独り親世帯、低所得世帯の暮らしに深刻な影響を与えております。食料は生活の基盤であり、その負担増は、健康、教育まで大きな影響を及ぼしかねません。今回の補正予算の中で対策を講じられていることは大変意義ある取組であり、現場の実情を踏まえた迅速な対応として評価をしたいと思っております。

一方で、支援の規模が年々大きくなっている中、支援を必要な人に確実に継続的につなぐことができているのか、大きな課題であると考えております。

そこで、子育て世帯食料品等緊急支援事業について伺いいたします。

本来、フードバンク団体とは、消費期限が近い食品、規格外の農作物、企業からの寄贈品、あるいは安価で仕入れた食品を活用し、生活困窮家庭へ届けるという活動を行う民間団体であったと認識しております。食品ロス削減と福祉支援を同時に実現するという理念の下、寄附とボランティアに支えられた社会的役割を担ってきたはずであります。

しかし、今回の事業は、長引く物価高騰により家計が苦しい子育て世帯への支援とされ、実質的にほぼ全ての家庭が対象となり得ます。また、食品に関しても、団体に購入してもらって配布するという仕組みであります。これは、従来の困窮層支援というフードバンクの目的を大きく逸脱し、単なる現物配給政策へと変質してしまっているのではないかと懸念いたすところであります。

県のフードバンクへの支援は、近年、非常に高額化しております。今年6月にも、米が不足しているとの理由から約1億円の補正予算を計上いたしました。これも物価高騰対策であり、対象は困窮家庭に限定されませんでした。今回と合わせて2億円を超える公費がフードバンク支援として投入されております。

そこで、伺いいたします。

子育て世帯食料品等緊急支援事業において、フードバンク団体の抱えている課題と県における支援の内容が一致しているのか、伺いいたします。また、補正予算額の算出根拠についてもお伺いいたします。県は支援した先の資金の流れ、使用実態、効果をどこまで正確に把握しているのか、併せて伺いいたします。

次に、家計が苦しくなっている子育て世帯に対して安定的な食料供給を行うために、どのようなビジョンを描いて支援しているのか、伺いいたします。

県内の三つのフードバンク団体は、活動地域や配布方法、連携、ネットワークの手段などそれぞれ異なることは承知しております。果たして、県はこの各団体がこの補助金をどのように使い、その食品がどの経路を取り、どこへ届けられているのか、その全体像を把握しているのか、お伺いいたします。

そして、フードバンク3団体が連携し、重複や偏りなく県内全域へ支援を届けているのか、県は適切な支援が行われているのか確認する体制は構成されているのか、お伺いいたします。さらに、3団体が一堂に会し、県を含めて協議を行うようなことは行われているのかについてもお伺いいたします。

次に、配布された食料品が本当に支援を必要とする家庭に確実に届いているのでしょうか。本来の支援が必要な家庭へ届かず、事業の効果が曖昧になる可能性はありませんか。県としてはどのような指標や調査方法によりその実効性を確認しようとしているのでしょうか。具体的にお示しください。

また、フードバンクやこども食堂などの相談窓口の存在を知らず、孤立したまま支援につながらない世帯も少なくないと考えます。全県に支援の手が行き届くのでしょうか。フードドライブを実施し、こども食堂などを把握している地域振興局を通じての支援などは、より有効な手段だと考えますが、いかがでしょうか。以上を酒井こども若者局長にお聞きいたします。

次の質問に移ります。

近年の物価高騰とエネルギー価格の上昇により、日々の食卓を維持することすら難しくなる家庭が確実に増えております。特に、独り親世帯や非正規雇用の若年層、単身高齢者など、これまで支援制度のはざまにいた方々の困窮が顕在化しており、これまで以上に切実な声が寄せられております。こうした中で、県が実施する食料支援セーフティネット構築支援事業は、生活にお困りの方々の支えとなる重要な取組であります。

そこで、お伺いいたします。

県としてどのような層の方々にどのような食料支援ニーズがあるのか把握しているのか、具体的な方法も含め、お示しください。また、今回の補正予算額及び想定される食料提供数についてどのような試算に基づいて算定したのか、笹渕健康福祉部長にお伺いいたします。

次に、省エネ・再エネ導入メリット発信事業として2,100万円が計上されております。家庭におけるエネルギーコストの削減を促進するため、省エネルギー化や再生可能エネルギー導入による経済的メリットを発信することです。

県民に伝える広報は、長野県政において大きなテーマでもあります。どのような手法、媒体で、そしてどの世代、どの層を主なターゲットとして県民に広報していくのか。伝える手法としての具体的な広報戦略について小林環境部長にお伺いし、私の質問を終了させていただきます。

す。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には3点御質問をいただきました。

まず、子育て世帯食料品等緊急支援事業の補正予算額の算出根拠や、県で実施状況を正確に把握しているかなどについてでございます。

フードバンク団体を通じた子育て世帯への食料品等の支援については、昨年度の1月補正及び今年度の6月補正でも行ってまいりましたが、フードバンク団体からは、物価高騰が続き企業や家庭等からの寄附が戻らず、特に農家からの寄附はほぼなくなった。また、制度のはざまで公的な援助を受けられない方からの支援依頼が増加している中、県の6月補正による支援で支援が継続できたなどとお聞きしているところでございます。

また、関係者が連携して年3回取り組んでいるフードドライブでは、今年夏の県庁・県合同庁舎での寄附総重量が昨年度の約4割程度にとどまるなど、食料品確保は厳しい状況にございます。

一方で、県では、物価高騰が子育て世帯の生活へ与える影響を深刻に受け止め、フードバンク団体の活動状況等も踏まえ、今回の11月補正追加分でも同様の事業を実施することで切れ目ない支援を行う必要があると考え、フードバンク団体と連携した支援を行うこととしたところでございます。

補正予算額の積算は、令和4年度に県で実施した子どもと子育て家庭の生活実態調査で、お金がなく食料品を買えないことがあった世帯のデータや、フードバンク団体の運営体制及び今回の支援実施予定期間が11か月であることを踏まえたものでございます。

また、県では、6月補正の事業実施時においても、フードバンク3団体が食料品を購入の上、子育て世帯等に配布いただくに当たり、補助事業の計画段階から実施方法等を詳細に聞き取り、これまで支援が行き届いていなかった地域や世帯も対象にさせていただくとともに、毎月の食料品の購入・配布状況も報告いただくなど、効果的かつ適切な支援となるよう努めてまいりましたが、今後も実施状況を丁寧に把握してまいります。

次に、子育て世帯への安定的な食料供給に関するビジョンと、フードバンク団体が適切な支援を行っているかの確認体制等についてでございます。

食料品の価格高騰が進む中、県では、子育て世帯の経済的負担の軽減のため、フードバンク団体や信州こどもカフェを通じた支援に努めてまいりました。この支援は、民間ボランティア等の自主的な取組と、それに対する県の支援により行ってきたもので、その目的は、食料のセーフティーネットの観点に加え、信州こどもカフェにおいては、子供の居場所づくりの促進といった困難を抱える子供等に関する予防や早期支援といった幅広い形で実施してきたもので

ございます。

支援に必要な食料品等は、できるだけ家庭や企業等から食品ロス防止の視点も含めた寄附などで賄うことが大切と認識しております。一方で、現在の物価高騰下では寄附が大きく減少していることから、フードバンク団体の皆様による共助の取組を補うための緊急的な支援が必要であると認識し、支援を行ってまいりました。

また、フードバンク団体の活動状況の確認は、県の補助事業については先ほど申し上げたとおりですが、日頃の独自の活動に関する把握も補助事業の実施に併せて努めてまいりました。さらに、議員御提案の3団体が一堂に会した協議は現在行っておりませんが、市町村社会福祉協議会も参画するフードバンク活動団体連絡会等の場において先進事例や課題の共有等を行ってきたところでございます。

さらに、今後は、支援実態や課題の把握、支援者の後継者育成、関係者連携による支援の充実等を図るためのフードバンク団体を含めた地域ネットワーク体制の構築についても検討してまいり予定でございます。

最後に、支援の実効性の確認や地域振興局を通じた支援等についてでございます。

現在、特に生活が困窮する世帯への食料支援は、主として長野県フードサポートセンター「ふーさぽ」等で行われておりますが、今回のフードバンクや信州こどもカフェ等を通じた支援の対象者はさらに広く捉え、物価高騰で家計が苦しくなっている子育て世帯も対象とし、安心して子育てをしていただけるよう支援を行うものです。

一方で、特に支援が必要な方に支援が行き届くことは重要なため、6月補正に基づくフードバンク団体での取組においては、SNS等を活用した広報も行っておりまして。今後は、県としても、市町村や市町村社会福祉協議会等との連携を一層密にして、特に支援が必要な世帯に直接事業の案内等が届くようなプッシュ型のPRも行っていきたいと考えております。

また、地域振興局を通じた支援につきましては、現在、各地域振興局に地域プラットフォームがありますので、この組織を活用して、議員からの御指摘の視点も踏まえ、地域のネットワークをさらに強化し、こどもカフェへの支援を進めてまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には生活にお困りの方のニーズの把握と補正予算額等の算出根拠についてのお尋ねでございます。

生活にお困りの方のニーズについては、生活就労支援センター「まいさぽ」の相談員が相談者から日常的にお話を伺っており、例えば、食べ物十分に確保できないといった切迫した状況や、特に米の価格が高く家計の負担になっているといった声が寄せられております。

県では、まいさばの相談員が把握した生活困窮者のニーズに基づき、県フードサポートセンターから必要な食料を相談者に提供する仕組みを構築しており、今年度は米を約1.8トン購入し、4月から10月までの間に1件当たり5キロの米を含め、約2,300件の食料支援を行いました。

今回追加提案した食料支援セーフティーネット構築支援事業では、年度前半における月平均約330件の支援実績を踏まえ、この12月から来年12月までの約1年間、同様の支援を継続できるように必要額を積算したところでございます。

引き続き、まいさばや関係機関と連携し、生活にお困りの方のニーズを的確に把握し、必要な支援を切れ目なく行えるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）省エネ・再エネ導入メリット発信事業の伝える手法としての具体的な広報戦略についてのお尋ねでございます。

本事業は、窓の断熱、冷暖房の効率的な使い方など今すぐできる手軽な省エネの取組や、LED照明器具等省エネ機器への切替え、さらには住宅屋根ソーラーの導入など、こうしたことを行った場合の経済的メリットを紹介することで家庭におけるエネルギーコストの削減を促し、家計負担の軽減、ひいては脱炭素化につなげていこうというものでございます。この取組により、特にこれまで脱炭素に関心を持っていなかった方々に環境対策に取り組む動機づけとなることを期待するものであります。

情報の発信に当たっては、広く県民に興味関心を持ってもらえるよう、年齢層や関心の程度に応じた広報媒体を組み合わせ働きかけてまいる予定でございます。具体的には、主に青年層から中高年層を意識しましたテレビCMや、若年層にも人気のありますインフルエンサー等を起用したSNS等での広告動画の配信を行い、興味関心を持った方々をウェブサイトや各種イベントに案内したいと考えております。住宅購入予定者向けには住宅雑誌に屋根ソーラーの記事を掲載していく予定でございますし、ファミリー層などには家電量販店、家電販売店でチラシの配布やパネルの掲示を行いまして、一定の省エネ性能を持った家電を推奨していくなど、購買行動のときを捉えた働きかけを行ってまいりたいと考えておりまして、これが実際の行動につながるよう戦略的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（依田明善君）次に、加藤康治議員。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）公明党長野県議団を代表いたしまして、今回追加提出されました補正予

算案について質疑を行わせていただきます。

物価高騰の長期化や米国関税措置の発動等により県民生活や県内経済は困難に直面しておりまして、きめ細かな支援を継続的に行うことに加え、強靱で健全な経済構造への転換も進めていく必要があります。公明党県議団として10月に阿部知事に行いました来年度予算に向けての要望の中で、長期化する物価高騰により困難に直面する生活者や事業者に対しきめ細かな支援を継続的に行うよう要請させていただいたところです。

先月、国の総合経済対策とその裏づけとなる補正予算案が閣議決定され、今週から国会において予算案が審議されています。今回の補正予算案には、各自治体が地域の実情に応じて活用できる重点支援地方交付金について、国全体では昨年度の補正予算の約3倍となる2兆円が盛り込まれております。

国の総合経済対策を踏まえ、本県においても補正予算案が追加提出されました。予算編成作業など大変だったと思いますが、迅速に御対応いただき、今議会中に第一弾として提出されましたことを評価したいと思います。また、第二弾も検討されているということでございますので、県民生活の安全・安心につながる予算となるようお願いしておきたいと思います。

私は、今回の補正予算案で一番重要なことは、即効性のある事業に活用することであると思います。一刻も早く県民の皆様へ支援をお届けし、物価高騰対策の恩恵を受けていただくことが何よりも重要と考えます。

そこで、伺います。

今回の補正予算案について、物価高騰対策に即効性のある事業という観点でどのような配慮がなされているか、また、早期の執行に向けどのような工夫をしていくのか、伺います。

今回の国の補正予算案におきまして、物価高で特に影響を受ける子育て家庭への支援策として、18歳以下のお子さんお一人当たり2万円を児童手当に上乗せする事業が盛り込まれました。また、現役世代については、昨年末に103万円の年収の壁の引上げを決定し、今年の年末の確定申告で働く方ほぼ全ての方に2万円から4万円の所得税減税が行われることになっています。

一方で、生活苦は、年金生活者や独り親家庭などの低所得世帯で深刻さを増しておりまして、そのような方々への丁寧な支援が重要です。これまで行われてきました物価高騰に対する総合経済対策では、国のほうで住民税非課税世帯への現金給付を行い、本県では国の事業の対象にならない住民税所得割非課税世帯への給付を行っていましたが、今回、国の支援メニューに住民税非課税世帯への現金給付は入っていません。物価高騰で一番苦しんでいる低所得世帯への支援もしっかり行うべきと考えます。

そこで、県として、低所得世帯への支援を行うことについて、今回の補正予算案の編成に当たりどのような検討がなされ、反映されているか、伺います。

県の補正予算案の編成に当たり、県民の可処分所得を増やす取組も重要と考えます。物価高騰で一番影響を受けているのが食料品で、ここへの対応が大変重要になってきます。直接食料品の購入支援を行う方法もありますが、今回の重点支援地方交付金の推奨事業メニューには、消費下支え等を通じた生活者支援として、ＬＰガスや灯油を使用している世帯への給付や、水道料金の減免などの支援メニューが盛り込まれています。これらの生活インフラへの負担軽減を行うことにより、可処分所得を増やして食料品の購入に充てていただく取組を行うことが重要と考えます。

そこで、県の補正予算案の編成に当たり、県民の可処分所得を増やす考え方がどのような形で反映されているのか、伺います。

県民の可処分所得を増やす方法として効果的なのが、水道料金への支援です。理由を申し上げますと、この水道料金の減免は、より多くの県民の皆さんに恩恵があること、また、商品券の発行などに比べると事務手数料がかからないこと、そして、早期の対応が可能であることなどから大変有効な物価高騰対策であると考えます。

国では、生活インフラの支援として、電気や都市ガス料金の負担軽減を行うこととしていますが、県においても、重点支援地方交付金を活用して、ＬＰガスや水道料金など、より多くの方が利用される生活インフラの負担軽減を行うことが重要と考えます。そのうち、ＬＰガスについては今回も支援を行っていただくことについて事業化されておりますけれども、ほとんどの県民が利用する水道料金について市町村と連携をして支援を行うべきと考えますが、いかがか。伺います。

また、今回の補正予算案の編成に当たり、県営水道の料金減免についてどのような検討がなされたのか。以上の点について知事に伺います。

ここまで、生活者への支援についてお伺いしてきましたが、物価高騰に苦しむ中小企業や小規模事業者への支援も重要です。重点支援地方交付金の推奨事業メニューに、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備が盛り込まれておりまして、賃上げ環境を整備するための支援や物価高騰によるコスト高対策のための支援を講じるべきと考えます。今回の補正予算案にはそのあたりについては盛り込まれていませんが、しっかりと支援を行っていただきますよう私のほうからも要望させていただきます。

今、物価高で一番お困りの県民の皆様に、一刻も早く支援をお届けし、恩恵を受けていただくことが重要です。今回の補正予算により、物価高から県民の暮らしや事業者を守るための施策が迅速に、また的確に行われることをお願いいたしまして、公明党長野県議団を代表しての質疑といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）補正予算に関連して5点御質問を頂戴いたしました。

まず、事業の早期執行に向けどう工夫をしているのかという御質問でございます。

今回の予算編成に当たりましては、所得の少ない方や子育て世帯など物価高騰の影響が重くのしかかっている方々への支援を中心に据えて、議員御指摘のような即効性も意識しながらきめ細かな施策を盛り込んだところでございます。

今回予算計上いたしました事業の多くは、まいさぼやフードバンク団体を通じた食料品支援などこれまでも実施してきた対策を改めて実施しようというものでありまして、そのため、迅速な事業執行が容易に行えるというふうに考えております。また、独り親家庭への給付金につきましては、市との役割分担の下で、児童扶養手当支給の仕組みを活用することで円滑かつ早期の支給を実現していきたいと考えております。

予算を御議決いただきましたら、物価高騰の影響に直面している方々に一日も早く政策効果を実感いただくことができるよう、速やかな事業執行に努めてまいります。

続きまして、低所得世帯に対する支援の検討と補正予算への反映についてという御質問でございます。

今回の補正予算案の検討に当たりましては、物価高騰の影響を最も受けている低所得世帯の皆様との生活を何としても支えなければならないという強い思いの下、国の交付金の活用方針や既存施策との整合性等も踏まえて必要な施策を検討してきたところでございます。

生活支援につきましては、市町村との役割分担も念頭に置き、県としては生活に困窮する方々に対する食料支援や光熱費負担の軽減など、生活の基礎を守るための支援を確実に行うことを重視したところでございます。

具体的には、国の子供給付に加えて、町村在住で児童扶養手当を受給されている独り親世帯に対し子供1人当たり1万円を支給するほか、生活就労支援センター「まいさぼ」における生活必需品やLED照明の提供に必要な予算を増額して、日々の暮らしに直結する支援を強化してまいります。さらに、生活保護世帯を含む住民税非課税世帯へのエアコン設置を支援する市町村に対して助成するほか、信州こどもカフェ、県フードサポートセンター、フードバンク団体を通じた食料品支援を一層後押ししていきたいと考えております。

今後とも、市町村や関係団体等と緊密に連携して、生活にお困りの方々に必要な支援を途切れなくお届けできるよう全力で取り組んでまいります。

続きまして、県民の可処分所得を増やす考え方がどう反映されているのかという御質問でございます。

今回の補正予算案は、足元の物価高騰の影響を最も受ける所得の少ない方や独り親世帯などへの支援も含め、家計の可処分所得を確保することを意識して編成したところでございます。

加えて、国の支援対象外となるLPガス利用者に対する料金支援により幅広い県民の負担軽減を図るとともに、住宅への太陽光発電設備等の導入や省エネ家電等への買換え支援により、中長期的に家計負担を軽くするための支援策も盛り込んでおります。

また、可処分所得を増やすためには、何よりも実質賃金の改善が不可欠であります。県では、既に9月補正予算において賃上げ環境整備支援事業を計上させていただき、中小企業が持続的に賃金の引上げを行うための環境整備を支援しているところでございます。こうした事業の効果を見極めながら、今後県としての総合経済対策を策定していく中におきましても、県民の皆様方の可処分所得の向上を図るための施策を引き続き検討してまいります。

続きまして、水道に関連して2点御質問をいただきました。市町村と連携した水道料金の支援について、そして県営水道の料金減免についてでございます。

今回提出いたしました補正予算案の編成に当たりましては、先ほど申し上げたように、所得の少ない方や物価高騰の影響を特に受けている方々への支援にまずは重点を置いたところでございます。

水道事業につきましては、老朽化対策や耐震化工事が急務であることに加えまして、人口減少に伴う料金収入の減少など、将来にわたって持続可能な形で安定経営を行う、まずはこの安定経営が重要だと思っておりますが、そのための課題が多く、広域化や業務の共同化、デジタル化の推進等に各水道事業者が現在鋭意取り組んでいるところでございます。

もとより、水道事業は、独立採算の原則に立って適正に料金設定するというのが原則であり、また、一般会計からの繰入れも厳格に行うべきものとされております。また、県内の水道事業者は、上水道、簡易水道、大変多くの事業者があり、それぞれ置かれている状況や経営状況も様々という状況でございます。今後継続的に料金を抑制していくということがなかなか難しい状況にありまして、一時的に料金を引き下げることについては慎重に検討すべきものではないかというふうに考えております。

企業局の県水道エリアにつきましては、関係市町と様々な角度からいろいろな情報交換を行っているというふうに聞いておりますが、先ほど申し上げたような考え方を基本にして慎重に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（依田明善君）次に、山口典久議員。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）日本共産党県議団の山口典久です。県議団を代表して、第46号「令和7年度長野県一般会計補正予算（第5号）案」に関する質問を行います。

今議会に提案された補正予算案、いわゆる追加分は、国の総合経済対策の策定を受けて、一

般会計108億2,045万1,000円に上るもので、物価高騰で生活にお困りの方への支援、食料品の価格高騰対策、エネルギー価格高騰対策、医療・介護分野等への賃上げ・物価上昇対応支援等が打ち出されています。

11月に発表された長野市の消費者物価指数は、総合指数は2020年を100として114.4となり、前月比は0.7%上昇、また、前年同月比は2.8%上昇し、50か月連続で前年同月を上回りました。異常なまでの物価高騰で県民が苦しみ続ける中で、補正予算案には、私たちもこの間要望してきた県民の切実な願いが盛り込まれていることを歓迎します。同時に、これらの施策が一層効果を発揮するよう、以下、質問をいたします。

最初に、住民税非課税世帯エアコン設置促進事業について質問します。

近年の猛暑の中でエアコンもなく暮らすことは、熱中症を引き起こす大きな要因となっており、健康というより命に関わる問題です。生活保護世帯に加え、住民税非課税世帯にも設置補助が行われることは貴重な前進と考えますが、対象は市町村が実施する支援事業となっています。

そこで、支援を実施しない市町村の住民にも県としての支援ができないでしょうか。また、設置を申し込む際の手続の簡略化や、早期に設置する手だてを市町村と検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、医療・介護分野等の賃上げ・物価上昇対応支援について伺います。

県下でも、医療機関の経営悪化が働く人の手当等にも影響し、社会問題になっています。また、訪問介護報酬の引下げが事業所の経営を圧迫し、人手不足に拍車をかけ、廃業や倒産も広がっています。

そこで、今回の賃上げ・物価上昇対応支援による医療と介護分野における賃上げ額を伺います。また、財源は交付金ではなく国の事業とのことですが、困難な中で頑張っている医療・介護分野で働く人を支えるために、さらなる上乘せなど処遇改善につながる取組を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

介護施設等サービス継続支援事業について質問します。

介護施設等サービス継続支援事業では、設備・備品の購入費用や食料品購入費用等を補助するとしていますが、同様の支援は、障害福祉サービス事業所等からも求める声が上がっています。賃上げ支援の上乘せと同様に、補正予算の活用、県の経済対策への盛り込みを検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。以上、健康福祉部長に伺います。

保育士の賃上げについて質問します。

医療・介護分野とともに、ケア労働の現場である保育士の賃金は、全産業平均と比べて約6万円低いと言われています。こうした中、働き方が厳しいこともあり、現場の人手不足は深刻

で、保育士資格を持つ人のうち4割弱しか働いていない状況です。保育士の賃金は公定価格ですが、国の処遇改善策も十分な効果が上がっておらず、賃金引上げの対策が必要と考えます。県の所感をこども若者局長に伺います。

食料品の価格高騰対策に関連して質問します。

補正予算には、子供の居場所の取組として、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品等のリユースなど複数の機能を提供している信州こどもカフェへの緊急的な支援が盛り込まれました。

一方、信州こどもカフェと同様に、若年層や高齢者を含め生活にお困りの方の居場所として食事提供などを行っている「絆」再生事業実施団体も運営困難を来しており、支援が求められています。国の補正予算の活用も検討していただきたいが、いかがでしょうか。健康福祉部長に伺います。

米の高騰対策は市町村事業とされていますが、お米券の評価や対応は自治体によって異なります。この間のお米の価格上昇を踏まえ、県としてどのような対策を考えているか、農政部長に見解を伺い、質問を終わります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には4点お尋ねがありました。

初めに、住民税非課税世帯エアコン設置促進事業についてでございます。

この事業は、各市町村において地域の実情に応じて事業の実施を判断していただくものであり、事業を実施しない市町村の住民に対し県として直接支援を行うことは考えておりませんが、補正予算を御承認いただいた後は、速やかに市町村への説明及び意見交換会を開催し、できる限り多くの市町村に実施いただけるよう働きかけてまいります。

一方、設置を申し込む際の手続の簡略化や早期の設置など円滑な事業実施に向けては、市町村と連携しながら検討を進めることが重要と考えており、事務処理要綱等について県が標準例を示すなど、申請を受け付ける市町村窓口の実態に即した対応を図り、住民の皆様にとって利用しやすい事業となるよう取り組んでまいります。

次に、医療・介護分野等の賃上げ・物価上昇対応支援についてでございます。

医療分野における賃上げ支援については、有床診療所が1床当たり7万2,000円、内科・歯科・無床診療所及び訪問看護ステーションが1施設当たりそれぞれ15万円、22万8,000円となっております。保険薬局については、1施設当たり7万円から14万5,000円となっております。この支援額の中から、施設の実情に応じて賃上げがなされるものと承知しております。

介護分野の賃上げ等の支援については、介護従事者に対して1人当たり月1万円の6か月分、6万円相当の賃上げ支援に加え、上乗せ分として、生産性向上や事業の協働化等に取り組む場合は1人当たり月5,000円の6か月分、3万円相当。職場環境改善に取り組む場合は、1人当

たり月4,000円の6か月分、2万4,000円相当の支援を行います。

今回の国の総合経済対策には、賃上げ支援のほか、テクノロジーを活用した業務の効率化や職場環境改善に取り組む医療機関及び介護事業所・施設等を支援する事業が盛り込まれていることから、今後こうした事業の活用等について検討し、さらなる処遇改善につなげてまいります。

三つ目に、障害福祉サービス事業所等のサービス継続への支援についてでございます。

物価上昇の影響がある中においても、必要なサービスの円滑な提供は、介護事業所と同様、障害福祉サービス事業所等においても重要であると認識しております。このため、介護施設等サービス継続支援事業の趣旨や内容を確認しながら、価格高騰下において障害福祉サービスの継続に必要な支援についても今後検討してまいります。

最後に、「絆」再生事業実施団体に対する支援でございます。

議員御指摘の「絆」再生事業実施団体については、県として平成23年度から毎年補助金を交付し、その活動を支援しております。今年度は、県内の各圏域で活動する6団体に対して補助を行っており、各団体がそれぞれ定期的に生活困窮者に対するお困り事相談会や食事提供などの支援を行っていただいているところです。

こうした取組は、地域にとっても大変意義のあるものと認識しておりますが、近年、参加者の固定化や、支援する側、される側双方の高齢化が進んでおり、活動内容の見直しが必要な時期に来ている状況もあると承知しております。県といたしましては、現場の実態や課題等を丁寧にお聞きしつつ、他の民間団体とのバランスも見ながら支援の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には保育士の賃上げの必要性への所感について御質問をいただきました。

他産業と比較した保育士の賃金水準につきましては、平均年齢や勤続年数が違うこともあり一概に比較はできませんが、現場の保育士等からは、職務に見合った水準になっていないとの声も多く寄せられ、また、保育士確保や定着の観点からも改善が必要であると認識しております。

現在、公立の保育所保育士の賃金は普通交付税で、また、私立保育所保育士の賃金は国が定める公定価格に基づき市町村から事業者を支払われる委託費により賄われておりますが、この公定価格のうち保育士の人件費分につきましては、昨年度は対前年度比で10.7%引き上げられ、本年度も5.3%引き上げられる予定であり、処遇改善に向けた対応が進んでおります。

また、県では、これまで、国に対して保育現場の実態に見合う改善となるよう要望を行うとともに、公定価格改定による人件費の増加分が保育士等の賃金に適切に反映されるよう、市町村を通じて設置法人等に要請してまいりました。

あわせて、公立保育所における処遇改善につきましては、県と市町村の子育て支援合同検討チーム等において、会計年度任用職員から任期付職員等への移行や、会計年度任用職員の処遇改善に関する依頼を行ってきたところです。

今後とも、多様な保育ニーズに応えられる質の高い保育の充実に向け、市町村等と連携し、労働実態に応じた処遇となるよう引き続き国に強く要望する等、保育士の処遇改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には米の価格上昇を踏まえた県の対策について御質問をいただきました。

米の価格高騰は、国の需給見通しの誤りや複雑な流通構造など様々な問題が重なり、需給バランスが崩れたため発生したものと考えられることから、生産者も消費者も納得できる価格で安定的に供給・消費されるよう、必要量を的確に捉えていくことが重要と考えております。

このため、県では、県産米を確保し県民にしっかり届ける仕組みを構築することが重要と考え、本年7月に長野県産米生産・流通・消費等検討会議を設置し、生産量と価格について関係者と議論を深めており、生産量は検討データに基づき安定的に供給できる規模を来年の目安値として設定したところでございます。

さらに、今後は、シンプルで効率的なサプライチェーンの構築や米の関連情報の発信強化を図るとともに、来年4月には生産コストを考慮した価格形成等を進める食料システム法が施行されることから、法律の実効性を高めるため、県が主体的に生産コスト指標を作成するなどの対策等を講じながら、適正な価格形成と価格の安定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（依田明善君） 以上で第46号の予算案に対する質疑は終局いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（依田明善君） 次に、第46号の予算案を所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表はお手元に配付したとおりであります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時23分休憩

午後 4 時25分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

●委員会審査報告書提出報告

○議長（依田明善君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、各委員長から委員会審査報告書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「7 委員会審査報告書」参照〕

●各委員長の報告

○議長（依田明善君）各委員長の報告案件を本日の日程に追加いたします。

各委員長の報告案件を一括して議題といたします。

最初に、決算特別委員長の報告を求めます。

花岡賢一委員長。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）決算特別委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、去る 9 月定例会において付託されました第24号「令和 6 年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について」及び第25号「令和 6 年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

最初に、第24号議案について申し上げます。

令和 6 年度の一般会計の決算状況につきましては、歳入総額 1 兆806億9,591万円余、歳出総額 1 兆629億3,311万円余であり、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は68億244万円余の黒字となり、前年度に比べ15億2,733万円余の減少となっております。

また、公債費特別会計以下11特別会計の決算状況につきましては、歳入総額4,620億8,294万円余、歳出総額4,523億2,376万円余で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支の総額は97億5,917万円余の黒字であり、前年度に比べ 7 億6,328万円余の減少となっております。

次に、第25号議案について申し上げます。

健康福祉部が所管する総合リハビリテーション事業会計の決算の状況は、総収益17億5,082万円余に対し総費用17億9,828万円余であり、損益は4,746万円余の純損失となっております。

次に、環境部が所管する流域下水道事業会計の決算の状況は、総収益116億9,042万円余に対

し総費用116億6,330万円余であり、損益は2,712万円余の純利益となっております。

次に、企業局が所管する電気事業会計及び水道事業会計の決算の状況についてであります。

まず、電気事業会計の決算の状況は、総収益40億1,789万円余に対し総費用39億8,640万円余であり、損益は3,148万円余の純利益となっております。この純利益となった剰余金について、減債積立金へ3,148万円余を積み立てることとしております。

水道事業会計の決算の状況は、総収益53億1,513万円余に対し総費用49億1,803万円余であり、損益は3億9,710万円余の純利益となっております。この純利益となった剰余金について、減債積立金へ3億9,710万円余を積み立てることとしております。

これらの決算及び剰余金の処分につきまして、6月定例会において当委員会を設置し、本庁及び現地機関における歳入の確保状況、予算の執行状況、事業施策の効果、成果等を慎重に審査してまいりました。その結果、知事提出議案につきましては、書面で御報告申し上げましたとおり、剰余金の処分は原案のとおり可決し、決算はいずれも認定すべきものと決定いたしました。

続いて、平成19年12月定例会において議決した、決算認定議案審査報告に対する対応状況を明らかにすることを求める決議に基づき議会へ示していただく指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的な指摘要望事項として、歳入予算の確保と適切な予算執行についてであります。

様々な県政課題に的確に対応するため、財源となる収入の確保及び収入未済の縮減になお一層努めることを要望いたします。

また、翌年度への繰越額及び不用額が多額となっている現状に鑑み、その要因を分析するとともに、事業を計画的に実施するよう要望いたします。

加えて、財務上の事務処理に関する重大な不適切事項については、決算審査に関わることから、適時適切に情報提供を行うよう要望いたします。

次に、個別的な指摘要望事項として2点申し上げます。

1点目。事業改善シートは、事業の成果を評価し、現状における課題を明らかにするために重要であることから、現在の成果指標、目標値が実質的な効果を得られる適切なものとなっているか検証し、必要に応じ見直しに努めること。また、目標値の達成、未達成の要因について分析を行い、これまでの事業の効果が十分であるか検証し、目標達成に向け、効果が不十分である場合には事業の見直しを行うこと。

2点目。県の事業は、県民に認知されることにより活用や参加が促され、成果を伝えることで県政への理解と信頼が深まることから、適切な時期及び方法により戦略的かつ効果的な広報に努めること。

以上、県当局の今後一層の取組強化や検討、改善を求めることといたしました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第24号の事件案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、県民文化健康福祉委員長の報告を求めます。

清水正康委員長。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）県民文化健康福祉委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、本日提出された補正予算案も含めて、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、請願、陳情につきましては書面で御報告申し上げましたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、県民文化部関係であります。

県民文化部からは、現在検討を進めている長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）に関して、人権政策審議会における今後の検討スケジュールや、新たに人権侵害への救済に向けた対応を担う仕組み、人権オンブズパーソン（仮称）の設置について説明がありました。

委員からは、審議会での検討期間の延長により、議論がさらに深まることに期待する発言があったほか、人権オンブズパーソン（仮称）の独立性・中立性を担保しつつ、インターネット上の人権侵害について、サイト運営事業者に対する迅速な削除要請を可能とするよう要望が出されました。

このほか、賃金格差を始めとしたジェンダーギャップ解消及びジェンダー主流化の推進と、第6次男女共同参画計画の策定状況や、高校生等の居場所となるユースセンターの設置促進に向けた取組についてなど様々な質問が出されたところであります。

次に、健康福祉部関係であります。

健康福祉部からは、来年4月からの県立木曽病院の分娩受入れ休止に伴う妊産婦への具体的な支援策について説明がありました。

委員からは、木曽地域と同様に2次医療圏内に分娩医療機関がない大北地域をはじめ、人口の少ない地域における周産期医療体制の整備について長期的な取組を求める意見があり、健康福祉部からは、安全な医療提供体制の確保に重点的に取り組みつつ、医師の確保も含めて様々な施策により引き続き尽力してまいりたいとの答弁がありました。

このほか、福祉医療費給付事業における精神障がい者の入院医療費への補助拡大の早期実現に向けた対応や、今年1日に一斉改選となった民生児童委員の県内の充足状況についてなど様々な議論が交わされたところであります。

最後に、先般判明いたしました県民文化部での国庫補助金申請事務並びに健康福祉部での精神保健福祉法に基づく行政処分における不適切な事務処理についてであります。

今回の事案は、いずれもチェック体制の不備等に起因するものであり、両部に対して県民の信頼回復のため再発防止に向けた取組を着実に実施するよう強く求めたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号及び第46号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君） 次に、環境文教委員長の報告を求めます。

百瀬智之委員長。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君） 環境文教委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、教育委員会関係であります。

発達障がいのある児童生徒が増加している現状を受け、学校現場における今後の支援策などについて複数の委員から質問がありました。

教育委員会からは、通級指導教室などニーズに応じた学びの場を整備するとともに、ウェルビーイング実践校ＴＯＣＯ－ＴＯＮ（トコトン）の成果なども踏まえながら、多様な児童生徒が自ら学び方を選択できる学校づくりに努めていくとの答弁がありました。

また、海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒などに対して、関係機関と連携した日本語指導を始めとする学びの保障の強化を求める声があったほか、学校に行きづらさを感じる子供たちのために多様な学びの場の整備やオンラインを活用した学習支援等を推進していくことについて要望が出されたところであります。

次に、環境部関係であります。

環境部からは、今月設置される長野県生物多様性センターに関して、専門的知見を生かし、関係者間の連携協力のあっせんや生物多様性に関する情報の収集・発信により、生物多様性の損失を止め、反転させる、いわゆるネイチャーポジティブの実現に向けて取り組むとの説明がありました。

委員からは、センターが中心となり、市町村や民間と連携した保全活動の仕組みづくりや、より充実した情報発信を行い、県内の生物多様性の保全を進めていくことを期待する意見が出されました。

このほか、諏訪湖環境研究センターの研究成果を踏まえた河川・湖沼の水環境保全対策の推進についての意見や、策定中の長野県廃棄物処理計画（第６期）の素案に対する要望などが出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第１号及び第46号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、危機管理建設委員長の報告を求めます。

竹内正美委員長。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）危機管理建設委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、建設部関係であります。

複数の委員から、令和8年度から始まる国土強靱化実施中期計画を踏まえた県土の強靱化の進め方について質問がありました。

建設部からは、現在進めている防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策についてはおおむね計画どおりに進捗しているものの、今後も継続的に県土の強靱化を推進する必要があることから、国土強靱化実施中期計画を踏まえ、目標を定めて計画的に実施し、その内容を県民へ伝える広報について検討していくとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、必要な予算の確保に努めることや、南海トラフ地震などの大規模災害が想定されており、地域の実情に即した対策を盛り込むことを求める意見がありました。

また、建設部から、建設産業の人材確保・育成の取組として、小中学生とその保護者を対象とした現場見学会や移住希望の首都圏の女性を対象としたイベントなどを開催し、参加された方からは大変好評であったとの説明がありました。

委員からは、あらゆる世代に建設産業の魅力ややりがいを伝える取組を高く評価するとともに、県内各地での実施や広報を戦略的に進めるよう意見が出されました。

このほか、除融雪業務の持続可能な体制づくりや、道路脇の支障木への対応など効率的な道路の維持管理、また、人口減少時代における都市計画の在り方などについて活発な議論が交わされました。

次に、危機管理部関係であります。

危機管理部から、過去の教訓を基に、様々な災害を想定した長野県総合防災訓練を行い、訓練を通じて見えてきた課題などを踏まえ、引き続き関係団体と連携して防災・減災の取組を進めていくとの説明がありました。

委員からは、NPO法人などと官民連携し、被災者支援を行うためには、平時から研修や訓練を積み重ねることが重要であるとの意見や、自衛隊との連携や情報共有に関する質問があり

ました。

このほか、防災会議への女性参画に向けた取組などについて活発な議論が交わされました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、産業観光企業委員長の報告を求めます。

丸茂岳人委員長。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君）産業観光企業委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、産業労働部関係であります。

今年度策定を進めている信州ITバレー構想2030（仮称）について、委員からは、その目指すビジョンに期待が示される一方、産業DXの現状やIT人材の不足といった課題に関する質問がありました。

産業労働部からは、これらを構想の柱として位置づけ、産業DXについてはあらゆる産業分野、レベルに応じたきめ細かな支援を今後も行っていくほか、人材不足の解消に向けては、AIを積極的に活用する企業への支援や、若者世代を中心としたAIリテラシーの向上を目指していく方針が示されました。

また、6月定例会委員会での議論も踏まえた県産加工用米等価格高騰対策事業については、即効性の高い取組を求める意見も出されるなど、様々な議論が交わされたところであります。

次に、観光スポーツ部関係であります。

委員からは、来年6月に制度開始が決定した宿泊税について、民泊事業者を含め、公平公正な徴収に向けた体制整備に関係部局と連携して取り組むよう強く求める意見がありました。

観光スポーツ部からは、関係部局が情報を共有の上、一体となって取り組んでいくとともに、民泊をめぐる様々な課題についても、観光振興の観点から所管部局と連携していく旨の答弁がありました。

このほか、令和9年に開催が予定されている信州デスティネーションキャンペーンにおける取組の方向性や、障がい者スポーツの普及促進等についても様々な議論が交わされました。

次に、企業局関係であります。

企業局からは、来年度からの10年間を計画期間とする次期経営戦略案について説明があり、本県の水の恵みを生かした電気・水道各事業の今後の主要な取組のほか、技術革新や企業局の知見などを踏まえ、例として水素の利活用など新たな事業の研究を行っていく方向性が示されました。

委員からは、これに対する評価とともに、公営企業として経済性の発揮や公共の福祉増進に資する多様な事業を対象とした研究を求める意見がありました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号及び第46号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君） 次に、農政林務委員長の報告を求めます。

埋橋茂人委員長。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君） 農政林務委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、農政部関係であります。

委員からは、農業の担い手の減少が進む中で、今後の農業経営の在り方や農地の基盤整備の方向性について質問がありました。

農政部からは、大規模経営者は増加しており、今後も農地の集約化やスマート農業の推進が必要であるが、長野県の農地は中山間地域が主となることから、地形条件を踏まえた区画の拡大を進めていくとの説明がありました。

これに対し、委員からは、所有者が安心して農地を貸し借りすることができる仕組みづくりも必要であるため、農地中間管理機構の体制強化にも力を入れていくべきとの意見が出されました。

そのほか、松本食肉施設への対応について、生産者が将来に向けて夢と希望を持って畜産業を継続していくためにも、長期的な支援の方向性を含めた将来像を示すべきとの意見や、家畜飼料の地域内生産など耕畜連携による畜産振興も推進すべきとの意見がありました。

次に、林務部関係であります。

林務部からは、ツキノワグマ対策として、知事を本部長とするツキノワグマ対策本部を新たに設置し、人身被害ゼロを目標に掲げ、全庁的な連携のもと対策を推進していくとの説明がありました。

委員からは、9月から施行された緊急銃猟制度について、市町村の不安も多いことから、しっかりと理解と協力が得られるように丁寧に説明をすべきとの意見や、野生鳥獣とのすみ分けを行うゾーニング管理の導入や人材育成を推進すべきとの意見がありました。

これに対し、林務部からは、市町村や関係者との連携の下、国の取組も踏まえながら県として必要な支援を行うとともに、専門人材の確保育成に向けて取組を進めていくとの答弁がありました。

このほか、県産材利用方針の見直しに当たり、関係機関との役割分担の明確化や、建築物木材利用促進協定の推進による県産材利用の拡大への意見がありました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、総務企画警察委員長の報告を求めます。

大畑俊隆委員長。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）総務企画警察委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、警察本部関係であります。

来年4月1日から施行される自転車に対する交通反則通告制度について、16歳以上が対象となることから、高校生等への制度周知をはじめ、近年の自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しい状況にあることを踏まえ、自転車利用者に対する効果的な交通安全教育の推進に努めていくよう意見が出されました。

警察本部からは、これまでと同様に交通ルールの周知徹底を図っていくことや、自転車ルールブックを活用し、年代を問わず、自転車を利用する人に対して交通反則通告制度や自転車ルールを徹底するよう指導啓発等に取り組んでいくとの答弁がありました。

このほか、警察職員採用試験の受験者が減少していることから、増加に向けた今後の取組について質問が出され、警察本部からは、職員一人一人がリクルート活動を行っていくという気持ちを持ちつつ、柔軟な発想で採用活動に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、総務部、企画振興部関係であります。

企画振興部からは、知事の韓国訪問等の国際交流について説明がありました。

韓国には、私を含めて数名の当委員会の委員等も同行しまして、さらなる交流の促進に向けて取り組んでまいりました。今回の訪問を踏まえ、委員からは、来年の江原特別自治道との友好交流協約締結10周年を契機として交流・協力関係を一層深めることや、さらなる信頼関係の構築、相互理解が一段と進むよう職員交流の検討を行うことについての要望がありました。

加えて、信州まつもと空港における韓国とのチャーター便等の促進に向けて着実に取り組むことなど様々な意見が出され、議論が交わされました。

このほか、委員からは、カスタマーハラスメントの対応について、正しい知識の周知や相談

体制の整備により、職員が安心して働くことができる対策を進めるよう求めたほか、予算関連業務に係る新システム構築について、予算編成過程の透明化や県民の意見が反映できる仕組みを検討するとともに、一元的な管理によりPDCAサイクルにつなげていくことの必要性など様々な意見や質問が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（依田明善君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号及び第46号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、決算特別委員長の報告中、第24号「令和6年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について」につき討論をいたします。

藤岡義英議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

藤岡義英議員。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）日本共産党県議団の藤岡義英です。県議団を代表して、第24号、令和6年度長野県一般会計決算について、不認定の立場で討論を行います。

決算認定は、主に収入支出の適法性、正当性を確認し、その結果を今後の行財政運営の改善に生かすために重要なチェック、評価の役割を果たしています。

令和6年度一般会計決算は、歳入額1兆807億円、歳出額1兆629億円、いずれも5年連続で1兆円を超えるものでありました。

令和6年度は、4月から3歳未満児の保育料の第3子以降の無償化、また、県独自の助成対象が通院・入院ともに中学校3年生まで拡大されました。これにより、市町村は18歳までの独自の助成制度に財源を充てやすくなりました。私たちも、重ねて要望してきた子育て支援策が実施されたことは評価いたします。

一方で、令和6年度は、物価高騰、実質賃金の継続的な低下で、県民生活、県内業者の営業は深刻な打撃を受けていました。この状況は令和7年度も続いています。緊急の対策が国にも

県にも求められていました。特に、長野県では、ガソリン価格の全国最高水準が続き、県民生活を苦しめていました。

実質賃金マイナスが続く中、国の賃上げ減税や業務改善助成金などの支援策では中小企業は使いづらく、効果も不十分です。大手と中小の賃金格差は広がり、防衛的賃上げも限界に達して、「人手不足倒産」は増勢をたどっています。私たちは、繰り返し県独自の賃上げ直接支援制度の創設を求めてきましたが、実施に至っていません。

県民も事業者もこんなに苦しんでいる時に、県独自に実施された政策は、宿泊税という増税政策でありました。納税事業者である宿泊業者からは今でも異論が出されるなど、観光関係者、県民への説明が不十分です。

F・POWERプロジェクトは、令和6年11月1日、征矢野建材に引き続きソヤノウッドパワーも経営が破綻しました。25億円弱を支援した県は、プロジェクトに主体的に関わった当事者として重い責任がありますが、責任の言及がありません。検証もされておられません。

リニア中央新幹線建設計画について、JR東海は、令和6年3月、令和9年の開業を正式に断念することを発表。開業時期は見通せない状況で、地域のまちづくりにも影響を与えています。国とJR東海に対し建設計画の検証を求めるべきです。

歳入面では、歳入額の約19%が地方消費税や地方交付税に含まれる消費税由来のものとなっており、問題です。消費税は、税率が高いほど、企業は給与を外注費に置き換え、節税対策を行うため、結果的に正規雇用が減り、賃金抑制や非正規化の要因となっています。さらに、生活必需品の課税で、物価上昇、実質賃金の低下、家計消費を冷え込ませるという悪循環を招き、県民を苦しめています。

消費税減税を求める世論が高まっている中で、歳入の重要な財源として消費税に大きく依存している県財政を認めるわけにはいきません。国に対し、税率の引き下げ、廃止を求めながら、累進課税を基本とした新たな財源を要請すべきです。

相次ぐ病院や介護施設などの経営難、バス路線などの減便・縮小、生活困窮者の増加など、地域サービス崩壊が顕著になった令和6年度。しかし、その決算内容は、暮らし、営業への支援を強く求める県民の切実な要望に応えるには不十分であることを指摘せざるを得ません。

来年度予算では、県独自の役割を発揮し、県民生活向上へつなげる編成を求め、一般会計決算の不認定の討論といたします。

○議長（依田明善君） 以上で討論は終局いたしました。

本件を採決いたします。

本件、委員長の報告は原案認定であります。本件、委員長の報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（依田明善君）起立多数。よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

○議長（依田明善君）次に、各委員長の報告中、第1号「令和7年度長野県一般会計補正予算（第4号）案」及び第46号「令和7年度長野県一般会計補正予算（第5号）案」につき一括して討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、各委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案それぞれ、各委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ各委員長の報告どおり可決されました。

●閉会中継続審査及び調査の申し出

○議長（依田明善君）次に、各委員長から、目下委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第100条の規定により閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

○議長（依田明善君）以上で今定例会における案件を全部議了いたしました。

知事から挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本定例会に提出いたしました議案につきまして、それぞれ慎重審議をいただいた上で御議決を賜り、誠にありがとうございました。

本日の追加議案につきましては、短時間での審議をお願いすることとなりましたが、迅速かつ丁寧な審議をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

審議に際し議員各位から様々な御意見を頂戴いたしました。今後の県政運営に当たりまして

十分参考とさせていただき、お認めいただいた補正予算につきましては速やかな執行に努めてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも、御自愛の上、なお一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）以上で本定例会を閉会いたします。

午後５時３分閉会

議 案 等 の 部

議 案 等 の 部 目 次

1 議 案

(1) 知事提出議案

(令和 7 年11月27日上程・令和 7 年12月12日可決)

第 1 号	令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案	1
第 2 号	令和 7 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 1 号）案	12
第 3 号	令和 7 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 1 号）案	14
第 4 号	令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）案	16
第 5 号	令和 7 年度長野県電気事業会計補正予算（第 1 号）案	17
第 6 号	令和 7 年度長野県水道事業会計補正予算（第 1 号）案	19
第 7 号	長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案	21
第 8 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	23
第 9 号	一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例案	58
第 10 号	長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	70
第 11 号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	91
第 12 号	長野県都市公園条例の一部を改正する条例案	93
第 13 号	長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	99
第 14 号	高等学校設置条例の一部を改正する条例案	137
第 15 号	木曽広域連合規約の変更に関する協議について	138
第 16 号	当せん金付証票の発売額について	143
第 17 号	県庁災害対策用発電設備工事変更請負契約の締結について	144

第 18 号	飯田警察署庁舎ほか建築工事請負契約の締結について……………	145
第 19 号	飯田警察署庁舎ほか電力設備工事請負契約の締結について……………	146
第 20 号	飯田警察署庁舎ほか空調設備工事請負契約の締結について……………	147
第 21 号	交通事故に係る損害賠償について……………	148
第 22 号	交通事故に係る損害賠償について……………	150
第 23 号	指定管理者の指定について……………	152
第 24 号	指定管理者の指定について……………	153
第 25 号	入院措置事務に係る損害賠償について……………	154
第 26 号	指定管理者の指定について……………	156
第 27 号	指定管理者の指定について……………	157
第 28 号	県営かんがい排水事業小田切地区水路トンネル補強工事 請負契約の締結について……………	158
第 29 号	県営かんがい排水事業菅平地区ダム取水設備更新工事変 更請負契約の締結について……………	159
第 30 号	道路上の事故に係る損害賠償について……………	160
第 31 号	一般国道361号道路改築工事（姥神峠道路 0 号橋）請負 契約の締結について……………	162
第 32 号	一般国道141号道路改築工事（平原大橋）変更請負契約 の締結について……………	163
第 33 号	一般国道418号道路改築工事（天竜川橋）変更請負契約 の締結について……………	164
第 34 号	一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）変更請負契約 の締結について……………	165
第 35 号	一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契 約の締結について……………	166
第 36 号	松本平広域公園陸上競技場建築工事変更請負契約の締結 について……………	167
第 37 号	松本平広域公園陸上競技場電気設備工事変更請負契約の 締結について……………	168
第 38 号	松本平広域公園陸上競技場競技施設整備工事変更請負契	

	約の締結について……………	169
第 39 号	松本平広域公園陸上競技場衛生設備工事変更請負契約の 締結について……………	170
第 40 号	指定管理者の指定について……………	171
第 41 号	情報通信機器の購入について……………	172
第 42 号	松本美須々ヶ丘高等学校普通教室棟改修工事変更請負契 約の締結について……………	173
第 43 号	小諸義塾高等学校（仮称）新棟ほか建築工事変更請負契 約の締結について……………	174
第 44 号	小諸義塾高等学校（仮称）大体育館ほか建設工事変更請 負契約の締結について……………	175

（令和 7 年11月27日上程）

報第 1 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	183
報第 2 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	185
報第 3 号	証拠物保管中の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	187
報第 4 号	拾得物保管事務に係る損害賠償の専決処分報告……………	189
報第 5 号	交通取締り中の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	191
報第 6 号	雑踏警備中の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	193
報第 7 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	195
報第 8 号	入院措置事務に係る損害賠償の専決処分報告……………	197
報第 9 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	199
報第10号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	201
報第11号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	203
報第12号	河川隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	210
報第13号	急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償の専 決処分報告……………	212
報第14号	訴えの提起の専決処分報告……………	214
報第15号	訴えの提起の専決処分報告……………	216
報第16号	高等学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	218

（令和 7 年12月 2 日上程・令和 7 年12月 5 日可決）

第 45 号 人事委員会委員の選任について……………	176

(令和 7 年12月12日上程・同日可決)

第 46 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算 (第 5 号) 案……………	177

(2) 議員提出議案

(令和 7 年12月 5 日上程・同日可決)

議第 1 号 こども誰でも通園制度の安定的な運用の実現を求める意見書 (案) ……………	220
議第 2 号 地方大学への財政支援の拡充を求める意見書 (案) ……………	221
議第 3 号 医師の確保対策の充実を求める意見書 (案) ……………	222
議第 4 号 OTC 類似薬の患者負担に係る慎重な議論を求める意見書 (案) ……………	223
議第 5 号 広く国民の意思を反映した衆議院議員選挙制度の実現を求める意見書 (案) ……………	224
議第 6 号 暫定税率の廃止に伴う安定的な代替財源の確保を求める意見書 (案) ……………	225
議第 7 号 特別支援教育コーディネーター専任化の推進を求める意見書 (案) ……………	226
議第 8 号 地域におけるバス路線の維持・確保に向けた支援の強化を求める意見書 (案) ……………	227
議第 9 号 難病医療費助成制度に係る申請手続の簡素化に向けた支援の強化を求める意見書 (案) ……………	228
議第10号 多文化共生社会形成に向けた支援の強化を求める意見書 (案) ……………	229
議第11号 オンライン診療の推進に向けた環境整備を求める意見書 (案) ……………	230
議第12号 巨大災害発生に対する連携体制の強化を求める意見書 (案) ……………	231
議第13号 重点支援地方交付金の拡充を通じた地方創生の実現を求める意見書 (案) ……………	232

2 諸般の報告

(令和7年11月27日報告)

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	233
令和6年度長野県内部統制評価報告書について	234
令和7年度定期監査の結果に関する報告について	235
現金出納検査結果	236
職員の給与等に関する報告及び勧告について	238

(令和7年12月2日報告)

人事委員会意見回答	264

(令和7年12月12日報告)

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	265

3 発言通告者一覧表 266

4 請願・陳情文書表 267

5 陳情取下願 282

6 委員会審査報告書

決算特別委員会	287
県民文化健康福祉委員会	288
環境文教委員会	295
危機管理建設委員会	302
産業観光企業委員会	309
農政林務委員会	314
総務企画警察委員会	318

こども誰でも通園制度の安定的な運用の
実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
こども家庭庁長官
宛て
内閣府特命担当大臣（こども政策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

こども誰でも通園制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付制度であり、これまでも一部の自治体では試行的事業が行われてきた。

保護者等からは、こどもの成長・発達を実感する声上がる一方で、人材確保の厳しさや、限られた時間の中で、豊かな幼児教育・保育を実践することの難しさが浮き彫りとなるなど、来年度からの全自治体での実施に向けては、様々な課題への対応が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、こども誰でも通園制度の安定的な運用により、こどもの良質な成育環境を整備するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 職員配置及び設備基準を満たすための十分な財政措置等を講ずること。
- 2 保育士が不足している現状を踏まえ、制度の導入に当たっては、保育士の労働条件の改善や、地域における保育人材の確保体制の充実・強化に向けた対策を実施すること。
- 3 乳幼児数や地理的特性によって利用時間のニーズにばらつきが生じることが想定されることから、利用時間の在り方について、市町村の実情に応じた取組を進め、国の上限時間以上に実施する場合の財政措置を検討すること。
- 4 地域における他の子育て支援サービスも含めて、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。
- 5 制度の活用を図るため、利用者の更なる負担軽減を検討すること。
- 6 全国一律実施については、試行及び準備段階において自治体によっては環境が十分整っているとは言い難い現状を踏まえ、十分な経過措置を設けるなど、柔軟な対応を図るとともに、安定的な導入への支援策を講じること。

地方大学への財政支援の拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
内閣府特命担当大臣（地方創生）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方大学は、地域に根ざした人材の育成をはじめ、企業や自治体との連携を通じて、新しいビジネスや雇用を生み出すなど、地域社会の発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、地方大学の経営状況は、学生の定員充足率の低下、国立大学の運営費交付金の削減等に加え、昨今の人件費・物価高騰も影響し、より一層厳しい状況に置かれている。

少子高齢化、東京一極集中等により、地域の課題が多様化する中、技術開発等を牽引する大学の役割の重要性は増しており、地域の活力再生には、国による支援の強化が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方創生の実現に向けて、地域における知の拠点を将来にわたって発展させていくために、地方大学への財政支援を拡充するよう強く要請する。

医師の確保対策の充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国において、医師の不足が深刻化する中、地方においては、地域間・診療科間の偏在等も課題となっており、特に中山間地域・過疎地域等では、医療提供体制の確保が困難となる事例がある。

本県では、将来、県内の公立・公的医療機関等に従事する意欲のある医学生を対象に、修学資金の貸与を行うなど、医師の確保及び定着に向けた取組を進めてきたが、人手不足が慢性化する中、働き方改革への対応を迫られており、地方自治体単独の取組には限界がある。

高齢化の進展等により、更なる医療需要の高まりが想定される中、持続可能な医療提供体制を実現するためには、その担い手となる医師の養成・偏在解消に向けた抜本的な対策が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、医師の確保対策の充実を通して、地域住民の命と健康を守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 働き方の多様化等を踏まえ、医師需給推計の検証・見直しを行うこと。
- 2 地域の医師不足の解消に向け、医学部の新設や定員増を推進すること。
- 3 臨床研修医の募集定員の算定に係る激変緩和措置を廃止するなど、医師の都市部への集中を是正する抜本的な対策を講ずること。
- 4 医師の働き方改革に伴う追加的費用の影響を踏まえ、医療機関に対する財政支援を拡充すること。

ＯＴＣ類似薬の患者負担に係る慎重な
議論を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

現役世代の保険料負担の軽減を図るため、医師が処方する薬のうち、市販薬と有効成分が似ているＯＴＣ類似薬について、保険給付の在り方を見直す方針が示された。

こうした状況を受け、患者等からは、今まで保険適用されていた一般的に広く使われる解熱剤、難病の継続的な治療に必要な薬等も、市販薬と同程度の価格となるおそれがあるとして、自己負担額の大幅な増加を懸念する声が上がっている。

しかしながら、高齢化の進展に伴う医療需要の高まりが想定される中、将来にわたって国民の安全・安心な暮らしを保障するためには、制度の維持を前提としつつ、患者の経済事情にも配慮し、医療費の適正化に向けた取組が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、持続可能な国民皆保険制度を実現するため、ＯＴＣ類似薬の患者負担について慎重に議論するよう強く要請する。

広く国民の意思を反映した衆議院議員選挙制度の
実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
総 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政府は、連立政権合意書を受け、議員歳費の縮減等を目的に、衆議院議員定数の1割削減について検討を進めており、比例代表議席の大幅削減案を含め、今臨時国会での法案成立に向けた実務者協議が実施されている。

しかしながら、国民の代表である国会議員の定数削減は、地方の議席が更に減少することに加え、若者や女性などの政治参入にも影響を及ぼし、多様化する政策課題への対応力の低下等につながるおそれがある。

また、民意をより正確に反映しやすいとされる比例代表議席の削減は、小規模政党やそれを支持する国民の声を切り捨てることになるとの指摘もあり、さらには、東京の選挙区の議員定数が多い現状は、地方の声が国政に反映されにくいと、東京一極集中に歯止めがかからない要因になっていると懸念されるところである。

よって、本県議会は、国会及び政府において、選挙制度が日本国憲法が保障する国民主権及び議会制民主主義の根幹であることを踏まえ、議員定数の検討を含め、広く国民の意思を適切に反映することができる衆議院議員選挙制度の実現を強く要請する。

暫定税率の廃止に伴う安定的な代替財源の
確保を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

長期化する燃料油価格の高騰が、国民の生活及び企業経営を圧迫する中、特に自動車の利用率が高く、ガソリン等の消費量が多い地方では、家計のほか、交通・運輸業等の経営にも深刻な影響を与えている。

こうした状況を受け、国では、揮発油税及び軽油引取税の本則税率に上乗せされている、いわゆる暫定税率の廃止が決定されたが、これにより見込まれる税収減への対応に関する検討は、未だ結論に至っていない。

揮発油税等には地方財源が含まれ、特に課税主体が都道府県である軽油引取税については、その全額が地方に帰属することから、自治体の行政運営に対する深刻な影響が懸念されており、必要な事業の削減、将来世代への負担の先送り等を防ぐためにも、地方財政に対する補てん措置の実施が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、長引く燃料油価格の高騰から国民を守りつつ、地方自治体における健全な財政を維持するため、暫定税率の廃止に伴う安定的な代替財源の確保を図るよう強く要請する。

特別支援教育コーディネーター専任化の
推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、発達障害などにより学習上の困難を抱える児童生徒が増加し、一人ひとりの教育ニーズが複雑化する中、学級担任や保護者のサポート、関係機関との連絡・調整等を行う、特別支援教育コーディネーターの職責は重要性を増している。

しかしながら、現場では、特別支援学級の担任がコーディネーターを兼務せざるを得ない場合が多く、授業等の通常業務に加え、校内外の連携の中心として高い専門性も求められるなど、過重な負担により支援体制の質の低下を招くおそれがある。

支援を必要とする子供が自立し、将来に渡り持てる力を最大限発揮できるようにするためには、各関係者が協働して、個々の特性に応じたきめ細かな支援を行うことが求められており、その中核を担うコーディネーターの負担軽減に向けた環境改善が急務である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、全ての児童生徒に最適な学びの場を提供するため、財政的・人的支援の充実等により、特別支援教育コーディネーターの専任化を推進するよう強く要請する。

地域におけるバス路線の維持・確保に向けた
支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

路線バスをはじめとする地域公共交通は、通学・通勤、買物等といった住民の生活上の移動のほか、観光地へのアクセスにおいても重要な役割を担っているが、人口減少に伴い輸送需要が縮小し、収支が悪化するなど、事業者を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

また、バス業界では、昨年4月から、長時間勤務の是正を目的に、労働時間の上限規制が適用されているが、高齢化、低い賃金水準等を背景とする担い手不足が慢性化する中、運行継続のための人員補充は困難な場合が多く、本県においても、減便・路線廃止を余儀なくされる事態が生じている。

事業者は、運賃改定、別事業収益からの補てん等により経営の維持を図ってきたが、こうした自助努力には限界があることから、将来にわたる安全・安心な移動の確保に向けては、路線バスを地域の重要な社会インフラとして位置付けた上で、公的な関与の強化による運営体制の抜本的な改善が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、持続可能な地域公共交通を実現するため、事業継続に係る財政的措置の拡充に加え、国の責任による積極的な人的・物的資源の投入を図るなど、地域におけるバス路線の維持・確保に向けた支援を強化するよう強く要請する。

難病医療費助成制度に係る申請手続の簡素化に
向けた支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国の保健福祉施策では、指定難病と診断された患者に対し、高額な医療費の自己負担を軽減する助成制度が設けられており、患者とその家族が安心して療養生活を送るために不可欠な仕組みとなっている。

一方で、支給認定の有効期間は原則1年とされているが、その更新のための書類の準備には、関係窓口を複数回訪れる必要があるなど、療養生活そのものに大きな負担を抱えている指定難病患者にとっては、これらの手続が大きな重荷となっている。

国は、患者の利便性の向上を図るため、マイナンバー制度による添付書類の省略、診断書のオンライン登録等を進めているものの、自治体や医療機関ごとのデジタル環境の整備状況には差があり、申請手続の簡素化は十分に進んでいるとは言い難い。

よって、本県議会は、国会及び政府において、患者とその家族が療養生活に専念できるようにするため、更新手続のオンライン化に向けた財政支援、現場の負担軽減に資する仕組みづくりを行うなど、難病医療費助成制度に係る申請手続の簡素化に向けた支援を強化するよう強く要請する。

多文化共生社会形成に向けた支援の強化を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣 宛 て
外 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、少子高齢化により、地方の人手不足が深刻化する中、年々増加している外国人労働者は地域経済にとって欠かせない存在となっており、本県においては、多文化共生推進本部会議を設け、外国人材の受入に係る施策を総合的に推進している。

しかしながら、国際的な指標において、法の不備等を理由に、日本の外国人受入政策の遅れが指摘されている中、国内では、近年SNS上のヘイトスピーチ等が深刻化しており、外国人の権利保障の在り方が課題となっている。

今後も外国人の増加が見込まれる中、地方において、多文化共生社会の形成が急務である。あわせて外国人の違法行為への取締強化や、地域社会における共生を図るため、日本の生活ルール等の周知、社会経済情勢の変化に配慮した基本法の策定、受入れ環境の整備等が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、多文化共生社会の形成に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国籍や社会的・文化的背景が異なることを理由とした、不当な差別、人権侵害等をなくすために必要な体制を整備すること。
- 2 在留外国人との交流促進や人権教育等を通じて、多文化共生への国民の関心と理解を深めること。
- 3 在留外国人が安心して日常生活を送れるよう、就学・教育の機会を保障すること。
- 4 多文化共生推進のため、情報共有の充実、財政措置の強化等により地方自治体の支援を行うこと。

オンライン診療の推進に向けた環境整備を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

医療人材の不足及び偏在が深刻化する中、情報通信機器を用いたオンライン診療は、へき地、中山間地域等における持続可能な医療提供手段として注目されており、現場でも、看護師が患者宅を訪問して遠隔地にいる医師と連携するなど、状況に応じて様々な取組が行われている。

一方で、オンライン診療は、対面診療と比較して低報酬であり、採算面から実施が困難との声がある。国では、適切な運用に向けた法整備が進められているが、今後、在宅医療の需要の増加等も想定されることから、制度・手続の合理化による効率的な診療体制の構築が重要となる。

また、高齢者等の機器操作には困難を伴う場合が多いことに加え、医療機関側のノウハウ不足、セキュリティ対策等も依然として課題であり、地域におけるオンライン診療の普及に向けては、人的・技術的な支援も不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、オンライン診療に係る環境整備の推進により、将来にわたって住民の医療アクセスを確保するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 診療報酬体系の見直し、補助制度の充実等により、医療機関におけるオンライン診療の導入・継続を促進すること。
- 2 オンライン診療の法制化に向けた議論を加速し、現場の実態に即した運用が可能となるような仕組みづくりを行うこと。
- 3 医療分野におけるデジタル人材の育成を強化するとともに、患者の機器操作、医療機関によるICT運用等に対する支援策を講じること。
- 4 国の責任においてオンライン診療の実施状況、効果等を継続的に調査し、政策に反映すること。

巨大災害発生に対する連携体制の強化を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
防災庁設置準備担当大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

自然災害が激甚化・頻発化する我が国においては、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震、首都直下地震等の発生も懸念されている中、国民の生命・生活を守るためには、徹底した事前防災と、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の重要性が増している。

しかしながら、近年、大規模災害の現場においては、分野、所管等を超えた横断的な課題が増加しているが、消防や警察等との事前調整、自治体間の情報共有といった、関係機関同士の連携が不十分であり、被災者支援が遅れる事態が発生している。

こうした状況の中、より円滑な被災者支援に向けては、設置が決定された防災庁による統括の下、被災者の声を丁寧にすくい上げ、現場に寄り添った対応が可能となるよう、協働体制の拡充を図る必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の命と暮らしを守るために、巨大災害発生に対する連携体制の強化により、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 大規模災害等の発生に備え、国の支援体制を強化し、被災地への人員、物資、情報等の支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
- 2 医療・福祉、道路、ライフラインなど、各分野と連携し、災害対応に向けた協働体制の整備を平時から徹底すること。
- 3 新設される防災庁においては、地方自治体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
- 4 国の防災施策については、関係機関に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

重点支援地方交付金の拡充を通じた地方創生の
実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
内閣府特命担当大臣（地方創生）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

重点支援地方交付金は、エネルギー価格高騰対策、地域公共交通の確保等、その時々为社会経済情勢を踏まえたテーマ設定の下、地域の実情に応じた政策展開に寄与してきた。

しかしながら、米に代表される食料品価格の高止まりで家計の負担が増しているほか、仕入れ価格の高騰を商品価格に転嫁できず、事業者も資金繰りが悪化するなど、地域経済は厳しい状況に置かれている。

物価高の克服による国民の安全・安心の確保に向けては、地域の活力増進が重要であり、国と地方が一丸となって、住民生活及び事業経営等へのきめ細かな支援に取り組むことが求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、重点支援地方交付金の拡充を通し、地方創生を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 地方自治体が自立的に課題解決に取り組める環境を整えるため、重点支援地方交付金に必要かつ十分な額を措置すること。
- 2 重点支援地方交付金を迅速かつ確実に配分すること。
- 3 重点支援地方交付金の効果的かつ効率的な運用のため、地方自治体に対して、制度の趣旨、要件等について丁寧な説明を行うとともに、技術的支援を適切に講じること。

全 議 員 様

長野県議会議長 依 田 明 善

令和7年11月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
副 知 事	新 田 恭 士
危機管理部長	渡 邊 卓 志
企画振興部長	中 村 徹 久
企画振興部交通政策局長	村 井 昌 久
(12月2日から12月5日までの会議)	
総 務 部 長	須 藤 俊 一
県 民 文 化 部 長	直 江 崇
県民文化部こども若者局長	酒 井 和 幸
(12月2日から12月5日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	笹 淵 美 香
環 境 部 長	小 林 真 人
産 業 政 策 監	田 中 達 也
産 業 労 働 部 長	米 沢 一 馬
産 業 労 働 部 営 業 局 長	田 中 英 児
(12月2日から12月5日までの会議)	
観 光 ス ポ ー ツ 部 長	高 橋 寿 明
観 光 ス ポ ー ツ 部 国スポ・全障スポ大会局長	北 島 隆 英
(12月2日から12月5日までの会議)	
農 政 部 長	村 山 一 善
林 務 部 長	根 橋 幸 夫
建 設 部 長	栗 林 一 彦
建設部リニア整備推進局長	室 賀 莊 一 郎
(12月2日から12月5日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	柳 沢 由 里
公 営 企 業 管 理 者 公 企 業 局 長 事 務 取 扱	吉 沢 正
財 政 課 長	塚 本 滉 己
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	松 本 順 子
教 育 次 長	清 水 寛 彦
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
警 務 部 長	長 瀬 悠
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

7 コ行第 154 号
令和 7 年（2025 年）11 月 25 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和 6 年度長野県内部統制評価報告書について

このことについて、地方自治法第 150 条第 6 項の規定により、令和 6 年度長野県内部統制評価報告書審査意見書を添えて、別紙のとおり報告します。

(別紙は掲載を省略する)

(写)

7 監査第 55 号
令和 7 年（2025 年）11 月 25 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員	増 田 隆 志
同	青 木 孝 子
同	柄 澤 千恵子
同	酒 井 茂

令和 7 年度定期監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、令和 7 年 2 月 4 日から令和 7 年11月 11 日までの間に 349機関について監査しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7 監査第 3－7 号
令和 7 年(2025年)11月 4 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 7 年 9 月 29 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 7 年 8 月 31 日現在の令和 7 年度 8 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885,000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 7 年 8 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 7 年 8 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 7 年 8 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

7 監査第 3－8 号
令和 7 年(2025年)11月20日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 7 年10月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 7 年 9 月30日現在の令和 7 年度 9 月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で895,000円であった。

2 企業局所管関係

令和 7 年 9 月30日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 7 年 9 月30日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 7 年 9 月30日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

7人委第165号
令和7年(2025年)10月16日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定により、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

報 告

本委員会は、職員の給与、民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与並びに生計費等について調査、研究するとともに、あわせて職員の人事管理に関して取り組むべき課題について検討しました。その概要は、次のとおりです。

第 1 職員の給与

1 職員の給与等の状況

本年 4 月現在の職員の給与等の実態を明らかにするため、「令和 7 年職員給与等実態調査」を実施しました。

実態調査の結果は、「給与等に関する報告資料」第 1 表～第 14 表のとおりです。

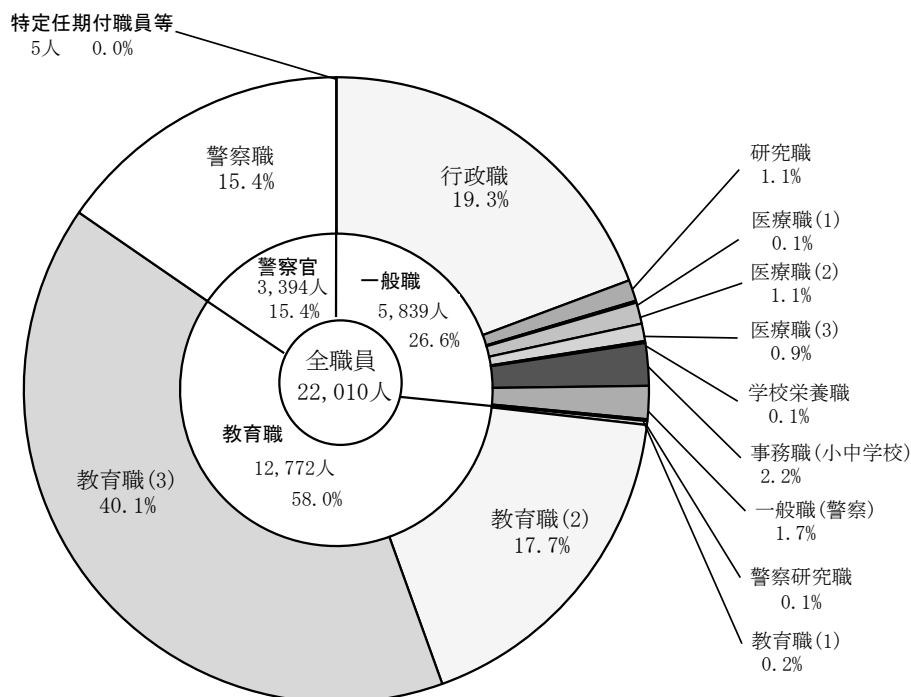
(1) 職員構成等

職員数は 22,010 人で、その内訳は、一般職員 5,839 人、教育職員 12,772 人、警察官 3,394 人及び特定任期付職員等 5 人です。

職員の平均年齢は 42.7 歳、平均経験年数は 20.0 年です。

また、男女別構成では、男性 59.9%、女性 40.1%です。

(第 1 表、第 4 表)



(2) 平均給与月額

ア 職員の平均給与月額（給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当等の合計額）は、下表のとおり 403,953 円で、昨年と比べて 9,581 円増加しています。

（第 1 表、第 3 表）

区 分	全職員	一般職員	教育職員	警察官	特定任期付職員等
平均給与月額	403,953 円	375,953 円	423,536 円	378,225 円	545,205 円

（注） 平均給与月額は、給料（給料の調整額を含む。）、教職調整額、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び義務教育等教員特別手当の合計額です。

イ 扶養手当

扶養手当の受給職員数は 8,976 人（全職員の 40.8%）で、受給者 1 人当たりの平均支給額は 22,312 円（昨年と比べて 963 円の増加）、職員 1 人当たりでは 9,101 円（同 257 円の増加）となっています。

（第 9 表）

ウ 住居手当

住居手当の受給職員数は 5,908 人（全職員の 26.8 %）で、受給者 1 人当たりの平均支給額は 25,821 円（昨年と比べて 52 円の増加）、職員 1 人当たりでは 6,933 円（同 122 円の増加）となっています。

（第 11 表）

2 民間給与の調査

本年 4 月現在の民間従業員の給与等の実態を把握するため、「令和 7 年職種別民間給与実態調査」を実施しました。

(1) 職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、人事院と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内 956 事業所のうちから無作為に抽出した 190 事業所を対象に調査を実施しました。この調査では、民間給与との比較を行っている行政職給料表、事務職給料表及び一般職給料表適用職員（以下「比較職員」という。）と類似すると認められ

る事務・技術関係職種等に該当する従業員 6,858 人について、本年 4 月分として支払われた給与月額等を調査しました。また、給与改定の状況等についても調査しました。

民間事業所からの格段の御理解と御協力をいただき、職種別民間給与実態調査の調査完了率は 88.9% と非常に高いものとなり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっています。

なお、後記 3 のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和 7 年の本県職員給与と民間給与の比較に用いる民間の調査結果は、企業規模 100 人以上の事業所におけるものとします。

(2) 調査結果の概要

実態調査の結果は、「給与等に関する報告資料」第 15 表～第 27 表のとおりであり、このうち主な内容は、次のとおりです。

ア 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所は 74.6%（昨年 64.1%）、ベースアップを中止した事業所は 2.2%（同 1.3%）となっています。

なお、ベースアップの慣行のない事業所は 22.4%（同 34.6%）となっています。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所は 95.7%（昨年 95.4%）、定期昇給を中止した事業所はありませんでした。

（第 16 表、第 17 表）

イ 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 76.3%（昨年 62.3%）、高校卒で 55.1%（同 45.5%）となっています。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 82.2%（同 75.2%）、高校卒で 87.4%（同 82.5%）となっています。一方、初任給を据置きとした事業所の割合は、大学卒で 16.6%（同 24.8%）、高校卒で 10.1%（同 17.5%）となっています。

（第 18 表）

3 職員給与と民間給与の比較方法の見直し

本年の人事院勧告においては、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責をより重視するとともに、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識したものとするため、官民給与の比較対象企業規模の見直しが行われたところです。

また、他の都道府県の人事委員会においても同様に比較方法の見直しについて検討が進められており、多くが国に準じた見直しをした上で、公民給与の比較を行っています。

本県においても、人事院の見直しの背景と同様の状況であり、また、他の都道府県の公民比較の見直しの状況も考慮し、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則も踏まえ、比較対象企業規模を従来の 50 人以上から 100 人以上とする見直しを行うこととしました。

4 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

職員給与を民間給与と比較するに当たっては、前記 3 の見直しを踏まえた上で、民間給与を精確に職員給与に反映させるため、単純な平均給与額の比較でなく、職種、役職、年齢、学歴を同じくする者同士で、その給与額を対比する方法（ラスパイレス方式）が適当であると考えます。

本委員会では、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて、職員については一般の行政事務を行っている常勤の比較職員、民間従業員については比較職員に相当する職種にある者のうち、役職、年齢、学歴が対応すると認められるものを比較の対象として本年 4 月分の給与額を精緻に比較しました。

比較した結果、下表のとおり比較職員の給与が民間従業員の給与を 1 人当たり平均 10,853 円（2.86%）下回っていました。

民間従業員の給与 (A)	比較職員の給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) (C/B×100)
390,697 円	379,844 円	10,853 円 (2.86%)

- (注) 1 民間従業員及び比較職員ともに本年度の新規採用者は含まれていません。
2 民間従業員の給与の額には、通勤手当及び時間外手当は含まれていません。
3 比較職員の給与の額には、給料（給料の調整額を含む。）、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当が含まれます。
4 前記 3 の見直しを行わなかった場合、比較職員の給与が民間従業員の給与を 1 人当たり平均 9,084 円（2.39%）下回っていました。

(2) 特別給

民間事業所において、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）は、下表のとおり所定内給与月額 of 4.64 月分に相当しており、職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数（4.60 月）が民間従業員の特別給の支給割合を 0.04 月分下回っていました。

(第 22 表)

民間従業員の特別給の年間支給割合		職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数	
下 半 期	2.23 月	下 半 期	2.30 月
上 半 期	2.41 月	上 半 期	2.30 月
計	4.64 月	計	4.60 月

- (注) 1 下半期とは令和 6 年 8 月から令和 7 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間です。
2 前記 3 の見直しを行わなかった場合、民間事業所における民間従業員の特別給の支給割合は 4.64 月となっていました。

5 国家公務員等の給与との比較

昨年 4 月現在における国家公務員の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額と、これに相当する職員の給料月額とを、学歴別、経験年数別に国家公務員を基準とするラスパイレス方式により比較すると、国家公務員を 100 とした場合の職員の指数は 100.0 となっています。

上記指数の都道府県の平均は 99.7 であり、この数値と比べると、0.3 ポイント高い状況となっています。

また、民間給与との比較を行っている本年４月の国家公務員の行政職俸給表（一）適用職員（139,580人、平均年齢41.9歳）の給与が414,480円であるのに対し、本県の比較職員（4,890人、平均年齢43.4歳）の給与は379,844円となっています。

6 物価及び生計費

総務省の調査による本年４月の消費者物価指数は、昨年４月に比べ長野市では3.4%上昇しています。

また、本委員会が総務省の家計調査を基に算定した２人世帯、３人世帯及び４人世帯の長野市における本年４月の標準生計費は、それぞれ163,930円、191,400円及び218,860円となっています。

（第28表）

7 本年の給与に係る改定

（1）基本的な考え方

人事委員会による給与勧告は、労働基本権を制約されている地方公務員の適正な処遇を確保し、能率的な行政運営を維持するため、地方公務員法が定める情勢適応の原則に基づいて行われるものです。

本委員会では、従来から、職員の給与について、社会一般の情勢に適応するよう地域の民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与との均衡を図るとともに、生計費も考慮し、改定を行ってきました。このうち、給与の制度的側面（給料表の構造や手当の種類・内容等）については、公務としての近似性・類似性を重視して、国家公務員の給与制度に準拠することを基本とし、一方、給与水準については、国、他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域の民間給与水準を重視し、これら全体として、民間、国、他の都道府県等との均衡を図ることとしています。

（2）給与の改定

本県の職員給与と民間給与とを比較したところ、月例給については、前記のとおり、比較職員の給与が民間従業員の給与を10,853円（2.86%）下回っており、特別

給については、職員の支給月数が民間従業員の支給割合を 0.04 月分下回っています。

次に国の情勢をみると、人事院においては、本年 8 月、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等について報告及び勧告を行いました。その中で、月例給については、民間給与との比較の結果、国家公務員給与が民間給与を 15,014 円（3.62%）下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、行政職俸給表（一）について、平均 3.3%の引上げ改定を行うこととしました。

期末手当及び勤勉手当については、国家公務員の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を下回っていることから、支給月数を 0.05 月分引き上げ、4.65 月分とすることとしました。

その他、地域手当の級地別支給割合や自動車等使用者に対する通勤手当の改定などを行うこととしています。

他の都道府県人事委員会の給与勧告においても、公民較差を踏まえ、おおむね同様の方針により報告及び勧告がなされています。

本委員会は、これら諸事情を総合的に勘案した結果、本年の給与に係る改定については、次のとおり判断します。

ア 給料

行政職給料表については、公務と民間との給与の均衡を図るため、平均 3.09%の引上げ改定を行うこととします。

改定に当たっては、初任給をはじめ若年層の給与に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引上げとなるよう、人事院が勧告した俸給表に準拠することを基本とし、本県における民間給与水準を重視し、これに一律の水準調整を行うことにより全ての級・号俸の給料月額を引き上げることとします。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うこととします。

なお、この改定は、本年4月の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要があります。

イ 地域手当

本県の地域手当については、多数の職員について、全県域にわたる人事異動が予定されており、国と同じ支給地域とした場合、人事管理上支障が生じることから、県内全域を支給地域とする一方、支給割合については、国家公務員との均衡を考慮し、全県一律1.6%としているところです。

人事院は、地域手当の支給割合の見直しを段階的に実施することとしており、令和8年度の級地別支給割合について報告しています。

新たに示された令和8年度の支給割合における本県の状況は、長野市及び松本市が4%（令和7年度3%）、塩尻市が4%（令和7年度5%）、伊那市及び諏訪市が1%（令和7年度2%）となっています。

これらを踏まえ、令和8年度の支給割合について、国の制度に準じて支給した場合の支給総額を超えない範囲内での支給割合とすることとし、全県一律1.8%とします。

ウ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、国家公務員に準じて引上げ改定することとします。

エ 通勤手当

(ア) 自動車等使用者に対する通勤手当

人事院は、自動車等使用者に対する通勤手当について、令和7年度の職種別民間給与実態調査の結果に基づき、民間の長距離通勤者に対する支給額が公務の手当額を上回っている状況を踏まえ、令和8年4月から上限を「100 km以上」とすることとしました。また、現行の「10 km以上 15 km未満」から「60 km以上」

までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ引上げ改定を行い、令和7年4月に遡及して実施することとしています。

職種別民間給与実態調査における本県の状況は、国家公務員と同様に長距離通勤者に対する支給額が公務の手当額を上回っている状況であることから、現在「75km以上」としている上限を、令和8年4月から「100km以上」とすることとします。

また、支給額について、本県は一定の距離区分毎に基本額を定め、1km毎の加算額を上乗せして支給しています。現行の20km以上の区分について民間が公務を上回っていることや、多くの事業所が支給額は一定で増える制度となっていることを総合的に考慮し、2km以上の基本額を2,460円とし、1km毎の加算額を一律680円とします。この改定は、令和7年4月に遡及して実施することとします。

この改定を行った場合の主な距離毎の支給額については下表のとおりとなります。

(単位：円)

距離	5km	10km	20km	30km	40km	50km	60km	70km	80km	90km	100km
現行	4,500	7,900	14,100	20,250	26,350	30,550	34,750	38,950	41,050	41,050	41,050
R7年4月 遡及	4,500	7,900	14,700	21,500	28,300	35,100	41,900	48,700	52,100	52,100	52,100
R8年4月 以降	4,500	7,900	14,700	21,500	28,300	35,100	41,900	48,700	55,500	62,300	69,100

(イ) 月の途中で採用された職員等の通勤手当

人事院は、職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、所要の措置を講じ、令和8年10月から実施することとしました。

本県においても、月の途中で採用や人事異動が生じていることから、月の途中で採用された職員等に対して、国家公務員の改定内容を踏まえ通勤手当を

支給できるようにすることが適当です。

オ 特地勤務手当等

人事院は、勤務地を異にする異動の円滑化を図る観点から、特地勤務手当と地域手当が支給される場合には支給額を減ずる措置を廃止することとしました。

また、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）の額の算定基礎について、制度の簡素化及び人事給与業務の効率化の観点から、「現に受ける俸給等」のみを用いる方法に改めることとしています。

本県においても、勤務地を異にする異動の円滑化は人事管理上重要であり、制度の簡素化及び人事給与業務の効率化も重要であることから、国家公務員に準じて改定することとし、令和7年4月に遡及して実施することとします。

なお、へき地手当（準ずる手当を含む。）については、へき地教育振興法の改正状況を注視していく必要があります。

カ 宿日直手当

人事院は、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うこととしました。

本県の宿日直手当についても、国家公務員との均衡等を考慮し、改定することとします。

キ 期末手当及び勤勉手当

本年の調査では、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を0.04月分下回っていました。

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と比較し、0.05月単位で改定を行ってきており、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合を踏まえ、支給月数を0.05月分引き上げることとします。

なお、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することと

し、本年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和 8 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当それぞれの支給月数の引上げ分が 6 月期及び 12 月期で均等になるよう定めることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとします。

8 給与に関する課題

(1) 駐車場等の利用に対する通勤手当

人事院は、通勤の際に自らの負担により外部の駐車場を利用する職員に対し、1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を令和 8 年 4 月から新設することとしました。

本県の職種別民間給与実態調査の結果において、外部の駐車場を利用する従業員がいる事業所が少数となっています。また、本県では、令和 6 年 4 月から公共交通機関の利用促進のために、公共交通機関と自動車等を併用して通勤（パークアンドライド）する者が利用する乗継地周辺の駐車場利用料金に対する通勤手当を支給する制度を導入しています。

これらを踏まえ、公共交通機関併用者以外の駐車場等の利用に対する通勤手当について、他の都道府県の動向にも注視しつつ引き続き検討することとします。

(2) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和 8 年 4 月から措置することとしました。

本県は、最も給料月額の高い行政職給料表 1 級 1 号俸の給与額が、地域別最低賃金を超えている状況です。また、新たな手当を創設する場合には、根拠となる地方自治法の改正が前提となります。

これらを踏まえ、地方自治法の改正状況や他の都道府県の動向を注視しつつ、制

度導入について引き続き検討することとします。

(3) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

人事院は、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとしています。

本県においてはこれまでも、給与の制度的側面については、国家公務員の給与制度に準拠することを基本としていることを踏まえ、今後示される国家公務員の制度の内容や、他の都道府県の動向を注視し、本県の実情に留意しながら、対応を検討していくこととします。

なお、人事院は、令和8年4月から、職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求める在級期間に係る制度を廃止することとし、これに関連する初任給制度等の諸制度についても見直しを行うこととしています。

職務・職責を重視した給与の実現については本県においても重要な課題であり、在級期間に係る制度について廃止する方向で検討することとします。

(4) 教育職員の処遇改善

令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律、いわゆる「給特法」等の改正法が成立しました。

給与面では、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置が講じられることとなります。

教育職員の処遇改善については、本県においても重要な課題であり、給特法改正の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要があります。

9 実施の要請

人事委員会では、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するよう地方公務員法の規定に基づき勧告を行っています。

議会及び知事におかれては、勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第 2 の勧告のとおり実施されるよう要請します。

第2 人事管理に関する課題と取組

1 人材の確保、育成・活用

人口減少や少子高齢化の進行、デジタル化の加速、災害の激甚化などにより、行政課題がますます複雑・多様化する中、質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、これらの課題に的確に対応できる能力と意欲を持った人材の確保・育成が不可欠です。

一方で、早期離職者が増加傾向にあるほか、民間企業や国、他の地方公共団体との人材獲得競争が激化しており、求める人材を確保することがますます困難になっています。特に県職員技術系職種では受験者数が採用予定人数と同程度あるいは下回る職種もあるなど、人材の見極めに一定の制約が生じる状況となっており、組織のパフォーマンス低下や円滑な業務遂行に支障をきたす懸念がある深刻な状況です。

こうした課題に対応するためには、公務職場の魅力を幅広い層に発信し、意欲と行動力のある人材が挑戦しやすい試験制度への見直しを進めるとともに、職員がやりがいを持って働き成長を実感できる環境づくりや「選ばれる」職場づくりを推進していくことが求められます。

(1) 人材の確保

本県の行政職員、教員及び警察官の採用試験等受験者数は、今年度選考方法を一部変更した教員採用選考において前年度より若干増加したものの、いずれも減少傾向にあります。

将来的に必要な職員数や年齢構成を見据えた採用を行うためには、新規学卒者の減少や早期離職の増加といった課題を踏まえ、民間企業等における多様な経験を有する人材や新規学卒者などの潜在的な志望者層を掘り起こし、確保していくことが重要です。

公務職場の魅力を発信するため、本委員会、任命権者それぞれにおいて、採用ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信やガイダンスの実施などに取り組んでいます。今後は、受験者の関心度や志望段階に

応じたニーズを的確にとらえ、民間等の経験を持つ人材に特化した広報、幅広い層に技術系職種の役割ややりがいについて認識してもらえる広報など、戦略的な広報活動を行っていく必要があります。

また、より多くの方に受験してもらうためには、試験制度の見直しも重要です。本委員会では、多様で有為な人材を確保するため、随時試験制度の見直しを行ってきました。令和7年度には県職員採用試験における口述試験の見直し、教員採用選考における試験内容の変更及び警察官採用試験における基礎能力検査の導入など受験者の負担軽減を図ったところです。引き続き、見直しの効果を検証しつつ諸情勢を踏まえた試験制度の見直しを行っていきます。

インターンシップは、学生側と採用側の双方にとって、理解の促進やミスマッチの防止など有用性が高く、学生の就職活動において重要性が増しています。実際の職場に適した優秀な人材を誘致するための方策としてインターンシップを実効的に活用していけるよう、その価値を一層高めるための工夫や、特に技術系職種においてインターンシップを通じて得られた情報を選考過程に活用することなどの研究が必要です。

多様で有為な人材を確保するためには、給与をはじめとする処遇面での改善も重要です。

国においては、行政課題の複雑・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、人材確保を強化するため、官民給与比較の企業規模をこれまでの「50人以上」から「100人以上」としました。本県においても、県行政を支える優秀な人材を確保するため、採用市場での競争力向上が必要であることから、国と同様の見直しを行いました。

また、人事院は、来年度以降公務の職務・職責をより重視した給与体系を含む新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討することとしています。人事院における検討状況について注視していく必要があります。

(2) 人材の育成・活用

知事部局においては、新たに策定される「長野県職員確保・育成基本方針」を職員全体で共有し取組を進めていく必要があります。

教育委員会においては、「長野県教員育成指標」に定めたとおり、各教員が「自ら学び続ける姿勢」を持ち、地域や学校の課題に主体的に関わりながら教育の質を高めていけるよう、環境づくりや支援を行っていく必要があります。

職員の能力を最大限に活かしていくには、研修機会や主体的な学びの機会を充実させるとともに、キャリア形成の視点が重要です。

先行きの不透明さや価値観の変化、定年引上げ、人生100年時代の到来などを背景として、世代を問わずキャリア意識が高まっており、特に若手職員はその傾向が顕著です。職員が自身の強みや個性を認識し目標とする姿を明確にすることは、職員のモチベーションを高めるとともに、組織全体を活性化することにつながります。キャリアについて考える研修や上司との面談を通じた支援などが始まっていますが、キャリア形成の機会をより一層充実させる取組が求められます。

複雑・多様化する行政課題に対応するためには、職員の専門性やキャリア志向に応じた育成や専門性を持つ人材の活用が重要です。令和7年4月から運用が始まったジョブファミリー制度についてはよりよい制度となるよう見直しを行っていく必要があります。

また、社会人採用職員に対しては、年齢やキャリアが多様であることを踏まえたキャリア支援や組織への定着支援を行う必要があります。

職員の成長を促すためには、能力や業績を公正に把握し、評価結果を適切にフィードバックすることも必要です。評価者と被評価者が十分にコミュニケーションを図り適切な目標設定や評価を行うことは、職員の主体性や意欲を引き出すことにもつながります。任命権者には、評価者研修を実施することなどにより、職員の納得感と能力伸長につなげられるよう効果的な運用が求められます。評価結果を昇任や人事配置に適切に反映することも必要です。

令和5年度から定年が段階的に引き上げられています。任命権者においては、高齢期職員がこれまでの知識や経験を生かしながら高いモチベーションを維持して働いて

いけるよう職務内容や役割の明確化、職員の希望や適性を踏まえた職場への配置など人事管理の工夫が求められます。また、高齢期職員の役割や働き方に対する職場全体での理解促進を図ることも必要です。

女性職員の活躍推進に向けては、若いうちから研修の実施などを通じキャリアプランを主体的に考える機会や多様な職務経験機会の提供を行い、能力に応じた登用を進めることが重要です。女性に限らず、すべての職員が仕事と生活を両立しながらキャリアを重ねていけるような働き方の見直しや環境整備が、女性職員の活躍推進につながっていくと言えます。

障がい者の採用や活躍の場の拡大も重要な課題です。法定雇用率の引上げも見据え計画的に採用を進めるとともに、障がいの特性に応じてその能力が十分に発揮されるよう、合理的配慮により職場への定着と活躍の場の拡大を図っていくことが求められます。

会計年度任用職員の勤務条件のうち、給与については、類似の職務に従事する常勤職員との均衡を図り、休暇については国の状況等を踏まえて必要な措置を講じるよう任命権者において取り組んでいるところです。引き続き国や他の都道府県の動向を注視しながら、多様な人材が活躍できる勤務条件を整備していくことが必要です。

2 良好な勤務環境の整備等

職員の能力を最大限に生かすことができる良好な勤務環境を整備するためには、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりや職場の魅力向上が必要です。そのためには、上司と部下が適切にコミュニケーションを取りながら相談や情報共有を行い、風通しの良い職場づくりが求められます。

令和6年度に本格始動した組織風土改革「かえるプロジェクト」により、行政経営理念の浸透や業務の減量化、職場改善などの組織風土改革に取り組んでいますが、これらの取組をより一層進め、職員の働きがいや行政サービスの質を向上させることが

求められます。

(1) 長時間労働の是正

長時間の時間外勤務は、職員の心身の健康確保や業務能率を阻害するだけでなく、「選ばれる」職場づくりの方向性に逆行するものであり、引き続き時間外勤務の縮減に取り組んでいく必要があります。

時間外勤務の縮減には、業務の見直しによる業務量削減と業務の進め方の改善が重要です。

行政課題の複雑・多様化、人材不足、職員の価値観の変化などの状況下で、質の高い行政サービスを提供していくには、組織全体で根本的な業務の見直し・再設計（BPR：ビジネスプロセス・リエンジニアリング）を進め、業務量を削減することが極めて重要です。

また、業務の進め方については、会議の見直しや業務効率化のためのマニュアル化、デジタル技術の活用促進などを通じてさらなる効率化と改善が求められています。

時間外勤務がやむを得ない場合には、管理監督職員の適切なマネジメントによる部下職員の業務管理や時間外勤務の事前命令の徹底などを通じて、適正な勤務時間管理を行う必要があります。

長時間労働の是正については、人事委員会規則において時間外勤務の上限を定めており、任命権者が上限時間を超えて時間外勤務を命ずる場合は、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行っています。

大規模災害への対処など任命権者が認める場合は特例業務として上限時間を超えて時間外勤務を命ずることができることとされていますが、特例業務の範囲については、その趣旨や職員の心身の負担を考慮して厳格に運用する必要があります。また、長時間勤務を行った職員の健康を確保するため、医師による面接指導が確実に行われる必要があります。

本委員会は労働基準監督機関として、引き続き上限時間を超えた時間外勤務の状況を把握しながら、対象事業所に対する指導に一層努めていきます。

教員は、授業準備や学校行事、部活動、生徒指導など多岐にわたる業務を担っており、長時間勤務や心身の負担増が大きな課題となっています。高度専門職にふさわしい処遇を実現し、教員に優れた人材を確保するため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律、いわゆる「給特法」等の改正法が成立しました。

教育委員会は、文部科学大臣が学校における働き方改革の一層の推進のために定める指針に即して、健康や福祉の確保に向けた数値目標の設定、業務の見直し方針、健康管理の具体策を盛り込んだ「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し公表することが義務づけられます。

県教育委員会においては、これまでも「学校における働き方改革推進のための方策」に基づく取組を行ってきており、令和7年7月及び9月には、行政・教育・産業・保護者など多様な関係者が一堂に会する「子どもの学びをトコトン支える県民の会」を開催しました。地域や保護者との連携、外部化の推進など、教員の負担軽減策や子どもの学びを社会全体で支える取組について議論がなされたところです。

給特法等の改正も踏まえ、学校・教員が担う業務の適正化など、一層の働き方改革に取り組み、教員が子どもと向き合う時間を確保し、高度な専門性を発揮できる環境整備に引き続き取り組む必要があります。

(2) 柔軟な働き方の推進

職員のライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、個々の職員の希望や事情を尊重した柔軟な働き方を可能とする環境整備が求められています。本県においては、これまで時差勤務やテレワークなど時間や場所を有効に活用する制度を導入してきているところです。また、令和7年4月からはフレックスタイム制度を導入し、一層の働き方の柔軟化を進めています。

柔軟な働き方の推進に当たっては、こうした制度が積極的に活用されるよう、職員への周知や手続に係る事務負担の軽減、利用しやすい雰囲気醸成等、環境の整備が必要です。

(3) 仕事と生活の両立支援

育児や介護を行う職員が、仕事と生活を両立し、能力を十分に発揮できる環境を整備することは重要な課題です。

本県においては、令和6年5月に成立した民間労働法制の改正内容を踏まえ、部分休業の取得パターンの多様化や時間外勤務免除の対象となる子の年齢の引上げ、家族看護休暇の対象や事由の拡大などの見直しを行い、関連する条例や規則を改正しました。これまでも累次の改正や、任命権者において制度の周知や支援体制の整備を進めてきています。

男性の育児参加については、男性の育児休業取得率の政府目標の引上げも踏まえ、本県でも職場での理解促進や育休取得計画の作成支援など取得率向上に向けた取組を進めているところであり、令和6年度の男性の育児休業取得率は、長野県職員（教職員、警察職員を除く。）が94.2%、教職員が39.7%、警察職員が52.7%となっています。

職員が当たり前に子育てや介護を主体的に行っていけるよう、両立支援に係る制度改正、制度の周知や相談体制の整備、業務の割り振りや代替職員の確保、職場全体でサポートする意識の醸成などの環境整備により一層努めていく必要があります。

(4) 健康づくりの推進

職員が能力を最大限に発揮するためには、心身ともに健康であることが必要です。

任命権者から報告のあった令和6年度の休職者数は、前年度から若干減少したもののメンタルヘルス不調を理由とした休職者の割合は増加しています。

任命権者においては、ストレスチェックの結果を活用した職場環境の改善や高ストレス者へのフォローアップなどメンタルヘルス不調の未然防止を図るとともに、不調者の早期発見・早期対処、長期療養者の職場復帰支援・再発防止の取組を一層強化していく必要があります。

(5) コンプライアンスの推進とハラスメントの防止

県民の信頼や期待に応えるためには、職員が高い倫理観を持って職務に取り組むこ

とが求められます。しかしながら、依然として飲酒運転やわいせつ行為、ハラスメント、不適切な事務処理など、県政への信頼を損なう事案が発生しています。任命権者においては、再発防止の取組の実施、法令遵守と服務規律の確保の徹底に努め、コンプライアンスを一層推進する必要があります。

職場等におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を害するとともに、公務能率の低下を招くものです。任命権者においては、ハラスメントの防止要綱に基づき研修の実施や相談窓口の設置等を行ってきていますが、職場内でのパワー・ハラスメントが依然として存在し、精神的な不調を訴える職員もいます。管理職の意識改革、ハラスメントに対するすべての職員の理解、風通しのよい職場づくりを進め、組織全体でハラスメントのない明るく働きやすい職場環境づくりを進めることが必要です。ハラスメントが疑われる事案がある場合に活用できる相談窓口の周知や対応を充実させることも必要です。

また、いわゆる「カスタマー・ハラスメント」については、近年、社会全体で関心が高まっています。カスタマー・ハラスメントの対応は職員に大きな負担がかかることから、任命権者においては、県民に対する接遇を向上させつつ、組織的な対応により職員の過度な負担を軽減する必要があります。

別紙第 2

勧 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告します。

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 地域手当

6 級地に係る地域手当の支給割合を 100 分の 1.8 とすること。

(2) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度について、国家公務員の改定を踏まえた額とすること。

イ 教育職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 52,100 円とすること。

(3) 通勤手当

ア 令和 7 年 4 月 1 日以降の措置内容

交通用具使用者に対する通勤手当の月額を、次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

(ア) 片道 2 キロメートル以上 75 キロメートル未満 2,460 円に 2 キロメートルを超える距離が 1 キロメートル増すごとに 680 円を加えた額

(イ) 片道 75 キロメートル以上 52,100 円

イ 令和 8 年 4 月 1 日以降の措置内容

交通用具使用者に対する通勤手当の額を、69,100 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とすること。

(4) 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,700 円、医師の宿日直勤務は 22,500 円、人事委員会が定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 6,400 円、学校職員の特別支援学校の寄宿舎における宿日直勤務は 7,400 円、警察職員の警察本部及び警察署における事件の捜査、処理等のための宿日直勤務は 7,700 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,050 円、33,750 円、9,600 円、11,100 円、11,550 円）とし、常直勤務に係る支給月額を 23,500 円とすること。

(5) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和 7 年 12 月期の支給割合

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を 1.275 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当の支給割合を 0.725 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.525 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当及び勤勉手当の支給割合を 0.625 月分とすること。

(ウ) 特定任期付職員

期末手当の支給割合を 0.975 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9 月分とすること。

(エ) 任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.775 月分とすること。

イ 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.7125 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5125 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6 月及び 12 月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.6125 月分とすること。

(ウ) 特定任期付職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.9625 月分

とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

(エ) 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、2の(5)のアについては令和7年12月1日から、2の(1)、(3)のイ及び(5)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

(写)

7人委第191号
令和7年(2025年)11月28日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

意見聴取について（令和7年11月27日付け7議議第79号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第9号 一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

第10号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第13号 長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

全 議 員 様

長野県議会議長 依 田 明 善

令和7年11月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

本日、下記のとおり議会へ出席を要求しました。

記

企画振興部交通政策局長	村 井 昌 久
県民文化部こども若者局長	酒 井 和 幸
観光スポーツ部 国スポ・全障スポ大会局長	北 島 隆 英
建設部リニア整備推進局長	室 賀 荘 一 郎

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

＝ 7・11 定例会 ＝

発言順位	氏 名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	林 和 明	（改革信・ 3）	1 5 分	県政一般について
2	奥 村 健 仁	（新政団・ 6）	1 2 分	県政一般について
3	共 田 武 史	（自民党・ 3 2）	2 0 分	県政一般について
4	荒 井 武 志	（改革信・ 3 4）	1 2 分	県政一般について
5	大 井 岳 夫	（自民党・ 1 9）	2 0 分	県政一般について
6	小 林 陽 子	（改革信・ 2）	1 3 分	県政一般について
7	加 藤 康 治	（公明党・ 1 4）	1 2 分	県政一般について
8	グレート無茶	（新政団・ 5）	1 5 分	県政一般について
9	小 林 君 男	（無所属・ 1 2）	8 分	県政一般について
1 0	両 角 友 成	（共産党・ 3 8）	1 4 分	県政一般について
1 1	竹 内 正 美	（自民党・ 2 8）	2 0 分	県政一般について
1 2	小 山 仁 志	（新政団・ 2 7）	1 5 分	県政一般について
1 3	宮 下 克 彦	（自民党・ 2 9）	2 0 分	県政一般について
1 4	向 山 賢 悟	（自民党・ 1 7）	1 9 分	県政一般について
1 5	和 田 明 子	（共産党・ 4 8）	1 4 分	県政一般について
1 6	早 川 大 地	（自民党・ 9）	1 9 分	県政一般について
1 7	川 上 信 彦	（公明党・ 2 5）	1 0 分	県政一般について
1 8	丸 山 寿 子	（改革信・ 1 1）	1 2 分	県政一般について
1 9	垣 内 将 邦	（自民党・ 8）	1 9 分	県政一般について
2 0	勝 野 智 行	（公明党・ 1 3）	1 1 分	県政一般について
2 1	竹 村 直 子	（改革信・ 1）	1 2 分	県政一般について
2 2	佐 藤 千 枝	（改革信・ 1 0）	1 3 分	県政一般について
2 3	花 岡 賢 一	（改革信・ 2 1）	1 2 分	県政一般について
2 4	望 月 義 寿	（改革信・ 2 2）	1 0 分	県政一般について
2 5	勝 山 秀 夫	（公明党・ 4）	1 0 分	県政一般について
2 6	毛 利 栄 子	（共産党・ 4 7）	1 5 分	県政一般について
2 7	青 木 崇	（自民党・ 7）	1 9 分	県政一般について
2 8	寺 沢 功 希	（自民党・ 3 1）	2 0 分	県政一般について
2 9	清 水 正 康	（新政団・ 1 6）	1 5 分	県政一般について
3 0	宮 澤 敏 文	（無所属・ 4 9）	8 分	県政一般について

決 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年12月 5 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

決算特別委員長 花 岡 賢 一

次の決算は、原案可決及び認定すべきものと決定しました。

第 24 号 令和 6 年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について
(令和 7 年 9 月定例会付託)

第 25 号 令和 6 年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定に
ついて
(令和 7 年 9 月定例会付託)

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 9 項 生活文化費

第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

第 11 款 教 育 費

第 6 項 大学費

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 3 号 令和 7 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 1 号）
案

第 11 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条
例案

第 22 号 交通事故に係る損害賠償について

第 23 号 指定管理者の指定について

第 24 号 指定管理者の指定について

第 25 号 入院措置事務に係る損害賠償について

第 26 号 指定管理者の指定について

県民文化健康福祉委員会請願審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

県民文化健康福祉委員長 清 水 正 康

次の請願は、採択すべきものと決定しました。

請第 15号 地域の医師不足解消を求める意見書提出について

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 239 号 精神障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について
- 陳第 580 号 県立阿南病院の医師確保と持続可能な地域医療について
- 陳第 581 号 長野県立木曽病院の医療体制の維持・強化について
- 陳第 583 号 木曽地域における高齢者福祉政策について
- 陳第 584 号 木曽地域の医療・福祉に係る専門人材の育成支援について
- 陳第 629 号 国に対し、出生数の増加のための抜本的施策の速やかな検討と実施を強く求めることについて
- 陳第 635 号 住民の安全・安心な暮らしについて
- 陳第 638 号 少子化対策の推進と地方の取組への財政支援について
- 陳第 643 号 フリースクール等民間施設及びその利用者に対する経済的支援について
- 陳第 646 号 人権擁護の推進について
- 陳第 647 号 地域医療・保健体制の充実について
- 陳第 648 号 感染症等予防対策の推進について
- 陳第 676 号 住民の安全・安心な暮らしについて
- 陳第 679 号 少子化対策の推進と地方の取組への財政支援について
- 陳第 684 号 フリースクール等民間施設及びその利用者に対する経済的支援について
- 陳第 687 号 人権擁護の推進について
- 陳第 688 号 地域医療・保健体制の充実について
- 陳第 689 号 感染症等予防対策の推進について
- 陳第 726 号 宿泊事業者に求められる外国人来訪記録の電子化について
- 陳第 731 号 観光事業者に求められる外国人来訪記録の電子化について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 清水正康

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について
- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 232号 育休退園制度廃止を求めることについて
- 陳第 242号 在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について
- 陳第 244号 妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について
- 陳第 247号 医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について
- 陳第 248号 長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて
- 陳第 282号 障がい者の自立促進のための農福連携の推進について
- 陳第 325号 高齢者等の交通弱者の移動支援について
- 陳第 487号 上伊那地域への児童相談所の設置について
- 陳第 499号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について

- 陳第 502号 若年成人の末期がん患者を対象とした在宅療養の支援について
- 陳第 517号 木曽郡の医療充実に向けての支援について
- 陳第 526号 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について
- 陳第 528号 国の妊娠・出産包括支援緊急整備事業の見直しについて
- 陳第 559号 児童虐待対応等における支援体制の強化と圏域単位での情報共有の構築について
- 陳第 560号 子どもの放課後における居場所支援の充実について
- 陳第 568号 私立高校入学時タブレット端末代負担支援について
- 陳第 625号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 626号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 649号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 650号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 690号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 691号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 718号 木曽地域の少子化対策について

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について
- (6) 公衆衛生対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和7年12月12日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

県民文化健康福祉委員長 清 水 正 康

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第 46 号 令和7年度長野県一般会計補正予算（第5号）案中

第1条 「第1表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

第2条 「第2表 繰越明許費補正」中の一部

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年12月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 百 瀬 智 之

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 7 項 社会教育費

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 4 号 令和 7 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）案

第 13 号 長野県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 14 号 高等学校設置条例の一部を改正する条例案

第 41 号 情報通信機器の購入について

第 42 号 松本美須々ヶ丘高等学校普通教室棟改修工事変更請負契約の締結について

第 43 号 小諸義塾高等学校（仮称）新棟ほか建築工事変更請負契約の締結について

第 44 号 小諸義塾高等学校（仮称）大体育館ほか建設工事変更請負契約の締結について

環境文教委員会陳情審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 百瀬智之

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 654号 グリーン（脱炭素化）社会の推進について
- 陳第 670号 上下水道施設整備の推進について
- 陳第 695号 グリーン（脱炭素化）社会の推進について
- 陳第 711号 上下水道施設整備の推進について
- 陳第 713号 特別支援教育の充実について
- 陳第 716号 地域の実情を踏まえた部活動の地域展開と支援体制の整備について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 百瀬智之

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

陳第 21号	生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて
陳第 40号	代替講師不足への柔軟な対応について
陳第 63号	専科教員の配置および教育体制の支援強化について
陳第 64号	学校司書配置のための県費支援事業の創設について
陳第 65号	運動部活動の地域移行に係る支援について
陳第 66号	県内町村の学校給食無償化のための財政支援について
陳第 67号	学級編制に関することについて
陳第 93号	木曽谷の教育振興について
陳第 124号	児童生徒に寄り添った教育環境の充実について
陳第 125号	義務教育における教育環境の充実について
陳第 127号	県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて
陳第 233号	登校支援に係る加配教員の配置拡充について
陳第 235号	市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に要する費用について
陳第 236号	スクールソーシャルワーカーの拡充について
陳第 297号	へき地手当支給率の改善について
陳第 301号	教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について
陳第 305号	不適応・不登校児童・生徒への支援充実について
陳第 306号	宿泊行事に関する人材確保について
陳第 308号	全国学力・学習状況調査等の扱いについて
陳第 309号	学校における感染症対策について

陳第 310号	学校自己評価制度について
陳第 311号	学校における働き方改革について
陳第 313号	教員の人事異動・任用について
陳第 314号	主幹指導主事訪問の内容変更にかかわる確認事項について
陳第 324号	小中学校給食費への財政支援について
陳第 343号	長野県阿南高等学校の存続について
陳第 349号	少子化による学校統合の教育課題について
陳第 381号	県立高等学校における学びのD X推進とタブレット端末の県費補助について
陳第 498号	中学校部活動の地域移行の推進に係る経費の財政支援について
陳第 523号	高校生のスクールバス導入・整備に関する支援について
陳第 541号	小規模学校における専科教員の配置基準の見直しについて
陳第 542号	L D等通級指導教室の増設・新設について
陳第 543号	学校給食費の無償化に伴う財政支援について
陳第 544号	多様化した児童生徒へのより細やかな指導の実現を求めることについて
陳第 545号	公立高校が魅力的な特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めることについて
陳第 547号	高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
陳第 548号	特別支援教育の充実について
陳第 549号	臨時的任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について
陳第 550号	定数内臨時的任用職員の解消及び教職員数の増員について
陳第 551号	部活動と小学校の課外活動について
陳第 553号	30人規模学級の継続について
陳第 554号	日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について
陳第 555号	養護教諭に対する代替措置について
陳第 556号	教育予算の確保について
陳第 557号	教職員の生活について
陳第 558号	大町市の学校再編について
陳第 567号	県立高校入学時タブレット端末代負担支援について

陳第 623号 小規模小中学校への教育支援について
陳第 624号 高校再編における中山間地存立校の存続と教育環境の整備について
陳第 639号 学校給食費無償化などの支援策について
陳第 642号 教育環境の整備について
陳第 651号 環境保全対策の推進について
陳第 680号 学校給食費無償化などの支援策について
陳第 683号 教育環境の整備について
陳第 692号 環境保全対策の推進について
陳第 714号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
陳第 715号 教職員の配置について
陳第 717号 木曽郡の実情に合わせた高校づくりについて

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年12月12日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 百 瀬 智 之

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第 46 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 5 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

危機管理建設委員会審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 6 項 防災費

第 7 項 災害救助費

第 9 款 土 木 費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 12 号 長野県都市公園条例の一部を改正する条例案

第 30 号 道路上の事故に係る損害賠償について

第 31 号 一般国道361号道路改築工事（姥神峠道路 0 号橋）請負契約の締結について

第 32 号 一般国道141号道路改築工事（平原大橋）変更請負契約の締結について

第 33 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋）変更請負契約の締結について

第 34 号 一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）変更請負契約の締結について

第 35 号 一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について

第 36 号 松本平広域公園陸上競技場建築工事変更請負契約の締結について

第 37 号 松本平広域公園陸上競技場電気設備工事変更請負契約の締結について

第 38 号 松本平広域公園陸上競技場競技施設整備工事変更請負契約の締結について

第 39 号 松本平広域公園陸上競技場衛生設備工事変更請負契約の締結について

第 40 号 指定管理者の指定について

危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 570号	一般国道418号の改良整備促進について
陳第 571号	主要地方道飯田富山佐久間線の改良整備促進について
陳第 572号	主要地方道天竜公園阿智線の改良促進について
陳第 573号	主要地方道下条米川飯田線の改良促進について
陳第 574号	主要地方道阿南根羽線の改良促進について
陳第 575号	一般県道深沢阿南線の道路防災対策事業の整備促進について
陳第 576号	一般県道大平山松葉線の拡幅改良整備促進について
陳第 577号	南部地域とリニア中央新幹線長野県駅間のアクセス道路整備促進について
陳第 585号	木曽地域の空き家の利活用に向けた柔軟な支援制度について
陳第 587号	木曽地域の道路交通網の整備と木曽川の治水について
陳第 588号	筑北村に係る国道・県道の整備促進について
陳第 589号	県道新田松本バイパスの古見区間の早期完成について
陳第 590号	生坂村に係る県道の整備促進について
陳第 591号	国道403号下井堀地区から下田地区、本町から明治町間の整備促進について
陳第 592号	歩道整備事業（一般県道新田松本線）の整備促進について
陳第 593号	天龍村における国道・県道の改良整備推進等について
陳第 594号	阿南町内の道路・砂防河川整備促進について
陳第 596号	上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジへのアクセス道路の整備促進について
陳第 597号	東御市の河川及び砂防事業の推進について

- 陳第 598号 国道153号における交通安全対策と防災道路機能強化への取組みについて
- 陳第 599号 国道153号飯田南バイパスの早期開通について
- 陳第 600号 国道256号の改良整備と歩行者の安全確保について
- 陳第 601号 国道418号の改良整備の充実について
- 陳第 603号 国道256号にかかる樹木の伐採促進について
- 陳第 605号 中央自動車道西宮線園原インターチェンジのフル規格化について
- 陳第 606号 主要地方道の改良促進等について
- 陳第 607号 主要地方道園原インター線橋梁の拡幅改良整備促進と継続的な維持管理について
- 陳第 608号 県道田中乱橋線の早期改良整備について
- 陳第 609号 県道園原清内路線の計画的な改良と整備について
- 陳第 610号 県道富士見台公園線、弁天橋への歩道設置について
- 陳第 611号 県道深沢阿南線の継続的かつ計画的な維持管理について
- 陳第 612号 豪雨災害に備える早急な河川整備について
- 陳第 613号 一級河川の整備促進について
- 陳第 614号 上村川・平谷川の整備について
- 陳第 615号 急傾斜地崩壊対策及び土石流対策の整備促進について
- 陳第 616号 河畔林整備事業の促進について
- 陳第 630号 災害に備えた公共事業の推進について
- 陳第 632号 防災・減災対策等の強化について
- 陳第 634号 防災力向上のための財政支援について
- 陳第 652号 県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進について
- 陳第 661号 リニア中央新幹線を活用した地域づくり計画の見直しに対する財政支援について
- 陳第 664号 河川の整備促進について
- 陳第 665号 砂防施設の整備促進について
- 陳第 666号 住宅等の耐震化の促進について
- 陳第 667号 空き家対策に対する総合的な支援策の充実について
- 陳第 668号 冬期交通の確保について
- 陳第 671号 災害に備えた公共事業の推進について
- 陳第 673号 防災・減災対策等の強化について
- 陳第 675号 防災力向上のための財政支援について
- 陳第 693号 県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進について

- 陳第 702号 リニア中央新幹線を活用した地域づくり計画の見直しに
対する財政支援について
- 陳第 705号 河川の整備促進について
- 陳第 706号 砂防施設の整備促進について
- 陳第 707号 住宅等の耐震化の促進について
- 陳第 708号 空き家対策に対する総合的な支援策の充実について
- 陳第 709号 冬期交通の確保について
- 陳第 712号 上信自動車道の建設促進について
- 陳第 719号 道路等整備の推進について
- 陳第 720号 道路除雪事業の充実及び克雪住宅普及促進事業補助金の
継続と拡充について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 竹内正美

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 5号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について
- 陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について
- 陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について
- 陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について
- 陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について
- 陳第 257号 被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について
- 陳第 259号 住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について
- 陳第 289号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について
- 陳第 540号 住宅の耐震改修工事に対する補助制度の拡充について
- 陳第 663号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について
- 陳第 704号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について

- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について
- (8) 住宅及び建築行政について
- (9) 災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

産 業 観 光 企 業 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年12月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

産業観光企業委員長 丸 茂 岳 人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 11 款 教 育 費

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 5 号 令和 7 年度長野県電気事業会計補正予算（第 1 号）案

第 6 号 令和 7 年度長野県水道事業会計補正予算（第 1 号）案

第 27 号 指定管理者の指定について

産業観光企業委員会陳情審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

産業観光企業委員長 丸茂岳人

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 627号 地域経済活性化に向けた資金繰り支援策について
- 陳第 628号 地域経済活性化に向けた観光支援策について
- 陳第 644号 公立社会教育施設の充実について
- 陳第 659号 産業人材確保の推進について
- 陳第 660号 観光振興対策の推進について
- 陳第 685号 公立社会教育施設の充実について
- 陳第 700号 産業人材確保の推進について
- 陳第 701号 観光振興対策の推進について
- 陳第 722号 不妊治療に関する企業等への啓発活動を進めることについて
- 陳第 727号 観光産業の振興について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和 7 年12月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

産業観光企業委員長 丸 茂 岳 人

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4 号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
提出について

陳第 275号 令和10年（2028年）第82回国民スポーツ大会・第27回全
国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について

陳第 532号 中小企業融資制度に係る市町村負担軽減の支援について

陳第 534号 U I J ターン就業・創業移住支援事業の要件等の見直し
について

陳第 535号 学習旅行実施に伴う助成について

陳第 536号 陸上競技場公認更新における補助制度の創設について

陳第 653号 地域経済活性化対策の推進について

陳第 694号 地域経済活性化対策の推進について

陳第 723号 宿泊業の振興について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) スポーツの振興について
- (6) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

産 業 観 光 企 業 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年12月12日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

産業観光企業委員長 丸 茂 岳 人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第 46 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 5 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 8 款 商 工 費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年12月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

農政林務委員長 埋 橋 茂 人

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 2 号 令和 7 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 1 号）案

第 28 号 県営かんがい排水事業小田切地区水路トンネル補強工事請負契約の締結について

第 29 号 県営かんがい排水事業菅平地区ダム取水設備更新工事変更請負契約の締結について

農政林務委員会陳情審査報告書

令和7年12月10日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 埴橋茂人

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 578号 森林の適切な整備・保全の推進について
- 陳第 582号 中山間地域における小規模農業の持続可能な振興について
- 陳第 586号 有害鳥獣被害対策強化の推進について
- 陳第 604号 森林や樹木管理の必要性の県民啓発について
- 陳第 617号 森林路網整備について
- 陳第 618号 有害鳥獣対策の充実について
- 陳第 619号 獣害（熊）対策について
- 陳第 620号 林道弓の又線の維持管理への支援について
- 陳第 621号 林業の担い手確保と林業機械の導入・維持管理に係る支援について
- 陳第 622号 松林健全化推進事業の予算確保について
- 陳第 655号 農業・農村対策の推進について
- 陳第 656号 野生鳥獣被害対策の推進について
- 陳第 657号 野生鳥獣被害対策の拡充について
- 陳第 658号 森林・林業対策の推進について
- 陳第 669号 地籍調査事業の推進について
- 陳第 696号 農業・農村対策の推進について
- 陳第 697号 野生鳥獣被害対策の推進について
- 陳第 698号 野生鳥獣被害対策の拡充について
- 陳第 699号 森林・林業対策の推進について
- 陳第 710号 地籍調査事業の推進について

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和 7 年12月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

農政林務委員長 堀 橋 茂 人

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和7年12月11日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畑俊隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 1 款 議 会 費

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費

第 3 項 徴税費

第 11 項 人事委員会費

第 12 項 監査委員費

第 10 款 警 察 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 2 条 繰越明許費の補正中の一部

第 3 条 債務負担行為の補正中の一部

第 4 条 地方債の補正

第 7 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 9 号 一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

第 10 号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 15 号 木曽広域連合規約の変更に関する協議について

第 16 号 当せん金付証票の発売額について

第 17 号 県庁災害対策用発電設備工事変更請負契約の締結について

第 18 号 飯田警察署庁舎ほか建築工事請負契約の締結について

第 19 号 飯田警察署庁舎ほか電力設備工事請負契約の締結について

第 20 号 飯田警察署庁舎ほか空調設備工事請負契約の締結について

第 21 号 交通事故に係る損害賠償について

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和7年12月11日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畑俊隆

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 579 号 地域公共交通対策の推進について
- 陳第 602 号 国県道への横断歩道設置について
- 陳第 631 号 災害に備えた公共事業の財政支援について
- 陳第 633 号 避難所として使用される体育館等や災害対応の役場庁舎
に対する財政支援について
- 陳第 636 号 行政対象暴力に対する適切な措置について
- 陳第 637 号 地方創生の更なる推進について
- 陳第 640 号 町村財政基盤の確立について
- 陳第 641 号 地域公共交通の維持・確保について
- 陳第 645 号 デジタル化施策の推進について
- 陳第 662 号 信州まつもと空港による観光地づくりの推進について
- 陳第 672 号 災害に備えた公共事業の財政支援について
- 陳第 674 号 避難所として使用される体育館等や災害対応の役場庁舎
に対する財政支援について
- 陳第 677 号 行政対象暴力に対する適切な措置について
- 陳第 678 号 地方創生の更なる推進について
- 陳第 681 号 町村財政基盤の確立について
- 陳第 682 号 地域公共交通の維持・確保について
- 陳第 686 号 デジタル化施策の推進について
- 陳第 703 号 信州まつもと空港による観光地づくりの推進について
- 陳第 724 号 観光地への円滑な移動を実現することについて
- 陳第 725 号 安全運転管理者の法定講習のオンライン化を早期に図る
ことについて
- 陳第 728 号 観光地への円滑な移動を実現することについて
- 陳第 729 号 安全運転管理者の法定講習のオンライン化を早期に図る
ことについて

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和7年12月11日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畑俊隆

次の陳情は、下記の理由により、不採択とすべきものと決定しました。

陳第 732 号 職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求めることについて

記

不採択の理由

陳情の趣旨には沿えないため。

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和 7 年12月11日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

総務企画警察委員長 大 畑 俊 隆

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について

陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について

陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について

陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について

陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

陳第 276号 ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について

陳第 522号 地域公共交通に関する支援について

陳第 525号 地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和7年12月12日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 大畑俊隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

第46号 令和7年度長野県一般会計補正予算（第5号）案中

第1条 歳入歳出予算の補正中

歳入全部

歳出

第2款 総務費

第2条 繰越明許費の補正中の一部